第二部

労働運動

I 労働組合の組織現状と組織運動

概要□労働組合の組織状況═わが国の組織水準／産業別組織状況／企業規模別組織状況／組合員数増減の諸要因／主要連合体の組織状況／都道府県別組織状況／組織運動═全国中央組織の組織方針：総評の組織方針／同盟の組織方針／産業別組織の動向：化学／食品／観光／ハイヤー・タクシー／紙・パルプ／建設／公務／都市交通／労働戦線の再編・統一問題：政策推進労組会議の発足／戦線再編・統一問題にたいする諸組織の態度／七七賃闘対策民間労組会議

概要

一、一九七六年六月末現在の単一労働組合員数は一年前より約八万二〇〇〇人減少して約一〇五〇万九〇〇〇人となり、推定組織率は三三・七%となった。労働組合員数の減少は、戦後史上一九五一年いらいはじめてのことである。

一、産業別にみると、一年前にくらべて製造業、農林・漁業・水産養殖業、鉱業、運輸通信業で組合員数が減少したが、サービス業、公務、卸売・小売業、建設業ではなお増加している。

一、民間企業の労働組合における組合員数の変動を企業規模別にみると、組合員数の減少は一〇〇〇人以上の規模の企業の労働組合に集中し、その他のすべての規模で増加している。

一、労働組合の主要連合体のうち、七四年いらい組織人員を増加しはじめた総評は、七六年にも前年にくらべてわずかながら組合員をふやしたが、同盟、新産別、中立労連はそれぞれ組織人員を減少した。そして、組合員総数に占める総評加盟人員の割合は、前年にくらべて〇・一ポイント上昇して三六・六%となった。

一、都道府県別に労働組合員の増減をみると、七六年には、東京、大阪、愛知、神奈川、兵庫、福岡など組合がもっとも集中する六都府県をふくめて、三四の都道府県で組合員数が減少した。

一、総評は七六年七月の第五三回定期大会で七六年春闘の敗北に反省をくわえ、わが国労働組合の企業内体質を克服して国民春闘推進の主体を確立することを目指し、①産業別組織・統一闘争の強化、②地評・地区労の強化などをふくむ組織方針を決めた。同盟は七六年一月の第一二回定期全国大会で、三〇〇万同盟の早期実現を目標に、①未組織の組織化、②全国組織を脱退した組合の同盟加入促進、③官公労の民主化と同盟官公労組織の拡大などを主要な柱とする七六～七七年の組織活動方針を決定した。

一、産業別組織の動向で注目されるのは、①総評傘下の合化労連と化学同盟が組織を統合し七七年八月以降「合化労連・化学同盟一般総連合」を発足させることについて、七七年一月に合意をみたこと、②キリンビール労組の食品労連脱退、③観光労連の連絡協議体から連合体への移行にともなう、交通公社労組の中立労連脱退、④七四年の第三〇回定期大会以後分裂状態にある全自交で、反主流派の勢力が拡大していること、⑤紙パ総連合の同盟加盟（七六年一二月）、⑥国公連が解散し、七六年一〇月に国公労協を結成したことなどである。

一、労働戦線再編の動きとして注目されるのは、七四年結成いらい活動が停滞していた民間労組共同行動会議が七六年一〇月に新たに電機労連を加えて政策推進労組会議を発足させたことである。政策推進労組会議はさらに私鉄総連の参加を求めており、七七年三月には労働戦線再編の地歩をきずく目的で七七賃闘対策民間労組会議が組織されたが、私鉄総連は参加せず、会議も一年かぎりの連絡機関にとどめられた。右派を中心とするこうした動きにたいして、総評主流は批判的であり、とりわけ国労は、七七年五月の拡大中央委員会で、政策推進労組会議の中心勢力である金属と化学の民間労組が七七年春闘で先行的役割を果たしえなかったことを批判し、陸・海・空の交通労働者の総結集、その統一闘争の実現を提唱した。

1　労働組合の組織状況

1　わが国の組織水準

組合員数　一九六七年六月末現在のわが国労働組合員数（単一労働組合員数*）は、前年同期より約八万二〇〇〇人（〇・六%）減少して、約一二五〇万九〇〇〇人であった(第95表)。労働組合員数の減少は、戦後史上、一九五一年いらいはじめてのことである。

戦前に最高四二万余人（一九三六年）をかぞえたにすぎないわが国の労働組合員数は、第二次大戦終了時にはゼロになっていたが、敗戦とともに組織化が再開され、その後組合員数変動はいくつかの時期をへて今日にいたっている。第一期は、敗戦後占領下の「民主化」政策のもとで組合の組織化が破竹の勢いですすんだ時期で、組合員数は一九四五年八月のゼロから出発して、四六年六月末には約

第95表　労働組合数，組合員数および推定組織率の推移

（単位・単一）

年	組合数	組合員数	対前年増減数		対前年増減率		雇用者数	推定組織率
			組合数	組合員数	組合数	組合員数		
		人		人	%	%	万人	%
1966	27,919 (53,985)	10,403,742 (10,308,120)	394 (1,106)	256,870 (238,359)	1.4 (2.1)	2.5 (2.4)	3,042	34.2 (33.9)
1967	28,335 (55,321)	10,566,436 (10,475,869)	416 (1,336)	162,694 (167,749)	1.5 (2.5)	1.6 (1.6)	3,100	34.1 (33.8)
1968	28,840 (56,535)	10,862,864 (10,774,814)	505 (1,214)	296,428 (298,945)	1.8 (2.2)	2.8 (2.9)	3,159	34.4 (34.1)
1969	29,611 (58,812)	11,248,601 (11,143,482)	771 (2,277)	385,737 (368,668)	2.7 (4.0)	3.6 (3.4)	3,196	35.2 (34.9)
1970	30,058 (60,954)	11,604,770 (11,481,206)	447 (2,142)	356,169 (337,724)	1.5 (3.6)	3.2 (3.0)	3,277	35.4 (35.0)
1971	30,500 (62,428)	11,797,570 (11,684,263)	442 (1,474)	192,800 (203,057)	1.5 (2.4)	1.7 (1.8)	*3,388	* 34.8 *(34.5)
1972	30,818 (63,718)	11,888,592 (11,772,008)	318 (1,290)	91,022 (87,745)	1.0 (2.1)	0.8 (0.8)	*3,469	* 34. *(33.9)
1973	31,674 (65,448)	12,097,848 (11,967,333)	856 (1,730)	209,256 (195,325)	2.3 (2.7)	1.8 (1.7)	*3,659	* 33.1 *(32.7)
1974	32,734 (67,829)	12,461,799 (12,325,147)	1,060 (2,381)	363,951 (357,814)	3.3 (3.6)	3.0 (3.0)	*3,676	* 33.9 *(33.5)
1975	33,424 (69,333)	12,590,400 (12,472,974)	690 (1,504)	128,601 (147,827)	2.1 (2.2)	1.0 (1.2)	*3,662	* 34.4 *(34.1)
1976	33,771 (70,039)	12,508,731 (12,374,288)	347 (706)	△ 81,669 (△ 98,686)	1.0 (1.0)	△ 0.6 (△0.8)	3,710	33.7 (33.4)

〔備考〕 1）（　）外は単一労働組合，（　）内は単位労働組合である。単一労働組合とは，単位組織組合と単一組織組合の本部をそれぞれ1組合として，また単位労働組合とは，単位組織組合と単一組織組合の下部（単位扱い組合）をそれぞれ1組合として集計したもの。

2）　雇用者数は総理府統計局「労働力調査」各年6月分による。

3）　推定組織率とは，組合員数を雇用者数で除して算出したもの。なお，＊印は「労働力調査」の雇用者数が補正されたことにより，推定組織率も修正した。

4）　△印は減少を示す。

5）　労働省「昭和51年労働組合基本調査報告」による。

三六八万人、四八年六月末には約六六八万人に達した。第二期は、ドッジ・プランの強行、朝鮮戦争の勃発などを背景に占領軍・政府ならびに資本による組合への攻撃が強められ、労働組合運動が後退を余儀なくされた四九～五〇年以後五六年にいたる時期で、組合員数は減少と停滞を示し、五一年は四八年より約一〇〇万を減じて約五六九万人になった。第三期は、ふたたび運動の前進がはじまった五七年以降六四年にいたる時期でようやくたちなおった労働組合運動は、経済の高成長にもとづく雇用増を背景に比較的容易に組織を拡大することができた。すでに五二年いらい回復にむかいはじめていた組合員数は、五七年にはそれ以前のピークを超えて約六七六万人となり、六四年には約九八〇万人を記録した。第四期は六五年から七四年にいたる時期で、産業「合理化」

と間欠的にみられた景気の一時的後退によってブレーキをかけられつつも、なお進行しつつあった経済の高成長とそれにともなう雇用増にささえられて、組合員数は増加しつづけ、六五年にはそれは一〇〇〇万人、七三年には一二〇〇万人の大台にのった。しかし七四年にはじまる資本主義世界全体にわたる経済危機の進展は、七五年以降、労働組合員数の変動に新しい第五の時期を画しつつある。五二年いらいつづいた組合員数の増加は、七五年にいたってその幅をいちじるしくちぢめ、七六年には約八万二〇〇〇人減へと転じたのである。

＊　ここに掲げた統計表の示す各年の組合員数は、六月末日現在のそれである。組合員数を示す場合に、単一労働組合員数と単位労働組合員数という用語を区別して使っているが、単位労働組合とは、その構成員が個人加入の形式をとり、独自の規約をもち、独自の活動をおこなう組合で、その下部にこうした組織をもたないものをいう。これにたいして単一労働組合とは、その内部に単位労働組合に準じた機能をもつ組織（支部、分会など）があり、かつ構成組合員が規約上すべて当該組織に個人加入する形式をとっている組合をいう。単位労働組合に関する統計は、単位組織組合と単一組織組合の最下部の組織である単位扱い組合とをそれぞれ一組合として集計した結果であり、単一組合に関する統計は、単位組織組合と単一組織組合の本部をそれぞれ一組合として集計したものである。なお単位労働組合と単一労働組合の集計では組合員数に相違が現われるが、これは単一組合内で独自の活動を認められていない下部組合の組合員数が、前者の場合には集計されず、後者の場合には本部の組合員数として集計されるからで、後者すなわち単一労働組合員数の統計が組合員の実数をより正確に示している。

組織率

一九七六年には前年にくらべて労働組合員数が減少したのにたいして、雇用労働者数は若干増大したので、雇用労働者数に占める労働組合員数の割合で示される労働組合推定組織率は、三三・七％と前年を〇・七ポイント下回った（第95表）。

わが国の労働組合組織率は、つぎのような歴史的経過をたどって今日にいたっている。雇用労働者数の集計方法が戦前と戦後で相違しているので、そのまま比較するのでは正確を欠くが、戦前の組織率は最高七・九％（一九三一年）であった（雇用労働者数の集計方法を戦後と同じにすれば七・九％を下回る）。戦後は、一九四五年の〇％からはじまり、四八～四九年には五〇％を超えたが、その後組合員数の減少にともなって低下し、さらに五二年以降組合員数がふたたび増加しはじめたのちも雇用労働者数の増加がそれを上回ったために組織率はなおも低下をつづけ、五九年には最低の三一・一％を記録した。その後六〇～六四年の時期に三二・二％から三五・〇％へと上昇、六五～六七年にふたたび低下の傾向をみせたが、六九～七〇年に三たび上昇して、七〇年には三五・四％と最近におけるピークを示した。しかしその後またまた組織率は低下し、七四年、七五年に若干の回復をみたものの、七六年には三三・七％にとどまった。

国際比較

社会主義国の労働組合組織率は一般的にいって高く、ソ連の労働組合員数は七二年に九〇〇〇万を超えているが、資本主義国で組合員数がわが国のそれを上回っているのはアメリカ合衆国（七二年二〇八九万四〇〇〇人）だけであり、イギリスは一一七五万五〇〇〇人（七四年）、西ドイツは八六二万二〇〇〇人（七五年）である。また組合組織率ではイギリスが五一・五％（七四年）で群を抜き、西ドイツは四〇・三％（七五年）でわが国をかなりの程度上回っているが、アメリカ合衆国は、非農

業雇用者数を基礎にして算出された組織率でさえ二六・七％（七二年）にすぎない。

2　産業別組織状況

産業別組合員数　一九七六年の単一労働組合員数は、全産業でみると、前年にくらべて〇・六％減であったが、これを産業別にみると、七二年をのぞいて七四年まで一貫して増加してきた製造業で、前年にひきつづき約一四万三〇〇〇人（三・一％）の大幅減少がみられたほか、農林・漁業・水産養殖業、鉱業、運輸通信業などで減少となった。他方、組合員が増加したのはサービス業（約二万八〇〇〇人、一・八％）、公務（約一万一〇〇〇人、一・〇％）、建設業（約七〇〇〇人、一・〇％）などであった（第96表）。

これらの増減の結果、七六年における労働組合員の産業別構成はつぎのようになった。製造業は七五年の三六・六％から七六年の三五・七％へと比率を低め、運輸通信業は一六・五％から一六・六％へ、サービス業は一二・三％から一二・六％へ、公務は一一・三％から一一・四％へ、卸売・小売業は五・六％から五・七％へ、建設業は五・四％から五・五％へとそれぞれ比率を高めた（第96表）。

産業別組織率　推定組織率を産業別にみると、最高は公務の七九・九％であり、電気・ガス・水道・熱供給業（七四・一％）、運輸通信業（六三・七％）、金融・保険・不動産業

第96表　産業別労働組合員数および推定組織率（1976年）

（単一）

産業	組合員数		対前年増減数	対前年増減率	推定組織率
	人	%	人	%	%
全産業	12,508,731	100.0	△ 81,669	△ 0.6	33.7
農林，漁業，水産養殖業	108,401	0.9	△ 6,030	△ 5.3	23.6
鉱業	63,362	0.5	△ 2,155	△ 3.3	33.3
建設業	683,221	5.5	6,855	1.0	18.3
製造業	4,459,786	35.7	△143,168	△ 3.1	39.5
卸売業，小売業	710,237	5.7	7,341	1.0	9.6
金融，保険，不動産業	960,154	7.6	△ 1,228	△ 1.3	59.3
運輸通信業	2,081,605	16.6	△ 1,774	△ 0.1	63.7
電気，ガス，水道，熱供給業	229,746	1.8	1,390	0.6	74.1
サービス業	1,573,558	12.6	28,169	1.8	22.4
公務	1,431,010	11.4	10,963	0.8	79.9
分類不能の産業	207,651	1.7	17,968	9.5	—

〔備考〕 1）△印は減少を示す。
2）労働省「昭和51年労働組合基本調査報告」による。

（五九・三%）がいずれも五〇%以上でこれにつづき、製造業は三九・五%であった（第96表）。

3　企業規模別組織状況

企業規模別組合員数　民営企業の単位労働組合員数は一九七六年には前年よりも約一二万一〇〇〇人（一・四%）減少して、約八一一万三〇〇〇人となった。これを企業規模別にみると、従業員一〇〇〇人以上規模企業の労働組合員数が約一三万九〇〇〇人（二・七%）、「その他」で約一万七〇〇〇人（二・一%）減少したほかは、すべての規模で増加している。

組合員数の企業規模別構成　右に示した変化の結果、一九七六年における民営企業単位労働組合員数の企業規模別構成はつぎのようになった。七五年には一〇〇〇人以上規模の組合員が全体の五八・五%を占めていたのが、七六年には五七・七%へと比率を低め、三〇〇～九九九人規模は前年より〇・四ポイント比率を高めて一五・七%、一〇〇～二九九人規模は〇・二ポイント高めて一一・七%、三〇～九九人規模は〇・一ポイント高めて五・二%となり、二九人以下は前年と同じ〇・八%にとどまった（第97表）。

第97表　企業規模別労働組合数および組合員数（民営企業）

（単位）

企業規模	組合数		組合員数		組合員数の対前年増減率	組合員数の1976年構成比
	1975年	1976年	1975年	1976年	1976年	
			人	人	%	%
合計	50,534	51,347	8,933,293	8,812,544	△ 1.4	100.0
1,000人以上	13,960	13,985	5,226,693	5,088,102	△ 2.7	57.7
300～999人	6,750	6,884	1,365,469	1,380,972	1.1	15.7
100～299人	10,110	10,264	1,023,031	1,031,368	0.8	11.7
30～ 99人	11,645	11,914	454,009	461,720	1.7	5.2
29 人以下	5,455	5,725	69,223	72,088	4.1	0.8
その他	2,614	2,575	794,866	778,294	△ 2.1	8.8

〔備考〕 1）その他とは，２企業以上の従業員で組織されるもの（１人１企業のものを含む）および規模不明のものである。
2）△印は減少を示す。
3）労働省「昭和51年労働組合基本調査報告」による。

4　組合員数増減の諸要因

組合員数の増減

第96表にみるように、一九七六年にはわが国の労働組合員数は前年にくらべて単位労働組合員数で約九万九〇〇〇人減少した。こうした組合員数の変化は、既設組合（七五年六月末日までに設立された組合）における組合員数の増減と、七五年七月～七六年六月の期間における組合の新設・解散による組合員数の増減との総合された結果であるが、つぎにみるように、七六年の組合員数の減少は、全体としてみれば主として既設組合員における組合員数の減少によってひきおこされたものである。

すなわち、第98表であきらかなように、七六年における新設組合員数は約二五万人、解散組合員数は約二一万人であり、またこれらのうちから組合の組織変更等にともなう形式上の新設・解散をのぞいた実質的な新設・解散についてみても、実質的解散組合員数の約六万七〇〇〇人にたいして実質的新設組合員数は約一二万人であって、いずれをとっても新設組合員数が解散組合員数を上回っている。

要因別にみた産業別労働組合員数の増減

一九七六年に組合員数が減少した産業は、第96表にみるように農林・漁業・水産養殖業、鉱業、製造業、金融・保険・不動産業、運輸通信業であったが、このうち製造業と運輸通信業では実質

第98表　新設，解散労働組合数および組合員数

（単位）

年	新設				解散				新設－解散
	合計		実質的新設		合計		実質的解散		
	組合数	組合員数	組合数	組合員数	組合数	組合員数	組合数	組合員数	
		人		人		人		人	人
1970	3,735	511,356	2,372	225,249	3,003	431,780	1,777	115,279	79,576
1971	3,709	512,612	2,323	230,875	3,335	435,735	1,966	121,466	76,877
1972	3,624	406,759	2,182	163,472	3,349	349,816	2,068	122,629	56,943
1973	3,715	428,906	2,473	182,234	3,055	340,178	1,600	77,134	88,728
1974	3,742	377,766	2,590	189,354	3,141	287,722	1,752	98,774	90,044
1975	3,189	315,118	2,151	165,076	2,856	242,836	1,651	78,503	72,282
1976	2,807	249,725	1,895	120,352	2,511	206,616	1,546	67,480	43,109

〔備考〕　労働者「昭和51年労働組合基本調査報告」による。

第99表　産業別にみた実質的新設，解散労働組合員数（1976年）

（単位）

産業	実質的新設組合員数 (A)	実質的解散組合員数 (B)	(A) － (B)
全産業	120,352	67,480	52,872
農業	133	89	44
林業，狩猟業	98	456	△ 358
漁業，水産養殖業	19	1,236	△ 1,217
鉱業	188	1,046	△ 858
建設業	4,740	3,350	1,390
製造業	47,276	29,501	17,775
卸売業，小売業	15,240	6,934	8,306
金融，保険業	7,051	975	6,076
不動産業	389	1,780	△ 1,391
運輸通信業	13,976	7,959	6,017
電気，ガス，水道，熱供給業	431	307	124
サービス業	27,101	11,764	15,337
公務	2,091	1,427	664
分類不能の産業	1,619	656	963

〔備考〕 1)　△ 印はマイナスを示す。
2)　労働省「昭和51年労働組合基本調査報告」により作成。

的解散組合員数を実質的新設組合員数が上回り、組合員の減少は既設組合における組合員の減少によりひきおこされたものであることがわかる。しかし、組合員数が減少したその他の産業では、金融・保険・不動産業のうち金融・保険業をのぞいて、いずれも実質的解散組合員数が実質的新設組合員数を上回った（第99表）。

企業規模別実質的新設・解散組合員数

一九七六年の民営企業における実質的新設組合員数は約一〇万一〇〇〇人で、実質的解散組合員数約五万六〇〇〇人を約四万五〇〇〇人上回った。これを企業規模別にみると、新設組合員数が多かったのは一〇〇～二九九人規模（約二万七〇〇〇人）、一〇〇〇人以上規模（約二万六〇〇〇人）、三〇～九九人規模（約二万一〇〇〇人）であり、実質的解散組合員数が多かったのは一〇〇〇人以上規模（約一万八〇〇〇人）、三〇～九九人規模（約一万一〇〇〇人）、一〇〇～二九九人規模（約一万人）であった。しかしいずれの規模も実質的新設組合員数が実質的解散組合員数を上回った（第100表）。

5　主要連合体の組織状況

労働組合の連合体

労働組合の連合体を、①全国的（加盟組合が全国的に分布するもの）、②地方的（数都道府県に分布するもの）、③府県的（一都道府県に分布するもの）、④地区的（一市町村または隣接市町村に分布するもの）連合体の四種

第100表　民営企業における企業規模別にみた実質的新設，解散労働組合員数（1976年）

（単位）

企業規模	実質的新設組合員数 (A)	実質的解散組合員数 (B)	(A) — (B)
合計	100,960	56,383	44,577
1,000人以上	25,892	17,820	8,072
500 ～ 999人	7,589	2,537	5,052
300 ～ 499人	10,187	6,093	4,094
100 ～ 299人	27,267	9,449	17,818
30 ～ 99人	20,848	10,863	9,985
29人以下	4,503	4,408	95
その他	4,673	5,213	△ 540

〔備考〕 1) △ 印はマイナスを示す。
2) 労働省「昭和51年労働組合基本調査報告」による。

第101表　地域および組合の種類別連合団体数

地域	合計		連合組織		協議組織	
	1975年	1976年	1975年	1976年	1975年	1976年
合計	5,325 (100.0)	5,394 (100.0)	1,046 (19.6)	1,079 (20.0)	4,279 (80.4)	4,315 (80.0)
全国的	268 (100.0)	290 (100.0)	164 (61.2)	184 (63.4)	104 (38.8)	106 (36.6)
地方的	433 (100.0)	429 (100.0)	159 (36.7)	152 (35.4)	274 (63.3)	277 (64.6)
府県的	1,449 (100.0)	1,572 (100.0)	429 (29.6)	460 (29.3)	1,020 (70.4)	1,112 (70.7)
地区的	3,175 (100.0)	3,103 (100.0)	294 (9.3)	283 (9.1)	2,881 (90.3)	2,820 (90.9)

〔備考〕 1) 連合団体とは，労働組合の団体加盟の形式をとる組合をいい，その連合団体のうち加盟組合の連絡，相互援助等のみを目的とするものを「協議組織」，その決定が加盟組合を拘束しうるものを「連合組織」という。
2) 全国的とは，連合団体傘下の加盟組合が全国に分布するもの。
3) 地方的とは，2以上の都道府県に分布するもの。
4) 府県的とは，1都道府県内に分布するもの。
5) 地区的とは，1市町村内または隣接市町村に分布するもの。

類に分けてみると、一九七六年には全国的連合体は二九〇（前年より二二増）、地方的連合体は一五七二（前年より一二三増）、地区的連合体は三一〇三（前年より七二減）で、それらの合計は五三九四（前年より六九増）であった（第101表）。

これらの連合体のうち全国的連合体の連合組織の形をとっているものに全日本労働組合総評議会（総評）、全日本労働総同盟（同盟）、全国産業別労働組合連合（新産別）、および中立労働組合連絡会議（中立労連）の四があり、これらは通常「労働四団体」と呼ばれている。これら四団体のうち、真に労働組合のナショナル・センターとして機能しているのは、総評と同盟の二つである。中立労連は七四年一〇月にはじめて大会を開いて労連としての活動方針を決め、また連絡協議機関としての活動を強化する目的で組織を整備し主体性の確立をはかることを決定したが、しかしなお中立の全国単産の連絡機関の性格を脱していないし、新産別はその組織があまりに小さいので、これら二つは労働組合中央組織としての機能を果たしているとはいえない。

以上四団体に所属する組合員数は、七六年には前年にくらべて約七万一〇〇〇人減少して約八二〇万八〇〇〇人であり、わが国の労働組合員数に占める割合は〇・二ポイント低下して六五・六％となった。これにたいし、以上四団体以外の上部組合に加盟する組合員数は約三六〇万一〇〇〇人（二八・八％）、いずれの上部団体にも加盟しない組合員数は約一〇九万（八・七％）であった（第102表）。

四団体別に組合員数の動きをみると、つぎのとおりである。

第102表　主要団体別労働組合員数の推移　　（単一）

年	合　計	総　評	同　盟	新産別	中立労連	4団体以外の上部組合	無加盟
	人	人	人	人	人	人	人
1971	11,797,570 (100.0)	4,244,820 (36.0)	2,172,058 (18.4)	76,302 (0.6)	1,349,951 (11.4)	3,002,460 (25.4)	1,107,090 (9.4)
1972	11,888,592 (100.0)	4,266,835 (35.9)	2,225,928 (18.7)	72,891 (0.6)	1,392,703 (11.4)	2,985,589 (25.1)	1,095,510 (9.2)
1973	12,097,848 (100.0)	4,341,265 (35.9)	2,277,883 (18.8)	70,041 (0.6)	1,374,344 (11.4)	3,316,517 (27.4)	1,103,040 (9.1)
1974	12,461,799 (100.0)	4,457,387 (35.8)	2,312,513 (18.6)	71,375 (0.6)	1,401,148 (11.2)	3,503,943 (28.1)	1,110,286 (8.9)
1975	12,590,400 (100.0)	4,573,313 (36.3)	2,266,087 (18.0)	69,678 (0.6)	1,369,294 (10.9)	3,604,040 (28.6)	1,100,873 (8.7)
1976	12,508,731 (100.0)	4,578,911 (36.6)	2,208,863 (17.7)	66,163 (0.5)	1,354,183 (10.8)	3,600,836 (28.8)	1,089,501 (8.7)
対前年増減数(人)	△ 81,669	5,598	△ 57,224	△ 3,515	△ 15,111	△ 3,204	△ 11,372
対前年増減率(%)	△ 0.6	0.1	△ 2.5	△ 5.0	△ 1.1	△ 0.1	△ 1.0

〔備考〕 1)　2以上の主要団体に加盟している組合の組合員数は，それぞれの主要団体に重複集計してあるので，主要団体別の組合員数の合計とは一致しない。
2)　（　）内の数字は構成比を示す。
3)　労働省「昭和51年労働組合基本調査報告」による。

総評

総評の加盟組合員数は、六四年に同盟が発足していらい伸びなやみ、労働組合員総数に占める割合も年々低下する傾向にあった。ところが七四年いらい流れが変わり、総評は七四年約一一万六〇〇〇人、七五年約一一万六〇〇〇人と加盟組合員数を増加しただけでなく、七五年にはわが国の組合員数に占める割合も〇・五ポイント上昇した。七六年には総評加盟組合員数は約四五七万九〇〇〇人で、その増加は約六〇〇〇人にとどまったが、その他の連合体の加盟組合員数といずれの団体にも加盟しない組合の組合員数が減少したため、組合員総数に占める割合は〇・三ポイント上昇して三六・六%となった（第102表）。

加盟組合のうち組合員数が増加した主な組合は全日本自治団体労働組合（自治労）約一万一〇〇〇人増、日本教職員組合（日教組）約八〇〇〇人増、全国電気通信労働組合（全電通）約七〇〇〇人増、国鉄労働組合（国労）約六〇〇〇人増であり、組合員が減少した主な組合は全国金属労働組合（全国金属）約一万三〇〇〇人減、全国一般労働組合（全国一般）約一万一〇〇〇人減、全日通労働組合（全日通）約五〇〇〇人減であった。

なお、全司法、全商工など前年まで各組合ごとに加盟していた組合と全気象、全行管など未加盟であった組合とが、七五年一〇月日本国家公務員労働組合連合会（国公労連）を結成して、総評に加盟した。

同盟

同盟は七二年まで一貫して総評を上回る組織拡大をすすめ、組合員総数に占める比率を毎年高めてきたが、七三年にいたって増加組合員数で総評を下回るようになり、七五年にはついに組合員数を約四万六〇〇〇人（二・〇%）減少させたが、七六年にもひきつづき約五万七〇〇〇人減で、その傘下組合員数は約二二〇万九〇〇〇人となり、わが国労働組合員数に占める割合も七五年の〇・六ポイント低下につづいて七六年には〇・三ポイント低下して一七・七%となった（第102表）。

組合員数が減少した主な組合は、ゼンセン同盟約三万三〇〇〇人減、全国金属産業労働組合同盟（金属同盟）約九〇〇〇人減、鉄道労働組合（鉄労）約七〇〇〇人減、全日本海員組合（海員）約六〇〇〇人減であった。

新規加盟組合には総理府統計局労働組合（統計労組）約一五〇〇人があった。

新産別

新産別はこのところ加盟組合員数が年々減少する傾向にあるが、七六年にも約四〇〇〇人を減じてその加盟組合員数は約六万六〇〇〇人となった。傘下組合のうち組合員数の減少幅が大きかったのは全国機械金属労働組合（全機金）で、約三〇〇〇人減であった。

中立労連

中立労連傘下組合員数は、七五年の約三万二〇〇〇人減につづいて七六年にも約一万五〇〇〇人減少し、約一三五万四〇〇〇人となり、わが国労働組合員数に占める割合も前年より〇・一ポイント減じて一〇・八%となった（第102表）。

加盟組合のうち組合員数が減少した主な組合は全日本電機機器労働組合連合会（電機労連）約一万四〇〇〇人減、全日本食品労働組合連合会（食品労連）約五〇〇〇人減であり、組合員数が増加したのは全国建設労働組合総連合（全建総連）約五〇〇〇人増、全国生命保険労働組合連合会（生保労連）約四〇〇〇人増である。

主要連合体の産業別組織状況

労働組合員数を産業別に分けると、製造業（三五・七%）、運輸通信業（一六・六%）、サービス業（一二・六%）、公務（一一・四%）の四部門で全体の七六・三%を占めることになる（第96表）。これらの各部門における各主要団体の組織状況をみると、製造業で最大の組織をもっているのは同盟で、この部門の組合員数の二九・七%（対前年比〇・二ポイント低下）を傘下におさめ、総評（一八・二%、対前年比〇・一ポイント上昇）、中立労連（一五・八%、対前年比〇・二ポイント低下）がこれにつづいている。運輸通信業、サービス業では総評がいずれも六割近くを占め、公務では総評が八九・八%を占めている（第103表）。

また農業、漁業・水産業、卸売・小売業、金融・保険業、不動産業では、四団体のいずれにも加盟しないものが過半数を占めている（第103表）。

主要連合体の適用法規別組織状況

労働組合員数を適用法規別に分けると、一九七六年に労働組合法適用組合員数は約九〇七万三〇〇〇人（七二・五%）でもっとも多く、ついで地方公務員法適用組合員の約一八九万六〇〇〇人（一五・二%）、公共企業体等労働関係法適用組合員約一〇二万五〇〇〇人（八・二%）、国家公務員法適用組合員約二八万七〇〇〇人（二・三%）、地方公営企業労働関係法適用組合員約二二万九〇〇〇人（一・八%）の順になっている（労働省「昭和五一年労働組合基本調査報告」による）。

これら適用法規別組合員数に占める四団体加盟別組合員数をみると、労働組合法適用組合員数については、同盟が二二・九%でもっ

第103表　産業別労働組合員数の主要団体別構成比

（単位・%）

産業	合計	総評		同盟		新産別		中立労連		その他	
		1975	1976	1975	1976	1975	1976	1975	1976	1975	1976
全産業	100.0	36.5	36.8	18.1	17.8	0.6	0.5	10.9	10.8	37.4	37.4
農業	100.0	21.0	24.9	19.5	22.3	—	—	7.4	0.4	52.2	52.4
林業，狩猟業	100.0	78.6	78.5	13.6	13.7	—	—	—	—	7.8	7.8
漁業，水産養殖業	100.0	0.3	0.3	12.9	13.0	—	—	17.4	18.8	69.4	67.9
鉱業	100.0	55.4	54.6	16.9	16.8	0.1	0.1	2.6	3.0	25.0	25.5
建設業	100.0	19.1	19.9	4.6	4.5	—	—	35.1	35.5	42.0	41.8
製造業	100.0	18.1	18.2	29.9	29.7	1.3	1.3	16.0	15.8	39.7	40.0
卸売業，小売業	100.0	7.8	7.0	22.5	23.1	0.1	0.1	4.1	4.3	74.0	74.0
金融，保険業	100.0	2.3	2.3	1.1	1.2	—	—	32.0	32.4	65.2	64.8
不動産業	100.0	26.5	29.6	6.7	8.1	0.0	0.0	0.2	0.4	87.4	86.9
運輸通信業	100.0	59.1	59.4	20.9	20.2	0.4	0.4	0.6	0.6	24.1	24.2
電気，ガス，水道，熱供給業	100.0	26.1	26.2	61.4	61.5	—	—	10.1	10.1	2.7	2.5
サービス業	100.0	57.0	57.2	4.2	4.1	0.0	0.0	0.9	0.9	39.0	38.9
公務	100.0	89.3	89.8	1.5	1.6	—	—	—	—	9.3	8.8
分類不能の産業	100.0	27.4	25.6	8.0	8.7	0.1	—	1.5	1.4	63.1	64.3

〔備考〕 労働省「昭和51年労働組合基本調査報告」による。

第104表　適用法規および主要団体別労働組合員数の構成比

（単一）（%）

主要団体	合計		労組法		公労法		地公労法		国公法		地公法	
	1975	1976	1975	1976	1975	1976	1975	1976	1975	1976	1975	1976
合計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
総評	36.3	36.8	17.8	17.9	85.7	86.4	71.0	72.0	74.9	77.6	90.1	89.9
同盟	18.0	17.7	22.9	22.9	13.3	12.7	1.6	1.0	3.7	4.3	0.5	0.6
新産別	0.6	0.5	0.8	0.7	—	—	—	—	—	—	—	—
中立労連	10.9	10.8	14.9	15.0	—	—	0.4	0.4	—	—	—	—
その他	37.4	37.4	47.9	48.2	0.9	0.9	27.9	27.4	21.4	18.1	9.4	9.5

〔備考〕 労働省「昭和51年労働組合基本調査報告」による。

とも多く、総評一七・九%、中立労連一五・〇%、新産別〇・七%となっているが、四団体のいずれにも加盟しないものが四八・二%におよんでいる（第104表）。

国家公務員法、地方公務員法、公企体等労働関係法、地方公営企業労働関係法の各適用組合員数の大部分は、総評に加盟しているが、公労法適用組合員数の一二・七%を同盟が占め、地方公営企業労働関係法、国家公務員法、地方公務員法の各適用組合員数のそれぞれ二七・四%、一八・一%、九・五%は四団体のいずれにも加盟していない（第104表）。

6　都道府県別組織状況

都道府県別組合員数

都道府県別に単位労働組合員数をみると、一九七六年には東京の約二一三万六〇〇〇人を筆頭に大阪約一一一万六〇〇〇人、愛知約七八万人、神奈川約七七万五〇〇〇人、兵庫約五九万三〇〇〇人、北海道約五二万人、福岡約四八万五〇〇〇人がつづいており、北海道をのぞくこれら六都府県に組合員総数の四七・五%（約五八八万四〇〇〇人）が集中している（第105表）。七六年には東京（約二万人減）、大阪（約一万六〇〇〇人減）をはじめ、これら六都府県をふくむ三四都道府県で組合員数が減少し、その他の県で若干組合数が増加した（第105表）。

主要連合体の都道府県別組織状況

都道府県別単位労働組合員数に占める労働四団体の各加盟組合員数ならびにそのいずれにも加盟していないものの比率をみると、総評は北海道、青森、岩手、秋田、山梨、和歌山、熊本、大分、沖縄の一道八県で五〇%以上を占めるほか、宮城、山形、福島、茨城、千葉、新潟、石川、福井、長野、京都、兵庫、奈良、鳥取、島根、岡山、山口、徳島、愛媛、高知、福岡、長崎、宮崎、鹿児島の二三府県で最大の比率を占め、合計して三二道府県で最大の比率を占めている。

第105表　都道府県別労働組合員数とその主要団体別構成比（1976年）　（単位）

都道府県	組合員数	対前年増減数	対前年増減率	構成比 総評	同盟	新産別	中立労連	その他
	人	人	%					
合計	12,374,288	△ 98,686	△ 0.8	36.8	17.8	0.5	10.8	37.4
北海道	520,401	△ 385	0.0	55.2	8.2	0.0	6.7	32.5
青森	92,073	1,031	1.1	56.9	12.3	0.1	5.5	28.8
岩手	123,292	△ 313	△ 0.3	56.2	12.0	0.0	6.5	28.4
宮城	187,405	1,102	0.6	42.7	11.5	0.1	12.2	36.7
秋田	119,859	△ 1,184	△ 1.0	50.2	9.3	0.0	5.2	37.4
山形	112,184	△ 2,691	△ 2.3	44.8	11.5	2.0	16.0	28.0
福島	181,459	△ 488	△ 0.3	43.7	20.2	1.5	8.5	28.5
茨城	203,025	2,678	1.3	38.4	8.3	0.1	24.0	30.6
栃木	160,444	△ 315	△ 0.2	30.2	17.8	0.0	15.0	44.8
群馬	157,649	△ 492	△ 0.7	38.6	10.7	1.0	13.4	39.1
埼玉	324,265	2,144	0.7	28.7	21.0	0.3	14.7	41.4
千葉	277,167	△ 2,423	△ 0.9	42.5	14.8	0.2	11.4	33.2
東京	2,135,624	△ 20,365	△ 0.9	29.8	17.1	0.6	11.6	43.9
神奈川	774,542	△ 8,648	△ 1.1	27.7	21.5	1.3	18.7	40.9
新潟	244,304	670	0.3	41.3	22.2	0.7	4.6	34.1
富山	139,008	△ 1,217	△ 0.9	37.0	17.4	4.4	3.2	40.1
石川	109,259	369	0.3	47.6	24.0	0.0	4.8	25.5
福井	80,632	△ 48	△ 0.1	37.0	29.4	—	9.2	25.5
山梨	55,663	423	0.8	53.4	6.7	—	6.8	34.3
長野	229,993	△ 3,001	△ 1.3	39.1	11.9	0.1	13.6	37.2
岐阜	166,331	△ 3,562	△ 2.1	31.7	26.9	0.0	8.7	36.4
静岡	360,522	△ 6,829	△ 1.9	31.3	20.3	0.4	11.6	41.7
愛知	780,384	△ 8,098	△ 1.0	27.8	18.4	0.7	8.0	48.9
三重	186,092	△ 4,318	△ 2.3	34.0	14.8	0.1	16.2	36.2
滋賀	106,030	394	0.4	25.9	23.0	2.0	13.6	38.1
京都	252,010	△ 2,113	△ 0.8	43.2	16.0	4.6	8.6	31.7
大阪	1,116,249	△ 16,254	△ 1.4	34.6	22.3	0.2	11.1	35.1
兵庫	592,495	△ 4,171	△ 0.7	39.3	20.7	0.0	12.1	29.9
奈良	71,760	1,269	1.8	46.5	12.1	—	16.6	26.0
和歌山	96,346	637	0.7	51.8	15.9	—	6.7	27.4
鳥取	56,755	△ 1,748	△ 3.0	49.1	13.6	—	4.1	36.8
島根	72,645	△ 419	△ 1.6	40.8	22.7	—	4.4	33.6
岡山	205,410	△ 635	△ 0.3	35.7	28.6	—	9.4	30.5
広島	355,586	△ 5,903	△ 0.6	32.4	21.8	0.0	7.7	39.4
山口	168,928	△ 1,672	△ 1.0	43.0	16.7	1.6	12.0	31.9
徳島	71,317	△ 950	△ 1.3	38.6	17.7	—	12.3	33.8
香川	95,367	2,120	2.3	32.5	19.3	0.0	10.8	38.9
愛媛	123,692	△ 3,785	△ 3.0	39.0	23.9	—	7.1	31.8
高知	72,248	△ 466	△ 0.6	43.4	13.2	—	9.3	35.8
福岡	485,026	△ 6,241	△ 1.3	42.6	9.0	0.0	9.0	42.2
佐賀	81,600	355	0.4	34.3	13.7	—	13.8	39.3
長崎	131,855	△ 2,204	△ 1.6	35.4	32.1	0.3	8.9	24.9
熊本	120,842	2,352	2.0	52.3	17.6	—	4.9	27.0
大分	103,492	△ 564	△ 0.5	53.7	12.5	—	7.8	27.5
宮崎	92,838	△ 1,604	△ 1.7	38.0	32.2	0.2	5.3	27.6
鹿児島	112,465	△ 668	△ 0.6	49.9	9.8	—	5.0	36.2
沖縄	67,755	△ 456	△ 0.7	66.5	12.4	—	6.7	15.1

〔備考〕 1)　△ 印は減少を示す。
2)　2以上の主要団体に加盟している組合の組合員数は，それぞれの主要団体に重複集計してあるので，主要団体の組合員の構成比の計はかならずしも100にならない。
3)　労働省「昭和51年労働組合基本調査報告」による。

同盟は長崎、宮崎で三〇%以上を占めているが、どの都道府県においても最大比率を占めておらず、また総評を上回る比率も占めていない。

四団体のいずれにも加盟していないものの組合員数が最大の比率を占めているのは栃木（四四・八%）、群馬（三九・一%）、埼玉（四一・四%）、東京（四三・九%）、神奈川（四〇・九%）、富山（四〇・一%）、岐阜（三六・四%）、静岡（四一・七%）、愛知（四八・九%）、三重（三六・二%）、滋賀（三八・一%）、大阪（三五・一%）、広島（三九・四%）、香川（三八・九%）、佐賀（三九・三%）の一五都府県である（第105表）。

2 組織運動

1 全国中央組織の組織方針

総評の組織方針

総評は一九七六年七月一九～二三日に東京の文京公会堂で開催された第五三回定期大会で、「国民春闘の旗を掲げて三年目、今次七六年春闘でも賃金闘争、制度闘争の両面でみるべき成果をあげえなかった」ことに反省をくわえ、「低成長下の闘いでは、すべての要求は質と量を含む〝力〟を背景に闘いとる〟ことなくしては成果をあげえない」との立場から、職場と産業別の組織を強化し、とりわけ民間労働運動の強化、労働戦線の統一、政党をふくめての反独占民主主義統一戦線の結成をめざす「一九七六年度運動方針」を採択したが、そのなかで組織方針をつぎのように決めた（大会については II－II「主要な労働組合の大会」参照）。

【総評一九七六年度運動方針・各論(7)「組織の強化・拡大と共闘・統一行動の発展のために」（要旨）】

㈠ 問題の所在と基本的立場

(1)政府・財界は今年度もスタグフレーション下において資本と権力にとっての危機を乗り切るための政策として、労働者と国民に対して低賃金と低福祉を強要してきた。

(2)このような政府・独占の路線に対抗するのが国民春闘であるが、われわれの闘いは、①賃金闘争と制度・政策闘争の結合、②国民春闘を通年化闘争として追及する実践的な方針の確立と具体化、③革新政党、労働四団体、民主団体など国民各階層との協力、共闘の確立などについて十分な討論と意志統一がないままに闘いがすすめられた結果、七五春闘にひきつづき、秋、年末闘争から七六春闘においても必ずしも十分な成果をあげえなかった。われわれが組織の強化・拡大と共闘・統一行動をはかる基本的立場は、このような運動状況のなかで日本の労働者・労働組合が企業内体質を克服し、国民春闘を推進する中心的勢力としての主体を確立することである。

㈡ 産業別組織・統一闘争体制の強化

(1)先進資本主義国における賃金決定にあたっては金属関係労組が重要な位置を占める。日本も例外ではなく昭和三九年以降その傾向は年々強められている。したがって金属産業を中心とする民間基幹産業労組の闘争力を強化することは、今後の低成長下の賃金闘争を発展させるための重要な戦略的課題である。関係各組と協力し、長期展望に立ってその闘争力強化につ

とめなければならない。

(2)七六春闘の賃闘が全体としてガイドゾーンの枠内に押え込まれるなかで、観光労連、ホテル労連、全海連などの単産や全金大阪、合化傘下拠点組合が自力で先進的な闘いを組織し、ガイドゾーンを突破したこと、多くの中小企業の組合が五月段階に入ってもねばり強く闘いを継続し、全体として賃上げ水準を平準化させたことは今後の低成長下の賃金闘争を組織するに当って多くの教訓をわれわれに与えている。むろん、一部の単産、単組だけが長期にわたって先進的な闘いを組織し、高い賃金、労働条件を維持することは資本の抵抗が強められ困難となる。したがって、より多くの単産、単組が上部団体の相違をのりこえて、交流、共闘を強化し、自力で長期にねばり強く闘う組合を拡大しなければならない。

(3)産業別組織、統一闘争体制の強化の出発点は、職場労働における人間性の回復を基礎に、あらゆる労働条件の協定化と遵守がなされなければならない。そのためには①職場における組合活動ができる体制の確立、②職場交渉権の確立、③組合員教育の強化と活動家の育成、④幹部活動家と組合員との交流の活発化、などが前提条件となる。同時に、職場での労働運動の構築は、企業連、産業別組織の運動と一体のものとして追及されなければ前進しない。構造変化や合理化攻撃の実態、そのなかでの労働者の要求に答えて、産業別レベルでの運動課題の設定とその具体的な追及を通じて産業別統一闘争、組織強化につとめなければならない。

(4)労働者の世代にもとづく価値感の相違や要求が多様化している状況のなかでは、産業別の統一闘争課題は積極的に拡大されなければならない。とくに低成長下で進められている首切り、合理化攻撃は資本にとっての人件費コスト負担を軽減させる主要戦略であり、雇用の闘いを重視しなければならない。したがって賃金、雇用、時間短縮、労災補償、定年延長など従来から取り組んできた課題はむろんのこと、とくに要員、職業、技能教育、福利厚生などへの積極的なとりくみや、協約闘争を進めることが重要となっている。そして、協約、協定化の積み上げを通じて産業別統一基準の獲得につとめ、条件のあるところでは積極的に労組法第一七条、最賃法第一一条、第一六条などを活用して、中立、未組織労働者への規制力を拡大しなければならない。このような運動の前進とあいまってはじめて、制度闘争が飛躍的に発展することとなる。

(5)産別組織の活動領域の拡大は、調査活動にもとづく政策形成能力や宣伝、組合員教育、オルグ体制、共済活動など産別組織としての機能強化が求められるし、産業別統一闘争体制の強化に関連しては、集団交渉、対角線交渉の体制確立、スト権の集約、長期ストを闘い抜くためのスト資金の積み立て、要求から妥結までの大衆路線の徹底、全員投票制の確立などが重視されなければならない。とくに低成長下での闘いは従来以上に力の対決とならざるを得ないので、短期間のストライキや闘争の終結時期がはじめから明らかなような戦術設定は改め、粘りづよい交渉を進めストに突入したら長期、無期限ストライキを原則とする考え方と体制確立につとめなければならない。

(6)官公労働者のスト権奪還闘争は基本的人権にもとづく要求であるとともに、労働組合の闘争力の強化、労働運動の飛躍的な強化、発展という側面からも重要視されなければならない。また自治体関係労働者に対しては地方財政の危機が深まるなかで賃金、労働条件の改悪の攻撃が強められているが、このことは同時に住民福祉の後退や地方自治の危機につらなるので、関係組合間の共闘の強化、革新自治体との連携、地域住民との連帯などを重視して対処する。

(7)このような産別強化、統一闘争体制の確立のための具体的な追及との関連で、大産業別共闘の強化やナショナル・センターとしての総評の任務と役割、とくに統一的な指導体制の確立につとめる。

(8)総評は以上のような問題意識を基礎に、各単産の協力のもとに昨年度は産業別組織の実態調査を行なったが、できる限り早い機会に、産業別組織統一闘争体制の強化のための交流・討論集会を開催する。

㈢　中小・臨時・下請労働者対策の強化

(1)中小零細企業に働く労働者は、高成長から低成長への転換といわれる情勢変化のなかで、一層のしわよせを強要されている。臨時、下請労働者も同様である。企業の脆弱な経営基盤、ほとんどの中小零細企業が、いずれかの大企業の系列下に組み込まれ労務政策にまで介入されている現状のも

とで、個々の企業内で、不当な格差を強いられている労働者の諸条件を抜本的に改善することは困難な状況である。このような状態を克服するためには、最低賃金制や雇用保障制度の確立などを中心とする社会的な規制措置が不可欠である。本工労働者中心の課題の追及へ質的転換を労働組合運動からすべての労働者に共通する強化の立場からはからなければならない。七六春闘において地域共闘が果した中小分野における一定の役割、福岡の一中小下請企業で出された雇用合理化に対して、親企業労組も含めたストライキ体制の確立によって資本に反撃した闘争例など、部分的ではあるが先進的闘いがすすめられている。従来いわれてきた中小企業政策としての観点で、労働者問題が第二義的に位置づけられがちであった。今後の中小労働運動のあり方、全体の運動のなかにおける中小労働運動の位置づけなど新たな観点での中小政策の確立が要請されており、関係単産、県評の協力をえて追及することとする。

(2)中小・臨時、下請労働者の多数は、未組織状態で放置されている。組織労働者の戦列に加えることが重要である。未組織労働者を組織し、産業別、地域別統一闘争を通して諸条件の改善を闘いとり、さらに、戦列の拡大につとめなければならない。労働相談所の設置、活動家集団を中心とする体制確立など、中小、未組織労働者との連帯活動を持続的に追及していく。

(3)高成長政策が遂行される過程で、政府・独占資本がつくりだした臨時・パート・下請労働者は、新たな低賃金層として問題視されてきた。昨年度の大会において、臨時・下請労働者対策に系統的にとりくむことを決定したが、一年間のとりくみは十分とはいえない。すでに認識した基本的視点、実態調査などをふまえ、産業別組織の強化、拡大の問題と合せ、各単産、単組などの協力をえて具体的にとりくみをすすめる。

㈣ 地評・地区労の強化

(1)総括のなかでも明らかにした通り、この一年間、地評、地区労を中心とする地域共闘は新たな前進を開始した。われわれはこの経験を前向きに検討し、さらに発展させなければならない。それぞれの独自の条件とおかれている立場をふまえつつ、全運動体系の一にとり組み、闘いの前進、要求の獲得とを通じて、労働者と労働組合の団結を強めにつとめなければならない。

(2)この二年間、政府・独占は結束して、産ガイドライン、ガイドゾーンの設定を通じし、低成長下での財政危機を理由に公共料退、地方財政の危機との関連で、自治体関民福祉の後退、地方自治の独立に対する攻ような情勢は、地評・地区労を中心とするを要請している。

(3)地評・地区労の強化、拡大は主要な活動なわれるものであるから、①産業構造の変小、下請、臨時労働者の闘いに対する支援盟組合の加盟促進、単産地方組織の強化、度・生活要求の闘い、政治的・社会的諸課くに地方自治体、経営者団体、国の出先機強化とその影響力の拡大につとめることが(4)運動の質的転換、活動領域の拡大、政府的に要請されている機能を十分に果しえな実態である。地評、地区労の自前の努力がはできる限りの協力体制を確立しなければ合、大都市、革新自治体下の地評、地区労いるので、関係組織と協力してその対策を

㈤ 活動家集団を軸とする大衆的運動体
㈥ 沖縄県労協の再建と沖縄対策（省略）
㈦ 青年労働者対策の強化（省略）
㈧ 婦人労働者対策の強化（省略）
㈨ 労農共闘の強化（省略）
㈩ 主婦の会対策の強化（省略）

(十一)　全国退職者の会の組織の拡大と機能の強化について（省略）

同盟の組織方針　同盟は一九七六年一月二一～二三日に東京の九段会館で開催された第一二回定期全国大会で七六・七七年運動方針を採択し、そのなかで組織活動方針をつぎのように決めた（この大会については本年鑑第47集第二部Ⅱ「主要な労働組合の大会」参照）。

【同盟七六・七七年度運動方針第三部の一、「組織の拡大と強化」（全文）】

同盟の活動分野は逐年拡大しつつあるが、その成果を期するためには、その活動体である組織の拡大は急務である。

われわれは、三〇〇万同盟組織の早期実現を目標に継続的に組織活動を活発に進める。

(一)　未組織の組織化

1　二、三〇〇万におよぶ未組織労働者を対象に、精力的に組織活動を展開する。

①下請企業や系列企業、あるいは臨時に雇用される労働者の組織化を優先課題とする。②未組織労働者の大部分が零細企業に働く労働者であることにかんがみ、組織化にあたっては、一企業一単組の考えにとらわれず、労働組合としての機能が発揮できる規模を考慮し、効果的活動を推進する。

2　既存組織の組織化を積極的に進める。

①画一的、破壊的指導にたいする批判から、全国組織を脱退した組合の上位団体アレルギーの解消につとめ、同盟加盟の必要性についての合意を推進する。②全国的労働運動への参加なくして、今日の変化に対応し、労働者生活の安定、向上を求めることはできなくなっていることを強調し、構成組織を通じ、あるいは新たな産業別組織の形成を通じて、同盟の運動基調にたつ無所属労組の同盟加盟を促し、民間労組の結集に努力する。③急速にたかまりつつある民主化運動の動向に力強く対応し、体験と批判力をもつ訓練された勢力を仲間とするための、間断なき活動を展開する。

3　中央オルグの登録制度を活用し、同盟および構成組織・地方同盟体としての実をあげる。

4　組織拡大の活動を展開するにあたっては、重点地域・業種の指定、組織拡大月間の設定などについて、組織委員会で協議し、各構成組織・地方同盟・同盟間の血の通った連携をはかりつつ、協同して活動を進める。

(二)　官公労組織の民主化と拡大

民主主義労働運動の発展をはかるために、今日なお階級闘争に傾斜する官公労働運動の民主化を促進し、同盟の官公労組織を拡大することは、われわれの当面する重大な責務である。

この任務を遂行するために、関係組織の努力と呼応して、中央地方一体となった活動を強化する。

1　同盟と全官公との活動の一元化を促進し、実効を期する体制づくりに努める。

2　地方における官公労組織対策を強化するため、地方同盟は官公労対策の窓口を設け、同盟や地方官公労組織との有機的な連携のもとに、組織対策を進める。

3　全官公傘下の同盟未加盟組織の加盟を促進する。

4　民社党および各級議員との協力を推進し、組織活動の成果を期する。

5　労働基本権の新たな動向に即して、公共企業体の経営近代化と合理的労使関係の確立に努める。

6　組織暴力を根絶するための諸活動、および法廷対策の万全を期する。

(三)　構成組織・地方同盟の役割

1　同盟は、各構成組織を基本として成立している。したがって同盟組織の拡大と強化は、すべての構成組織がそれぞれの分野において、組織を拡大し強化することである。

①このためには各構成組織が産業別組織としての機能を、一層充実助成を進める。②地方同盟の活動を強化するため、地区同盟の活動の強化を一層推進する。

(四)　部門別の活動

部門別協議会は、関係組織間の日常活動を通じる連携の強化、産業政策

活動などで成果をおさめてきたが、情勢の推移に対応できる活動の積極化、中立組合の部門別活動、諸行事への参加のよびかけなど部門別協議会の活動を一層充実する。

2 産業別組織の動向

化学

一九七四年の化学同盟定期大会で「総評民間運動の強化のために」総評傘下の化学関係三労組の組織統合を提唱する方針が採択されたのち、この問題をめぐって合化労連、化学同盟、紙パ労連の三単産と総評本部による書記長・組織部長会議が発足、月一回の定例会議が開かれていたが、七六年五月に総評が三単産による組織統合準備会の発足を提案したのをきっかけに、七月に開かれた合化労連と化学同盟の大会は組織統合の方針を、紙パ労連は三単産連携強化の方針を決めた。そして七六年九月に三単産は共闘問題についての「準備会」を発足させたが、紙パ労連がマスコミ共闘との関係もあって組織統合にふみきれない事情があったことから、組織統合問題については他の二組織のあいだで協議がすすめられた結果、七七年一月にいたり、七七年八月一日をもって両者を統合した新組織を発足させることで合意をみた。合意に達した組織構想によると、合化労連傘下の東京合同労組など中小労組と化学同盟を一つにして化学一般労連をつくり、これと合化労連とで「合化労連・化学同盟・一般総連合」をつくって総評に一括加盟することになっており、組織人員は一七万五〇〇〇人が予定されている。

食品

全国ビール加盟キリンビール労組はかねてから食品労連の国際連携、政治闘争方針などについて批判をもっていたが、七六年九月三～四日の第二七回大会で食品労連脱退の方針を決めた。キリンビール労組のこの決定をうけて全国ビールは食品労連への一括加盟を傘下各組合の個別加盟に切り換えることとし、九月六日その手続をとった。なおキリンビール労組は以後、全国ビールを上部団体として活動をすすめるとともに、全民懇に正式加盟することを決めた。

観光

一九六六年に七単組、一万二五〇〇人で発足した連絡協議機関としての観光労連は、七四年の定期大会で連合体移行の方針を決め、準備をすすめた結果、七六年二月一八日に観光労連解散・新組織結成の大会を開いて「観光・航空貨物産業労働組合連合会」（略称・観光労連、二七単組二万六〇〇〇人）を発足させた。この新組織発足にともない、これまで単組として中立労連に加盟していた交通公社労組（一万二三〇〇人）は、七六年八月二四～二六日の定期大会で、①ナショナル・センターに単組が直接加盟することは好ましくない、②産別組織としての観光労連に結集することが重要であることを理由に、九月一日をもって中立労連を脱退することを決めた。

ハイヤー・タクシー

七四年一一月の第三〇回定期大会いらい政党支持その他の問題をめぐって主流・反主流の両派がはげしく対立し、分裂状態がつづいている全自交では、主流派が七五年一一月に神奈川、大阪反主流派、山梨、和歌山、宮崎、鹿児島の各地連を除名したのにひきつづき、七六年には北海道地連を除名するとともに、反主流の山梨地連から大手の貸切労組を

復帰させ、また長崎地区タクシー労組（一二〇〇人）、北海道ハイタク共闘（未加盟の北海道ハイヤー労連と主流派の札幌ハイヤー労連が合同して結成した組織、一万人）を新たに加盟させた。他方、反主流は、七六年中に中小労組を中心とする東京地連の約半数（一万二〇〇〇人）、群馬地連内の反主流（一四六人）、石川地連（一〇〇〇人）などをあらたに正式加盟させ、七六年一〇月六～七日に大会を開いて、「全自交労連の統一回復をめざす全国連絡会議」を「全自交労連の統一回復と自交労働者の生活と権利を守る全国共闘会議」に改組した。この改組時点における主流・反主流の組織人員は前者が五万四〇〇〇、反主流二万九〇〇〇（重複加盟一万九〇〇〇）で、反主流派の勢力が拡大しているものとみられている。

紙・パルプ　紙パ総連合は七六年七月二二～二四日の第五回定期大会で「昭和五二年一月より同盟に正式加盟」するとの方針を決めたが、傘下各労組の批准手続がすすめられたのちの一二月一〇日に第六回臨時大会を開催、同盟一括加盟を最終的に決定した。

建設　同盟傘下の建設関係労組は、七六年一〇月二九日に部門別協議会として全日本労働総同盟建設関係労(職)組連絡協議会を発足させた。参加組合は大林、竹中、東亜、第一、大成プレハブ、間組大宮工場、日本海上工事など一一単組、約一万一六〇〇人である。

公務　全労働、全司法、全商工など一六組織とオブザーバー加盟四組織で つくられた国 公共闘（一二万六〇〇〇人）は七五年一〇月に日本国家公務員労働組合連合会（国公労連）を結成したが、他方、全農林、全開発、全財務など六組織で結成する国家公務員労働組合協議会（国公労協、六万四〇〇〇人）を結成した。国公労協は公務員共闘には国公労協として加盟したが、総評には従来どおり各組合ごとに加盟することとした。

都市交通　日本都市交通労組連合会（都市交通）は、五〇年の第三九回大会いらい組織名を連合体から単一組合名に変更することを検討してきたが、七六年の第四一回定期大会で、「日本都市交通労働組合」（都市交）とその名称ならびに略称を変更した。

3　労働戦線の再編・統一問題

政策推進労組会議の発足　七三年七月に労働戦線統一民間単産連絡会議の運動が挫折したのち、同盟傘下六単産と総評傘下の二単産（鉄鋼労連、合化労連）、自動車総連、ならびに全国民労協は、七三年一一月に民間労組共同行動会議を結成し、七四年春闘の成果のうえに立って労働戦線再編にふみきるとの意向を示した。しかし、①七四年七月の参院選挙での公明・共産両党の躍進、社会党の議席増にたいして民社党が後退し、政治情勢

が労働戦線再編派に不利になったこと、②電機労連が共同行動会議の性格に危惧をいだきつづけたこと、③七五年春闘後に展開された七六春闘体制論議のなかで鉄鋼労連宮田委員長と合化労連太田委員長のあいだの意見の対立が強まったことなどの理由で、民間労組共同行動会議は、労働戦線再編の母体となりえないまま、活動は停滞し、七六年を迎えた。

七六年一月、共同行動会議は新たに橋本電労連会長を代表世話人に選出し、従来の代表幹事を運営委員にするなど、機構改革をおこなうとともに、電機労連その他への働きかけを強めた。そして、私鉄総連は七六年七月一五～一七日の第四〇回定期大会で「総評、春闘共闘、全交運をとびこえての運動はありえない。民間労組共同行動会議は真の革新とはいいがたく警戒が必要」との態度をとったが、電機労連が九月七～八日の第六一回中央委員会で、「政策・制度要求は労働四団体の共闘実現にむかって努力する」としながらも、「労働四団体の共闘に制約ができた場合は、民間労組の共闘カンパニアを九月中にできるようにつとめるとともに、参加する単産に限度を生じた場合においても今後はできるだけ広汎な民間単産の参加行動ができるよう努力する」との方針を決めたのをふまえて、共同行動会議は、電機労連その他を新たに加えて、七六年一〇月七日に経済政策、雇用、物価、税制を四つの重点項目とする政策・制度要求に限定した新しいカンパニア組織である政策推進労組会議を発足させた。

推進会議に参加したのは、共同行動会議参加の一〇単産、一協議会と電機労連など六単産、合計一七組織で、主要団体別内訳は、鉄鋼労連、合化労連（以上総評）、電労連、ゼンセン同盟、造船重機労連、全金同盟、全化同盟、海員組合（以上同盟）、電機労連、全石油、全国ガス（以上中立労連）、全機金、新化学（以上新産別）、自動車総連、商業労連、全日本ゴム労連（以上純中立）、全国民労協である。会議は機関として、①全参加組織の代表者による代表者会議、②代表世話人二人と運営委員五人による運営委員会、③全参加組織の書記長による書記長会議を設置し、事務局を当面電労連に置くこと、必要経費は参加組織が分担することを決め、代表世話人に竪山電機労連委員長、橋本電労連会長を、運営委員に太田合化労連委員長、宮田鉄鋼労連委員長、宇佐美ゼンセン同盟会長、塩路自動車総連会長、小方全機金委員長を選出した。なお私鉄総連、日通などは強く要請されながらも参加をこばみ、また電機労連は中立労連傘下全単産の参加を主張したが、これは推進会議構成勢力のバランスを考える共同行動会議側のいれるところとならなかったといわれる。

戦線再編・統一問題にたいする諸組織の態度

〔総評〕　総評は、七六年七月の第五三回で採択した一九七六年度運動方定期大会方針のなかで、①全労働者が一体となってすすむという視点を崩さない、②産業別統一闘争を強化する立場で民間組合の共闘をつよめると同時に春闘共闘の機能を強化する、③それぞれの組織の自主性をみとめあいながら四団体共闘をすすめるために話し合う、④労働戦線統一には七〇年決定の「統一四原則」（本年鑑42集一九八ページおよび二〇七～二〇八ページを参照されたい）でのぞむ、との方針を決めた。

そして一〇月七日の政策推進労組会議の発足にさいしては、「同会議に参加した単産は、政策、制度要求は……すべての勤労国民に

共通する課題であり、したがって幅広い共同行動のもとではじめて成果をおさめ得ることに留意され、国民的な要求行動の中に積極的に参加されるよう期待する」との総評事務局長談話を発表した。

〔国労〕　国労は、政策推進労組会議が七六年一一月四日に東京日比谷の野外音楽堂に組合員一万人を動員して「雇用・物価・減税要求中央総決起集会」を開いた直後の一一月五～六日の第一一七回拡大中央委員会で、村上委員長が「闘う民間労組の結果には賛成だが、右翼的再編に結びつくことには反対だ」と述べ、美見副委員長はさらに「推進会議の意図するものは労働戦線の右翼的再編であり、来年の参院選後といわれる社公民による革新政党再編の動きと結びつくものだとみておくべきである」と強調、推進会議を支持しないとの態度を明らかにした。そして、政策推進労組会議や民間労組共同行動会議の中心勢力が七七春闘で積極的役割を演ずることができなかったことが明らかになった時期の七七年五月二三～二四日に開催された第一一九回拡大中央委員会で、村上委員長は、「金属・化学が先行的役割を果たし得ない現状を打破するため、陸・海・空の交通労働者の結集が必要。このためナショナルセンターのわくを越えて、海員、港湾、航空関係のすべての組合に働きかけ、できれば定期的な話し合いの場をつくり、統一闘争への足場を築いてゆく必要がある」と強調し、金属労協の主力組合が春闘後に私鉄総連にたいして政策推進労組会議への参加を呼びかけたことにふれ、「これは右よりの戦線統一を目指すものであり、闘う労働者と勤労国民の期待を裏切るものだ」ときびしく批判し、「私鉄総連が今後とも交運労働者の中核として闘うよう、努力する」旨述べた。

〔同盟〕　同盟は七六年一〇月二二日に構成諸組織にたいして送った通達のなかで、政策推進労組会議は制度要求実現のためのカンパニア組織であり、「労働戦線の再編・統一と直接結びつくものではない」としていた。そして七七年一月二八～二九日開催の第一三回全国大会で天池会長は、「いま労働運動に課せられた広範かつ歴史的任務を思うとき、労働戦線統一は必須の要件であり、同盟としても決断すべき時期にきている」と述べ、民間先行、労働組合主義の立場にたって再編・統一運動をすすめる方針である旨を明らかにし、そのための具体策としては、単産を結集するよりも全国組織と産業別の結集体を対象に運動をすすめることを検討するとしていたが、それはつぎに述べる同盟主唱の賃闘対策民間労組会議の構想に具体化された。

七七賃闘対策民間労組会議

同盟は七七年二月一〇日に執行評議会と中央闘争委員会を開き、同盟・民間主導の賃闘を推進するため、同盟と金属労協に加盟する主要民間八単産で「賃闘連絡会議」を二月一六日に発足させることを決めた。これは「民間主導の賃闘方式を定着させ、七月の参院選をにらんだ民間先行による労働戦線統一に有利な地歩を築こうとの思惑を秘め」たものいわれる（『週間労働ニュース』二月四日号）。

しかし、当初参加を予定した電機労連が、①この連絡会議を、同盟が呼びかけるのでなく、民間労組の自主的参加の形にすること、②あくまで一年限りの連絡機関とし、戦線統一問題は扱わないこと、③私鉄を参加させること、を主張したため、二月一六日の発足は不可能となった。その後天池同盟会長と竪山電機労連委員長とのあいだで話し合いがすすめられる一方、三月二三日までに私鉄総連の参加について総連三役の了解をとりつけ、同盟が当初構想した協

議会は三月二八日に一年限りの連絡機関としての「七七賃闘対策民間労組会議」として発足することになった。しかし実際に参加したのは鉄綱労連、合化労連、造船重機労連、全金同盟、ゼンセン同盟、全化同盟、海員組合、電労連、全機金、自動車総連、電機労連の一一単産であり、私鉄総連は三役が参加の意向を示したものの、三月二六日開催の私鉄総連代表者会議が全金と全日通の参加を条件につけ、結局会議の発足寸前に参加がとりやめられた。

【参考資料】(1)労働省「昭和五一年労働組合基本調査報告」、(2)総評第五三回ならびに第五五回定期大会資料、(3)同盟第一二回ならびに第一三回全国大会資料、(4)『総評新聞』、(5)『同盟新聞』、(6)日本労働協会『週刊労働ニュース』

II 主要な労働組合の大会

概要□総評の大会═総評第五三回定期大会／総評第五四回臨時大会／同盟第一三回年次大会═中立労連・新産別・IMF日本協議会の大会═中立労連第三回定期大会／新産別第二八回定期大会／IMF・JC（金属労協）第一五回定期大会／主要単産の大会═私鉄総連第四〇回定期大会／鉄鋼労連第五五回定期大会／全国金属第三八回全国大会／海員組合第三六回定期大会／電機労連第二四回定期大会／国労第三八回定期大会／動労第三二回定期大会／全逓第二九回定期大会／全電通第二九回定期大会／自治労第三〇回定期大会／日教組第四九回定期大会

概要

一、一九七六年七月～七七年六月の一カ年間に開かれた労働組合中央組織の大会は、①七六年七月一九～二三日の総評第五三回定期大会、②七七年二月一四・一五日の同第五四回臨時大会、③七七年一月二八・二九日の同盟第一三回年次全国大会、④七六年一〇月五日の中立労連第三回定期大会、⑤七六年一〇月二五～二七日の新産別第二八回定期大会の五つであった。

一、七六年七月一九日から五日間にわたって開かれた総評第五三回定期大会では、一九七六年度運動方針をはじめ同秋季年末闘争方針、総選挙闘争方針などを決定するとともに、新役員として槇枝議長、富塚事務局長らが選出された。向こう一年間の運動方針は、国民春闘路線を発展させる立場にたって、賃金抑制をはねかえし、雇用、最賃、年金、減税にかかわる中期の課題実現のため、職場、産別、地域の組織強化を基本としつつ、総評の団結強化と反独占民主主義統一戦線の構築をめざすことを骨子としている。総評はこれにより、槇枝・富塚体制のもとで運動の新たな前進をめざし、その第一歩を踏みだすことになった。こえて、七七年二月一四・一五日、総評は、七七年春闘の本格化を前に第五四回臨時大会を開催して、①最低一五%の賃上げ要求と、そのたたかい方については四月上、

中旬をヤマ場に、官民総ぐるみの決戦態勢をつくる、②一兆円減税を中心とする生活・制度闘争で三〇〇〇万署名を背景に、政府予算の組みかえをめざす、③地域ストは、地域最賃引き上げのほか住民要求も加えて三月下旬に組織する、などを内容とした一九七七年国民春闘方針および参議院選挙方針を決定し、あわせて「新総評会館建設の具体化」についても確認をおこなった。

一、〝新時代への挑戦〟を中心スローガンとした同盟第一三回年次全国大会は、七七年一月二八・二九日の両日開かれ、①一三%賃上げをたたかいぬくことによって、実質賃金の確保による生活の向上、雇用の安定・改善、物価の抑制、安定成長路線の定着という国民的諸課題をも同時に達成するため、総力戦体制固めで最大限の成果をかちとるとの七七年賃金闘争方針、②一兆円減税と年金・健保の改善などの生活福祉をめぐる諸課題、および③民社党候補全員の完勝をかちとる参議院選挙闘争の推進に関する各議案を決定した。とくに賃金闘争を展開するにあたっては、金属労協（IMF・JC）をはじめ民間主要単産との間に「賃闘連絡会議」を設けるなどともに、労働戦線の統一推進において同盟主導をより徹底化するとともに、民間先行と〝労働組合主義〟による全国組織と産別組織を対象とする統一再編運動具体化の姿勢を打ち出した。

一、結成二〇周年を迎えた中立労連は、一〇月五日第三回定期大会で労働条件の改善と雇用の安定その他からなる七六年度活動方針を決定した。大会冒頭のあいさつで、竪山議長は「労働戦線統一への期待は高まっており、最終的には官民の全的統一をめざしながら、労働四団体の共闘を追求するとともに、民間労組の大同団結のための多面的共闘に努力する」と強調し、とくに新産別にたいして「組織統合について積極的に話しあいたい」との呼びかけをおこなった。これにたいして石垣新産別委員長は、七六年一〇月二五～二七日の新産別第二八回定期大会で、①新たな結集のための「前段運動」として、中立労連との提携を強め、共同行動を積み重ねる、②組織統合は、直線的に扱うと組織内に混乱をもたらす危険があるので、当面は友好関係強化、運動と情勢認識の統一をめざす、と中央執行委員会としての「統一見解」を明らかにした。金属労協（IMF・JC）は、七六年九月九・一〇日の両日、ナショナルセンター ではないが政策要求をもつ運動体として組織変更後初の大会を開き、七七年度運動方針を決定した。それは、七六年春闘で実現した金属四単産一斉回答の実績を背景に、来春闘では全金同盟、全機金もふくめた「金属六単産集中決戦方式」を採用することとし、具体的な要求内容では三〇歳、勤続一二年の標準労働者方式による賃上げと金属産業全般に共通した最低賃金の設定を骨子としたものとなっている。

一、一九七六年の主要単産定期大会では、春闘総括、七七年春闘方針、政党支持問題等が論議の中心となった。そのなかで、来春闘については、七五、七六年春闘の反省から総評系労組は賃金闘争と制度闘争を結合させた国民春闘として展開することの必要性が強調され、賃金闘争面では「大幅賃上げ」よりも「実質賃金の維持・向上」への傾向がうかがえる。たたかい方に関しては、多くの単産が「長期スト体制」をつくりだすとしているのにたいして、私鉄のいわゆる〝事後処理方式〟つまり「団交重視、回答後のスト投票」、全電通の「単発・多発型のストの排除」の方針が注目された。同盟系組合の方針も実質賃金の確保を重視したものとなっている。

1　総評の大会

1　総評第五三回定期大会

開会と各代表のあいさつ

日本労働組合総評議会（総評）第五三回定期大会は、一九七六年七月一九～二三日に東京・文京公会堂で開催された。大会は三六単産、四六〇名の代議員のほか、四七県評、オブザーバー加盟組合一をふくむ特別代議員が出席して、午前一〇時三〇分開会、渡会副議長の開会の辞をもってはじまった。つづいて資格審査委員会より、本定期大会の代議員有資格要件としての、大会前二カ月すなわち七六年五月までの会費および闘争特別賦課金の完納により、ただし一組合の賦課金についてはその納入を期待することとして、代議員総数五一単産、六五九名のうち、前記代議員の数をもって大会成立要件の三分の二をみたしていることが報告され、その成立が確認された。つづいて議長団に、村上義光国労委員長、曽我浩侑全農林副委員長、山室忠司合化労連委員長、近藤一雄全日自労委員長、木元引子自治労婦人部長の五名が選出され、議長団を代表して村上国労委員長が大会宣言をおこない、大会役職員の任命をへて、総評市川議長があいさつにたった。

今回の大会は、市川議長、大木事務局長の退陣にともなう新執行部の選出とともに、①日経連のガイドラインに二年連続して抑えこまれた賃金闘争をいかにばん回するか、②国民春闘路線を継続し、制度要求をどうおしすすめるか、③民間単産を中心に動きはじめた労働戦線統一にどう対応するか、などを課題とするものであったが、市川議長はそのあいさつのなかで、まずその退陣に当たって六年間の支援に感謝したあと、「日本の社会は大きな変化の時代にさしかかっており、ロッキード事件を契機に、革新政治が射程距離に入った」と労働界や革新政党の奮起を促し、また「労使協調や脱政治の風潮は〝高度成長〟の終えんによって、その運命を終えた」と同盟や金属労協（ＩＭＦ・ＪＣ）の運動路線を否定して、保守政治、資本との従来の「対決姿勢」堅持を明確にした。

一方、国民春闘の評価については「極めて不十分な成果ではあったが、全国的にみれば職場の組織と労働者は近来になくよく闘った」と強気の姿勢をみせ、さらに①国民のくらしを守る意識と行動はますます発展している、②生協や消費者の組織も新しい視点をのばし、中小企業の自主的結集の新しい動きも出てきたなどの見解を示し、「日本の未来は大局的には楽観すべきもの」としたうえで、労組が的確に対応するよう訴えた。市川議長はそのほか、政党レベルでの統一戦線論議にも触れ、とりわけ社会党にたいして「明日の政権担当者としての能力の練磨をとくに期待する」と表明すると同時に、「政権担当能力の向上は党の外部に依存するのではなく、あくまで党の内部から形成されな

ければならない。……党の内外の派閥行動よりも、支持基盤である労働者、農民など諸団体と真剣な討議を重ねてほしい」と注文し、間接的な表現ながら、江田社会党副委員長や公・民両党幹部による「新しい日本を考える会」に同調できないとの考えを明らかにした。

大会初日は、このあと来賓の祝辞にはいり、労働界からは中立労連の竪山議長と新産別の石垣委員長が、野党側からは成田社会党委員長、金子共産党書記局次長、矢野公明党書記長らが順次あいさつにたった。このなかで、成田社会党委員長は反自民・反独占統一戦線の結成について、「共産党と話しあいする合意があり、これを誠実に実行する」としながらも、共産党が労働組合の特定政党支持を批判し、政党支持の自由を要求している点について、「複数の政党を支持するか、特定政党を選択するかは組合員の自主的、民主的討議に任せるべきものだ。統一戦線と政党支持の自由とを短絡させ社会主義政党と労組との支持協力関係を弱めることはマイナス効果しかもたらさない」と強調した。一方、金子共産党書記局次長はこの問題がフランス、イタリアなどで早くから解決されていることを述べて、「日本の労働運動がこの問題を克服するなら、新たな発展の方向がかならず開かれるであろう」と訴えた。

活動報告と運動方針の提案

大会第一日の午後には、大木事務局長が、七五年度活動報告と「国民春闘路線を拡充するため組織力の強化を図る」ことを柱とした七六年度運動方針案、それに付属議案としての秋季年末闘争方針案の提案説明を一括しておこなった。

大木事務局長は、まず七六年春闘の総括で、「実生活の内容を守ることを目指した国民春闘が、社会的に実体のあるものとならなかった。これは、国民春闘路線がいまの労働運動で、組合員の団結にとっても、労働組合の社会的存在理由にとっても死活の路線だという認識をもちえなかったからだ」と反省を促した。

運動方針提案では、総評の課題は一にかかって「賃金、雇用、年金など社会的諸制度の確立と改善を実現する能力、力量をもてるかどうかだ」と闘争力の強化について強調し、①賃金闘争について「資本は鉄鋼を中心とする重化学工業で相場を形成し、それを全産業に押しつけ、全体的に賃金を抑制してくる」と述べ、「民間労組の闘争力の強化が、今後の低成長下の賃金闘争を発展させる重要な課題である」ことを指摘した。そして、具体的なスト戦術として、「今後は従来以上に力の対決とならざるをえないので、短期ストでは打ち破れない。ストは長期、無期限を原則とする」との考えを打ち出した。②制度闘争についての方針では、「予算編成期をとくに重視し、秋からの活動を精力的に積みあげる」との考えを示し、具体的には地域共闘を広げる一方、同盟などとの四団体共闘をめざすこととし、「総評としては、とくに民間労働運動の強化に全力をつくす」ことを力説した。③労働戦線統一に臨む姿勢としては、「総評は、全労働者が一体となってすすむという態度をくずさない」と、従来どおり官民一体で戦線統一を目指すとともに、春闘共闘委の機能をさらに強化する方針を明らかにした。また、④秋闘に関連して、「要求を実現するためには、総選挙で保革伯仲をかちとり、来年七七年の参院選挙で保革逆転に結びつけることが重要だ」と述べ、選挙闘争に向けても全力を注ぐよう訴えがおこなわれた。

運動方針は、総論と各論との二つの部分からなっており、その構成は、総論①総括、②内外情勢の特徴、③運動の基調、各論①賃金

闘争の抜本的強化、②最低賃金制闘争について、③合理化反対・労働時間短縮の闘い、④全国民の生活改善をはかる生活制度闘争の強化、⑤権利闘争の強化とスト権奪還闘争、⑥政治闘争の強化、⑦組織の強化・拡大と共闘・統一行動の発展のために、⑧教育・文化闘争、⑨国際連帯の強化となっているが、そのうち、総論の「三、運動の基調」および各論、賃金闘争と最低賃金制闘争に関する項目の内容要旨はつぎのごとくである（大会採択の運動方針による。なお、各論の「(7)組織の強化・拡大と共闘・統一行動の発展のために」については、本年鑑第二部Ⅰ「労働組合の組織現状と組織運動」を、また、「(9)国際連帯の強化」は同じく第二部Ⅸ「国際労働組合運動と日本」を参照されたい）。

【総評・一九七六年度運動方針（要旨）】

総論の三、運動の基調

(一)　総評労働運動の中期的展望に立つ強化の視点（略）

(二)　今年度運動方針の基本的考え方

1、運動を進めてゆくための視点（略）

2、今年度運動の基本方向

(1)　全組織の再点検と組織強化に全力を注ぐ

低成長下の闘いは、すべての要求は質と量を含む〝力を背景に闘いとる〟ことなくしては成果をあげ得ないことは明らかである。従って総評から職場に至る各級組織の実態を根本から洗い直し、激動期のなかで職場、地域の労働者が肌で感じている生活感や期待感、その意識を正確に捉え、問題点を提出して、討議をつくし、何よりも組合員一人一人の労働者的自覚を高め職場に血を通わせることに基本を置き、基礎的闘争力の定着、拡大に全力をつくす。

①全単産が闘争力の源泉である職場の再点検を実施し、時間をかけても一人一人の組合員の生活感、労働感、組合への見方、意識などを掌握し、末端に機関が確立されているのか、そこの機能は果されているのかなどを中心に、職場強化の統一方向を打ち出しつつ、年次計画のもとに全組合員が参加できるよう学習活動を展開する。また地域における学習、交流活動などと併行して職場交渉、職場闘争力を強め、どうしたらストライキで起ち上れるか、どうしたら有効な闘いが組織できるのかの問題点をえぐり出し、ジックリ組織と運動の積み上げを累積しつつ、全体として、長期ねばり強い闘いができるよう一大カンパニアを起す。

②組織強化の狙いは、職場と産業別組織の強化であり、まず真の産業別組織とは何か、その結集方向はどうあるべきかを真剣に問い直すことが必要であり、例えば団体協約権、ストライキ統制権、スト資金の集中管理と積立て、統一した労働者教育や活動家育成のための対策が本当にできるにはどうするかなどの方向を真剣に追究する。そのため総評は全力をつくす。その上に立って賃金と雇用、量質等を一体のものとする産業別統一闘争をより充実させる。そのため単組、企業連は交渉権、スト指令権、妥結権、さらに資金体制を含めて産業別に集中させる方向を意慾的に推進し、それぞれが産業別独走体制の確立をめざすことに主眼をおく。

③大産別共闘の果してきた役割りは大きいが、もう一度その在り方を真剣に見直すとともに、その効果的なあり方と共闘、指導体制、総評との連携関係強化をめざす。特に総評の実態からみるならば、今後の労働運動強化の重点は「民間労働運動の強化」であり、その統一的な共闘と指導体制の強化に全力をつくす。このため、総評内に民間強化対策委員会の設置を検討する。

④国民春闘の拡大は、地域共闘に大きな比重がかかっている。と同時にこれに対応する質的強化と組織的位置づけが問われている。地域における住民との結合、産業別闘争の地域における提携、共闘、交流などを支える役割り、政策、制度闘争を地域から積み上げてゆく任務などを遂行し得る体質には至っていない。総評としての集中的な討議を行い、加盟全組合の総評加入をはじめとして、その組織的位置づけ（総評と県評との関係）を今年度中に明確にし、全単産の協力を得て抜本的な強化の方向をとりたい。

⑤幹部は職場労働者の気持を大切にし、これを充分受けとめるなかから前向きの指導性を引き出すと共に活動家の育成に留意し、真の大衆路線を確立するための運営、組織のあり方を追求する。また、幹部が積極的に職場

を訪れ、ヒザをまじえて話し合うなかから、しっかりパイプを通じ合い、大衆に学ぶなかからきびしい自己変革を行う姿勢をもつべきである。

(2) 未組織・下積み労働者との連帯、共闘の強化に力を注ぐ

国民春闘路線の成否は低生活層、下積みとなって働く大衆の結集にかかっているといっても過言ではない。低成長期の産業構造は、切り捨て、系列化が容赦なく進められるなかで資本系列などを通じ発注、契約、製品納入などすべての過程を通して、労務政策まで介入し、中小企業からその労組までも支配しようとしてきている。その狙いはあくなき利潤追求体制の強化であるが、その大きな側面は低生活層と組織労働者の分断である。そのなかでわれわれが最も注意しなければならないことは、親企業組合が系列、傘下にある中小企業労組の活動減殺、停滞、破壊あるいは組合をつくらせないことなどに力を貸すことがあってはならないということである。これは労働組合としての最低のモラルである。

いまこそ総労働的視点に全組合が立ち、まず自らの組織運営を充分に点検し脱退防止に全力をつくすとともに、手を伸ばし得る限りの関連、傘下労働者を本当の仲間として戦列に迎え入れることに努力を傾注すると共に、特に弱い層として下積みにされている婦人労働者の問題、見習い、臨時、パート、社外工などのあり方にもう一度真剣に眼を向け、積極的に支援、連帯、共闘の手をさしのべるべきである。また、中小企業の再編成、東南アジアとの競争のなかで、中小労働者へのシワヨセがひどくなっているが、金利など金融資本の規制をはじめとする経済政策要求などをかかげて闘争の拡大をはかるとともに、賃上げ、最賃制闘争、雇用を守る闘いに中小労働者の結束をはかり、その組織化を通じて影響力を強めていく。このため必要な予算の計上やオルグ配置等の対応をはかる。また工場密集地帯に対しては総評として集中した対策をとる。また地域でも、中小未組織労働者の組織化に重点を注ぐとともに、高齢者、退職者など積極的に組織し、年金、職業訓練等の要求をもって活動を活発化してゆく。

そしてこれらの仲間の痛みを自らの痛みとして受け止め、単産でも地域でも接触するすべての労働者、市民と共通の課題で幅広く提携してゆくことが必要である。

そのためには、「労働者とは何か」「労働組合とは何か」のまさに原点に立った学習活動を全職場でまき起す運動が必要であり、そのための活動に直ちに着手する。

(3) 国民春闘路線を発展させつつ、実効ある闘いの路線をつくり上げ、蓄積した力によって政府・資本は障壁を突破する（略）

各論の1 賃金闘争の抜本強化

七六国民春闘は、賃金闘争と制度闘争の両面で、またその両面を連結した運動の欠落の中で、いずれも充分な成果を獲得することができなかった。とくに賃金闘争においては、資本の設定したガイドゾーンを全体としてうち破ることができず、七五春闘につづき二年間にわたって労働者の生活の実質水準を守ることができなかった。このことは、単に力量不足や指導性の欠如という自己批判の繰返しではもはやすまされない事態にたちいたっている。その中で労働組合の存在意義という基本論にたちかえっての、要求の確定、交渉力、闘争力、闘争戦術、共闘の有効性にいたる全面的な組織点検を含め、国民春闘路線にたった賃金闘争の位置づけとそれ自体の再構築がより深く検討されなければならない。

われわれの賃金闘争強化にあたっての課題は、第一に、国民春闘路線における位置づけの明確化である。低成長下の賃金闘争はきびしくかつ困難である。しかし、労働者生活にとって様々な社会的諸制度の重要性の高まりとともに政策的抑圧下にある賃金闘争それ自体を強化することで労働者生活を守るべき必要性が大きいのはいうまでもない。しかし国民春闘路線の指導性に不明確さがあったため、制度闘争についての理解と意志統一が不充分であり、混乱があったことは否めない。賃金闘争で力量を発揮しえない組織が制度要求を実現する能力をもつはずがないことは自明である。賃金闘争が政策・制度要求実現の原動力となり、また制度闘争の発展が賃金闘争を戦略的に有利にしかつその成果を維持させうるという関係も事実であり、この両面の結合こそが重要な環であることの再確認が必要である。

とくに賃金と、その他の課題での闘いの結合という問題のとらえ方をミクロとマクロの両面からしっかりとらえなおすべきである。それは賃金と

雇用の問題に端的にあらわれている。賃金闘争の困難性は、失業の増大とはげしい雇用合理化の中で増幅させられたが、資本の「賃上げか雇用か」の分断攻撃に「賃金も雇用も」を対置して闘うことは個別的には人件費コストを争点とし、全体としては資本と労働の階級的な「低労働分配率という構造を転換させる」闘いである。この本質の充分な理解の上で、企業や産業別の多くの下請・臨時・パート・出稼ぎなど不安定雇用労働者や未組織労働者を含めた失業反対・雇用保障の積極的な闘いが賃金闘争と同質同列的にとらえられなければ、労働者全体としての賃金闘争それ自体の実質的な成果とはいえない。

第二に、賃金の社会的相場形成のイニシアチブがここ二年連続して資本の側に奪われている現実をいかに転換させるかである。相場形成にあらわれている資本の動向は、競争的寡占から協調的寡占体制への移行を背景に、成長率を勘案しつつ資本なり企業の許容し得る支払能力論を基軸として、重要基幹産業（重化学工業）で相場形成をはたし、それを全産業に押しつけ、全体的にしめつけをはかる賃金抑制路線の継続である。これによってはかられる資本の産業別・業種別の結束に対しては、これに対抗する産業別の交渉力・闘争力が賃金闘争の基軸に据えられざるをえない。七六春闘では、重要基幹産業大手組合に対する回答が総資本の賃金抑制を見込んだ政策回答であることが事前に想定されたにもかかわらず、見通しの甘さとある種の期待感が混在する中で官民総がらみといいながら実質的には一部の単産をのぞき産業別組織の大部分がいわゆる〝もたれあい〟を克服することができなかったのである。このことは春闘の指導性にかかわる問題であると同時に、低成長の経済条件下の賃金闘争を自覚しえなかった産業別闘争の弱点の露呈であり、早急に克服されなければならない。七六春闘では、個別企業や単産で、独自性や自力主義の発揮で、あるいは地域共闘に結集した中小労組の長期強靭な闘いによる一定の成果と闘いの前進面があった。七七春闘ではこうした闘争の前進を足がかりに、産業別組織が自力独走の闘いを決意し、それを中心とした総合力の発揮で主体的な相場形成をはたすことに全力をあげなければならない。

以上の重点課題の追求とあわせて、当面の生活防衛の主目標としての賃金闘争を、国民生活・制度闘争と結合して「七七年国民春闘」を組織する。（以下略）。

各論の2　最低賃金制闘争について

(1)　全国一律最低賃金制闘争をめぐる情勢の特徴（略）

(2)　最賃制闘争をすすめるに当っての基本的考え方

最賃制闘争は、二〇年以上の経験と闘いの蓄積のうえに、今日、労働者の要求実現が現実的課題となっている。闘争をすすめるに当っての基本的考え方について幾度となく意識統一を重ねてきた。しかし、闘争の進展に見合って、その都度々々に十分な意志統一がなされる必要がある。今後の闘争展開に当っては、次のような諸点を基本的考え方として再確認し、闘争を強力に推進することとする。

①全国一律最賃制確立の闘いは、日本の低賃金を打破し、勤労国民の生活水準の維持・向上をはかる上で最も重要な意義をもつ制度改革の闘いである。このことは、国民春闘の主要な要求であると同時に、ナショナル・ミニマム形成の中心的課題である。また、日本の政府・独占資本の経済政策の基本と真向から対立する政策要求の闘いである。

②全国一律最賃制の確立という要求は、法制化の実現（四野党共同法案の成立）とその制度に基づき低賃金構造を打破し、賃金の底上げを有効にする水準の最低賃金が決定されることによって実現するものである。

③当然のこととして、法制化をせまる全国的統一闘争の強力な展開と産業別および地方・地域における低賃金労働者をなくす闘いとが組織的に連携しかつ継続的な闘いとして推進されていることが重要であり、闘争の結果を大きく左右するものである。

④組織労働者の闘争を発展させる上で、労働四団体の共闘を拡大・強化することは不可欠の要件であるともいえる。さらに、四野党の共同行動へと発展させうるかどうかが要求実現の決め手となる。また、現状において、中央最低賃金審議会の結論と無関係に要求を闘いとれるものでないことも明らかである。大衆闘争の高揚によって中賃の審議を促進させ、院内の革新政党の活動と大衆闘争との有機的結合をはかり四野党共同法案を成立させうる情勢をつくりださなければならない。

⑤最賃制確立の要求は、組織労働者を中心とする先進的闘争によって、勤労国民の多数の支持を獲得することなしに実現は不可能である。いかに多数の勤労国民を最賃制闘争に参加させることができるかを常に考慮し、闘争展開をはかることが重要であり、必要に応じ屋用、反合、社会保障など他の諸課題と結合させ、多様な運動展開、戦術行使が必要である。

(3) 闘争の具体化について

今年度の最賃制闘争は、以下の基本方針にそって闘争を具体化し強力に推進することとする。

①全国一律制を中心とする最低賃金法の制定へむけ、国会審議の促進と併せて、中央最低賃金審議会において、労働四団体の要求内容をもり込んだ答申を早急に出させる闘いが重要である。要求実現にむけ、各産別組織、地方・地域の各級レベルにおける闘争の積み上げをふまえ、秋闘段階でストライキを含む迫力ある全国規模での統一闘争を展開する。その体制を確立するため、大衆討議の徹底、大量教宣による世論形成など具体的準備を早急に開始する。

②全国的統一闘争の展開と結合させ各産別組織では、秋年闘争の職場の要求集約と合せて体制を整備し、産別毎に最低規制の独自の要求行動を組織し、関係する経営者団体との交渉などにより全国一律最賃制を資本の側に容認させる行動の積み上げをはかる。産別最賃などが獲得できてない組織では継続して追求する。各産別組織は、地方・傘下組織に対し、地方・地域段階でのとりくみに積極的に参加し先進的任務を果すよう十分な指導を行ない、産別、地域の闘いが有機的に結合して展開されるようつとめる。

③地方・地域の段階では、大衆宣伝、地方自治体・経営者団体・労基局交渉などを展開しつつ、現在すすめられている地域包括最低賃金の改定闘争を十月発効をめざして強力に推進する。秋闘段階では、全国一律法制化要求と合せた統一闘争のなかで最終決着をはかる。

④労働四団体との共闘の強化、勤労諸階層との連携強化、組織内部の意志統一のためにも理論問題の解明は急務となっている。本年二月に開始したプロジェクトの活動を継続し、随時、大衆的理解を深め全体的なものにできるよう措置する。

⑤家内労働対策については、家内労働小委員会の機能を確立し、最低賃金と家内労働の最低工賃の引上げを一体の立場で捉えつつ対策の抜本的強化をはかる。

以上の基本方針にそって、闘争の具体的すすめ方については、春闘共闘・最賃共闘委員会において十分な論議と意志統一を行ない闘争展開をはかることとする。七七年度の最低賃金要求金額などについては、プロジェクト活動の結果および七七年春闘共闘委員会の発足をまって、大衆討議をふまえて確定することとする。

活動報告・運動方針案についての質疑討論の経過と修正案

大会二日目から四日目にかけては、地・県評の特別代議員をふくめて五五名の代議員が討論にたち、二年つづきの敗北感による重苦しさが終始つきまとうなかでの多様な論議となったが、およそ、①地域闘争と産業別統一闘争との関連をふくめて国民春闘路線の課題、②政党支持問題と統一戦線問題を焦点に、この大会で何とか突破口へ向けての指針を見いだされねばという切実な発言があいついだ。

〔国民春闘路線の課題――企業主義の克服と地域闘争〕

多くの代議員の発言で共通していた点は、企業主義の克服、組合民主主義の確立、広範な国民との共闘、職場における自由と民主主義を基盤に労働者の自覚的な運動を発展させるなどの課題を、いまこそ真剣かつ地道に追求すべきこと、とりわけ、〝高度成長〟時代にはみすごされがちだった企業主義克服の課題は、政府・独占資本のきびしい攻撃に対決し、本格的な労働組合運動をきずくうえでますます重要になってきていることが強調されていたことである。全木労の長屋代議員は、産業再編・首切り「合理化」の嵐のなかで労働者が労働組合運動に見切りをつけ希望退職に応じている実情を述べ、〝高度成長〟

時代の遺物である「資本の頭でものを考える」などの企業主義を一掃し、組合民主主義を確立して一人ひとりの組合員のエネルギーをくみあげる運動を強調し、「職場の民主主義的な活動が抑えられる傾向が生まれている」（全自運）との指摘もおこなわれた。国公労連の樋口代議員は、口では企業主義克服をいいながら、総評自身にも企業主義の体質が根深いことを、総評の賃金理論にもふれて指摘し、「成長のわけ前をもらうという賃金論と決別せよ」と訴えた。

一方、労働組合運動の再構築をめざす論議でも、多くの代議員が具体的な闘争経験を示しながら前進への展望について提言した。たとえば、紙パ労連の青山代議員は、どんなささいな各企業での「合理化」も紙パルプ産業労働者全体の問題としてうけとめ、産業別統一闘争と地域共闘を土台に「合理化」の元凶である大企業や銀行を相手にしてたたかって成果をつみ重ねていることを発言。全自運の石塚代議員は「経済危機のなかで中小企業の経営者自身が、政府、自治体へ切実な要求をもっている」として、大企業の進出を規制する中小企業分野法の成立など、労働者と中小企業経営者が一致する要求をかかげて統一行動をおこなった経験について述べ、そうした方向をいっそう強化するよう主張した。

〔政党支持問題および戦線統一問題に関する日教組・国労・合化労連・全自運の提言〕　大会では例年、政党支持問題が論議の一焦点となってきていたが、本大会でも政党支持問題で修正案を出した全日自労など五単産代表の全自運・引間代議員と、政党支持問題と中小企業労働者の組織化などの問題で修正案を出した合化労連の久田代議員が、大会二日目に趣旨説明に立って論議をよんだ。引間代議員は、方針案が「特定政党支持」義務づけを依然として固執しているのは、労働者と労働組合の団結を阻害し、統一戦線の結成を妨げているばかりか、独占資本の自由抑圧の攻撃とたたかえないことを指摘して、機関決定による「特定政党支持」を即刻あらためるべきであると主張した。

また、同じ二日目の質疑では、全印総連の市川代議員が、社共両党委員長会談での統一戦線問題についての継続協議の合意について、「総評はどう評価するのか」と執行部にただしたのにたいして、大木事務局長は、明確な答弁をさけ、総評としては全野党の結集を原則とするが、現状では民社党にたいしては批判的な立場であり、一方、「共産党は排除の論理をなくしてほしい」などの見解を示した。

大会四日目には、前日までの論議をうけて、「方針案の重点をより明確にすべきだ」との主旨で、日教組、国労、合化労連、全自運などがあいついで具体的な提言をおこなった。日教組の提言は、①企業主義の克服、②教育闘争を国民的課題として重視せよ、③統一戦線結成へのイニシアチブの発揮の三点からなる。発言した中小路代議員は、日教組がすすめている学校主任制反対のたたかいは、教職員の分断攻撃に反対し職場をとりでにして民主教育を守るたたかいだと述べ、民間企業でも差別賃金などで労働者の分断攻撃が激化していることを指摘し、こうした反撃をはねかえすには、職場を基礎にした運動が不可欠であり、企業主義からの脱皮が急務であることを強調した。また、統一戦線問題では「社共合意」による協議が難航しているだけに、総評が「いま一歩前進したとりくみをすすめるべきだ」と政党への働きかけなどの提案をおこなった。国労の提言は、①スト権ストの教訓は、民間をふくめた労働組合の統一戦線行

動、政治的統一戦線の形成へのとりくみが必要なことである。このため国民の要求を真剣にとりあげ、運賃値上げに反対し、国民のための国鉄再建をめざして広範な共闘をすすめ、そのなかでスト権回復のたたかいをすすめる、②制度闘争ではすべての組合の統一行動を追求し、春には年金、秋には医療などとくぎりをつけ成果を明確にしていく、③地域共闘の重視、④労働戦線統一では要求を統一して共同行動をすすめる、政治的統一戦線を展望しながら、総評に「産業別課題統一委員会」的なものをつくり、革新政党とのあいだで政策の統一をすすめる、などからなっている。また、合化労連の太田代議員は、来春闘では「賃上げ要求額の歯どめをもうけ、回答が不満なときは、ストができるところは無期限、波状ストをおこない、ストに参加しない組合も闘争がつづけられているときは妥結しない」ことを確認してたたかい、制度闘争では同盟とも要求で統一し、メーデー規模の集会を積みあげ、統一行動を拡大すべしと提言した。さらに、全自運の引間代議員は、労働戦線統一問題にふれ、いまいわれている「民間結集」の動きのなかには、労資協調主義にもとづく右翼的再編の策動と、深刻な危機のなかで現状打開のための共同の要求実現のために統一行動の発展を要求する二つの動きがあり、前者は「保補連合」である江公民連合の推進とも連動していると指摘して、「特定政党の支持も排除も前提とせず、一致する要求にもとづく行動の統一」を原則に、あらゆる労働組合の統一強化の方向を打ち出すよう主張した。

事務局長の総括答弁と採択された諸決議

右のような論議をうけて、大会最終日に総括答弁にたった大木事務局長は、運動方針を補足するつぎの諸点を明らかにした（答弁要旨）。

一、事前協議制は団交の延長だが、経営参加は力のないまま軽々に参加すべきでない。

一、今大会の決議として、民間労組強化対策委を設け、その中に中小対策部会を置き、組織総点検や中小・未組織の総評結集に努力する。

一、賃上げ要求を自粛する立場はとらないが、労働団体間で要求を一致できるよう幅を縮小することが必要だ。そのため総評としても生活から出る要求と闘いにかい離がないか議論し、その中から要求を決めてもらいたい。

一、制度闘争ではストをやらないとはいえないが、集会、デモを中心にお互いに共闘条件の成熟に努力したい。

一、国民春闘の要求は八月から年金、最賃に取り組み、これに減税、インフレ反対を加えて四つに絞ったらどうか。

一、七〇年に決めた統一四原則は戦略的に正しい。民間労組共同行動会議は労働組合を左、中間、右に分け、中間と右だけで集まるセレクト方式をとっているので参加しなかった。ここで減税を取り上げようとしているが、減税は四団体共闘の課題だ。また雇用問題での政府交渉でも参加組合を限定せず、総評、中連の全民間が入ることを認めるかどうか、抜け駆けは慎しんでもらいたい。

一、統一戦線については社会・共産・公明との定期協議のほか、民社とも窓を開けるよう努力する。方針でも国民生活要求共闘会議を提起しており、総評の決定を定期協議に持ち込みたい。

なお、方針原案の「社会党支持」にたいし全日自労など五単産と合化労連からそれぞれ修正案が出された政党支持問題に関しては、大会最終日に採決の結果、全日自労など五単産修正案が賛成六三票、合化労連修正案が賛成二九票でいずれも少数否決となり、原案が採択された。大会はこのあと、槇枝議長、富塚事務局長ら新役員の選出、諸決議を採択し、大会宣言を発表して五日間にわたる大会

の幕を閉じた。なお、採択された諸決議とは、特別決議としての「反合理化・長期闘争組合を支援する決議のほか、①日中友好条約即時締結を要求する決議、②朝鮮の自主的平和統一を支援し、朝鮮人民と連帯する決議、③狭山・大須事件など冤罪事件犠牲者にたいする支援決議など一二決議、あわせて旧執行部への感謝決議である。

新役員と執行体制

大会三日目の二一日正午から、大会議事と並行して、主要単産委員長会議が開かれ、議長には日教組槇枝委員長、事務局長には富塚国労書記長が内定し、また、副議長には、民間から議長候補にのぼっていた全日通中川、全国金属佐竹両委員長の就任、国民春闘路線の中心となる制度要求担当の専従副議長に安恒企画担当幹事の起用が決まり、大会最終日の承認手続をへて新執行体制が発足することになった。

総評新役員人事は、市川議長、大木事務局長が、五月の連休明けに辞意を表明していらい、二カ月にわたって難航をつづけてきた。従来の慣行となっていた〝民間議長〟をまずめざしたことから、佐竹氏、中川氏双方を推す勢力の対立を呼んだほか、太田合化労連委員長、宮田鉄鋼労連委員長が反発するなど、かえって民間内部のきれつを深めることにもなっていた。しかし、最終的には「切り札」として底流で支持を集めていた槇枝氏がうかびあがることになり、しかも、民間から左右両派を代表した形で、佐竹、中川両氏が副議長におさまることによって、「官公労一辺倒」という批判をさけ、官民一体の指導体制を期待した人事選考といえる。

新役員の選出に先だち、大会選挙委員会は、役員定数および専従役員定数について、①副議長五名、うち一名を専従とする、②常任幹事は一五名、うち婦人一名、書記局選出二名の枠をふくむということで決定し、大会の承認をえた。新役員の氏名および任務分担はつぎのとおり（カッコ内は出身、任務分担の順）。

▽議長　槇枝元文（日教組、全体の総括）

▽副議長　安恒良一（私鉄総連、対外交渉関係と各種審議会担当）、中川豊（全日通、民間単産と全交運担当）、佐竹五三九（民間単産担当）、丸山康雄（自治労、公務員共闘担当）、石井平治（全逓、公労協担当）

▽事務局長　富塚三夫（国労、書記局全般）、▽副事務局長　蛯谷武弘（炭労、企画・国際・生活局担当）、福田勝（全農林、組織・教宣局担当）

▽財政局長　後藤重夫（動力車）

▽常任幹事　国崎茂行（全日自労、生活局担当）、新井則久（全逓、企画局担当）、筒井安忠（自治労、同上）、永井孝信（国労、同上）、山崎俊一（国労、同上）、三嶋静夫（全鉱、同上）、土岐千之（日教組、国際局長）、春山明（国公労連、組織局担当）、武田賢次（都市交、同上）、田中幸男（鉄鋼労連、同上）、内山達四郎（全国金属、同上）、田口典夫（電通共闘、教宣局担当）、以上常任幹事一三名のほか、婦人と書記局登用の枠二名については、評議員会等で補正をおこなう。

2　総評第五四回臨時大会

大会の課題――国民春闘路線の堅持

七七年春闘への決起の体制を固めるための総評第五四回臨時大会が、一九七七年二月一四・一五日に三八単産四四五名の代議員が出席して、東京・九段会館で開催された。今大会は、七六年七月の定期大会で新たに就任した槇枝議長、富塚事務局長を中心とする新執行体制にとって最初のものであり、従来の大会では、春闘のとりくみについて総評独自の立場から情勢を分析し、行動方針を提起していたが、ことしは国民春闘共闘会議と「一体となったたたかい」を原則とし、「その先頭に立ってたたかう」ことを確認するものとなった。大会はまず議長団に富田動力車委員長、三原日教組副委員長、中里全金副委員長、新沼全鉱事務局長、清水静枝国鉄婦人部長の五氏を選出し、つづいて槇枝議長があいさつにたった。

同議長はそのあいさつのなかで、まず一兆円減税要求をとりあげ、その必要性について、①大企業本位の税制の不公正が極限に達し、国民の不満、怒りが集中している、②政府の景気浮揚政策は、公共投資ばかりでなく、減税や福祉改善の二本柱を併用すべきであり、先進工業国のうちわが国だけが、大企業本位の公共投資偏重政策をとりつづけているため「庶民は、増税と福祉の後退、インフレの三重苦を負わされている」と指摘し、「労働者、国民の中で意思統一し、三〇〇〇万署名など大衆行動によって要求を国会に集中させねばならない」と強調した。また、賃金闘争では、総評、中立労連による国民春闘共闘会議が、今春闘の基本路線として打ち出した「産別自決」について、「単産、産別が勝手に要求し、闘い、妥結することではない」とし、総評執行部としての「指導調整機能」を重視していく考えを明らかにするとともに、「最低一五%という要求基準」の意思統一をもとに、「すべての組合が自主的に要求獲得のための討議を重ね、その態度を明らかにしながら、全体の合意をはかるべきだ」、その意味でとくに「民間組合の積極的な発言を期待する」と訴えた。

このあと、岡村中立労連事務局長、石橋社会党書記長、矢野公明党書記長、瀬長共産党副委員長らがそれぞれ来賓としてあいさつに立った。

国民春闘方針提案

富塚事務局長が、闘争経過報告、一九七七年度国民春闘方針と参議院選挙闘争方針を一括報告・提案し、「総評労働者は出発点から収拾まで、いわゆる進むも退くも同一歩調をとり、国民春闘会議の先頭に立って闘いたい」と決意を述べた。国民春闘方針の要旨はつぎのごとくである。

これによると、同方針は、大筋としてすでに打ち出されている国民春闘会議の「春闘白書」やその基本構想に準じたものとなっており、そのなかでは、「与野党伯仲の政治状況は、われわれが努力すれば闘いの突破口を見いだしうる有利な側面だ」とし、一兆円減税、健康保険法の改悪阻止などの重要性が強調され、とくに一兆円減税は、賃上げとあわせて個人消費を喚起し、景気回復につながるものだと訴えている。賃金闘争では「一五%の要求基準はギリギリの線」だとの認識から、「民間先行、総がかり共闘強化」つまり鉄

鋼回答を中心とする民間相場を押しあげるため、四月上旬に民間と官公労が一体の闘争を展開することを基本戦術とし、戦略的に重視される地域共闘については、「昨年の地域ストの経験を前進的にうけとめ、単産と都道府県春闘共闘委間の認識のズレをなくすことが先決」であるとして「今春闘では条件の整ったところから闘いに入る方向で、各単産とも前向きの努力をする」としている。同時に、産別間の動きにも十分かみあわないきらいがみられるところから、新たに打ち出した「産別自決」について「交渉、指令、妥結、財政などすべての機能を可能な限り産別に集約する努力をすることで、決して好き勝手に闘うことではない」との点で意思統一するものとしている。

一方、政党との関係については、「自民党政治衰退後の新しい政治体制の中核となる社会党の盛衰は、総評の今後の動向と密接不可分だ」としつつも、「連合の時代を迎え、われわれも政党と労働組合の関係、支持政党など根本的検討に入らねばならない」とし、制度・政策要求闘争への対応をみながら、「真に労働者のために努力する政党を見極めたい」とふくみのある姿勢が打ち出されている。

【総評一九七七年国民春闘方針（要旨）】

一、秋期年末闘争の総括並びに春闘体制の強化について（略）

二、労働者・国民をとりまく当面の情勢の特徴（略）

三、「国民春闘路線」強化の基本的視点（略）

四、七七年春闘の統一要求課題（本年鑑II—IV「賃金闘争」参照）

五、七七年春闘に起ち上がる総評の路線——臨時大会で意思統一すべき課題——

(1)厳しい情勢のもと全力投入して闘いに起ち上ろう（略）

(2)与野党伯仲の状況をふまえ、生活・制度闘争で春闘勝利の突破口をつくり出そう

㈠（略）

㈡　与野党伯仲という政治状況は、七七春闘全般を覆うきびしい情勢のなかでも、われわれが懸命に努力すればその闘いの突破口を見出し得る有利な側面である。とりわけ一兆円減税の課題は新自由クラブを含めて五党が一致して迫り得る課題であり、これを大切にして、国会審議の段階で修正または組み替えをどうしても実現させなければならない。……一兆円減税を中心とする三、〇〇〇万署名運動を今次春闘前段行動の柱に据え、全単産・県評が一丸となってその成功のため奮闘することが、闘いを好転させる大きなカギである。また、国鉄運賃値上げや運賃法定制度の廃止反対と国鉄再建、五野党一致の独禁法改正要求など国民的な要求課題である。

㈢　減税闘争の強化とあわせて、今春闘の主要課題となってきているのが、健保、共済をはじめとした全国民への医療保険大改悪問題である。今国会に上程が予定される健康保険の改悪案は、自民党政府みずから政策的・構造的に生みだした一、六〇〇億円の赤字を、初診料、入院時一部負担の三・五倍値上げ、夏冬の手当からの二%保険料徴収など、勤労国民の負担増で解決することを意図したものである。（以下略）

(3)～(6)（略）

(7)　職場・産別・地域をしっかり固めよう

㈠　闘争力の源泉は職場であり、ここに血を通わせない限り労働組合に筋金は通らない。一人一人の労働者が確信をもって闘いに起ち上がれるよう、繰返し職場の点検を行ない、同時に学習会、討議集会を昨年に倍する形で実施し、地域ではこれら交流させるさまざまな集会を企画し実施する。

㈡　七五、七六春闘の敗北の経験から、今年新たに「産別自決」の方式を採用した。しかし、これはあくまで産別の機能を徹底的に強め、産業別に独走を辞さない体制の確立が前提であり、企業別自決に陥ってはならない。従って交渉、指令、指示、妥結、財政などすべての機能を可能な限り産別に集約する努力を精一杯行ない、そこから統一して闘う体制をつくり上げることであり、決して「好き勝手に闘う」ということを意味していないことを意思統一することである。

㈢　国民春闘路線における地域共闘の比重は飛躍的に加重した。昨年行なわれた地域ストの経験を前進的に受け止め、まず地域闘争問題について単産、県春闘間の認識のズルをなくすことが先決である。地域の実情はマチマチであるが、昨年以上の意欲は全体に張っている。従って七七春闘では「条件の整ったところから闘いに入る」こととし、各単産はそのため指令権をおろすことなどについて前向きの努力を申し合わせることが必要である。

地域春闘共闘会議の設立をはじめ、条件の整った地域には一部スト権を委譲し、労農・労商提携を深めるなかで地域春闘を成功させなければならない。

(8)　戦術の展開は春闘共闘の決定によるものとし、総評はその先頭に立って闘う

㈠　国民春闘会議に結集するすべての仲間と一体となって闘うことを原則とする。従って戦術の展開は春闘共闘の決定に従って行なう。総評全単産はその決定を忠実に守り、実践に当ってはその先頭に立って闘うことを全体が申し合わせる。

㈡　春闘の決戦期においては、「総評全単産が終結まで前向きに闘う体制を崩さない」ことを誓い合うことが基本であり、長期ストができない単産は波状ストなどもてる最大限の体制で闘う。またやむを得ず妥結の方向にむかわざるを得ない場合でも、全体が一定の前進をするまで可能な抵抗体制をとるなど前向きに闘い続けることが最低限必要である。

㈢　また決戦段階には、大衆討議のなかから力関係を判断し、全労働者の統一闘争を成功させる観点から「歯止め額」を設定することにしたが、これはあくまで全体が懸命に闘い抜く体制の確立をはかり、もてる力をすべて投入して闘った結果の判断が前提であり、闘い抜いたなかで起きてくる議論であることを全体が認識することである。（以下略）

国民春闘方針をめぐる質疑討論とその結論

富塚事務局長の方針提案のあと、後藤財政局長が「新総評会館建設の具体化」について提案、ひきつづき二四名の代議員、特別代議員がたって質疑討論がおこなわれた。論議の焦点は、①春闘決戦のヤマ場をどの時期に求め、どのような戦術態勢をとるか、②生活・制度闘争と四野党、四団体共闘との関連、③地域春闘における統一ストの目標と位置などであり、とりわけ、春闘戦術では、三月下旬に制度要求をふくむ統一闘争の設定、鉄鋼回答とも関連して四月上旬における官民一体のヤマ場の統一闘争の組み方で論議がかわされた。

すなわち、鉄鋼回答に左右されず官民一体の強力な闘争を配置せよという意見や、たたかっている組合があるのに低額妥結をしないよう再確認しよう（合化労連、全日自労）、などの意見がだされる一方、私鉄総連の吉岡代議員は、私鉄としてのスケジュールについて、今年から打ち出された「第一次回答後に態度決定」という事後対処方式にしたがい、スト権の確立は鉄鋼回答後になるため「四月上旬段階で決戦することにはならない」、「三月末から四月初旬に回答日を指定、満足のいく回答でなければ直ちにスト権投票に入り、スト戦術をふくめ四月いっぱいには解決させたい」との方針を明らかにし、このスケジュールから、鉄鋼回答前でなく、国民春闘共闘会議が第五次の統一行動（四月一八～二三日）を設定している四月下旬に闘争のヤマ場をおくべきだと主張した。

また、「鉄鋼労連は総評のワクを離れすぎている」という趣旨の批判があったことに関連して、鉄鋼労連の紺屋代議員は「国労、動労が私鉄や日通の組合と交運共闘をつくっているのと同じように、鉄鋼労連が関連する造船、電機、自動車とともにIMF・JCに結束して闘うのは当然で、それなりの相乗効果もあり有利だ」と、今後ともJCのもとでの大産業別闘争を強化するとの姿勢を示し、四

月上旬の官民一体のスト設定戦術について、「鉄鋼回答を押しあげようというのだろうが、時期との関連で余りにもスケジュール的であり、異議がある。組織と組織との間にかい離を生みはしないかとおそれる。闘いの決定的ヤマ場でないと価値が生かされぬ」と発言した。

これらの論点について、富塚事務局長はその総括答弁のなかで、①春闘のヤマ場は四月上、中旬に求め、官民総ぐるみの戦術態勢をとるが、最終的には三月一一日の春闘共闘総会で結論を出したい、②生活・制度闘争は、野党共闘、四団体共闘を大事にするが、総評の独自判断でたたかうこともある、③地域ストは地域最賃の引き上げを重点目標にしながらも、地域住民の要求をも結びつけてたたかうべきだ、などの見解を示したのにつづき、槇枝議長も「幹事会並びに春闘共闘の指導部として、本日出された貴重な意見をふまえ、それぞれの単産のもつ力量、また性格、それらを十分しんしゃくしながら、……集中的な闘いを組織しうる態勢をつくりあげる」と、異例の決意表明をおこなって、全体で確認された。

臨時大会は最後に決議案を採択したあと、大会宣言を発表して二日間にわたる幕を閉じた。採択された決議は、①『沖縄基地確保法』の制定に反対し、『地籍確定法』の早期立法を要求する決議」、②「原爆被爆者援護法の即時制定と原子力船むつの廃船を要求する決議」、③「漁業関連産業労働者の雇用と生活の安定をはかり、国民的な立場から食糧総合政策の確立を求める決議」、④「クロムおよびベンジンによる労災法施行前労働者救済と時効撤廃を要求する決議」、⑤「繊維労連ニチモキグナス労組の闘争支援に関する決議」、⑥「国鉄運賃再値上げ反対並びに貨物、通運合理化反対闘争推進に関する決議」の六つである。なお、「新総評会館の建設具体化」については、その土地問題、建築規模、資金計画などが、準備委員会でひきつづき検討され、あらためて定期大会で提案されることになった。

2　同盟第一三回年次全国大会

開会と天池会長のあいさつ

第一二回定期大会で採択した運動方針と過去一カ年間の運動の成果をふまえ当面の活動方針を決定するための日本労働総同盟（同盟）第一三回年次全国大会は、一九七七年一月二八・二九日の両日、東京・九段会館で開催された。第一日は午前一〇時、坂東副会長の開会の辞にはじまり、代議員四二六名、役員四一名の出席をもって大会の成立が宣言され、議長に中村弘（ゼンセン同盟）、副議長に小野誠治（自動車労連）、山内一雄（交通労連）、浦岡浩（国税会議）、中村好秀（全食品同盟）、吉田光夫（航空同盟）を選出、天池会長があいさつをおこなった。

天池会長は、そのなかで「いまや政治、経済を動かしていくのに労働組合が重要な位置にある」として、政治的には民社党を支持し、中道勢力を結集した革新政権の樹立を訴えるとともに、労働運動のすすめ方についても「違法ストを排除し、合法的な闘争を重視

する」と〝総評路線〟を批判し、さらに、労働戦線の統一でも「民間労組と官公労との相違や、官公労内部の対立からみて全的統一は事実上不可能である」と指摘して、民間先行方針を明確にした。一方、今年の賃金闘争については、「低成長経済下の本格的な賃金闘争」と規定し、この結果が今後の賃闘に決定的な影響をおよぼすとの認識から、具体的には、「消費者物価上昇分の賃上げは経営者の責任ではない」とする日経連の態度は無責任であり、個々の労使関係を破壊するものであるときめつけ、要求基準の実現に総力をあげてとりくむよう訴えた。

そして最後に、天池会長は海員組合の政党支持問題に言及し、「海員組合自身の努力により、同盟の方針にそって前進したので、本大会で論議の必要はなくなった」と述べ、執行部としての議論に一応の決着をつけた態度を示した。海員組合は、一九七三年に「特定政党の不支持」を決め、先の総選挙では共産党候補を推せんしたことから、同盟の「民社党支持」の方針と真っ向から対立する形となっていた。このため過去二回の大会で論議の焦点となっていたが、七六年末の海員組合定期大会で「特定政党不支持」の姿勢は堅持しつつも、同盟の意向を配慮した活動方針を可決し、同盟としても「民社党支持」の立場から基本的な不満を残しながらも、一応の評価をしていた。このため今大会では、同会長があいさつのなかで、とくに海員組合の「努力」を尊重する姿勢を明らかにしたものである。

このあと、石田労相、春日民社党委員長、関民社研議長、竪山中立労連議長、石垣新産別委員長、後藤全国民労協代表幹事、またC・V・デバネア国際自由労連アジア地域組織会長ほかの外国代表から来賓としてのあいさつがおこなわれた。

一九七七年賃金闘争方針と質疑討論

大会第一日目には、つづいて前川書記長の①主要な経済闘争、②雇用安定、福祉充実、インフレ抑制をめざす活動、③組織活動などからなるこの一年間の活動報告、あわせて浜財政局長の七六年度会計報告が一括して質疑討論され、それぞれ承認された。第二日目は午前一〇時再開、議案の審議に入り、第一号議案「一九七七年賃金闘争方針」の提案がおこなわれた。

【同盟・一九七七年賃金闘争方針（要旨）】

一、77年度要求基準

七七年度の賃上げ要求基準を次のとおりとする。

㈠、ベース・アップ一三%、一万八千円（定昇別）。

㈡、この要求基準にもとづく個別賃金の平均到達目標は、十八歳八万五千円、三十歳十六万円。

㈢、以上を基準として、各産別は産別のおかれた条件を考慮し、それぞれ要求を設定する。

二、要求基準と重点課題との関連

ベア一三%、一万八千円の要求基準は、次のようにわれわれが当面している重点課題を解決し、あるいは解決されるための基礎的条件を整備するものである。

㈠、七六年度の消費者物価指数上昇率を九%前後に抑えるための政策要求と相まって、実質賃率の引き上げは四%前後となり、生活水準の実質的向上を実現することができる。

㈡、そのことを通じて七七年度の実質個人消費支出の伸び率を六%前後に高め、七七年度経済を少くとも実質六%を超える安定的成長の軌道に乗せる基盤を形成するものとなる。

㈢、七七年度の消費者物価指数の上昇率を、確実に七%以下に抑えることは十分に可能である。

㈣、実質賃率の引き上げ率と実質経済成長率との間の乖離は、雇用拡大、

定年延長、時間短縮等、雇用不安を緩和するための対策を実施する余地があることを意味する。

三、当面の重点的な政策要求

当面する重点課題を現実に実現するためには、賃金闘争を通じる基礎的条件の整備に加えて、政府をして十全の政策を実施せしめることが必要である。

同盟はすでに昨年八月以来、政府に対して整合性を十分に考慮した各般にわたる要求を行ってきたが、今日の時点で改めて①安定成長のための機動的政策運営②インフレの抑制③中小企業対策④第二号議案に関連する生活福祉の向上、税制改革などの政策の実施を提起する。賃闘に先がけ、あるいはそれと並行して、これらの政策諸要求を実現するために最大限の努力を傾注しなければならない。

また、われわれ労働組合みずから社会的責任を果す立場に立っている以上、政府、経営者は、これらの要求を受け入れ実施する社会的責任をわれわれ以上に負っているといわなければならない。

四、闘争体制の強化

賃闘を取りまく経済諸情勢は、昨年に比べて好転しているとはいえ、一段と強化されるであろう経営側の抵抗を排除して所期の目標を達成することは決して容易ではなく、情勢はきわめて厳しい。したがってわれわれは、これまで積み重ねてきた闘争体制を、次のようにさらに飛躍的に強化する。

㈠、政策諸要求とも関連して、中央、地方、職場において集会、デモ・ビラ撒き等の活動、情報の蒐集・伝達・配布等の諸活動を一段と強化する。

㈡、中央闘争委員会の諸機能を充実しつつ、闘争の山場や企業業績等に応じた先行組合の設定をはじめ、構成産別間の有機的・効果的な戦術調整を一段と強化する。同時に、他の民間労組との共闘体制を拡大し、民間主導・同盟主導のもとに総力的な賃闘体制を確立する。

この提案には、河野調査局長がたって「七七年度の要求基準をベース・アップ一三%、一万八〇〇〇円（定昇別）とした。同盟の基本的考え方は、高度成長期、安定成長期等の異なる経済発展に対応しながら、国民経済を整合的・安定的に発展させ、その中で最大限可能な実質賃金の引上げを実現することである。われわれが提起した要求基準は、今日、労働者あるいは国民経済にとって最も重要な問題を総合的に考え、労働者の実質賃金の確保はもちろん、国民全体にとっても焦眉の課題を有利な方向に解決しうる条件を整備するものであるということを確信をもっていえる。すでに天池会長を委員長に、執行評議員全員で構成する中央闘争委員会を設置したが、この諸機能を充実しつつ、他の民間労組との共闘体制を拡大し、民間主導・同盟主導のもとに総力戦的な賃闘体制を確立して要求貫徹を期したい」と強調した。

これにたいし、全化同盟の山辺代議員は、原案に賛成する立場から、同盟主導の徹底、「ワンセット論」の排除、日経連の無責任な態度を正すための団交の実現、対政府交渉、物価指数などについて質問をおこなった。このほかには質問、意見は出されず、執行部を代表して天池会長、河野調査局長が答弁したあと、同議案を可決決定した。

天池会長はその答弁で、①主要民間単産による民間労組「賃金闘争連絡会議」を「金属労協（JC）加盟六単産と同盟の海員、ゼンセン、全化、電労連で二月中旬に設置する」、②「ワンセット論」、すなわち減税などの政策要求が実現されれば賃上げミニマム＝消費者物価の上昇分程度でもいいという論議にたいしては、「われわれは景気対策として所得減税を主張している。したがって減税は減税として、ワンセット論をとるつもりはない」ことなどを明らかにした。また、河野調査局長は、物価指数の問題について、生活実感と

政府の物価指数はかなりかけ離れているという論議が従来からあるものの、「われわれとしては、政府の物価指数をとるが、いくつかの欠陥をもつことは否定できないので、政府の指数をもっと正しいものにしていくというところに最大の重点をおいて、この問題を考えていきたい」と述べた。

その他の諸議案と決議

大会は、右のほか②生活福祉をめぐる政策課題、③参議院選挙闘争、④二月より一人月額三七円とすることをふくむ一九七七年度予算の各議案どおり決定、加えて本部側からの緊急動議「南アフリカ問題に関する支援決議」を採択し、「われわれは、本大会において当面の闘争目標を決定し前進態勢を確立した。ここに同盟二五〇万組合員の総意と総力を結集して、闘争目標の達成にまい進する」との大会宣言を発表して、午後零時四〇分閉会した。

3　中立労連・新産別・ＩＭＦ日本協議会の大会

1　中立労連第三回定期大会

結成二〇周年を迎えた中立労働組合連絡協議会（中立労連）は、七六年一〇月五日その第三回定期大会を加盟一〇単産からの代議員、役員ら一三二名の参加によって東京・池之端文化センターで開催した。大会は午前一〇時、まず市川副議長の開会の辞をもってはじまり、議長団に田島良治（生保労連）、森雄次（全電線）を選出、竪山議長があいさつにたった。

同議長はあいさつにあたって、中立労連がナショナルセンターとして前進するために主体性を確立し、総評にも同盟にも説得力をもつ政策能力と行動力、組織機能を強化しなければならないことを指摘したあと、労働戦線統一問題にふれ、「労働戦線統一への期待は高まっており、最終的には官民の全的統一をめざしながら、労働四団体の共闘を追求するとともに、民間労組の大同団結のための多面的共闘の実現に努力する」と強調、とくに新産別にたいして「組織

統合について積極的に話しあいたい」との呼びかけをおこなった。中立労連は総評、同盟につぐ労働団体で、従来新産別も加えた労働四団体として減税などの政策・制度要求をおこなうよう働きかけてきていた。しかし総評、同盟の根強い対立によって、七六年秋にも結局、雇用に限定した共闘にとどまらざるをえなかったため、竪山議長としては労働戦線の統一と、その足がかりとしての労働四団体共闘や民間労組による共闘促進の意欲を示したもので、とくに新産別とは政策要求などで提携を深めてきたが、組織統合にまで踏みきる意向を明らかにした発言は注目される。竪山議長はそのほか、来春闘について「日経連は賃上げ抑制の態度を前面に出しており、闘争のきびしさを覚悟しなければならない。労働者に一方的な犠牲を強要する政府・資本には労働側も総力を結集して対決せざるをえない」と指摘し、①賃金要求のミニマムについて労働四団体が一本化し、結束して闘争に立ちあがるよう話し合いをする、②官公労、民間の有機的な提携をすすめるなかで、影響力のある主要民間単産の横断的共闘を実現する、の二点を提唱した。

つづいて来賓あいさつに入り、富塚総評事務局長、天池同盟会長、石垣新産別委員長、赤松社会党副委員長、金子共産党書記局次長、松本公明党副書記長、佐々木民社党副委員長が順次たったが、そのなかで新産別の石垣委員長は、組織統合問題についての竪山議長の提言をうけて「友好的な提案であり、新産別としても近く開く定期大会で前向きに討議したい」と積極的な姿勢をみせた。

このあと、岡村事務局長から一九七六年度活動方針についての提案説明がおこなわれた。それによると、要求にもとづく闘争課題としては、①賃上げ、最低賃金制の確立、労働時間短縮など労働条件の改善、②雇用の安定、③社会保障制度の拡充、高物価・重税反対など命と暮らしを守る運動が提起され、これらの実現のために労働四団体共闘を中心に多角的・重層的な共闘を積みかさねていくこととし、また中立労連の組織強化と拡大については、純中立組合との共闘の拡大、地方組織の整備、教宣と政策立案能力を中心とした事務局体制の強化などがとりあげられている。

この提案の討議のなかでは、①昨秋から今春にかけて大幅な人員整理が出たが、単産・単組自決で敗北した。中連として具体的な合理化対策を示す必要がある、②各種審議会に参加し成果もあげているが、性格や実情は知らされていない。整理統合すべきではないか、③税金対策で、総評は確定申告闘争をすすめているが、中連も減税闘争の具体策を示すべきだ（以上全電線）、④定年延長の方針で「賃金より雇用延長に重点をおく」とあるのは、賃金対策から不十分ではないか、⑤新産別との統合を急ぐと、方針や体質の相違から中連から脱退するところが出ないか（以上全国セメント）、⑥政策推進労組会議に参加するのは中連として三単産だが、最終的には民間全体の参加が望ましい（全石油）、などの意見が出されたのにたいして、本部側から、①反合理化対策はまだ討議を深めていない、②四団体の意思統一をはかっていく、③減税問題で新たなカンパニア組織をつくりたい、④五五歳以上で賃金上昇も望みたいが、現実には定年の延長を選択する、⑤新産別と統合しても一方のカラーになるとは考えない、⑥推進会議に中連としてただちには合同はできない、との答弁がおこなわれたあと、同活動方針を原案どおり決定した。

大会はこのあと、議長に竪山利文氏（電気労連）を三選したほ

か、運営要綱の一部を改めて事務局次長二人制とする新役員を選出、スローガン、大会宣言を発表して閉会した。

2　新産別第二八回定期大会

全国産業別労働組合（新産別）第二八回定期大会は、七六年一〇月二五～二七日の三日間、東京・全共連ビルで開催された。大会は、二五日午後、河合副委員長の司会で幕をあけ、議長団に水沼（全機金）、山美（新化学）、大西（京滋地連）、附田（新運転）各代議員を選出、石垣中央執行委員長があいさつにたった。

同委員長は、先に中立労連の竪山議長から提唱のあった組織統合問題について、二五日午前中の中央執行委員会でとりまとめた「統一見解」を要旨つぎのように明らかにした。

【中立労連との組織統合問題についての中央執行委員会統一見解】

一、竪山提案は、単に新産別と中立労連との関係についてだけにふれたものでなく、あくまでも全労働戦線の統一を推進するためにともに積極的な役割を果たすべきで、その前段的措置として両者組織関係にふれたものであるとうけとめる。

一、方針上の統一に関する原則は、運動の統一を当面追求していくということであり、中立労連との間に共同行動を積極的に積み重ね、その見合いにおいて両者の間の討議を深めていくということである。

一、組織と組織との統合は、慎重な配慮と手順が必要なことは改めて指摘するまでもないことで、軽々にあつかうことはお互の組織内にいらざる混乱をもまねきがちな性質のもので、今後慎重にしかし積極的に常に前向きに中立労連との間に協議と共同行動をすすめていく。

一方、来賓としてあいさつした槇枝総評議長は、「中立労連と新産別の組織提携について総評として深い関心をもち、統一の実現を歓迎する」と述べるとともに、今後の展望にふれ、「統一の協議には総評も歩調をあわせ、積極的な役割を果たしたい」との見解を表明した。これにたいし、同盟の天池会長は「統一の重要性は認識しているが、組合運動の歴史的な経過や総選挙後の政治情勢などをみて行動をおこす必要がある」と、なおいっそう慎重な態度を示した。また、槇枝総評議長は同じあいさつのなかで、春闘の賃上げ要求に関し、「具体的な要求額、率については、産業別に横断的な討論をして一致点を見いだす努力をし、労働四団体の統一要求ゾーンを定められれば、来春闘は実りあるものとなろう」と述べ、総評と同盟、中立労連、新産別が共通の要求基準を設定するよう提言した。これをうけて中立労連の竪山議長も「四団体の書記長会談などで合意拡大の努力をはらうべきだ」とし、提言を支持する立場から、四団体のトップ会談を提唱した。総評と中立労連は純中立組合にも呼びかけをおこなって、さきに国民春闘共闘会議（槇技議長）を設置しており、一二月をめどに共通の要求基準をつくることにしていた。また、新産別も中立労連と定期協議をし、四団体で賃金要求を統一するよう提唱する意向をもっていたため、四団体共闘が成立するかどうかは、同盟の出方いかんにかかっていた。しかし、同盟側は七六年春闘いらい、金属労協（ＪＣ）とともに賃金闘争の主導権把握をめざしており、とくに総評のストを軸とした賃闘戦術を強く批判し、双方の考え方のちがいを強調してきているという背景もあるため、総評と同一歩調をとるとはみられず、賃上げ要求で四団体

の歩調が揃うのはかなり困難であるとの見方が一般であった。

提案された「昭和五二年度運動方針」は、運動の基調において新産別発足の精神に回帰すること、国民的諸課題にとりくむこと、労働組合間の運動、要求・政策、行動の一致のために努力することを強調し、来春闘の賃上げでは、「世帯賃金水準の実質確保」を中心に、最賃、雇用等の要求を労働四団体共闘で推進することを骨子としたもので、その討議は、ことしも前大会同様に三つの分科会を設置、運動基調については全分科会でこれをふくめることとし、「賃金・雇用・合理化」「社会保障・福祉」「組織・共闘・政治」のテーマごとにおこなわれた。各分科会の論議で共通した点は、基調のなかで金属労協四単産の集中決戦にたいする評価、春闘で新産別がどう主体性を発揮するか、春闘共闘会議に参加すべきではないか、などに意見が集中していたことである。

執行部は各分科会討議のなかでだされた要望意見等にたいして、大会二日目終了後中執委をもち、その取りあつかいと見解をまとめ、三日目の冒頭、富田書記長から要旨つぎのごとき答弁がおこなわれた。すなわち、①春闘協議等実情を把握したなかで慎重に検討していく、②方針のなかで文章不十分な点については補強していく、政策・制度要求の教宣活動はさらに強化する、また福祉活動全般にわたっての運動論も明らかにし、執行部で検討していく、地協活動・青婦活動も強化し具体策を立案する、③中立労連との関係では、さらに大胆な方針をと要望されたが、「中執見解」がその第一歩を踏みだすものと理解してほしい。さらに、この中執見解にたいする要望にたいしては新執行部で対処していくこととして、同方針案を決定し、諸決議、大会宣言を採択して三日間の日程をおえた。

3　IMF・JC（金属労協）第一五回定期大会

全日本金属産業労働組合協議会（IMF・JC＝金属労協）第一五回定期大会は、ナショナルセンターではないが政策要求をもつ運動体として組織変更後初の大会となり、九月九・一〇日の両日、東京・池之端文化センターで二九六名の代議員をあつめて開かれた。

大会では冒頭宮田議長があいさつに立ち、「来春の賃上げ闘争においては、JCとしては官民一体を取りくむわけにはいかない」と強調、①われわれは今春の賃闘で集中決戦を実現したが、これは日本の賃金決定のヘゲモニーを握ったのみならず、活発化している民間結集の動きのひとつのテコになったことは明白である。その意味で来春闘では今年以上にJCの実力を示すたたかいをやってのける責任がある、②来春闘での克服課題のうち、物価指標の取り方はほぼ合意にたっし、要求は標準労働者方式を軸とすることになるなど質的たたかいの強化はすすんでいる。問題は官民一体の取りあつかいだが、われわれは民間の実質的たたかいを自らの判断ですることを基軸としたい、と述べた。

ついでIMF本部やオーストラリア、インド、シンガポールなど東南アジアのIMF加盟労組の代表らがあいさつし、運動方針案の審議に入った。

七七年度運動方針案によると、今春闘で実現した金属四単産一斉回答の実績を背景に、来春闘では全金同盟、全機金もふくめた「金属六単産集中決戦方式」を採用する。そのために、「わが国の賃金決定を主導する責任を自覚して国民経済との整合性をも考慮しながら、実質賃金の維持・向上を基本に要求を決定する」こととし、具体的には三〇歳、勤続一二年の標準労働者方式による賃上げ要求額と、金属産業全般に共通する最低賃金要求の設定がとりあげられている。また、注目の戦線統一問題では、「JCとしても国民的視野にたった統一を強く念願するが、早急な実現が困難であるとすれば、当面する緊急課題にたいし共通的基盤にたつ大産別組織を軸に共同行動を展開する以外にない」との方針を明らかにしている。

この方針案の審議では、三人の発言者（自動車労連、鉄鋼労連、電機労連各代議員）があったが、いずれも「原案賛成」の補強意見で、賃上げ闘争に関連するものが中心であった。それらの意見にたいしては、佐々木事務局次長から「補強意見があるから方針案に取りいれて対処する」との答弁があり、来春闘における賃金闘争の内容については、一二月の協議委員会で決定することとして方針原案を可決した。

このあと大会宣言、スローガンの確認、役員改選をおこなって二日間にわたる日程をおえた。なお、今年度から任期二年に改められた役員の改選では、宮田議長（鉄鋼労連委員長）、瀬戸一郎事務局長（本部）らが再選された。

4　主要単産の大会

一九七六年の主要単産定期大会では、春闘総括、七七年春闘方針、政治支持問題等が論議の中心となった。そのなかで、来春闘については、七五、七六年春闘の反省から総評系労組は賃金闘争と制度闘争を結合させた国民春闘として展開することの必要性が強調され、賃金闘争面では「大幅賃上げ」よりも「実質賃金の維持・向上」への傾向が強くなっている。たたかい方に関しては、多くの単産が「長期スト体制」をつくりだすとしているのにたいして、私鉄のいわゆる〝事後処理方式〟つまり「団交重視、回答提示後のスト投票」、全電通の「単発・多発型のスト排除」の方針が注目された。同盟系組合の方針も実質賃金の確保を重視したものとなっている。政党支持問題については、各組合ともおおむね前年同様の方針を決めたが、衆議院候補者の推せんをめぐって、上部団体の同盟との間でもめていた海員組合では、政党支持の方針は変わらないものの、具体的なとりくみでは同盟との調和を配慮してその内容が改められることになった。

私鉄総連第四〇回定期大会　一九七六年七月一五～一七日、福島市で開かれた。冒頭のあいさつでは、力徳委員長が七六年春闘後再燃してきた鉄鋼労連、ゼンセン同

盟、電労連などの民間労組共同行動会議を中心にした労働戦線再編の動きにふれ、「民間労組共同行動会議の呼びかけは、政治戦線と関係がないとはいえない。真の革新とはいえない中道政治的動きを警戒しなければならない」と述べ、あわせて総評、春闘共闘を中心にした官民一体路線堅持の姿勢を強調した。採択された運動方針によると、こんごの賃金闘争は、従来のスケジュール闘争を全面的に改め、①要求と団体交渉を重視する、②回答指定日を設け、回答が示されたのち是非を問うスト権投票をおこなう、③回答が不満でスト権が確立されれば、長期ストでたたかう、などを骨子としたものとなっている。これは、従来のスケジュール方式では、中労委を舞台に、結局、JCが決めた相場でおさまってしまうという日本型〝所得政策〟のパターンを崩すことができず、とりわけ減速経済に対応できないので、組織に闘争力をつけ、自分の賃金は自前でかちとるほかないとの考えから新たに打ち出されたものであるが、この闘争方式では、これまで共闘してきた公労協、全交運との戦線調整が問題となり、また、回答後にスト権投票という点は、形式的にはすでに春闘総括にあたり決定した。討議のなかでは、たたかいのすすめ方についてJC集中決戦方式を評価する発言が大勢を占めたが、一方では「集中決戦は必要だが、職場では賃上げ闘争が雲の上でおこなわれ、われわれの手を離れていくという危惧がある」（新日鉄・名古屋）との意見もみられた。こうした一般組合員の不満は、すでに春闘総括にあたっても表明されており、また、JC内部でも問題となっている。この点で、方針は「産業別交渉権、集団交渉を確立する」方向を打ち出しているとはいえ、鉄鋼産業では、大手五社に関しては実質的な〝集団交渉〟が確立しており、ただ回答明示を各社別にというのが実態である。斎藤書記長はこの集団交渉について「実質的に存在するといっても、多分に宮田委員長の個人的力によって成立している。それを制度化しようというのがひとつのねらいだ」と説明したが、来春闘での実現は保証されていない。また、「是々非々の関係」と方針で位置づけられた総評との関係では、「是々非々とは総評脱退を考えているのか。総評のなかでは戦線統一を指向しないのか」（東洋鋼鈑）との質問があったのにたいして、同書記長は「即脱退はない。ただ春闘共闘については、たとえば電機労連が離脱するように

鉄鋼労連第五五回定期大会

九月一九～二二日、岐阜県下呂で開催された。大会では、「生涯生活ビジョン」の実現を主軸に、賃上げなど企業内労働条件と社会的消費の二つの領域からなる総合的生活闘争を展開することとし、具体的には、標準労働者方式の要求、事後処理方式のたたかい方と従来方針を踏襲しつつ、とくにJC集中決戦方式の強化・発展を重視し、要求作成にあたっての消費者物価指数の取り方など闘争の阻害要因の除去に力を入れることとした七七年度運動方針を、原案どおり決定した。討議のなかでは、たたかいのすすめ方についてJC集中決戦方式を評価する発言が大勢を占めたが、一方では「集中決戦は必要だが、職場では賃上げ闘争が雲の上でおこなわれ、われわれの手を離れていくという危惧がある」（新日鉄・名古屋）との意見もみられた。こうした一般組合員の不満は、すでに春闘総括にあたっても表明されており、また、JC内部でも問題となっている。この点で、方針は「産業別交渉権、集団交渉を確立する」方向を打ち出しているとはいえ、鉄鋼産業では、大手五社に関しては実質的な〝集団交渉〟が確立しており、ただ回答明示を各社別にというのが実態である。斎藤書記長はこの集団交渉について「実質的に存在するといっても、多分に宮田委員長の個人的力によって成立している。それを制度化しようというのがひとつのねらいだ」と説明したが、来春闘での実現は保証されていない。また、「是々非々の関係」と方針で位置づけられた総評との関係では、「是々非々とは総評脱退を考えているのか。総評のなかでは戦線統一を指向しないのか」（東洋鋼鈑）との質問があったのにたいして、同書記長は「即脱退はない。ただ春闘共闘については、たとえば電機労連が離脱するように

なれば、鉄鋼労連も参加しないことになるかもしれない」との考えを明らかにした。

合化労連第五六回定期大会　七月一三～一六日、松本市で開催された。決定した向こう一年間の方針では、労働者を中心とした国民の生活を守る立場から、賃上げ闘争を最重点課題としてかかげ、明年春闘では「消費者物価上昇率プラスアルファ」を歯止めに設定し、回答不満の場合は無期限・波状ストでたたかい、それができない弱い組合は妥結を遅らせることを他単産に呼びかけるとともに、合化としても多くの組合が無期限ストで前にでてたたかえるような組織強化につとめることがうたわれている。その組織強化策としては、幹部・活動家の役割を重視、「仕事に精通し、労働者に信頼される」活動家としてのモラルを強く要請すると同時に、現在の「鉄を中心とした権力体制と、その代弁者としての鉄鋼労連を中心とした労働運動の壁」を破るため、中小・未組織労働者を組織化し、「数で巻きかえす」ことを戦略目標に、総評に中小・未組織強化を働きかけ、合化としても化学同盟などと共同して中小・未組織の化学労働者の組織化に本格的にとりくむことを方針の内容としている。政党支持問題については、前年の「政党支持の自由、反自民革新政党との協力」方針が、「過渡的には社会党を中心とする革新政党協力、長期的には政党支持自由」というように改められた。

全国金属第三八回全国大会　九月三〇～一〇月三日、鳥羽市で開催された。賃上げと最賃制の確立、とりわけ全国一律最賃八万円獲得などの要求をかかげ、反独占国民生活擁護の闘争路線を堅持するなかで、春闘共闘の刷新、強化をはかること、また、反合理化闘争にあたっては中小・下請企業労働者が傘下に多いことから、その経営責任は親会社や元請企業、銀行にもあるという、いわゆる〝使用者概念の拡大〟の考え方にもとづく運動をいっそう推進するとともに、中央本部に「反独占闘争本部」（仮称）を設置する方針を決めた。来春闘について、宮田鉄鋼労連委員長や太田合化労連委員長が賃上げの歯止め論を提起したのにたいし、全国金属としては否定的で、その理由を平沢書記長は「ガイドラインや歯止めを論じる労働運動は、一定の線での波及効果をねらったものだが、高成長下ではともかく低成長下ではその波及効果は中小の末端まで及ばない。したがってガイドラインを問題にする運動は鉄鋼や金属労協、公労協、私鉄などビックビジネス・ユニオンに限られ、その数は雇用労働者三七〇〇万人のうち二〇〇万～三〇〇万人に過ぎない」と説明した。

海員組合第三六回定期大会　一二月七～一一日、東京・虎の門の社会事業会館で開かれた。大会初日の活動報告審議では、かねてから上部団体の同盟との間でもめていた共産党国会議員の推せん問題をふくむ「衆議院議員候補者の推せん」項目が賛成少数で否決された。海員組合は一九七三年の大会で「特定政党の不支持」という形で政党支持の自由化路線を打ち出したのにつづいて、七六年一月の同盟大会直前に共産党の紺野与次郎氏をふくむ野党四党の候補者四三人、うち社公共各一人と民社四〇人の推せんを決めた。これにたいし民社党支持の同盟は、「共産党候補の推せんは同盟方針に反する」として取り消しを要求、組織内の事情や単産の自主性尊重を主張する海員側と対立していた。大会でもかなりの代議員からその点での異論が続出した。このため、活

動報告を「衆院候補者の推せん」の項目とそれ以外の項目の二つに分け、それぞれについて採決した結果、その他の項目は賛成多数で承認されたが、「推せん」の項目は賛成が過半数に達せず否定されることになったものである。これにより民社党候補の推せんも取り消されたことになり、海員組合が同党に出した政治献金の処理は執行部に一任された。ついで大会二日目の議事で提案された活動方針の審議においても、いわゆる政党支持問題について、これまでどおり「特定の政党を支持しない」方針を堅持する一方、同盟との調和も配慮して「推せんは今後、組織内候補つまり組合員か、準組合員に限り、準組織内候補が推せんしたもののなかから中執委が決める。これ以外の議員にたいする陣中見舞も中執委が別に決める」との考えが打ち出されたのにたいし、「国会対策上の配慮から関係国会議員に選挙時の陣中見舞いなどをだす場合」に自民、共産両党の除外規定を追加修正するかどうかで激論がつづいたが、結局執行部の修正ということにならずに原案が承認された。役員改選では村上組合長、土井、平に、海員組合の路線転換を目指して七月一日正式に発足した海員民主化懇談会（海民懇）寄りと目される阿部地方支部長、武内組織局次長ほかが加わる一方、これまで汽船関係の交渉で中心的役割を担ってきた中西、河野両氏が落選したことにより、海員組合の今後に影響を残すことになったといえる。

電機労連第二四回定期大会　六月二三～二六日、函館において開催され、春闘総括の承認、新運動方針を決定した。それによると、〝JC集中決戦方式〟について「一斉回答不満な場合における統一的対処の仕方に問題がある」としながらも、今後も〝集中決戦〟に参加することを基本とすることを確認し、また、労働戦線統一についても、民間労組共同行動会議を改組し、新たな民間労組の結集をめざすなど、〝春闘共闘ばなれ〟の方向を示し注目された。

国労第三八回定期大会　七月一三～一七日、札幌市で開催された。採択された運動方針の柱は、①ストライキ権奪還闘争では政局の動向をにらみながら勤労国民と一体となったたたかいを組織する、②国民春闘の再構築については産業別闘争を強めながら、減税など制度改善要求を秋の政府予算編成期に向け闘争を組む、③焦点の国鉄再建問題では「国民の足を守る会」を中心に中央、地方で住民とも共闘する一方、国鉄当局との再建問題等懇談会の場で組合の主張を生かすよう努める、となっており、総じて「大衆に根ざした闘争」重視の姿勢を打ち出しているのが特色である。

この方針を提示された大会では、前年末のスト権ストと七六年春闘の総括、国鉄再建問題に議論が集中、とりわけ再建問題では運賃値上げ反対とこれにからむ仲裁裁定問題をめぐる討論が展開された。スト権ストや七六年春闘のたたかいで要求が実現しなかった点については、どの代議員もきびしくうけとめ、その原因を「ストをしない鉄鋼労連と組んだ」（静岡）、「幹部だけによる官民一体を追求し、下部の連帯による官民一体が欠落した」（門司）、「資本の団結にくらべ労働者の団結が弱かった」（仙台）ことなどに求め、これを克服してたたかいを前進させるためには、「幹部共闘から大衆共闘重視への転換が必要」（広島）、「職場実態・生活実態をふまえて地域を中心に戦線拡大を図るべきだ」（仙台）という意見が大勢

を占め、答弁にたった富塚書記長も「横に根を伸ばさなければたたかいはすすまないことで意見が一致したようだ。この方向で今後は努力する」と集約した。再建問題ではまず、当局との間に設けた再建問題等懇談会がとりあげられ、「再建懇は職場闘争を軽視したものに思える」（東京）、「労使協調に運動が流れる危険性がある」（静岡）と反対意見が相ついだ。再建問題の当面の焦点である運賃値上げ問題では大多数の発言者が「大衆が国労を支持するか否かは、この闘争を本気でたたかうかどうかにかかっている。値上げを阻止した成果のうえにたって仲裁完全実施をたたかうべきだ」（広島）という主旨の意見を表明した。これをうけて富塚書記長は、①再建懇は経営参加ではなく団交の延長線上のもの、懇談の中身は常に大衆的に明らかにしながらすすめる、②運賃値上げ反対闘争は、値上げをしなくとも賃上げはできるという理由を前面にだして「国民の足を守る会」を中心とした大衆行動をすすめ、〝ストも辞さないたたかい〟でとりくむ、との答弁をおこなった。なお、穐山篤（あきやま）教宣部長を七七年の参院選全国区候補に決めたうえで、酒井一三副委員長が辞任を表明、これにともなって役員補欠選挙を本大会でおこない、穐山氏を副委員長に選出すると同時に、酒井氏があらためて中執に選出された。

動労第三二回定期大会　七月三〇日～八月二日、旭川市で開かれ、七五・七六春闘の敗北を教訓に戦闘的階級的労働運動の構築をめざし、当面する秋年闘争を七七春闘の起点にすえてたたかうことを基本とする新年度運動方針および基本綱領を採択した。旧綱領にかわる暫定綱領はすでに一九七一年にでき、約五年間職場討議をつづけてきたものだが、今年で動労結成二五周年を迎えたのを機会に、その一部を修正して基本綱領としたものである。その修正部分は、暫定綱領の第五項「われわれは反動政治とその一切の権力を否認し社会主義政権樹立のために闘う」とあるのを、「われわれは反動政治とその権力を否定的にとらえ、社会主義社会樹立のために闘う」とした点である。なお、大会席上、富田委員長は「たたかわない四団体共闘は労働者に幻想を与えるだけであり解体したほうがよい」との意向を表明した。

全逓第二九回定期大会　七月五～九日、大阪において開催され、無条件実損回復を前提として特別昇給問題のあつかいを凍結し、郵政省の人事・労務政策変更を先行させること、団交権の確立、反合理化闘争を中心目標に大会終了後から団交再開、長期闘争をすすめる等の運動方針を決定した。方針提案にあたって示唆された特別昇給制度とは、一般的には勤務評定や人事考課をおこなって成績のよい者を昇給期間の短縮や昇給幅の増加によって優遇するというものであり、これが実損回復とからむのは、スト処分によって昇給の停止や延期をされたものの不利益を回復させるためにはやはり特昇という制度が必要となる、という理由によっている。しかし、職場の活動家にとって特昇とは「実損回復にのみつかわれるのではなく、スト参加者や組合員にたいする人事上の差別をおこなう道具となる」（東京南部）との見方が強く、「三〇年間勤めても、全逓の活動家であるという理由で、五人に一人の主任にもなれない人事上の差別が現存する」（島根）という発言ともあいまって、「特昇がらみの実損回復には断固反対、実損回復は特昇とは切りはなして無条で交渉をすすめよ」（青森）との空気が大会を支配し、方針の修正をせまった。この結果、本部側が大会を一時中

断して中執委を開くという異例の事態となり、中執委では原案を投票にかければ否決されると判断、本部側が全面的に譲歩する形で決着がつけられることになった。

全電通第二九回定期大会　七月五～九日、岐阜市で開催された。大会では、七七年国民春闘で賃金要求と国民生活制度要求とを一元的にとらえ、実生活水準の防衛をはかる。たたかい方としては公労協独走型の単発・多発型、一点突破方式のストはとらない。国民生活制度要求では通年闘争として秋の予算編成の段階からたたかいをおこす。スト権奪還は国民生活制度要求のたたかいと一体とし、それだけを単独で勝負することはしない、などを骨子とする新年度運動方針を決定した。

自治労第三〇回定期大会　八月二四～二七日、倉吉市で開かれ、今後一年間のたたかいの課題として、①反独占・反自民統一戦線の結集と国民春闘の発展を期す、②人事委勧告体制の打破、賃上げ、合理化反対をたたかう、③スト権奪還、不当処分反対、権利拡大のたたかいを強化する、④地方財政危機を打開し、民主的地方自治を確立する、などをとりあげ、スト戦術を主軸に多様な戦術でたたかうとし、七七年国民春闘のヤマ場では、「最高半日ストの反復」、反合闘争では従来の「最高半日」の上限を克服し、情勢に応じ「半日以上」のストでたたかうとした運動方針を決定した。なお、政党支持の自由、全体の奉仕者論、革新統一戦線の形成など運動方針の全般にわたる修正案が反主流派から出されたが、いずれも少数で否決となった。

日教組第四九回定期大会　六月一～四日、広島で開催。新年度の中心課題として、①管理体制強化と教育統制につながる主任制度の阻止、撤回をめざし、あわせて、すでに改訂された主任制導入のための学校管理規則をもつ地域自治体においては、その実質空洞化にとりくむ、②民主教育確立のため現場から教育の荒廃を告発する「教育白書運動」を展開する、③総選挙と来年の参院選を〝革新への転換点〟として総力を結集する、などを骨子とする運動方針を決定した。なお、スト戦術、政党支持問題、同和問題をめぐって主流派と反主流派とで対立し、政党支持問題では採決がおこなわれたが、四八六票中一七一票で政党支持の自由を主張する反主流派修正案が否決され、社会党支持が確認された。

【参考資料】(1)氏原正治郎・他「シンポジウム・日本労働運動の現状と課題」(『月刊労働問題』一九七六年一〇月号)、(2)上妻美章「日本労働運動の現局面」(同上、七六年八月号)、(3)「労働組合運動の春闘総括と運動方針——経済主義・企業主義の克服——総評(土屋五郎)ほか」(『労働運動』一二八、七六年八月号)、(4)山田宏「総評の再生と新体制の課題」(『月刊社会党』二三七、七六年九月号)、(5)「特集・総評労働運動の行方、国民春闘の検証と総評労働運動(福田義孝)ほか」(『月刊労働問題』二二六、七六年九月号)、(6)矢加部勝美「総評大会の分析と新指導部の評価」(『経営と労働』二一—九、七六年九月号)、(7)「三〇〇万組織の拡大をめざして——同盟の基本的考え方と組織的展望を視点に」(『同盟情報』一三三、七六年七月)、(8)「一九七六年産別組織大会」(『同盟』二二〇、七六年一一月号)、(9)平井貞夫「同盟第一三回年次全国大会の焦点を追って」(『労働運動』七七年三月号)、(10)田上英二「IMF・JCの虚像と実像——その運動路線と思想——」(『月刊労働組合』一一三、七六年八月号)、(11)「特集・総評主要単産大会とこんごの展望」(『社会主義』一二二、七六年一〇月号)、(12)伊川広行「自治労大会と自治体論」(『労働経済旬報』一〇一〇、七六年九月下旬)、(13)永瀬庸一・中山常男「主要単産新年度運動方針の特徴」(『月刊労働問題』二二八、七六年一一月号)。

III 労働争議

概要□争議の概況═労働争議統計／争議の概況／春闘の推移と年間争議に占める割合／産業別・規模別にみた争議═主要要求別争議とその解決状況═主要連合団体別にみた争議

概要

一、労働省の「昭和五一年、労働争議統計調査年報告」によると、一九七六年におけるわが国の労働争議は、年間における争議行為を ともなう争議件数七二四〇件、その行為参加人員三四〇万人。これを前年にくらべるとそれぞれ三三四件(四・四%)、一二一万四〇〇〇人(二六・三%)減となり、件数の減が比較的小さかったのにたいし、参加人員での減少が大きかったのごとく春闘と秋から年末にかけてが多く、とりわけ春闘における件数、参加人員、労働損失日数が年間争議に占める割合は五～六割台を占めるが、その規模が七五年にひきつづいて前年を下回り、七二年、七三年の水準をも下回ったことが大きく影響している。年間の争議行為をともなう争議を主要要求事項別にみると、「賃金および手当」に関する要求が六五一〇件(要求事項総数の六〇・九%)ともっとも多く、以下、「給与以外の労働条件」、「経営および人事」、「組合保障・組合活動」に関する要求の順となっており、対前年比争議発生件数の減少にもかかわらず、そのうちの「経営および人事」および「給与以外の労働条件」に関する要求で前年にひきつづく増加を示し、年間をとおして雇用の安定あるいは制度に関する要求が高まる傾向をみせていることが注目される。

一、産業別の動向では、争議行為をともなう争議件数、行為参加人員・労働損失日数とも前年にくらべてかなりの部門で減少しており、行為参加人員では、製造業八五万人（五〇・五%）減、運輸通信業五〇万人（四八・六%）減が大きい。この減少は、製造業においては、前年の春闘および秋闘時における電機労連の争議規模が大きかったこと、また運輸通信業においては、前年のスト権ストの規模が大きかったことによっており、その他では鉱業、建設業の減少もいちじるしい。一方、そうした総体としての減少をみるなかで、金融・保険・不動産業で行為参加人員、労働損失日数とも増加を示し、さらに、サービス業および公務で行為参加人員が、卸売・小売業で労働損失日数が増加している。

一、主要連合団体別の争議行為をともなう争議参加人員は、総評が二七六万人と全体の八一・二%を占めてもっとも多く、ついで同盟一七万七〇〇〇人（五・二%）、中立労連一〇万三〇〇〇人（三・〇%）の順で、労働損失日数でも総評が二二四万一〇〇〇日（六九・五%）、同盟二〇万四〇〇〇日（六・三%）、中立労連一七万四〇〇〇日（五・四%）となっている。これを対前年比でみると、各団体とも行為参加人員、労働損失日数はいずれも減少を示すが、中立労連でそれぞれ六五万四〇〇〇人（八六・五%）、二七三万四〇〇〇日（九四・〇%）減と大幅な減少となっていることが目立っている。

1　争議の概況

労働争議統計

わが国の労働争議に関する統計としては、労働大臣官房統計情報部の労働争議統計が唯一のものであり、それは各都道府県労政主管課および労政事務所が、争議のおこなわれた事業所もしくは労働組合ごとに面接調査したものを、前記統計情報部で集計したもので、「労働争議統計調査年報告」として公表されている。この場合、調査の対象として集計にふくまれるのは、「労働者の地位の向上に関係ある事項に関して労働団体とその相手方との間に生じた紛争」のうち、半日以上の同盟罷業、作業所閉鎖（以上二つを作業停止争議と名づける）、半日未満の同盟罷業、怠業および業務管理等の争議行為をともなう争議参加人員は、総評争議行為をともなわないが解決のために第三者が関与した場合であって、その形態区分はつぎのごとくなっている。すなわち、

(1)　「半日以上の同盟罷業」とは、自己の主張を貫徹するために労働者の団体がおこなう一時的な作業停止をいう。ただし、作業停止時間が一日の所定労働時間の二分の一未満のものをふくまない。

(2)　「作業所閉鎖」とは、使用者が争議に対抗する手段として生産活動の停止を宣言し、作業を停止するものをいう。

(3)　「半日未満の同盟罷業」とは、同盟罷業のうち作業停止時間

が一日の所定労働時間の二分の一未満のものをいう。

(4) 「怠業」とは、自己の主張を貫徹するために労働者の団体が作業を継続しながらも量的、質的に能率を低下させるものをいい、たとえば順法闘争のようなものがふくまれており、全体としてのかかわりあいは、左図のようになる。

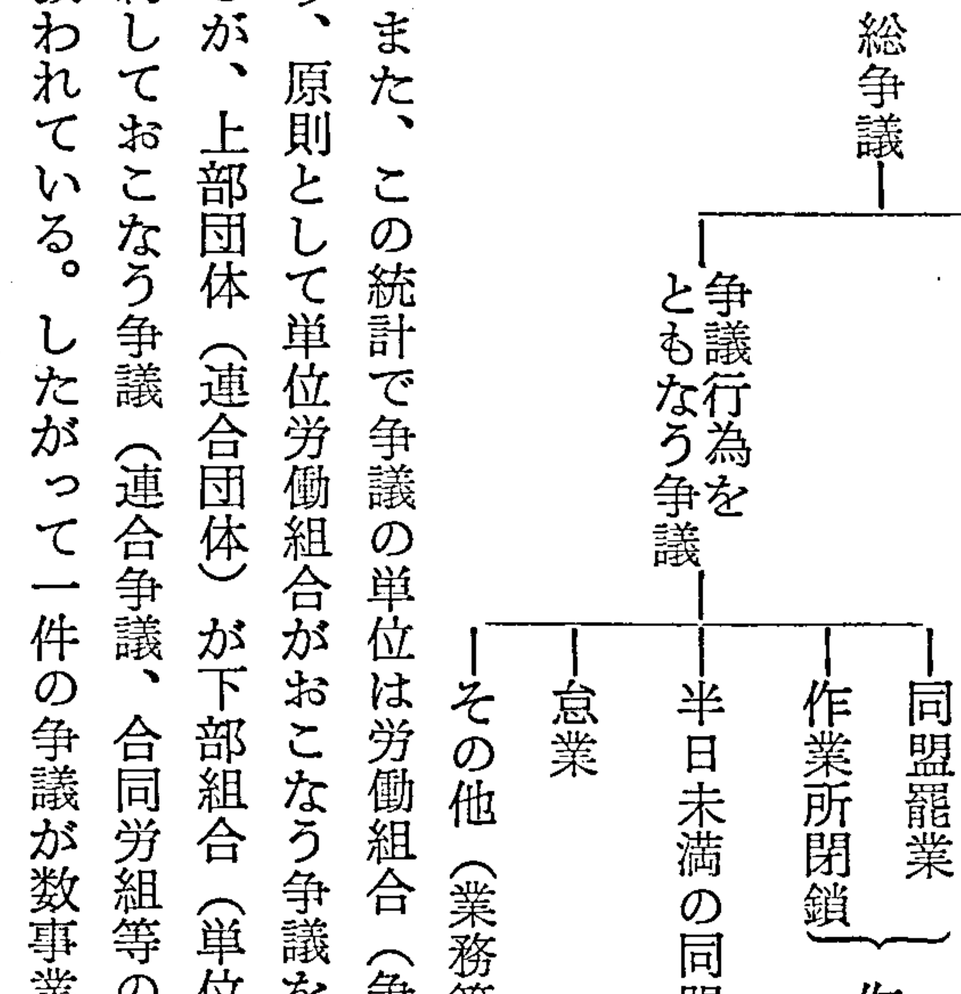

また、この統計で争議の単位は労働組合(争議団をふくむ)であり、原則として単位労働組合がおこなう争議を一件として扱っているが、上部団体(連合団体)が下部組合(単位組合)の争議権を集約しておこなう争議(連合争議、合同労組等の争議)も一件として扱われている。したがって一件の争議が数事業所や数企業におよぶものもあれば、逆に一事業所または一企業で二件以上になる場合(一事業所、一企業に数組合がある場合)もある。さらに、「労働損失日数」とは、半日以上の同盟罷業、作業所閉鎖がおこなわれた期間に、実際に半日以上の同盟罷業に参加した労働者、もしくは作業所閉鎖の対象となった労働者の延べ人員数に対応する所定労働日数をいう。なお、一九七五年までは毎月の「労働統計調査報告」もあわせて公表されていたが、現在では中止されている。以下、「昭和

第106表　年別・争議形態別労働争議件数，参加人員および労働損失日数

年	総争議		争議行為をともなう争議								
			小計		半日以上の同盟罷業および作業所閉鎖			半日未満の同盟罷業		怠業	
	件数	総参加人員	件数	行為参加人員	件数	行為参加人員	労働損失日数	件数	行為参加人員	件数	行為参加人員
	件	千人	件	千人	件	千人	千日	件	千人	件	千人
1967	3,024	10,913	2,284	1,271	1,214	732	1,829	1,403	671	246	141
1968	3,882	11,757	3,167	2,340	1,546	1,163	2,840	2,021	1,440	333	127
1969	5,283	14,483	4,482	3,070	1,783	1,411	3,633	3,282	2,158	310	134
1970	4,551	9,137	3,783	2,357	2,260	1,720	3,914	2,356	1,294	101	33
1971	6,861	10,828	6,082	3,622	2,527	1,896	6,028	4,653	2,616	64	33
1972	5,808	9,630	4,996	2,656	2,498	1,543	5,146	3,531	1,553	91	80
1973	9,459	14,549	8,720	4,928	3,326	2,236	4,603	6,667	3,226	117	252
1974	10,462	14,319	9,581	5,325	5,211	3,621	9,662	6,378	2,723	77	36
1975	8,435	10,261	7,574	4,613	3,391	2,732	8,015	5,475	2,449	55	11
1976	7,974	7,177	7,240	3,400	2,720	1,356	3,253	5,717	2,459	70	8

〔備考〕 1) 1争議で2種以上の行為形態をともなうことがあるため，合計は小計の数字と一致しないことがある。
2) 労働省「労働争議統計調査年報告」による。

第107表　月別・争議形態別争議件数，参加人員および労働損失日数

年月	総争議		争議行為をともなう争議								
			小計		半日以上の同盟罷業および作業所閉鎖			半日未満の同盟罷業		怠業	
	件数	総参加人員	件数	行為参加人員	件数	行為参加人員	労働損失日数	件数	行為参加人員	件数	行為参加人員
1975年											
1月	162	779,514	46	15,784	28	9,752	17,059	25	6,281	1	10
2月	190	846,832	68	97,839	27	4,562	12,966	48	94,329	2	109
3月	2,266	2,855,274	2,139	1,101,276	293	322,717	371,061	1,984	822,238	8	1,514
4月	3,842	3,703,771	3,416	1,662,027	1,426	860,906	1,792,266	2,525	1,031,473	27	5,375
5月	1,924	2,319,871	724	187,399	546	125,467	291,393	323	81,120	10	999
6月	1,157	1,594,612	702	190,761	266	47,792	125,549	512	155,739	4	556
7月	582	1,182,396	235	48,144	146	51,159	138,488	112	35,732	6	863
8月	407	842,847	237	85,756	43	4,011	56,394	200	81,837	2	92
9月	183	788,341	65	59,770	29	4,051	49,988	37	55,740	—	—
10月	735	1,057,191	521	184,013	80	13,086	52,473	491	179,989	1	59
11月	987	1,346,391	650	311,684	300	136,402	202,172	442	204,651	9	850
12月	688	1,086,770	394	136,328	247	72,539	141,153	204	72,576	9	449

〔備考〕 1)　2カ月以上にわたる争議は各月でそれぞれ集計するが，年合計では同一争議である限り年間件として集計するため，年の数字と月別の累計とは一致しない。
2)　1争議で2種以上の行為形態をともなうことがあるため，合計は小計の数字と一致しないことがある。
3)　労働省「労働争議統計調査年報告」による。

五一年、労働争議統計調査年報告」（一九七七年五月刊）によってみると、つぎのごとくである。

争議の概況　一九七六年のわが国における総争議件数は七九七四件、総参加人員は七一七万七〇〇〇人であり、これを前年にくらべると件数で五・五%（四六一件）、総参加人員は三〇・一%（三〇八万人）をそれぞれ減少した。また、そのうち の争議行為をともなう争議は件数七二四〇件、行為参加人員三四〇万人で、やはり前年にくらべ四・四%（三三四件）、行為参加人員二六・三%（一二一万人）の減少であった。この総争議、争議行為をともなう争議の減少では、件数の減が比較的小さかったのにたいし、参加人員での減少が大きい（第106・107表）。

争議行為をともなう争議を形態別にみると、「半日以上の同盟罷業および作業所閉鎖」は件数二七二〇件、行為参加人員一三六万人で、前年にくらべ件数で一九・八%（六七一件）、行為参加人員五〇・四%（一三八万人）をそれぞれ減少したのにたいし、「半日未満の同盟罷業」は件数五七一七件、行為参加人員二四六万人と、前年にくらべて四四%（二四二件）、行為参加人員で〇・四%（一万人）の微増となっており、本年の労働争議が総体的に規模の小さかったことを示している。「半日以上の同盟罷業および作業所閉鎖」にともなう労働損失日数でみても、三二五万日で、前年にくらべて五九・四%（四七六万日）の大幅減少となり、一九六八～六九年の二八四万～三六三万日の水準にとどまった。

春闘の推移とその年間争議に占める割合　七六年の労働争議の行為参加人員を月別にみると（第2図）、春闘時と秋から年末にかけて多いのは例年のとおりであるが、前年

第2図　月間争議行為参加人員の推移

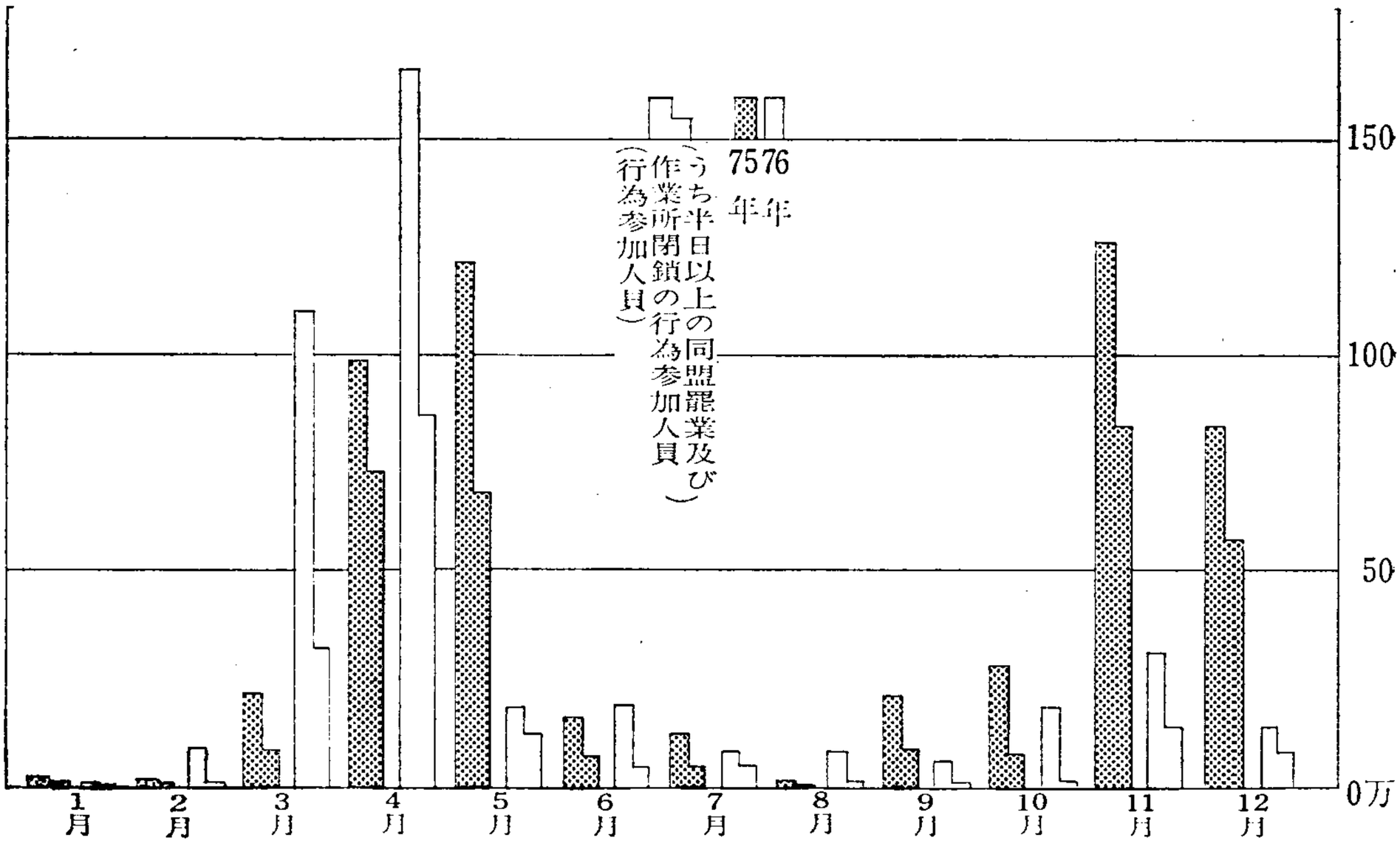

は四月～五月に春闘のヤマ場があったのにたいし、この年は三月～四月にかけてがヤマ場となり、主要争議のほとんどが四月に解決をみたことなどから五月での減少が目立っており、そのほか年末での減少も大きい。

春闘は、「実質賃金の維持・向上」を目ざしながらも前年にひきつづき「雇用か賃金か」の選択をせまられる背景のなかでとりくまれた。三月段階では、雇用確保・年金改善・減税などの制度要求を中心として、三月一七日、三月三〇日の統一行動がおこなわれ、四月に入って賃上げ要求を中心に初旬から中旬にかけてしだいに盛りあがりをみせ、私鉄、公労協を中心とした四月二〇日、二一日のストが春闘最大のヤマ場となった。しかしながら、以後大きな動きはみられず、春闘賃上げ争議（二～五月に発生し、要求項目に「賃金増額」をふくむ争議、以下同じ）総参加人員、行為参加人員の規模は、七五年にひきつづいて前年を下回った（第108—109表）。すなわち、争議行為をともなう争議でみると、その件数四〇〇〇件、行為参加人員一八四万人は、前年にくらべて件数では六・〇%増であるものの、行為参加人員は一六・五%の減少となっている。争議行為をともなう争議のうち、「半日以上の同盟罷業」は件数一七二四件、行為参加人員九〇万人、「半日未満の同盟罷業」は件数三一〇六件、行為参加人員一二七万人となり、前年比で「半日以上の同盟罷業」は件数で八・一%、行為参加人員で三七・五%の減少、これにたいし「半日未満の同盟罷業」は逆に件数で一三・一%、行為参加人員で一三・二%の増加である。また、春闘賃上げ争議における件数、参加人員、労働損失日数が年間争議に占める割合をみると、いずれの行為形態についても五～六割台にのぼっている。

第108表　春季賃上げ争議の推移とその年間争議に占める割合

年	総争議		争議行為をともなう争議					
				行為参加人員				労働損失日数
	件数	総参加人員	件数	計	半日以上の同盟罷業および作業所閉鎖	半日未満の同盟罷業	怠業	
	件	千人	件	千人	千人	千人	千人	千日
1972	3,251	4,541	3,065	1,986	1,189	1,199	71	3,136
1973	4,108	4,211	3,961	2,252	1,355	1,344	87	2,823
1974	5,528	4,870	5,375	3,088	2,541	1,183	21	7,906
1975	3,998	4,048	3,772	2,201	1,440	1,122	8	3,725
1976	4,089	3,702	4,000	1,839	901	1,270	6	2,149
年間争議に占める割合								
1972	56.0	47.2	61.3	74.7	77.1	77.2	88.0	61.0
1973	43.4	28.9	45.4	45.7	60.6	41.6	34.3	61.7
1974	52.8	34.0	56.1	58.0	70.2	43.4	55.8	81.9
1975	47.4	39.4	49.8	47.7	52.7	45.8	70.9	46.7
1976	51.3	51.6	55.2	54.1	66.5	51.6	66.8	66.7

〔備考〕 1)　本特別集計は2月～5月に発生し要求項目に「賃金増額」を含む争議を抜き出して特別に集計したものである。
2)　労働省「労働争議統計調査年報告」による。

第109表　産業別「半日以上の同盟罷業」の行為参加人員1人当たり労働損失日数の推移

産業	1975年			1976年		
	年計	うち春闘	春闘以外	年計	うち春闘	春闘以外
	日	日	日	日	日	日
全産業	2.92	2.59	3.29	2.38	2.39	2.37
鉱業	5.58	6.04	4.07	2.46	2.91	1.53
建設業	2.47	2.39	2.78	3.00	3.06	1.87
製造業	3.51	2.74	4.75	2.27	2.24	2.31
卸売・小売業	2.06	2.25	1.80	2.71	3.15	2.25
金融・保険・不動産業	2.21	2.10	2.22	2.00	2.27	1.36
運輸・通信業	2.61	2.23	2.97	2.82	2.44	4.34
電気・ガス・水道・熱供給業	1.60	1.28	2.02	2.27	2.69	1.44
サービス業	1.68	2.64	1.40	1.88	2.90	1.26
公務	1.10	1.00	1.12	1.17	1.16	1.18
その他	2.35	2.97	1.81	1.54	2.04	1.06

〔備考〕「その他」とは農業，林業，狩猟業，漁業，水産養殖業および分類不能の産業をいう。

2　産業別・規模別にみた争議

争議行為をともなう争議を産業別にみると（第110～112表）、件数、行為参加人員、労働損失日数とも総体的に前年にひきつづき減少傾向を示し、とくに製造業での行為参加人員、労働損失日数はそれぞれ五〇・五％（八五万人）、六八・九％（三一六万日）減少したのが大きい。この減少は例年大きいウェイトを占める電機労連の争議が、前年においては春闘時および秋闘時とも規模が大きかったのにたいして本年は目立った動きがなかったことによっている。また、運輸通信業においても、行為参加人員で四八・六％（五〇万人）、労働損失日数で四七・八％（一一七万日）の減少となっているが、これは前年一一月～一二月の公労協を中心としたいわゆるスト権ストの規模が大きかったことによるものである。このほか鉱業、建設業における減少が大きい。一方、このような減少傾向のなかで、金融・保険・不動産業が、行為参加人員、労働損失日数とも増加を示し、このほかでは、サービス業および公務で行為参加人員が、卸売・小売業で労働損失日数が増加している。

これを全産業にたいする構成比でみると、前年にくらべて行為参加人員では、公務一二・九ポイント、サービス業で五・六ポイント高くなったのにたいして、製造業一二・〇ポイント、運輸通信業六・

第110表　産業別労働争議件数の推移（争議行為をともなう争議）

産業	1972年	1973年	1974年	1975年	1976年
全産業	4,996(100.0)	8,720(100.0)	9,581(100.0)	7,574(100.0)	7,240(100.0)
鉱業	44(0.9)	75(0.9)	70(0.7)	53(0.7)	44(0.6)
建設業	76(1.5)	104(1.2)	174(1.8)	106(1.4)	70(1.0)
製造業	2,082(41.7)	2,402(27.6)	3,523(36.8)	2,634(34.8)	2,195(30.3)
卸売・小売業	112(2.2)	130(1.5)	186(1.9)	140(1.8)	121(1.7)
金融・保険・不動産業	50(1.0)	84(1.0)	107(1.1)	60(0.8)	73(1.0)
運輸・通信業	743(14.9)	932(10.7)	1,252(13.1)	896(11.8)	696(9.6)
電気・ガス・水道業	121(2.4)	307(3.5)	331(3.5)	275(3.6)	284(3.9)
サービス業	701(14.0)	1,299(14.9)	1,302(13.6)	746(9.8)	899(12.4)
公務	1,055(21.1)	3,370(38.7)	2,621(27.4)	2,645(34.9)	2,838(39.2)
その他	12(0.2)	17(0.2)	15(0.2)	19(0.3)	20(0.3)

〔備考〕 1)「その他」とは，農業，林業，狩猟業，漁業，水産養殖業および分類不能の産業をいう。
2)（ ）内は構成比。
3) 労働省「労働争議統計調査年報告」による。

八ポイントをそれぞれ低下し、例年構成比の最も高い製造業が、公務の三七・六%についで二四・六%と低くなったのが注目される。

また、民営企業における争議行為をともなう争議の発生企業数は五二八四企業、その行為参加人員一三九万六〇〇〇人であり、前年にたいしそれぞれ一七・一%、四二・〇%減で、行為参加人員の減少が大きい。これを規模別にみると、一〇〇〇人以上が七七七企業（前年比二三・一%減）、八四万人（同五二・五%減）、以下すべての企業規模で減少を示し、しかも規模が大きいほどその減少割合が大きくなっている（第113表）。

3　主要要求別争議とその解決状況

労働争議統計調査結果では、多くの要求事項をもつ争議については、原則としてそのうち「もっとも重要なもの一つをとりあげて」分類集計している。そこで、その主要要求事項別総争議の発生件数をみると（第114・115表）、「賃金および手当」に関する要求が六五一〇件（総数の六〇・九%）と例年のとおりもっとも多く、以下、「結与以外の労働条件」四八六件（同四・五%）、「経営および人事」四五五件（同四・三%）、「組合保障・組合活動」二二二件（同二・一%）の順となっている。七五年と、その対前年比で争議発

第111表　産業別争議行為参加人員および労働損失日数の推移

	産業	1972年	1973年	1974年	1975年	1976年
行為参加人員		千人	千人	千人	千人	千人
	計	2,657(100.0)	4,929(100.0)	5,325(100.0)	4,614(100.0)	3,400(100.0)
	鉱業	70(2.6)	62(1.3)	52(1.0)	29(0.6)	18(0.5)
	建設業	26(1.0)	41(0.8)	57(1.1)	58(1.3)	30(0.9)
	製造業	1,190(44.8)	1,419(28.8)	2,194(41.2)	1,688(36.6)	836(24.6)
	卸売・小売業	30(1.1)	29(0.6)	45(0.8)	43(0.9)	38(1.1)
	金融・保険・不動産業	10(0.4)	15(0.3)	16(0.3)	11(0.2)	13(0.4)
	運輸・通信業	639(24.1)	1,072(21.8)	1,279(24.0)	1,038(22.5)	534(15.7)
	電気・ガス・水道業	35(1.3)	86(1.7)	70(1.3)	47(1.0)	51(1.5)
	サービス業	271(10.2)	700(14.2)	627(11.8)	475(10.3)	542(15.9)
	公務	364(13.7)	1,350(27.4)	885(16.6)	1,140(24.7)	1,279(37.6)
	その他	22(0.8)	154(3.1)	101(1.9)	85(1.9)	60(1.8)
労働損失日数		千日	千日	千日	千日	千日
	計	5,147(100.0)	4,604(100.0)	9,663(100.0)	8,016(100.0)	3,254(100.0)
	鉱業	130(2.5)	151(3.3)	158(1.6)	146(1.8)	45(1.4)
	建設業	61(1.2)	81(1.8)	98(1.0)	92(1.1)	55(1.7)
	製造業	2,737(53.2)	2,465(53.5)	5,431(56.2)	4,582(57.2)	1,426(43.8)
	卸売・小売業	29(0.6)	48(1.0)	96(1.0)	57(0.7)	62(1.9)
	金融・保険・不動産業	11(0.2)	40(0.9)	41(0.4)	10(0.1)	11(0.3)
	運輸・通信業	2,000(38.9)	1,252(27.2)	2,721(28.2)	2,441(30.4)	1,274(39.2)
	電気・ガス・水道業	10(0.2)	26(0.6)	47(0.5)	24(0.3)	7(0.2)
	サービス業	131(2.5)	395(8.6)	604(6.3)	375(4.2)	261(8.0)
	公務	5(0.1)	77(1.7)	325(3.4)	96(1.2)	31(1.0)
	その他	33(0.6)	75(1.5)	142(1.5)	197(2.4)	82(2.5)

〔備考〕 1)「その他」とは農業，林業，狩猟業，漁業，水産養殖業および分類不能の産業をいう。
2)（ ）内は構成比。
3) 労働省「労働争議統計調査年報告」による。

第112表　産業別半日以上の同盟罷業および作業所閉鎖労働争議件数，行為参加人員および労働損失日数

産業	合計			半日以上の同盟罷業			作業所閉鎖		
	件数	行為参加人員	労働損失日数	件数	行為参加人員	労働損失日数	件数	行為参加人員	労働損失日数
全産業	2,720	1,356,025	3,253,715	2,715	1,354,336	3,223,568	22	3,936	51,817
A 農業	1	8	24	1	8	24	—	—	—
B 林業・狩猟業	4	48,030	67,528	4	48,030	67,528	—	—	—
C 漁業・水産養殖業	4	2,582	9,311	4	2,582	9,311	—	—	—
D 鉱業	41	18,281	44,912	41	18,281	44,912	—	—	—
10 金属鉱業	12	6,552	15,476	12	6,552	15,476	—	—	—
11 石炭・亜炭鉱業	17	10,130	25,399	17	10,130	25,399	—	—	—
12 原油・天然ガス鉱業	—	—	—	—	—	—	—	—	—
13 非金属鉱業	12	1,599	4,037	12	1,599	4,037	—	—	—
E 建設業	37	18,475	55,357	37	18,475	55,339	1	6	24
F 製造業	1,555	622,755	1,426,047	1,554	622,688	1,411,587	6	830	14,824
18 (18, 19) 食料品・たばこ製造業	84	27,808	80,118	84	27,808	67,576	2	410	12,542
20 繊維工業	186	125,663	147,125	186	125,663	147,125	—	—	—
21 衣服・その他の繊維製品製造業	20	4,813	6,871	20	4,813	6,871	—	—	—
22 木材・木製品製造業	27	8,210	20,510	27	8,210	20,510	—	—	—
23 家具・装備品製造業	13	2,621	5,037	13	2,621	5,037	—	—	—
24 パルプ・紙・紙製品製造業	81	12,832	23,845	80	12,765	22,304	1	67	1,541
25 出版・印刷・同関連産業	141	12,025	21,515	141	12,025	21,515	—	—	—
26 化学工業	197	68,651	203,093	197	68,651	203,093	—	—	—
27 石油製品・石炭製品製造業	11	1,570	3,084	11	1,570	3,084	—	—	—
28 ゴム製品製造業	22	14,065	18,170	22	14,065	18,170	—	—	—
29 なめしかわ・同製品・毛皮製造業	14	4,231	11,596	14	4,231	11,596	—	—	—
30 窯業・土石製品製造業	120	25,669	73,284	120	25,669	73,284	1	28	364
31 鉄鋼業	33	8,637	22,511	33	8,637	22,511	—	—	—
32 非鉄金属製造業	58	26,907	47,775	58	26,907	47,775	—	—	—
33 金属製品製造業	91	32,252	89,886	91	32,252	89,782	1	52	104
34 一般機械器具製造業	176	115,075	344,986	176	115,075	344,713	1	273	273
35 電気機械器具製造業	145	66,215	136,656	145	66,215	136,656	—	—	—
36 輸送用機械器具製造業	52	45,169	93,900	52	45,169	93,900	—	—	—
37 精密機械器具製造業	44	13,298	56,457	44	13,298	56,457	—	—	—
39 (38, 39) 武器・その他の製造業	40	7,044	19,628	40	7,044	19,628	—	—	—
G 卸売業・小売業	86	22,735	62,001	85	22,721	61,595	1	14	406
H 金融・保険業	21	2,087	3,080	21	2,087	3,080	—	—	—
I 不動産業	2	3,382	7,882	2	3,382	7,882	—	—	—
J 運輸通信業	480	447,643	1,274,227	479	447,618	1,262,494	8	1,259	27,333
60 鉄道業	9	226,431	620,250	9	226,431	620,230	1	20	20
61 道路旅客運送業	259	42,800	309,711	259	42,800	301,893	5	784	23,418
62 道路貨物運送業	156	74,519	154,844	155	74,494	154,819	1	25	25
63 水運業	2	131	611	2	131	611	—	—	—
64 航空輸送業	10	4,445	5,105	10	4,445	5,105	—	—	—
65 倉庫業	3	553	1,992	3	553	1,992	—	—	—
66 運輸に付帯するサービス業	34	20,459	78,790	34	20,459	74,920	1	430	3,870
67 通信業	7	78,305	102,924	7	78,30	102,924	—	—	—
K 電気・ガス・水道・熱供給業	19	2,891	6,558	19	2,891	6,558	—	—	—
70 電気業	3	719	964	3	719	964	—	—	—
71 ガス業	5	431	3,407	5	431	3,407	—	—	—
72 水道業	11	1,741	2,187	11	1,741	2,187	—	—	—
73 熱供給業	—	—	—	—	—	—	—	—	—
L サービス業	394	138,133	260,799	392	136,550	257,269	6	1,827	9,230
81 放送業	46	18,570	63,509	46	18,570	63,509	—	—	—
82 (82, 83) 自動車整備および駐車場業・その他の修理業	8	440	968	8	440	968	—	—	—
84 協同組合	63	12,221	30,470	63	12,221	30,470	—	—	—
88 医療業	49	12,143	31,365	49	12,143	31,365	—	—	—
89 保健および清掃業	8	1,174	2,237	8	1,174	2,237	—	—	—
91 教育	106	64,566	83,618	106	64,566	83,108	2	108	510
96 外国公務	4	15,434	15,456	4	15,434	15,456	—	—	—
74 (74～95) 上記以外のサービス業	110	13,585	33,176	108	12,002	30,156	4	1,719	8,720
M 公務	70	26,173	30,752	70	26,173	30,752	—	—	—
97 国家事務	1	40	40	1	40	40	—	—	—
98 地方事務	69	26,133	30,712	69	26,133	30,712	—	—	—
N 分類不能の産業	6	2,850	5,237	6	2,850	5,237	—	—	—

第113表　企業規模別争議行為をともなう争議の企業数および行為参加人員(民営企業のみ)

企業規模	企業数			行為参加人員		
	1975年	1976年	対前年比	1975年	1976年	対前年比
			%	千人	千人	%
計	6,374 (100.0)	5,284 (100.0)	82.9	2,406 (100.0)	1,396 (100.0)	58.0
1,000人以上	1,010 (15.8)	777 (14.7)	76.9	1,748 (72.7)	835 (59.8)	47.8
300～999人	1,324 (20.8)	1,057 (20.0)	79.8	372 (15.5)	303 (21.7)	81.5
100～299人	1,843 (28.9)	1,530 (29.0)	83.0	202 (8.4)	165 (11.8)	81.7
99人以下	1,885 (29.6)	1,837 (34.8)	97.5	64 (2.7)	60 (4.3)	93.8

〔備考〕 1) 企業規模の「不明」があるため，計と規模別の累計とは一致しないことがある。
2) ( ) 内は構成比。

生件数が減少したなかで「経営および人事」に関する要求、および「給与以外の労働条件」に関する要求が前年にひきつづき増加を示し、それぞれ三四・二%、二五・六%増となっているのが目立つが、これは、景気停滞下で、年間をとおして雇用の安定あるいは制度に関する要求が増加していることを示すものと思われる。

一九七六年の総争議件数七九七四件のうち、解決もしくは政治スト、支援スト等で解決扱いとなった件数は七八九五件(全体の九九・〇%)で、残り七九件は解決を翌年以降にもちこした。これを継続期間別にみると、五日以下の短期間で解決した争議は二三七八件で全体の三〇・一%、六～一〇日九三七件(同一一・九%)、一一～三〇日二五三〇件(同三二・〇%)、三一日以上におよぶもの二〇五〇件(同二六・〇%)となっている。要求数の多い「賃金増額」では、不況を反映してか三一日以上におよぶ件数が一六八八件ともっとも多く、加えて「解雇反対・被解雇者の復職」、「組合保障・組合活動」も、他の要求にくらべ比較的継続期間が長く、三一日以上のもので同要求全体の五割強を占めている。さらに、総争議件数を、労使直接交渉、第三者関与、その他の解決方法別にみると(第116表)、労使直接交渉により解決したものは三九六九件(全体の五〇・三%)、第三者関与四六五件(同五・九%)と例年とほぼ同じ構成比であった。第三者関与により解決したもののの内訳では、労働委員会のあっ旋によるもの四〇五件、調停によるもの一一件、仲裁によるもの二一件となり、労働委員会による解決のうちその九二・七%はあっ旋によっていた。

第114表　労働争議の主要要求事項別件数の推移（総争議）

要求事項	1975年	1976年	対前年比
	件	件	%
要求事項総数	10,166 (100.0)	10,688 (100.0)	105.1
組合保障・組合活動および労働協約に関する要求	233 (2.3)	222 (2.1)	95.3
賃金および手当	7,484 (73.6)	6,510 (60.9)	87.0
うち賃金増額	5,304	4,872	91.9
うち臨時給与金	1,971	1,316	66.8
給与以外の労働条件（労働時間・休日休暇等に関するもの）	387 (3.8)	486 (4.5)	125.6
うち休日休暇に関するもの	154	226	146.8
経営および人事（解雇反対・事業休廃止等に関するもの）	339 (3.3)	455 (4.3)	134.2
うち解雇反対・被解雇者の復職	135	121	89.6
その他（政治スト・支援ストその他に関するもの）	1,723 (16.9)	3,015 (28.2)	175.0

〔備考〕（　）内は構成比。

第115表　要求事項および継続期間別労働争議解決件数（総争議）

要求事項	計	5日以下	6～10日	11～30日	31日以上
解決争議件数	7,895	2,378	937	2,530	2,050
解決要求事項総数	10,572	3,049	1,216	3,346	2,961
組合保障および組合活動	125	9	15	35	66
労働協約の締結および改訂	51	4	11	14	22
労働協約の効力	22	1	1	15	5
賃金および手当	6,467	1,580	927	1,993	1,967
賃金増額	4,862	1,175	587	1,412	1,688
臨時給与金	1,293	352	298	498	145
退職手当	56	10	8	22	16
その他の賃金・手当	256	43	34	61	118
賃金以外の労働条件	470	87	38	236	109
労働時間の変更	52	7	7	12	26
休日・休暇	225	47	16	131	31
その他の労働条件	193	33	15	93	52
経営および人事	431	157	32	84	158
解雇反対・被解雇者の復職	108	10	10	24	64
事業の休廃止・操業短縮	21	2	2	6	11
その他の経営および人事	302	145	20	54	83
その他	3,006	1,211	192	969	634

第116表 労働争議の解決状況

（単位：件）

年	総争議件数	当年中解決または解決扱件数									翌年への繰越し件数
		計	労使直接交渉		第三者関与					その他（解決扱）	
				うち第三者関与有り	計	うち労働委員会関与					
						小計	あっ旋	調停	仲裁		
1975	8,435	8,326 (100.0)	4,431 (53.2)	316 (3.8)	483 (5.8)	464 (5.6)	438	11	15	3,412 (41.0)	109
1976	7,974	7,895 (100.0)	3,969 (50.3)	347 (4.4)	465 (5.9)	437 (5.5)	405	11	21	3,461 (43.8)	79

〔備考〕 1) （ ）内は構成比。
2) その他（解決扱）には争議の当事者である労使間では解決の方法がないような争議，たとえば政治ストおよび支援スト等がここに区分される。
3) 労使直接交渉のうち「うち第三者関与あり」とは解決にいたる過程において第三者関与があった場合をいう。

第117表 主要団体別労働争議件数の推移

主要団体		1972年	1973年	1974年	1975年	1976年
総争議	合計	5,808(100.0)	9,459(100.0)	10,462(100.0)	8,435(100.0)	7,974(100.0)
	総評	3,505(60.4)	6,837(72.3)	6,556(62.7)	5,511(65.3)	5,631(70.6)
	同盟	340(5.9)	415(4.4)	923(8.8)	679(8.0)	557(7.0)
	新産別	34(0.6)	56(0.6)	79(0.8)	76(0.9)	62(0.8)
	中立労連	277(4.8)	326(3.5)	450(4.3)	326(3.9)	227(2.8)
	その他	1,652(28.4)	1,825(19.3)	2,454(23.5)	1,843(21.8)	1,497(18.8)
争議行為をともなう争議	合計	4,996(100.0)	8,720(100.0)	9,581(100.0)	7,574(100.0)	7,240(100.0)
	総評	3,138(62.8)	6,534(74.9)	6,219(64.9)	5,200(68.7)	5,323(73.5)
	同盟	224(4.5)	254(2.9)	710(7.4)	446(5.9)	344(4.8)
	新産別	31(0.6)	55(0.6)	76(0.8)	71(0.9)	61(0.8)
	中立労連	239(4.8)	298(3.4)	416(4.3)	292(3.9)	209(2.9)
	その他	1,364(27.3)	1,579(18.1)	2,160(22.5)	1,565(20.7)	1,303(18.0)

〔備考〕 1) （ ）内の数字は構成比を示す。
2) 労働省「労働争議統計調査年報告」による。

第118表　主要団体別，争議行為をともなう争議行為形態別行為参加人員および労働損失日数の推移

主要団体	行為参加人員				半日以上の同盟罷業								半日未満の同盟罷業			
					行為参加人員				労働損失日数				行為参加人員			
	1975年	1976年	対前年増減数	対前年比	1975年	1976年	対前年増減数	対前年比	1975年	1976年	対前年増減数	対前年比	1975年	1976年	対前年増減数	対前年比
	千人	千人	千人	%	千人	千人	千人	%	千日	千日	千日	%	千人	千人	千人	%
計	4,614 (100.0)	3,400 (100.0)	△1,214	73.7	2,731 (100.0)	1,354 (100.0)	△1,377	49.6	7,974 (100.0)	3,224 (100.0)	△4,750	40.4	2,449 (100.0)	2,459 (100.0)	10	100.4
総評	3,128 (67.8)	2,760 (81.2)	△ 368	88.2	1,573 (57.6)	866 (63.9)	△ 707	55.0	3,842 (48.2)	2,241 (69.5)	△1,601	58.3	1,812 (74.0)	2,131 (86.6)	319	117.6
同盟	208 (4.5)	177 (5.2)	△ 31	85.0	169 (6.2)	156 (11.5)	△ 13	92.3	291 (3.6)	204 (6.3)	△ 87	70.3	57 (2.3)	67 (2.7)	10	116.4
新産別	36 (0.8)	35 (1.0)	△ 1	98.9	26 (0.9)	32 (2.4)	6	123.6	94 (1.2)	102 (3.2)	8	108.1	25 (1.0)	16 (0.6)	△ 9	62.3
中立労連	757 (16.4)	103 (3.0)	△ 654	13.5	668 (24.5)	76 (5.6)	△ 592	11.4	2,908 (36.5)	174 (5.4)	△2,734	6.0	255 (10.4)	60 (2.4)	△ 195	23.5
その他	485 (10.5)	326 (9.6)	△ 159	67.1	295 (10.8)	224 (16.6)	△ 71	76.1	839 (10.5)	502 (15.6)	△ 337	59.9	299 (12.2)	186 (7.6)	△ 113	62.3

〔備考〕 1) △印は減少を示す。（ ）内は構成比。
2) 労働省「労働争議統計調査年報告」による。

4　主要連合団体別にみた争議

一九七六年の労働争議のうち、争議行為をともなう争議を主要団体別にみると（第117・118表）、総評が二七六万人と全体の八一・二％を占めてもっとも多く、ついで同盟一七万七〇〇〇人（五・二％）、中立労連一〇万三〇〇〇人（三・〇％）となっており、労働損失日数でも総評二二四万日（全体の六九・五％）、同盟二〇万日（六・三％）、中立労連一七万日（五・四％）の順である。その対前年比では各団体とも行為参加人員、労働損失日数とも減少傾向を示しており、とりわけ中立労連がそれぞれ八六・五％（六五万人）、九四・〇％（二七三万日）の大幅減少を示したのが目立つ。これは傘下組合の電機労連で本年は大きな動きがみられなかったことによっている。

【参考資料】　(1)労働大臣官房統計情報部「労働争議統計年報告」、(2)労働省『労働白書』、(3)「地域ストライキに対する単産の対応」（『総評組織情報』一〇、七七年七月）、(4)柳田勘次「対トーメン一五四日闘争の成果と教訓」（『月刊金属労働資料』一五四、七六年六月号）、(5)日本製紙労働組合『争議組合物語―八二八日の日本製紙闘争』（労働旬報社、七四年六月刊）、(6)保坂武文編『首なし部隊いつまた帰る』（葦書房、七六年五月刊）、(7)日本シャフト精工支部『一五四日の反独占闘争』（葦書房、七六年四月刊）。

Ⅳ　賃金闘争

概要□七六年秋季年末闘争――闘争をとりまく経済情勢／総評七六年秋季年末闘争方針／九月段階のとりくみ／公企体等の仲裁裁定実施問題／人事院勧告の完全実施と一時金の削減問題／雇用問題で労働四団体統一要求／春闘共闘など大衆行動の展開／年末一時金妥結状況／七七年春季闘争――七七年春闘の背景／国民春闘共闘会議の発足／春闘共闘会議の春闘白書／同盟の賃金白書／ＩＭＦ・ＪＣの賃金白書／七七年春闘諸要求とその特徴／春闘前段のとりくみ／春闘の本格的展開／同盟の七七年賃金闘争／七七年春闘結果と総括

概要

一、七六年年末一時金闘争における妥結額は、三六万六三一八円で、対前年同期三三万四六九八円を一〇・五％上回った。七五年同期の場合、対前年五％減であったから、急速な伸びを示している。年間臨給の実施状況をみると、実施率では四五・八％とかなり回復しただけでなく、従来多かった冬夏型にたいし、七六年には夏冬型のほうが上回るという注目すべき現象を示した。

一、七七年春闘は、景気回復もはかばかしくなく、雇用・失業情勢も好転しない経済情勢のもとで展開されることになった。組合側の賃上げ要求は、春闘共闘一五％（定昇込み）、同盟一三％（定昇別）、金属労協一三％など、定昇を考慮に入れれば、ほぼ同水準となったことが特筆される。もちろん、要求の根拠づけはまったく同じではないが、少なくとも、実質賃金重視の傾向はいっそう強まった。

一、春闘は、一～三月段階における多様な大衆行動を経て、四月のヤマ場を迎えたが、とくに前段では、衆議院でも昨年暮の総選挙で与野党伯仲を招来した国会情勢のもとで、一兆円減税闘争が功を奏し、一定の要求実現をみるという新たな状況が生みだされた。

一、四月における決戦時期の設定、戦術設定、賃上げの歯どめ基準などについて、種々の論議があった。そのなかで、金属労協の一

三日集中回答設定、昨年の妥結水準を上回る獲得という歯どめのもとでの回答（鉄鋼では一万三〇〇〇円）が、本年も春闘相場に大きな影響を与え、これを機に、民間、私鉄、公労協などの追い上げがつづいた。

一、今年から、回答後の対処方式に戦術転換し、四月八日の統一ストには不参加だった私鉄総連は、一六日ストに突入するなかで、鉄鋼回答を上回る一万三三〇〇円、解決一時金三万円で妥結、しかも中労委あっせんによらず、自主解決した。

一、ついで、一九日からのスト突入のなかで、公労協も加重平均一万三六〇六円、九・一二%（調停委員長見解）をもってストを中止し、春闘は大きなヤマ場をこえ、これ以降、民間の追い上げがおこなわれた。

一、賃上げ妥結結果は、労働省調べで平均一万二五三六円、八・八%、他の調査機関のデータも参照すると、金額で昨年を上回り、率でほぼ昨年並みとなった。

一、春闘総括は、例年になく多岐の論点にわたり、しかも評価が分かれる点も多い。私鉄の戦術転換については、批判的見解もあるが、日経連、春闘共闘など双方から、立論の根拠は異なるが、評価されている。また公労委のあり方の批判が、労使双方から提起されているが、この場合も鉄鋼労連と公労協とでは立論の根拠が異なっている。

一、その他、産別自決の強まり、産業・企業における賃金ドリフトの急増など、春闘の今後のあり方にとって無視できない様相が出現している。全体として、国民春闘、労働運動のあり方が、いよいよ本格的に問われてきている。しかも労働戦線の動向は、ますます密接に政治動向との連動の気配を示しはじめている。

1　七六年秋季年末闘争

闘争をとりまく経済情勢

七六年秋季年末闘争においては、予算編成にむけての生活・制度要求、年末一時金をはじめとする秋季年末諸要求、そして七七年春闘体制確立のための諸行動が、総選挙闘争を織りまぜて展開された。

日本経済は、①七六年に入り、輸出の伸長を中心に回復過程に入っていたが、後半にいたって、輸出の伸びの鈍化、個人消費、民間設備投資の相変わらずの停滞から、回復基調ははかばかしくなく、停滞状況がつづいた。②だが他方、企業収益は、七六年三月期においては、四期連続の減益から脱して増収・増益に転じ、九月期においても、それを持続した。もっとも企業倒産は、いぜんとして高水準にあった。③雇用・失業情勢では、有効求人倍率が七六年下半期において〇・六倍台、完全失業者も一〇〇万人前後を記録し、相変わらず停滞状況にあった。④さらに消費者物価は、七六年に入り九%前後の上昇を記録した。

こうした経済情勢のもとで、七六年秋季年末闘争、年末一時金闘争が展開された。まず、総評の秋季年末闘争方針を見ておこう。

総評七六年秋季年末闘争方針

総評は、七月一九日から五日間開かれた第五三回定期大会において、七六年度運動方針とともに、当面する秋季年末闘争方針、総選挙闘争方針を決定した（大会については、本年鑑第二部Ⅱ「主要な労働組合の大会」参照）。

そこで決定された秋季年末闘争方針においては、闘争目標として①反合理化、雇用、失業保障の改善、②年末一時金、全国一律最賃制確立、地域最賃の改定、③スト処分反対、実損回復、④年金、医療など社会保障の改善、⑤反インフレ、国民生活防衛、⑥ロッキード汚職徹底糾弾、総選挙闘争勝利、自民党内閣打倒などを掲げた。

さらに、九月六日の第一回拡大評議員会において、重点課題として、①減税、雇用、最賃、年金などの予算要求・制度闘争、②臨時国会での国鉄・電電料金値上げ反対、財特法粉砕、③公務員・公労協の賃金確定と年末一時金の大幅獲得、④ロッキード汚職徹底糾弾、総選挙闘争の勝利を設定し、それぞれの重点課題についてのたたかい方、さらに大規模な大衆行動を積みあげて、一〇月下旬から一一月にかけて高原闘争を組むことなど、全体的な行動計画にいたるまで、具体的に方針を決定した。なお、この時点では、解散、総選挙がほぼ一〇月頃とみて、行動計画が立てられていた。

九月段階のとりくみ

九月段階のとりくみは、全国的な闘争体制確立、地域行動を主に展開された。また大衆行動も、九月一二日、秋闘の開幕を告げる、ロッキード汚職徹底追及、国鉄・電電など公共料金値上げ反対、金権腐敗の自民党政治打倒を掲げた、総評、中立労連による中央集会（明治公園、約三万人）を皮切りに、スタートした。また九月一五日には、一一回目をむかえた「高齢者大集会」が、東京都体育館に約一万人を結集して開かれた。そして、この集会を出発点に、年金、医療、低所得者問題にたいする要求が取りまとめられていった。さらに、九月一九日には、地方でいっせいに秋闘のとりくみ行動が展開された。

つぎに九月段階で、とくに問題化したのが、三公社五現業の仲裁裁定実施問題であった。

公企体等の仲裁裁定実施問題

政府はすでに五月二八日、公企体等給与関係閣僚会議で、国鉄、電電をのぞく公企体等では完全実施、国鉄、電電については公労法一六条にもとづき、次期国会に付議することを決めていた。そして九月二〇日の閣議で、国鉄、電電料金の両値上げ法案が国会で審議中であり、現段階では裁定実施が予算上可能だとは断定できないとして、公労法一六条にもとづく議決案件として国会に提出を決め、同日提出した。

これに先立つ九月一七日、公労協は対策を協議し、二九、三〇の両日、統一ストを実施する方針を決めた。また、このたたかいを重視した総評は、九月二九日を秋闘の統一行動日に設定し、公労協統一ストを秋闘の突破口として位置づけた。公労協は二五日には、統一ストの拠点を発表したが、とくに国鉄関係では、国電、新幹線を含む全国主要幹線で、二四時間ストを反復実施するというものであった。

他方、政府と社会党、組合側との公式、非公式の折衝が二七日におこなわれた。その結果、最終的には同夜一一時半、政府と組合側との会見において、浦野労働大臣より、①裁定の完全実施に最善をつくす、②ベアの配分交渉は当事者間のことであり、政府は関知し

ない、③政府としては、あくまで二法案の成立を期待するのは当然であると答えた。また国鉄、電電両総裁からは、ただちに配分交渉に入る旨の意向が伝えられた。その結果、公労協では、これまでの交渉経過をふまえ、実施時期が明確ではないなどの問題点を残しながらも、基本的に裁定の実施、国鉄、電電料金の値上げと賃上げとの切り離しに成功したと判断し、スト中止を決定した。そして、国鉄、電電関係では、ベアについての事実上の交渉に入ることになり、裁定実施問題はここに終息をみた。

人事院勧告の完全実施と一時金の削減問題

八月におこなわれた人事院勧告に関し、公務員共闘は九月二二日、勧告どおりの賃金引き上げ即時実施、一時金の削減反対を要求し、第一次統一行動を展開した。二次統一行動を実施した。一〇月一三、一四日には第府は、財政特例法の国会で成立のというのは、①勧告の実施について、政じめて、年間一時金の削減の成立を条件としたこと、②勧告史上はずれも組合側は強い反発を（〇・二カ月分）を打ち出したため、い

このうち、勧告の実施については、一〇月一五日、財政特例法が国会で成立したため、政府は同日、勧告どおり完全実施することを決めた。だが、一時金の削減については、これを人事院の問題だとし、政府は是正に応じなかった。そして、一〇月二〇日に国会に提出された国家公務員給与法改正案は、一〇月二八日に衆議院、一一月四日に参議院を通過し、一一採決にあたって、左記のような附帯決議を採択した。

【国家公務員給与法改正についての参院内閣委の附帯決議】

政府並びに人事院は、次の事項について善処するよう要望する。

一、特別給については、公務員給与制度の特殊性にかんがみ、民間の動向を考慮し、可及的速やかに従前の支給割合に回復するよう努めること。

二、給与改善については、早期支給を含め、支給手続の改善について引き続き検討すること。

三、週休二日制については、試行終了後本格実施について速やかに所要の検討を進めること。

雇用問題で労働四団体統一要求

前年、不況の長期化、雇用問題の深刻化のなかで、雇用問題についての労働四団体共闘が実現し、対政府統一要求がまとまった。それにひきつづき、七六年においても、九月二七日、〝雇用問題についてひきつづき対政府交渉を中心に共闘をおこなう〟ことが確認され、一一月二日、事務局長・書記長会議で、雇用問題についての対政府要求が決定されるにいたった。そして一一月一一日、政府に申し入れがおこなわれた。要求の骨子は、①定年延長の促進、②雇用基金制度の創設、③大量解雇の規制、④雇用保険制度の改善、⑤公共職業訓練制度の充実・改善など、五項目にわたっていた（具体的な要求内容は本年鑑第二部Ⅵ「権利闘争」参照）。

春闘共闘など大衆行動の展開

一〇月九日に発足した国民春闘共闘会議などを中心に、一〇・二一国際反戦デーの大衆行動が展開されたのち、一一月一四日には、秋季年末闘争における最大のヤマとなった春闘共闘総決起の大衆行動が、中央・地方で展開された。一〇・二一統一行動は、社共両党をふくめ一七団体による一日共闘方式によっておこなわれた。中央集会には六万五〇〇〇人、全国では七〇万人が参加した（第二部Ⅻ「政治的大衆行動と平和運動」参照）。春闘共闘では、国民生活要求、秋闘諸要求を、ロッキード事件追及など政治的諸要求と結合し、傘下組合のと

第119表　1976年民間主要企業年末一時金妥結状況

産業	調査企業数	平均年齢	要求額		妥結額		対前年伸び率	1975年年末一時金		1976年夏季一時金	
								妥結額	対前年伸び率	妥結額	対前年伸び率
	社	歳	社	円	社	円	%	円	%	円	%
金属鉱業	6	38.7	6	500,000	6	277,500	7.9	257,250	△ 7.6	259,250	△ 2.2
石炭鉱業	5	39.8	4	400,000	5	325,000	3.2	315,000	0	325,000	3.2
水産・食料品	19	33.8	(9) 10	582,143	19	477,600	11.3	429,244	4.7	382,588	7.6
パルプ・紙	13	35.1	13	399,074	13	314,928	19.0	264,538	△27.2	279,614	12.6
化学	50	33.8	(1) 49	494,838	50	397,939	9.3	363,935	△13.1	368,141	△ 6.1
石油製品	8	33.4	(8)	年間臨給	1	489,500	16.5	449,878	13.7	420,000	1.2
ゴム製品	4	31.5	3	451,320	4	366,359	13.0	324,125	△12.9	341,639	4.7
セメント	5	38.0	5	403,399	5	309,000	24.6	248,000	△21.5	286,000	△ 7.0
鉄鋼	16	34.6	(13) 3	434,667	16	341,315	0.4	339,939	△ 3.3	332,995	△ 0.4
電線非鉄	7	32.4	(1) 6	381,621	7	283,107	7.2	264,084	△ 9.4	264,084	△ 9.4
機械金属	28	33.1	(3) 24	456,549	28	360,325	11.2	328,736	△ 7.9	332,561	2.2
電気機械	29	31.7	(17) 12	450,431	29	345,318	14.4	301,875	△ 7.0	306,046	3.2
造船	8	34.3	(8)	年間臨給	8	354,407	6.8	331,711	5.6	342,999	6.6
車輌	2	37.0	2	420,000	2	360,000	9.1	330,000	3.1	330,000	3.1
自動車	8	33.6	(8)	年間臨給	8	358,974	9.8	326,930	12.3	337,652	17.2
印刷	3	31.5	3	376,705	3	336,270	3.9	323,718	1.5	298,427	6.5
商業	4	28.8	(3) 1	472,720	4	432,564	19.2	362,791	6.6	332,698	21.2
陸運	18	36.7	(16) 2	466,282	18	396,979	16.2	341,668	7.7	329,515	12.8
電力	9	38.1	(9)	年間臨給	9	388,000	△ 4.5	406,333	8.9	413,333	10.8
ガス	3	34.5	(3)	年間臨給	3	420,667	12.0	375,500	13.5	371,500	5.0
新聞・放送	5	36.5	(1) 4	906,968	5	711,852	11.8	599,346	1.8	612,547	6.1
繊維	23	29.1	23	271,438	23	235,402	13.8	206,898	△ 6.8	214,433	8.6
平均	273	33.8	(100)170	449,587	266	366,318	10.5	334,698	△ 5.0	332,389	3.0

〔備考〕 1)　調査対象企業は，原則として東証または大証第１部上場企業のうち，資本金20億円以上，従業員1,000人以上の企業であって，労働組合がある企業273社である。
2)　平均年齢，要求額，妥結額は，すべて１社当たりの数値（単純平均）である。
3)　要求額欄の（　）内は年間臨給「夏冬」型により76年夏季一時金とあわせ要求がおこなわれたところ，または月数要求（要求額不明）のところで外数である。
4)　「石油製品」の調査対象企業は８社であるが，そのうち７社にあっては支給月数のみ公表され，妥結額は公表されていないので集計対象外とした。なお，７社の平均支給月数は「3.21カ月分」である。
5)　電力の対前年伸び率がマイナスとなった理由は，東京電力を除く８社にあっては，76年夏季までは一時金交渉の際「財形助成等特別措置分」として一時金のプラス・アルファとして妥結していたが，76年年末一時金から「財形助成等特別措置分」を一時金交渉から切り離して要求をおこない，これを財形法に基づいて制度化し支給されることとなった。したがって，本年末一時金の集計に際して「財形助成等特別措置分」を集計外としたため対前年伸び率がマイナスとなった。
6)　76年妥結額の対前年伸び率は，76年年末において石油製品が調査対象企業（８社）のうち，７社が月数で妥結し，妥結額が公表されていないため，集計対象外としたことなどの理由により，76年年末一時金の妥結企業と同一企業における75年度末一時金妥結額を今回改めて算出し，この額と76年年末一時金の妥結額との比率である。　7)　労働省調べ。

りくみの集中をはかった。ついで、一一月一四日、「国民生活擁護・秋季年末闘争勝利・ロッキード事件徹底糾明・総選挙闘争をかちぬく中央総決起大会」（日比谷野外音楽堂）が、一万一〇〇〇人を結集して開かれた。この集会後、民間年末一時金闘争は本格的交渉の時期に入った。また翌一五日には、総選挙が公示された。かくして年末一時金闘争、総選挙闘争が並行しつつ展開された。

その他、大衆行動として目立ったものとしては、一一月四日、政策推進労組会議（一〇月七日発足）による「雇用、物価、減税要求中央総決起集会」（日比谷野外音楽堂、七〇〇〇人）、さらに総選挙後の一二月一四日、全日自労ほか関係団体による「低所得者・高齢者の生活改善をめざす国民要求集会」、一二月一七日、全国退職者の会による「高齢者の年金改善を要求する集会」などが開かれた。そして、それぞれ対政府交渉が展開された。

年末一時金妥結状況

民間における年末一時金闘争は、一一月末までの妥結企業で全体の八六・八%、一二月上旬までで九八・九%を占め、前年より一〇日程度早く妥結している（労働省調べ）。合化、電機などの一部でストがおこなわれたが、全体としては平穏に終わった。

第119表は、民間における年末一時金の要求、妥結状況を示したものである。要求額は、四四万九五八七円と、前年同期の要求額四二万九六七一円を一万九一六円（四・六%）上回った。妥結額は三六万六三一八円で、対前年同期三三万四六九八円を一〇・五%上回った。七五年同期の場合、対前年五%減であったから、急速な伸びを示している。全体として、七五、七六年春闘の低額ベアをある程度埋め合わせる方向が強まっている。

第120表　1976年年末一時金妥結時期における年間臨給実施状況の推移

年	A 調査企業数	B 年間臨給実施企業数	C Bのうち夏冬型実施企業数	D Bのうち冬夏型実施企業数	E Bのうちその他の年間協定	F 実施率（B／A）	G Fのうち夏冬型（C／B）	H Fのうち冬夏型（D／B）	I Fのうちその他（B／F）
	社	社	社	社	社	%	%	%	%
1970	286	159	49	105	5	55.6	30.8	66.0	3.1
1971	280	152	52	95	5	54.3	34.2	62.5	3.3
1972	279	177	49	120	8	63.4	37.7	67.8	4.5
1973	279	151	53	95	3	54.1	35.1	62.9	2.0
1974	275	89	35	52	2	32.4	39.3	58.4	2.2
1975	271	101	49	47	5	37.3	48.5	46.5	5.0
1976	273	125	71	51	3	45.8	56.8	40.8	2.4

〔備考〕　労働省調べ

産業別に妥結額をみると、高いのは、新聞・放送（七一万一八五二円）、石油製品（四八万九五〇〇円）、水産・食料品（四七万七六〇〇円）、低いのは、繊維（二三万五四〇二円）、電線非鉄（二八万三一〇七円）、パルプ・紙（三一万四九二八円）などである。また対前年伸び率では、セメント二四・六%、商業一九・二%、パルプ・紙一九・〇%などが目立っている。とくに、前年大きく落ちこんだパルプ・紙、セメント、ゴム製品、化学などでも、前年妥結額を上回る回復を示した。

つぎに、第120表によって、年間臨給の実施状況を見ると、実施率（B／A）では四五・八%となり、七四年の三二・四%、七五年の三七・三%にくらべ、かなりの増加を示した。その場合、夏冬型（C／B）が五六・八%と前年の四八・五%をさらに大きく上回ったのにたいし、冬夏型（D／B）は四〇・八%と、前年の四六・五%をさらに下回った。そして従来、夏冬型にたいし冬夏型が上回っていたのにたいし、七五年にいたり、ついに逆転し、その傾向がさらに強まったという注目すべき現象を呈した。いわば、春闘決着型ないし春闘後決着型の増大ということができる。

このように、回復はかばかしくない経済情勢のもとでではあっても、企業収益自体は増収増益に転じたことを反映し、年末一時金はかなりの伸びを示したことが注目される。

2　七七年春季闘争

七七年春闘の背景

七七年春闘は、春闘共闘を中心としてみれば第二三回目の春闘となる。そして七四年に打ち出された国民春闘、その四年目であった。なお同盟、新産別は、春闘共闘とは別に、しかしほぼ時期を同じくして賃金闘争をおこなった。この七七年春闘の背景として、おおむね以下のことが指摘されよう。

第一に、経済基調の点では、全体として景気回復ははかばかしくなく、雇用・失業情勢も低迷していた。倒産件数も相変わらず高水準にあり、消費者物価も九%台の上昇をつづけた。そうしたなかで企業収益の動向は、七六年三月期より増収増益に転じていた。もっとも、産業、企業によって、業態は異なり、その間に格差が見られた。

第二に、そうした経済基調のもと、過去二年間の春闘の〝連敗〟を脱しようと、組合側の種々の新しい動きが、運動の主導権掌握の思惑とからみ、春闘とりくみ以前から目立っていた。七六年春闘で電機を加えて〝集中決戦〟に成功し、相場形成をリードした金属労協は、その実績の上に立って、いっそうの結束を固めようとした。他方、総評は、七六年の大会で新しく槙枝—富塚ラインの新コンビ

を発足させ、同時に春闘指導においては、産別自決尊重を唱えつつ、下からの運動の盛り上げをはかり、地についた指導の強化をはかった。同時に、労働四団体共闘の追求など、多角的なとりくみをも試みた。

第三に、労働側の種々の動きは、日経連の〝実質経済成長率六%程度〟という賃上げ目安には一致して反発しつつ、相場の目安の模索、春闘決戦時期、戦術配置等では、主導権掌握の思惑とからんで例年以上に目まぐるしい動きとならざるをえなかった。もちろん、種々のインフォーマルな動きを含めて。

第四に、きびしい経済情勢のもと、賃上げ、雇用問題はもちろん、とりくむべき問題領域の拡大、問題自身のいっそうの深刻化がひきつづいていた。国民春闘を真に継承・発展させ、定着できるか、その点ともからみ、きびしい試練がつづいていた。

第五に、七六年暮の総選挙で、いっきに与野党議席伯仲が実現したが、その場合、社会党の停滞、共産党の議席激減もともなっていた。七七年春闘は、その前に右に記した総選挙を経験し、七月には参議院選挙をひかえていた。こうした、選挙をつうじた政治動向がまた、春闘、労働運動の動向にも、有形無形の影響を与えていた(総選挙、参院選については第二部XIII「政党」参照)

こうして、多くの波乱含みのまま、七七年春闘は本番を迎えることになった。とりわけ、過去二年の〝連敗〟春闘から脱出できるか否かが最大の焦点であった。

1　国民春闘共闘会議の発足

国民春闘共闘会議の発足

七七年春闘を発足させる国民春闘共闘会議は、総評、中立労連、一部純中立組合、一〇一単産、八八五万人を結集し、七六年一〇月九日に第一回総会を開いた(東京・芝公園・中退金ビル)。ここに、過去二一年間の歴史をもつ「春闘共闘委員会」は、四年目となった国民春闘の再構築をはかっていくために、名称を「国民春闘共闘会議」と改められた。

総会は、議長に槙枝総評議長、事務局長に富塚事務局長という新しい総評コンビをはじめとする役員を選出し、あわせて「七七国民春闘を組織するための討議案」を採択し、加盟単産、地方で討議を深め、一二月一〇日の第二回総会で七七国民春闘基本構想を確定することとした。

また、共闘組織の機構改革や運営方式の改善も企てられ、新たに共闘会議事務所も総評会館から移すなど、国民春闘再構築にむけた新しい試みもみられた。

春闘共闘・七七国民春闘基本構想

春闘共闘は、第一回総会で提起した「討議案」の補足として、「賃上げ要求の考え方と要求討議のすすめ方」について、一〇月一八日の第一回闘争企画会議を経て提起した。また、一一月一三日の第二回闘争企画会議では、賃上げ要求基準案最低一五%程度を決め、組織

討議に付した。そして一二月一三日、「七七国民春闘基本構想」や「七七春闘白書」の確認を中心とした春闘共闘第二回総会が開かれた。なお同日現在、春闘共闘加盟単産は一〇二単産（八八五万三六五一人）となったことも確認された。

七七国民春闘基本構想は、まず統一要求課題として、つぎの五点を掲げた。

(1)賃金抑制策を打破し、労働者生活を守り改善する賃金引上げ、産業別最賃の協定化・地域包括最賃の改定、全国一律最賃制の確立。

(2)合理化・失業反対、雇用・失業保障制度の確立、公共職業訓練制度の拡充、週三五時間・完全週休二日制による労働時間短縮、週四〇時間制を中心とする労基法改正、定年延長、中高年者・身障者の雇用確立、安全衛生法の改正。

(3)　生活できる年金額の確保を中心とした年金制度の改善、医療制度の改善、生活保護基準の大幅引上げなど社会保障の充実。

(4)ストライキ権奪還・労働基本権の確立、組合活動自由の確保。

(5)国民諸階層との連帯を強化し、インフレ反対・国民生活擁護、公共料金値上げ反対、独禁法改正、大幅減税と不公平税制の改革、公害追放、低家賃公共住宅の大量建設。

ところで、賃上げの要求基準（一五%程度）については、春闘共闘の歴史上はじめて最低基準を提起した。さらに、この要求基準一五%程度は、奇しくも同盟、ＪＣの要求水準と同じものになった。要求基準の考え方は、労働者の実質生活の維持、改善を基本とし、具体的には、①消費者物価上昇分のカバー、②増税や社会保険料の引き上げなど高負担の補塡、③定昇分の確保、④経済成長分の賃上げへの上積みを根拠に成り立っている。そして、「要求と闘い方」の一体的な討議が強調された。

こうした①賃上げ要求をはじめ、基本構想の特徴点としては、さらに②「すべての雇用労働者の底辺の賃金引き上げ」が闘争体制の確立の基本として強調された。また③生活・制度要求に関しては、中央・地方の交渉力を強め、大衆行動を背景に重点課題を追い上げ、最終的には与野党議席接近の国会審議に決着を求める基本方向が明らかにされた。そして、④賃金闘争の効果的な集中体制づくりにあたって、「単産自決」を強化して〝もたれあい〟を克服し、しかも有効な相場形成、相場の波及をはかる集中体制の強化がめざされた。あわせて、⑤地域共闘を抜本的に強化し、その前進をはかっていく方向が、過去二年間の春闘の実績をふまえ、いっそう強調された。

2　春闘共闘会議の春闘白書

七七年春闘白書の発表

春闘共闘会議の七七年春闘白書は、一二月一三日の第二回総会で確認され、一六日に最終文書が発表された。まず白書の目次を掲げておこう。

【春闘共闘会議・七七年春闘白書目次】

総論
一、情勢をどうみるか
二、革新勢力と国民春闘の制度要求
三、賃金要求と要求基準

四、賃金決定のしくみと賃金闘争（どういう統一を求めていくか）
各論
第一章　春闘をめぐる経済情勢
第一節　経済回復の遅れとその原因
第二節　今日の日本経済の構造要因
第三節　政府、資本の不況対策と国民春闘路線
第二章　今日の生活問題
第一節　萎縮する家計と新たな変化
第二節　労働者生活の変化と深刻な課題
第三節　社会的低生活層の生活実態
第四節　高まる生活擁護運動の必要性
第三章　賃金動向と賃金決定の問題点
第一節　賃金水準と賃金コスト
第二節　賃金構造と低賃金労働者
第三節　最賃制闘争の現状と問題点
第四節　賃金決定のしくみ
第四章　劣悪化する職場条件と権利闘争の強化
第一節　生産の回復と労働強化の進行
第二節　労働諸条件の問題点
第三節　権利闘争の強化
第五章　雇用合理化と雇用政策
第一節　不況下の雇用合理化の実態
第二節　社会的雇用保障の必要性
第六章　福祉後退とせまられる財政改革
第一節　不公正税制と減税闘争
第二節　公共料金値上げと公共サービスの危機
第三節　地方財政危機の強化と地方自治の再建
第四節　後退へ傾斜する社会保障
第五節　新たな展開しめす公害
七七国民春闘闘争体制の確立と運動構築の課題
一、七七春闘の統一要求課題
二、闘争体制の確立について
三、運動構築の課題
四、「活動家集団」の任務と役割
五、国民諸階層・民主団体との共同連帯、政党との提携の強化

七七年春闘白書の要点

七七年春闘白書は、たとえば、目次の「賃金決定のしくみと賃金闘争」、「七七国民春闘闘争体制の確立と運動構築の課題」にみられるように、従来の白書と違ってかなり運動論的要素が加味されているのが、特徴点の一つである。つぎに、内容に若干立ち入って特徴点を探っておこう。

まず白書は、経済情勢について、「景気の底から二年たった今もインフレ要因、不況要因ともに未解決のままであり、日本経済はまだ安定した軌道に乗っていない」と分析、「このままでは」「安定成長というトンネルの出口は見出しがたい」と見ている。そして、「個人消費支出の改善と福祉の向上を基礎にした成長という路線しか日本の中長期の展望は出口がない」と提言している。

つぎに、賃金闘争について、「二年つづいた賃金闘争の不成功」からどう抜けだすかが本年春闘の最大の課題であり、このため七七年春闘を「春闘の自己変革の初年度」だと位置づけ、従来になかった要求方式を打ち出した。すなわち、従来は中央がまず基準案を提示し、下部はそれを参考にして討議するという形であったが、要求が単なる希望や願望となり、実際の妥結とかけ離れる傾向にあった。そこで本年は、こうした「要求の形式化」を改め、要求と妥結とのギャップを埋めるのは、闘争力強化以外にないとの観点に立ち、要求づくりとたたかい方を一体化させる考え方を打ち出した。

こうして、産別自決という自主性の重視と、しかも全体の統一性の確保という方向が賃金引き上げ最低基準に求められた。

ところで、「最低一五%以上」の要求根拠は、①実質生活の低下を防ぐための消費者物価上昇分、②生活向上をはかるための実質経済成長分、③賃金体系上から生ずる生活水準維持のための定昇分、とされている。当初はこのほかに、預貯金減価と増税・社会保険料引き上げによる高負担にたいする補塡分が含まれていたが、これらの要素を加味すると昨年同様二〇%程度の基準となる。しかし、要求と力量との関係や他の労働団体の要求基準などを総合的に勘案して、結局やや控え目な線に落ち着いたのである。

以下、同白書のうち、「賃金決定のしくみと賃金闘争」部分の要旨を掲げておく。

【七七年春闘白書(要旨)】

▽賃金決定のしくみと賃金闘争——どういう統一を求めていくか——

春闘という方式は、経済の二重構造のなかで企業別組合が全社会的に足なみをそろえて相場を形成するという、日本独特の条件に即して生まれた方法である。そして高度成長期には一定の成果をあげ、個別企業の制約を乗り越え社会的な相場を形成するという効果をもった。けれども、高度成長という有利な条件が失われ、また、寡占化の進行につれて資本の結束が強まり、春闘相場そのものを低くおさえるカルテル体制が強化されるにつれて、春闘方式の欠陥や弱点もまた現れてきた。いわゆる「遅乗り」「もたれあい」の傾向である。

要求段階での統一もさることながら、賃金交渉段階での統一の効果をいかにして高めることができるか。従来のように時期をそろえるということの基礎に、外国の産業別組合のように「要求は自力で獲得する」という原則が前提としてなければもたれあいを克服することは難しい。そのことは一つの産業別組合の内部の単組間の関係においてもまた同様である。その意味では自力解決の力は結局は職場の闘う力の強化以外にはない。

けれども反面においてそれだけの視点では賃金交渉を企業ごとのバラバラ交渉として理解することになり、春闘という社会的に統一された賃金交渉の問題にはならない。企業の中の力関係だけを見るのではそもそも「もたれあい」という問題は起こらない。日本では企業別組合の企業レベルでの交渉が同時に春闘相場の形成という社会的機能を果たすことになり、相互に波及しあっているというところから「もたれあい」とその克服の問題が発生しているのである。資本の側もまたこの春闘相場を押し下げるために自社の事情だけではなく共通のガイドゾーンを守るべく足なみをそろえているのである。それゆえ「もたれあい」を克服するためには独自の闘争力(いわゆる独走力)と同時にみんなで足なみそろえて相場を作るという側面に着目しなければならず、組合内部の闘争力と組合間の関係(足なみをそろえる)という二つの面で従来以上の結束を強めることがどうしても必要である。日本の賃金の決まり方の現状からすれば、一企業の組合や一産別組合だけでこの社会的な春闘相場を押し上げることは困難である。不況下で賃金や賃上げの格差が拡大しているにもかかわらず、なお春闘相場という賃金の決まり方は貫徹している。われわれはいずれは諸外国の組合のように完全な産別の自力解決ということになるのかもしれないが、少なくとも現状では、自主解決能力の強化と相互の結束の強化の二面で春闘相場を押し上げてゆかなければならない。

同じ考え方に立つならば、中小企業における賃上げおよび地場産業の賃上げと全体(あるいは大企業部門)の賃上げとの関係も従来以上に重視されなければならない。高度成長と人手不足の時代には、パターンセッター(先導的相場形成者)からの上乗せやあるいは相場の中小や未組織部門への波及は比較的容易であったが、低成長や不況下ではこのような自動的波及効果が失われる。その環は人工的につながれなければならない。今度の不況下でも、客観情勢からくる賃金格差や分散の拡大という傾向と、それに対抗する中小の組合の健闘や地域春闘の高揚といった相場の分裂や複線化がもし生まれるとすれば、それは三〇年代前期のような二重構造社会に逆戻りすることであり、低賃金構造の下からの圧力が結局は大企業部門の

賃金引上げ全体の水準を停滞させることになるのである。そして反対に中小や地域の賃金闘争が前進すればその反対の効果を果たす。それゆえ低成長下では、従来以上に地域や中小部門の賃金闘争、言い換えれば春闘に参加する全体の組合の統一性が重要になってくる。

同様に未組織労働者とくに若年層、婦人、高齢労働者、下請零細企業、地場産業労働者やパートタイマーなど低賃金労働の解消が急務である。五〇年でもなお七万円以下の労働者は一〇人以上の企業で二八二万人（一三%）、九万円以下の労働者は六九四万人（三二%）もおり、低賃金の家内工業労働者も約二〇〇万人もいる。低賃金労働者は官庁や大企業の中にもいるし、われわれの職場や地域でともに働いている。低成長の時代に入って至るところで具体的にそれが賃金水準に影響をもつようになってきている。最賃制の問題は他人のためのものではなく、日本の労働者階級の賃金闘争の一環である。日本の賃金水準を引き上げるためのわれわれの賃金闘争の成功のための不可欠の条件となっている。われわれは全国一律最賃制の確立とともに、毎年の地域最賃の引上げを地域春闘の中心課題として主体的に取り組み、立ち遅れている産業別最賃の協定化（そのための出発点としての企業内最賃の協定化）にすべての産業すべての企業の労働組合が取り組むことを求められている。

3　同盟の賃金白書

同盟・七七年度賃金白書の発表

同盟の賃金白書は、副題を「実質賃金を引き上げ、雇用を拡大するために」と題し、七七年一月四日に発表された。まず、同白書の目次を掲げておこう。

【同盟・七七年度賃金白書目次】

第一部　七七年度賃金闘争方針

一、七七年度賃闘をめぐる情勢

二、賃闘における要求視点と重点課題

三、七七年度要求水準

四、要求基準と重点課題との関連

五、当面の重点的な政策要求

六、闘争体制の強化

第二部　七七年度賃闘の諸要求と考え方

一、労働者の生活と経済の動き

1　苦しさ増す労働者の生活

①伸びが落ちている実質賃金　②節約も限度にきた生活

2　回復から停滞へと反転した景気

①一時的にとどまった回復　②回復の主因は輸出増大　③消費の停滞が反転をもたらす　④企業収益は大幅に回復

3　一向におさまらないインフレ

①騰勢を強めた卸売物価　②政府公約を上回る消費者物価

4　改善しない雇用情勢

二、当面する課題と七七年度要求基準

1　要求基準設定の基本的立場

2　賃上げと関連して解決すべき問題

3　ベア一三%、一八〇〇〇円の要求基準

①ナショナル・センターとしての要求の基準　②定期昇給は別　③一八〇〇〇円の根拠　④個別賃金の平均到達目標について

4　要求基準と重点課題との関連

①実質賃金の安定的引上げ　②安定的成長への基盤の形成　③インフレの一層の抑制　④雇用の確保・拡大　⑤日経連の見解に対する批判

三、賃金に付帯する諸要求

1　週四〇時間労働・完全週休二日制の実現

2　時間外労働割増率の引上げ

3　定年延長闘争の推進
4　労災上積み補償の拡充
5　社会保険料の使用者負担拡大の闘い
6　本格的最賃の確立
①前進をみた地域別最賃　②本格的最賃の確立にむかって　③産業別最賃の推進　④家内労働者対策の推進

四、政策要求闘争の強化
1　雇用保障の充実
①定年延長の促進　②雇用安定基金（仮称）の創設　③雇用保険の改善　④公共職業訓練の充実　⑤大量解雇の規制
2　健康保険と関連制度の改善
3　年金制度の改正
4　労災保険の改善と労働災害の防止
5　勤労者の財産形成促進法の改正
6　一般福祉
①母性の保護と母子福祉　②高齢者の福祉　③社会福祉施設　④難病と障害者のための対策
7　公害防止と環境保全の対策
8　住宅政策
9　税制の改善
①所得税関係　②法人税関係　③個人住民税関係
10　運動の積極的推進

五、闘争体制の強化
1　中央闘争委員会の指導、共闘体制の強化
2　賃闘情報活動の一層の充実
3　地方・地区同盟の指導の強化
4　総合的な団体交渉力の強化
5　団体交渉の統一化の推進

七七年度賃金白書の要点

賃金要求についての基本的な考え方は従来から、「高度成長期、安定成長期等の異なる経済発展段階に対応しながら、賃金、物価、雇用、社会保障、財政、国際収支等の間に望ましい均衡を達成して国民経済を整合的・安定的に発展させ、そのなかで最大限可能な実質賃金の引上げを実現する」ことにおかれている。この考え方にそって、七七年度の賃上げ要求基準を一三%、一万八〇〇〇円（定昇別）とし、それにもとづく個別賃金の平均到達目標を一八歳八万五〇〇〇円、三〇歳一六万円とし、以上を基準に、各産別の条件を考慮して、それぞれ要求設定に入ることとしている。

具体的な要求根拠は、七六年度の消費者物価上昇率を九%程度と見こみ、これに経済成長分六%を加える考え方にあるが、ただ経済成長分については、生活水準の実質的向上をはかるための実質賃率の引き上げ分を四%前後と見こみ、残り二%分、つまり「実質賃率の引上げ率と実質経済成長率との間の乖離」を、「雇用拡大、定年延長、時間短縮等、雇用不安を緩和するための対策」に配分するとした。そして、このような要求基準の設定の考え方が、「みずからが社会契約的な立場にたって決定した」という所以である。

つぎに、賃闘方針では、これらの要求の実現によって「五二年度の実質個人消費支出の伸びを六%に高め、実質六%を超える安定的成長の基盤を形成する」とともに「五二年度の物価上昇を七%以下に抑えることが十分可能」とみている。

こうした重点課題を実現するために、賃金闘争に加えた政策要求の必要性を強調している。大きな柱は、①安定成長のための機動的政策運営、②インフレの抑制、③中小企業対策の三点である。

闘争体制については、七七年度賃闘をとりまく経済情勢を、昨年にくらべて好転しているととらえながらも、経営側の結束に対抗し目標を達成するのは容易ではないと情勢の厳しさを訴えながら、その強化を掲げている。具体的には、①中央・地方・職場における諸活動の強化、②中央闘争委員会の機能充実、③企業業績に応じたヤマ場の設定などで、これらにより民間主導・同盟主導の賃闘体制の確立をめざした。

つぎに、同白書のうち、「七七年度賃闘をめぐる情勢」の要旨を掲げておく。

【同盟・七七年度賃金白書(要旨)】

Ⅰ　七七年度賃闘をめぐる情勢

1　石油危機以後の長期にわたる不況を脱して、七六年初頭以来ようやく景気回復への道を歩み始めるかに見えたわが国経済は、年央を過ぎるとともに早くも停滞に転じ、事態がこのままに推移すれば、政府の七六年度実質経済成長率見通し五・六%の達成さえも危ぶまれるに至っている。

今日のわが国経済において、自律的回復力を形成する最大の要因は個人消費支出であるが、実質個人消費支出は、七六年春の賃上げ率が八・八%(労働省調査)に終わったこと、その後も引き続き消費者物価が上昇したこと等によって七六年五月以降、対前年同月比でマイナスに転じている。すなわち、勤労国民の実質生活水準の低下が、同時に経済の停滞をもたらす最大の要因となっているわけである。

設備投資が今日では、個人消費支出を中心とする設備投資以外の最終需要の動きに依存していることはまぎれもない事実である。日経連は依然として、賃上げ抑制による企業収益の拡大こそが景気回復の道であると主張しているが、それが間違いであり、わが国経済の将来を誤りに導くものであることは今や誰の目にも明らかである。

かくして、七七年度経済を安定的成長の軌道に乗せることができるかどうかは、実質個人消費支出の伸びいかんにかかっており、それを決めるのは主として、七七年度賃闘の結果と所得税減税の規模である。

2　勤労国民の生活安定にとっても、また、わが国経済の安定にとっても、今日、最も重要なことはインフレを徐々に抑制していくことである。しかし七六年四月以降、物価情勢はむしろ悪化の傾向さえ示している。卸売物価指数の対前年同月比上昇率は七六年七月には六%台に乗せ、秋以降沈静に向かったとしても年度間の政府目標である五・六%以内に収まる見通しは極めて暗い。七六年二月以降の生産性上昇率(産業総合)が一〇%を超えていることからも判断されるように、このような卸売物価の上昇が賃金コストの上昇によるものでないことは明らかである。

一方、消費者物価指数の上昇率も七六年四月以降一貫して九%を上回っており、九月以降相次いで消費者米価をはじめとする各種公共料金の引上げ、卸売物価上昇の波及等からみて、年度間上昇率は政府見通しの八・八%を超えて九～一〇%に達する公算が極めて大きい。こうした消費者物価の上昇もまた、いうまでもなく、賃金コストの上昇や超過需要、あるいは海外物価の高騰によるものではない。

われわれは労働組合の社会的責任の立場から、とくに賃金と物価の関係を重視してきたが、われわれの要求を大幅に下回る賃金上昇のもとにおいて、なおかつ政府見通しさえも達成できないという事態を許すわけにはいかない。

3　七六年初頭以降の景気回復過程において若干の改善をみせた雇用情勢は、夏以降再び停滞に陥り完全失業者は依然一〇〇万人を超え、有効求人倍率も〇・六五の前後に低迷している。このまま景気が回復基調に戻らないとすれば、七七年春頃には雇用情勢はさらに悪化する恐れすらある。

七六年に入ってからの改善も高度成長期の景気回復過程にみられたそれに比べて相対的にはわずかであり、減速経済時代に入ってからの雇用情勢は高度成長時代のそれとかなり基本的に変化していると判断せざるを得ない。

すでにわれわれが繰り返し強調しているように、完全雇用の確保こそ労働者にとって死活の問題であり福祉国家の最大の前提である。だからこそわれわれは、自らの賃金を含めて安定成長への道を探り、同時に政府に対

して雇用保障制度の確立を要求してきたのであるが、今やさらに一歩を進めて雇用拡大のための新たな対策を自らに課さなければならない段階にきている。

それは、端的にいえば、実質賃金の引上げを実質経済成長率にそのまま結びつけるのではなく、雇用拡大、定年延長、時間短縮等の余地を拡大するということである。そのうえに立って、われわれは、政府に対してわれわれの提唱している雇用保障制度の実施を迫るとともに、企業段階においてもとくに定年延長、時間短縮等、雇用安定のための要求をねばり強く提起し実現していかなければならない。

4　総体としては企業業績は目立って回復している。七六年九月中間決算における経常利益増は前期比五五％前後に達し、七七年三月期の企業収益は水面上に顔を出すか、あるいはそれに近いところまで回復すると見込まれている。七六年春に比べて七七年春の経済情勢は、明らかに好転している。

にもかかわらず日経連は、賃上げ率をさらに抑えるべく早くも体制を固めつつある。しかも、賃上げ抑制の理由として、欧米では賃上げ率を物価上昇率とほぼ同率とする動きが強まっていることなどを挙げ、わが国もそれらにならうべきであるとしている。しかし、それはまったくの見当はずれであり、企業エゴだけからでた賃上げ抑制意図をごまかすための口実にしかすぎない。

われわれは日経連と異なって、賃金問題を常に国民経済のあらゆる側面との関連でとらえてきたし、それが労働組合に課せられた社会的責任であることを自覚してきた。今日われわれが提起している七七年度賃金要求基準は、自らが社会契約的立場に立って決定したものである。情勢が極めて厳しく、また、企業業績に大きな格差があることは事実であるが、相互連携と団結を強化し、総力を挙げてわれわれの意志を貫徹していかなければならない。

4　IMF・JCの賃金白書

JC・白書の要点

IMF・JC（金属労協）のいわゆる賃金白書、「七七年闘争（賃金・MWS活動）の推進」と題する闘争方針は、七六年一二月一四日、第一九回協議委員会において決定された。

それによると、金属労協は七七年闘争の課題として、①雇用確保、物価抑制など政策・制度の改善要求、②MWS（Modern Welfare Society＝高福祉社会の実現）活動の展開、③実質賃金を確保し生活を向上させる要求をたたかいの重点におき、このうち③の実質賃金要求については、金属労働者の共通要求基準として、三〇歳標準労働者の要求額で一万八〇〇〇円（一三％）程度を基準とすることとしている。

つぎに、闘争をめぐる情勢について、日本経済が現在直面する景気中だるみ現象は、輸出のみに依存した政策の限界を示すものであり、今後は内外に調和のとれた〝国内志向〟の経済運営の下で、適正成長と景気回復を求めるべきで、そのためには景気回復の主役を個人消費の拡大に向けるべきだとの先年来の主張を再確認した。すなわち、経済の安定は国民生活の安定を基盤として組み立てられるべきであり、そのためには実質賃金を確保し、雇用安定に最低限必要な六～七％の経済成長をはかり、社会保障の拡充をはじめとする政策・制度の諸要求を実現し、福祉社会建設を推進していくとの考

えである。

たたかいのすすめ方については、昨春闘での金属六単産の集中決戦の成果と反省に立って、賃金決定を主導する責任と役割を自覚し、JC集中決戦を相互理解の下にさらに前進させると述べ、また前段闘争を重視し、四月上・中旬のヤマ場を盛り上げていくとしている。

以下、白書のうち、「IMF・JCの要求と主張」の要旨を掲げておく。

【IMF・JC白書(要旨)】

▽IMF・JCの要求と主張

(1) 雇用確保、物価抑制、減税など政策・制度の改善要求と活動

①雇用の安定・確保の要求は、労働四団体で統一されすでに対政府要求が組織されており、JCとしても対処していくことにする。

雇用確保の要求は、労働四団体で統一されすでに対政府要求が組織されている。この要求を支持し、JCとしても対処していくことにする。

一九七六年五月に答申された第三次雇用対策基本計画（S五一年度～S五五年度）の重点対策であるところの、①雇用安定基金の創設、②雇用情勢の総合指標の確立、③六〇歳までの定年延長と高年齢者、婦人労働者、心身障害者などの雇用対策……については政策実現を迫るとともに、個別企業に対する要求とその実現に向けて努力せねばならない。とくに六〇歳までの定年延長と心身障害者など、社会的弱者の雇用対策については、労働組合として企業に対し直接的に実現を求める要求である。

完全雇用を確保するためには、雇用機会を拡大できる活力ある経済成長が前提となる。生涯生活ビジョンの政策要求のなかでも明らかにしたように、実質経済成長六%程度の中成長が必要である。また、個別企業において、定年延長の制度化により高年齢者対策を進めること、労働時間の短縮、有給休暇の増加による雇用機会の創出、そして、ゆきすぎた省力投資の是正など労働組合自らのキメ細かい要求と闘いが求められている。

②インフレ阻止の要求と活動

当面のインフレ対策としては、以下の要求を基調に取り組むことにする。①一九七七年三月の対前年同月比のCPI八%以下に抑制するという政府公約の完全実施、さらに、できるだけ早い時期に預金金利以下とするよう努力すること。㈡物価安定のために流通部門の改善と、生鮮食料品対策を基本的に考えること。㈢消費者物価のとり方について国民的合意の下で進めるために、今後の基準改定に当たっては労働組合代表が参加する委員会で審議すること。㈣物価対策の具体案とその実現プロセスを、国民の前に明らかにすること。㈤一九七六年九月、CPIの基準改定後も旧基準による上昇率を算出し、国民の前に明らかにすること。少なくとも一九七七年三月時点まで新・旧両基準によるCPIを明示すること。㈥CPI一ケタが定着するまで公共料金の値上げを見送ること。

③所得税の減税要求と活動

減税は、景気対策として必要である以上に、労働者世帯の実質可処分所得の減少を補うという分配公平化のために行われるべきである。またいうまでもなく、国の経済政策は勤労国民の生活向上にいかに寄与するかのためにあるものであり、国民生活の安定確保こそ、すべての政策に優先されるべき最大目標でなければならない。一九七六年の実質可処分所得は、前年を下回る見通しである以上、二年連続の落込みは許されるべきものではなく、実質生活の維持・向上のためには、七七年賃金交渉とともに所得減税は勤労国民の重大な要求であり、ぜひ実現させねばならない。

(2) 豊かな社会生活の確立をめざすMWS活動の展開

MWS活動（Modern Welfare Society＝高福祉社会の実現）の政策要求として「働くものの生涯生活ビジョン」を一九七五年九月大会に答申し確認した。その内容は生活ビジョンの実現を前提とした日本経済および財政のあるべき姿を明らかにしたものである。

生活ビジョンでは、生涯にわたる安定感のある人間性豊かな生活を確保しようとするものであるが、それには企業から支払われる賃金による生活にプラスし、社会的に保障されるナショナル・ミニマムの実現を図ろうというものである。今日、住宅や生活環境、医療、教育、老後保障などの社会的消費領域として要求化し、勤労国民的視点から国や地方自治体に要求していく。

これらの要求を達成することによって、公共扶助を含めた社会的消費領

域のナショナル・ミニマムが確立され、高度経済成長下で取り残された低所得者層の要求も実現され、社会保障、福祉政策は大幅に前進する。老後保障、母子家庭、生活保護世帯などの低所得者の要求は、全労働者の〝明日はわが姿〟として、組織労働者自身の要求として闘いを組織する。

(3) 実質賃金を確保し、さらに生活を向上させる要求

〔1〕 基本賃金の引き上げ要求

景気は中だるみ現象にあるとはいえ、労働者家計の可処分所得は消費者物価の上昇率を下回り、実質個人消費支出は一九七六年五月以降連続して前年比で下回る結果となった。七六年賃上げ闘争において、労働組合は変化する世界経済環境の下で、内外に調和した経済成長を達成しようとすれば、景気回復の主役を個人消費支出の拡大に求めるべきであると主張した。この要求の正しさを、七七年闘争においても再び強調し、賃金引上げと経済政策の転換を要求していく。さらに、減速経済下の賃上げ要求として、われわれは組合員の実質賃金の維持を大前提として、完全雇用の確保、人間性豊かな生活環境の整備、そして組織労働者の社会的責任として、未組織労働者の生活向上のための資源配分や国民経済との整合性をも考慮しつつ要求を検討した。

金属労働者に共通する要求基準として次のとおりとする。①三〇歳標準労働者（高卒一二年勤続、中卒一五年勤続）の賃上げ要求額として一八、〇〇〇円（一三%程度）を基準とする。なお、実質賃金の維持・向上が七七年要求の基調であり、そのため、物価分すなわち消費者物価の騰貴率については、過年度の上昇率を前提とする。②金属労働者の最低賃金（一八歳）を八三、〇〇〇円以上に引き上げる。③平均要求方式を採用する組合の賃上げ要求の基準は一三%程度とする。

〔2〕 諸制度の改善、諸手当の引上げ要求（略）

5　七七年春闘諸要求とその特徴

春闘共闘、同盟、JCなどの白書発表、賃上げ要求基準の設定のち、各単産の春闘諸要求もまた、具体的な討論および決定へといたった。つぎにそれを、賃上げ諸要求、その他諸要求、制度的要求に分け、七七年春闘諸要求における特徴点を抜き出しておこう。

賃金引き上げ要求　賃上げ要求については、春闘共闘が最低一五%（定昇こみ）、同盟が一三%（定昇別）、金属労協が三〇歳標準労働者一三%、新産別が一五%と、定昇を考慮に入れれば、要求水準は奇しくも同様のものとなった。

それをうけた各単産の要求も、一五%（定昇別の場合は一三%）の要求が圧倒的に多かった。ただ、春闘共闘の要求基準は、〝最低一五%〟であるため、私鉄（二万〇五〇〇円）、化学同盟（二万三〇〇〇円）、全金（二万五〇〇〇円以上、一七・六%）など、実質一五%を超える要求を決めた単産もあった。また、ベース要求方式でなく、「標労方式」で要求する鉄鋼などの単産では、三〇歳標準労働者で統一されているのが特徴である。

つぎに、「最低賃金」要求についてみると、生活確保のための下支え、歯どめとして、多くの単産が掲げている。ただ、産業別最賃については、最低年齢を一五歳とするか、一八歳とするかで要求額は異なってくる。要求額で低いのは、ゼンセン同盟（六万四五〇〇円）、最高は全石油（九万円）である。また、年齢別最低保障につ

いては、単産によりかなりの開きがあり一概にいえないが、三〇歳でみると一二万～一三万円程度の額が多くみられる。

一方、「標準者・ポイント賃金」要求をみると、ベース要求方式に付随する形の場合が多いが、鉄鋼、全国セメント、全機金、全石油、電労連など、はじめから「標準者・ポイント賃金」要求をする単産もある。造船重機労連も、本年からこの要求方式に切りかえた。要求額は、同一産業内はともかく、産業間では開きが大きく、一概にいえないが、二五歳で一二万～一四万円、三〇歳で一五万～一七万円程度の要求となっている。

諸手当も多くの単産が要求しているが、中心は家族手当と住宅手当である。なお、春闘要求といっしょに夏季一時金を要求する単産は、全国セメント、紙パ労連、紙パ総連合、全石油、私鉄総連、商業労連などとなっている。

その他諸要求　他方、賃上げ以外の諸要求では、時間短縮、休日休暇、退職金、定年制、労災保障などが主なものである。

(1)時間短縮・休日休暇　一日当たり時短、週休二日制、年間総労働時間の短縮、時間外割増率引き上げ、交替手当の引き上げなど要求は多様化しており、時短、休日増と手当増という両面からなっている。なお時間外割増率の引き上げは、早出・残業三五～五〇%、深夜四〇～一〇〇%、休日出勤五〇～一〇〇%と要求上の開きが大きい。

(2)退職金・定年制　退職金の要求額は勤続三〇年定年で一〇〇〇万円が多いが、合化のように、二〇〇〇万円をめざし当面一五〇〇万円というところもある。定年制は、ほとんどが六〇歳に延長要求で近年変わらない。

(3)労災保障は、死亡、障害一～三級、死亡三〇〇〇万円、一級四〇〇万円要求が多い。高いのは合化で〇二〇万円、二級三五七〇万円、三級三一五〇万円と、障害一～三級を死亡より高く要求している。

制度的要求　ナショナル・センター税、年金、医療をはじめ、制度的要求を掲げているのはいうまでもない。七六年秋には、統一要求が政府に提出された。

各単産レベルでも、制度的要求のウェイトが増してきている。一例は、社会保険料の労使負担割合の変更要求であるが、要求自体は当然のこととなり、しかもほとんどが労三対使七の要求となっている。なお合化は健保が、労二対使八の要求となっている。

その他、反「合理化」および事前協議、雇用保障に関する要求も切実になっている。たとえば全国金属では、臨時、パートなどを含めた雇用保障の協定化とその本工化を要求している。また、単産、地域共闘などの対自治体、対政府、対経営者団体にたいする要求など、政策制度要求は多様化し、しかも広がりを見せていることが注目に値する特徴でもある。

6　春闘前段のとりくみ

春闘共闘・一～二月の諸行動

年が明けて、春闘前段の諸行動がつぎつぎに展開された。たとえば、予算関連を中心とした生活・制度要求についての対政府交渉は、一二月段階にひきつづいて、つぎのようにおこなわれている。一月一一日、社会保障、厚生次官交渉。一二日、労働四団体、首相申し入れ。一二日、退職者の会(年金)、大蔵・厚生省交渉。一四日、最賃制、労働省交渉。一七日、健保・年金、大蔵・厚生省交渉。一八日、税金、大蔵省交渉。一九日、春闘共闘三役、労働大臣交渉。二〇日、雇用・失業保障、労働四団体、労働省交渉。二六日、雇用・失業保障(季節・出稼ぎ)、労働省交渉。

一月二七日には、春闘の幕明けを告げる「七七国民春闘・生活制度要求実現一・二七中央行動」がくりひろげられ、夜の中央総決起集会(日比谷野外音楽堂)には一万人が参加した。さらに、春闘前段のとりくみの節目として、一兆円減税の実現のための行動も、社会、公明、民社、共産の野党四党統一要求を支持し、その実現のための〝三〇〇〇万国会請願署名運動〟(春闘共闘担当は二〇〇〇万)も、一月末以降、とりくまれていた。

二月九日には、一兆円減税の実現など不公平税制の是正、医療保険の改善などを柱にした「国民のいのちと暮しを守る二・九中央総決起集会」(日比谷野外音楽堂、一万一〇〇〇人)が、春闘共闘会議・東京春闘共闘会議によって開かれた。また二〇万署名の達成をめざし、東京・銀座～上野間の「歩行者天国」で、宣伝・署名活動など緊急中央行動もくりひろげられた。

こうした一～二月の諸行動を経て、春闘はしだいに本番に近づいた。二月二七日～三月六日には、春闘共闘・第一次全国集中行動が展開され、本番のたたかいの火ぶたが切られた。

春闘共闘・第一次全国集中行動(二月二七～三月六日)

七七国民春闘は、二月二七～三月六日の第一次全国集中行動で、本番のたたかいの火ぶたが切られた。この集中行動の皮切りとして、関東ブロック春闘共闘会議と東京春闘共闘会議による総行動が展開された。この日は都内主要駅頭での早朝ビラ配布、三〇〇〇万署名行動のあと、首切り合理化や組織攻撃をかけられている組合の背後資本にたいする抗議行動をおこなった。正午からは労働省中庭で、東京はじめ関東各県共闘から一万二〇〇〇人が参加して統一集会を開き、「たたかいの自信と政策の確信をもって七七春闘をたたかい、日本の政治・経済・産業の民主化のため奮闘する」とのアピールを採択。集会後、代表らは国会請願団と労働省はじめ各省や経営者団体との交渉団とに分かれて、それぞれ行動をくりひろげた。このうち国会請願団は、午後二時すぎ三宅衆院副議長にたいし関東八都県分でこれまでに集めた五一万五〇〇〇人分の署名簿を提出した。

関東ブロックの総行動につづいて、三月二日には東海・北信越、三日には九州・中四国、四日には関西・九州からの代表団が上京、それぞれ国会請願と各省交渉の連鎖行動をくりひろげた。東北・北海道ブロック代表団の中央行動は一五日におこなわれた。

第一次全国統一行動最終日の三月六日には、全国二〇の都道府県で集会・デモが組織され、中央では午前一〇時から東京・代々木公園で「七七国民春闘勝利・全国統一行動三・六中央大集会」が開かれ、都内や関東近県から七万二〇〇〇人が参加、春闘勝利へ向けて気勢をあげた。

春闘共闘・第一回戦術調整委（二・一〇）

国民春闘共闘会議は二月一〇日、第一回戦術調整委員会をひらき、富塚事務局長が提案した七七春闘の中央、地方における「首切り合理化攻撃とのたたかいのすすめ方を討議した結果、「首切り合理化攻撃との闘い」を補強したうえで提案を了承した。委員会は、第一日に、日経連が七七春闘にあたって、先に打ち出した賃上げ目安（ガイドライン）「生産性基準原理」にそうものとしての「実質成長率程度＝六％」の賃金抑圧攻撃に反論し、これを粉砕してたたかうために、「最低一五％」の賃上げ要求基準にそい要求とたたかい方を一体のものとした討議と態勢づくりをよりいっそう強化させること。第二に「一兆円減税」を中心とする四党統一要求を支持しその実現を要求すること。第三に「三〇〇〇万署名運動」を徹底的に強化することを確認した。

以上を中心に「第一次全国集中行動」につづき、以下の集中行動期間の設定を確認した。

【七七春闘の集中行動期間（第一回戦術調委）】

(1)第二次全国集中行動期間（三月二二日～四月二日）。三月二二日より数日間を「減税署名地方ブロック別第二次国会請願行動」として組織する。三月三〇日を全国統一行動日とし、スト決行組合への支援共闘の強化とあわせ全職場・地域を中心とした要求貫徹の決起集会・行動を組織する。

(2)第二次全国集中行動期間 とくに三月二八日から三一日の四日間を、「地域闘争集中行動」に設定する。これは、一～三月にかけて、生活制度要求（地域住民生活要求、地域別最賃改定、反合理化・雇用失業保障、年金・医療・健保・共済・難病など社会保障、地方自治と財政、交通、教育、労農漁提携など）運動を積み上げてきた地方別闘争を、先行賃金闘争や産別最賃・諸要求で先行する産業別統一闘争、ならびに反合理化・首切り反対、倒産争議組合をつつむ共闘と結合させ、ストライキ組合をつつんだ地域統一行動をこの四日間に集中させる。

(3)賃上げを中心とする対経営者要求は、おそくとも三月中旬までに要求を提出し、三月下旬から四月はじめにかけて指定回答日を設定して交渉を強化する。三月中旬から下旬にかけて指定回答日設定の単産・単組は、第二次全国集中行動期間中、地域統一行動集中（三・二八～三一）にあわせ、これを中心にストライキをもって追い上げ態勢に入り、中央・地方では相呼応して生活制度要求の行動でこれを包み、闘いの盛り上げをはかる。

(4)四月上旬段階に指定回答の単産は、でき得る限りその前半に集中させ、「第三次全国集中期間」を四月四日～九日に設定、この週に最大限の回答促進・引上げをめざしたストライキ集中体制をとる。民間単産を中心に各組合は条件の許す限り最大限の努力でこの期間中に行動を集中させ、〝春闘相場〟の事実上の押し上げを決意した闘いとして共闘を強化する。その他の組合も、産業別独自の諸要求をもってこの集中体制に可能な限り参加して闘いを盛り上げる。

(5)ひきつづき四月一一日～一六日を「第四次集中行動期間」、四月一八日～二三日を「第五次集中行動期間」、と想定し、回答水準の押し上げと〝相場確定〟さらには〝上積み回答ひきだし〟の闘いとして位置づけ、共闘戦術の調整をはかり、総がかりの強力な闘いを組織する。

「一兆円減税」で画期的成果

「三〇〇〇万署名運動」の盛り上がりのなかで、広範な勤労国民の期待を集めてたたかわれてきた「一兆円減税」実現のたたかいは、野党五党の結束した力の前に自民党がついに譲歩し、三月九日の与野党の書記長・

幹事長会談で、野党要求を基本的に受け入れるという成果をかちとった。この会談で合意をみた点は、①減税の追加三〇〇〇億円、②社会保障支出六二八億円、③歳出予算の修正、④五三年度予算での不公平税制の是正などである。これは「戦後三〇年の議会史上画期的な成果」（成田社会党委員長）といえるもので、その成果は高く評価される。

与野党の書記長・幹事長会談で合意をみた内容はつぎのとおり。

(1)所得税減税は三〇〇〇億円を税額控除方式で上積みする（野党案なら、夫婦子二人の四人世帯で一万五〇〇〇円程度となる）。五一年度実績で計算するため六月実施も可能である。減税総額は政府案の三五三〇億円と合わせると六五三〇億円となる。なお、追加分の減税は一年の議員立法でおこなう。財源は政府の責任で確保する。

(2)社会保障給付金は改善の二カ月の繰り上げ実施ないしモチ代や就労日数などの増額のかたちでおこなう。均衡上、野党要求に加えて厚生、船員、国民年金、恩給、援護も加える。その支出額合計六二八億円は予備費でまかなう。これにともなって歳出予算の修正を政府の手でおこなう。

(3)財源は赤字国債の増発と新規の増税は極力避けるが、野党要求の八項目の財源対策のなかの税の不公正是正は五三年度予算に反映させるよう全力をあげる。

この与野党合意をうけて政府は一〇日の衆院予算委員会の冒頭、つぎのような政府見解を示した。

【減税と社会保障に関する政府見解】

1　減　税

(1)三、〇〇〇億円の追加減税を行なう。

(2)方式は税額控除方式を採用する。

(3)所要の法案は一年限りの議員立法とし、詳細は大蔵委員会に委ねる。

(4)これに伴う財源措置については政府において対処する。

2　社会保障

(1)福祉年金、恩給等の改善時期を二カ月繰り上げる。

(2)生活保護被保護者、各種社会福祉収容施設の入所者及び失業対策事業対象者についても上記(1)に準じた措置を講ずる。

(3)以上の措置に要する経費約六三〇億円については予備費の修正減額により賄うこととし、予算を政府修正する。

この結果、減税総額は七一五八億円となり、野党が一致して要求してきた一兆円に近づくとともに、政府・自民党が最後まで抵抗した予算修正にも応じさせたうえ、野党要求の非納税者への特別給付金の支出もかなりの前進をみた。全体としては不満足な点を残しながらも野党や春闘共闘会議がめざした、①インフレによる負担の調整、不公正の是正、②景気刺激のねらいは、かなりの程度実現することとなった。しかし低所得層への配分や財源確保対策、地方財政対策の不確定性など、なお残された問題点があり、予算および関連法案のたたかいも残されているため、今回の合意に拘束されることなく、ひきつづいて追及を継続することを野党各党は確認した。

なお減税署名は、四月一五日の最終集計で九五八万人（春闘共闘の受けもち二〇〇〇万で、達成率約五〇％）に達した。

7　春闘の本格的展開

春闘共闘・第三回総会（三・一一）――「決戦への戦術構想」を確認

春闘共闘は三月一一日、第三回総会をひらき、①減税闘争はいちおうのメドがついたので、こんごの生活制度闘争は国民的要求としての「健保改悪阻止と国鉄再建・運賃値上げ反対」「独禁法と中小企業分野法の成立」「地方財政確立」など、労働者要求としての「雇用・失業保障」「最低賃金」を主目標としてすすめる。②賃金闘争では四月四～九日の第三次全国集中行動期間中の四月八日を全国統一行動日とし、二四時間の統一ストを配置して〝賃上げ回答水準の追い上げ〟と〝産業別政策要求の実現〟をめざす。③ひきつづき四月一一～一六日の第四次、同一八～二三日の第五次集中行動期間に波状ストを集中させ賃上げ闘争の決着をはかる。④十分な回答を得られないときは第六次以降の集中行動期間を設定する、ことを中心とした「七七国民春闘・決戦段階にむけての闘争体制強化と戦術構想」を満場一致で確認した。

会議の討論のなかでは、「春闘共闘の指導体制を強化せよ」（動労）、「四月八日の統一ストの目標から国民的制度要求を外した理由を明確にせよ」（全電通）などの意見が出された。これにたいし、富塚事務局長は、①単産の自主性を尊重しながら全体の闘争力を強める方向で指導を心がけている。②四団体・四野党の共闘を大事にしたかうことにしたが、健保法改悪などのヤマ場にはストを含む統一行動で頑張りたい。状況に対応して効果的なたたかいをくむことが必要だ、と答えた。また槇枝議長も「各単産は産別自決の方針にそって闘争力を強化してほしい。春闘共闘としては、産別自決の力をいかに統一し、集中させるかについて十分、指導力を発揮するつもりだ」と指導体制強化について決意を表明した。会議の最後には、私鉄総連の吉岡書記長が立ち、「私鉄の任務・役割は十二分に理解している。持てる力を発揮するようがんばる」との見解を表明した。

春闘共闘・第二次全国集中行動（三月二二日～四月二日）

春闘共闘・第三回総会で確認した「決戦段階にむけての闘争体制強化と戦術構想」が明らかになったなかで各単産・地方共闘の春闘態勢が確立されていった。三月一五日、公務員共闘は、第二次統一行動として各県公務員共闘がいっせいに行動展開をはかった。また三月一四～一五日の二日間、全国一般が全国動員による総決起中央行動、三月一八日、全国金属が中央行動をそれぞれ労働・厚生・通産など政府当局、経営者団体等にたいする要求行動として展開した。その他、全交運の「交通政策要求決起集会」（三・一七）、食糧懇の「食糧自給確立、農林漁業を守る春闘決起集会」（三・二三）、交運・公労協・公務員共闘の「スト宣言中央集会」（三・二五）、全国一般など中小労組を結集した「中小労組統一行動デー」（三・二五）、春闘勝利青年婦人総決起集会（三・二六）、中立労連春闘決起集会（三・二九）、春闘共闘・健保共済改悪阻止、医療保障確立、国鉄運賃値上げ反対国会行動（三・二九～三〇）、マスコミ共闘中央総決起行動（三・三〇）、化労協春闘総決起集会

（四・一）等が連続して組織された。そしてこれら一連の大衆行動の高まりのなかで先行単産の統一スト、地域共闘の統一ストを中心とした集中行動（三・二九～三〇）が展開され、春闘本番の火ぶたが切られた。

この「第二次集中行動」では、春闘はじまっていらい最大規模の「地域統一闘争」、集中態勢が組まれた。地域別最賃改定、雇用失業保障、医療制度・老齢年金改善等の社会保障、県民要求等を掲げた地域・国民春闘は、三月二九～三〇日に集中して、統一ストを中心にして地域統一闘争を展開した。道府県春闘共闘で地方ブロック別に統一と協調をはかりながら統一ストを設定したのは、全国三二道府県であったが、四国四県など地域別最賃改定の交渉で「四月諮問」を確約させたことによりストを回避したほかは、北海道、青森、岩手、宮城、秋田、山形、福島、群馬、新潟、長野、富山、石川、大阪、兵庫、岡山、広島、山口、鳥取、福岡、佐賀、熊本、長崎、大分、宮崎、鹿児島、沖縄の二六道府県が三〇分～二時間の地域ストを決行、この地域スト参加人員は一一一万七八一〇人となった。また、東京など一五都府県が一斉に統一交渉、決起集会など大衆行動を組織し、四月闘争の前段の節としての行動を盛り上げた。

民間先行組合への回答状況

賃上げ要求の指定回答日を三月中～下旬に設定した民間先行単産は、産業別統一ストを中心に地域統一闘争集中に合わせ、それぞれストライキに突入した。すなわち、新聞労連（三・一七第一波、三・二四第二波）を皮切りに全国金属（三・二九、二時間スト）、全国一般（三・三〇、二時間以上）、全港湾（三・三〇、半日スト）、医労協（三・三〇、統一スト）、マスコミ共闘（新聞、出版、民放、日放労、全印総連など）二～一二時間の統一スト、地域共闘の統一スト、

春闘共闘・第三次全国集中行動（四月四～九日）

押し上げを決意した民間単産の、条件の許す限りの最大限実力行使の集中態勢」という位置づけのもとに、この週を設定し、とりわけ四月八日を「全国統一行動日」とし、民間と連帯した公労協、公務員共闘のたたかいを合わせ、総がかりの態勢を形成した。

春闘共闘は四月闘争決起の結節点として、四月六日「七七国民春闘要求実現・スト集中体制確立四・六中央総決起大会」を開いた。集会には二万人が参加、「自らの要求は自らの力でかちとろう。たたかわずして産別自決はありえない」との槇枝議長のあいさつ、社会党、共産党の激励・連帯あいさつのあと、公労協、公務員共闘、民間共闘の代表が、それぞれ闘争決意の表明をおこなった。ついで「沖縄基地確保法を粉砕し、地籍確保法を要求する決議」を採択、大会宣言を発表した。また、多くの地方共闘でも決起の統一的大衆集会が実施された。

この週に単産統一ストとして設定をはかった実力行使の集中を中心に、三月末からの実力行使反復の組合を含め、民間では、全金、全造船、合化、紙パ、化同、全自交、全国港湾、観光労連、鉄弘労、全倉運、検数労、国鉄共済労、新聞、全印総連、日放労、出版、民放、広告、映画、全国一般、医労協、全農協、繊維、全木労、日赤、生協、全電力、電通共闘、ホテル労連、全労金、地銀連、全国建設、政労協の三三単産が四月八日を中心にこれをはさんで実力行使を集中し、全電線、機産協、食品労連、全国ガス、全日塗、炭労などが時間外拒否、決起集会などの統一行動を組織した。

公労協は、民間支援と自らの有額回答引き出し、スト処分反対、政策要求をもって二四時間統一ストを決行、公務員共闘も四月六～七日の第三次中央行動を設定するとともに、四月八日には自治労、全水道、都市交が統一ストを決行した。全交運もストライキを中心に貨物共闘の安全輸送闘争を統一行動日に組織し、集中態勢の盛り上げをはかった。

この実力行使集中態勢のなかで、全金は一万五〇〇〇円以上四六万五〇〇〇円以上五七組合を含め、一万二〇〇〇円以上一〇二組合をはじめとしてマスコミ共闘が各単産とも二ケタ賃上げを追い上げ無期限ストの拠点組合で追い上げる合化でも一万五〇〇〇円以上九組合、ホテル、観光労連が、先行拠点組合方式で二ケタ水準を確保、全港湾、医労協、全海連（外航）の回答引き出しも前進をみた。

事後対処方式を採用して注目された私鉄総連の指定回答日が四月五日に設定され、一万一五〇〇円（七・九%）がしめされた。私鉄総連は、「労使自主交渉―自主解決路線」にたいする資本の対応として一定の評価をしつつも、この回答を拒否、ただちに争議予告をおこない四月七日よりスト権投票に入った。

春闘共闘・第二回戦術調整委（四・八）――決戦実力行使集中体制の確認

春闘共闘は、「決戦段階」のさらに緊密な意思統一と集中体制の強化、より有効な共同闘争の展開のために、四月八日第二回戦術調整委員会を開催した。委員会は、富塚事務局長の報告・提案にもとづいて討議し、資本の低水準押えこみの意図を総力戦で突破していくために、すべて

の組合が自力闘争態勢をもとに強力な実力行使を集中させていく基本方向について確認した。

【確認事項】

1　春闘共闘会議の三役側は、「政府・資本の賃上げ率一ケタ押え込みの意図を粉砕するため闘いぬく」との決意を表明し、戦術とともに確認された。

2①賃上げ以外の諸手当で上積みをはかる場合には、各単産・単組とも春闘共闘に正確に報告し、全体の水準引き上げの波及効果を高める。

②確認された戦術に基づいて、各単産は組織体制について綿密な内部の意思統一をはかって対処する。

【確認された決戦実力行使集中体制】

第三回総会（三・一一）で確認した「決戦段階にむけての戦術構想」を受けつぎ、「第三次全国集中期間」の闘いをふまえ、以降の闘いを次のような集中体制を中心として、強化する。

(1)四月上旬の闘いをうけ、「第四次全国集中期間」（四・一一～一六）は、四月一三日に設定された〝金属労協〟関係組合の回答指定日を前後して集中追い上げをはかり、最大限のストライキ態勢に入ることとする。その節目として、四月一五日を中心に全体のストライキ集中体制として民間単産の実力行使集中、公労協の有額回答ひきだしの統一スト、公務員共闘の第一波統一ストを配置、官民総結集で追い上げをはかる。

(2)一六日以降、私鉄（四・一六～一七第一波四八時間ストを配置、四・一七国労・動労が戦術配置）を中心とする交運集中体制を軸として、「第五次全国集中期間」（四・一八～二三）に闘いを連続させていく。この時期を春闘共闘全体としての決戦段階に位置づけ、民間単産は、第四次集中の追い上げをさらに発展させて相場の押し上げをはかる集中決着をめざし、また、交運（私鉄第二波四・二〇～二一、四八時間スト配置を中心に）、公労協（四・一九以降決戦体制の戦術配置）、公務員共闘（四・一九以降第二波スト配置）が集中実力行使の体制を組んで、相場の押し上げと確定をはたしていく。

(3)健保改悪案、国鉄運賃法案の国会上程に抗議し、廃案要求を目標にかかげ、四月一五日中心の賃金闘争の集中体制に結合して統一行動を設定し、ストライキを中心に大衆行動を全国的に組織し、国会にその意思を反映させる。健保、国鉄等重要法案の国会審議のヤマ場は、四月下旬～五月にかかることが想定されるので必要に応じ、統一行動を配置して追求する。

(4)地方・地域共闘は「全国集中期間」に合わせ、三月下旬の地域統一闘争を発展させ、生活制度要求の継続的な追求とともに地場中小労組の賃金闘争を包む地域共闘を全国的に強化し、地域相場を確定させる闘いの発展をはかる。

(5)以上の闘いでなお満足すべき回答とならない場合、四月二五日以降月末にかけ「第六次集中体制」を組み、最大限のストライキをもって闘いをすすめる。

金属労協・集中決戦体制と〝歯どめ〟論議

昨年より電機労連を集中決戦体制に含めた金属労協の動向は、春闘相場への影響力、春闘決戦の時期、戦術への影響と相まって、今年も注目を集めていた。とりわけ、今年は鉄鋼の業績が悪化し、反対に自動車、家電では好況を迎え、その格差が目立っていた。そこで、論議の焦点となったのが、「合意基準」とか「妥結水準」といった表現で、電機、造船から提起された金属労協内の〝歯どめ〟設定の問題であった。これにたいし鉄鋼は、〝歯どめ水準に到達しない回答が示された場合、闘争体制をどう確立すべきか〟という難問をかかえるだけに、歯どめ論議への参加は慎重であった。だが結局、金属労協の集中決戦、ひいては民間主導の定着といった今後の運動路線への配慮から、鉄鋼もこの論議に参加することとなった。具体的には、五日の私鉄回答（一万一八〇〇円）、自動車（一万一五〇〇円）につづいて六日に出された造船（一万二〇〇〇円）の

一次回答を受け、七～八日の金属労協・戦術委員会で、一三日の金属集中回答にむけての「妥結基準」についての協議の結果、つぎのような最終確認がおこなわれた。

▽昨年の妥結水準を上回る獲得に向けて、交渉を追い上げる。

(注)①妥結水準とは率ならびに額の意である。

②率では昨年の獲得率を上回る。

③額では一万三千円以上を獲得する。

この最終確認にそい、一万二八〇〇円といわれていた鉄鋼をはじめ、上積みの努力が確認された。

金属労協・集中回答（四月一三日）

鉄鋼、造船、自動車、電機の大手経営者は、金属労協が設定した集中回答指定日の一三日に、定昇込みで昨年妥結額プラス一〇〇〇円を基準とした一斉回答をおこなった。それによると鉄鋼はベア九八〇〇円、定昇三二〇〇円、計一万三二〇〇円、八・五%、造船はベア九八〇〇円、定昇三三〇〇円、計一万三一〇〇円、八・六七%アップとなり、自動車も一万三〇〇〇円を基準に九・八%から一〇%前後に集中している。一方、電機は関西家電の二ケタ台回答をのぞき、一万二二〇〇円台、九・五%に集中しているが、業績不振の安川はゼロ回答。この集中回答にたいし金属労協は同日の戦術委員会で、「集中回答で相乗効果を高め得た」と判断し、「率では昨年獲得率を上回る。額では一万三〇〇〇円以上」を内容とする妥結基準に達した組合は集約手続きをとることを確認、各単産とも一部組合をのぞき妥結に向かう方針を決めた。

この金属集中回答で鉄鋼、造船は組合側がめざしていた年度間物価上昇率の九%台に乗らなかったが、宮田金属労協議長は「九%には到達しなかったが、実質賃金の維持は総合的に判断していい」と述べており、「金属労協として妥結基準などを議論できるようになったことは評価できるし、七七賃闘対策民間労組会議に一一単産がまとまったことも、集中決戦に陰に陽にプラスになった」と、今年の集中決戦を評価している。今年の金属労協の集中決戦は、その軸となる鉄鋼の業績が最悪の状態で、鉄鋼を他の三単産が包んでどこまで水準引き上げをはかるかが集中決戦の戦略目標であった。その意味からすれば、額で昨年を一〇〇〇円上回ったうえ、率も昨年なみを確保できたことは〝相乗効果〟があったと評価できよう。同時に自動車、家電のなかには「もっと取れるものを低く抑えられた」との不満がないではないが、単年度ごとに業績の好・不況で賃金を決めるより、「金属労働者の賃金水準を平準化」する方向で、同一水準の回答を引き出す方が長期的にはプラスになる、との考えもあり、低成長下の賃金決定のあり方が問われた。さらに、今年の場合、当初は企業業績重視型の企業連ペースで賃金闘争をすすめる動きもみられたが、最終的には日本の労働運動における金属労協の比重、とくに労使関係の正常化へ向けての宮田体制の役割などを考慮して、金属四単産の主張を最大公約数として集約した妥結基準を経営側も重視し、企業業績を超えて「労使関係の安定」への配慮をおこなった。

春闘共闘・第四次全国集中行動（四月一一～一六日）

この週の集中態勢は、春闘相場形成に重大な影響をもつ金属労協の集中決戦（四月一三日指定回答）をはさんで、まさに総資本対総労働の最大の攻防戦となって展開された。春闘共闘傘下各単産は四月一五日を中心として全体としての集中ス

トを決行した。民間では、全金、全造船、全伸銅、合化、食品、紙パ、化同、全日塗、私鉄、全自交、全港湾、観光労連、全自運、全倉運、検数労、新聞、全印総連、日放労、出版、民放、広告、映画、全国一般、医労協、全農協、電通共闘、政労協、全鉱、繊維、全木労、全電力、生協、ホテル、全信保労、全証労協、地銀連の三六単産が実力行使を展開、その他の単産も時間外拒否などを含めた統一行動を組織した。公労協は、二四時間統一ストを配置、それぞれ拠点支部を設定してストに突入、公務員共闘も、自治労、日教組、国公労連、都市交、全水道、日高教（二組合）の七単産が二九分から二時間以上の統一ストに突入した。こうして、スト突入単産は、民間三六、公労協九、公務員七の計五二単産におよんだ。

第二波の官民統一ストがたたかわれた四月一五日夕、国民春闘共闘会議は東京・明治公園に一万八〇〇〇人の組合員を結集、「春闘勝利・健保改悪阻止・国鉄運賃値上げ粉砕中央決起集会」を開いた。集会では槇枝議長が「一三日に出された鉄鋼などへの回答は消費者物価にも満たないものだ。JC回答を乗りこえて一ケタでは絶対に妥結せず闘いぬこう」とあいさつ、社共両党代表も春闘を激励し、値上げ二法案阻止への闘争決意を表明した。このあと二ケタ水準の達成へ向けて賃上げ闘争をたたかいぬく決議と二法案阻止の決議を採択、新宿・渋谷の二コースに分かれて夜の都心をデモ行進した。

私鉄総連の決着

今年、団交重視の事後対処方針に切り替えた私鉄総連は、四月五日の回答（一万一五〇〇円）を不満とし、七日からスト権投票に入っていた。そして、「第四次集中行動」のなかで、民間の集中に合わせ、交運、公労協と連携し、相互作用で賃上げの追い込みをはかるため、私鉄総連は四月一六～一七日（大手四八時間スト、中小は一七日二四時間スト）、第二波・四月二〇～二一日四八時間ストの実力行使を配置、これと連帯した国労・動労の四月一七日（首都圏、関西圏の国電）二四時間ストの配置を背景として、大詰めの交渉が展開された。

四月一五日、中央集団交渉は進展のないまま、一六日大手組合はストに突入するなかで、「賃上げ一万三三〇〇円（九・二%）、臨時給は前年同月数、解決一時金一人平均三万円」の回答があり、「経営改善計画実施」を条件につけてきた京成電鉄をのぞき、大手は事態の集約を確認し、一六日午後三時半スト中止を指令した。中労委にかけず、自主交渉での決着は、六八年にあったが、久しぶりのことであった。また、同じ四月一六日、三公社五現業当局は、公労協各組合にたいし、加重平均七六四〇円（五・一三%）定昇込み一万一〇四七円（七・四一%）の回答を出した。公労協はこれを拒否、四月一九日以降総力をあげてたたかいぬく意思結集をはかった。

春闘共闘は、「私鉄回答は実質二ケタ」であるとの富塚事務局長談話を発表、今後他産業の回答追い上げに有効に活用していくことを訴えた。

公労協、公務員共闘の決着

公労協、公務員共闘の各組合は、「四月一九日以降決戦態勢」をもってたたかいを組織した。公労協九組合は、一九日を起点にそれぞれに合わせ、四月二〇日第二波、四月二二日第三波のスト配置で対政府・人事院交渉を追いこんだ。

四月一八日、当局側は一方的に公労委に調停を申請、公労協は政労交渉で「民間賃金動向の見方」と、「仲裁裁定完全実施」の確約

を中心に詰めていくなかで公労委合同調停委員会が発足、同日夜から公労委の事情聴取に応じた。このなかで、公労協は、公労委の調停委員会発足のなかでも最大限の粘りを発揮、低額抑えこみをはね返す体制でこれに対応、決戦ストに突入した。四月二〇日午後三時、公労協拡大共闘は、最終案としてしめされた平均一万三六〇六円、九・一二%の解決案について検討、以下の意思統一で事態の収拾をはかることとした。

①九・一二%最終案は、消費者物価上昇にもおよばない不当なものであり納得できないので拒否する。

②本日いっぱい抗議ストを続行する。（当局交渉などの経過によっての組織対処は各組合で自主的に処理）

③公労委調停委員長見解は出させない。

④仲裁移行に当たっては、仲裁委総会に出席し、労働側委員より四・一八政労交渉における「仲裁裁定完全実施」の確認にたって主張すべき点を主張する。

公労協と結合して統一ストを決行した公務員共闘は、総理府・人事院との交渉を決戦段階の詰めとして強力に展開し、情勢の進展とともに、政府回答を確認、一定の前進とみてストを中止した。第二波（四月二〇日）に突入した組合は自治労、日教組、都市交、全水道の四組合である。このなかでとくに自治労の統一ストにたいし、長崎をはじめ各地で弾圧の攻撃がかけられており、これにたいする反撃がはげしくたたかわれた。

【七七年四月二〇日総理府総務長官交渉（発言要旨）】

（給与改定について）

本年度も昨年度に引き続き極めて厳しい財政事情の下にあるが、しかしながら、公務員の給与改定については、組合が民間や三公五現と同程度の改定を期待する気持はわかるので、人事院勧告を尊重するという建前で今後も引き続き官民格差の是正に努力する。

（早期支給について）

早期支給については、勧告直後の国会で、諸条件を勘案して給与法の改正ができるよう努力する。なお、この問題の制度上の改善については、引き続き検討する。

（地方公務員の給与改定について）

国家公務員について給与改定が行なわれた場合においては、地方公務員についてもこれに準じて配慮されるべきであると思うので、自分からもその旨充分自治大臣に伝える。

（週休二日制について）

週休二日制については、試行に至った趣旨をふまえ、試行終了後その結果についてあらためて関係閣僚懇談会において鋭意検討する。

【七七年四月二〇日人事院総裁交渉】

（給与改定について）

1　公務員の給与改定については、公務員の要求、生活の実態を考慮し、七七春闘での民間の給与改定を正確に調査し、それに基づいて改善に努力する。

2　事務総長段階で協議してきた事項については、総裁としても確認する。

（週休二日制について）

1　週休二日制については、試行は本格実施を前提とすることを基本理念とし、今後も前向きに検討する。

2　具体的には、民調での民間と公務員の休日数の比較、並びに試行後の状況等をふまえ対処する。

民間労組の追い上げ――春闘共闘・第五次（四月一八～二三日）、第六次（四月二五日以降）全国集中行動

私鉄大手（京成をのぞく）の妥結とともに、四月一七日の国労・動労の国電ストは中止されたが、私鉄では京成が四八時間ストを打ち抜き、また多くの中小労組が一七日の二

四時間ストをたたかい、大手なみ回答の引き出しで追い上げた。こうして「第五次集中行動」は、私鉄・交運をはさんで、「第四次集中行動」に連動して、多数の組合が最終決着をめざすたたかいの集中態勢とし、また公労協、公務員共闘の決戦の最終場面の設定としてたたかわれた。この週に実力行使を集中させた単産は、電機、全金、電線、機産協、全造船、全伸銅、合化、食品、紙パ、化同、石油、全日塗、私鉄、運輸、全港湾、観光労連、全自運、全倉運、全海連、検数労、国鉄共済、自運労、日航、新聞、全印総連、日放労、出版、民放、広告、全国一般、医労協、全農協、電通共闘、政労協、炭労、全鉱、繊維、全商社、生協、ホテル、全信労、全相銀連、全労金、地銀連が、また「第六次集中行動」には、以上の単産各組合とともにゴム共闘、全自交、鉄弘労、映演共闘、全皮労連などがストライキに突入した（スト突入＝民間四九、公労協九、公労員四、計六二単産）。

「第五次～第六次」の集中態勢のなかで、とりわけ、私鉄回答後の「第五次集中行動」を中心にして、民間各組合の賃上げ回答の追いこみにより、前進的な成果をあげていった。四月二六日の時点での回答集計によれば、一万二〇〇〇円以上は二七六五組合で、これは昨年同時期（四・三〇）の二一一二組合を大きく上回るものとなった。また多くの単産が、主要組合を中心に賃上げ率二ケタを確保していったが、一万五〇〇〇円以上の回答組合数を多く出したところは、全金一〇六組合、合化二〇、食品二二、化同二六、全港湾六五、新聞三九、出版一二二、民放六三、全国一般一二〇、医労協四七、農協四一、などがあげられる。コンピュータ集計では、回答九七五組合で加重平均一万二五三五円、八・七%、妥結六六五組合一万三三四七円、九・七%（四月二六日現在）となっている。

今次春闘では、多くの単産が産業別自力闘争のかまえを強めて対処するなかで、主要拠点組合先行方式の採用など工夫をこらした統一闘争を展開し、その強化策として、賃上げの妥結水準（歯どめ）を設定して追いこみがかけられていった。

四月末段階の未解決組合の状況では、組織の大半を五月闘争に移行する状況におかれたのは、合化、セメント、全自交、全自運、全海連、民放、映演総連、医労協、全鉱、繊維、全木労、全漁労協、全靴、生保、商社、生協、損保、銀行、証券、信託の各組合である。合化労連は、当初から「四月決戦では、①一ケタ水準を打破し、二ケタを確保するたたかいに全力をあげ、②条件のあるところは一二%以上をめざし、③回答は相互に公開して相場の引き上げをはかる」旨を確認、その歯止め指導によって組合数にして組織の七〇%が五月闘争となった。

なお私鉄大手の京成電鉄は、四月二九日からの第三波四八時間ストに突入するなかで、四月三〇日、賃上げと合理化問題を区分し、合理化問題について当初の人員削減案を縮小させるとともに、希望退職者募集を撤回させ、賃上げについて大手回答と同額回答が見込まれるものと判断し、三〇日一二時をもってストを中止した。

春闘共闘・第七次（五月一〇～一四日）、第八次（五月一六～二一日）全国集中行動

七七年春闘の賃上げ闘争は、民間のかなりの組合が、連休後にたたかいをあらためてもちこしており、春闘共闘では、これら未解決組合をつつんで、五月一〇日から第七次、五月一六日から第八次全国集中行動に突入した。春闘共闘の調査では、六日現在、未解決組合を多くかか

えた単産は、合化労連、全国セメント、全自交、全自運、映演共闘、医労協、炭労、金融共闘などで、いずれも七割から九割が妥結にいたっていなかった。中小労組が主体の全国一般も、約半数の一〇〇組合が未解決、その他でも合理化問題をかかえた全国金属の五〇組合が長期化の気配を示していた。

こうした状況をうけて、第七次、第八次全国集中行動が展開された。この集中行動では、五月一二日の全国統一行動日をはじめ、未解決組合をつつむ地域共闘の強化が目立った。東京春闘共闘は一〇日、春闘未解決組合への支援激励行動をくりひろげた。その他、この期間に、地方春闘共闘の決起集会、大衆行動がくりひろげられた。

他方、終盤国会の焦点になっている健保改悪や国鉄運賃再値上げなどの反国民的法案を阻止する院外の大衆行動を強めていこうと国民春闘共闘会議と東京春闘共闘は一九日を中央行動日に設定、午後に衆・参両院の革新政党代表を激励するとともに、夕方六時半から日比谷野外音楽堂に五〇〇〇人を集めて「健保改悪阻止・国鉄運賃値上げ反対中央総決起集会」を開いて気勢をあげた。集会冒頭あいさつに立った槇枝議長は、「政府・自民党は国会延期してまで値上げ法案成立を強行しようとしているがこの暴挙を許さず、独禁法や中小企業分野法、被爆者援護法の制定をめざして院内外の闘いをもり上げよう」と国民春闘の継続を強調、「大衆行動を積みあげながら参議院選挙の勝利を闘いとろう」とあいさつ。つづいて社会、公明、共産の各党代表が決意表明した。集会はこのあと、政府・自民党の沖縄地籍法強行採決に抗議し、基地撤去、安保廃棄をめざす特別決議と健康保険法改悪阻止、国鉄運賃値上げ粉砕、被爆者援護法の早期成立をめざす「五・一九制度改善要求をめざす特別決議」を満場の拍手で採択するとともに、全国の中小、地場、争議組合の春闘をつつんで最後まで七七春闘勝利へ奮闘しようと誓い合った。

こうして、地域共闘を軸に、五月中旬段階で大勢は収拾方向へ向かったが、業績不振にあえぎ、雇用・合理化がらみの中小労組では、前年にくらべてもいっそう解決が遅れ、六月にもちこされたところも多かった。逆に、地域共闘につつまれた当該組合の粘り強い闘争が前年にもまして強化されたともいうことができる。

8　同盟の七七年賃金闘争

同盟の七七年賃闘方針

同盟の七七年賃闘方針の基本は、前にふれた「賃金白書」に述べられている。すなわち、七七年賃上げ要求基準を、ベア一三%（定昇別）と設定、あわせて雇用拡大、定年延長、時間短縮等、雇用不安の緩和、安定成長のための機動的政策運営、インフレ抑制、中小企業対策などを要求し、「社会契約的立場」から、整合的な実現をめざした。

「闘争体制の強化」については、つぎの二点を軸に、飛躍的な強化を強調した。第一に、政策要求とも関連して、中央・地方・職場において、集会・デモ・ビラ撒き等の活動、情報の収集伝達・配布等の諸活動を一段と強化すること。第二に、中央闘争委員会の諸機能を充実しつつ、闘争のヤマ場に応じた先行組合の設定をはじめ、構成産別間の有機的・効果的な戦術調整を一段と強化すること。同

時に、他の民間労組との共闘体制を拡大し、民間主導・同盟主導のもとに、総力戦的な賃闘体制を確立することとした。

こうして、一月末の同盟大会を経て、賃闘も本格的に動きだした。とくに、この大会では、民間主導の賃闘推進のため、「賃闘連絡会議」の設置が提唱され、注目を集めた（本年鑑第二部Ⅱ「主要な労働組合の大会」参照）。

七七賃闘対策民間労組会議の発足

同盟大会で提唱された賃闘連絡会議はその後、若干のいきさつを経て、二月二八日、「七七賃闘対策民間労組会議」として正式に発足をみた。これに先立ち二四日の準備会では宇佐美ゼンセン同盟会長が座長をつとめ、天池全金同盟組合長（単産代表として出席）が経過報告をおこなったあと、竪山電機労連委員長が、①同盟が呼びかけるのでなく、民間労組の自主的参加という形をとってもらいたい、②あくまで賃金闘争の一年限りの連絡機関として戦線統一問題は扱わないことなど、参加に当たっての電機の方針を説明するとともに、二三日の電機、私鉄の三役による話し合いの経過が報告され、天池組合長からも「異存はない」との意向が表明された。

とくに電機が主張していた私鉄の参加については、私鉄三役の了承を得ていたが二六日の代表者会議で全金、全日通の参加条件をつけたため実現せず、二八日の発足会議にはナショナル・センターのワクを越えた鉄鋼労連、自動車総連、電機労連、造船重機労連、電労連、海員組合、合化労連、全化同盟、全金同盟、ゼンセン同盟、全機金の主要民間一一単産が参加した。

そして、この会議は、各単産の連絡・調整、賃闘情勢についての意見交換の場たることがめざされた（本年鑑第二部Ⅰ「労働組合の組織現状と組織運動」参照）。

同盟・賃闘回答状況（四月六日）

金属労協の集中回答（一三日）に先立つ四月六日現在の賃闘回答状況によると、妥結額では、一八組合で単純平均一万五三二一円、一二・九%、加重平均一万五三二一円、一二・一%であった。回答額は、二一五組合で、単純平均九七四七円、七・四%、加重平均は、一万一五七六円、八・一%となっていた。同時期の日経連調査（五日）でも、回答平均一万一三七一円、七・四%であり、やはり率で前年をやや下回っていた。このため、「額上げ、率下げ」の傾向が、金属労協の集中回答などを契機に、どのように推移するかが改めて注目された。

賃闘・四月中旬以降の決戦状況

四月一三日の金属労協集中回答を契機に、同盟賃闘も大きく前進しはじめた。もっとも、自動車、造船重機など、金属労協関係の大手などをのぞき、四月下旬ないしそれ以降にずれ込んだ単産もあった。また不況にあえぐ繊維関係では、〝ベア二段階実施〟も出現した。以下、若干の単産の交渉、妥結状況を見ておこう。

〔電労連〕　電労連（約一三万三〇〇〇人）は「最終決着が経営側の不誠意によって一八日以降にずれ込む場合には、実行行使を含む闘争をとること」を背景として上積み交渉を展開、一七、一八日にかけて一二電労に一万三八〇〇円（原電は一万二三〇〇円）、電労連ベースで八・一三%の回答を引き出し、妥結した。

〔全金同盟〕　全金同盟（約三一万五〇〇〇人）は一九日、常任中央闘争委員会を開き、これまでに中核組合を中心として獲得した一万三四七三円（一〇・三%）六六組合平均の妥結水準をふまえ、これ

を傘下全組合に波及、確定させるため、①一八日の週に解決をめざす組合は、物価上昇分を不可欠とし、二ケタ獲得をめざして強力なたたかいを展開する、②全傘下組合の解決目途を三〇日までとし、少なくとも物価上昇分（九・二%）以上を確保するよう、実力行使を含む強力な交渉を展開する、などを柱とする中闘委示達を発した。

〔ゼンセン同盟〕ゼンセン同盟（約四七万人）の綿紡三一組合などのCグループ（大手組合中心）は、一一日の第一波ストを背景に精力的に交渉をつづけ、二一日、綿紡大手七社平均賃金九万八六七九円にたいして賃上げ八三五〇円（八・四六%）、交替手当月額五〇〇円の回答を引き出し、妥結したのにつづいて、化繊羊毛なども相ついで妥結した。妥結状況はつぎのとおり（ゼンセン本部試算）。

綿紡大手七社七組合（東洋、大和、倉敷、敷島、日東、富士、オーミ）＝賃上げ八三五〇円（八・四六%）、交替手当月額五〇〇円、実施期四月度から二〇〇〇円（二・〇三%）一一月度から六三五〇円（六・四三%）上積み、交替手当五〇〇円。

化繊（東レ・旭化成・帝人）＝一万二四〇八円（八・二%）、実施期四月度から五・四%、一〇月から二・八%上積み。クラレ一万一〇〇円（八・〇%）、実施期四月度から定昇二七二七円、七八年一月度から八五七三円（六・〇%）上積み。三菱一万〇九五九円（八・〇%）、実施期五月度から定昇二・七八%、一〇月度から五・二二%上積み。東邦レーヨン九六七一円（八・四六%）、交替手当月額五〇〇円、実施期四月度から、定昇二三九一円（二・〇九%）、一〇月度から七二八〇円（六・三七%）上積み、交替手当五〇〇円。

羊毛紡績一四社一四組合＝九〇八円（八・五%）、交替手当月額五〇〇円、実施期四月度から三%上積み、交替手当五〇〇円。

羊毛染色七社七組合＝一万〇八一六円（八・五%）、交替手当月額五〇〇円、四月度から実施。

〔海員組合〕海員組合（約一六万二〇〇〇人）は外航部門で賃上げ三次回答一万三二〇〇円（定昇、乗船手当を含めた六項目賃金で六・六%）を不満として二三日正午から外航部門でのストを通告していたが、同日早朝のトップ交渉で、船主側が一万五五八〇円（六項目賃金七・八%）を提示したため、組合はスト中止指令を出し、この回答を受諾、闘争の収拾を決めた。この四次回答一万五五八〇円は、基本給九八四〇円（五・九八%）込みで一万四八六〇円（九・〇三%）定昇五〇二〇円（三・〇五%）であるが、諸手当へのハネ返り七二〇円を含めた六項目賃金では七・八%のアップとなる。また、一〇%増の要求をしていた航海日当は、昨年同様、旅費規定の見直しとして五〇〇円の回答を引き出しており、これを含めると一万六〇八〇円となり、六項目賃金で八・〇五%になる。

海員組合は外航部門で外航二船主団体と交渉をつづけてきた。その結果七日の平均一万一七〇〇円（同六・六%）の一次回答を皮切りに一八日には、一万三二〇〇円（同六・六%）の回答が出たが組合側はこれを不満として拒否。一八日に投票率五五%、賛成率八一・二三%でスト権を確立、二三日正午から三〇日正午までの一週間コンテナ船四〇隻、自動車専用船七三隻を対象に東京、横浜、名古屋、大阪、神戸など一一港で出航拒否ストを構えていた。組合側は「一万五五八〇円（六項目賃金七・八%）回答は要求にたいして決して十分ではないが現在置かれている周囲の情勢から受諾

する。また、航海日当の五〇〇円は、ベースアップの原資ではない」としている。交渉のなかで、船主側から船団の企業間格差（企業業績により、賃上げ額に差をつける）について提案があったが、組合は産別単一組織として従来の形を崩さないとして、これを拒否した。

なお外航部門にひきつづき、四月二六日内航一万三五〇四円（五項目定昇込み七・五%）、大型カーフェリー一万二六三五円（定昇込み乗船基本給八・六七%）、四月二八日、全内航一万二四一七円（定昇込み乗船基本給七・九%）、四月三〇日、漁船四部門①大型船固有船員一万五一六〇円（定昇込み乗船基本給八・七五%）、②遠洋トロール船固有船員一万一九八九円（同九・四六%）、③遠洋トロール船事業員一万〇二七八円（同一〇・六%）、④母船式事業員一万一五六五円（同九・七八%）の回答を引き出し妥結した。

この結果、海員組合は一二日、汽船部委員会を開き、五二年度汽船労働協約改定闘争について報告し承認を一二四人の賛成多数で可決した。

また、五二年度年間臨時手当要求について、①外航二船主団体および盟外の要求額は基準額（基本給の一・二倍相当額、家族手当、船機長手当、付加乗船手当）の五五割（夏季二七割、冬季二八割）相当額を基準とする、②全内航および盟外、基本給の一・二倍相当額（ただし船長は一・二五倍相当額）の五五割相当額を基準、とすることで満場一致で決定した。

9　七七年春闘結果と総括

賃上げ妥結状況

七七年春闘における賃上げ妥結状況を、各種調査機関別に掲げ、労働省調査（第121表）を中心にしつつ、若干の特徴点を以下に指摘しておこう。

まず労働省調べによって、民間における賃上げの状況を見ておこう（第121表）。平均妥結額は一万二五三六円、アップ率は八・八%で妥結額で前年を九四〇円上回り、率では同率となった。こうした傾向、すなわち額では前年を若干上回り、率ではおおむね前年なみという傾向は、日経連調査（第123表）、春闘共闘調査（第124表）、同盟調査（第125表）のいずれによっても、ほぼ同様である。

業種別にみると、労働省調べでは、商業（一一・五%）、水産・食料品（一〇・〇%）がアップ率二ケタ台に達している。日経連調べでは、ホテル（一二・一%）、民放（一〇・三%）、食品（一〇・〇%）が二ケタ台のアップ率に達しているが、同盟調べ、春闘共闘調べでは、単産別であり、それによれば、二ケタ台のアップ率に達した単産はかなり多い。

つぎに、規模別の妥結状況を春闘共闘調べ（加重平均）によってみると、一〇〇〇人以上で一万三〇七円、九・三%、三〇〇〜九九九人で一万二八二八円、九・四%、二九九人以下で一万三四二五円、九・八%となっており、額・率とも、有意な差は見られない。同盟調べ（加重平均）でも、一〇〇〇人以上で一万二八四五円、

第121表　労働省調査による民間主要企業の1977年春季賃上げ状況　（6月13日）

産業	調査企業数	平均年齢	現行ベース	要求額	妥結額	賃上げ率	参考（76年賃上げ状況）		
							企業数	金額	賃上げ率
	社	歳	円	円	円	%	社	円	%
民間平均	275	33.8	143,109	22,181	12,536	8.8	260	11,596	8.8
金属鉱業	6	40.0	137,517	22,833	12,162	8.8	6	11,546	8.7
石炭鉱業	3	40.8	145,552	—	12,977	8.9	5	13,445	9.2
水産・食料品	19	33.6	151,453	22,184	15,174	10.0	19	14,040	10.2
パルプ・紙	13	35.8	143,471	21,349	11,572	8.1	13	10,434	8.0
化学	49	34.0	149,621	23,086	13,575	9.1	48	12,082	8.8
石油製品	8	33.4	159,080	18,000	14,821	9.3	8	12,374	8.5
ゴム製品	4	31.3	137,839	21,779	12,254	8.9	4	11,153	8.8
セメント	5	37.7	146,204	20,327	12,096	8.3	5	9,591	7.0
鉄鋼	15	34.2	140,530	21,393	11,893	8.5	8	9,188	6.9
電線非鉄	6	32.9	134,441	21,665	11,964	8.9	6	10,928	8.8
機械金属	29	33.5	143,070	23,133	12,730	8.9	27	11,330	8.8
電気機器	28	31.6	134,102	21,446	12,116	9.0	27	11,008	9.0
造船	8	34.2	148,782	—	13,100	8.8	8	12,300	9.0
車輌	2	38.7	141,400	23,000	13,150	9.3	2	12,150	9.4
自動車	9	33.0	131,661	19,585	12,975	9.9	9	10,673	8.9
印刷	3	31.9	125,870	18,889	11,223	8.9	3	9,387	8.3
商業	10	28.5	130,036	19,600	14,893	11.5	5	16,824	13.1
陸運	18	37.1	147,517	25,006	13,289	9.0	18	12,211	9.1
電力	9	37.2	168,943	—	13,800	8.2	9	12,500	8.1
ガス	3	33.2	151,884	20,000	13,426	8.8	3	12,617	9.0
新聞・放送	6	36.5	177,677	37,355	15,537	8.7	5	16,027	10.1
繊維	22	29.7	117,912	18,967	5,140	4.4	22	8,226	7.7

〔備考〕 1） 調査対象企業は，原則として東証または大証第1部上場企業のうち，資本金20億円以上，従業員1,000人以上の企業であって，労働組合のある企業275社である。

2） 数値はすべて1社当たりの単純平均で要求額および妥結額は定昇込みの数値である。

3） 石炭鉱業（3社），化学（2社），石油製品（6社），鉄鋼（11社），造船（8社），商業（1社），電力（9社），新聞・放送（2社）の要求は，ポイント方式，標準労働者方式等でおこなわれたので，要求の平均額が不明なため，上記表の要求額の欄から除外した。

4） 鉄鋼（7社）は，前年に引きつづいて標準労働者（35歳・12年）で妥結（13,000円，8.5%）したので，上記表から除外した。

第122表　労働省調査による春季賃上げ状況の推移

年	対象企業	単純平均			加重平均(試算)		
		現行ベース	妥結額	賃上げ率	現行ベース	妥結額	賃上げ率
	社	円	円	%	円	円	%
1965	257	29,635	3,150	10.6	30,192	2,966	9.8
1966	257	32,095	3,403	10.6	32,485	3,244	10.0
1967	257	35,037	4,371	12.5	35,481	4,130	12.1
1968	258	38,800	5,296	13.6	38,925	5,274	13.5
1969	258	43,338	6,865	15.8	43,658	6,724	15.4
1970	257	49,503	9,166	18.5	49,042	8,910	18.2
1971	257	57,459	9,727	16.9	57,105	9,464	16.6
1972	254	66,243	10,138	15.3	64,330	9,920	15.4
1973	244	75,446	15,159	20.1	73,873	14,917	20.2
	(261)	(73,920)	(14,982)	(20.3)	(72,907)	(14,829)	(20.3)
1974	261	88,209	28,981	32.9	87,135	27,794	31.9
1975	265	116,783	15,279	13.1	114,164	14,715	12.9
1976	260	131,349	11,596	8.8	129,655	11,547	8.9
1977	275	143,109	12,536	8.8	—	—	—

〔備考〕 1)　加重平均は，原則として，対象企業の組合員数をウェイトとして算出した数値である。
2)　繊維は，74年から春季に賃上げ交渉をおこなうこととしたので，74年から調査対象に加えた。なお。73年の（　）内の数値は繊維を加えたものであり，74年に対応する数値である。

九・一%、三〇〇～九九九人で一万一五七〇円、九・四%となっている。いずれにしても、七五年に目立った一〇〇〇人以上規模にくらべ、額・率とも二九九人以下の落ちこみといった現象は姿を消している。

七七年春闘総括　七七年春闘総括は、賃上げについても、これまでの〝連敗〟を阻止できたかどうか、実質賃金を確保できたかどうかなどをはじめ、多岐にわたる論点を含んでいる。そこで、以下できるだけ紙面をさき、(1)春闘共闘（総評）の中間総括案、(2)同盟の賃闘総括、(3)公労協の中間総括案、(4)金属労協の総括のそれぞれ要旨を掲げよう（日経連の総括は本年鑑第三部V「経営者団体の労働政策」参照）。

【春闘共闘（総評）の中間総括(案)】

▽賃金闘争

要求の統一、産別自力解決などの努力目標は、結果的に労働四団体の要求の統一性を生み出し、春闘共闘の戦力化、春闘全戦線の構築に一定の成果をもたらすことができた。しかし、要求の統一性を追求するあまり、生活実感とのかかわりで要求づくりへの結集が不十分な面が出た。また闘争自体が防衛的になり、積極的・攻勢的な闘いに発展させることが不十分であった。さらに「産別自力解決の原則」が共同闘争との関連、その位置づけの理解が不統一のまま推移し、ねらいを十分に生かすことができない面があったことは否定できない。

一、春闘相場に大きな影響力を与える金属労協の集中決戦強化策は、電機が提唱する「妥結基準の合意」と「回答不満の場合の対処方針」を中心に検討。具体的には「前年度妥結水準以上を基調」とする妥結基準が合意され、主導産業の鉄鋼が厳しい環境下にあって金属労協全体の底上げに寄与したものと評価される。

一、私鉄総連が打ち出した「事後対処方式」は、春闘全体の戦術構想に影響するだけに注目された。この産別統一交渉機能強化の戦術対応のなか

第123表　日経連調査による77年春季賃金交渉妥結結果(最終集計)(主要企業)　(5月31日現在)

業種	1977年 社数	1977年 基準内賃金	1977年 要求額	1977年 妥結額	1977年 アップ率	1976年 社数	1976年 基準内賃金	1976年 要求額	1976年 妥結額	1976年 アップ率
	社	円	円	円	%	社	円	円	円	%
平均	313	145,031	22,498	12,797	8.8	309	133,138	23,978	11,775	8.8
鉱山	6	132,961	22,500	12,095	9.1	5	119,474	25,000	11,023	9.2
食品	21	149,644	21,442	14,920	10.0	20	134,825	25,661	14,022	10.4
生糸	5	102,259	17,161	8,743	8.5	5	91,891	13,180	8,594	9.3
紡績	10	103,180	17,667	4,812	4.7	9	94,025	11,950	6,430	6.8
化繊	7	140,077	21,085	7,388	5.3	7	128,857	17,314	8,379	6.5
紙パ	19	142,817	21,694	11,618	8.1	17	133,510	22,503	10,308	7.7
印刷	3	127,695	18,889	11,223	8.8	3	119,120	19,180	9,387	7.9
新聞	12	170,727	41,200	16,813	9.8	12	153,885	45,663	16,387	10.6
硫安	9	142,991	20,672	11,617	8.1	11	133,354	24,981	9,967	7.5
化学	41	151,274	23,419	14,049	9.3	39	138,013	26,969	12,809	9.3
ゴム	7	140,998	21,026	12,275	8.7	7	127,429	23,616	11,401	8.9
石油	9	164,407	25,722	16,212	9.9	9	149,094	(ポイント要求)	12,830	8.6
セメント	11	144,211	20,295	11,726	8.1	11	135,498	25,091	9,274	6.8
鉄鋼	16	151,076 (うち大手5社平均13,000円8.5%)	21,246	11,531	7.6	16	140,032 (うち大手5社平均12,000円8.5%)	21,192	10,375	7.4
電線	7	133,368	21,524	11,934	8.9	6	122,233	23,232	10,853	8.9
機械金属	23	147,430	22,995	12,334	8.4	21	136,034	23,635	11,294	8.3
重電機	13	131,217	20,633	10,729	8.2	12	118,729	19,933	9,712	8.2
通信・家電	14	126,826	19,594	12,567	9.9	14	115,154	19,241	11,854	10.3
自動車	17	137,485	20,444	12,789	9.3	17	125,727	19,104	11,011	8.8
車輌	4	149,317	22,650	12,963	8.7	4	136,219	21,000	12,050	8.8
造船	19	143,042 (うち大手8社平均定昇含約13,100円8.66%)	22,274	12,632	8.8	19	131,337 (うち大手8社平均12,000円8.68%)	24,384	11,663	8 9
商業	5	142,856	19,174	13,977	9.8	5	130,444	20,711	13,907	10.7
私鉄	12	151,348	25,167	13,375	8.8	13	136,868	30,154	12,269	9.0
通運	1	144,653	23,100	12,200	8.4	1	132,684	29,600	11,500	8.7
電力	9	168,629	21,811	13,800	8.2	19	154,682	24,611	12,500	8.1
ホテル	5	132,994	24,578	16,137	12.1	5	122,506	26,904	14,939	12.2
民放	8	186,970	(ポイント要求)	19,310	10.3	12	163,787	(ポイント要求)	16,796	10.3

〔備考〕 1)　調査対象は27業種326社。上記313社の妥結以外に13社が未解決。集計は組合員算術平均による。(ただし私鉄，商業は従業員平均)

2)　2段階，3段階賃上げの妥結額については年間12カ月平均にならし集計した。

3)　ポイント方式による妥結額は，平均に換算し集計。ただし鉄鋼各社の妥結は，標準労働者方式（35歳，12年）による。

4)　協力慰労金等の一時金は集計より除外。

5)　要求額平均は，民放等の年齢別要求を除く299社の平均である。

第124表　国民春闘共闘会議調査による単産別妥結

（1977年5月31日現在）

単産名	合計			1,000人以上			300～999人			299人以下		
	組合数	妥結額（円）	率（%）	組合数	妥結額（円）	率（%）	組合数	妥結額（円）	率（%）	組合数	妥結額（円）	率（%）
計（妥結のみ）	1,734	13,559	9.9	326	13,465	9.5	390	12,895	9.5	1,018	13,845	10.2
		13,262	9.4		13,307	9.3		12,828	9.4		13,425	9.8
計（回答と妥結）	1,866	13,453	9.9	339	13,503	9.5	410	12,852	9.5	1,117	13,658	10.2
		13,243	9.4		13,302	9.4		12,813	9.2		13,272	9.7
電機労連	131	11,080	9.6	49	11,959	9.5	44	10,790	9.6	38	10,281	9.4
		12,219	9.7		12,319	9.7		10,863	9.6		10,289	9.7
鉄鋼労連	43	10,838	7.3	22	12,250	8.2	13	8,972	5.9	8	9,989	7.0
		12,738	8.1		12,877	8.1		9,163	6.1		10,131	7.1
全国金属	148	12,347	8.2	21	13,479	9.2	66	12,319	8.4	61	11,989	7.8
		12,937	8.7		13,580	9.2		12,380	8.4		11,864	7.6
全電線	35	11,007	8.7	7	11,934	8.9	10	11,010	8.8	18	10,645	8.6
		11,745	8.8		11,946	8.9		10,905	8.8		10,712	8.5
全造船機械	34	12,061	8.9	8	12,311	8.5	6	12,567	9.0	20	11,746	9.2
		13,397	8.8		13,450	8.8		12,763	9.2		11,320	8.8
軽金属労連	9	10,957	8.1	4	10,373	7.9	2	11,661	8.3	3	11,267	8.3
		10,467	7.9		10,269	7.8		11,649	8.3		11,465	8.5
合化労連	136	13,798	9.6	31	13,886	9.3	33	14,387	10.1	72	13,489	9.4
		14,287	9.6		14,329	9.5		14,524	10.2		13,299	9.4
食品労連	133	12,173	9.8	19	15,205	10.2	17	12,456	9.5	97	11,530	9.8
		14,413	10.0		15,028	10.1		12,416	9.5		11,903	9.7
紙パ労連	54	11,057	8.2	6	12,325	8.4	10	10,933	8.1	38	10,822	8.2
		11,971	8.4		12,490	8.4		10,951	8.1		10,759	8.2
全国セメント	31	10,404	8.2	7	11,569	8.5	6	9,329	7.5	18	10,309	8.2
		11,230	8.4		11,689	8.6		9,335	7.5		10,515	8.3
全石油	28	13,549	10.6	10	14,645	10.3	6	13,019	10.0	12	12,902	11.4
		14,178	10.2		14,399	10.2		13,006	10.0		12,904	10.9
化学同盟	90	12,656	9.4	2	10,808	8.0	14	12,739	9.6	74	12,690	9.4
		12,410	9.2		10,788	7.9		12,787	9.7		12,767	9.4
全国ゴム共闘	22	10,643	8.4	5	12,011	8.6	7	10,417	8.2	10	10,118	8.5
		11,777	8.5		12,133	8.6		10,336	8.1		10,316	8.5
全国ガス	66	13,062	10.4	3	13,426	8.8	8	13,409	10.1	55	12,992	10.6
		13,342	9.1		13,365	8.8		13,371	10.1		13,224	10.2
私鉄総連	36	14,383	10.2	29	14,567	10.3	7	13,622	9.9			
		14,633	10.1		14,673	10.2		13,567	9.8			
全日通	1	12,200	8.4	1	12,200	8.4						
		12,200	8.4		12,200	8.4						
運輸労連	14	12,573	10.3	12	12,866	10.3	2	10,819	10.1			
		12,919	10.2		13,004	10.2		10,716	10.0			
全港湾	53	12,603	8.8	8	13,880	8.5	61	13,235	9.3	29	11,901	8.6
		13,388	8.7		13,686	8.3		13,440	9.2		12,374	8.8

第124表　国民春闘共闘会議調査による単産別妥結（つづき）　（1977年5月31日現在）

単産名	合計			1,000人以上			300～999人			299人以下		
	組合数	妥結額（円）	率（%）	組合数	妥結額（円）	率（%）	組合数	妥結額（円）	率（%）	組合数	妥結額（円）	率（%）
全倉連	26	13,282	9.4	2	13,943	9.4	7	13,796	9.8	17	12,993	9.3
		13,533	9.4		13,945	9.4		13,737	9.7		12,788	9.0
鉄弘労	1	13,171	11.0	1	13,171	11.0						
		13,171	11.0		13,171	11.0						
交通公社労	1	18,340	11.3	1	18,340	11.3						
		18,340	11.3		18,340	11.3						
新聞労連	69	15,480	11.1	8	16,087	9.6	12	19,488	12.0	49	14,399	11.1
		15,806	9.7		15,139	8.9		19,564	12.0		14,978	10.9
日放労	1	15,210	8.9	1	15,210	8.9						
		15,210	8.9		15,210	8.9						
民放労連	67	19,432	11.9				5	19,254	10.3	62	19,446	12.1
		19,614	11.2					18,691	10.1		20,015	11.7
全印総連	21	11,529	9.5	3	11,371	9.4	6	12,356	10.1	12	11,155	9.3
		11,601	9.6		11,569	9.5		11,926	9.9		11,262	9.3
出版労連	135	20,525	12.5	1	13,055	8.5	8	23,799	11.5	126	20,376	12.6
		21,159	11.6		13,055	8.5		24,491	11.6		22,437	12.6
映演共闘	10	13,335	11.1	2	14,945	11.7				8	12,933	11.0
		14,215	11.4		14,749	11.6					12,428	10.7
広告労協	24	13,085	10.6	1	24,970	18.4	4	12,715	9.8	19	12,538	10.3
		17,366	13.1		24,970	18.4		14,080	10.7		13,739	10.5
炭労	2	11,998	9.2	2	11,998	9.2						
		12,583	9.0		12,583	9.0						
全鉱	9	12,981	9.4	4	13,814	9.6	3	11,838	9.2	2	13,028	9.1
		13,571	9.5		13,802	9.5		12,412	9.3		13,298	9.2
全農協労連	36	13,237	11.0	4	13,344	11.1	19	13,453	11.0	13	12,890	11.0
		13,350	11.0		13,440	11.2		13,396	10.9		12,810	11.1
生保労連	5	13,605	9.3	5	13,605	9.3						
		13,885	9.4		13,885	9.4						
全窯連	26	10,795	8.6	5	12,378	8.9	11	10,553	8.8	10	10,269	8.3
		11,835	8.9		12,569	9.0		10,543	8.8		10,176	8.3
電通共闘	61	12,053	10.0	8	12,915	9.6	16	12,800	9.9	37	11,543	10.1
		12,883	9.7		13,173	9.5		12,800	9.9		11,693	10.1
ホテル労連	18	14,066	11.2	1	15,793	11.5	6	15,052	11.5	11	13,371	11.0
		14,877	11.4		15,793	11.5		15,043	11.6		13,837	11.1
全損保	9	16,281	9.4	6	16,547	9.1	2	15,622	10.4	1	16,000	9.5
		16,088	8.9		16,159	8.8		15,240	10.6		16,000	9.5
日建協	36	14,388	10.9	19	15,500	11.1	10	13,280	10.5	7	12,953	10.8
		16,332	11.3		16,755	11.4		13,476	10.6		12,994	10.7
全電力	3	13,800	8.2	1	13,800	7.9	1	13,800	8.2	1	13,800	8.6
		13,800	8.0		13,800	7.9		13,800	8.2		13,800	8.6
全国一般	41	13,572	9.6	5	13,465	9.3	5	12,757	9.4	31	13,721	9.6
		14,171	9.7		14,796	9.9		12,552	9.4		13,505	9.5
政労協	17	17,757	13.1	1	16,887	12.3	2	12,759	10.2	14	18,533	13.5
		15,124	11.4		16,887	12.3		12,962	10.2		16,559	11.6
医労協	52	14,245	12.0	1	14,060	12.2	6	14,496	12.9	45	14,216	11.8
		14,435	12.1		14,060	12.2		14,915	13.1		14,436	11.5

〔備考〕 1）「計（回答と妥結）」とは，5月31日現在における妥結単組および回答段階の単組を合わせて平均したもの。

2） 上段は単純平均，下段は加重平均である。

第125表　同盟調査による77賃闘妥結状況（最終集計）　（5月19日）

産別名	全報告組合		組合数	組合員数（人）	単純平均		加重平均	
	組合数	平均額（円）			妥結額（円）	率（%）	妥結額（円）	率（%）
全体計	2,309	11,371	1,694	1,447,463	11,403	9.4	12,679	9.2
ゼンセン同盟	656	9,984	462	316,850	9,894	9.7	10,619	9.1
造船重機労連	46	11,664	46	230,109	11,664	8.6	13,131	8.8
全金同盟	761	11,685	577	245,155	11,766	9.0	12,632	9.3
自動車労連	25	11,796	25	81,082	11,796	10.4	12,716	10.1
電労連	12	13,675	12	127,436	13,675	8.3	13,792	8.2
海員組合	1	14,281	1	33,055	14,281	8.8	14,281	8.8
全化同盟	239	11,940	225	76,387	11,845	9.4	130262	9.8
交通労連	211	12,935	92	42,286	14,081	9.8	12,729	9.5
一般同盟	249	11,503	160	48,199	11,327	10.5	12,784	10.7
紙パ総連合	16	12,336	16	26,478	12,336	9.0	12,803	8.9
三菱自工	1	13,100	1	22,202	13,100	8.67	13,100	8.67
全食品同盟	52	11,931	39	30,188	11,970	9.9	12,659	10.3
航空同盟	10	13,456	10	14,608	13,456	11.0	18,629	11.6
資源労連	11	10,240	11	3,036	10,240	8.4	10,872	8.4
全炭鉱	2	13,000	2	5,671	13,000	9.3	13,000	9.3
凸版労組	1	11,438	1	6,768	11,438	9.06	11,438	9.06
日本港湾	8	11,943	6	1,265	13,874	8.5	12,859	9.3
石油労連	4	18,616	4	2,783	18,616	11.3	19,349	11.4
民間計	2,305	11,367	1,690	1,313,558	11,398	9.4	12,565	9.2
鉄労	1	14,243	1	62,755	14,243	8.8	14,243	8.8
全郵政	1	13,330	1	57,000	13,330	9.4	13,330	9.4
日林労	1	13,618	1	14,000	13,618	8.7	13,618	8.7
電電労組	1	13,044	1	150	13,044	9.7	13,044	9.7

規模別集計（民間）

全体計	1,329	1,237,145	11,579	9.4	12,602	9.1
1,000人以上	194	1,013,632	12,338	9.4	12,845	9.1
300～999人	270	141,065	11,447	9.4	11,570	9.4
299人以下	865	82,448	11,450	9.4	11,372	9.4

〔備考〕 1）ゼンセン同盟の2段階賃上げ組合は，最終賃上げ額をもって集計した。
2）海員組合は，内・外航部門の合計。
3）規模別集計数字は，上表民間 1,690組合のうちさらに要求額・昨年妥結額の明らかなものについて集計した結果である。

でストを決行し、金属労協の相場を超え、実質二ケタ水準を確保し、全体の相乗効果を生み出した。

一、公労協は民間との連帯を図り、自らは自主交渉・自主解決路線に立って三波のストを決行、有額回答で条件付き（国鉄）を打破し、調停段階ではその前提として仲裁裁定完全実施の確約などを前進させ、決戦ストで粘り強く対応するなど、戦闘力を発揮した。

一、産別自力解決に基づいた各単産の戦術対応の工夫や努力、獲得水準の設定と追い上げ闘争など少なからず闘いに成果をもたらした。従来、とともすれば形式的な統一闘争をとることによって、むしろ〝もたれ合い〟を引き起こしてきたことから「産別自力解決」を基本において有機的な集中態勢をつくり出すために努力した結果、実質的に相互に作用し合う社会的相場形成としての共同闘争が実現した。

一、今次春闘を通じ、日経連をはじめ資本側が労資協調論に立つ「団交重視・自主決着」路線を歓迎し、「労使慣行の発展」と評価し、宣伝している。われわれの団交重視の理念は、高成長時代の闘争の安易性を克服するための要求づくりと団交重視であった。あくまで目的達成の手段としての交渉機能強化が労組本来の位置づけである。重視した団交の結果が大衆的に納得できない時には、ストの大衆的原動力を強めることを重視したからだ。したがって、要求や闘争（スト）と切り離してとりあげる資本の団交重視論とは本質的に違う。労組本来の立場を堅持してこそ、共同闘争の発展に寄与する道であろう。

一、妥結基準の設定と闘い方の問題では、企業や産業を越えた妥結基準の設定がもたらす社会的相場形成力とその相乗効果を、大きく評価すべきだ。しかし、それに対応する闘争態勢がともなっていなければ妥結基準の設定も低目にならざるを得ないし、底上げに機能するよりも抑制的になることを見ないわけにはいかない。今春闘の相場の押し上げは、自力解決を目指す各産別、大産別共闘の競い合いによるものであって、決して主要セクターだけの決定としてではなく、産別闘争の努力と闘いの連続・集中という総合要因に依拠している。そうした共通の努力と相互作用にもかかわらず、全体としての獲得目標（二ケタ）を達成できなかった事実は否定できない。その事実に立って、共同闘争強化の視点に立った産別の共通の責務としての闘争態勢が問われなければならない。

一、公労協の賃金決定も新たな段階を迎えた。〝民間賃金準拠〟の決定は、民間賃金決定メカニズムがどうあろうと〝準拠〟を絶対視することにより、民間との格差があるなかで公労協労働者の勤続年数や年齢構成など条件比較も不明確なまま賃上げ額を提示する不公平なものだ。公務員も、ストを背景に交渉で詰めてはいるが〝人勧体制〟により抑制されている。公正であるべき公労委が機能を喪失している現状をふまえ、人勧制度も含め、官公労働者の自主交渉、自主解決の現実的対処策が検討されるべき時期にきている。

一、千七百七十六組合の単純平均一万三千二百九十八円、九・七%、加重平均一万三千百十七円、九・三%（十日現在）の獲得水準は、要求からみれば極めて不満足なものであるが、実質賃金はほぼ確保されたといえよう。そのことは与野党勢力伯仲の政治局面を背景とするなかで、二年連続の低落傾向に一定の歯止めをかけ、内容と運動の両面で発展があった。

一、今春闘の特徴として、手当改定、解決一時金などの企業ドリフトが急増、また公表賃上げに上積みした非公開賃上げやプラスアルファが増えている。この要因の第一は、資本が春闘の名目賃上げ率を低目にするための方法であり、第二には労組の闘いが基準内賃金で相場を乗り越えるほど強くはないが、世間相場獲得に向けての一定の闘争力を発揮した結果だ。このことは賃上げが個別企業交渉であるための弱点として、また闘争力の実態の反映としてでもあるが、長期的にみると、相場自体の水準を低下させるし、相場の社会的性格を弱めることにもなり、今後とも十分に留意しておかなくてはならない。

▽制度闘争

一、減税実現のために春闘共闘は運動の中心を担って闘った。最終段階では追加減税実施の財源として、五十一年度末発行赤字国債の追加発行の法案を政府が提案してきたがこれを退けるなど、与野党伯仲の条件が最大限に有利に発揮され、真の意味での院内外共闘による成果をかちとった。

一、制度闘争は、ここ何年来の取り組みのなかで、部分的前進はあった

にしても、総花的に要求を掲げたまま、要求—交渉—獲得のプロセスと、それに対応する態勢も不明確であった。今回の減税の実現によって、国民春闘要求は単に政府・自民党政策の反国民性、反労働者性のアピールに終わらせるのではなく、運動を一歩前進させ、要求する制度や政策を具体的に実現させる現実性をもつものになったという意義は大きい、

【同盟の賃闘総括】

▽賃上げ結果

一、十九日現在、千六百九十四組合の単純平均は一万千四百三円、九・四%、加重平均は一万二千六百七十九円、九・二%で、七六年度消費者物価指数上昇率九・四%をわずかに下回るが、総体的にみれば、ほぼ実質賃金を確保しうる水準に達した、とみることができる。

一、実質経済成長率に見合う賃上げ、という日経連の主張は、まったく理論的根拠をもたないことは、現実においても完全に破たんした。

一、安定成長下の本格的賃闘として闘った今賃闘において、二年にわたる実質賃金の逓減に歯止めをかけ、明年度以降に向けて、実質賃金を確保し、さらに安定的に実質賃金を引き上げていくための足場をつくることができた。

一、妥結額の標準偏差は七六年度の二千七百七十円（平均値に対して二五・五%）に対し、七七年度は二千六百二十八円（同じく二二・七%）であり、総体的にみれば格差は若干縮小した。このことは相対的に業績の悪い企業の組合が、世間並み賃上げをかちとる上で成果を挙げたことを意味すると同時に、日経連の主張に反して、いぜんとして労使間に相場意識が強く作用していることを示すものである。

▽闘争経過

一、七七賃闘対策民間労組会議の結成、これによる金属労協集中決戦体制の一層の強化など、民間労組の結束が進み、一方公労協のスケジュール闘争が破たんし、共闘会議においても自主交渉による解決路線を求める動きが強まるなど、大局的にみて民間主導は一層強まり、その傾向は定着化したということができる。

一、今年度、われわれは先行・集中決戦、相場到達という梯団方式を打ち出したが、各産別・単組は経営側の結束、相互けん制の固い壁に直面しながら戦術設定に取り組み、一定の成果を収めることができた。多くの先行組合が四月五日までに一〇%を超える回答を引き出したこと、同盟傘下産別・単組が集中決戦に先がけて、一般の予想を越える一次回答を引き出したこと、集中決戦において昨年同率ムードを醸成したこと、それに続く各産別・単組がそれまでに形成された相場に前後する水準を獲得したことのなかに現われている。

一、公企体関係組合の賃闘は、有額回答を当初より早めさせるとともに、従来の形式的な低額回答を引き出し、公労委の調停作業を早期に進めさせるなどの前進を示した。

しかし、公労委の調停作業の過程において、政府等が調停作業に悪影響を及ぼすような動きをしたことは、公労委の中立性をゆがめるものとして関係機関・関係者が等しく糾弾されるべきである。

一、要求基準において他の全国組織が結果的に同盟にならったこと、賃闘の全段階を通じて同盟の役割、その主導性が一層明らかになった。

▽政策闘争

三千億円の減税追加、年金物価スライドの繰り上げ実施、雇用安定資金の創設、社労委での定年延長特別決議など、いくつかの成果をかちとることができた。この成果は与野党伯仲のもとで、労働組合の政策要求を実現させていく上で、大きな展望を切り開くことができた。

一、政策闘争の分野でも、整合性と実現可能性を見きわめた同盟の考え方が、労働団体の要求内容を主導した。

▽問題点と今後の課題

要求の組み立てについて①今年度も要求基準と妥結水準との間に、かなりの乖離が生じた。そのことが、要求基準設定に当たっての主要な論拠であった「実質賃金の一定の引き上げによる個人消費支出の拡大を柱とした景気回復」を実現することを、いちじるしく困難にした。

②いくつかの業種・企業が産業構造の変化や景気の跛行性のなかで、これまでにない困難に直面し、産業間、業種間、企業間に格差が広がった。

このことは、賃金の社会性を確保するための新たな賃金政策確立の必要を示すとと・に、労働組合の産業政策を強化・実現するのでなければ、事態は一層深刻化するであろうことを示すものである。

③今年度は昨年以上に、表面に出ない賃上げ部分が発生した。一つは経営側の相互けん制の壁を破れなかったこと、二つは労務構成が高いにもかかわらず、平均賃上げ額が相場水準にならされる矛盾を解決する必要によるものである。前者は組合の主体性の強化によって克服されるべきで、後者は新たな観点からの対応が必要である。

④雇用拡大を要求内容そのものの中に取り込んだが、賃金闘争との具体的な関連は必ずしも明らかでなかった。時短、雇用増大、定年延長等を賃金闘争と有機的に結びつける方向が検討されなければならない。

⑤以上のような問題点を解決するため、要求基準の考え方、あり方を改めて再検討する必要がある。調査委員会で研究・討議を重ね、九月末ごろまでに基本方向について合意を形成する。

▽闘争体制について

①産別間や大企業組合と中小企業組合の闘いの有機的な結合を一層強化し、名実ともに総力戦体制を確立するため、梯団方式をより一層強化し定着させる。

②相対的に業績が悪く、解決の遅れる組合に対する支援体制を具体的に確立する必要がある。

③他の民間単産との連携体制を同盟が中心となって、より早くから準備していくことが必要である。

▽政策闘争について

今次賃闘にみられた限界を打ち破るためには、第三八回中央評議会議案の各種福祉政策の充実を求める政策闘争と同時に、景気回復・経済安定・雇用保障・経済制度の改革等を求める政策闘争を強靱に展開し、政府をしてそれらを実施せしめなければならない。そのため八月頃までの各省予算案の作成、一二月頃までの政府予算案の作成、予算案の国会審議の各段階を通じて、もっとも効果的な対政府折衝を展開し国民運動の幅を広げ強化しなければならない。

【公労協の中間総括案】

一、春闘共闘を中心とする労働戦線は、二連敗からの脱却と金属労協主導春闘の克服という課題のもとに闘いを進めたが、春闘相場に影響を与えるような盛り上がった闘いとはなり得ず、鉄鋼回答前の官民一体となった大きなヤマ場がつくれなく、結局は金属労協グループが賃上げの主要な相場づくりを果たすことになった。

一、賃上げ闘争の前進のためには官民一体の強力な闘いが必要であるが、現状では全交運、公労協、とりわけ私鉄と公労協の統一ストを軸とする闘い以外にはない。私鉄の事後対処方式は二連敗からの脱却を目指す模索のなかからの新たなる闘い方であったとしても、これまでの春闘のなかで独占の分裂支配や首切り合理化、低賃金抑え込み攻撃と闘いながら、春闘共闘に結集して闘ってきたのは、交運、公労協を軸とする強力な官民一体の闘いが背景となっていたからだ。

一、春闘が生活防衛を中心として勤労国民の生活安定を目指す春闘共闘に結集する労組の共同闘争であるとすれば、最も効果的な時期に大多数が結集し集中的な統一闘争を組織することが原則だ。総資本の回答といわれる鉄鋼回答を突破するためには、産別の長期強じんな闘いの結集によって、総資本と総労働の対決を迫っていく以外にない。それができなかったところに七七春闘が十分な成果を上げられなかった基本的な問題がある。

一、七七春闘は二連敗からの脱却、とりわけ金属労協主導型春闘の克服が重要課題であったとすれば、鉄鋼回答前に官民一体の集中したヤマ場を設定する強力な戦術指導が行われるべきであった。ところが四・八の闘いは、スト参加単産は約四十という結果になり、鉄鋼回答を前にしての闘いとしては不十分なものであった。

一、二年連続して実質生活の防衛を果たし得なかった状況を考えれば、物価上昇分ぎりぎりの賃上げでは少々の一時金が上積みされても事実上の生活防衛にはなり得ないといえる。また、政府・独占の政策は、高成長期においても一定の賃上げは認めても内容では第二基本給や諸手当の増額で賃金合理化を図ってきていることを考えれば、低成長が続くなかで基本賃金以外の上積みについては警戒を強めていく必要がある。

一、春闘共闘は産別自決の方針を決定した。この方針は総資本との対決をより効果的にするための集中体制をつくり上げるというものであったが、必ずしも十分な体制とはなり得なかった。しかし、春闘共闘の指導のもとに各産別においても、低賃金打破に向けた体制づくりに努力してきたことは認めあう必要がある。

一、生活、制度要求の闘いは、昨年末の総選挙による与野党伯仲という政治情勢のなかで、四団体共闘、五野党共闘の成立と、大衆行動の積み上げによって、三千億円の追加減税と各種年金の改善時期繰り上げをかちとり、五十二年度予算を修正させるなど、闘いの成果をあげることができる。また健保改悪や国鉄運賃法定主義緩和についても今国会成立を阻止するなど、国民生活防衛の闘いを前進させた。

一、しかし、一定の前進があったとはいえ、四団体共闘や五野党共闘が要求の統一はできるものの統一闘争へと発展できない弱さを持っている。四団体共闘や、四野党、五野党共闘の必要性は論をまたないにしても、統一闘争を否定したり、闘いそのものを批判するようなことは改めるべきだ。

一、公労協の闘いについては、決戦段階を前にしての有額回答引き出しの闘いにおいて、国労、動労に対する条件つき回答を打破、事情聴取をめぐって仲裁裁定完全実施の確約をとりつけた闘いは、七六春闘の教訓を生かし、公労協全組合の結束した闘いによるものであり、これまでの闘いを一歩前進させたものと評価できる。

一、公労協の決着を迫る闘いはこれまでと違い、金属労協グループや私鉄など、主要な民間組合が事実上の決着がついたなかでの闘いとなった。公労委における調停は、政府・独占の賃金抑制を受け入れるなかで、民間賃金準拠を絶対視し、勤続や年齢などの条件比較も不明確なまま賃上げ額だけを提示するという不公正なものであった。

一、公労協は物価上昇分にも満たない賃上げに対し、調停委員長見解を出させず抗議のストを続行したことは、不満な場合はこれを拒否して闘うという展望を切り開いたものといえる。また、調停段階においての政労交渉や当局交渉も行われ、一定の感触は得たものの、実を結ぶものとはならなかった。自主交渉、自主決着を目指すステップとなった。こうした経験をいかし、今後はより一層政労交渉や当局交渉を強化し、調停の形骸化をねらい、事実上の自主決着の方向へと闘いを発展させていく必要がある。

一、総力をあげて闘った公労協は、ストなし春闘といわれるなかで四・八、四・一五、決戦段階における四・一九、二〇のストを闘い、七七春闘の中軸を担ってきた。賃上げの闘いは、決して満足でき得るものとはならなかったが生活、制度要求の前進や仲裁裁定完全実施の確約など、闘いの着実な前進と結束した闘いは評価できる。今後も引き続き、国民生活防衛とスト権をはじめとする諸権利の確立に向け、地域における闘いを拡大・強化させるなかで、政府・独占の分断抑制攻撃に対し闘いを進めていく。

【金属労協の総括】

▽前進した要求づくり

今次闘争における労働組合側の要求は、ナショナルセンターのわくを越えて一五%基準で方向づけが行われた。この基調は実質賃金を維持・向上させるという考え方であり、低成長経済時代における賃金闘争の方向づけを行ったものである。労働側の要求の統一は重要なことであり、今後とも統一の方向で努力していく。

ＪＣの要求は、金属労働者の横断的共通賃率の確立を目指す三十歳標準労働者による賃上げ要求と一三%基準の平均方式を並列的に採用した。今後ＪＣは標労方式を引き続き追求していくことを基調としながらも、産業段階における個別労使をめぐる諸課題、企業の支払い能力論からくる労務コスト論議などから、平均要求方式についても検討していく。

実質賃金の確保は、労働組合として当然の主張であり、激動する欧米先進国においても物価スライド方式の採用などにより、労働者の実質賃金がカバーされている。ＪＣをはじめ労働側の指摘によって、日経連の主張する欧米諸国の賃金水準は消費者物価の上昇率とは関係なく決定されるという宣伝を打破し、消費者物価の上昇率が今次賃金決定の重要なポイントとなった。複数年にわたって名目賃金の向上率が消費者物価上昇率以下に終

わるとすれば、企業に働く労働者家計を破壊することになるし、企業経営者は社会的責任を果たしていないことになる。また、マクロ的な賃上げの社会的相場が消費者物価上昇率以下というような状況が続くなら、実質個人消費支出を低下させ、国民経済を失速させ、ひいては自由市場経済の破綻を招くことになる。

▽政策・制度要求の一元化

勤労国民の実質生活を向上させるために、経済政策の転換は重要で、労働組合のナショナル・レベルでの要求の統一、活動の一元化が強く求められているが、現状での労働四団体の活動は不十分であり、政策推進労組会議の発展を期待するとともに、各単産を通じてその活動に参加していく。そして労働組合の各段階における任務、役割、権限、分担の明確化とともに、それぞれの分野における活動の展開を促進する。

減税闘争の成果は勤労国民の要求が統一され、全国民的運動に発展した場合の力を示したものであり、経済的側面ばかりでなく、政治的意義は大きい。この運動は尊い経験として今後に生かす必要がある。減税により実質所得の向上と個人消費支出の拡大が期待されるが、税制の不公正是正については一歩も改善されていない。国民負担の適正化のために、大胆に運動を展開する必要がある。

物価公約が実現できず、ＪＣとして政府を厳しく追及したが、インフレは実質賃金を低下させるとともに、社会的不平等を拡大させるため、今後とも十分に監視していかねばならない。消費者物価の騰貴率は預貯金金利以下を目標に七七年度は年間上昇率を七％台とすることで、政府に具体策の提示を求めていく。

▽妥結基準の設定と相乗効果

今次集中決戦は戦術委を軸に展開し最初から最後まで、六単産共闘の下ですすめた。戦術委での討議がきわめて活発に行われ、各単産のおかれている条件の相違を克服しつつ集中決戦を前進させたことは意義が大きい。

集中決戦の相乗効果を高めるために造船重機労連、自動車総連、全金同盟、全機金の各組合は先行的役割を果たした。経済環境の深刻さが深まるなかで、一部には昨年の一万二千円基準の回答獲得は困難だと伝えられる情勢下にありながら、四月六日の自動車総連、造船重機労連の組合が一次回答として、ほぼ昨年並みの回答額を獲得し得たことは「七六年プラス・アルファ」の賃上げを確定的なものとし、集中決戦へ迫力を加え、相乗効果を高める役割を果たした。

厳しい情勢の中で相乗効果を高め、賃金闘争を労働組合主導の下ですすめるために、ＪＣ戦術委は七六年集中決戦の課題であった妥結基準を設定した。各単産はこの決定に従い、一斉に精力的な団交を展開し妥結基準を突破し得たことは、集中決戦方式を質量ともに前進させたと判断する。

▽回答の評価

妥結基準の設定とその後の追い上げ交渉は相乗効果を生み、業績不振の鉄鋼回答を引き上げた。四月十三日のパターンセッター的労組が獲得した回答は一三％基準要求や消費者物価の上昇率との比較では不満であるが、次の内容から評価できると判断する。すなわち①厳しい経済環境の中で、昨年の実績を上回った②ＪＣ妥結基準に達した③日経連の主張する実質経済成長率程度の低額賃上げ論を打破した――などである。

しかし、構造不況の業種、中小そして関連の組合では企業の支払い能力にはばまれ、低額回答そして闘争が長期化したことは、低成長経済下における賃金闘争の厳しさを示すものである。これらの対応策が急がれ、その場合、個別企業に対する指導を各単産で十分に行うとともに、抜本的対策の確立が並行的にすすめられねばならない。それは減速低成長時代における産業構造や社会政策の在り方についての具体策の確立であろう。

回答表示をめぐって諸々の問題が提示され再検討が必要であり大産別としてのデータ整備、表示内容の相互理解の活動をすすめる。

ＪＣ内部としては①妥結基準をめぐる額・率議論から横断的統一基準づくりの三十歳標労問題②集中決戦方式により大産別として賃上げが社会的に水準化されていくなかで産業・企業のおかれている条件の反映をどこに求めるか、という課題を持っている。そして国民経済的には賃上げと物価、通商問題、資源配分などとの整合性がますます重要となってくるからである。そのため、回答表示の在り方について検討する。

▽産別強化と組織活動の前進

本格的な低成長経済下にあって、団交重視の労働運動は民間労組の主流となってきた。ＪＣは今後とも団交重視の運動を継承し前進させていくこととする。その前提は労使対等の原則を確立することと組合の強化である。経営者側の不誠実な態度に対しては、いつでも実力行使をもって闘う体制づくりを行う。

【参考資料】　(1)春闘共闘「春闘白書」、同盟「賃金白書」、金属労協「白書」　(2)春闘共闘『七七国民春闘・闘争経過報告書』、同「七七国民春闘情報」、総評教宣局「労働ニュース」、「同盟新聞」、(3)『賃金と社会保障』、『労働経済旬報』、『労政時報』、『賃金通信』、『賃金事情』、『賃金実務』、『週刊労働ニュース』

V　合理化反対闘争

概要□総評、同盟の「合理化」対処方針═主要組合の「合理化」反対闘争═鉄鋼労連／電機労連／全国金属／化学労協／紙パ労連／食品労連／私鉄総連／海員組合／全商社／国労／労働時間短縮闘争═時短闘争の多様なとりくみ／制度的諸要求の進展状況

概要

一、「合理化」反対闘争の中心眼目は、なんといっても雇用保障問題である。総評、同盟といったナショナル・センターは、とくに、これを制度・政策闘争として重視、対政府交渉等を展開している。

一、雇用不安が、各産業・業種でひきつづいているなかで、各単産とも、方針上の差異はあるが、雇用不安への対処方針を掲げ、具体的事例に対処している。とはいえ、具体的事例、たとえば希望退職募集などについては、退職金の上積みなど条件闘争に終始する場合が圧倒的に多い。

一、雇用保障基準をめぐる闘争では、紙パ労連の「雇用保障協定」基準の獲得闘争が注目される。また、その「合理化」反対闘争方針も、具体的かつすすんだ事例として注目に値する。

一、一方、「合理化」反対で果敢な闘争を展開し目立った事例として、七六年春闘時における安川電機の希望退職反対闘争、七七年春闘時における京成電鉄労組の希望退職など一連の闘争がある。

一、また数年ごしの闘争、すなわち、造船大手四社を相手に工場再建、就労闘争をくりひろげてきた全金渡辺製鋼所支部の闘争も、

七七年に入り、工場再開、就労をもって終結をみた。

一、その他、商社関係で、伊藤忠商事と安宅産業との合併問題にともなう安宅産業労組の闘争が、ユニークなものとして特筆される。

一、他方、国鉄「合理化」問題は、今日ますます、国鉄再建、交通政策のあり方とかかわってきており、「合理化」反対闘争もそこまで踏みこみ、国鉄民主化、国民のための国鉄づくりをめざした積極的・建設的内容との結びつきを追求せざるをえない段階に立ちいたっている。

一、労働時間短縮闘争は、とりくみとしては多様化してきている。なかでも、制度要求としてのとりくみが、国会内外で強まっている。

1 総評、同盟の「合理化」対処方針

(1) 職場における闘い

職場こそきびしい合理化攻撃とこれに対峙する鋭い接点である。昼夜を問わず解雇、配転、要員、安全、休暇などあらゆる首切り労働強化、労働態様変更の課題が充満し、勤務時間外までも有形無形の干渉や思想攻撃がかかってきている。これに対して職場に組合活動がないような状態や、下請け、臨時工への攻撃を放置、黙認するような体質では反合闘争も闘えないし、制度闘争が発展することにもならない。ましてや強大なスト体制の確立などはあり得ない。まず職場における組合活動の自由と労働者の権利確立をめざし、どのような攻撃も正面から受け止める体制をつくりあげ、「雇用・権利・生活を守る反合職場闘争」を拡大してゆくことが急務である。それは単産タテ割りだけでなく、県評、地区労のヨコからの指導と共闘が必須の条件であり、ここを足場として国民春闘再構築を目的意識的に追及してゆく。

(2) 全組合で統一要求にとりくむ

不況過程の中で雇用合理化は多面にわたり、労務管理支配も強化され、従来の権利や慣行の形がい化は強まった。われわれは、職場の労働条件規制の闘争を全単産の統一的な闘いとして組織し、職場、企業、産業においてとりくみをつよめる。

したがって、当面の共通要求として、

①工場縮小、閉鎖、移転、合併など経営上の変革についての事前協議制の確立、休業、配転、出向、解雇等の一切の労働条件の変更については、組合と本人の同意約款の確立

②事業所内の臨時・パート・構内下請労働者まで含めた雇用保障の協定化

③労働時間短縮、残業規制、要員確保のとりくみ

④定年延長（当面六〇歳）ないし廃止、退職金の大幅引上げ、中高年雇用促進法の活用による高齢者の解雇規制、身障者雇用促進法の活用による身障労働者の雇用拡大と解雇規制

⑤職安法、基準法違反の点検、摘発

⑥技術教育、職業訓練の労使委員会の運営、有給教育休暇制度の確立、定年前（三カ年）高齢労働者に対する職業訓練の実施などである。

総評

総評は、七六年七月一九日から五日間開かれた第五三回定期大会で、七六年度運動方針を決め、そのなかで「合理化」反対闘争方針を確認している。それによると、「職場と雇用の安定確保」を重点課題の一つにしつつ、まず「職場における闘い」を強調した点が注目される。以下、「合理化」反対闘争の「具体的な取組み」に関する部分の要旨を掲げておく。

(3) 単産（大産業別）、地域、ブロックでのとりくみ

各単産はこれらの内容をふくむ単組の雇用保障協定化をはかり、条件のある単産は産業別雇用保障の協定化にとりくむ。なお、産業別雇用保障協定については、諸外国の事例の検討を含め、交流の場をつくっていく。七六春闘での成果である雇用対策協議会を地方独自の雇用問題を解決していく場として恒常的に活用開催し、対自治体、職安交渉審議会、県会、との連けいのもとに社会的交渉力をつよめていく。そして、宮城をはじめ、各県の先進的な闘いを全国的に拡大する。なお、労働債権立替え払い制度の活用と地方独自の措置の確立につとめる。またいま革新首長下の自治体での賃金不払、遅払や合理化が出されていることを重視し、この対策を強めてゆく。関東、東海、関西などの拠点共闘については、今後春闘体制の中でとりくみをつよめるとともに、全国九ブロックの中での連けいをつよめることとする。なお、重点地域、業種（企業）に対する対策支援を関係地評、単産と協議をして適宜行なうものとする。

(4) 雇用・失業保障の制度改善、法制化の闘い

①雇用保険制度三事業ならびに雇用対策法の職業転換給付金制度などの一元化をはかり、雇用安定と解雇規制のため、三者構成による「雇用保障委員会」の設置と、この施策を資金的に裏づけるための企業賦課金と国の補助負担による「雇用基金」の創設

②失業給付制度の改善（給付日数の延長、給付率の引上げ、延長給付の発効基準の改善）と、これによって救済することのできない失業者の生活保障のため、国の責任による「失業手当制度」の創設

③職業能力の向上と職業生活の永続的な維持のための職業訓練の体系をはかり、公共職業訓練の拡充。そのために企業賦課金による「訓練基金」の創設と労使委員会の管理運用。

また、七六春闘の中で一定の前進がはかられた中高年身障者雇用促進、賃金不払確保法、失業給付の延長措置などは、運動の中で最大限これを利用し、この闘いの中からあらたな観点から法改正闘争を日程にのせていく。

(5) 産業構造の転換と中小企業政策に対する闘い（略）

同盟

同盟は、総評と異なり、いわゆる「合理化」反対の態度をとっていない。同盟の産業政策、生活福祉政策の実現、そのための労使協議制をつうじた参加による改革、産業民主主義の確立と実践をつうじて、問題を解決していくことを基本とする。

こうした基本態度のもと、七七年一月二八～二九日の第一三回定期大会では、賃金闘争とともに、「生活福祉をめぐる政策課題」を重視している。とりわけ、「雇用保障の充実」である。以下に掲げておこう。

1 雇用保障の充実

雇用の安定は、今日の状況からみれば、失業の防止と再雇用条件の整備が基盤である。このためにわれわれは、政府に対しては、雇用の保障に関する政策全般の充実を、企業に対しては、失業の食い止め、職業訓練への積極的な取り組みを強く要求し、万全な雇用保障の確立をめざす。

(1) 定年延長の促進

定年の六〇才延長は、八〇年までに実現をはかる。そのために必要な法的措置を行ない、行政指導を強化することを求める。

なお定年延長の完全実施に必要な措置は、労使協議によって具体的に決定し、その実をあげていくよう努める。

(2) 雇用安定基金（仮称）の創設

①景気変動ならびに産業構造の変化に対応し、失業の予防、職業訓練と再就職の促進による雇用の安定を期するため、雇用安定基金の創設を求める。

②基金の財源は、企業拠出と国の財政支出によることとし、国と企業による財政基盤の確立を求める。

③基金の管理は、労使同数の代表委員と学識経験者および政府委員による委員会があたることとする。

④基金の事業は、雇用調整給付金、職業転換給付金、職業訓練付加手当

（一〇〇％）の給付と、在職中の職業訓練に対する援助・助成等とする。この事業の実施にあたっては、とくに中小企業に対する措置を十分に配慮する。

(3)　雇用保険の改善

①全国延長の発動基準の緩和をはかる。

②広域延長の発動基準を改め、新たに地域延長を一定条件のもとで創設し、給付期間の延長も含めて改善する。

③個別延長基準を緩和し、とくに中高年失業者にむけての取扱いを優遇する。

④失業給付のための賃金日額の算定について、休業中の賃金低下が行なわれないような措置を設ける。

(4)　公共職業訓練の充実

①制度の体系化、訓練内容の充実と適正化、訓練後資格の社会的評価の確立をはかる。

②これにあわせ、専門的な学校への委託をも含む職業訓練所の多様化をすすめる。

③産業構造の改善を必要とする企業には、自ら職業訓練の機会をつくり、訓練・適職紹介を通じて失業不安の解消に努めることを求める。

(5)　大量解雇の規制

大量解雇を社会的に規制するため、実効性のある法的措置の実施を求める。

(6)　船員雇用対策の確立

海上における雇用保障を確立するため、船員雇用保障法（仮称）の早期制定を求める。

2　主要組合の「合理化」反対闘争

鉄鋼労連

鉄鋼労連は、とくに「合理化」の焦点となっている雇用問題へのとりくみ、および中小鉄鋼各社の再編の動向にたいし、一般につぎに掲げる方針にそって対処している。ここには、「雇用確保闘争の一般方針」を掲げておこう（七五年一二月、中央委員会決定）。

【鉄鋼労連・雇用確保闘争の一般方針】

1　雇用確保闘争の基本的なすすめ方

(1)基本方針　本工労働者、臨時工労働者、関連労働者など企業に働くすべての労働者の生活と雇用を守ることを基本とする。

(2)　事前協議　要員その他の労働諸条件の変更をともなう措置は、いかなる理由に基づくものであっても、会社側の一方的な実施は認めず、労働協約などの所定の手続き（団体交渉、話し合いの場）を厳格に要求するとともに、必要かつ十分な事前協議と組合の同意ならびに本人の同意を条件とする。

(3)人員整理　すべての労働者の解雇は絶対に認めないことを基本原則とする。

(4)希望退職　希望退職募集も原則として反対するが、事態が企業倒産など最悪の状況におちいるなど真にやむを得ない事情があり、大衆討議のなかで承認され、本人の自由意志による退職については、これを妨げないこととにする。この場合、退職条件の引上げ、就職あっせん、強制募集や差別基準の設定の排除、募集期間、定数に達しない場合の雇用保障などを明ら

かにさせる。

(5)一時帰休　命令休暇、一時帰休などは、真にやむをえない事情がある場合に限って認めることにする。この場合、労働協約、その他の協定の規定にかかわりなく基準内賃金の一〇〇%を最低条件とする。また帰休中及び帰休終了後の解雇禁止も解約させることにする。

(6)配転、応援、出向　減産などにより余剰人員が生じた場合は、可能な限り欠補要員として職場内に確保することとするが、やむをえない事情のある場合に限って配転、応援、出向について認めることとする。この場合の対策は、それぞれすでに確認されている取扱い基準による。

(7)要員協定　要員協定または要員査定に関する協定などの一方的破棄や変更は認めず、変更などの必要が生じた場合は、必ず十分な事前協議と組合の同意を求めていく。

(8)新規採用　企業の社会的責任という観点から、新規採用の中止、取消し、入社延期などには反対し、完全実施を求めていく。

2　雇用を確保するための闘争組織方針

(1)情報の連絡　労働者に重大な影響を与えるような合理化計画を予知したり提案された場合には、速かに本部並びに地本へ連絡し、緊密な連携のもとに必要な対策をたてていく。

(2)産業別闘争の組織　重大な合理化闘争については、日常的には本部、地本、当該労組との間で緊密な連絡体制を確立して闘争を展開していく。組織的には、諮問会議、労対部長会議、業種別部会などの場で、産業別全体の闘いとして必要な支援、連帯のための方針を検討する。

(3)合理化対策特別委員会　企業倒産、人員整理など重大な雇用不安の問題が提起され、産業別組織として一段と強力な闘争を組織する必要のある労組に対しては、合理化対策特別委員会を設置して、闘争を展開していくことにする。この場合、特別委員会において支援体制の確立、オルグ、教宣活動、闘争資金などの財政援助、生活援助対策、さらには法廷闘争など必要な闘争、支援戦術を検討し、その方針にもとづいて産業別組織をあげて強力な闘いにとりくんでいくこととする。

なお、特殊鋼の日本特殊鋼、大同製鋼、特殊製鋼の合併、平電炉の大阪製鋼、大谷重工業の合併には、それぞれ配転、転勤、希望退職募集などがともなったが、いずれにしても、条件闘争で決着をみている。

電機労連

電機労連の「合理化対策指針」などについては、本年鑑七五年版、七六年版でふれた。その後、雇用・「合理化」攻勢はやむことなく、七六年春闘や一時金闘争時には、とくにはげしかった。そうした一例として、安川電機の七六年春闘時の「合理化」攻撃および反対闘争を以下に紹介しておこう（安川電機労組・七六春闘、反合闘争の経過より抜粋）。

【安川電機労組・希望退職反対闘争の経過と総括】

(1)会社は、組合の春闘賃上げをはじめとする諸要求の要求書提出（三月二二日）に対して三月二六日開かれた経営協議会で指名解雇に近い「希望退職の募集」「賃金凍結」という文字どおり「首切り、賃下げ」を提案しました。組合は直ちに会社に対して合理化提案の撤回を申し入れ、撤回をしないならば組織の総力をもって断固として闘うことを表明しました。なお、三月二九日開催された電機労連第一回中闘委員会においては、電機労連として積極的に支援対策を行うことが確認され、電機労連合理化対策本部と連携をとり反合理化闘争を進めることがきまり、経営側の合理化攻勢に対処するための資金対策として組合員一人一〇〇円の緊急カンパを行うことを決定しました。三月三〇日開催の第一回団体交渉・経営協議会において、組合は人員整理、賃金凍結を撤回し、組合要求の具体的回答を求めたが、会社は企業の経営実態として要求に答えられない状態になったとして企業の苦境を繰り返し、要求を拒否、電機労連一四中闘組合の戦列のなかで安川労組としては、厳しい反合理化闘争を含め七六春闘を闘うことになりました。

(2)三月三一日開催の第一回闘争委員会で、今後の闘争の推進にあたっては、電機労連本部合理化対策委員会と提携し、賃上げをはじめとする諸要求を積極的に強調し、人減らし合理化、賃金凍結をはね返す決意で団体交

渉にのぞみ、会社側が一方的に労働者に犠牲を押しつける態度に終始するならば、実力行使（時限ストライキ、重点部門ストライキ、時間外、休日出勤拒否）の規模および内容の指令権を最高闘争委員会に一任し、闘うことを提案し決定をみました。四月一日以降は、ワッペン、腕章を着用し、反合理化闘争を勝利するため組織カンパ一人二〇〇円以上を行う、会社の緊急対策として協力してきた日当、宿泊費用の削減を伴う出張、定期券の自粛協力、マイカーによる会社業務の協力などの拒否を決定し闘いをすすめました。四月一日開催の第二回団体交渉・経営協議会で合理化提案の撤回、七六春闘のなかにおける賃金凍結の撤回を会社が拒否したことに対して、四月二日以降無期限時間外休日出勤拒否に突入しました。

(3)電機労連は、四月五日第二回中央闘争委員会を開催し、経営側の雇用にかかわる合理化攻勢に対して、電機経営者団体、安川電機の主力銀行、安川電機の経営者に対して抗議を行うことを決め、電機労連の組織を結集して反対闘争体制確立のため資金援助、支援指導、オルグを派遣することを決定しました。なお、電機労連のなかで業績不振にある重電業種会議を開催し反合理化闘争体制を討議していくことが決められました。

(4)電機労連は賃上げ回答指定日を、金属労協の意思統一をもとに四月一四日午前一一時までに二ケタ台を基調とする回答引出しを決定しました。他中闘組合においては、四月一四日回答指定日に、九・五%の賃上げ回答がなされた。当労組も一四日までに六回にわたる交渉を重ね合理化提案を撤回し賃上げ回答をせよと繰り返し迫ったが、回答を示さずこれに対し組合は一五日以降、工場支部終業前一時間の時限リレーストライキに突入し抗議集会を開催しました。

(5)組合は、会社の希望退職募集に着手予定日の四月二〇日までに一〇回にわたる交渉を重ねたが、一方、北九州春闘共闘委員会は北九州地域において反合理化闘争を闘っている安川労組、日本板硝子労組、明治製糖労組の闘争支援のため、「賃上げ、反合理化闘争の勝利」を基本に「北九州地域統一ストライキ」を四月二〇日に決行しました。そのようななかで、安川労組としては、この支援ストに応えた四月二〇日正午以降全組合員の一二時間ストライキに突入し各支部は一斉に決起集会を開催しました。

(6)四月二一日⑪⑫⑬と交渉を重ねるなかで会社は管理職課長以上の希望退職募集を行っていることを明らかにし、会社として今後の方針、提案内容全般について再検討をする。その結論がでてから組合に再提案をすることを明らかにした。組合は今までの経過からして人減らし合理化を強行してくる決意のあることも判断される。従って「職場監視体制および会社説得に対する各人の対処について」の資料配布、「私は会社を絶対やめない」などの意思を記入するワッペンの着用、家庭訪問などの説得に備え、家庭用ステッカーの玄関に掲示、家庭や職場での連絡体制、連休中の体制確立などの指示を行いました。

(7)四月二三日電機労連重電労組合理化対策会議が安川労組で開催され、電機労連本部藁科書記長、木下中執及び人員整理などの合理化が提案されている神鋼電機労組、戸上電機労組の各執行委員長、明電舎労組、西部電機労組の各代表が参加し各組合の状況報告、今後の対策について討議を行い、まとめとして次の方針を決定。（原則としては）解雇は絶対反対であるが最悪な事態として、やめたくない人はやめさせない。やむを得ず希望退職を認める場合は組合が一定の条件を出して対処する。

① 合理化は会社に一方的に強行させない、労使協議の確認のうえ実施とする。

② 解雇は絶対にさせない。

③ 最悪の場合の対策について

ない。㈡肩たたきはさせない。肩たたきの危険性がある場合は組合が監視体制をとる。㈢やむを得ず希望退職を認める場合、募集期限は延長させない。

④ 安川は連休中に会社が家庭訪問を強制する危険性があり希望退職に応ずる場合は五月からとせよ。

⑤ 次回対策会議は五月一二日神鋼労組で開催する。

(8)四月二三日の一五回交渉で会社は前回提案を修正し、七〇〇名を目標に希望退職を募集する。募集期間は五月六日～五月一七日、退職者の再就職については「再就職斡旋本部」を設け最大限努力する。募集後の再建策については組合と更に協議を続けたい。退職勧奨基準は撤廃するが今後の

再建過程における厳しさは、十分な覚悟を願いたい。組合員の意思を拘束するような指導は厳に慎しんでほしいという修正提案がなされた。

なお、確認事項として二次募集はしない。会社の苦境は、課係単位などで説明するが業務以外で個々人に説得活動をすることは、退職勧奨になるので行なわない。家庭訪問して説得することもしないと明示した。

以上の提案に対して最高闘争委員会は電機労連重電労組合理化対策会議の合意条件に達した内容でもある。会社・組合の確認事項を確約させ、違反した場合は抗議行動を行う方針で純然たる希望退職の募集として職場討議に移しました。職場討議の結果を四月二八日開催の第四回闘争委員会で審議し、絶対多数で決定しました。

(9)その後純然たる希望退職の募集に対して支部の一部では会社職制、および組合員職制による違反行為が行われ、組合として違反行為のあった当該職場は、支部執行部の指導のもとに抗議行動を行い、その事実はビラで全組合員に公表することなどを指示しましたが、全支部が早急に職場体制の強化につとめ統一した行動をとるためにも五月八日拡大最高闘争委員会を開催しました。拡大最高闘争委員会は、各支部の実情を集約するなかで、組合員で組合の機関決定に違反する悪質行為を行った者は統制違反として今後審査委員会に提訴していく。そのため、該当支部は事実確認の調書を支部で作成し最高闘争委員会に提出する。また既婚婦人、高令者など特定層に対する肩たたきが一部行われていることに対しては会社に抗議を申し入れた。

さらに悪質な違反行為が繰り返えされている行橋工場に対して抗議するため、五月一一日正午以降行橋支部全組合員は一二時間ストライキに突入しました。また、最高闘争委員会を五月一二日違反行為が繰り返し行われている行橋支部で開催し、今後会社の違約行為があった場合は全組合員を対象に無期限の全面ストライキを発動することを会社に申入れた。会社は「確認事項は絶対守る、従ってストライキ行為は今後絶対やめてもらいたい」と表明した。最高闘争委員会は行橋支部に本部オルグを派遣し北九地評より行橋支部へ五月一三日以降連日、入門時のビラ入れ活動などの支援要請をした。五月一三日以降、会社は、今後絶対守ると約束した事項を破る行為が八幡支部において発生、従って、最高闘争委員会は全工場部門の全組合員対象に五月一五日正午より一二時間ストライキに突入させ、営業所を含めた各支部一斉の抗議集会を開催しました。

(10)五月一五日、組合は会社に対して五月一六日の日曜日に家庭訪問を絶対するなと申入れを行った。しかし一六日早朝に「会社は一七日最終的には、早朝より特定層を対象に個別説得を行う」という情報を入手したため組合は、一六日会社幹部に出社を申入れ「退職勧奨を絶対すべきでない、コーチングをするならば募集期間がすぎて再建段階の時期にせよ。募集期間に退職勧奨のゆきすぎがあれば抗議ストを行う」事を強硬に申入れた。一七日、募集の最終日午後三時三〇分頃、支部より午後二時三〇分からきわめて悪質、卑劣な違約行為が一斉に行われているとの連絡が入ったため、直ちに会社に対し中止を申し入れた。五月一八日最高闘争委員会を開き、違約、抗議、陳謝の繰り返しが行われた希望退職の募集、五月一七日最終日時点における会社の卑劣な協定無視の行為および今後の報復的配転、出向などを阻止すると同時に経営者に対し猛省をうながすため五月一九日全組合員の全面二四時間ストライキをきめ突入しました。

全国金属　全金の長期争議支部は、七六年一一月調べによれば、第126表のようになっている。

労働年鑑一九七七年版では、そのうち渡辺製鋼と浜田精機の工場再開、就労闘争について紹介した。その渡辺製鋼につき、七七年三月二五日、東京地裁において「強制和議」が成立し、四月二一日に就労し、いちおうの解決をみた。以下、協定書、闘争日誌などを掲げておこう。

【全国金属渡辺製鋼支部の争議解決にあたっての協定書】

破産者株式会社渡辺製鋼所を甲とし、全国金属労働組合、同東京地方本部、同渡辺製鋼支部を乙として、左の通り協定する。

一、甲は乙支部所属組合員である甲の旧従業員が甲に対して有する届出済退職金債権額の八割を、右各債権者に支払う。その残額二割は、債権者において甲に対し放棄する。

第126表　全国金属の争議支部

	支部数	裁判闘争	委働争闘
不当解雇	29	21	18
分裂・不当差別	31	15	27
倒産	33	8	10
倒産・自主生産	18	7	1
会社更生法	16	1	2
支配介入	5	2	5
不当配転	2	—	2
その他	7	2	1
合計	142	70	55

昭和四十九年(フ)第二〇四号

東京都大田区東糀谷六丁目二番一一号

破産者　株式会社　渡辺製鋼所

一、主文　左の和議条件をもって本件強制和議を認可する。

和議条件

㈠　破産債権者は、破産宣告後の利息、損害金を免除すること。

㈡　破産債権者は、破産債権の八割を免除すること。

㈢　提供者（破産者）は、破産債権の二割を強制和議認可後六カ月以内に支払う。

二、理由の要領　昭和五十二年三月二十五日の債権者集会において法定多数の同意を得て可決され、不認可にする事由が認められない。

昭和五十二年五月六日

東京地方裁判所民事第二〇部

二、前項の支払いは、甲が大阪商船三井船舶株式会社、三菱重工業株式会社、住友重機械工業株式会社、三井造船株式会社の四社より融資を受ける金員並びに甲の資産処分代金のうちから、別除権、破産債権に優先して支払う。

三、甲の破産終結に伴う事業再開時における雇用人員は、総員九二名以内としそのうち乙支部所属組合員数は八〇名以内とする。

四、右各項の定めに基づく権利義務は、破産終結後は株式会社渡辺製鋼所が引継ぐものとする。

昭和五二年三月二十五日

甲　株式会社渡辺製鋼所破産管財人弁護士　岸　星一

乙　全国金属労働組合中央執行委員長　佐竹五三九

同東京地方本部執行委員長　高山　勘治

同渡辺製鋼所支部委員長　榎本　正雄

【強制和議認可（官報第一五一〇〇号）】

【全金渡辺製鋼支部闘いのあゆみ】

一九七一年（昭和四六年）

四月　商船三井・三井造船・三菱重機・住友重機四社が資本参加。

一一月　四社で七二%の株保有。

一九七三年（昭和四八年）

一〇月三一日　会社より大幅赤字を理由に危機突破対策として、労働条件切り下げを主とした一三項目にわたる「合理化」案がだされる。

一一月八日　会社より新役員人事候補が発表される。（渡辺同族資本が経営の中枢からはずされる）

一一月一九日　全金糀谷ブロック商船三井抗議交渉。小山事業部長「合理化」案撤回を確約。

一一月二〇日　会社「合理化」案を撤回。

一一月二八日　団体交渉に商船三井の小山氏出席。徹夜交渉。

一二月二九日　一時金回答二五〇、〇〇〇円になる。

一九七四年（昭和四九年）

三月六日　会社が全従業員を集め危機を訴える。組合ただちに反撃。
三月一九日　会社、春闘要求全面拒否。
三月二九日　クレーン部門無期限ストライキ（連日四社へ抗議）。
四月一五日　労働条件切り下げの条件つきで一万円回答。
五月一五日　渡辺製鋼支援共闘会議結成。
五月二九日　賃金不払い（5・31、6・3、6・8残額支払う）。
六月四日　春闘終結。
一〇月二二日　四項目の合理化（八九名の首切り・賃金凍結・一時金無支給・争議行為の禁止）を提示、一一月五日まで同意するよう迫まる。組合臨時大会「合理化」反対スト権確立。
一一月七日　「会社更生法」を東京地裁に申請。（一一・八日朝報告される）
一一月八日　組合泊り込み体制に入る。
一一月一四日　渡辺製鋼支部をはじめとする首切り「合理化」粉砕・国民生活防衛大田区共闘会議結成。
一一月二〇日　裁判官と全組合員交渉。
一一月二六日　この日より四社と直接交渉。（その後四社側一方的に交渉打ち切る）
一二月一五日　「大バザー」一五〇〇名。
一二月二〇日　自己破産申請、全員解雇。
一二月二二日　「大忘年会」二五〇〇名。
一二月二四日　「不当解雇」撤回として都労委に提訴する。
一二月二五日　破産受理、管財人岸星一氏
一二月二八日　管財人に一二月分賃金支払わせる。

一九七五年（昭和五〇年）
一月一四日　東京都に対し作業船建造の交渉を始める。
三月一日　東京都の作業船建造始まる。
三月三〇日　「南部春のつどい」三五〇〇名入場。
五月二二日　東京都の作業船「金剛丸」進水。
五月二七日　大田区共闘会議交流会。
六月一四日　工場再開要求署名始まる（四千名分集める）。
六月一九日　地域家族集会。
七月一八日　大田区共闘会議団結ビヤパーティー　一〇〇〇名。
七月一九日　東京都の作業船「第二浚海」進水。
八月一〇日　都の作業船完成。
八月一九日　首切り「合理化」粉砕大田決起集会。
八月二二日　工場再開要求書提出。
九月二日　四社ふたたび交渉のテーブルにつく。
九月二一日　「大バザー」一五〇〇名。
一〇月一七日　NHK「ドキュメンタリー未完の油回収船」放映。
一〇月二一日　大田区共闘会議総会「団結もちつき大会」
一〇月二八日　港総行動、商船三井抗議。

一九七六年（昭和五一年）
一月　四社・管財人に対する抗議の年賀ハガキ。
一月二八日　管財人の工場再開案出る（人員五五名・賃下げ・時間延長・退職金五年分割・寮・社宅等ほとんど処分）。
二月一七日　管財人の工場再開案に四社回答。（再建に協力しない・四億円を融資）
三月一日　パンフレット「負けてたまるか」発売。港総行動。
三月七日　「南部春のつどい」三五〇〇名。
三月二三日、四月一六日、五月一八日、千代田総行動。
五月二七日　「渡辺の闘いを知る会」（主催　千代田区労協）。
六月四日　南部総行動、商船三井抗議。
六月五日　六・五渡辺製鋼現地学習交流会。
六月一六日　大田総行動。
七月七日　地域家族集会。
七月一三日　全金愛知地本オルグ。
八月二〇日　共闘会議団結ビヤパーティー　一〇〇〇名。
九月二二日　港総行動、商船三井抗議。
一〇月三～四日　日立現地大交流会。

一〇月一五日　東京総行動。
一一月一九日　東京総行動、商船三井抗議。
一二月一九日　闘争二周年「団結もちつき大会」
一二月二八日　管財人の再開案提出される。本部・支部も現情勢をみて前向きに受けとめ交渉をする。

一九七七年（昭和五二年）
一月七日　支部旗開き。
一月一六日　東京争議団春闘討論集会。
二月一〇日　共闘会議総会。
二月一三日　支部臨時大会（闘争終結の方向を確認）。
三月六日　支部臨時大会。
三月一四日　全金石井鉄工支部・日本起重機支部・渡辺製鋼支部のとういつ日刊紙「とういつ」二〇〇〇号記念集会。
三月一七日　大田総行動。
三月二五日　債権者集会（強制和議成立工場再開決定）、共闘会議総会。
四月二一日　就労。

化学労協

合化、化同など化学労協に結集する単産では、各単産、単組ごとに、「合理化」反対闘争の方針と経験を蓄積しているが、さら全国化労協の場で、相互の経験の交流、総括、今後の課題等を確認している。ここには、七六年一〇月二八日の全国化労協全体会議報告のうち、最初の部分を掲げておくにとどめる。

【全国化労協全体会議報告より】

(1)各単産の合理化の特徴

①各単産傘下の職場には多面的な人べらし、首切り合理化の攻撃が依然として多発しており、今後も一層増大する傾向にある。

②石油ショック以降、長期不況、需要減少、生産縮少、操業率の悪化の中で各産業、業種とも寡占化、再編成、スクラップ化が強行され、さらに、大型化、巨大化のための巨額の設備投資資金の借入れにともなう金利負担の増大のため、労働者へのしわよせが一方的な合理化強行となって現われている。その中で、

③大手企業では、集中生産体制の確立、老朽、不採算工場の閉鎖、配転、別会社化など、長期的な人べらし合理化が計画的にすすめられ、また希望退職の大量募集なども実施されている。その結果、要員不足の職場では労働密度が強化され、けい肩わん障害の発生や事故の多発、労災の増大などがみられる。

④中小企業では不況のえいきょうがよりストレイトであり、親会社からの受託減、コストダウン、販売停滞、金利負担の増大などにより倒産、工場閉鎖、全員解雇などが発生し、希望退職の募集強行などが続発している。

(2)闘いの現状と問題点

①希望退職に対する闘いの困難さ

イ　化労協は希望退職も首切りであるという基本的な位置づけのもとに反対闘争の強化を確認してきたが現実の闘いの上ではこれをはね返すことが大変困難であり、多くの労働者が職場から去っていった。

ロ　資本の側は日経連の手引き書通りの方法で希望退職募集を実施し、企業危機宣伝、思想攻撃を先行させ、退職金の上積み、退職勧奨基準の明示（後で撤回したりするが）肩たたきなど労働者の弱点を突き、多くの場合会社の予定した人員通りの退職者を達成した。「やめたくない人は守る」「基準や人員枠の撤回」「肩たたき禁止」「一回きりの募集」など、組合側の一定の前進はあったが、希望退職を阻止する闘いには成功していない。その中で、日本曹達（合化）、東洋化学（化同）などストライキを構えて希望退職を全面撤回した闘いは大きく評価されよう。

ハ　分裂組合では会社の希望退職が二組から多くの退職者を出し、一組からは全く退職者が出ずに、組織勢力にえいきょうするため途中で中止するなどのケース（チッソ電子、日本ケミコウ）が出ている。

②工場閉鎖、全員解雇との闘い

イ　工場閉鎖、全員解雇の攻撃に対し長期に抵抗闘争を続けている組合（広島硝子など）がある一方、産別、単組の情勢判断に基いて条件闘争によって終結をみている組合もあり、それぞれの置かれた客観条件、背

景などにより闘いは多様である。この場合の産別の指導、判断の適確さと大衆的理解が大切である。

ロ　工場閉鎖など大型の合理化攻撃に対して県化労協を含めた共闘会議が結成されるケースがふえ（トービン、明治精糖、東京樹脂、広島硝子など）、多くの組合の支援に支えられて闘いが前進している。地域共闘の成果として高く評価される。

ハ　七月二六日、広島地方で出された広島硝子広島工場閉鎖、大量解雇に対する一二八名の地位保全仮処分判決は資本の一方的合理化強行に対するハドメとして、大きな成果であり、重視する必要がある。

③倒産、会社更生法との闘い

イ　低成長経済体制へ向けての産業再編成が強行されている中で中小企業の倒産が増大し、その中で会社更生法に基く合理化攻撃が新らしい事例として紙パ（四件）、化同（二件）に発生している。

ロ　倒産下での労働者の権利確保は、大和硝子（化同）、ホクシー（紙パ）では第一に雇用保障、第二に労働債権確保、第三に組合活動の保障、第四に同意約款、第五に生活保障などについて直ちに確認書を獲得しており、長期闘争の基礎として注目する必要がある。

ハ　倒産、会社更正法下の闘いは、親会社、金融資本など、背景資本との闘いなくして成功はない。さらに化同では倒産下での労働者の自主生産管理が二組合で長期に亘り続けられている。困難な闘いであるが、これらの闘いの経験交流を化労協としても組織すべきではないか。

④組織攻撃との闘い

イ　組織分裂攻撃はこの一年間、石油、食品にまた合化、化同の外資系企業にはげしくかけられている。思想攻撃はあらゆる産別の職場で日常的に強行されており、職場での闘いの強化が一層重視される必要がある。

ロ　少数第一組合や職場の活動家に対する賃金差別の攻撃は多くの職場で組織攻撃の常套手段として行なわれているが、地労委、地裁などでの裁判闘争とねばり強い職場の反撃によって全面是正をかちとるケースがふえており、不当格差是正の闘いは展望が明るくなっている。

ハ　一方、司法反動化のもとで王子製紙、東亜石油の不当解雇事件が敗訴するなど、反動的判決に対する闘いの強化が重要になっている。

紙パ労連　紙パ労連の「合理化」反対闘争は、一方で労連が設定した「雇用保障協定」基準の獲得闘争として展開され、他方で直面する「合理化」、それとのたたかいとしても展開されている。前者の例として、協定年月日はやや古いが、単組レベルで典型的な協定をとり結んだ例として、関西・ハリマ製紙の事例を掲げておく（単組レベルの協定は他にも多い）。

【紙パ労連ハリマ製紙の雇用保障協定書】

ハリマ製紙株式会社（以下会社という）と紙パ労連ハリマ製紙労組（以下組合という）は、労働者の雇用保障について次の通り協定する。

記

一、会社は、組合員の完全雇用を確認し、安定した職場の確立をはかる。

二、会社は、組合員の雇用に関する重大な変更（職場定員の変更、希望退職の募集、解雇）等に当っては、事前に組合と協議し、同意を得るまでこれを実施しない。

三、会社は、臨時工、嘱託、パート、下請など組合員の作業に影響を及ぼす労働者の雇用条件の変更にあたっては、事前に組合と協議し、同意を得るまでこれを実施しない。

四、会社は、万が一企業の倒産、閉鎖、整理など緊急事態に至った場合は、少なくとも二カ月前に組合に通知すると共に、組合員の賃金、退職金、解雇予告手当など一切の労働債権を確保するよう責任をもって保障する。

昭和五〇年一一月一〇日

ハリマ製紙株式会社　取締役社長　東　政平　㊞

紙パ労連ハリマ製紙労組　執行委員長　中田　梅由　㊞

他方、紙パ労連は、「合理化」攻勢の激化のなかで、七六年三月には「合理化反対全国共闘会議」を発足させた。そして「合理化」

反対共闘の方針を決め、たたかってきたが、七七年二月の臨時大会では、反「合理化」のたたかいとして、つぎの諸点を確認した。①直面している人べらし、労働時間延長、工場閉鎖、企業倒産、労務管理強化などを打破し、②労働時間短縮、権利確立、要員確保、雇用保障協定の締結などをかちとる、③雇用保障を社会的・法的に裏づけるための雇用保障制度の確立、失業対策の促進などの制度改革闘争をすすめる。そして、闘争方針として、①産業別の共同闘争を強化するため、本部、地本の「合理化共闘委員会（対策委員会）」の機能を拡大する、②大衆動員、指導部確立、当事者能力の拡大による金融、商社、親企業との交渉体制などの組織体制を確立する、③情勢に応じて反「合理化」闘争の全国連絡会議を開催し、地域共闘、全国共闘を強化する。

また、中小零細企業の倒産がつづき、反「合理化」闘争があらたな局面をむかえた三月段階では、合理化反対闘争の方針をつぎのように補強した。

【紙パ労連の「合理化」反対闘争の強化（一九七七年三月一二日）】

基本的には、「労働者への一方的な犠牲転嫁を許さない」「労働者の雇用と職場・生活と権利を守る」という立場にたち、定期大会や臨時大会で決定した闘争方針にもとづいて「合理化」反対闘争を進めますが、当面、つぎのようなとり組みを強化します。

(1)既得権の確保、産業別水準の引下げに反対する。――最近の「合理化」の特徴は、ながい時間をかけてかちとってきた既得権を一気に剝奪し、産業別の水準を大きく低下させようとしていることです。例えば、職場定員の削減、労働時間の延長、交替制労働の改悪、年間休日の削減など、長時間労働、高密度労働を強制する攻撃がつよまっています。これらの既得権は、産業別の統一要求にもとづき、先進的闘争、到達闘争をくりかえしながら、いまの産業別の水準を築いてきたものです。この既得権を、個別の単組で一つ一つ剝奪されていくならば、必らずこれが他の組合へも波及し、産業別の水準が大きく後退していくことになります。従って、既得権剝奪の攻撃に対しては、産業別の水準を守るという立場にたって、これを打破していかなければなりません。

(2)産業別水準への到達闘争の強化――労働時間や定員その他の労働条件が、産業別で到達している水準やトップレベルの水準に到達していない組合は、これらの組合を孤立させないためにも、早急に到達闘争を組織し、これを獲得するようにします。

(3)産業別共闘の強化――個別の単組にかけられた「合理化」攻撃を、産業別に対する攻撃と受けとめ、産業別でこれを包んで共闘を強化します。①「合理化」をうけてたたかっている組合の実状を組合員にひろく宣伝する。②会社への「抗議と撤回要求」、組合への激励の電報、手紙を集中する。③地本役員を中心とした指導オルグ、単組役員を中心にした支援・激励・交流オルグなどの活動をおこなう。④産業別交渉団を編成し、産別として団体交渉、抗議行動をおこなう。⑤系列親企業、金融機関、商社などの背景資本に対する産業別行動をつよめる。⑥状況によっては、闘争現地におけるブロック、地本の総決起集会をおこなう。⑦全国的な情勢を見て、全国連絡会議を開催し、全国規模の諸行動に発展させる。

(4)地域共闘の強化――①地域に対する宣伝、支援要請などの行動をつよめる。②状況によって「地域の支援共闘会議」を結成し、幅ひろく共闘する。③地方自治体に対する諸行動を強化する。

(5)中小企業の政策要求に対する運動強化

紙パ労連は、中小企業のかかえている困難を打破し、安心して働ける職場の確保をめざして、七七年の定期大会で、つぎの点を確認してきた。

中小零細企業は、政府、財界の大資本中心の政策のもとで、あらゆる面で苦しい立場にたたされ、企業の努力だけで労働者の生活と雇用を守ることが困難な要因があります。そのため、中小零細業者が大資本の横暴を制限し、産業の民主化をはかる要求で政府や大資本へその実現を迫っていま

す。この正当な要求を支持し、経済民主化のために努力することによって、労働者の生活と雇用を確保する方向も、今後追求すべき課題です。

そして、この確認にもとづき、関係官庁や業界団体、大企業、金融機関などにたいする交渉や抗議の行動を、中央、地方で組織してきた。しかし、ホクシー、藤田紙料、高山洋紙店、東海板紙、特殊製紙、ハリマ製紙、四国丸三製紙、高野製紙、高津製紙などの倒産がつづくなかで、中小零細企業労働者の間に不安がたかまり、将来にたいする展望と確信がもてないという声もでてきた。中小零細企業に働く労働者の不安を解消し、たたかいの展望をきりひらいていくためには、さらに中小企業にたいする政策要求を具体化し、たたかいを強化する必要にせまられた。そこで七七春闘では、当面の中小企業の政策要求を補強してたたかいをくりひろげた。

食品労連　食品産業の再編にともない、食品労連として、食糧政策の抜本的改正の政策要求推進とあわせ、個別の「合理化」攻撃への具体的対処がおこなわれている。

ここ一～二年の間にも、たとえば、北海道糖業労組のビート農業と職場を守るたたかい、沖縄全糖労の砂糖キビ農業と職場を守るたたかい、大洋漁業など捕鯨事業における雇用確保のたたかい、東海糖業のコンビナート進出にともなう「合理化」とのたたかい、プリマハム、沖縄コカコーラの権利を守るたたかい、福岡食品木村屋支部の組合破壊攻撃とのたたかいなど、多くの闘争事例がある。

以下、明治製糖労組の工場閉鎖、人員削減との闘いについて、やくわしく見ておこう。

【明治製糖労組の工場閉鎖・人員削減とのたたかい】

明治製糖では七六年一月二六日、三月末川崎工場閉鎖・売却・二二〇名の人員削減を中心とする再建合理化が労働組合に提案された。労働組合はただちにストライキ権を確立し、首切りや主力工場を閉鎖することが会社の再建になるとは考えられない。計画を白紙撤回し、首切りや工場閉鎖をともなわない再建計画をつくれと闘いをはじめた。

しかし、今回の合理化提案が三菱グループ内でのスクラップアンド集中生産であり、主力銀行の第一勧銀の債権確保のための攻撃であることから、企業内の闘いだけでは解決しえないと判断し、共闘会議を結成して幅広い労働者、労働組合の共闘の力で闘う方針を固め、二月二四日、明治製糖労組反合共闘会議（議長・岡村食品労連委員長、副議長・中連、総評、全国化労協、事務局長・全国砂糖）を結成した。そして三月一二日、明治製糖経営者と共闘会議役員との第一回交渉を皮切りに、企業が合理化を強行しないように歯ドメをかけながら、第一勧銀、三菱商事、農林省など背景資本・行政にむけて、企業が首切り、工場閉鎖をしないですむような援助と業界の安定に必要な諸施策を行なうよう働きかけてきた。

こうした中で、三月末実施の提案をはねかえし、四月以降も川崎工場の操業をかちとる中で闘いがくまれてきたが、四月二六日会社より、川崎工場の閉鎖を前提にしながらも、労働者の他部門への最大限の吸収・関連会社への出向・就職あっせん、希退退職の条件提示を行なった。これを受けて組合側は共闘会議の討論を経て、雇用の確保をはかることを重点に交渉をつづけ、七月中旬に、会社の意図した希望退職募集をはねかえし、①川崎工場の閉鎖はやむを得ない、②他事業所への配転、関連会社をふくめ雇用を保障する、ことの合意に達し、きびしい情勢の中でありながら、全体の結集での成果をあげた。

私鉄総連　私鉄総連傘下では、七七年春闘時、大手の京成で「合理化」提案がおこなわれ、反「合」闘争が展開され、注目を集めた。

京成電鉄は七七年春闘にあたり、大手中央集団交渉への参加を保留してきたが、三月三日、ついに大手中央集団交渉に応ずるにいたった。だが同時に、交渉参加後もしきりに経営危機を強調し、その打開策としての経営改善についての組合の協力を求めていたが、三

月一一日、本社支部に約七五名、一四日には自動車支部に約五〇〇名の人員削減をふくむ「合理化」案を提示し、七六年六月二八日、電車支部に提示していた二六九名の人員削減をふくむ「合理化」提案とあわせ、全社的に対決してきた。

かくして、四月一六日からの総連第一波四八時間ストは、一六日午後三時半に中止となったが、「経営改善計画」実施を賃上げ・臨時給の条件として譲らぬ京成については、ストを続行し、第一波四八時間ストを貫徹した。それと同時に、総連全体としての支援体制も整え、第二波四八時間ストを決行したが、いぜんとして交渉は進展しなかった。四月二六日には、第三波として、始業時より終了時までの押上ビルおよび上野案内所、特工青砥事務所、研修所、高砂倉庫部門のストに突入し、四月二九～三〇日には、始発より終車までの全面四八時間ストに突入し、私鉄大手としては最近にない一大闘争に発展した。この第四波四八時間ストに突入するなかで、徹夜で交渉をすすめた結果、会社側は希望退職の撤回をはじめ、「合理化」案を一部譲歩する回答を示した。ここに、ストは三〇日一二時をもって中止され、事態を収拾の方向で職場オルグ、職場討議が連休明けに開始された。ここには、闘争収拾についての職場討議案のうち、「闘争収拾の判断」の一部を掲げておこう。

【七七国民春闘における京成労組の闘争収拾についての見解(職場討議案)】

私鉄総連京成労組支援共闘委員会
京成電鉄労働組合第三八回中央闘争委員会

4　闘争収拾の判断（前文略）

(1)今回の賃金、合理化セット攻撃は、いち京成資本のみの企図から出たものではなく運輸省を軸とする政府権力と銀行、大手私鉄資本の締付けによるものであり、交渉の場でも賃金とはどんなことがあっても切り離さないという追いつめられた決意と姿勢がありありとみられた。そのことのうらには組合の長期抵抗を逆手にとって、賃金を未確定のままずるずると引き延ばす戦術に出ることが予想された。この時点における七七春闘の主要課題が組合員家族の生活を守る賃金等の引上げにおかれており、春闘も大勢として終結しているなかで、一定の収拾はやむをえないと考えた。

(2)さらにこのまま闘争が継続されれば、京成資本が資金繰りの悪化をおそれ、金融資本への心証を強めるために従来の労資協定を一方的に破棄し、合理化を強行実施しようとする動きも察知された。このような暴挙を許すことは京成労組が結成以来守り続けてきた人事をはじめとする協議約款の空洞化であり、なし崩し否定につながるおそれがあった。また、希望退職などの一方的強行による組織的動揺を防止する態勢は万全とはいえずここから団結を弱める懸念があった。

(3)従って、支援共闘委並びに本部中闘としては、職場の情勢をもうたたかえないと判断したのでは毛頭ない。四波にわたるストライキを背景に交渉をすすめながら、われわれのたたかいが高揚し、相手を圧倒しているときこそ、その力で相手側に譲歩を迫り、余力を残して収拾して次のたたかいに備えるという常道を選んだものである。

(4)内容的にみた場合、合理化全面撤回に至らず、一部機械化やバスワンマン化の拡大・作業条件の変更、そして航空部分離、出向等を認めざるをえなかったが私鉄共闘委の指導にもとづく、

①強制解雇、希望退職は一切認めない。
②労働協約に抵触する労働条件の改悪は認めない。
③闘争の組織・推進・収拾に当っては産業別・地域における闘争強化の関わりを重視する。

基本を踏まえて経営者の合理化計画の基本に関わる部分の大半を撤回させたことは一歩前進であった。

(5)この他、これ以上闘争が長期化することによって、労資問題が社会的問題に転化させられる過程でマスコミ主導による世論操作、中労委、運輸

省など政府権力の介入が強まり、折角盛り上がった力を分散させられ、一方的な収拾を強いられる危険性への配慮もあった。

こうして「合理化」の大半を撤回した会社回答の諾否、今後のたたかいの方向について職場討議をおこない、その結果を五月一九日の闘争委員会で集約、収拾する方向を決めた。

労資の間でしぼられた問題点はつぎのとおりである。①経営改善計画は、支出減のため借入金の縮小、土地売却、債権整理、投資の見直し、デパートの経営建て直しなどとあわせ、重役の兼任を再検討することを基本に交渉を詰める。②四月以降賃金、臨時給、解決一時金についても、総連大手中央集団交渉の収拾内容で支給する。③希望退職募集、外注化などをおこなわない。新採用の停止、配置転換、出向などで人員削減も当初の七五八人（約九〇〇人合理化が自然減等で、三月段階この数になる）を四六五人に減らし、空港要員の一一二人をのぞくと実質的には三五三人の削減とする、というものであった。

かくして、私鉄大手としては近来にない大きなたたかいとなり、京成労組としての歴史はじまっていらいのストライキを打ち抜いたたたかいも、会社側の大幅な譲歩のもとで終息した。

海員組合

海員組合は、深刻化しつつある雇用問題への対処を、政府にたいする政策要求推進をつうじて、さらに失業・離職船員についての具体的対策など、多面的に展開しつつある。ここでは、具体的なとりくみそのものよりも、雇用、失業船員対策、政策要求など、基本的方針について掲げておこう（第三六回大会活動方針書、七六年一二月より）。

【海員組合の方針】

雇用対策について

組織各部門の業界の状況は、組合員の雇用に大きな不安を与えている。海運部門での売船、仕組船化、マルシップ化は、脱日本人船員化を促進し、外国人船員の流入により、日本人船員の職場を圧迫し、雇用不安を醸成している。この背景には、企業体質の弱さと資本系列の選別、再編成の動きがあり、脱組合化と労働条件の引き下げをはかろうとする経営側の意図がある。組合はこれに対してはきびしく対処する。特に中高年部員の雇用を切り捨てることによって、合理化と船員費の低減をはかろうとする動きについては断じて容認できない。組合は、これらの状況に対応し、各部門ごとに雇用対策委員会を設け、雇用協議会や、政策協議会などと連係し対策を進める。また、業種別、職能別協議会の建議などを重視し、現場組合員の意思を活動に反映させつつ、具体的には各部門ごとに雇用対策を進める。なお組合は、将来を展望し、雇用や船員制度にかかわる技術革新問題については、新たな観点から専門委員会を設置し対処する。

失業船員対策について

組織としてはもちろん、関係行政機関に必要な対処を求め、部分的に実現をみているものもあるが十分ではない。本年八月に、船員中央労働委員会が運輸大臣に建議した失業船員救済対策は、当面の緊急策としては有効なものであり、この実施を求めていくが、基本的には、船員についての雇用の基本計画が策定されなければならない。組合は各支部機関でマルシップの奪還により、失業船員として配乗船として確保するため努力している。具体的には一定の歯止めを講じつつ、失業船員救済のための緊急措置に限定した労務提供方式による配乗など現実的な対応を推進する。また、離職組合員の就職や配乗管理など機能的に進めるため、必要な機構を設ける。しかし、本質的には海上運送法の改正や、日本船員の雇用を不安にする外国船員の日本船への乗船を規制するなどの対策を政府に対し積極的に求めていく。また、失業保険金の給付期間の延長を実現し、ことに、近海部門では再延長まで実現させたが、一方では長期にわたって失業し、保険給付の切れた組合員の救済措置が緊急に必要になっている。従って、不況期の時限的措置として、組合自らも特別給付金を支給することなどを検討する。

政策課題の要求と闘いについて

海運、水産、港湾などの政策について、従来の要求と主張にもとづいて闘いを推進するほか、本年はさらに以下について運動を進める。

一、船員雇用保障法（仮称）の制定を促進する。なお、船員雇用事業団（仮称）の設立については、雇用保障法の制定をまたず、外航船員政策協議会で、労使間の合意が得られれば、雇用保障法で規定する失業船員対策にとどまらず、内容をより充実した事業団として、労使、さらには政府も一体になった法人組織としての設立を促進する。

二、社会福祉の充実、特に年金制度と失業保険部門の引き上げと改善にむをそそぐ。

三、船員労働安生衛全法の制定を促進する。

四、以上の各号の実現のため、労使間において船員政策協議会および労使協議制を活用し、労使共通の立場で解決を促進することに努め、行政機関との間では、定例的な懇談会の場で解決を促進するほか、交渉を通じ実現をはかるため努力する。

（以下略）

全商社

ここで、とりあげるのは、安宅産業と伊藤忠商事との合併にかかわる、安宅産業労組の合併反対および人員整理反対闘争についてである。

一九七六年一月一二日、突如、安宅産業と伊藤忠商事との合併を前提とした業務提携構想が発表され、つづいて「伊藤忠にプラスになる合併でないと応じられない。合併のためには安宅側で自主的に人員整理がおこなわれなければならない」趣旨の〝越後発言〟が報道されるにおよんだ。このような事態に直面し、安宅従業員は一様に「自らの職場と生活を守るためには、自らの手で労働組合を結成し、たたかう以外にない」との認識を高め、異例の早さで一月二〇日に労働組合を結成した。

この結成大会は、組合員対象者（課長までふくむ）の九割以上加入のもと、東京、大阪、名古屋の三地区でおこなわれ、組合員のほぼ全員を結集しておこなわれた。同時にこの結成大会では、「安宅産業従業員の生活と権利擁護のため合併そのものへの反対はもちろん、実質安宅経営基盤の縮小弱化につながる業務提携という名の合併準備にたいして断固反対の立場をとる」との特別決議文が満場一致で確認された。安宅労組はこの基本方針にもとづき会社にたいしただちに、業務提携白紙撤回の要求を提出し、職場には業務提携に関する業務拒否の指令を出す等、合併反対闘争の本格的なとりくみを開始した。

以下は、第一次人員整理反対闘争の総括である（安宅産業労組・機関紙七六年九月二八日付による）。

【安宅労組の第一次人員整理反対闘争総括（七六年九月一日～九月二二日）】

一、〈住銀＝堀田ファミリー〉は金力で攻撃してきたが成功しなかった

――第一次人員整理反対闘争総括（九・一～九・二二）――

①今回の「九〇〇人希望退職者募集」は、「八月に打合せた数字＝男子の三分の一」の整理を目標としたもので合併の成否のカギを握るものでした。そのやり方は極めて野蛮・暴力的・狂暴なもので、(イ)本部長等に前近代的な発想である連判状ともいえる「進退伺い」を書かせ、ノルマを課して部下の肩叩きをやらせた。(ロ)社員に、法律違反の業務命令で「個人面接」・脅迫・退職予約・別会社離籍強要。(ハ)最後まで残しておくべき管理職をもやめさせる、などでした。

②会社側は、九月二四日の記者会見で希望退職応募者八五〇人・内販会社一五〇人の数字を発表しましたが、八五〇人のうち男子は五四〇人で目標の五割強にすぎません。このうち、男子では九月末まで退社約一二〇人、一〇月～一二月退社約一〇〇人、三月末退社及び未定約三二〇人ですから、三千人以上の求人リストを用意した「九〇〇人の希望退職募集」は大失敗といえます。〈住銀＝堀田ファミリー〉と安宅労組との最初の正面衝突で、わたしたちも無キズという訳にはいきませんでしたが、目標の五割

強に抑え、四月一日「合併」計画を難しくしたことは、わたしたちのヤモリ作戦と七つの運動の大きな勝利であり、団結の勝利です。

③〈住銀＝堀田ファミリー〉は八五〇＋一五〇という数字を発表して、組合が敗北感、挫折感を起こして、やる気をなくし、運動の終息（あるいは収拾）を考えるようになることをねらいました。発表された数字は、組合員の一定部分には何らかの動揺を与えたと思われますが、内容をよく検討すれば、動揺する必要のないものです。逆に、組合員の団結で今後の勝利の基盤を築いたという確信を持てるものです。

2　本格的な人員整理はこれから――住友銀行の企図

①わたしたちのたたかいによって、目標の五割強しか首切れなかった〈住銀＝堀田ファミリー〉は第二次人員整理を必要としています。小松社長は「希望退職の募集が終り（合併への）一つのヤマを越した」（九・二四記者会見）と言っていますが、その裏で第二次人員整理の準備（組合ニュースNo.二八〇参照）をし、伊藤忠との「合併」交渉に入る前提条件として、目標残をやりきることを迫られているのです。

②また、小松社長は「合併」スケジュールについて「㋑一〇月初めから伊藤忠と合併交渉に入る。㋺一二月中旬に合併覚書　調印。㋩来年一～二月には合併承認のための臨時株主総会。㋥四月一日合併」（九・二四）と発表しました。㋑の合併交渉の結果によって、伊藤忠から新たに大量の人員整理を約束させられるのは明らかといえます。わたしたちにとって、伊藤忠商事経営者は「善良の第三者」ではなく、解体の共犯者・黒幕でさえあると言えます。〈住銀＝堀田ファミリー〉による本格的な人員整理攻撃はこれからです。

3　一〇月はたたかいの決着点、第二次人員整理をはねのけ住友銀行の企図を砕けば合併はできない

いま、肩叩きにはっきり「ノー」と断わり、内販会社への承諾書をもはねのけ、自主再建を要求する社員が二、六〇〇人います。わたしたち二、六〇〇人が団結して残っている限り、七、〇〇〇人の社員を抱えて苦しんでいる伊藤忠は絶対に合併できません。一〇月はたたかいの決着点。ここで住友銀行の企図を砕けば、住銀のねらいのすべてがうまくいかなくなります。人員整理という「合併」の最も重要で住銀にとって困難な仕事を一〇月に成功できなければ合併はできません。マスコミには「希望退職者募集の目標は達成した。これで人員整理は一段落した」と発表する裏で九月の失敗（＝四月一日合併が難しくなったこと）をとりもどすため、一〇月の第二次人員整理は前回以上に功妙にやってきます。この新しい攻撃（＝第二次人員整理）に対しては、九月の勝利を基盤に最大限の力を発揮するときです。〈住銀＝堀田ファミリー〉もいまが一番苦しいときです。わたしたちにとって、徹底的にたたかう姿勢と心構えが必要です。いま、いかなる妥協をも考えるときではありません。

4　孤立する〈住友銀行＝堀田ファミリー〉――激化する資本間の矛盾

①住銀と伊藤忠・第一勧銀の矛盾

▽住友銀行＝㋑「合併は来年四月一日をめざす」、㋺「四月一日合併の目標は、伊藤忠とのゼントルマンズ・アグリーメント（紳士協定）で伊藤忠も八月に了解ずみ」

▽伊藤忠・第一勧銀＝㋑「約束はまったくしていない」と白紙の立場、㋺「合併条件も提示されていない段階で「合併の目標期日を了承するなどできるものではない」、㋩仮に合併条件が伊藤忠にとって好ましいものであったとしても、合併手続きの点で四月一日合併はまず不可能、合併できるとしても来年一〇月一日が目標となる。

この矛盾について、マスコミも「この関係者間の意見の食い違い、事実認識の乱れようには正常でないものがある」（九・二五日経新聞）と指摘しています。

②住銀と東銀・三菱・三井の矛盾

▽住友銀行＝㋑安宅―伊藤忠合併は五行の協調体制で進めるべきだ、㋺年間二〇〇億円の金利タナ上げは関係銀行にのんでもらうことが必要

▽東銀・三菱・三井＝㋑安宅再建は住銀が中心で進めていること。㋺「安宅に貸した金は住友銀行に貸した金だ。住友銀行に金利を払ってもらわねば……」、㋩安宅に対する七～九月分の協調融資一二〇億円は住友・協和・住友信託の三行以外はまだ応じていない。㋥三菱・三井は既に安宅海外のLC開設・BCのDiscountをやらない。東京銀行も最近や

らないと申し出ている。

5　〝負けないたたかい〟から〝勝つたたかい〟へ——社会的包囲で展望を切り拓く

①たたかいの力——㋑安宅労組のたたかいが主体的中心です。㋺支援要請（物産労組、全商社、各単組、五日会（物産労組、CI労組他）、地域共闘（隣・近所の組合に支援要請）、その他

②たたかいの相手——㋑住友銀行＝堀田ファミリー、㋺伊藤忠・第一勧銀の経営者、いま行なわれている人員整理は、伊藤忠・第一勧銀が「合併」条件の一つとして要求しているために行なわれているものといえます。

③たたかいの目標——住銀＝堀田ファミリーの合併路線を再建路線に変えさせ、安宅産業と関連企業群を守り、わたしたちの生活と職場を守ることです。

④たたかいの方法——㋑職場ではヤモリ作戦・七つの運動＝ヤモリ作戦・七つの運動の成功の確信をもって、一〇月も徹底して展開していきます。特に不当配置転換に反対する問いただし運動（職場団交）と、話し合い運動（全員が発言できるきめ細かい職場に強い組合をつくっていくことが大事です。㋺社外には支援要請と集会デモ・街頭ビラ配布で訴える。（以下中略）

なお七七年一〇月一日、安宅産業は伊藤忠商事に吸収合併され、ここに創業七三年の歴史をもつ安宅産業は姿を消した。これにより伊藤忠に引きとられたのは千人余、三分の一にみたなかった。

国　労

今日、国鉄「合理化」問題は、国鉄「再建」のありおり、方、交通政策のあり方と、ますます密接にかかわって「合理化」反対闘争もまた、したがって国鉄民主化、国民のための国鉄づくりをめざした積極的・建設的内容との結びつきを追求せざるをえない段階にまで立ちいたっている。こうした方向にそって、国労は、七七年二月、「国鉄再建についての緊急提案」を発表し、二月末の臨時大会では、それを一部修正した「国鉄再建に関する緊急要求」を決定し、とりくみを強めることにした。要旨は、つぎのとおり。

【国鉄再建に関する緊急要求（要旨）】

①運賃決定に国民の声が反映されない現状のもとで、五〇％もの大幅な運賃引き上げを行うことに反対する。

イ、民主的な総合交通政策が樹立されない以前に景気刺激策として行われる新幹線工事などを中止し、その費用を経常会計にくり入れる。

ロ、国鉄貨物運賃はコストをまかなえる水準まで引き上げる。特定大企業のための政策割引を中止する。国民の日常生活物資の輸送については物価対策上、政策割引を行い、その場合、原価との差額は公費で負担すべきである。

ハ、公共輸送に不可欠な地方交通線の欠損の金額（一九七四年度・二千五百三十一億円）を政府が支出する。

ニ、政策的に強制される料金割引分は政府負担とする。

ホ、過去債務のうち国鉄保有資産と見合う額は政府出資の資本金扱いとし、政府以外の債権者には交付公債で補償する。

②サービスと安全の低下につながり、国鉄労働者の生活を破壊する要員〝合理化〟に反対する。

イ、資材その他の納入物資の費用節減。国鉄が購入する製品についてコスト公開を義務づけ、不当利益を排除する。工事請負いなどもこれに準ずる。

ロ、国鉄高級官僚の「天下り」用の関連会社を整理・統合し寄生的部分を排除する。

ハ、鉄道公安官（三千二十二人）、駐在運輸長室要員（千五十三人）、マル生以降の労務管理強化のための管理者増（約五千人）を削減し、運転保安、旅客サービス部門などの要員に振り分ける。

ニ、市町村納付税（百七十八億円）の廃止。住民のための公共事業から固定資産税的部分を徴収するのは不合理である。廃止の結果、市町村財政を圧迫する場合は、国が特別交付税で補う。

③開発利益について。

公企業である国鉄の開発利益は国民に還元されるべきであり、この立場から、国民的合意を得て、遊休資産の活用・経済の民主化という観点に立ち、事業活動の拡大、開発利益税などについて検討する。

こうした「再建緊急要求」をとりまとめたのち、七六年の定期大会における運動方針で、「国鉄を民主化し、国民の国鉄にする闘い」を提起した。また、国鉄当局が七七年四月に発表した「国鉄経営改善計画案」にたいしては、これに強く反対の意向を表明し、対決姿勢を強めている。

【国鉄を民主化し、国民の国鉄にする闘い（七六年、運動方針）】

〈基本的な目標と中心的な課題〉

(1)労働基本権（スト権など）の回復と国鉄「再建」との闘いを通じて結合する必然性があるという認識に立って闘いをすすめる。

(2)国民各層の国鉄に対する要求を統一するため、われわれが提起した「国鉄再建要求」および「緊急要求」を柱にすえ、徹底した大衆討議を深め、これを基礎に地域要求、住民要求を結びつけ、「国民の足を守る会議」「地域共同行動委員会」「各県交通研究集会」など、民主的大衆運動を組織化し、その運動のなかで「住民討論集会」の発展をはかる。このためこの闘いの進展をみながら、政府・国鉄当局に対し、さらに具体的な要求を秋に提出する。

(3)国鉄「再建」問題は交通運輸労働者と協力し、大衆討論を経て、共同闘争を組みたて、これを産業別統一闘争へと発展させる。

(4)革新政党、民主団体、学識経験者など国鉄「再建」に重要なかかわりと関心をもっている組織、個人に対してひろくよびかけ、真の国鉄「再建」についての懇談会を中央および各県別につくりあげる。

(5)国鉄運賃値上げ反対闘争を継続的に進め、法定主義排除に反対し、われわれの要求実現をはかる。

(6)国鉄総裁は、われわれとの確認でスト権に対する公式発言は秋までと約束している。とくに国鉄「再建」とスト権は避けて通れないことを明らかにさせることができた。われわれは、「再建」議論を単なる財政問題に終わらせないため、労使による懇談会（仮称）を設置させることにした。もちろん、これは経営参加方式の懇談会設置ではない。労働者と勤労国民がもっている要求を討論によって具体化し、国民にアピールしながら、企業主（政府・国鉄当局）と交渉し、その要求を認めさせ実行させるところにねらいがある。公共輸送機関の国鉄が、真に「国民の足」としての役割を果たすためには、勤労国民の声を正確に反映しなければならない。したがって「懇談会」（仮称）は労使協議会ではなく、団交の延長と考え、このなかでわれわれの要求する「再建」対策、民主化対策を徹底的に要求し、これを認めさせる。もし要求が実現できなければ、ストライキを中心に闘うのは当然のことである。

(7)国鉄「再建」問題は政治的課題であることを認識し、これらの諸行動とともに、社会党を中心とする革新政党へ協力を要請し、要求の具体的な実現をはかるため国会内における闘いを強化する。このため、国会内に「国鉄再建共闘委員会」の設置を呼びかけるとともに、国鉄「再建」問題が総選挙後の国会論議の焦点になることを考え、総選挙に全力投球するが、この総選挙闘争でも「再建」闘争を浮きぼりにした取り組みを国民的共闘に組織化しなければならない。

このため、大会直後に「全議員団総会」を開催し、全国的な意思統一をはかる。

以上の闘いを基礎に、国鉄問題民主化の闘いをとおして反独占統一戦線の結成に努力する。

①国鉄民主化のための具体的な要求と闘い

(イ)運輸審議会、鉄道建設審議会の民主的改組と権限の強化。

(ロ)国鉄理事会、国鉄監査委員会の民主的改組と企業コントロールの権限の強化。

(ハ)長期債務の全額国庫肩替わり。

(ニ)建設投資費用の国庫負担化。

(ホ)設備投資の重点を産業優先から国民生活中心に切り替えること。

(ヘ)安全の確保のための労働条件の改善、保守、検修体制の見直しおよび安全諸設備の充実・強化。

(ト)公害防止のため新幹線の列車速度の大幅制限。
(チ)国鉄の組織機構の民主的改組と非生産的職員の配置転換。
(リ)国鉄労働者と下請け労働者の労働条件の大幅改善。
(ヌ)国鉄経営に対する監視体制の確立。

②地域共闘を進める具体的な行動

(イ)各県段階における運動は、「県民の足を守る会議」および各県につくられつつある「スト権回復を支持する会」などとともに共闘組織の強化をはかり、過去の闘いの経験を生かし積極的にこれらの民主団体と共闘する。その方向として、四月から五月にかけて全国いっせいに行った国鉄問題各県討論集会を基礎に、県内主要都市、主要駅頭などで討論集会、街頭宣伝を強化する。

(ロ)自治体に対しては、国鉄運賃値上げ反対、国鉄民主化要求などを骨子とした決議をするよう働きかける。

(ハ)現在、労働組合代表や民主団体代表が参加している「地方陸運審議会」「県交通諮問委員会」「県交通委員会」など、交通関係機関に働きかけ、国鉄問題の討論を行うよう要請する。

以上の運動のなかでまとめられた要求事項の管理局・自治体交渉には、国労はその先頭に立って行動する。

(ニ)これらの闘いは、総じて国民世論をどう有利に形成するかにある。このため、大宣伝活動を積極的に行い、新聞による意見広告を通年または定期的に掲載し、ビラ、チラシの大量配付、地域掲示板（公労協）の活用による国民世論の結集に努力する。

③職場における具体的な闘い

われわれが提起している国鉄民主化の闘いは、こんにちまでの反〝合理化〟闘争の積み重ねが基礎となってこそ真の発展をかちとることができる。われわれは、これまでも政府・国鉄当局の〝合理化〟攻撃に反対して闘い、政府・当局の意図を撤回または変更させ、国鉄労働者と地域住民の利益を守る闘いを発展させてきた。八三線区廃止反対の闘い、駅廃止・無人化反対の闘い、一九七二年の三・一五のダイヤ改正時の復活・修正の闘いなど、民主団体、地域住民とともに闘い、一定の成果を上げ、その信頼を得た経験もある。これらの貴重な経験をもとに、大会終了後地域での諸行動を強化しつつ、共同闘争の発展を通じ「地域スト」の配置を検討する。この場合、線区別の集改札ストライキなど、柔軟な戦術から突入し、秋にむけての決戦準備を進める。（以下略）

3　労働時間短縮闘争

時短闘争の多様なとりくみ

労働時間短縮闘争は、とりくみとしては多様である。一方で、公務員の時短・週休二日制、金融機関の完全週休二日制、労働基準法改正など、制度的要求として多年とりくまれ、他方、単産、企業内要求としてもとりくまれている。つぎに、単産、単組の時短要求獲得状況の一例を掲げておこう。

【七七春闘、時短要求獲得状況】
〈合化労連〉

ほとんどの組合が時短要求を提出、五月一九日現在八組合が獲得
日本食品加工：（日勤者）一四時間短縮（年二日休日増、年間一、八一三時間）、（交替勤）一四時間短縮（年二日休日増、年間一、八〇六時間）
宇部曹達：盆休み新設（八月一五日）年間一、七六七・五時間
旭グラスファイバー：年間休日一四日増（九〇日→一〇四日、一、九二五時間→一、九一八時間）一日一五分延長に反対し、合化加盟支部は

第127表　1977年春闘における時短・週休２日制関係要求の進展状況　　(1977年５月25日，春闘・時短共闘)

要求項目	要求内容	若干の経過と進展状況
公務員の時短・週休２日制	①76年10月１日より試行中の週休２日制を試行終了後ひきつづき本格実施すること。 ②実施内容は完全週休２日制とすること	76.10.26　衆・内閣委「本格実施を前提とする」(人事院総裁答弁) 77. 4. 1　公立の小・中・高校の教職員，週休２日試行（大学は76・10月より試行中） 5.20　第２波統一スト背景にした公務員共闘交渉の人事院総裁確認。 「①週休２日制については，試行は“本格実施を前提とすることを”基本理念とし，今後も前向きに検討する。②具体的には，民間単産での民間の普及状況と公務員の勤務時間，休日数の比較，並びに試行後の状況等をふまえ対処する。」 ＊５月末現在，103の市町村で何らかの形の週休２日制実施。
金融機関の完全週休２日制	①銀行法18条改正および関連法規の改正	75. ２月　全銀協「51年上期実施中に完全週休２日実施」方針を決定，各銀行が一斉に銀行労組に文書で同主旨の回答提示。 4.23　衆・大蔵委「関係閣僚懇を招集し，一両年の間に結論を出す。銀行の労使間の合意を尊重する」(大平蔵相) 5.23　衆・大蔵委「金融機関の週休２日制小委員会」発足 77. 4.12　衆・内閣委「①閣僚懇で決めれば，18条改正をぬき出して金融制度調査会で審議する。②行政機関の週休２日制に関する法律が出来れば，その附則として18条改正ができる」(大蔵省銀行局長) ４月　全銀協，土曜業務縮小方針決め，店頭ポスター掲示，土曜の国税納期延期を関係当局に要請。 5.20　衆・大蔵委「公務員の週休２日制本格施行時に銀行も実施出来るよう準備を進める」(大蔵省銀行局長) ＊77. ３月，ＩＬＯに対し銀行法18条のＩＬＯ98号条約違反性を問合せ。
労働基準法改正	①第40条，41条など特例，適用除外に関する条項の撤廃 ②週40時間，週休２日制 ③年次有給休暇20日と連続取得10日 ④時間外労働最低50％と累進性採用，深夜，休日出勤100％ ⑤その他	①76. 1.27　中央労働基準審議会に対し，労働側委員全員の一致した要求として，左記内容による法改正を要求。 ②76.12.22　経営側の文書回答提示「法改正は時期尚早」 ③77. 2.22　労働省見解提示 1.　時短・週休２日制は行政指導で進める　　2.　41条特例業種など48時間以上部分の短縮 3.　女子労働部分の改正を考えている　　4.　審議会建議は不可能。大臣諮問の道はある ④　5.18　審議会再開 労働省，経営側ともに法改正は時期尚早との見解，労働代表と対立。
雇用・失業保障	雇用安定，拡大のために労働時間の短縮をはかること ①週40時間，週休２日制，年次有給休暇最低20日などを中心とする基準法改正。 ②公務員の完全週休２日制と金融機関の土曜閉店制早期実現	①77. 4.19　衆議院　社会労働委員会において可決 5.12　参議院　社会労働委員会において可決 「雇用保険法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議」の６項目のうち，第１項目として以下の内容が採択された。 1.　今後の経済社会情勢の変化に対応して，完全雇用の達成を期するため，労働時間の短縮問題を含め，総合的な雇用機会の確保，拡大のための施策を講ずるとともに，失業者の再就職の促進とその生活の安定，短期雇用，日雇い，パート等不安定雇用の改善のための施策の充実を図ること等，総合的な雇用政策の確立を図ること。

未妥結

燐化学：年間一、八四八時間
オリエンタル写真：七七年に年間二日増、合計、時短休日二四日となる。
本州化学：年間休日五日増（九五日→一〇〇日、一、八九〇時間→一、八五五時間）
帝国臓器：年間休日一日増（土曜）
東洋カーボン：年間休日二日増

〈全石油〉

全日石：（日勤）完全週休二日制（従来は祝日その他特定休日のある土曜は出勤）、年間休日一〇九・九日→一一八・八日、実働二、〇四二・七時間→一、九七一・四時間。（交替）一二月三〇日～一月三日完全休日化、年間休日九一・三日→九五・一日、実働一、九八六時間→一、九五八・九時間
興亜石油：（日勤）完全週休二日制（従来は祝日その他特定休日のある土曜は出勤）、年間休日一〇九日→一一九日、実働一、九〇六・五時間へ。（交替）一二月三〇日～一月三日完全休日化、年間休日九二日→九四・七五日、一、九三七・七時間へ。
九州石油：（日勤）完全週休二日制、（交替）一二月三〇日～一月三日完全休日化
大陽石油：（日勤）完全週休二日制、（交替）一二月三〇日～一月三日完全休日化

〈電機労連〉

ほとんどの組合が完全週休二日制を要求（現行は、祝日ある土曜の大部分は出勤）、一四組合が休日増などを獲得。

古野電気：年間休日一日増
金石舎：年間休日一日増
マルコン：七八年に休日一日増
日本電波工：七八年に休日四日増
富士通部品：年間一二時間短縮
昭和無線：二、〇一七時間→二、〇〇九・二〇時間
東海科学：休日一日増
ティアック：拘束一〇分短縮（一日拘束八・五五時間→八・四五時間）
田村電機：年間四二時間短縮
新光電気：休日二日増
日本電熱：年間六六・七五時間短縮
ゼネラルエアコン：休日一日増
甲府明電：休日一日増
正興電機：休日一日増

〈自治労〉

五月末現在、一〇三の市町村が何らかの形で週休二日制実施（七六年一〇月時点で三〇、七七年二月に六二市町村）

制度的諸要求の進展状況

他方、七七年春闘をつうじて、公務員、金融機関の時短、週休二日制、労働基準法改正などの諸要求も、国会内外においてとりくまれた。そうしたとりくみの到達状況を、春闘共闘・時短共闘委のまとめにしたがって、一覧表に掲げておこう（第127表）。

【参考資料】(1)労働省『昭和五一年労働運動の回顧』、国民春闘共闘会議『合理化と権利闘争』、同『各単産の〝合理化〟反対闘争状況』、(2)総評第五三回定期大会運動方針、同盟第一三回定期大会運動方針、各単産七六年大会（一部中央委員会）関係資料、関連単産機関紙誌

VI 権利闘争

概要□スト権奪還闘争═「公共企業体等基本問題会議」の発足／スト権保障問題の後退／雇用安定・保障闘争═男女差別賃金是正闘争═組合間賃金差別反対闘争═ハイタク労働者の労働条件・福祉改善闘争

概要

一、七五年末の「スト権回復スト」ののち、七七年七月三〇日、公企体等関係閣僚会議の補佐機関として「公共企業体等基本問題会議」が、学識経験者をもって設けられ、約二年後に改革案をまとめることを目途に審議に入った。他方、七七年五月四日、最高裁名古屋中郵事件判決（七三・四・二五）についで、またも争議権を全面的に否定し、世論の批判を招いた。こうしたことからも、政府のスト権問題の処理の考え方には、批判と危惧の念が強い。

一、雇用安定・保障闘争は、労働権の不可欠な部分として、ますます重要性を増している。このため、七六年秋における労働四団体統一要求のとりまとめ、七七年春闘における春闘共闘の「今後の反合・雇用・失反闘争について」をはじめ、対政府交渉や雇用安定・保障闘争方針のうえでも前進を示している。

一、男女差別賃金問題は、いろいろな形でいぜんとして後を絶たない。このため、差別撤廃闘争もまた、ねばり強くつづけられている。七六年にも、三和銀行が、労基署より是正勧告をうけるなどのケースが発生した。

一、一方、組合間賃金差別問題も後を絶たない。この差別是正闘

争も、労働委員会や裁判所を舞台として展開されている。具体的事例は、新聞、民放関係、銀行関係にきわめて多い。

一、ハイタク労働者の労働条件、生活条件の改善は、従来きわめて遅れていたが、全交運・中央ハイタク労協準備会をはじめ、ようやく最近、積極的なとりくみが見られるようになった。こうした特殊な労働に従事する労働者の権利の自覚化および具体的な権利の確保の活動が、今後注目される。

1　スト権奪還闘争

「公共企業体等基本問題会議」の発足

官公労働者の争議権問題については、七五年末の「スト権スト」以後、政府部内で改めて検討されることとなったが、その（第二次）公共企業体等関係閣僚会議の補佐機関としての「公共企業体等基本問題会議」（「経営形態」「当事者能力」「法令等」の三問題懇談会をふくみ、その経営形態問題懇談会はさらに「国鉄」「電電」等の六部会に、法令等問題懇談会は「給与」「損害賠償」の二部会に細分される）のメンバーが七七年七月三〇日、決定をみた。この人選は、意見の集約を容易にするためなどの配慮から、労使の利益代表を排除し、学識経験者のみが対象とされた。そして同年九月六日初会合が開かれ、約二年後に改革案をまとめることを目途として審議に入った。

この「会議」の設置にたいしては、労働側は労働者のスト権を否認するもので、問題の「すりかえ」だとして対決姿勢をとり、同会議の動向を監視することとなった。

スト権保障問題の後退

一方、総評をはじめとする官公労側は、ひきつづきＩＬＯにたいする働きかけをおこなってきたが、七七年六月一日からのＩＬＯ年次総会では、七八年の総会採択をめざした公務員の労働基本権に関する国際文書の条文案の作成をめぐって政府側と対決した。しかし、同月一一日、公務委員会でまとめられた草案は「スト権」の有無の問題にはふれず、その意味でスト権の保障問題は後退の観を呈した。

右のような動きのなかで、七七年五月四日、最高裁大法廷は、上告中の全逓名古屋中郵事件につき判決を下し（本年鑑第三部Ⅵ「労働判例の動向」参照）、七三年四月二五日の全農林事件判決の線にそって、争議権の全面的否定の立場から被告を有罪とした。これにたいし労働側は強く反発し、六月二二日には本判決の遅延についての慰藉料（一〇〇万円）の請求訴訟を提起した。

本判決にたいする世論の一つとして新聞論調は、同判決に批判的なものが多かった。資料として朝日社説を掲げる。

【また後退した労働基本権判決（『朝日新聞』五月五日付）】

最高裁大法廷は四日、さる三十三年の春闘のさい、名古屋中央郵便局で争議行為を指導したとして郵便法違反（郵便物不取扱罪）のほう助などで起訴された四人の全逓労組幹部に対し、無罪の原判決を破棄、あらためて有罪を言い渡した。

この判決の中で最高裁は、四十一年十月の「全逓中郵事件判決」の判例

を変更し、いわゆる三公社五現業職員の争議についての新しい判断を示した。新しい判断の要旨は①現業公務員、公社職員の争議行為は、職務の公共性の高さなどからみて、全面的に禁止しても不当ではない②公労法が争議行為を禁止している以上、労組法の刑事免責規定が適用される余地はなく、あおりのような指導的行為は処罰を免れない③ただ、争議行為の単純参加者は、公労法の立法趣旨、国公法の処罰規定とのバランスなどからみて、原則として処罰されない、というものである。

さきの「全逓中郵」判例が、憲法の保障する勤労者の基本権に深い配慮を示す立場をとり、禁止違反の争議行為であっても、政治目的でないもの、暴力を伴わないもの、国民生活に重大な障害を与えないもの、などには労組法の免責規定が適用され、刑事罰は受けない、としていたのにくらべると、大幅な後退である。世界の大勢が官公労働者も当然、勤労者としての基本権は認められるという認識に立ち、その争議権を保障する方向を目指しているさなかにあって、公企体争議も一切許されず、刑事罰が適用されるとした今回の判決は、一般公務員（非現業）の争議一律禁止を妥当とした「全農林判決」（四十八年）とともに、時代の流れに逆行するものといわなければならない。

官公労働者の争議行為の問題について、全面一律禁止も合憲とする「全農林判決」と今回の「全逓名古屋中郵判決」、公務員法、公労法の争議行為禁止規定は〝限定解釈〟を加えることによってのみ合憲となりうるとする「全逓中郵判決」（および、その延長線上にあった「都教組判決」など）――この両者の根本的な違いは、禁止規定違反の争議行為について、その「正当性」を認める余地があるかどうか、この点の解釈の相違にあった、といってよい。

前者は、職務の公共性などを考慮して法が明文で争議行為自体を禁止している以上、正当性を持つものなど有り得ない、という立場をとった。だが、われわれは、勤労者の労働基本権を強く保障している憲法の趣旨、職務の公共性といっても職種によってはその程度に差異があること、また国民生活への影響も争議行為の態様によって大小があること、などからみて、すべての争議行為を一律に禁止するのは多分に疑問である、と考える。

最高裁がかつて「都教組判決」の中で示した「これらの禁止・処罰規定が文字通りに、一切の争議行為を禁止し、また、あおりなどの行為をすべて処罰する趣旨と解すべきものとすれば、それは違憲である」という見方は、なお十分な説得力を持つものであると思う。

だが、ともかく、官公労働者の争議権をめぐる法廷論争は、一応これで終止符が打たれた。今後は、この問題の解決は立法政策によるほかはあるまい。スト、処分、スト――の現状を打開するためには、各方面から提言されているように、原則として争議権を認め、現実に行われている争議行為に一定のルールと歯止めを設けることが必要であろう。この線に沿った政府の対策が一日も早く打ち出されることを期待する。

2　雇用安定・保障闘争

本年度も雇用状勢はいぜんとして暗いため（総理府、七六年一月五日「労働力調査報告」では完全失業者数一〇一万人、完全失業率一・九%、七七年五月における求人倍率は史上最低を記録）、労働組合にとっては雇用安定がきわめて重要な課題となった。春闘共闘委員会ではやばやと「今後の反合、雇用、反失闘争について」と題する方針を決定し、七七年春闘の重点事項としたが、七六年一一月一一日には、総評、同盟、中立労連、新産別の労働四団体が「雇用・失業保障の労働四団体統一要求」を政府に申し入れ、鉄鋼労連と全国平電炉労組協議会では雇用安定のための国家資金の投

入、平電炉雇用安定対策本部の設置などを政府に要求する動きがみられた(七七年四月)。

雇用状態のとくに深刻な中高年齢者対策については、同盟、総評とも重点的に対策を練り、同盟においては定年延長の促進を政府に申し入れ(七六年八月二〇日)、総評でも「高齢労働者の雇用安定対策」が策定されることとなった。

春闘共闘委員会の決定、労働四団体の統一要求書、同盟の定年延長促進要求書、総評の高齢労働者の雇用安定対策案は以下のごとくである。

【春闘共闘委員会「今後の反合、雇用、反失闘争について」】(一—三、五省略)

四、今後の闘いの方向と重点

政府と資本の政策の特徴から、相手の労働者にたいする攻撃の方向は次の三つに集約されよう。

一、全産業・全企業の職場にかけられる雇用合理化であり、その特徴は低成長下におけるそれに対応する長期的雇用政策の推進である。その内容は能力主義管理を軸とした減量経営体制の確立であり、具体的には、自然減員の不補充、採用の手控え、販売部門への配転、中高年層の出向、配転などである。

二、とくに賃金面での合理化は、中高年層に集中され、年功賃金制の見直しによる低成長下における中高年層の定年延長と引きかえに賃金抑制、低賃金職種、子会社への配転、出向が中心となろう。

三、産業の構造的変化や再編成にともなう企業の閉鎖、事業転換、労働力の移動などが発生するが、これらによっておこる失業反対などの労働者の闘いに対応するため雇用安定基金を利用しての抑圧政策の推進。

したがって、このような相手の攻撃に対応するためには、われわれの闘いの基本的方向は、次のような内容となる。

一、職場・生産点における労働者の雇用と労働条件を長期的に確保することを基本とし、資本にこのための具体的計画を事前協議を通じて明らかにさせ、裏づけとなる必要な政策を保障させることである。また、労働強化を阻止するため減員の補充など要員確保と標準作業量を規制し資本の利益目的の減量雇用政策を阻止する。この闘いは、企業、職場、年令層別の分断政策を排除するため、産業別の統一的要求基準により統一的に指導されなければ企業競争に巻きこまれる危険がある。(統一指導要領を作成するが、具体的な反合闘争指導指針は別途各単産毎に作成する。)

二、中高年の雇用の安定と賃金の確保のための闘いについては、定年制の延長を中心として闘う。

三、産業構造の変化による労働者へのギセイを排除する闘いは、闘いのほとんどが中小・下請企業に集中されるので、次のような、これまでの一時帰休との闘い(雇調金制度)の総括をふまえて、労働者の「雇用安定基金構想」の役割についての適確な理解を深めるなかで闘いをすすめる。なお、この闘いは問題となる産業・業種毎に具体的に対策をたてる。

そして、これらの闘いによって、運動を守勢から攻勢に転じ、反合・雇用闘争の前進によって、七七年春闘の勝利の基礎をつくりあげることとする。

【雇用・失業保障の労働四団体統一要求】

労働四団体は、一致して重大化した雇用問題に適切に対処するためには、いまこそ制度の充実が実現されなければならないと考えます。われわれは、制度の現状が国際的にも貧困であり、きわめて不十分であると認識し、失業中の生活保障はいうまでもなく、「失業の防止・再雇用条件の整備」等を総合的、体系的に制度化すべきであるとの立場から、つぎのことを措置されるよう要求します。

記

一、定年延長を促進すること。

①定年を当面六〇歳に延長すること。そのために必要な法的措置をとり、行政指導を強化すること。②定年延長の促進と併行して、高年齢労働者の雇用促進をはかるため、定年延長奨励金、高年齢者雇用奨励金、継続雇用

奨励金の支給対象を全事業に拡大するとともに、助成金額を大幅に引き上げること。③中高年齢層の雇用を確保拡大するため、雇用率を引上げ、納付金制度を導入すること。

二、雇用基金制度を創設すること。

①景気変動あるいは産業構造の変化のもとで、失業の予防、再就職の促進など、雇用と生活を保障し、雇用構造を改善するため、雇用基金制度を創設すること。②基金財源は、企業賦課金と国の財政支出によること。③基金の管理運用については、労使同数の代表委員と労使の推せんする公益委員からなる委員会によって行なうこと。④基金では、雇用調整給付金、職業転換給付金、職業訓練附加手当（二〇％）の支給、在職中の職業訓練に対する援助助成等を行なうこと。

三、大量解雇を規制すること。

大量解雇の社会的な規制のため、実効性のある法的措置をとること。

四、雇用保険制度を改善すること。

①失業給付日数を一律一八〇日（六カ月）延長すること。②全国延長の発動基準の緩和についての審議を促進すること。③現行広域延長の発動基準を改善しまた一定地域における受給率が、全国平均受給率を一定限度以上超えた場合（たとえば現在の沖縄など）当該地域内の失業納付期間を延長する地域延長に切りかえること。④個別延長給付の適用基準の緩和、とくに中高年失業者の「当面の措置」については、一律適用にむけて改善、継続すること。⑤日雇労働者の受給要件を緩和すること。出稼ぎ、季節労働者の受給要件を緩和し、給付を改善すること。⑥失業給付賃金日額の算定にあたり休業中の賃金低下による減額のないよう措置すること。

五、公共職業訓練制度を充実改善すること。

①公共職業訓練制度の体系化、必要な社会的条件の整備につとめること。②職業訓練内容の充実、適正化をはかるとともに、労働者の選択を保障し、各人の技術習得度に応じた訓練期間の延長、弾力化等必要な改善強化を行なうこと。

【定年延長促進に関する同盟の政府にたいする要求書】

人口、労働力の高齢化にともない、定年延長は雇用安定と福祉の面から社会的性格を強めている。従って、定年の法制化を早期に実現するため、次の施策をとること。

一、定年六〇歳までの延長については、昭和五十五年四月一日までに完全実施をはかりたい。そのため来年の国会に定年延長促進のための法律案を提出して促進をはかること

二、移行過程での段階的実施方法については労使交渉にゆだねること

三、定年延長の促進と併行して、高齢労働者の雇用促進をはかるため、定年延長奨励金、高年齢者雇用奨励金、継続雇用奨励金の支給対象を全事業主に拡大するとともに、助成金額を大幅に引上げること

四、中高年齢者に対する適職の開発、職業訓練課目の多様化、職業訓練受講の促進等について、強力な行政体制を確立すること

【総評の高齢労働者の雇用安定対策】

一　二年間に及ぶ不況政策によって、失業者は本年に入りついに一二〇万人を超え、最近の景気回復の過程においても、企業の人べらし合理化によって全く減少の気配すら見せていない。そしてこれらの失業者は再就職の全く困難な中高年労働者に集中しつつある。また、景気の回復はきわめて不安定であり、低成長下においては、企業の操業度も低く、資本はコスト切下げの手段としてもっぱら人件費の抑制に重点をおいている。このため中高年層の雇用不安が高まり賃金水準全体への影響も強まりつつある。

二　一方、最近急速に進みつつある人口の高令化にともない、企業内の労働力構成も、いわゆるピラミッド型がくずれつつあり、高度成長期に入職した中ぶくれ「ちょうちん」型の部分が高令化してきた。（一九七〇年から一九八〇年への労働人口中の割合を見込むと、二五才未満は二一・六％から一四％へ減少し、四五～六四才は二六・一％から三三％へと増加する。―労働省）このため、資本の側は終身雇用制と年功賃金制に検討を加え、中高年労働者の賃金の上昇による人件費増加を抑制するための対策が提案されている。（例―管理職の削減、格下げ、下請への出向など）

三　政府、労働省も高令化社会への対応として、一応定年の延長、高令者雇用率（六%）の設定などを打出しているものの、資本の利潤要請と正面から対立するため、その内容はわれわれの要求とかけはなれたものとなっている。すなわち、定年延長は賃金のダウンを前提としたものであったり、再就職の賃金保障も地域包括のないものであったり、雇用率は強制力のないものであったり、最賃と年金（ないものは雇用奨励金）とあわせて一〇万円程度といった内容で高令者の福祉とはほど遠く、むしろ高令者を低賃金労働者として再編成しようとするものである。

四　われわれは資本の側の「年功賃金制によって高令者の人件費が増大し、企業の体質が弱まり採算が悪くなる。したがって賃金の能力、能率給化や高令者の雇用率を縮少することが必要だ」という主張に反対し、「高令化社会における国・地方自治体・企業の社会的責任として、高令労働者に適職とまともな賃金を保障すること」を強く要求する。さらに、このような福祉的雇用政策を国民的要求として長期的な闘いとしてその実現を追求する。

五　以上の立場にたって、次のような具体的要求の実現のため闘いを進める。

(1)　対政府・自治体への要求

(イ)　企業における定年を当面六〇才に延長すること、中小企業では撤廃すること、このため必要な法的措置を講じ、行政指導を通じて各産業、業種、資本家団体に強力に働きかけること。

(ロ)　地方自治体は定年制実施（勧奨）をただちに中止し今後も実施しないこと。（民間の水準を地方自治体の水準に近づけ、自治労の闘いを孤立化させず拡大する。）

(ハ)　高令者の雇用率を設定し（産業、業種毎に）これ以下の企業に対しては納付金を課し、この積立金を高令者の雇用対策に活用すること。

(ニ)　五五才以上の高令者については、人員整理・希望退職募集を行う場合にも、先任権を認めるよう行政指導を行うこと。（全駐労などで実施されている）

(ホ)　定年後の再就職にあたっては、前収の八〇%以上を確保し、すくなくとも月〇万円以上を確保すること（高令者最賃を設定すること。）、また六〇才以上の労働者には年金を完全併給すること。（これらを行政指導及び必要な法的措置により実現すること。）

(ヘ)　政府と地方自治体は、一般雇用につくことができない高齢者の就労を保障するため、高齢者事業を開発し実施すること。

(ト)　中高年失業者については、雇用保険の給付を再就職するまで行なうこと。（当面三年間）

(2)　経営者団体及び各企業に対する要求

(イ)　定年を六〇歳まで延長すること、中小企業では撤廃する、この場合も少くとも五五歳以上の賃金についても平均賃上げ率と定期昇給を確保する。

(ロ)　延長にともない、退職金支給金の切下げは行わない。また定年前の退職かんしょうと関連した退職金の加算については組合の同意を得て協定する。

(ハ)　高齢者にたいする、技能、熟練を生かすことのできる適職を拡大し、高齢者を活用すること。

(ニ)　高齢者の役職、資格からの解任については組合の同意を得て行うこととし、不当な賃下げを行わないこと。

(ホ)　定年後の再雇用については対策を講じること。

(ヘ)　人員整理、希望退職にあたっては五五歳以上の者を整理対象としない。

3　男女差別賃金是正闘争

憲法は法の下の平等を保障し、性別による差別を禁じている（一

四条）が、女性労働者にたいする不利益措置としての結婚退職制、出産退職制、男女差別定年制、昇進差別等がいぜんとして跡を断たず、差別撤廃闘争がつづけられている。一九七六年にもいくつかの企業における男女差別賃金が労基法四条違反として労働基準監督署の是正勧告をうけ、その額の大きさや企業の知名度などもあって、大きな社会的反響をよび起こした。たとえば、以下に掲げる三和銀行のケースがその一例である。

三和銀行では、七四年一〇月一日よりの「給与の一部改訂」で男女を差別した本俸引き上げがおこなわれ、これを女性従業員有志がとりあげた。組合は「一度決定したものなので取り上げられない。法違反とは判断出来ない」とし、銀行側も是正措置をとらなかったため、彼女らは監督署にたいし摘発の申告をし、是正勧告が発せられるにいたった。その結果、銀行側は、是正勧告にしたがった給与再改訂をおこなった。是正総額は約三億円にのぼったとされる。立石電機でも男女別の職務給賃金体系とそれによる賃金差別が問題となり、一部女子従業員の訴えによって監督署の是正勧告が発動された。

【三和銀行婦人労働者有志の賃金差別に関する大阪中央労働基準監督署への是正申告】

昭和五一年一〇月一六日

大阪中央労働基準監督署々長　殿

大阪市東区伏見町四丁目、頭取・赤司俊雄）において昭和四九年一〇月一日より発生し現在にまで続いている、下記、労働基準法違反行為について調査のうえ是正するよう勧告、指導されたい。

〈労働基準法違反と思われる行為〉

三和銀行においては昭和四九年一〇月一日に給与規定の一部改訂が実施されましたが、その際、給与資格二級二号、二級三号に該当する者のうち男子のみ、各々五千円、八千円の本俸の引上げがなされ、女子はそのまま据え置かれました。そしてその后、現在に至るまでこの差額を是正する措置はありません。給与資格については就業規則の給与規定に定められた男女とも共通の資格要件によって格付されており、従来男女の賃金格差がみられなかった資格への大幅な格差を伴う本件の導入は、一律に男子と女子を差別扱いしたもので、単に性別による賃金差別としか考えられなく、明らかに労働基準法第四条に違反する行為と思われます。

よって、女子にも発生時に遡って男子と同一の賃金引上げを行ない、男女差別賃金が是正されるよう勧告され、三和銀行から男女差別賃金をなくすよう指導されたい。

本店営業部　香田法子ほか二三名

以上

《是正勧告書》

昭和五一年一二月七日

株式会社三和銀行

赤司俊雄頭取宛

大阪中央労働基準監督署長

藤本三郎

下記の是正勧告をする

○違反条項　労基法第4条

○違反内容　四九年一〇月一日の二級の二号五、〇〇〇円、二級の三号八、〇〇〇円が男子のみに支給されたのは、労基法第四条に違反するので発生時にさかのぼり是正する事。

○是正期限は五二年一月二〇日とする。

受領年月日　昭和五一年一二月七日

受領者職氏名　人事部長（川勝堅二）

〈口頭説明〉

男女百数十人の賃金について抽出調査をしたところ、今回申告のあった四九年一〇月だけでなく、五〇年四月、一〇月の給

与改定の際も同じような男女差別昇給が実施されていることが判明し、これらの差別の是正も求めた。

本俸にもとづく賃金（臨給、時間外等）は、すべて含まれる。

退職者も対象になる。

（『銀行労働調査時報』三三五号四〇ページ以下より）

4　組合間賃金差別反対闘争

組合分裂などにより一企業内に複数の組合が存在する場合、使用者による特定組合員の賃金差別がしばしば問題とされ、反対・是正闘争が労働委員会や裁判所を舞台として展開されている（本年鑑第三部VI「労働判例の動向」参照）。

ここ数年における組合間差別反対闘争の動向を新聞労連、民放労連の調査でみると、つぎのごとくである。

	1
(1) 会社名 解決年月日	東京新聞 五〇・六・二八 〜 〃　七・一一
(2) 解決経過	都労委仲裁 身分・賃金差別事件について結審後 四九・一二・二一 都労委勧告後交渉 約一〇ケ月
(3) 申立(要求)時内容	四〇・七・三〇 解雇事件発生 四二・ 都労委申立 （支配介入） 四六、四七、四八、四九 賃金差別事件申立 （差別は四三年から） 四九・八　結審← 全面和解←
(4) 解決内容	(イ)基準—組合員を除く中日従業員の中で東京新聞出身者の同条件の者の中位 (ロ)過去の救済—一〇〇名の四三年の差別からのバックペイをはかに上回っている（事実上除斥期間突破）。 (ハ)将来の歯止—昇格については二年後まで決めた（五〇・一・一発令） (ニ)解決金—一億四〇〇〇万＋α
(5) 組織状況	四、〇〇〇名中分裂前—八五〇名 三九年末分裂 四〇年—組合役員解雇 四二年—中日新聞へ営業譲渡切りくずしで一時は一〇四名にまでなった。 解決後—一一六名 （増えつつある）
(6) 備考（解決の契機）	①解雇事件が中労委命令まで出て、労委闘争で勝利していた。 ②親会社である中日新聞の中でかなりの支持を得ていた。（全従業員に手紙を書き六〇〇名から返事をもらった） ③二年間にわたる大規模な地域闘争、産業別闘争をとりくんだ。 ※全面解決の中で三人の配転も解決 ①労委・裁判闘争で二〇数連勝

2	3	4
報知新聞・印刷 四九・一二・二八	西日本新聞 四九・五・一八	山陽新聞 四八・一〇・一
中労委関与和解東京・大阪の二三人の解雇事件を契機として、中労委を舞台として親会社読売資本との交渉により、全面和解	四八・一二・二五 解雇事件につき中労委関与 和解＝高年齢者の分につき差別是正 ← 四九・五・一八 自主交渉にて全面解決	自主交渉 （全面解決）
四五・一〇・三一 発生 解雇 大量処分 配転 身分賃金差別 三組合で二〇数件 労委、裁判提訴	四〇年頃、解雇・処分事件につき都労委申立 （ロックアウト等の裁判で敗け差別事件はねかせていた。）	三七　解雇事件発生 賃金差別は四七年
(イ)一組合員を除く全従業の中位報印については＝年齢別一律賃金体系にした。 (ロ)過去―完全なバックペイと闘争費用 (ハ)将来―報印については賃金自体将来差別ありえない (ニ)解決金―一億五〇〇〇万＋α	(イ)組合員を除く中位 (ロ)過去―四〇年頃からの差別についてのバックペイ相当額が解決金に含まれている。 (ハ)将来―等級、号俸制度の中で差別をはずし、一線に並んだので将来の差別ない（第二組合との統一要求の基礎となっている。） (ニ)一億一〇〇〇万＋α	(イ)組合員を除く中位 (ロ)過去（三七年）からのバックペイ相当分を解決金に含む
報知系三単組で八〇〇～九〇〇名（組織率八〇%位） 四四年末分裂 一時は四〇〇名までになる。 現在約八〇〇名東京・大阪の報印は第二組合解消＝統一なる。 報知新聞に極少数の第二組合。	一三〇〇名中 組合員五〇〇名 昭三九　ロックアウト 四〇　解雇・産別拡大で一〇〇名にまでなる。 四八　解決時―一八〇名 第二組合（約五〇〇名）と統一要求、統一行動をとっている。 組織統一の動きある。	六〇〇名中 分裂前五〇〇名 三七・九
①労委・裁判闘争で三〇数連勝 ②産別・地域での大闘争 ③職場での組合員拡大	①労委・裁判闘争で敗け続けていたのが勝つようになった。 ②職場での組合員拡大 ③二年にわたる地域・産別の闘い	①裁判闘争で勝ってきた。 ②配転事件で中労委命令が出た。 ③地域・単産別闘争で社会的に包

	5	6	7
	福井新聞 四九・五・二五	宮崎日日新聞 四七・一二・一五	日刊工業新聞 四八・六・七
	申立後審問中解決	中労委関与和解	自主交渉
	(イ)局次長・部長になった人もいる。 (ロ)一億円＋α	(イ)組合員を除く中位分裂時一五〇名 (ロ)三九年（初審命令勝った後）八〇名 現在　一一〇名 第二組合―四〇〇名	都労委にて配転事件で勝利命令出た後、職業病問題含む賃金差別は申立し
	(イ)組合員を除く中位 (ロ)過去―四八・七から組合員一人当り 一件一、一〇〇円是正 (ハ)将来―四九・六から身分制度を新設し、待遇職の手当は役職手当と同額とする。 (ニ)解決金―四三〇万円	二五〇名中 一時は一〇名 現在　一七一名 第二組合解散	一、五〇〇名中 三七年頃分裂 一番ひどい時七名 配転問題起った時
	①会社が命令・和解履行せず、何度も闘い勝った。 ②組合員拡大 ③地域闘争 ビラマキすごい ④最終に身分まで含めた勝利かちとった。 五〇年春闘にて 年齢別一律賃金制の協定締結	①身分・賃金差別が分裂のテコとされた。 ②地労委で勝ち中労委へ上ったのが契機。 ③第二組合の中に組合シンパが多かった。 ④職場での影響力、大きかった。 ⑤地域で拠点的組合であった。	①職業病闘争を通じ、組合員外の問題取り上げ拡大した。 ②職場の中での闘争（健康保険組合理事当選等）
	申立後審問中解決	中労委関与和解	自主交渉
	(イ)局次長・部長になった人もいる。 (ロ)一億円＋α	(イ)組合員を除く中位分裂時一五〇名 (ロ)三九年（初審命令勝った後）八〇名 現在　一一〇名 第二組合―四〇〇名	都労委にて配転事件で勝利命令出た後、職業病問題含む賃金差別は申立し
	(イ)組合員を除く中位 (ロ)過去―四八・七から組合員一人当り 一件一、一〇〇円是正 (ハ)将来―四九・六から身分制度を新設し、待遇職の手当は役職手当と同額とする。 (ニ)解決金―四三〇万円	二五〇名中 一時は一〇名 現在　一七一名 第二組合解散	一、五〇〇名中 三七年頃分裂 一番ひどい時七名 配転問題起った時
	①会社が命令・和解履行せず、何度も闘い勝った。 ②組合員拡大 ③地域闘争 ビラマキすごい ④最終に身分まで含めた勝利かちとった。 五〇年春闘にて 年齢別一律賃金制の協定締結	①身分・賃金差別が分裂のテコとされた。 ②地労委で勝ち中労委へ上ったのが契機。 ③第二組合の中に組合シンパが多かった。 ④職場での影響力、大きかった。 ⑤地域で拠点的組合であった。	①職業病闘争を通じ、組合員外の問題取り上げ拡大した。 ②職場の中での闘争（健康保険組合理事当選等）

				め全面解決	
				ていない。	
				切の行為しない。 (二)一、〇〇〇万円 (闘争費として、賃金差別分は入っていない)	
				一五〇名 解決時 二五〇名 現在 八六三名	
				③都労委勝利 解決後一気に増加 四八・八 第二組合解散	

(2) 民放労連

1	(株)中国放送 四九・五・二七	自主交渉	四八・一一・五 地労委提訴 一年以内の昇格 賃金、一時金差別の是正 三回の調査までいった段階で和解成立	(イ)非組合員の中位以上 (ロ)除斥は解決金のバックペイ (差別以後の全額を含む)で突破。 (ハ)基本給は現行賃金体系の標準額とする。 七名を副部長待遇とする。 資格は全て標準的に昇格したものとして取り扱う。 (ニ)解決金七、〇〇〇万円+五〇〇万円 バックペイ(差別以後の全額)及び闘争諸費用、慰藉料として。	組合員一五三名 無所属一九三名 二組なし 組織率は対象者の約五〇%	解決のモメント 力関係が圧倒的に強かった。 全面解決闘争(処分・差別・刑事弾圧反対闘争)の前進。 地域共闘の統一戦線支持組合の大団結で集会、デモ、サークル等活発な活動を展開する中で地域財界も無視できなくなるところへ追い込んだ。
2	(株)山陰放送 五一・三・二六	自主交渉 (地労委結審後)	四九・五・二八 鳥取地区労に救済申立 一年以内の部長以下昇格と 四一以後の賃金是正	(イ)組合員の賃金、資格、職位は、組合員を除く非組合員の実態の中位を勘案し是正する。 (ロ)解決金の内容で除斥期間を突破 解決金一、七〇〇万の内訳は、 申立期間内(三年)が 一、二〇〇万円 それ以前(一年半相当)が 五〇〇万円 (ハ)組合員の今後の賃金、資格、職	組合員 四五名 第二組合員五八名 非組合員 五四名 四〇 第二組合分裂	下請労働者の職安法違反問題及び社員化要求闘争で労基署、職安から職安法違反の指導や、会社との社員化協定を勝ち取る等の成果、を背景に、これと結びついた闘争の発展があった。 労働委闘争とその結審が大きかった。

	3		
	㈱山陽放送 五〇・七・二四 自主交渉 （中労委関与和解）		
	四八・七・二〇 岡山地労委申立 一〇年遡った資格、賃金差別の是正 除斥を理由に審問開かず 四九・三・一四 ←敗訴（却下） 中労委係属 和解勧告		
	㈠解決金　一、七〇〇万円 ㈡解決金　一・七五〇万円	位の取扱いに際しては、過去は全て標準的に昇給、昇格したものとして取扱う。 資格是正 （五一・三・一付） 副参事　八名 主事　一一 主任　四 一級　五 （五一・四・一付） 副参事のうち一名を参事に 主任のうち三名を主事に 一級のうち二名を主任に 職位是正 副部長　六名 副部長　二名 （五一・七末付）	㈠職位、資格、賃金の全てについて、非組合員の実態の中位に是正 ㈡バックペイ二年遡り、除斥期間は交渉で突破 ㈢組合員三名を副参事、七名を副部長とする。 将来は組合員であることを理由に資格、職位賃金を差別しない （但、部長は非組合員とすると共、部長については一項あり、但、部長についての人数制限）	組合員　六八名 無所属　二五〇名 （二組は三八・六・二七分裂したが現在は解散）
		㈠意義 ・山陽放送資本の組合差別をテコとした労働者支配政策の破綻である ・除斥期間の事実上の粉砕 ・差別政策を打ち破ることによる、下級職制、一般職員、臨時工、社外工の再結集の可能性をきり開いた。 ㈡勝利の原因 ・臨時工、社外工、サービス労働者の組織化の中で組織の三倍増。	

	4	
	㈱秋田放送 五一・一・三一	
	自主交渉 （別件である大島事件の中労委確定後）	
	下に同じ	
差別額八、〇〇〇万円のうち約二年分のバックペイ。 ・全国規模で差別撤廃闘争を進める。産業別闘争の前進の力で中労委を動かす。 ・情勢に見合った柔軟な戦術 配転等他の問題をはずし、人数制限を加えながら、部長を非組合員と認め除斥突破の実をとる為、バックペイ、解決金で大幅譲歩をしたなど。 ・綿密な調査、活動など。	㈠（同期中位を勘案し）実年齢による昇格ルール・協定を締結 ㈡バックペイ一、〇三七万円の内訳は組合分四五〇万、残りは第二組合分、四五年四月以後の分として除斥期間突破 ㈢（全面的な資格制度の是正）実年齢による昇格ルール・協定を締結、三〇歳・勤続六年以上主任（四、〇〇〇円アップ） ・職位是正 副部長　一級　一六名 副部長　二級　三三 主　任　三一 ㈣解決金　一、〇〇〇万円	組合員　七〇名 二　組　四五名 無所属　九九名 （二組分裂 四三・四・九） 無所属九九のうち職制組合三三名 （現在は解散）
・和解協定は二組を含む三者協定である。 一組と二組、統一要求をもって統一交渉し協定を勝ち取った。結果として二組の平均以下の人の待遇も引き上げることになった。 解決のモメント ・大島闘争（課長昇格後組合脱退しないことを理由に昇格内示を取消）＝中労委係属、勝利。職制組合でき、時間外手当闘争および資格差別について社内全体で闘争。 ・同時に下請会社秋田放送サービスの企業閉鎖、解雇問題で親会社での職場確保の勝利（四九・一〇・二五） ・職場の問い質し運動 ・二組（新労）との共闘の前進	特徴	

5	㈱四国放送 四九・一〇・五	自主交渉 四八・七・一六 地労委で勝利後、中労委係属中	四六・一一・一二 徳島地労委申立一年以内の一二名の職級・賃金の是正	(イ)非組合員の中位以上に職級、賃金を是正（女性二人についても認めさせる）。 (ロ)差別開始後一年以内で申立て、除斥は問題とならず。 (ハ)昭和五〇年四月一日には規定どおり一号俸昇給、今後組合員が故の差別、不利益取扱いを行わない。 (ニ)解決金一、二〇〇万円（バックペイ相当分）＋三〇〇万（闘争諸費用）	組合員　一七名 社員会　一二九名 無所属　一六名	・女性二名は非組の女性の中位より上となり以後女性組合員が増加している。 ・課長組合員が誕生。 解決のモメント ・出向命令に対し、一組は拒否、二組、職制だけが行かされ、組合の権威高まる。 ・昇格差別闘争を中心に地域共闘も活発であった中での地労委勝利。 （以下略）

同じく地銀連もここ数年の賃金差別撤回闘争の成果として、以下のような資料を示している。

【地銀連・賃金差別撤回闘争の成果一覧（一九七六・一・二二現在）】

（『総評弁護団会報』一二二号八一ページ以下より）

銀行名（本店所在地）	解決日	解決場所	解決の内容				現時点における職位の是正状況
			本俸是正	資格是正	職位是正	解決金等	
滋賀（大津）	四八・一〇・二七	地労委	分裂前の百分比を解決時にあてはめる	加重平均により平均に是正	原則として資格と連動	五、八二〇万円	事務長　一名 代理　一二名 決裁者　一二名
大分（大分）	四八・一二・二六	地労委	第一組合員を除く同年齢の平均に	例外者二名を除き、平均また平均以上	原則として資格と連動	八、〇〇〇万 鉄筋二階建組合事務所	次長　二名 代理　一七名 係長　一二名
四国（高知）	四九・一・一二	自主交渉	同一年齢の上位・クラスに是正	同一年齢の上位・クラスに是正	資格なみに是正	八、五〇〇万	次長　四名 代理　九名

	青森	羽後	泉州	七十七	東北	岩手
	(青森)	(秋田)	(岸和田)	(仙台)	(盛岡)	(盛岡)
	五〇・一二・二八	五〇・三・一〇	五〇・四・三〇	五〇・一二・三〇	五〇・一二・三〇	五〇・一二・三一
	地労委	地労委	中労委	地労委	自主交渉	地労委
	平均または平均傾向値	四四年以降の昇給を標準として是正	平均に是正	平均に是正	平均に是正	平均に是正
	年齢グループ毎に、ほぼ平均に是正	勤続年数を基本にほぼ平均に是正	ほぼ平標に是正	ほぼ平標に是正	資格制度なし	ほぼ平標に是正
	原則として資格に連動	公平厳正に行う	ほぼ標準に是正	公平厳正に行う	厳正公正に行う	原則として資格に対応し、公正に行う
	一億二〇〇万 賃金カット一部免除	四、五〇〇万	一、三五〇万	一億三、二〇〇万	四、一〇〇万	一億六、五〇〇万
	次長 二名 代理 二〇名 係長 三一名	代理 二名 係長 九名	副長 三名 代理 一名 代理補 三名	未発令	係長 一〇名	未発令

(『銀行労働調査時報』前掲二〇ページより)

地銀連は、このように賃金差別にたいする闘争を統一闘争として推進したのであるが、それが成果をあげた理由をつぎのように総括している(一九七六年一〇月第二七回大会決定)。すなわち、①統一闘争としてたたかったこと、②職場で主導権をとったこと、③企業内・地域で主導権をとったこと、④産業別の影響力が高まったこと、⑤国会闘争で銀行側を社会的・政治的に追いつめたこと、であるという。同じ問題に直面している他の組合にとっても示唆するところが大きいと思われる。

5　ハイタク労働者の労働条件・福祉改善闘争

他産業に比して労働条件・生活条件の改善のとりくみが遅れていた産業部門においても、積極的な闘争がみられるようになった。たとえば、労働条件に問題の多いハイヤー、タクシー労働者について全交運・中央ハイタク労協準備会はつぎのような呼びかけをしている。

【全交運・中央ハイタク労協準備会の呼びかけ】

1　今日、ハイタクは旅客輸送機関のなかで重要な位置を占めている。鉄道、バスにつぐ年間三二億人を輸送し（乗合バス一一二億人の二八％）、市民生活に欠かせない交通機関として大きな役割を果しているが、しかし、四〇万をこえる関係労働者の労働、生活条件は一般に劣悪な状態におかれている。とくにハイタク労働者の福祉は、その労働、産業上の特殊性からして重視さるべきにもかかわらず、実際には皆無に等しく、放置され、他産業労働者の実態と比較しても、いちじるしく引きさげられている。

2　ハイタクの労働は、①スピードと大きなエネルギーを有する車両の操縦のため、不断の注意を要求され、精神的緊張の連続、固定した姿勢、不測の事故発生に対する不安など精神的疲労と圧迫感のつよい、②しかも深夜におよぶ長時間変則労働で、③排気ガス、大気汚染、振動、騒音、暑熱また道路・交通事情など環境悪化にさらされた労働である。こうした労働に不可欠な施設、たとえば昼夜食堂、休憩、休養など適切な福祉施設の広域的、系統的な提供、また交通事故、各種の職業病、公害の影響から生命と健康を守るための専門の医療機関や保養所あるいは万一、健康が破壊された場合の能力回復と所得の補償を含む措置等が確立されねばならない。しかし、これらの「福祉」はゼロといってよく、実際には乗務中のトイレにも不便するという実態である。

3　ハイタク事業は全国で七、三〇〇をこえるが、そのうち三〇〇人以上規模事業は僅か二％（一三九企業）で、圧倒的多数は小零細企業である。しかし熾烈な過当競争は労働条件を犠牲につづけられ、労基法、二九通達違反は常に八〇％台と他産業に例をみない異常な状態である。したがって個別企業レベルの「福祉」もごく一部を除けばゼロで、存在する「福祉」も限られたものでしかない。

4　交通災害は依然として多発をつづけ、国民生活の大きな脅威となっているが、ハイタクの災害で憂慮すべき事態は「健康状態に起因する災害」の多発である。蓄積した疲労の回復措置、施設がゼロといった状況もさることながら、安全無視の水揚げ第一主義、劣悪な労働条件と歩合制賃金、一日休めば二万円の賃金ダウンといった減給制度と無関係でない。賃金労働諸条件と健康維持の諸措置及び安全施設の抜本的改善は災害（労災）防止の前提であり、基本である。そして「福祉改善」の要求はその主要な柱の一つである。

5　こうした現状にかんがみ、運転労働者の「福祉改善」要求と労働条件とくに健康と安全について調査したのが本報告である。調査の結果、圧倒的多数の労働者は健康に不安を感じ、賃金労働条件の悪さ、老後の生活不安を訴え、独自の年金、専門の医療機関、住宅、遺族救済、交通共済から昼夜食堂、トイレの増設にいたるさまざまな措置を切望している。それはハイタクの運転労働に不可欠な要件である。またハイタクの安全確保の上でも運転者の労働実態とこれらの措置――「福祉」の改善が切りはなすことのできない緊密な関係にあることも明らかにされた。本報告がハイタク労働者の「福祉」の整備、改善の運動発展に活用されるよう要望したい。

（総評『調査月報』一二五号二五ページ以下より）

また、全交運の討議資料は「トラック、ハイタク関係交通労働者

の福祉改善の事業について」として、これら労働者の労働の特殊性と産業上の特殊性を指摘し、以下のような提案をしている。

【トラック、ハイタク労働者福祉改善事業の提案】

(1) トラックおよびハイ・タク労働の特殊な性格

イ、一般的に交通運輸労働は同一個所で反覆作業をおこなうものではなく、トラックのように起点から数百キロにわたる移動をおこなったり、ハイ・タクのようにがいして一定圏内ではあるが、不規則な移動をくりかえしたりする、という点で特質をもっている。このことは、交通運輸労働者の休養・仮眠・採食など労働に必要な福祉施設が広域的・系統的に形成されなければならない理由を提供している。

ロ、一般に交通運輸労働は変則的な勤務形態をとっている。また、他産業にくらべるとハンドル労働者の労働時間は長い。したがって変則的な労働に必要な施設を提供したり、適切な回復措置をはかるような措置がおこなわれなければ、健康が破壊されたり、職業生活の維持ができなくなる。また、家族との生活など、人間的な側面を考慮に入れれば変則勤務にたずさわる交通労働者の福祉施設の改善は緊急のこととなっている。

ハ、今日の交通運輸労働者の労働は危険にさらされている。交通事故・各種の職業病、公害による影響など、交通労働者の生命と健康を破壊する要素は無数にある。なによりこれらの要素を根本的に絶滅していくことが重要であることはいうまでもないが、万一、これらのために身体が不自由になったり、健康が破壊されても、能力回復と所得の補償を含む措置が確立されている必要がある。交通事故（労働災害）や職業病の予防、治療、後保護、能力を喪失した場合の転換訓練など、一貫した施設が不可欠なのである。また万一、死亡した場合には遺族の生活補償が全面的になされなければならない。

ニ、もともと交通運輸労働は熟練的な労働である。現在ではこの分野の労働市場が開放的であるため、ほとんど自由に出入できる。労働の結果としてのサービス改善という観点からみても、熟練労働にふさわしい技能・知識など、職業技術教育の施設は不可欠である。

ホ、長期にわたって同一職業にたずさわる交通運輸労働者は高令になってかんたんに職業転換をおこなうことはできない。今日では、交通運輸労働者も都市型になっており、かつての農村型ではなくなっているから、明確な老後保障（年金、再就職保障）が必要となっている。

(2) トラック、ハイ・タク労働者をめぐる経済的条件

イ、一般にこの分野では一部を除いて中小企業が多く、過当競争がおこなわれているために、労働条件を犠牲にしたいわゆるダンピングもおこなわれている。福祉は個別企業レベルではなく、全産業レベルで確立されなければならない条件を示している。

ロ、また、この分野での労働者の労働組合への組織率は高くない。運賃や料金が認可制になっているのに、組織率が低いことから、労働者にかかわるコストが明確に反映されないのみならず、それらコストが結果的にダンピング部分ないしは利潤部分に転嫁しているのが現状である。福祉コストが明確にされ、現実に労働者の福祉向上につながる処置を必要とするゆえんである。以上のような労働者の労働・生活条件への向上の諸処置があってはじめてこの分野におけるサービス改善がおこる。タクシー近代化センターがその役割を果すことができなかったのは労働者の福祉向上とのつながりを欠いたためにほかならない。このような立場に立って、全交運はトラック、ハイ・タク労働者の福祉向上の一処置としてつぎの諸点を提案する。この事業は労働者の福祉のためのものであり、原則としては労働者の新しい負担なしに、労働側の意志にもとずいて運営されなければならない。

事業内容と資金

1 事業内容

前記の目的の達成のため、次の事業を行う。

①福祉厚生施設の設置と運営
②職業訓練、養成事業
③年金（補足年金）、遺族救済事業
④住宅建設等関係事業
⑤運転労働に関する調査研究
⑥その他、トラック、ハイ・タク労働者の福祉厚生に関する事業と、その

運営、指導

(1)　福祉厚生施設の設置と運営

①福祉センターの設置　㋑福祉センターは次の設置を有するものとする。㋺労働者数及び必要度の高いところを重点に全国的に設置する。当面、県庁所在地と東京、大阪など大都市では各区に一つの「センター」を設置する。

②会館の設置　二〇〇人以上が同時に宿泊でき、結婚式場などを完備したトラック会館、ハイタク会館（仮称）を東京、大阪にまず設置する。

③休養施設の設置　㋑当面、各陸運局単位に三カ所の休養宿泊施設（設置カ所は原則として山、海、温泉地とする）を設置する。㋺温泉地設置の休養施設は事故疾病などのアフターケアー設備を具備する。

④診療所と病院の設置　㋑運転労働の実態とそれに伴なう職業的疾病等に熟知した医療機関を全国的に設置する。㋺当面、右の条件を備えた総合的病院を各県に一つ以上、大都市では複数を設置し、救急的機能も併せ具備する。㋩労働者の健康状態が事故につながる恐れのつよいことから、日常的な健康管理、健康保持が可能となるよう主要都市に最低一つ、大都市では各区に診療所を設置する。その地域に救急医療機関のない場合は、救急機能も併せ具備する。

⑤これらの運営にあたっては別に運営委員会、専門委員会を設置し、運営、指導する。

(2)　職業訓練、養成事業

①運転者養成訓練所を全国的に設置する。トラック、ハイ・タク運転者はすべてこの養成訓練所の訓練を経る以外に運転者として選任しえないこととする。②タクシー運転者の「運転者選任に必要な指導」（運輸規則二五条七の二）等もこの養成所で一括行うこととする。（タクシーについては営業区域毎のタクシー運転免許とすべきである）。③運転者、整備工などの教育訓練機会を確保し、能力の開発、要求に応えるとともに事故、災害、疾病などによる職業転換等の教育訓練（既存の職訓機関と連携し）をすすめる。

(3)　年金、遺族救済事業

①トラック、タクシー労働に通算して〇〇年以上従事して引続き満五五歳に達した労働者に終身年金を支給する。②事故、災害等により死亡または障害〇級以上の遺族、家族に対し年金を支給する。③既存の機関と提携し、独自に有利な交通共済など諸措置を検討し実施する。

(4)　住宅建設等関係事業

労働者数及び必要度の高い地域より住宅建設を検討、実施する。

(5)　運輸労働科学研究所の設置

①トラック、ハイ・タクに共通する労働科学の調査研究を行う。②研究所は東京に設置する。

(6)　その他

①トラック、ハイ・タク労働者の福利厚生の増進をはかり、事故防止とサービス改善にかかわる諸事業と対策。②法律相談、法令の改廃、施行に伴なう研修。③利用者の苦情処理と相談窓口の開設。

2　資　金

①福利厚生協会（仮称）の財源は、福祉コストとして運賃に含ませる。②負担の公平がそこなわれないことを原則とする。

対象と事業主体

1　対　象

トラック、ハイ・タクとも「自動車運送事業」（道路運送法第三条二項三、四、五及び三項二とする）に従事する労働者（職員その他を含む）とし、関連業種の使用者もしくは、労働組合を通じ登録されたものとする。

2　事業主体

①福利厚生協会（仮称）を設立し、各都道府県に地方協会を設置する。②福利厚生協会（仮称）を特殊法人とするか、公益法人とし社団または財団とすべきかについては検討するが、いずれの場合でも労使対等を原則とする。労働者の利益がより守られる方向で検討し、早急に結論を出す。（前掲『調査月報』三〇ページ以下より）

組合独自の実態調査と福祉事業の提案は、このような特殊な労働に従事する労働者の権利を具体的に確保していこうとする活動の一つとして注目される。

Ⅶ 社会保障闘争

概要□医療保障をめぐるたたかい――春闘共闘の健保・共済改悪反対などのたたかい／健保組合への行政指導の是正／共済組合短期（医療）掛金引き上げ 反対闘争／救急医療確立のためのとりくみ／国連・ＩＬＯの看護職員の労働条件条約へのとりくみ／**老齢保障のたたかい**――九・一五全国高齢者集会／全国高齢者退職者の会の活動／高齢者のくらしと福祉と地方自治を守る国民運動／都老協、老地連などのたたかい／労働組合のとりくみ／**社会福祉およびその他の社会保障闘争**――摂津訴訟＝保育所の超過負担提訴のたたかい／保育料の軒なみ引き上げと住民運動／全国保育団体合同研究集会／堀木訴訟と藤木訴訟／石田原爆訴訟と被爆者援護法制定の運動／第六回社会保障学校／総評の障害者の生活保障闘争への支援／社会保障をめぐる政労交渉

概　要

一、七六年一二月の総選挙、七七年七月の参院選挙と半年余のあいだにおこなわれた二つの国会議員の選挙に当たり、政党の多党化現象のなかで、各党は社会保障分野でそれぞれの政策をかかげ、公約した。このこと自体は、ここ数年来の労働者をはじめとする国民諸階層の社会保障への関心ととりくみの反映とみることができる。しかし、社会保障全般の新しい合理化である〝福祉見直し論〟や「抜本改革への道」は、七六年後半から七七年前半にかけては、それへの始動期というべき時期で、具体的なうごきはみられなかった。したがって、社会保障闘争も目立った動向は少なかった。

一、ただ、医療保障の分野では、老人医療有料化の政府の指向にたいして反対と抵抗が全国各地に展開された。政府は政府管掌健康保険の赤字対策として国会に後退法案を上程したが、これにたいして、署名運動や地方自治体の反対決議などのとりくみが労働組合、民主団体によって展開され、第八〇回通常国会では継続審議にするという成果をあげた。

一、また、いわゆる社会保険の保険料の労使折半負担の原則を打破する三・七闘争は、中央での厚生省交渉でさらに一歩前進し、国家公務員、地方公務員などの公務員労働組合にもこの問題が浸透し

はじめた。

一、注目すべきは、全日自労や全生連、老地連などの労組、民主団体を中心にとりくまれた高齢者の生活と福祉を守り、地方自治の財政破たんを打開するための全国活動者会議、七八〇〇人の国民大集会を七六年一二月に成功させたことである。それが、契機となって東京その他の各都府県にこの運動が波及した。

一、また、社会福祉の分野でも保育所関係の全国的大集会がとりくまれ、裁判闘争と結合してすすめられている摂津訴訟、堀木訴訟、藤木訴訟、石田原爆訴訟も新たな段階を迎え、前進を示した。

1　医療保障をめぐるたたかい

春闘共闘の健保・共済改悪反対などのたたかい

七六年度末から七七年度はじめにかけて、政管健保の赤字対策としての後退法案が登場した。これは共済組合などの被用者保険へ波及するものであった（くわしくは本年鑑第三部Ⅳ「社会保障」参照）。それは、政管健保の累積赤字額が七七年三月までに一三〇〇億円、七八年三月まではさらに一六〇〇億円に達することが見通されるので、その赤字対策として、初診時、入院時の一部負担金を増額し、標準報酬の上限を引き上げ、これまで保険料の対象でなかった一時金に一〇〇〇分の二〇の特別保険料を新設するという内容のものであった。

総評、中立労連を中心に結成されている国民春闘共闘は、七六年一二月一三日、「社会保障闘争の強化について」の方針を確認したが、年が明けると行動は活発になった。一月一一日春闘共闘社会保障対策委員会総会と厚生省事務次官交渉、一七日中央社保協の厚生大臣交渉、一八日総評医療共闘幹事会、二五～二六日中央社保協総会、二七日春闘共闘健保改悪阻止中央討論集会と一月中にもっぱら健保改悪阻止のための体制づくりがおこなわれた。二月に入って、一日には健保・共済改悪阻止で野党への協力要請、四日には総評・春闘共闘で『総評新聞』号外・健保特集号が発行された。

一方、総選挙の結果、衆院の議席数が自民党と野党とで僅少差となったことから、国会の中心は減税問題となりくみにより、これに対応して労働組合も減税一本に統一署名運動をすすめていった。

こうしたなかで、健保・共済改悪反対の署名運動がとりくまれた。単産、各県評、民主団体などの積極的なとりくみにより膨大な署名（総評発表では数百万）が集まった。また、地方自治体での請願うけつけ、反対決議もかなりの数にのぼった。これには、各地の保健医協会や医師会の協力が大きかったとみられる。このような健保共済改悪の阻止のたたかいがつぎに述べるように老人医療有料化反対の運動と結合してすすめられ、その結果、政府・自民党は、老人医療有料化は見送り、さらに健保改訂案は審議未了とした。

二月から五月にかけての健保・共済改悪反対と高齢者医療確立などに直接かかわる中央のとりくみの主なものを列挙すればつぎのとおりである。

二月九日、国民のいのちとくらしを守る中央総決起集会。三月三

日、全国退職者連合会中央決起集会、三月一六日、第三回春闘共闘社会保障対策委員会総会。三月二八～三一日春闘共闘第二次全国集中行動。三月二九～三〇日、健保共済改悪阻止の統一行動、国会請願行動。四月一日、健保改悪阻止・医療交渉（厚生省）。四月一五日、健保改悪阻止・国鉄運賃値上げ反対の中央総決起集会。四月二八日、健保改悪阻止を重点とした国会傍聴行動。五月一二日、国会傍聴・政党要請行動。五月一九日、健保改悪阻止・国鉄運賃値上げ・独禁法改正・被爆者援護法制定をめざす中央総決起行動と総決起集会（日比谷野外音楽堂）。

このような中央行動に対応して単産や地方組織でもさまざまなとりくみがおこなわれた。

健保組合への行政指導の是正

本年鑑では、労働組合の社会保険の保険料の労使負担割合を三対七にするたたかいについて、これまでしばしばふれてきた（本年七四年艦版三三八～三四〇ページ、七五年版三六六～三六七四ページ）。これまでの成果は、主として春闘共闘代表と、厚生省との交渉によって両者の確認事項として前進してきた。

七七年春闘では、この問題についての厚生省保険局交渉でさらに前進がみられた。健保組合の保険料の負担割合の変更について、七七年三月五日の交渉で、文書確認がおこなわれ、三月一二日付厚生省保険局長名の内達が出されたのである。従来、労働組合が三・七闘争をとりくむうえで、末端の行政機関（都道府県健康保険課）が「折半でなければ新年度の予算を認可しない」という強い指導をおこなっていることが大きな壁となっているので、春闘共闘は「厚生省は自主的組織である健保組合に不当な介入をしている。労使の合意があれば、保険料負担割合を変更しても認めるべきである」と主張してきたが、その主張にたいして厚生省が「法定給付の折半については行政指導をするが、再度労使で決めて提出してきた場合は、行政指導の趣旨とちがっていても尊重する」ことを約束し、末端行政機関に文書を内達することになったものである。これは本格的な法改定闘争からみればまだ不十分であるが、三・七闘争の前進への足掛かりをきりひらいたという意味で評価されるものである。

【春闘共闘と厚生省保険局の確認文書】（昭和五二年三月五日）

一、健康保険組合の保険料の負担割合については、他の社会保険制度における被保険者負担との均衡を考慮し、法定給付に要する保険料率の二分の一は、被保険者が負担するよう指導しているところである。このような指導基準に関する明文の規定はないが、主管庁としてはそのような取扱いが現行法の趣旨に適合するものと考えるので、この指導方針を変える考えはない。

二、したがって、この方針に合致しないものであれば、従来どおり指導していくが、指導にあたっては、それぞれの組合につき過去の経緯、同種同業の健康組合の実態、保険料率の状況等を勘案し、当該組合の実態に応じた指導を行う。

三、この保険料率の負担割合に係る指導は、事前指導のほかその実効を期するため、組合会の負担割合の決定の内容の如何によっては、その変更を求める指導を行うこともある。これらの指導を受けて、組合が十分検討したのちの最終的な意志決定であれば、それが指導内容と一致しない場合であっても、それとして尊重する。また、指導にあたっては、十分話し合う姿勢でのぞむものとする。

四、なお、法定給付に要する保険料率の被保険者負担割合が二分の一以下とならないときは、料率の変更がない場合にあっても負担割合の変更は、原則としてこれを認めることとする。

五、以上の趣旨については、都道府県に周知する。また、都道府県にお

て処理困難なケースは、本省に連絡させ適切な処理を図ることとする。

共済組合短期（医療）さきの政管健保の赤字の累積は、保険医療費の上昇が労働者の賃上げによる保険料収入と国庫負担分の増額によってもカバーできないところから起こった。この医療費の増加は、七六、七七年度になると、公務員共済組合（短期）をも大きくゆさぶりはじめてきた。国家公務員共済では七七年度予算編成時にあたって、二五の共済組合のうち二一組合が掛金率の引き上げを予定する事態であり、そのなかでも政管健保の保険料率一〇〇〇分の八〇を超える組合が一二組合、林野庁共済組合にいたっては一〇〇〇分の一〇一となっていた。国家公務員共済組合で財源率が一〇〇〇分の六〇台が八組合、一〇〇〇分の九〇台が一〇組合、それ以上の組合が七というごとになる（国公、地公、公企体などの共済組合短期は負担率、掛金率ともに労使折半でこれを財源率という）。このような共済組合（短期）の掛金率の大幅な引き上げ案は、そのまま実質的な賃金引き下げとなり、しかも前述のような健保改悪と結びついているところから国家公務員各労働組合、国公労連にとっても大きな問題となった。七七年二月一〇～二日国公労連は第一回社会保障・共済組合学校を開いた（講師法政大学吉田秀夫氏）。また、共済組合の掛金率の上限制限と国家資金導入の要求を、各組合支部運営委員会で決議させ、共済組合運営審議会に上申する戦術をとり、署名運動にとりくみ、三月一五日には中央行動を起こした。

一方、自治労の共済対策委員会は、七七年一月一八日、小川自治大臣に「共済組合短期財源率問題についての申入れ」をおこない公務員部長と確認をとりかわし、一月二四日、さらに細かい考え方の確認をおこなった。そのなかには、七六年、七七年ともに短期給付財源率や法定給付分が一〇〇〇分の一〇〇を超える部分については地方公共団体の補助金でまかなう補てん方式で措置するとか、財源率が上がりすぎる組合や高い組合は不足積立金、補てん金について弾力的にすることなどがふくまれている。運動面では、掛金引き上げ反対の職場署名運動（二二県職五万九七一九名、三月上旬集約）にとりくみ、二月四日の運営審議会には実質的審議拒否で臨んだ。

市町村共済組合でも、七七年の予算案では、二六組合が引き上げが予定され、財源率が一〇〇〇分の九〇を超える組合が二七組合、一〇〇〇分の一〇〇を超える組合が一〇組合というように被用者医療保険のなかで最高の財源率の組合をもつという事態になっていた。市町村共済は七六年一二月二一日組合会を開き、連合会役員による自治省交渉をおこない、三月八日にも要求を決議し、大蔵・自治・厚生省への交渉などにとりくんだ。また、静岡、福島などでは組合会が流会する事態が発生した。北海道、山形、長野、石川、埼玉、愛知、滋賀の大部分の単位共済組合は国公共済同様の上限制限、国庫資金導入を決議をした。こうしたとりくみは、都市共済や健保組合をもつ政令都市、大都市にも波及した。

このように国家公務員と地方公務員の労働組合は、七七年度共済組合予算の不成立もありうるというかつてない戦術を行使して、大蔵省や自治省に圧力をかける一方、総評の共済組合対策委員会を中心に国会対策にとりくみ、三月三〇日予算委員会における異例の質問をおこなうこととし、それをタイムリミットとして大蔵省主計局と共済課との交渉を積み重ねた。そして三月三一日大蔵政務次官との交渉で制度上の改善指向の足がかりをつけて、闘争を収拾した。

しかし、現実には、多くの共済組合が七七年度から財源率の引き上げを余儀なくされた。

救急医療確立のためのとりくみ

六六年の千葉県木更津市における救急患者の病院たらい回しによる死亡事件に端を発し、裁判事件にまでなった「救急医療問題」はその後も大きな社会問題化している。春闘共闘社会保障対策委員会では、七六年いらい総評医療労働者共闘会議に依嘱して、当面の救急医療確立についての統一要求づくりをおこなってきたが、七七年四月、半年以上にわたる関係単産の協議と調整がまとまり、四月二三日に開かれた七七年春闘共闘社会保障対策委員会で正式に確認された。それは、①第一次応診態勢の確立（七項目）、②第二次救急医療体制の確立（五項目）、③第三次救急医療体制の確立（四項目）、④情報・搬送体制の確保（四項目）、⑤医療従事者の確保とその労働条件の改善（二項目）、⑥救急医療対策協議会をつくり地域住民の参加を原則とする（二項目）その他からなり、政府に救急医療体制整備基本計画とその年次計画の策定、関連法令の抜本改正をはかる法案の国会提出で結んでいる。

たしかに、救急医療体制の確立には、わが国の医療供給体制のもつ不合理があまりにも多く、医療関係者が圧倒的に不足し、医療保険診療報酬体系の問題点が未解決であるなど問題が山積し、一朝一夕で改善されるような現状にはない。しかも、肝心の国立や公立の医療機関自体がただちに救急医療機関になり得ないほど、人的・物的整備が立ち遅れているのである。この点は、日本医療労組協議会（総評加盟）、全日本民主医療機関連合会（民医連）、新日本医師協会（新医協）、全国保険医団体連合会（保団連）、日本生活協同組合連合会医療部会、日本患者同盟の六団体で構成されている医療団体連絡会議が、六七年七月に発刊した「国民の健康と生命を守るために」と題する医療問題資料集からも明らかである。ここでは、①第一部で当面国民共通の最大の関心事の一日も早い解決が求められている課題についてその実態と解決の方向をまとめ、②第二部で医療団体連絡会議に加盟している団体が、それぞれの立場で強く訴えたい問題をとりあげ、解説がおこなわれている。そのなかでとくに強調されている問題は救急医療、差額ベット、附添料、老人医療公費制度、医療保険の改善、国民健康保険などである。

こうした推移のもとで、七七年に入り、自治労、県評などを中心に、救急医療の確立に関する府県条例制定の署名運動が富山県、大阪府の二府県で展開され、富山県では六月九日に、大阪府では七月四日に府県議会に上程されたが、否決された。富山県の条例案は、一般の診療所、開業医が救急医療に協力することをうたい社共両党が賛成した。大阪府の場合は、開業医に応召義務を法的強制するという内容で共産党は反対した。両府県とも、知事が若干のニュアンスのちがいはあるが現状では医療関係者の協力を得ることは不可能として反対の意見を表明していた。

国連、ILOの看護職員の労働条件条約へのとりくみ

ILOは、看護職員の労働条件に関する条約と勧告を議題の一つとしてきた。日本医労協、自治労、総評医療労働者共闘会議は七六年以降この問題にとりくみ、七六年六月のILO総会での第一次討議をうけて、一二月一三日、全国の看護労働者代表約二〇〇名が参加して、報告集会（東京・全日通会館）を開いた。そして、七七年六月一日から二二日までの第六三回ILO

総会には、日本医労協、国労、自治労、日教組大学部などから六人の代表団（団長・全医労渡辺素良氏）を派遣し、「看護職員の雇用と労働・生活条件に関する条約」および「勧告」の採択に努力した。この条約は労働条件については、①八時間労働制（いかなる場合でも一二時間以上厳禁）、②週四〇時間制、③週休連続四八時間制（最低でも連続三六時間の確保）、④年四週間の年次有給休暇、⑤勤務間隔一二時間以上、⑥困難、不快、危険な業務にたいする労働時間の短縮と金銭上の保障を明確にしたことが特徴である。わが国の医療機関、看護婦の現状はそれよりもはるかに劣悪であることはいうまでもない。

2　老齢保障のたたかい

九・一五全国高齢者集会

第六回目を迎えた九・一五全国高齢者大集会は、例年どおり、東京都体育館に全国の高齢者八〇〇〇人を結集して開かれた。大集会は総司会デューク エイセス、小鳩くるみではじまり、加藤勘十実行委員会事務局長が開会を宣言し、槇枝元文代表委員（総評議長）から基調報告がおこなわれた。槇枝代表委員は「今年度の大集会の意義を、守られていない老人福祉法の実態を明らかにし職場で地域で大運動を組織したい」と訴えた。社・共・公明の各政党から決意表明、地方、各団体からの報告があり、大会アッピールを採択した。このアッピールは、明治、大正、昭和を生きぬいてきた老人の苦しさ、きびしさ、悲しみ、忍耐を浮きぼりにし、とくに「……家賃にも足らない年金、年よりはやめろと首切られ、病気になったら、それっきり、2DKの団地では私たちの座るたたみも無い、それでも私たちはじっと耐えねばならないのか、……全国の労働組合、民主団体のみなさん、息子たち、娘たち、今こそ力づよく立ちあがろう……」と訴えている。

全国高齢退職者会の活動

主要単産や各都道府県ごとに、たてわりと横わりに、結成されてきた全国退職者会の第五回定期総会は、七六年一二月一七日に東京で開かれた。第128表のとおり一六単産退職協一五万余名（うち民間五七〇〇名、前年一三万名）、県退職協四六都道府県一七万六〇〇〇名（うち民間五万四〇〇〇名、前年一四万名）が組織され、地方組織は全国

第128表　全国高齢退職者会の現状
（1976年12月現在）

単産	16単産	150,652人	
	内民間	5,664人	
県	46	175,712人	
	内民間	53,615人	

地域別	総人員	民間人員	比率
北海道	22,772人	14,955人	65.7%
東北	13,971	1,560	11.2
関東	30,007	6,674	22.2
東海	13,267	2,769	20.9
北信越	13,115	3,959	30.2
関西	29,829	5,628	18.9
中・四	22,266	8,343	37.5
九州	30,485	9,727	31.9
合計	175,712人	53,615人	30.5%

1）県組織の中で民間の組織率が高いのは富山の95%をトップに高知72%，北海道66%，福岡59%，愛媛57%，京都55%，栃木45%，宮崎44%，石川39%，岐阜37%，岡山34%，佐賀34%，三重33%等14県が30%以上の組織率である。
2）総評組織対策部調査による。

八ブロックに編成されている（北海道、東北、関東、東海、北信越、関西、中・四国、九州）。第123表でも分かるように、公務員退職者に比して民間企業退職者が圧倒的に少ない。大中企業では定年五五歳が多く年金受給年齢の六〇歳まで転々と職場を変えるという人たちが多く、連絡が不十分のためであると考えられる。

七六年一月から、これまでの『退職者ニュース』を改め、『全国高齢者新聞』にして月一回発行し、各ブロックごとに、医療や年金問題についての学習会、研修会が徐々に開かれている。また、地方自治体での高齢者対策改善のとりくみなどがなされている。こうした盛り上がりに対応して、会員を現役（五〇歳以上）の高齢者からみとめるように規約改正がなされた。こんごの問題として、財政・運営とも単産や地方労組協議会に依存している現状を脱皮し、組織と財政の強化、自主性の確立がある。

高齢者のくらしと福祉と地方自治を守る国民運動

七六年一〇月二〇日、全日自労、全生連、老地連（老後保障団体地域連絡会）の三団体の呼びかけで、大河内一男、沼田稲次郎氏らの賛同を得て、東京、近畿の学者、文化人、宗教家が参加して集まりが開かれた。ここでインフレに直撃されている高齢者問題がいろいろな角度から論ぜられ、年内に大きな国民運動にとりくむことの重要性が確認され、一二月一三日全国活動者会議、翌一四日都立体育館で国民大集会をもつことを目標にして活動がはじまった。全日自労本部を実行と運営のための本部とし、前記三団体のほかに、全国民医連、日本患者同盟、日本社会事業労働組合などが参加して、ポスター、チラシなどが全国的に配布された。沼田稲次郎、小川政亮、吉田秀夫氏らによる社会保障研究会もこれに協力し、総評、中央社保協がこの運動を後援し、多くの主要労組や民主団体の賛同を得た。これは高齢者の新しい運動であり、もっともインフレの脅威を受けている諸団体によって推進されたのである。

〔全国活動者会議〕「高齢者・低所得者のくらしと福祉を確立するための全国活動者会議」は七六年一二月一三日東京全電通会館に約三〇〇名余が参加して開かれ、つぎのような地方報告と団体代表の報告があった。

たとえば三重県では、国民大集会には三市の市長、自治体から一七人、議会一三人をはじめ労組、民主団体、政党、民生委員、身障者、高齢者など一〇九人が参加。とくにとりくみのすすんでいる松阪市では、大衆的なとりくみで七〇万円をこえる募金をあつめ、松阪地区集会を二〇〇人で開いて市長を団長に自治体から七人、議長など議会から一〇人など三九人を代表として送りだした。市長も、「代表団長として政府各省と交渉し、高齢者、低所得者のため、せいいっぱいやってきます」と決意表明、参加者も「こういう町をあげての運動のなかに、私たち低所得者の希望がある。未来がある」と涙を流して感動していたという。運動の中心を担ってきた全日自労松阪分会はそれまで、市長をカンゾメにしたり、徹夜団交などで市から賃金や手当などを、とってとってとりまくってきたが、失対事業を民主的に改革し、市民の要求にこたえて活用、改善し、明るく住みよい町づくりをしようとたちあがり、市民から支持され信頼されるようになるなかで、一般労働者の三分の一という失対労働者の低賃金、生命とくらしの危機を打開するためには、全日自労だけでなく高齢者、低所得者の大きな連合、共闘をつくり、自治体ぐるみ、市民ぐるみの運動で政府にせまろうとねばり強く運動を展開し

てきたという。

北海道では、冬期間地元で働ける仕事の保障と失業給付九〇日分支給を要求する季節労働者のたたかいが、自治体や議会、業者をまきこんで全道的な規模で発展している。冬期間は仕事がなくなり失業給付金で生活せざるをえない季節労働者が、北海道には二九万人おり、三年前の雇用保険法の成立によって従来は九〇日だった失業給付が五〇日、平均一八万円程度に切り下げられたことにより、季節労働者とその家族の生活は崩壊の危機にさらされ、地域全体が荒廃しつつある。

福岡県の筑豊では、政府・独占資本のエネルギー政策によって炭鉱が閉山し、日本一の失業多発地帯となっており、失対諸事業に就労するもの一万八〇〇〇名、有効求職者が一万四〇〇〇名、生活保護世帯が三万で、だいたい二・六人に一人が失業者か生活保護世帯となっているなかで、ほとんどの自治体が大きな赤字に苦しんでいる。こうしたなかで、全日自労を中心にあらゆる階層や団体を統一した失業と貧困と自治体を守るたたかいがすすめられている。

さらに、高齢者の仕事を要求する運動は全国に広がっており、高齢者就労事業は全国ですでに七〇カ所で実施されている。民間日雇労働者の深刻なアブレにたいして東京都に特別就労事業を実施させたたたかい、冷害にたいする救農土木事業などを要求した運動、老人医療無料化の年齢引き下げや所得制限の緩和を要求する運動など、高齢者、低所得者、失業者のいのちとくらしを守るたたかいは、住民ぐるみ、自治体ぐるみの運動として大きく発展してきている。このような地域からの運動をつみあげてゆくことによって、一二・一四予算要求国民大集会、全国討論集会の成功をめざしたのである。

福岡では、老人医療有料化反対署名や賛同署名を大衆的にとりくみ、カンパも一一五万円あつめて、自治体、議会から二三名をはじめとした一〇六名の代表を県集会を開いておくりだすとともに、県内の学者・文化人をふくめた「生活・福祉問題懇談会」で、持続的に運動がすすんでいる。地方でも、大集会までに約三分の二の都道府県で実行委員会がつくられ、全国で運動がとりくまれてきた。独自に二〇万枚のビラをつくって運動をひろげた東京をはじめ、各地で地域集会や宣伝、賛同署名、募金など地域ぐるみの運動をつみかさねてきたことが報告された。

その他、交通遺児家庭の母親が昼夜ぶっとおしで働いており（せいぜい月収五万円）、いつ倒れるかと幼い子供らが案じている実情にあること、ある特別養護老人ホームに入っている寝たきり老人にねずみが群れていることや、養護施設に収容されている子供はリンゴが丸いものだということを知らないこと（日社労組報告）など、低所得者の悲惨な状態が明らかにされた。

〔七八〇〇人の国民大集会〕　翌一二月一四日、東京都立体育館は、午後一時の定刻前に七八〇〇人の全国からの参加者で埋められた。集会では、一員として参加した元労働大臣、槇枝総評議長、母親連絡会代表があいさつをおこない、学者・文化人のアピール（三七〇余人の賛同）が発表されたのち、情勢報告がおこなわれたが、初の集会は成功したといってよい。また、この集会に参加した地方自治体代表者二〇〇名余と全国活動者会議代表は、一三日と一四日の午前中各省陳情をおこなった。

また、その後、地方でも同様なとりくみと地方大集会が開かれた。京都では、暮れに府民大集会をもち、神奈川県では七七年一月二〇日、一一〇〇人参加の県民集会、秋田では七七年三月一八日、県春闘共闘と社保協の主催で「いのちとくらしを守る県民集会」二三〇名参加。愛知では三月四日に老人医療有料化阻止、健保改悪反対、減税問題で県民集会、一五日に要求書を提出。和歌山県田辺市で一月二二日、国民大集会の報告集会を開き七五人参加。岡山では三月四日に七団体の呼びかけで「くらしと福祉の危機を打開する県共闘会議」を一〇〇名余の参加で結成。福岡では三月二一日、「くらしと福祉を守る全県活動者会議」を開き九団体七六人が参加、二八日には県交渉、田川では二月二〇日に「くらしと福祉を守る共闘会議」を一〇団体で結成、大牟田では「社会保障を推進する会」を結成して三・一四重税反対集会。長崎では「くらしをよくする長崎市共闘会議」が三月一四日、「重税反対、福祉、医療、教育、くらしを守る長崎集会」を開き約一〇〇〇人が参加。熊本では「くらしを守り住みよい熊本をつくる三・一三大集会」を開き一〇〇〇名以上が参加した。

「くらしと福祉の危機打開する全国討論集会」　さらに現状把握と理論研修のために、七七年三月九、一〇日、東京・オリンピック記念青少年センターで、「くらしと福祉の危機を打開する全国討論集会」が開かれた。栃木、沖縄をのぞく四五都道府県から自治体一七名、地方議会七名をはじめ労働組合、民主団体、老人クラブ、学者など約四三〇名の代表が参加。また、前日の八日には、中央社保協主催の国会請願行動に参加するとともに、社会、公明、共産の三党国会議員との懇談会を開いて、深刻な実態や切実な要求を訴えた。この討論集会は、昨年末の「一二・一四予算要求国民大集会」を受け継ぐものであり、高齢者、低所得者、失業者などのおかれている深刻な実態と多様な要求、政府・地方自治体の対策の実情と問題点を具体的に掘り下げるとともに、地域での運動を交流しようというものであった。

九日には、全体集会と記念講演（くらしと福祉の危機打開と国・自治体の責任・小沢辰男氏）のあと、五分科会（健康と医療、年金と手当、くらし、仕事、福祉と施設）とに分かれ、討論をおこなった。

その後いくつかの地域で、地域集会がもたれた。福島では五月一五日に討論研究集会、翌一六日には一〇〇〇名規模で県民大集会が開かれた。首都東京では、三月九日、東京民医連、都生連、全日自労東京支部、都老協、都職労が呼びかけを発表、一二日には、三〇〇人規模の討論交流集会をおこない、五月二四日に東京・日比谷野外音楽堂で「高齢者・低所得者のくらしと福祉・地方財政の危機を打開する都民大集会」を一万人規模で開くことを計画、東京春闘共闘、東京社保協が後援を決めるとともに、東京都にも後援を要請、沼田稲次郎（都立大総長）、今村昌平（映画監督）、西村晃（俳優）、大内正二（中野区長）、小生夢坊（川柳）など多くの著名人が集会の成功を呼びかけた。この都民大集会にむけて、板橋、文京、中野など各区市町村などで、地域段階から要求ほりおこし運動をつみかさねることをめざしてとりくみがすすみ、集会は成功した。このような運動のなかで、北海道、埼玉、神奈川、新潟、山梨、高知などで社保協が活動を再開するなど、運動全体に大きな影響をあたえつつある。

また、福岡県では、筑豊から失業と貧乏をなくし、鉱害や炭住の復旧、青少年の非行防止、児童の教育水準の引き上げなど筑豊の民主的復興と開発をめざすたたかいが、筑豊復興共闘会議を中心にすすめられている。この共闘会議で筑豊を復興するための政策をつくりあげ、共闘会議を軸に自治体の首長、議会、商工会議所、区長会、婦人会、農協など保守的な人たちをもふくめたすべての地域諸団体が協力し、住民会議をつくり、政府にその要求・政策の実現をせまり、政府から四九億円の交付金をひきだすことに成功した。

都老協、老地連などのたたかい

七〇年に入って老人問題がクローズアップされ、七二年七月、老人の組織として「都老後保障推進協議会」（都老協・会長吉田秀夫）が結成され、独自の活動を展開してきた（本年鑑七三年版四〇一ページ、七四年版三七一～三七二ページ、七六年版三一九ページ）。七五年五月、老人の「国鉄運賃無料化を実現する会」（会長井上房江）が、川崎市民協、横浜、千葉県船橋などの老人団体が参加して結成され、そのとりくみのなかで、同年九月二四日、新たに埼玉県老人団体協議会などが参加して、老後保障地域団体連絡会（老地連）が結成された。そして、九・一五全国高齢者大集会、一〇月一五日、東京・日比谷公園で開かれた高齢者大集会のあとをうけて、三〇日まで厚生省前に座りこみを決行した。さらに政府予算案に抵抗して、一二月二三日「高齢者の生命を守れ、暮しを守れ」を要求して老後保障集会を開き、二五日まで厚生省前で座りこみをおこなった。この一次、二次の座りこみは延べ一九日間におよび四三八人が参加、四一人が泊りこんだ。

七六年二月には、熱海で、都老協の主催で、老地連規模で老後保障学習討論集会が開かれた。また、福岡県では、筑豊から失業と貧乏をなくし、鉱害や炭住の復旧、青少年の非行防止、児童の教育水準の引き上げなど筑豊の民主的復興と開発をめざすたたかいが、筑豊復興共闘会議を中心にすすめられている。この共闘会議で筑豊を復興するための政策をつくりあげ、共闘会議を軸に自治体の首長、議会、商工会議所、区長会、婦人会、農協など保守的な人たちをもふくめたすべての地域諸団体が協力し、住民会議をつくり、政府にその要求・政策の実現をせまり、政府から四九億円の交付金をひきだすことに成功した。

都老協、老地連などのたたかい

七〇年に入って老人問題がクローズアップされ、七二年七月、老人の組織として「都老後保障推進協議会」（都老協・会長吉田秀夫）が結成され、独自の活動を展開してきた（本年鑑七三年版四〇一ページ、七四年版三七一～三七二ページ、七六年版三一九ページ）。七五年五月、老人の「国鉄運賃無料化を実現する会」（会長井上房江）が、川崎市民協、横浜、千葉県船橋などの老人団体が参加して結成され、そのとりくみのなかで、同年九月二四日、新たに埼玉県老人団体協議会などが参加して、老後保障地域団体連絡会（老地連）が結成された。そして、九・一五全国高齢者大集会、一〇月一五日、東京・日比谷公園で開かれた高齢者大集会のあとをうけて、三〇日まで厚生省前に座りこみを決行した。さらに政府予算案に抵抗して、一二月二三日「高齢者の生命を守れ、暮しを守れ」を要求して老後保障集会を開き、二五日まで厚生省前で座りこみをおこなった。この一次、二次の座りこみは延べ一九日間におよび四三八人が参加、四一人が泊りこんだ。

七六年二月には、熱海で、都老協の主催で、老地連規模で老後保障学習討論集会が開かれた。また、福祉団体共闘などが、ビラ入れ、集会、厚生省交渉、国鉄運賃無料化の請願をおこなった。一一月二、三日には老地連学習討論集会にとりくみ、一二月一三日、一四日の「くらしと福祉の危機を打開する予算要求国民大集会」には主催者団体となって、その組織化にとりくんだ。さらに、七七年一月一一日から二〇日まで三一一人が参加して（うち二三人泊りこみ）厚生省前で三次の座りこみを決行した。その間、関東地区の老人クラブ連合会の二〇〇〇人の決起大会が開かれ、そのデモ隊と厚生省前座りこみ部隊とが激励交流をおこなった。

都老協、老地連の要求は、①公約年金の充実に関するもの（五項目）、②生活保護の改善に関するもの（四項目）、③老人医療公費制度に関するもの（一三項目）、④高齢者の就労権の保障について（八項目）、⑤高齢者の住宅に関するもの（一〇項目）、⑥老人ホームに関するもの（四項目）、⑦老人福祉事業改善に関するもの（四項目）、⑧老人の社会的生活に関するもの（四項目、このなかに国鉄運賃割引や公共料金、郵便貯金などが含まれる）など切実なものがある。

労働組合のとりくみ

以上のように七六年後半から七七年前半の老齢保障のたたかいは、退職者の会、老地連や多数の高齢者を組合員や会員としている全日自労、全生連などによる新しい統一行動の盛り上がりを中心とするものであった。国民年金の財政破たん必至の情勢と、高齢化社会突入のなかでの高齢者の増大、年金受給者の増加のなかで、七六年後半から七七年前半にかけて、高福祉、高負担、受益者負担を基調として、大蔵省、経済企画庁をはじめ厚生省の諮問機関や内閣の社会保障制度審議会などが、七八年度をめざしてかなり急ピッチに審議をすすめた。そし

て基礎年金構想にみられるナショナル・ミニマム――均一年金や財政調整、一部統合などをふくむ事項などがそこでの改革案の焦点といわれている。

このような中央情勢に対応しては、七六年後半から七七年にかけて、ようやく、労働組合中央団体、各単産、地方組織、かなりの支部で年金問題の重要性が自覚され、中高年労働者問題、定年制、退職金、就労問題と相関連して学習会を中心にとりくみがはじまったという状勢である。地域においては、母親、老人団体が全国各地で無数の学習会にとりくんでいる。これは、年金受給者が年ごとに多くなってきたことの反映である。

3　社会福祉および社会保障闘争

摂津訴訟――保育所の超過負担提訴のたたかい

摂津市は一九七三年八月二五日、国を相手どって、保育所設置費の超過負担について児童福祉法にしたがい国の負担金を支払うよう提訴した。この訴訟は朝日訴訟、牧野訴訟、堀木訴訟とともに注目され、社会的に大きな脚光をあびた。争われたのは、現在の中央集権的な地方自治行政のもつ矛盾、地方自治体共通の国の施策実施にともなう超過負担問題である。とくに保育所設置費、公立学校建設費、廃棄物処理施設費、保健所職員費、福祉施設整備費などの順で超過負担率が高く、住民の生活に密着する部分の負担が地方自治体財政を圧迫してきた。このことが初めて国を相手どった裁判となった。

人口急増の摂津市には六五年まで公立保育所が一ケ所もなかったが、働く母親、住民の要求にこたえて六五年に一公立保育所と二カ所の共同保育所をつくり、以後一学区一保育所をめざして、六九年から七三年まで毎年一カ所ずつ保育所をつくってきた。そこで摂津市は、この四つの保育所の建設費九二七二万円のうち、「児童福祉法により二分の一を国が負担する」との規定により、半分の四六三六万円を国へ要求したところ、四カ所のうち二カ所のみについてしか合計二五〇万円しか支払わなかったところから、この訴えとなったのである。この訴えが出されると、七三年一二月、国・厚生省は「児童福祉法施行令の一部改正」（政令三七一号）をおこない、①国庫負担の対象となる保育所は厚生大臣の承認を得たものに限ることとし、②この負担金額算定は清算額ではなくして、厚生大臣が一方的に決められることにし、摂津訴訟について自治体が国へ支払いを請求してくることをたち切る措置をとった。

一九七六年一二月一三日、東京地方裁判所は、この訴訟につき摂津市役所敗訴の判決を下した。その理由は「国の負担義務は抽象的義務に過ぎない。国がどれを負担の対象にするか、その負担基準をどうするかを決めることができる。そうしなければ無制限の負担が国に強いられることになる」というものであった。この判決にたいして、摂津市は国の社会福祉政策の範囲内でしか、地方自治体の福祉行政はないということになり、地方自治権を認めないことになる

として、摂津市は東京高裁に上告提訴中である。

保育料の軒なみ引き上げと住民運動

七六年度から七七年度にかけて全国各地で保育所の保育料の大幅な引き上げが、保守、革新をとわず、多くの自治体でおこなわれた。いっきょに二倍ないし六倍の引き上げという大幅なものであったところから、母親や住民組織の反対運動が展開された。保育料の国の基準額は、七六年度でABCDに分かれており、そのうちABは被保護世帯と住民税非課税世帯のもの、Cは住民税均等割により三ランク、Dは二〇ランクと細かく決められている。このうち三歳児未満でいえば、Cランクでは二七〇〇円が四三五〇円と二倍近く、Dランクでは最低の五二〇〇円から七倍の三万六七九〇円という大幅なアップになった。東京都特別区の保育料も、一二年間は国の基準よりも下回っていたが、七六年度値上げされた。ただし、都の場合、実施時期を四月から七七年一月にのばす措置がとられた。

もともと児童福祉法で、市町村長は保育に欠ける児童を保育所に入所させて保育しなければならない義務を負っているが、この措置をとった場合、その費用は市町村の支出であり、市町村長はその費用を利用者本人または扶養義務者から徴収しなければならないことになっている。つまり保育費は受益者負担の原則になっている。ただし扶養義務者が低所得の場合に、その費用の全部または一部を負担することができないと市町村長が認めたときは、公費負担（国が一〇分の八、都道府県が一〇分の一、市町村が一〇分の一）がなされるしくみになっている。この場合国が最大の負担をしているようにみえるが、保育単価表や徴収金基準額表を厚生大臣が決めているために実情からかけはなれ、けっきょく、市町村のもち出しが多くなるのが現状である。

この引き上げは、こうしたなかでなされたから、抵抗が高まり、ある程度の改善をかちとったところもある。たとえば、東京では、二三区と都下各都市の保母協議会、都職労婦人部、都保育所労組、都保育所保護者会連合会などの参加により、七五年六月、都保育問題協議会が結成され、実施時期やその基本方針の変更、若干の引き下げなどに成功した。

全国保育団体合同研究集会

七五年現在、わが国の保育所数は、一万八二七カ所（うち公立一万一五七五。私立六六九七）、入所措置児数一一〇万七九四〇人。年度はちがうが、七六年度に幼稚園数は一万三四八九カ所（うち公立四〇・二%、私立五九・五%）である。幼稚園々児数七五年で二二九万二一八〇人（私立一七二万一四六〇人、国公立五七万七二〇人）である。また、保育所に勤務する保母は七五年一〇月で一二万八三一三人（専任一二万七〇八七人、公立七万八〇七一人、私立四万九〇一六人）である。保育問題の研究団体サークルが中央や地域で数多くつくられているなかで、第一回の全国保育団体合同研究集会が長野県山ノ内町湯田中温泉で参加者二〇〇〇人が参加して開かれてから、七七年は八回目を迎え、八月六～八日同所で地域実行委員会三九団体、全国組織九団体、約五〇〇〇人が参加して開かれた。これだけの大規模な全国集会は、日教組の教研集会や自治労の全国自治研集会に匹敵するものである。なお、この全国研究集会のほかに、地域ごとに集会がもたれ、主要地では四〇〇名から一〇〇〇名を超す規模で保育大学を開いてきた（七三年から七七年まで一二回）。

堀木訴訟と藤木訴訟

堀木訴訟とは、女手一つで育児と生活に苦闘してきた全盲の堀木文子氏が障害福祉年金の受給を理由として、児童扶養手当法の併給制限条項の違憲性を争っていたものである。七二年九月二〇日、神戸地方裁判所で堀木氏が勝訴したが、兵庫県はこれに応ずる態度を一時とったものの厚生省の指示で控訴した。一審判決の一年後に児童扶養手当法が改正されて、児童扶養手当は、障害福祉年金や老齢福祉年金と併給できることになったにもかかわらず、七五年一一月一〇日、大阪高等裁判所は第一審の判決を取り消す判決をおこなった。堀木氏は、これを不服とし、弁護士や堀木氏を守る実行委員会にささえられて最高裁に上告して、たたかっている。

藤木訴法は、藤木イキ氏が生活保護申請が却下されたことを不服として、その取り消しを求める行政訴訟を起こしたものである。この案件は七二年一二月二五日東京地裁で藤木氏勝訴の判決が下され、保護申請の日にさかのぼって生活保護をうけることになった。その後、藤木氏はこの訴訟に要した弁護士の法廷費用や訴訟記録謄写費用の計一五万一六三〇円を保護費として給付してほしいと申請し、認められなかったので、厚生大臣まで不服申し立てをおこなったが却下された。そこで藤木氏は武蔵村山市福祉事務所長を相手どって、七三年一二月、東京地裁に提訴して目下審理が進行している。

石田原爆訴訟と被爆者援護法制定の運動

石田原爆訴訟とは、広島の被爆者である石田明氏（被爆教師の会会長）が、白内障につき原爆医療法による認定を厚生大臣に求めたのにたいして、厚生大臣が、原爆の傷害作用に起因することを認めながら、白内障治療手術に適応するまでにいたっていないとして申請を却下したために、その取り消しを求めて長い間争っていた事件であったが、七六年七月二七日広島地裁で勝訴判決になったものである。国は控訴を断念し判決は確定した。

七五年六月現在、全国で被爆者健康手帳所持者総数は三五万七一四一人にのぼっており、しかも高齢者のいる者が四六・六%をしめ全体として高齢化とともに生活困窮におかれている実態が基本調査によって明らかにされた。それに対応して現行の原爆二法（原子爆弾被爆者の医療等に関する法律および原子爆弾被爆者の特別措置に関する法律）を不十分として新たな被爆援護法の制定をめざす運動が高まっている。この運動は「日本原水爆被害者団体協議会」に結集した被爆者を中心に、NGO主催の「被爆問題国際シンポジウム」採択の報告もあり、大きく高まっている。

春闘共闘の第六回社会保障学校

春闘共闘の第六回社会保障学校は、七七年七月二〇～二三日の四日間、日光で、約四〇〇名が参加して開かれた。テーマと講師（カッコ内）はつぎのとおり。社会保障論（沼田稲次郎）、医療保障（西三郎）、老齢保障（佐藤進）、失業・雇用（高木督夫）、社会福祉（河野正輝）、労働災害・職業病（上畑鉄之丞）、社会保障（柴田嘉彦）、運動論（富塚三夫）。

総評の障害者の生活保障闘争への支援

総評は障害者の生活保障改善対策にとりくんでいるが、春闘共闘代表と厚生省の交渉が七七年一月一七日、二月四日、九日、三月一八日、二三日の六回おこなわれた。障害者団体連合会は、三月

二四、二五日の二日間厚生省前すわりこみをおこない、さらに一連の行動の総括のために、五月二八、二九日の二日間泊りこみで会合を開いた。

社会保障をめぐる政労交渉

七七年春闘のなかでの春闘共闘社会保障対策委と政府との交渉で、健保組合の保険料負担割合変更についての行政指導について確認書がかわされ、通達が出されたことは前述したが、このほかに三月二二日、生活保護関係について、四月一日、医療保障について、四月六日、公的年金について、四月八日、医療保障について、厚生省の関係局・課長と春闘共闘社会保障対策委員会の交渉がおこなわれた。

【参考資料】 (1)第五五回総評定期大会各局報告書、(2)七七年版『社会保障ハンドブック』、(3)くらしと福祉の危機を打開する予算要求国民大集会報告集および全国討論集会報告集、(4)七七年版『保育白書』、(5)第九回全国保育団体合同研究集会要綱、(6)都老協と老後保障地域団体連絡会のニュース

VIII 労働者福祉運動

概要□労働金庫運動═さらに引き延ばされた労金の全国統合認可／賃確法制定契機に、企業内福祉制度の財形移行はじまる／不況の影響を反映した会員基盤・業績の鈍化／労働者共済運動═全国統合の実現とその後の経過／事業規約認可をめぐる問題の発生とその結果／保険業界の動向と共済制度開発の課題／健保改悪反対をはじめとする大衆闘争への参加／生活協同組合運動═組織・資金・事業ともに着実な前進をつづける生協／消費者のくらしと権利を守る運動の成果／生協規制のひろがりと対応する生協のとりくみ／労働者住宅運動═構造的矛盾をかかえたまま回復を示した住宅建設／在庫住宅・土地の圧力で苦悶する住宅事業経営／創立一〇周年を迎えた勤住協・すすまない条件獲得

概要

一、一九七六年度、労働者福祉各分野の事業と運動は、長引く不況のなかでの労働者の生活防衛のための要求の変化によって、それぞれに転換を模索しつつ、それぞれのもつ体質的な差異・特徴、とりわけ大衆的基盤の強弱を反映して、きわめて跛行的な現われ方を示した。

一、労働金庫は、不況・雇用調整の影響を受けて、その会員基盤の順調な発展をおしとどめられた。また財形貯蓄の分野でも、民間大手の企業内福祉移行型財形で取扱機関から排除されたり、融資金利面の競争が強まるなど、きびしい圧力を受け、預金・貸出金ともに前年にひきつづき伸び悩みを示した。一方、労金運動発展への礎石を置こうとする全国統合については、大蔵・労働両省の許認可権の厚い壁にさえぎられ、七六年一〇月一日の実現を諦めざるをえなくされ、七七年度末までその結論をひきのばされることとなった。

一、労済運動は、懸案の自主的全国統合を予定より一カ月遅れとはいえ、七六年一一月一日に実現し、労金に先んじて発展への礎石をきずいた。しかし、福島・群馬・新潟・福井・愛知・鳥取・長崎・大分の八単協および全逓・電通・日教済・全林野・国労・全専売・自治労の七単産共済が参加しなかったほか、統合にともなう制度改

善をめぐり、その許認可権をもつ厚生省の介入により、組織的には混乱を余儀なくされた。結局、中央労福協、労働四団体の調整・協力のもとで、厚生省の介入に歯止めをかけるなかで、保険との調整については受け入れ、事態を収拾し制度改善を実現した。こうした混乱のなかでも、大衆的支持をえた健保改悪反対署名行動を組織し、統合による制度改善で労働者の要求にこたえたこともあって、事業的にはひきつづき大きく前進した。

一、生協運動は、新たな反生協運動、生協規制の動きに直面しつつも、組合員による民主的運営を発展させ、組合員自身の要求による運動参加をひろげ、消費者運動としての成果も獲得してきている。また組合員の行動・結集によって反生協の動きを各地で封じ込めることに成功し「地域社会に信頼される」生協活動をスローガンに、ひきつづき事業的にも発展してきている。また生協間の連帯結集も、いっそう前進を示した。

一、住宅建設戸数（取扱事業量）の総体的な回復の足どりにあわせて、住宅の自主建設事業の分野でも、前年度の極端な落ちこみからかなりのテンポで取扱事業量の回復をみたが、なお在庫住宅、在庫土地をかかえて経営上、重圧を加えている問題生協も生じている。そうしたなかで前年度にひきつづき七六年度も組織体質の改善、供給方式の消費者指向型への転換が模索されたが、なお明確で根本的な転換をはかりえずにいる。

1　労働金庫運動

さらに引き延ばされた労金の全国統合認可

一九七六年一〇月一日の統合実現をめざしていた全国労働金庫協会と四二の労働金庫（七六年七月、茨城、静岡の二金庫が新たに参加）は、行政認可権をもつ大蔵・労働両省が、認可の判断を留保したまま、いちおう内認可申請書を受理したことによって、ひきつづき「三者協議」（大蔵省、労働省、労金協会）を中心に、大蔵・労働両省との折衝を重ねてきた。労金協会は、この三者協議と併行して、与・野党をふくめ各政党にたいしても、公式、非公式の協力要請をおこない、衆院大蔵委員会の証券・金融小委員会でも、労金統合問題で論議が交わされるなど、若干の公的論議が試みられた。しかし、全体としては「三者協議」の枠にしばられて、大衆的・社会的な運動の盛りあがりを欠いたまま推移した。

こうしたなかで、七六年九月に開かれた第八回設立準備委員会は「一九七六年一〇月一日」の当初実現目標の延期を認め、ついで一一月の第九回委員会で「統合日程を設定しうるよう五二年三月を目途に、最大限の努力を集中する」ことを申し合わせた。このため、大蔵・労働両省が、統合可否の判断の前提としてあげた検討項目、①労働金庫の経営上の問題、②統合に関する現行法上の問題、③労働

金庫制度と協同組織制度、④現行労働金庫制度の問題点、⑤統合基本計画の五項目について、集中的に三者協議を重ねたが、七七年三月末までに、協議は終了せず、結局、各労働金庫の通常総会開催まぎわの五月一三日にいたって、以下の中間集約と「協議概要」を三者で確認し、可否の結論をさらに一年延期することとなった。

【労働金庫の全国統合問題に関する中間集約（一九七七年五月一三日）】

労働金庫の全国統合問題については、昭和五一年一月、大蔵省、労働省、労働金庫三者による協議の場がもたれ、五一年七月以降は両者から提起した実態上、法制上の諸問題につき五項目に整理して検討を進めてきた。

この間、労働金庫は、統合の必要性ならびに十数年の長期にわたる会員討議の実情を説明し、大蔵・労働両省は、労働金庫の全国統合に対する強い熱意と主張について十分耳を傾け、理解に努めたが、現状においてはなお少なからず見解の一致しない部分を残している（協議の概要については別紙）。

したがって、この段階において結論を出すことは時期尚早であり、引き続き現在検討不十分の点を含めて三者による検討を深め、昭和五三年三月末を目途に統合問題の展望を見出すよう努力することとする。

また、協議の過程において概ね見解の一致をみた諸点については、労働金庫の健全な発展を確保する見地に立って、労働金庫は業務運営上の問題点につき改善に努める一方、両省は現行労働金庫制度上の問題点につき検討を進めることに合意した。

〈別紙〉

労働金庫の全国統合に関する協議の概要

1　労働金庫の経営上の問題点について

現在の労働金庫には、資産内容の健全化、自己資本の充実、損益基調の改善、経営管理体制の整備等業務運営上の諸点につき改善すべき問題があること、この改善については事業体として当然努力すべきものであることについては、両者の見解は一致した。

当局側は、このような業務運営上改善すべき問題点を蔵したまま多数の労働金庫が合併することには大きな危惧を持つ旨述べた。

これに対して金庫側は、全国統合によって一層その改善が促進されるものであり、四十数金庫の合併は、前例をみない大合併であるが、統合は危惧とされる点の解消を含め、十分な検討と見通しの上に立って計画したものであると主張した。

2　統合に関する現行法上の問題について

当局側は、現行法は労働金庫を地域的協同組織として想定しているものであり、現行法の合併に関する規定は全国統合を想定したものでないこと、さらに全国統合に伴い、少数会員の保護規定等も十分機能しなくなり、多数の死文化する条文が生ずること、総会または総代会の開催が事実上困難になること等から、現行法の規定に基づく全国統合には法制上強い疑義があることを指摘した。

金庫側は、現行法に合併の規定があり、その数に制限がない以上、少くとも、結果としての全国統合の場合を否定するものではなく、また地区の制限についても明文はない。当面現行法の規定に基づき全国統合を行い、少数会員権の保護、死文化する条文の措置や、合併に伴い整備すべき条項等については、実体に合せた法改正の段階で措置したいこと、また総会の開催については適法に行うものであると主張した。

3　労働金庫制度と協同組合制度について

当局側は、労働金庫は、限定された範囲内での組合員の相互扶助を目的とする協同組合組織のひとつであり、自らその規模には限界がある。全国的規模における統合は、このような協同組織の枠をはみだし、変質させるおそれがあり、他の協同組織の金融制度等との関連においても単なる合併と異なり、基本的に検討を要する問題が含まれていることを指摘した。金庫側は、全国統合を含む大型化は、協同組合の今日的あり方であり、統合後も協同組織性を重視し、これを堅持していくことに変わりはない。労働金庫は、団体を会員とする協同組織、就中、労働組合を中心とする組織であり、金融制度との関連についても、地縁を基本とする他の協同組織の金融制度と同じ観点で論議すべきではないと主張した。

4　統合基本計画について

当局側は、統合基本計画に盛られている都道府県総会議、運営委員会、監査委員会、独立計算制度等は、協同組合制度からみて種々の疑問があるうえ、特に組織面においては、現行法上基本的に検討を要する問題があることを指摘した。

金庫側は、統合基本計画の各条項は、地域性、民主性の保持、もたれ合い排除の趣旨に基づくものである。基本計画は法的根拠を必要としない形で策定されたものであるが、現行法に明らかに抵触する部分については、これを修正するに吝かでない旨を表明した。

5　現行労働金庫制度の問題点について

金庫側は、統合問題とあわせ、為替業務、会員資格の拡大、連合会業務機能の拡大および貸出限度額の拡大等、すでに法改正や当面の措置を希望しているものについては、早期に解決されることを期待すると述べた。

これに対し当局側は、金庫側が統合の必要性に関連して述べた現行労働金庫制度の問題点について耳を傾けてきた。それらの中には、労働金庫の発展のために、何らかの措置の検討を要すると考えられるものがあること、その検討は法的観点のみならず、技術的、専門的観点からも行う必要があること、したがって、今後、それらについて検討することに吝かでないと述べた。

賃確法制定契機に、企業内福祉制度の財形移行はじまる

関する諸措置を規定した「賃金の支払い確保等に関する法律」（昭和五十一年度法律第三十四号）を公布・施行した。これにともない社内預金にたいしては、それまでの残高の五〇％以上保全という規定から、毎年三月末現在の残高の全額について向こう一年間保全しなければならないという規定に改正された。この結果、各企業の労使双方とも、あらためて社内預金制度の今後の取扱方針の検討を迫られ、労働金庫は、中央労福協との協力のもとに社内預金問題に関する資料を作成し、各労働組合のために供した。

社内預金制度の普及度がもっとも高い民間大手の企業のなかでは、これを機会に社内預金制度を財形制度に移行させるとともに、企業内の住宅資金融資制度についても、一九七七年四月から施行開始された財形持家個人転貸融資制度や既実施の年金事業団転貸融資制度などの公的融資制度の活用と財形貯蓄取扱金融機関によるローン制度に肩替り移行させる傾向が強まっている。その際に、取引金融機関との関係を理由に労働金庫を財形取扱金融機関から排除するか、排除しない場合でも、従来の企業内福祉制度との連続性を保持した本社一括型の取扱いシステムがとられ、労働金庫の自主福祉と地域主義の立場との間に矛盾を起こし、労働金庫はその対応に苦しむ状況が顕著に現われてきている。たとえば 鉄鋼大手の 新日本製鉄、日本鋼管等では、結局、労働金庫が排除され、電機大手の日立製作所では、一括的対応に踏みきることによって指定を得ている。

こうした労働金庫にとってきわめてきびしい状況が現われるなかで、労働金庫の財形貯蓄の結集運動は制約され、五月末現在その契約件数は対前年比一五・七％増の七一万六〇〇〇件、残高では同じく五六％増の一一一四億円と過年度に比べ、いちじるしい伸びの鈍化を示し、総財形貯蓄に占める労働金庫のシェアは、ジリジリと停迷・低下をみせ、都市銀行のいちじるしいシェア拡大におくれをとりはじめている。

不況の影響を反映した会員基盤・業績の鈍化

一九七六年度の労働金庫の団体会員数は、前年度を上回る一一一七会員の増をみたが、間接構成員数の増加は、わずか

第129表　労働金庫の組織現況

会員区分＼年度	1975	対前期増加	1976	対前期増加
団体会員計	46,802	830	47,919	1,117
民間労組	27,387	469	28,023	636
官公労組	14,482	335	14,809	327
生協	902	32	928	26
その他団体	4,031	△ 6	4,159	128
個人会員(人)	252,212	12,923	260,616	8,404
間接構成員数(千人)	9,451	197	9,455	4

第130表　労働金庫の主要事業勘定

(単位：億円，%)

科目＼年度	1975	対前期増加率	1976	対前期増加率
出資金	186	13.4	218	17.2
預金	13,488	27.2	16,590	23.0
貸出金	10,507	21.0	12,526	19.2
総資産	15,174	26.9	18,614	22.7

第131表　労働金庫の年度間新規貸出の使途別内訳

(単位：億円)

使途区分＼年度	1975	1976	対前期増加	1976年度末残高
生活資金	2,551	3,041	490	3,373
賃金手当資金	703	477	△ 226	144
住宅資金	3,371	3,594	223	8,566
福利共済資金	431	424	△ 7	225
生協資金	877	1,131	254	218
合計	7,933	8,667	734	12,526

第132表　財形貯蓄実施状況（1977年5月末分）

（単位：千人，百万円，千カ所，%）

機関＼項目	契約者数			貯蓄残高			事業所数
		前年比	シェア		前年比	シェア	
		%	%		%	%	
都市銀行	1,352	42.6	19.9	207,960	99.6	15.6	189.6
地方銀行	576	*	8.5	70,814	*	5.3	62.9
信託銀行	1,657	12.5	24.4	486,367	57.7	36.4	70.1
長期信用銀行	240	24.2	3.5	71,509	84.3	5.4	3.8
相互銀行	260	*	3.8	21,983	*	1.7	45.3
信用金庫	48	137.3	0.7	4,587	93.6	0.3	8.9
商中	128	58.0	1.9	14,790	105.0	1.1	10.1
信用組合	20	100.0	0.3	4,569	96.9	0.3	0.4
労働金庫	716	15.7	10.6	111,446	56.0	8.4	8.9
農中	19	90.0	0.3	3,699	142.9	0.3	1.5
農協貯金	11	10.0	0.2	1,817	93.1	0.1	*
農協共済	1	—	0.0	19	—	0.0	0.0
生命保険会社	75	142.0	1.1	5,776	481.0	0.4	14.0
証券会社	1,513	△10.9	22.3	319,680	31.3	24.0	120.3
郵便局	169	—	2.5	9,877	—	0.7	11.8
貯金	164	—	2.4	9,577	—	0.7	10.9
簡易保険	5	—	0.1	300	—	0.0	0.9
その他	0.02		0.0	11	△21.4	0.0	0.0
合計	6,785	*	100.0	1,334,904	*	100.0	547.6
参考 対前月増減(△)数	89	—	—	26,996	—	—	8.2

（注）　農協貯金，その他については1976年9月末現在
　　信用金庫，信用組合については1977年3月末現在

〔備考〕 1)　信託銀行には，都市銀行の信託勘定分をふくめている。
2)　生命保険の残高は責任準備金・配当金の合計である。
3)　前年比は，前年同月比伸び率である。
4)　事業所数は延数である。
5)　「その他」は漁協等
6)　*印は統計資料なし
7)　大蔵省(銀行局，証券局)，郵政省調べ

四〇〇〇人と過去最低の増加にとどまっただけでなく、これまで少ない年でも一〇万人以上の増をみていたことと比べると極端な傾向変化を示した。これは、官公労組、その他団体会員の構成員が増えつづけているにもかかわらず、民間労組会員で五万三〇〇〇人弱と大幅な減少をみた結果（過半数の二七金庫で民間労組会員の構成員数の減少がみられた）である。これが不況にともなう企業の雇用調整の反映であることはいうまでもなく、労働金庫の存立基盤である会員動向にまで現われた大きな変化として注目される。

労働金庫の業績も、いちじるしい伸びの鈍化を示した。一九七六年度の全国労金の預金の対前年増加率は二三・〇％と一九六四年度以降では最低の水準にとどまり、同じく貸出金の増加率も一九・二％と近来にない低い水準にとどまった。

もちろん、この数値が労働金庫の業績発展テンポの鈍化を示すとはいえ、他種金融機関と比較してなお最高の水準にあることはまちがいなく、労金運動の大衆化は着実にひきつづいてすすんでいる。

全国労金協会は、一九七七年度も、前年にひきつづき、地域推進機構代表者交流集会を全国五ブロックにわけて開催したが、これには前年の一・五倍以上の七百数十名が参加し、地域推進機構の整備・確立と活動の自主的展開の方針が着実に根づき、発展していることを示した。こうした基礎的組織の成果の発展がなお大勢的な不況の影響をカバーしきれない過渡期として、労金の苦しい現状を浮き彫りにした一年であったといえよう。

業務施策面でもいくつかの注目すべき措置がとられ、減速経済下の金融市場の大きな変化を背景とした大衆市場をめぐる金融資本との新たな競争のきびしさと、これに対応する労働金庫の苦闘を象徴した。その一つは、労働金庫の貸出時に労働組合としての組織的連帯保証をとるという、これまで労働金庫の団体主義を特色づけてきた業務上の一つの柱を、全国労働金庫協会の指導方針として撤廃していくことを明示したことであり、他の一つは首都圏の四つの労働金庫（埼玉、千葉、東京、神奈川）が、共同して労働金庫初の総合オンライン化構想による事務センターを発足（一九七六年五月）させ、そのシステム開発に本格的にとりくみはじめたことである。

金利政策をふくめ、金融機能面でも、大衆的な生活要求の多様化とともに、労働金庫の本質的なあり方にかかわる変化と適応がいまや問われつつあるといえよう。

2　労働者共済運動

全国統合の実現とその後の経過

労済連（全国労働者共済生活協同組合連合会）が、長い間方針として掲げてきた労済生協の「全国統合」は、一九七六年一一月一日、いちおうの実現をみた。現行生協法においては、その第五条によって、県をこえて地域生協を組織すること禁じており、行政上地域生協として認められている労済は、この条項により県をこえた単一法人の形成を認められない。そこで、労済連では、法的形式では従来どおり連合会であるが、単位労済と労済連が機関・事務局の一本化、運

動方針の一本化、事業の一本化、損益会計の一本化を実現し、実質的に単一組織としての運営をおこなうこととし、これを「全国統合」と称してきた。

この「全国統合」にともない、全国連合会の呼称を「労済運」から「全労済」に変更し、県段階に県本部、地方段階に地方本部（北海道、東北、中央、東海、北陸、近畿、中国、四国、九州）を設け、全国段階の本部とともに、機関・事務局をこれに対応して編成した。事業一本化の面では、従来単協の元受であった火災共済などの共済事業のうち、総合共済を例外としてすべて全労済元受とし、それを機会に従来からの連合会元受事業もふくめて制度改善をおこなった。

制度改善の要点は、第一に各制度を通じての共済金の最高限度額の大幅引き上げである。火災共済二〇〇〇万円、団体生命共済一〇〇〇万円（傷害特約も同じ）、個人長期生命共済一〇〇〇万円（傷害特約も同じ）と、主要制度では従来の二倍となり、これらの事業ではほとんどの組合員が営利保険にたよらなくてもすむ水準に達した。

第二に掛金引き下げと全国一律料率化がすすめられた。火災共済掛金は一〇万円につき一口九〇円（現地事情により過渡期一〇〇円をふくむ）に全国統一された。これら制度改善にあたって、定款・事業規約の変更が必要であったが、後述のとおりその認可をめぐって厚生省との間に問題が発生、全労済は発足早々一時的に組織混乱の状態におちいった。

ところで、「労済連」には四七都道府県の労済のほか、二つの地方連合会（中央、近畿）と七つの単産共済が加入していたが、今回の「全国統合」に参加したのは四〇の単位労済（のちに福島は脱退）と二つの地方連合会であり、七単産共済と総合生協形式をとる単協など七組合（のち八組合）は参加しなかった。この結果「全労済」は、統合参加グループ、不参加単協グループ、単産共済グループという経営基盤を異にする三つのグループをふくむ連合会という複雑な実態をもつことになった。このため運営方針の決定をめぐり、機関・事務局の運営には問題が多く、七七年六月、理事会内部に組織機関運営検討委員会が設けられ、検討をすすめることとなった。

事業規約認可をめぐる問題の発生とその結果

統合にともなう定款・事業規約の変更については、一九七六年七月以降、労済連と厚生省の本格的折衝がすすめられ、その結果、まず略称の変更、理事の定数変更など組織に関する事項については一〇月一四日に認可されたが、制度改善に必要な定款・事業規約は、統合実施後に持ち越された。したがって認可が得られることを前提として、すでにみた制度の改善・改定に踏みきったものであった。

ところが厚生省は、全労済にたいし、つぎつぎと検討課題を提起して認可を引き延ばし、一九七七年三月半ばにいたって、火災共済の最高限度額引き上げについての「保険との調整」などいくつかの条件をもち出してきた。かつこの「保険との調整」は、他の一連の事業規約変更認可の絶対条件であるとの強硬な姿勢を示した。この「調整」とは、火災共済と営利火災保険との二重加入者について、両方の契約額が、その加入者の財産の再取得額を上回った場合、共済金を一定の算式により減額支払いするというもので、火災保険加入の場合の通知義務などをふくんでいる。

こうした事態にたいし、全労済本部は、受け入れもやむなしと判

断したが、理事会では、情勢からみてやむなしとする意見と、「保険との調整」は労済運動の変質を導くものであり絶対に受け入れるべきでないとする意見が鋭く対立し、全労済は四月初めから五月半ばすぎまで、組織的に混乱をつづけ、臨時総会での理事長辞任にまで発展した。この混乱期は、中央労福協はじめ労働四団体の一致した要請と、厚生省折衝をふくむ強力なあっせん・バックアップによって、以下の四項目を厚生省と確認することによって回避された。

【確認書】

①保険三法（商法、保険業法、保険募集取締りに関する法律）は準用しない。

②従来の制度については限度額一〇〇〇万円までは、新たに一〇〇〇万円とするところも含め保険との調整は行わない。

③限度額二〇〇〇万円の認可にあたっての保険との調整については、全労済の自主性を十分尊重する。

④厚生省は今後の労済発展に必要な協力について努力する。

この結果、意見の対立・相違は最後まで解消されたわけではないが、五月一八日の臨時総会では、双方の主張をいれて、厚生省の条件を受け入れて認可をとると同時に、「調整」を受け入れがたい単協は、新制度は実施せず旧制度によるという妥協が成立した。これにより、全労済では五月二七日ようやく事業規約変更認可をえた。

保険業界の動向と共済制度開発の課題

保険業界の動向、とくにその商品政策は、労働者の共済要求にたいしても強い影響を与えるが、この角度からみて、疾病保険と地震保険の動向が注目されている。

疾病保険では「入院特約」「医療特約」などの名で医療費の給付を目的とした商品が一九七三～七四年頃から生保各社が売り出した。その後七四年末、アメリカンファミリーが「ガン保険」を売り出して予想外に順調な売れ行きを示したことから、七五～七六年には各社とも「成人病特約」の大々的な売りこみをおこなった。この結果、新規個人保険契約の七〇～八〇%に「成人病特約」が付加されたといわれている。七七年に入ると疾病保険の単品化がすすめられ、団体制のものが職場にもちこまれてきた。こうした動向はマスコミにも大きくとりあげられた。マスコミや専門家の論評のなかで共通して指摘されていたのは、疾病保険が社会保障の後退に棹さし、その肩替わりをおこなう危険性があること、現在医療費には差額ベッド料や付添看護料はじめ保険外負担が多く、これに耐えられない場合、医療機関にかかれなかったり、質の良い医療サービスが受けられない状況があるが、疾病保険の普及は、医療における差別や不平等を助長する、というものであった。

こうした状況のなかで、労済においても疾病共済の開発を求める組合の要求が出され、全労済は基礎的な調査にとりくみはじめたが、その場合、社会保障制度との関係で指摘されている上記批判との関係をどう整理解決するか、単なる労済運動の範囲をこえて、労働運動全体の論議と意志統一が望まれている。

損保における地震保険は、従来、住宅総合保険など限られた保険種目で自動付帯またはこれに近い扱いがなされていたが、普通火災、住宅火災、団地などの各保険では任意付帯となっていた。地震保険は、地震の発生に地域的偏りがあるため、もともと逆選択の傾向が強く、保険料がいちじるしく高いうえ、保険金の最高限度も低く、給付は全損の場合に限るなど魅力に乏しく、火災保険の総件数にたいして地震の付帯件数は二〇%に満たない状況にあった。そこ

で、政府の指導のもとに、七七年七月一日から、従来任意付帯があった前記種目についても、加入者が拒否しないかぎり、自動的に地震保険がつけられる原則的自動付帯が制度化された。

そして、ここ数年、大地震発生の可能性が専門学者によって警告され、社会的に大きな反響を呼ぶ状況のなかで、労済にたいしても開発の要求が組合から強く持ちだされるようになった。全労済でも統合にあたっての合意方針のなかで、国際再共済や政府からの保証獲得をふくめて制度化を検討するとして基礎的調査をおこなうとしているが、なお多くの障害が予想される。

このほか、すでに単産共済が制度化している自動車共済についても、全労済での実施を望む要求があり、その早期実施がめざされている。

健保改悪反対をはじめとする大衆闘争への参加

一九七七年二月、第八〇国会に政府が提出した健康保険法改訂案は、ボーナスの二%という特別保険料の新設、初診料や入院時一部負担の引き上げ、標準報酬上限の引き上げ、高額医療者自己負担限度額の引き上げなど、勤労者に大幅な負担増を強いようとする改悪案であった。この改悪案提出の動きにたいして、労働団体、社会保障推進団体などは改悪反対に動き、中央社保協は統一行動を起こしたが、この段階では、一兆円減税要求のほうに運動の重点がおかれていた。

全労済は、一月下旬の理事会で健保改悪反対の決議をおこない、「医療保険制度の大改悪反対、いつでも、どこでも、誰でも良い医療を受けられる制度をつくるための請願」署名と、労働組合などの団体による「医療保険の大改悪に反対する決議」の組織化をすすめた。この活動は組合員の大きな支持を受け、各県段階や地区段階で春闘共闘や労福協・県評・地区労・社保協などとの協同行動が組織されていった。この時期、全労済は前述の認可問題で大きな困難と混乱に直面していたにもかかわらず、この活動は全国的に大きくひろがり、六月中旬までに署名七三万余、決議四二七団体分が集約された。中央社保協の統一行動のなかで、全労済の七三万をふくめ一六〇万人に達し、これを基礎に国会請願行動が組織された。こうしたたたかいの結果、健保改悪案は最終的に継続審議となり、当面の成立を阻止しえた。

全労済本部組織部の総括文書は、労済が共済事業の推進にとどまらず、国民的課題にもとづく大衆運動において「地域共闘の有力な部隊として活動にとりくむことができたことは、今後の労済運動に一つの自信を抱かせた」と評価している。

また、この健保改悪反対運動のなかで、これと結びつけて生保資本の疾病保険批判がおこなわれたのも特徴的であった。

営利保険批判の面では、この一年間、新たに生保の社員総代会民主化に向けた行動がとりくまれた。生命保険二〇社中、日本団体生命など四社をのぞく他の各社は相互会社であり、社員である保険加入者の総代によって構成する社員総代会を最高決議機関としている。しかし、その社員総代のほとんどは有力企業の役員などによって占められていて、保険加入者の意思を代表する民主的機能は実態的にはまったくない。全国消団連はこれを民主化する課題を提起し、一九七七年春の社員総代会にあたって、社員総代への公開質問、消費者のなかからの社員総代の推薦、総代候補推薦名簿にたいする異議申し出などをおこなった。このため、消費者団体や労働組合では

保険加入者のなかからこの運動への協力者を登録したが、全労済もこの登録をすすめた。

今回の行動は四社にたいし異議申し出、一四社の社員総代にたいする公開質問状送付など小規模な範囲にとどまり、直接的な成果を引き出すにはいたらなかったが、今後も根強く積み重ねる方針がとられよう。

四年前、山梨県からはじまった注射公害・大腿四頭筋短縮症の子供を守る運動は、自主健診による被害児の発見と治療、国と製薬会社・医師を相手どった集団訴訟などがひきつづき拡大発展しているが、労済は各地でこれを支援しているほか、医療相談、法律相談など組合員の生活を守る活動が地道につづけられている。

加入実績の順調な伸びと一五六億円に達した給付

全労済の加入実績は第133表のとおり、全共済種目を合わせると、一五〇〇万件、二九兆円弱となり、加入実績は順調に伸びている。

この結果は、全国統合にともなう制度改善、とくに共済金最高限度額の引き上げがその大きな要素となった考えられるが、これには また労済運動の推進体制の強化がとりくまれてきていることも見のがせない。労済ではもともと労働組合が職場での労済運動を推進する体制をとっているが、これら協力関係にある労働組合の担当役員や書記にたいする教育研修が、かなり大規模に、また系統的におこなわれるようになってきている。こうして「職場推進員」と呼ばれる労済活動家づくりがすすみ、現在三三県に七五〇〇人近く登録され、一方居住地域での労済運動の展開をめざして「地域推進員」の配置もすすめられ、現在二七県二七〇〇人弱となっている。

第133表 全労済加入状況 （件数：千件，契約高：億円）

共済種類＼事業年度末		1975年度(5月末)	1976年度(5月末)	増加率(%)
火災共済	件数	5,303	5,692	107.3
	契約高	129,362	181,735	140.5
生命共済 積立金	件数	111	82	73.9
	契約高	125	98	78.4
団体定期(特約含)	件数	2,064	2,658	128.8
	契約高	35,235	60,737	172.4
個人定期(特約含)	件数	87	123	141.4
	契約高	2,860	5,184	181.3
総合共済	件数	3,521	3,480	98.8
	契約高	5,263	5,543	105.3
交通災害共済	件数	2,666	3,102	116.4
	契約高	24,418	36,268	148.5
合計契約高		197,263	289,565	146.8

〔備考〕 1) 団体定期および総合の件数は人数。
2) 契約高は元受と受再の合計である。

第134表　全労済給付状況　　(単位：千円)

共済種類＼期間	1975年6月～1976年5月	1976年6月～1977年5月	対前年比(%)
火災共済	4,462,075	5,467,740	122.5
積立金付	1,203,472	1,071,646	89.0
団体定期	3,864,128	6,373,328	164.9
個人定期	257,513	504,902	196.1
総合共済	1,009,836	1,253,554	124.1
交通災害共済	692,708	1,003,604	144.9
合計	11,489,732	15,674,774	136.4

〔備考〕　この給付金は元受と受再の合計である。ただし7単産については受再のみ。

全労済の給付の実績は第134表のとおり、全共済種目を合わせると一五六億円に達した。一九七六年一〇月二九日の山形県酒田市の大火にたいし、全国統合直前の山形労済が二六一人の組合員にたいし四億二四〇〇万円余りの給付をおこなっており、このとき損保一七社の支払保険金六五億円、一社平均三億八〇〇〇万円とくらべ、その給付実績が注目された。

3　生活協同組合運動

組織・資金・事業とともに着実な前進をつづける生協

一九七六年度における全国生協の総合概況およびその中心となる購買生協の最近三カ年の動向をみると、生協運動がひきつづき着実に前進していることを示した(第135表、第136表)。

第一に、購買・医療生協では新設単協も増加し、とくに組合員数が既存生協をふくめ大幅に増加し、年間約四六万人に達した。これは石油パニック直後の大幅増さえ超える過去最高のものであった。このことは、地域住民の間に生協運動への期待が、不況をつうじてさらに強まっていること、またこうした期待に対応する生協の組織的計画的な加入促進運動の展開によるものとみられる。

第二に、班の組織数も増加し、全国で一〇万班、約一〇〇万人の組合員が班活動に結集されるようになった。班の活動内容も多様さ

第135表　1976年度全国生協総合概況

種別 ＼ 項目・年度	生協数		組合員数		事業高	
	75年度	76年度	75年度	76年度	75年度	76年度
			万人	万人	億円	億円
購買生協	538	545	460	506	5,170	6,069
医療生協	86	92	39	40	250	330
労済生協	54	54	530	569	254	334
住宅生協	48	47	54	76	420	520

〔備考〕 1)　購買，医療生協は日生協加入・登録生協のみ。
2)　労済生協の組合員数は火災共済契約数，事業高は掛金収入。住宅生協は全住連加入のみ。

第136表　3カ年間の購買生協の動向（1974～76年）

摘要 ＼ 年度	単位	1974年度		1975年度		1976年度	
		金額・人数	前年比	金額・人数	前年比	金額・人数	前年比
組合員数	千人	4,150	109	4,607	111	5,058	109.8
班数	千班	71	125	85	120	100	117,6
出資金	百万円	21,504	117	24,084	112	28,395	117.9
組合員借入金	〃	12,740	128	16,560	130	22,836	137.9
供給高	〃	430,820	131	517,000	120	606,950	117.4
日生協共同仕入高	〃	32,197	135	37,446	116	47,227	126.0
結集率	%	8.7	0.2	8.5	△ 0.2	9.2	0.7
CO-OP商品共同仕入高	百万円	21,991	144	27,117	123	35,619	131.3

を加え、たんに生協の取扱商品の共同購入にとどまらず、班を軸にさまざまなサークル活動や文化活動もおこなわれるようになった。地域住民運動の中心的な力として、地域の福祉センター建設運動、水道料金やバス料金の値上げ反対運動、地域の農水産業や地場産業を守る運動などで積極的な役割を果たす事例も増え、住民の連帯組織の一つとしても成長しはじめている。

第三に、組合員の拠出資金に基礎を置くという生協本来のあり方が強化されつつある。出資金は前年比一一七・九%と増え、とりわけ組合員からの借り入れの形をとる組合債は一三七・九%と著増し、両者で五〇〇億円を超える組合員の資金拠出がみられた。こうした組合員の資金に依拠するという資金政策は、外国の生協運動に近来欠けているもので、日本の運動の特徴を示しているが、さまざまな困難のなかでつづけられるこの政策こそ、組合員が出資し、運営し、利用するという生協運動本来のあり方として日生協が推進してきているものであった。

第四に、総供給高の順調な伸びを上回る日生協共同仕入高の著増は、生協間の連帯の面でも大きな前進を示したものと注目される。

消費者のくらしと権利を守る運動の成果

一九七六年度の特徴は、国鉄、電力、電信、電話、NHK料金など一四種の公共料金の大幅値上げと、新価格体系の名のもとに大企業製品が大幅に引き上げられたことであった（本年鑑第一部Ⅴ「労働者の生活」参照）。公正取引委員会が発表した「主要産業における生産集中度調査」（一九七六年一〇月一九日）では、寡占化された品目で管理価格がゆきわたっていることが明確にされ、加えて不況カルテルの結成が価格の膠着性をもたらしていることも明らかにされた。

公共料金の値上げもたんなる赤字値上げということでなく、国民の関知しない場で多額の設備投資がおこなわれ、その利払いや減価償却のつけがすべて国民に転嫁されているという本質・実態が明らかにされた。

こうした値上げにたいして、生協はじめ消費者団体は、各地で多彩な値上げ反対運動を展開した。電力料金値上げにからむ民間公聴会を全国的にとりくんだが、大阪のように地下鉄各駅にステッカーをはり、市民への呼びかけをおこない、多数の人の期待と監視のなかで公聴会を開いた経験や、北海道の生協のように、岩見沢、美唄など多くの中小都市でも公聴会を開くなど、また組合員がステッカーを自分の家にはり出したり（名古屋勤労生協）、適正アンペア使用運動と結びつけ実際の料金を引き下げた事例（東京下馬生協）など、生協にふさわしい創意ある活動がおこなわれた。こうした活動の結果、値上げ阻止にいたらないまでも、値上げ幅を大幅に圧縮させ、国鉄の値上げ時期を大きく遅らせるなどの成果をあげた。全国消団連での試算では、消費者運動の盛り上がりにより、公共料金の値上げ分を約一兆円圧縮したとされている。

大企業製品の値上げについても積極的な反対運動が展開された。とりわけ灯油値上げでは、従来、北海道や東北など寒冷地域に限定されがちであった弱点を克服し、首都圏や九州地域をふくめ、全国的な運動に発展した。この結果、キロリットル当たり二〇〇〇円の値上げは許したものの、業界がめざしたそれ以上の二段階値上げと小売市価、一罐八〇〇円は許さないという成果をあげた。また、この運動を通じ組合員の運動参加が増え、灯油裁判との結びつきも強

まった。さらに、灯油、電力、ガスの三つを家庭用エネルギーとして位置づけ、その家庭用への優先資源配分、価格政策を求めるという政策要求運動が重視されるなど、質的な発展もみられた。

このほか、独占禁止法改正の長期にわたるとりくみによって、ついに第八〇国会で改正を実現した運動や、標準価格米への結集や産地直結のとりくみを通じ、食糧の安定供給確保、値上げ抑制に系統的にとりくみを展開したことなど注目すべき運動も多かった。

生協規制のひろがりと対応する生協のとりくみ

生協運動の着実な前進のなかで、中小業者の生活と営業の発展を抑え、中小業者の困難の原因を、生協に転嫁しようとする試みが執拗に起こり、さまざまな生協規制の動きが全国各地にみられた。

国会では、「中小企業事業分野調整法」や「小売商業調整特別措置法の改正」にあたって、生協運動を規制しようとする論議が公然とおこなわれ、最終的には、商調法改正の特別決議で生協法の改悪さえ示唆される事態となった。また、地方自治体が大規模店舗の新設を規制するために設けている「条例」や「指導要綱」において、外部から資本力にまかせて進出してくる大手スーパーと、住民の生活要求にしたがって生まれてくる生協とを同一視し、生協活動までも規制しようとする動きもひろまった。一部の商店街は、地方自治体にたいし「生協活動の適正化」を求める陳情を提出し、①生協の活動範囲を限定せよ、②員外利用を禁止せよ、③店舗の新設は認めない、④生協への課税を強化せよ、などの不当な要求を提出したし、各地の米穀商や酒屋の同業組合からも、生協に米や酒の取扱免許をおろすなという要求が出されてきた。この背景には、長期にわたる不況のもとで、中小企業者の営業と生活が大きな困難に直面していること、その困難の真因をおおいかくし、原因を生協に転嫁しようとする政治的意図もあるものと推定される。

こうした状況にたいし、生協側でも組合員の積極的な行動参加によって生協規制をはねのけた事例も少なくない。北海道中央市民生協では、深川市の店舗新設に加えられた規制にたいし、組合員による店舗設立準備委員会、店舗運営委員会や役職員が一体となったとりくみを強め、四カ月間に深川市の全世帯の五〇%以上を組合に加入結集し、開店を成功させた。京都生協・石田店の開設にあたっては、生協は地元小売業者との間で組合員中心にねばり強い話し合いをおこない、両者合意の「協定書」を締結して、開店を成功させた。宮城県生協連では、組合員中心の対県交渉や、組合員の手による生協運営を自ら系統的に追求していくなかで、生協の社会的役割を鮮明にし、一九七七年四月から施行された県の「中規模小売店舗新設調整要綱」において、生協を規制対象から明確に除外させている。

一九七七年六月八～一〇日、東京で開催された日本生協連第二七回通常総会では「地域社会に信頼される活動をつみあげ、くらしと健康を守る生協運動を推進しよう」という基本スローガンを決定し、地域住民との連帯強化、地域経済の発展、地場産業の育成に役立つ生協、地方自治体との連携強化という基本思想で、今後の歩みを方向づけている。

4　労働者住宅運動

構造的矛盾をかかえたまま回復を示した住宅建設

一九七五年度、八七%の達成率にとどまった政府の第二期住宅建設五カ年計画は、七六年度から計画戸数八六〇万戸の第三次計画の初年度に移行したが、同年の建設戸数は一五二万戸で、七四、七五年の一三二万戸、一三六万戸の不振から回復を示した。しかし、七六年度は宅地供給の停滞、いぜんとしてつづいている分譲住宅価格と勤労者所得との乖離、価値観の変化による住要求の多様化などとあわせて、開発規制の盲点をついたいわゆるミニ開発の増加に、その特徴がみられた。

政府の住宅施策も、ようやく量を重点とするところから質的水準上昇への転換が現われたものの、いぜんとして景気刺激策としての住宅金融公庫融資枠の増大という従来の行政路線の延長であり、構造的矛盾を示す住宅問題に対応した抜本的な政策転換にはなお程遠い現状にある。

日本勤労者住宅協会（勤住協）と住宅生活協同組合（住宅生協）等の自主建設事業運動は、石油ショック後の減速経済下、協同組合運動の原点にたちかえって、新たな発想と独自領域の活動が要請されるとして、問題意識のうえでは、前年度にひきつづき七六年度もその努力がなされた。

このなかで、自主建設事業団体として、成長過程のぜい肉をとり、筋肉質の体軀に更生するため、生協内の設計技術スタッフを分離独立させるとか、生協直営の物資供給部門を購買生協に分離するなどの対応努力も払われたが、全体として基本的な体質改善への前進をみるまでは、ないまま次年度にもちこしている。

なお、七六年度、既存の自主建設事業運動とは別に、都市における共同住宅の真の自主的建設をめざす一般にコーポラティヴ方式と呼ばれる新しいいくつかのグループが発足したことが注目されるが、公的融資制度面の制約などいくつかの重大な障害の打開が求められており、現状ではなお多難をきわめている。

現在の自主建設事業の主な柱は、住宅金融公庫融資分譲住宅と厚生年金融資分譲住宅だが、七五年度三三〇〇戸と記録的な落ちこみを示した住金住宅は、七六年度四五〇〇戸とかなりの回復を示し、住宅生協独自の厚年住宅も七五年の一一〇〇戸から一四八五戸と三五%の伸びを示し、七四年以降新たに勤住協が取り扱いを開始した勤労者財産形成融資分譲住宅も、七五年度の三四戸から七六年度は一二五戸としだいに本格化してきた。

このように自主建設事業も建設戸数において回復を示したとはいえ、その総供給戸数は、わが国の住宅建設戸数のなかで〇・四%にすぎず、労働者の住宅要求がなお根強いなかで、本格的な社会的供給責任を十分果たしえていない。

七六年度の住宅価格は、一般的に前年度対比で一ケタ以内の上昇にとどまったとはいえ、地価の高値横ばいのなかで、地方都市の住

宅地を中心に上昇気配にあるほか、開発規制を背景とした地方自治体の公共公益施設費の施主負担の増大もあって、これまで比較的に安くて良質な住宅供給を実現してきた自主建設事業にあっても、全国的に一〇〇〇万円を上回ることを余儀なくされている。

在庫住宅・土地の圧力で苦悶する住宅事業経営

前年度から一二〇〇戸の在庫住宅をひきついだ自主建設事業は、七六年度、その完全消化のための努力を系統的、継続的に推進し、その結果七七年二月末現在で四〇〇戸まで減少させることができたが、一部に在庫が長期化している団地を残し、その対策には特別の対応策が求められている。

注目されるのは、この在庫住宅消化と関連して、七三年度から発足した年金福祉事業団の被保険者住宅転貸融資の活用である。この転貸融資は、住宅金融公庫融資住宅または年金住宅の上乗せ融資として、被保険者期間に対応して二五〇万～四五〇万円の融資が受けられ、需要者の頭金不足に役立てられるものである。七六年度のこの転貸融資は二五一二戸、貸付認定額で七二億円に達し、前年度にくらべ六〇%の伸びを示した。

また、勤住協は、同じ趣旨で労働金庫連合会の協力を得て、頭金融資の制度を在庫住宅消化対策の一環として打ち出したが、このほうは二四八件、六億一二〇〇万円の活用がはかられた。

在庫住宅消化が一定に前進をみつつもなお問題を残すなかで、七六年度は在庫土地の問題が新たにクローズアップされてきた。この在庫土地は岐阜県住宅生協の関市力山団地予定地など七二～七三年の土地ブームの際に事業用用地として先行取得した土地のうち、取得価格が高く、その後の金利加算によって原価が高まるのに加えて、開発にも隘路があり、今後宅地分譲または土地付分譲住宅とした場合、かなりの赤字を余儀なくされるか、土地のまま売却処分するとしても原価割れにならざるをえないと見込まれるものもある。量的には一部にすぎないが、金利負担による収支・経営の悪化の一因となってきている。

また、すでにみたように七六年度は回復に向かったとはいえ、七〇～七四年度間、年間五〇〇〇戸ペースでつづけられてきた住金融資住宅の建設戸数にまでは達せず、七七年度にも大きな上昇が期待されない事業量の低下が、事業収益を縮小させ、経営難に拍車を加えている。

このような過剰在庫なり事業量の減少（不安定性）は、土地ブームの悪夢の過ぎ去った後においては、勤住協・住宅生協など自主建設事業にかぎらず、民間の不動産業界でも、また公的供給主体でもある住宅公団や地方供給会社でもかかえている深刻な問題であるが、今日なお抜本的な打解策は見いだされず、もっぱら、追加金融的措置によって購買力を浮揚させようとされているにすぎない。とりわけこうした事態は、公的あるいは勤住協・住宅生協のようになかば公的な供給主体にきびしく現象する。その根本原因が政府施策の戸数主義と公募主義による見込み生産方式および団地精算方式の強制にあったことは否定できないが、今日なおこの点の反省と修正が加えられていない。勤住協・住宅生協においても生産者指向型供給から消費者指向型供給への転換、厚年住宅や財形住宅を手がかりにした組合員の需要要求にもとづく住宅供給のしくみの開発などがまぐられながらも、この転換が容易にすすまない隘路がこうした公的住宅供給上の制約条件にあることは否定できない。

創立一〇周年を迎えた勤住協・すすまない条件獲得

一九七七年三月、勤住協は創立一〇周年を迎えた。勤住協はこれまで勤労者住宅七万戸の供給の実績により勤労者の住生活の安定に一定の役割を果たしてきたし、この事業をささえてきた住宅生協についても、それなりの評価はなしえよう。しかし、なおこれら自主建設事業の社会的信用と評価は必ずしも高いとはいえない。

勤住協は、特殊法人組織として、住宅公団や地方住宅供給公社との制度的格差是正要求を、また税制面でも公団・公社に準じた非課税法人としての認定を要求してきて、一定の条件はすでに獲得してきているが、なお完全なものとはいえない。また、財形法上は事業主に代わる唯一の建設事業主体として、この面ではより有利な条件を勤労者のために確保しているが、その事業は民間の事業所の財形貯蓄者だけに対象が限定されており、公務員の財形契約者に供給できない状況にある。このため中央労福協や労働金庫の連携・協力をえて、公務員のための財形住宅供給が可能となるよう独自の折衝を関係諸官庁とすすめてきたが、若干の展望を見いだしえたにとどまり、七七年度中の実現は困難とみられている。

一方、住宅生協は、当面の最低到達目標として、勤住協なみの実質的条件確保を期し、国土利用計画法上の政令法人としての認定、財形住宅事業体としての認定を要求するとともに、公的融資制度の改善要求として、賃貸住宅供給のための長期低利融資制度の創設または農協等の農村住宅利子補給制度に見合う勤労者利子補給制度の創設、厚生年金積立金の一部を源資とした労金連合会を媒体とする住宅生協融資制度の創設等を、中央労福協の協力をえて関係省への折衝をすすめたが、消費生協法の枠という制約、玉石混こうの住生協事業の実態にたいする社会的評価の低さ、制度改善要求運動としての大衆的・組織的実態形成の不十分さなどのため、一歩も前進させえないでいる。

住宅運動という面では、七六年一一月段階での労働者福祉運動強化月間の活動を中心にすすめられ、春闘共闘のなかでも生活要求闘争の重要な一環としてすえられつつあるが、なお本格的展開には程遠い状況にある。

【参考資料】〈労金関係〉(1)「社団法人全国労働金庫協会第38回総会議案書」、(2)「労働金庫連合会第22回総会議案書」、(3)『月刊労働金庫』
〈労済関係〉(1)「全国労働者共済生活協同組合連合会第27回総会議案書」、(2)『季刊労済』、(3)『労働者の共済』(月刊)、(4)中央労済『労済だより』(月刊)
〈生協関係〉(1)「日本生活協同組合連合会第27回通常総会議案書」、(2)『生協運営資料』(季刊)、(3)『消費者運動資料』(季刊)、(4)『生協運動』(月刊)
〈住宅関係〉(1)「日本勤労者住宅協会第21回評議員会資料」、(2)「全国住宅生活協同組合連合会昭和52年度総会議案書」、(3)『月刊勤住協』

概要□国際労働組合組織の動向とわが国の労働組合――国際労働組合組織／国際労働組合組織の動向／総評・中立労連の国際連帯・交流活動／同盟の国際連帯・交流活動／国際労働組合の諸会議――世界労連系の諸会議／国際自由労連、国際産業別組織ＩＴＳ系の諸会議

Ⅸ　国際労働組合運動と日本

概要

一、国際化学エネルギー一般労連ＩＣＥＦのわが国の加盟組合は、七七年二月に同労連の日本加盟組合協議会ＩＣＥＦ・ＪＡＦを結成した。また、食品労連は七六年定期大会で国際食品労連ＩＵＦへの加盟方針を決め、同労連に加盟申請をおこなったが、同労連のわが国加盟組織がつくっている連絡協議会ＩＵＦ・ＪＣＣへの加盟その他ＩＵＦへの加盟条件がみたされていないことを理由に、加盟を認められなかった。

一、七六年九月の第一回アジア交運労組セミナー、七七年二月の四つの国際教員組合の指導者会議と二つの国際印刷労働者組織の代表者会議、七七年三月の第二回ヨーロッパ労働組合会議などの開催に示されるように、七六～七七年の時期にも、国際労働組合運動においては行動統一の気運の進展がみられた。

一、総評は、七六年七月の大会で採択した七六年度運動方針のなかで、アジア諸労組との団結・交流の強化、資本主義諸国労組との交流・提携などを重点とする国際交流の方針を決め、インドやパキスタンの労組の支援、タイ国の労組弾圧への抗議、国際自由労連アジア地域組織代表との話し合いをすすめ、また、中国や朝鮮との交流、総評議長のＡＦＬ・ＣＩＯ本部訪問、パレスチナ人民への連帯

活動、フランス、イタリア、ポルトガル労組との交流、ソ連ならびに東ドイツ労組との定期会談による交流協定の締結などの活動をおこなった。

一、同盟は七六年一月の大会で採択した七六～七七年度運動方針のなかで国際連帯活動方針を決め、国際自由労連諸会議への代表派遣、韓国労働総同盟・台湾の労組との交流や日米人物交流計画、生産性本部・労働省などによる計画にそっての交流をすすめ、七七年五月にはＡＦＬ・ＣＩＯとのあいだに第九回定期会談を開いた。

一、七六年七月～七七年六月の期間に開催された世界労連系の国際労働組合会議の主なものとしては、つぎのものがあった。七六年九月の第七回世界炭鉱鉱山労働者大会、七六年一〇月の第五回国際商業労働者会議、第二回パレスチナ労働者人民支援国際労働組合会議、七六年一二月のアジア世界労連加盟組織会議、七七年三月の社会と職場における青年労働者の地位と役割に関する世界労働組合会議、七七年四月の世界労連第二七回総評議会、七七年六月の世界教員連盟第一一回大会。

一、七六年七月～七七年六月の期間に開催された国際自由労連系の主な国際労働組合会議はつぎのとおり。七六年八月の国際自由労連アジア地域組織教育・企画委員会、七六年八月の国際商業事務技術労連第一八回世界大会、七六年一〇月の国際化学エネルギー一般労連第一六回世界大会、七六年一一月の国際金属労連造船作業部会、七六年一一月の国際自由労連第六七回執行委員会、七七年一月の国際食品労連第一八回総会、七七年二月の国際目由労連アジア地域組織第一七回執行委員会、七七年四月の国際自由労連開発憲章会議、七七年五月の国際自由労連アジア労働組合代表者会議、七七年五月の国際自由労連アジア地域組織第四一回執行委員会、七七年五月の国際自由労連第六八回執行委員会。

1　国際労働組合組織の動向とわが国の労働組合

1　国際労働組合組織

国際労働組合組織の諸形態　現在、国際労働組合組織には大別してつぎの三種類のものが含まれている。①原則として各国労働組合中央組織を国際的に結集したもの――世界労働組合連盟（略称、世界労連、ＷＦＴＵ）、国際自由労連（国際労連、ＷＣＬ）、②産業別・職業別の国際労働組合連合（国際労連傘下の一一の産業別労働組合インターナショナル、国際自由労連の方針を認めてこれと協定を結んでいる一五の国際産業別・職業別組織（ＩＴＳ）、国際労連傘下の国際産業別諸組織、および七四年二月に新たに出現した国際映画放送労連のようにそのいずれにも所属せず、それらの枠をこえた国

際産業別組織、③労働組合中央組織を地域別もしくは民族別に結集した組織――アラブ国際労働組合連合（ＣＡＴＵ）、全アフリカ労連、ラテン・アメリカ労働組合統一常設会議（以上、世界労連と友好関係）、アフリカ労働組合連合（国際自由労連系）、および一九七三年二月結成の欧州労働組合連盟（欧州労連、ＥＴＵＣ）。

（注）欧州労連は欧州地域の国際自由労連傘下組合によってまず結成されたが、国際自由労連の欧州地域組織とはならず、結成後、国際労連ならびに世界労連傘下の組合を参加させている。

わが国労働組合の加盟

以上の国際労働組織のうち、わが国労働組合が組織的関係をもっているのは、世界労連、国際自由労連、これら二つの組織につながる国際産業別・職業別組織、および中立の国際産業別組織である。一九七七年六月末日現在におけるわが国労働組合の国際労働組合組織にたいする加盟関係は、つぎのとおりである。

【世界労連】　全建労、全自交、全日自労

【国際自由労連】　同盟、全逓、全鉱、炭労、都市交、日放労

【世界労連傘下の産業別労働組合インタナショナル】　①建築木材建築資材産業労働組合インタナショナル――全建労、全日自労、②運輸港湾漁業労働組合インタナショナル――全自交

【国際産業別組織ＩＴＳ】　①国際金属労連日本協議会ＩＭＦ・ＪＣ、②国際運輸労連ＩＴＦ――国労、動労、全日通、都市交、海員、交通公社、全日航、日航乗務、③国際繊維被服皮革労連ＩＦＴＧＬＷ――ゼンセン同盟、④国際化学エネルギー一般労連ＩＣＥＦ――全化同盟、紙パ総連合、ゼンセン同盟、日本ゴム労連、電労連、合化労連、新化学、⑤国際郵便電信電話労連ＰＴＴＩ――全逓、全電通、国際電電、全郵政、⑥国際鉱山労連ＭＩＦ――炭労、全鉱、⑦国際食品労連ＩＵＦ――キリン・ビール、サッポロ・ビール、アサヒ・ビール、明乳、ホテル労連、一般同盟ホテルレストラン協議会

【中立の国際産業別組織】　国際映画放送労連――民放労連、映演共闘

なお国際化学一般労連ＩＣＦは七六年一〇月の大会で国際化学エネルギー一般労連ＩＣＥＦとその名称を変更した。ＩＣＥＦ加盟の組合は、七七年二月に国際石油化学エネルギー一般労連・日本加盟組合協議会ＩＣＥＦ・ＪＡＦを結成し、この国際組織への窓口を一本化しており、七七年七月には全石油の加盟が予定されている。また国際食品労連加盟の組合も国際食品労連加盟労組連絡協議会ＩＵＦ・ＪＣＣをつくっているが、七六年九月の定期大会で国際食品労連は、ＪＣＣ加盟その他の条件がみたされていないことを理由に、いまだ加盟を認められていない（本編2・2「国際食品労連第一八回総会」の項を見よ）。

また、これまで世界労連、国際自由労連だけでなく、わが国に加盟組織をもたない国際労連もそれぞれ東京事務所をもっていたが、国際自由労連は七七年二月末日をもって東京事務所を閉鎖し、これにかわって、国際自由労連一括加盟の同盟と、総評の国際自由労連加盟単産で、三月一日にＩＣＦＴＵ日本加盟組織連絡協議会を設置し、その事務局を開設した。協議会は国際自由労連加盟組織間の連絡調整、国際自由労連本部、同アジア地域組織との連絡、広報活動その他の業務をおこなうことを目的とし、同盟四人、総評加盟組織三人の計七人の運営委員で運営され、代表幹事には塩路同盟副会長と原口全鉱委員長が就任した。

2　国際労働組合組織の動向

国際労働組合運動の新しい局面

一九四九年に世界労連が分裂して国際自由労連が新たに結成されていらい、国際労働組合運動の分野では長期にわたって組織の分裂状態がつづいていたが、七三年以降、異なった国際組織に加盟する組合の共同行動、傾向を異にする国際組織間の接触と共同行動が目立ってすすみはじめ、部分的には国際的統一組織の実現すらみられるようになるなど、国際労働組合運動は新しい局面にはいりつつあるかに思われる。たとえば①欧州最大の中央組織であるイギリス労働組合会議は、このところ毎年の大会で、国際自由労連と世界労連の統一のために努力するとの方針を確認し、②七三年二月に欧州諸国の国際自由労連傘下組合が結成した欧州労連ETUCは、国際自由労連の下部組織になることを拒否し、その門戸を解放して、国際労連や世界労連の傘下組合を迎えいれ、③七三年六月には世界労連、国際自由労連、国際労連、アフリカ地域諸労組の各代表とILO理事会労働者側委員が協力して、アパルトヘイト反対の世界労働組合会議を開き、④七四年のILO第二回欧州地域会議の開催（じつはこの地域会議も、労働組合諸組織のあいだに協力の雰囲気が高まったために開催可能となったのであるが）を機会に、三つの国際労組組織の枠をこえた欧州各国労働組合中央組織の労働組合幹部会議が開かれ、その決定にもとづいて七五年二月にジュネーヴで三国際組織にまたがる欧州労働組合会議が開催された。さらに⑤七四年には西ドイツ鉄道労組の招集による世界鉄道労組セミナーやイギリスの合同機械鋳造労組ほか二組合の招集による自動車製造・関連業種国際会議が開催されるなど、国際組織加盟のちがいをこえて産業別・業種別の国際会議や国際セミナーが、それも国際自由労連傘下の組合の主催で開かれたし、⑥同年二月には視聴覚メディア産業の分野で、旧来の国際労組組織の枠をこえて国際映画放送労連が結成されるなどのことがあった。

しかし、一方で、こうした傾向に歯止めをかけようとする動きがないわけではない。イギリスの合同機械鋳造労組は国際金属労連加盟の最大組合の一つであるが、国際金属労連は、この組合が主催する七四年の国際会議に参加することをとりやめるよう傘下組合に指示していたし、七五年には国際自由労連と国際金属労連は、傘下組合にたいして、所属のちがう労働組合との国際交流を二国間交流に限定し、それ以外の国際的接触はILOの場合に限ってこれを認めるとの方針をあらためて指示したのであった（『日本労働年鑑』第45集三八九ページ参照）。

七六～七七年の時期の特徴

こうして国際自由労連やITSの一部に、旧来の国際組織の枠をこえた労働組合の国際交流や共同行動に規制を加えようとする動きがあるとはいえ、このような交流・共同行動の発展は七六～七七年の時期にも国際労働組合運動の底流をなしていた。七六年九月一三～一七日には東京で資本主義国、社会主義国を問わず、また世界労連、国際自由労連、ITS、純中立など国際的加盟関係のちがいをこえて、全交運をはじめとするアジア一八カ国、四六の交通・運輸関係

労働組合の代表を集め、第一回アジア交運労組セミナーが開かれた。それには国際自由労連や同盟系組合こそ参加せず、また中国も代表を出さなかったが、世界労連の運輸インタナショナルとならんでＩＴＳの国際運輸労連ＩＴＦもオブザーバーを送った。そして会議は七九年に第二回セミナーをふたたび東京で開催することを決めて幕を閉じたのであった。

また、七七年二月三日には、世界教員連盟をはじめとする四つの国際教員組合の指導者会議が開かれ、七七年一一月にヨーロッパでの教員養成の問題を討議するためのヨーロッパ教員会議を開催することで合意をみたし、七七年二月一七日にはベルリンでＩＴＳの国際印刷労連と世界労連の印刷労働組合常設委員会の代表者会議が開かれ、印刷産業の国内企業、多国籍企業の集中と形成、その影響、労働組合にとって必要な行動などを研究する共同作業グループを設置することに意見の一致をみた。

さらに、七七年三月五～六日には第二回ヨーロッパ労働組合会議がジュネーヴで開催された。この会議にはヨーロッパ二八カ国の四二の労働組合中央組織の代表が参加し、七五年二月の第一回ヨーロッパ労組会議の決定にもとづいて、労働環境や生活物資の工業的・商業的活用、危険な製品や工程などの問題での各組織の活動に関する報告や、労働組合教育に関する文書草案を検討した。会議が採択した最終宣言は「一九七四年一月にジュネーヴではじまったヨーロッパ諸国の労働組合のあいだにおける協力の過程の発展にさらに貢献するものであったし、またヨーロッパのすべての労働組合中央組織が、勤労人民にかかわる諸問題について定期的に意見交換をすることが有用でありかつ望ましいことを確証した」と述べるとともに、できればＩＬＯ第三回ヨーロッパ地域会議以前に第三回の会議を開くことについて合意した旨明らかにしている。

3　総評・中立労連の国際連帯・交流活動

総評の国際連帯活動の方針

総評は一九七六年七月一九～二三日開催の第五三回定期大会で採択された一九七六年度運動方針のなかで国際連帯活動の方針をつぎのように決定した。

【国際連帯の強化、総評七六年度運動方針、各論の(9)(全文)】

㈠　東南アジア労組との友好連帯　東南アジア地域への進出が、さまざまな問題をひきおこしていること、またこの地域での労働組合が十分に強力な勢力になっていないことに留意して、東南アジア諸国の労働組合との友好連帯の強化をとくに重視する。このため、具体的には、次のような活動をすすめる。

(1)アジア労働者の団結と統一　アジアの平和をまもり、日本をふくむ諸大国の政治・外交上の利害関係に支配されない、アジア労働者の真の団結と統一のために努力する。

(2)連帯活動の強化　労働基本権の確立やその他共通の問題で国際連帯活動を強化する。また、この地域の労働者や労働組合の利益に貢献する労働組合の具体的な活動やプロジェクトには、その状況に応じて物心両面の協力をおこなう。

(3)二組織交流、産業別交流の強化　昨年度にひきつづき、インドネシア、タイなど二組織間および産業別の交流をすすめる。

㈡　アジア労働研究所の活動を拡大強化　アジアの労働組合との連帯と協力を強化するために、アジア労働研究所の活動を拡大強化する。

(1)アジアの労働組合運動の資料および情報を収集、整備するとともに、「アジア労働組合運動資料」を継続発行し、またアジア各国労組に対して日本国内の労働事情などの資料提供を行なう。(2)アジアの労組および国際労働組織と協力して、「日本とアジアの労組の連帯協力強化」をテーマに日本国内でシンポジュームを開催し、また多国籍企業などに関する調査活動を行なう。

㈢　国際連帯基金についての検討　　国際連帯基金の活用については、委員会で協議して具体的継続的にすすめる。

㈣　資本主義諸国労組との交流　　ヨーロッパやアメリカおよび第三世界のラテン・アメリカやアフリカなど、資本主義諸国における労働者や労働組合のたたかいの経験は、われわれにとってもきわめて貴重であり、これら世界諸地域の労働組合との交流と連帯を強化する。

(1)ヨーロッパの経済動向をつねに把握するため、また、とくにスタグフレーション下でさまざまな闘争を展開しているヨーロッパ諸国の労働組合の闘争の経験にまなぶため、これら諸国との交流を強化する。(2)ラテン・アメリカ、アフリカなどのいわゆる第三世界の労働者、労働組合との友好的連繋を強化する。(3)いわゆる非同盟諸国の動きや、国際的に中立の労働組合の活動に注目し、必要に応じこれに協力する。(4)南朝鮮の朴政権やチリの軍事政権などによる反民主主義的独裁的弾圧に反対し、また、南ア連邦のアパルトヘイト政策に反対して、国内外での連帯行動に積極的に参加する。(5)資本主義諸国の労働者の状態を把握するため、OECD労働組合諮問委員会（TUAC）と実質的に提携協力する。

㈤　社会主義諸国との交流　　社会主義諸国といえども、それぞれの国によって立つ政治・経済・領土的基盤、民族性、開発の度合などは大きく異なる。日本には日本としての社会主義への途が追求されなければならない。したがって、現在の社会主義諸国間の対立はまきこまれることなく、総評としては独自性と主体性を堅持して、社会主義諸国労組との交流をすすめる。

(1)すべての社会主義諸国の労働組合との交流を発展させる。(2)ベトナムの労働組合との友好連帯を強化し、ベトナムのホンゲイに建設中の労働会館の建設実現のため、さらに努力する。(3)日中共同声明の精神を守る立場での日中平和友好条約の即時締結を要求する運動を発展させ、総評はこの先頭にたって努力し、政府の決断を要求してゆく。また、「日中友好国民会議」の活動を強化するため、未加盟単産の加入、地方組織の拡大強化にとりくみ、国民会議の企画する「日中労働者の翼」実現のため、積極的に協力する。(4)金大中氏ら一二人の宗教家・知識人らによる「民主救国宣言」を支持し、金大中氏らの即時釈放を要求し、朴ファッショ政権の弾圧に屈せずたたかう南朝鮮人民のたたかいと連帯し、日本政府の対「韓」援助の打ちきりなど対朝鮮政策の抜本的転換をせまるたたかいを強化してゆく。朝鮮民主主義人民共和国に対する敵視政策をやめさせ、国交正常化を政府につよくせまる一大国民運動を展開してゆく。また、七四共同声明を支持するとともに朝鮮民主主義人民共和国との相互交流を強め、中央、地方での朝鮮総連との連繋をさらに強化し、在日朝鮮公民への差別・規制弾圧をおこなうような一切の企図に反対してゆく。なお朝鮮問題について現在、いろいろ組織的な動きが活発化しているが、総評としては、それらの大同団結をめざしながら、当面「日朝国交正常化国民会議」を通じて運動にとりくんでいく。(5)日ソ友好と平和のための労働組合ボルゴグラード集会の成功を継承発展し、来年八～九月には第一一回日ソ労働組合友好集会は日本で開き、これを成功させるための周到な準備活動にとりくむ。

㈥　産業別国際組織への加盟と協力強化　　近代工業国における労使関係については、とくにヨーロッパ諸国を中心に共通課題が多い。またストライキ権奪還闘争等にみるILO活動でも、産業別国際組織の連帯と支援が決定的な役割をしめている。したがって各単産は産業別国際組織への加盟を積極的に進めるとともに、協力関係をつよめる。

㈦　ILO活動の重視　　ILOが、社会正義にもとづく恒久平和、労働者の経済的社会的地位の向上のため、またとくに、労働基本権の保障や開発途上国への技術協力など当面の重要課題について、大きな役割を果していることにかんがみ、ILOの活動を重視し、これに積極的に協力する。また、そのためにも、国際産業別組織との提携の強化、これへの加盟の推進のため努力する。日本政府にたいしては、政府がILOの精神を尊

重し、その諸条約を批准し、その実効を保障するよう要求し、この要求の実現のため精力的に運動をすすめる。とくに一九七七年はＩＬＯ総会で労働基本権問題が審議されることとなるので、これにむけてのとりくみを強化する。

(八)　多国籍企業対策の強化　　ロッキード汚職に現われたように、いまや多国籍企業の支配と搾取はわれわれにとって軽視できない問題となっている。われわれはこれまで以上に多国籍企業にたいする取組みを以下のような方針にもとづき強化する。(1)日本から進出する多国籍企業を含めてそれに対して、現地の労働組合の活動の自由、労働者の権利を認めるよう要求していく。(2)日本政府、財界にたいして多国籍企業の生産、輸出入、設備、人員計画、利潤の明細など企業内容の公開を迫っていく。(3)反労働者的、反社会的な企業にたいする投資を規制させる。(4)同一多国籍企業の賃金、労働条件を平準化させ、共同行動の強化をはかる。(5)多国籍企業の攻撃とたたかっている労働組合への支援、連帯の活動をつよめる。(6)多国籍企業の活動についての情報の蒐集、分析、闘争の経験交流をはじめ諸国際労働組織とも連携しつつ共同要求綱領の作成およびそれへの参加、共同行動の拡大のため努力する。(7)労働者が関係組合でつくっている「多国籍企業対策委員会」は、企業組合からなる単産代表によって構成され、真の多国籍企業の制約機関たりえない。従って、総評、同盟などナショナル・センターを中心としたものにするよう政府に要求する。

東南アジア諸国労組との連帯活動

総評はインド鉄道労組委員長ジョージ・フェルナンデスの逮捕に関連し、七六年六月二四日に大平国際部長をつうじてインド駐日インド大使館にたいし同委員長の公開・公正・迅速な裁判の実施と可及的速やかな釈放を要求した。七六年九月には総評は、パキスタン労働組合連盟ＰＮＦＴＵの要請に応じて、同連盟の本部会館建設計画にたいし国際連帯基金より三〇〇ドルのカンパをおこなった。また七六年一〇月六日のタイ国のクーデター後、成立した軍事政権がおこなった民主主義の蹂躙と労働組合の弾圧に関連して、総評は同年一〇月二二日にタイ国タニアン・クレヴィシェン首相にたいし抗議文を送り、さらに七七年六月一七日にはタイ国の国王と首相にたいして、労働基本権の承認・人権の尊重などを要請する電報を送った。

総評・中立労連・新産別と国際自由労連アジア地域組織の会談

会談は、国際自由労連アジア地域組織ＩＣＦＴＵ・ＡＲＯの会長デバン・ナーヤと同書記長マツールが来日した際の七六年九月と七七年三月、および総評の立花副事務局長、土岐国際局長、大平国際部長、中立労連の堀江副議長、新産別の石垣委員長がシンガポールを訪れての七七年五月一一～一二日の三回にわたっておこなわれた。これらの会談でＡＲＯ側は、日本の組合、とりわけ総評にたいし、ＡＲＯとの協力関係の強化と国際セミナーやシンポジウムなどその具体的活動計画にたいする資金援助を要請したが、これにたいして総評側は、積極中立の国際路線を変更する意志はないこと、この路線のうえに立ってアジアの労働者との連帯・協力をすすめる意向であること、具体的な活動計画を知らせてくれれば、検討のうえＡＲＯにたいして拠出金を出してもよいが、ＡＲＯ側でこれを直接受けいれる方法を考えてほしいことなどを回答した（詳細は第五五回総評定期大会各局報告書Ⅰ・二一七～二三三ページを見よ）。

中国・朝鮮・ベトナム・モンゴルとの交流・連帯活動

総評は中日友好協会の招待を受け、一九七七年三月四～一六日に二年四カ月ぶりに槇枝議長を団長とする一一名の代表団を中国に送り、中日友好協会幹部とさまざまな問題に

ついて話しあった。

また、総評は、七七年二月二一～二二日にブリュッセルで開催された「朝鮮統一のための世界の自主的平和統一のための国際連帯第一次会議」と、七七年六月二四～二五日にアルジェで開催された「朝鮮統一のための国際連帯第一次会議」に市川誠顧問を出席させ、七七年四月二五日～五月三日には朝鮮職業総同盟の招待により、また五月一日よりメーデー行事参加のため土岐国際部長ほか二名の代表を朝鮮に派遣した。

総評は七七年一月七日～二一日にベトナム労働総同盟のグエン・ドゥク・トゥアン書記長ほか二名の訪日代表団を迎え、またモンゴル労働組合の招待により、七七年五月一二～一四日にウランバートルで開催の同労組第一一回大会に田口典夫常任幹事を派遣した。

総評議長のAFL・CIO訪問

世界教職員団体総連合WCOTPの執行委員会ならびに総会に出席のため渡米した槇枝総評議長は土岐国際部長とともに七六年八月二日にAFL・CIO本部を表敬訪問し、ミーニー会長、リー国際局長などと会談した。総評とAFL・CIOとの会談は六四年ミーニー会長来日の際におこなわれていらい一二年ぶりのことであり、各方面から注目された。

会談の席上、槇枝議長は、「歴史的にみて総評とAFL・CIOとの関係は必ずしも正常といえなかったと思う。今後友好的な関係を深め、情報交換や人的交流についてお互いに検討していきたい」と述べたのにたいし、ミーニー会長は「槇枝議長の来訪を心から歓迎すると述べ……今回の会談を契機に総評とより密接な関係をつくりあげたいと考えている」と答えた。会談のなかで「AFL・CIOの側から総評の労働運動、国際路線の問題について、さらに総評側からアメリカのILO脱退問題等が出されたが、相互に卒直な問題点の解明や意見交換をおこない、今後の関係改善を確認しあいながら、友好裡に約一時間に及ぶ会談を終了した」といわれる（第五回総評定期大会各局報告書Ⅰ・二四二～二四三ページ）。

なお、会談後、ミーニー会長とリー国際局長はそれぞれ同盟に書簡をよせ、そのなかでミーニー会長は、この問題に関して同盟側と相談したい旨、またリー国際局長は、新聞は今後あたかもAFL・CIOが同盟と総評を同等に扱うかのように書いているが、会談ではそのようなことはいっさい述べられていない、AFL・CIOと同盟との緊密な相互関係は、総評との関係改善の努力によって影響されるものではない旨、述べている（「同盟一九七六年度活動報告」一六三～一六四ページ）。

アラブ・アフリカ労組・人民との連帯

総評は七六年一〇月二一日にドイツ民主共和国カール・マルクス市で開催された第二回パレスチナ労働者・人民連帯国際労働組合会議（本編2・1の同会議の項参照）に全国オルグ早見正彦を出席させたが、それに先立ち一〇月四日の幹事会で会議にのぞむ総評の基本的態度をつぎのように決めた。①イスラエルの武力によってパレスチナの地から追い出され帰国することを許されていない一六〇万パレスチナ人民およびイスラエル内で抑圧されている一四〇万パレスチナ人民の完全な財産権および市民権の回復と民族自決権を支持する、②パレスチナ人民の正当な要求実現のためにあらゆる勢力が団結すべきである。②またパレスチナ人民の正当な代表組織はパレスチナ解放機構PLOである、③レバノンの紛争に関しては、シリア軍は直ちに撤退すべきであり、この問題は平和的手段によって解

決されるべきである。

一九七七年二月にPLO東京事務所が開設されたが、総評はその協力依頼にこたえて、PLO問題の資料を加盟組合に送付し、またパレスチナ・メーデーにさいしては連帯のメッセージをパレスチナ労働組合宛に送った。

また、総評は七六年九月一三日付で「南アフリカのアパルトヘイト打倒の闘争を支持する声明」を発表して、南アフリカにおけるアパルトヘイト打倒、ザンビア解放のたたかいを全面的に支持するとともに、南アフリカの鉱物資源の利用のため南アフリカ白人政権と国交を維持し貿易を拡大している日本政府を非難する態度を明らかにした。そしてアパルトヘイトとたたかっている南アフリカ労働組合会議SACTUの要請にこたえ、その活動を支援するために七七年五月にミニ・バスを寄贈した。

フランス、イタリアの労働組合との交流

総評は七七年一月八～一五日にフランス労働総同盟CGTの招待により土岐国際局長、山田調査部長からなる調査団をフランスに送った。調査団はCGT書記局の代表団や各部と会談し、労働組合の国際活動、組織、経済、労働者教育、工場委員会、要求政策に関して数多くの意見交換をおこない、またパリ地区のいくつかの工場でCGT活動家と懇談した。発表されたプレス・コミュニケによれば、両組織はこんご産業別組織間の関係をいっそう発展させることを確認しあっている。

七七年六月六～一一日にはイタリア労働総同盟CGILの第九回大会がイタリア・クミニ市で開催されたが、総評は土岐国際局長、田中国際部書記を大会に出席させた。

ポルトガル労働総同盟との交流

総評と中立労連は、七六年一一月五日～一二月一一日に全ソ労働組合評議会国際副部長セルゲイ・トルプニコフほか一名を迎え、数回にわたって全ソ労評の活動について講演会を開催し、また七七年三月二一～二五日に開催された第一六回全ソ労働組合大会には、総評と中立労連は全ソ労評の招待により丸山総評副議長、田島中立労連幹事ほか二名からなる代表団を派遣した。

また、これより先の七六年一二月一二～二二日には、モスクワで日ソ労働組合交流委員会の第一一回定期会議が開催された。会議には総評からは中川副議長、土岐国際局長ほか四名、中立労連からは岡村事務局長ほか一名が出席し、全ソ労働組合中央評議会からはA・I・シバエク全ソ労評議長、P・T・ピメノフ書記ほか四名が出席した。会議ののち発表された共同声明によれば、双方はベトナム、ラオス、カンボジヤの人民の建設努力への連帯、朝鮮の平和統一に関する朝鮮民主主義人民共和国の提案の支持、南朝鮮からのアメリカ軍の撤退要求、アパルトヘイト反対のたたかいへの連帯、チリ・パレスチナの労働者・人民のたたかいへの連帯などで意見の一

ソ連労組との交流ならびに協定

致をみるとともに、ＩＬＯにおける協力の積極化と、アジア労組会議開催のためひきつづき努力することを約束している。また、双方は、一〇月社会主義革命六〇周年を記念する「日ソ友好と平和のための労働組合集会」を七七年末に日本で開催すること、第一二回日ソ労働組合交流委員会を七七年に東京で開催することに合意をみた。会議はこのほか七七年における全国センター、単産および労働組合評議会の交流、労働者視察団の旅行、スポーツ代表団の交換、労働組合についての情報交換などについて取り決めた議定書をとりかわした。

日ソ二〇〇カイリ問題に関する活動

総評は七六年一二月の日ソ労働組合交流委員会や七七年三月の第一六回全ソ労働組合大会へのうじてソ連の二〇〇カイリ水域内における日本漁船の操業問題についての総評ならびに日本の労働組合の態度をソ連労働組合側に伝え、善処方を要請していたが、四月九日には重ねて全ソ労働組合評議会に打電して、「いかなる国といえどもその二〇〇カイリ水域内における他国の漁船の操業について、関係国との合意なしに一方的にこれらの漁船の操業を禁止にいたるような事態は、諸国人民間の友好の発展にとって望ましいことではないと考える」との態度を伝え、さらに四月二六日には同盟、中立労連、新産別と連名でつぎの申入書を全ソ労働組合中央評議会宛に送るとともに、同二八日には、四団体の統一代表団を訪ソさせ、全ソ労評ならびにソ連政府と直接に話し合いたい旨、全ソ労働組合中央評議会に申し入れた。

【四団体の申入書(全文)】

日本の組織労働者を代表する総評・同盟・中立労連・新産別の労働四団体は、日ソ両国の善隣、また両国労働者の友好と連帯をさらに発展強化させることを強く願う立場から、今日、日ソ漁業交渉の経過に重大な関心をもってきました。直接的には、漁業を生活の基盤とする労働者、また漁業に関連する広汎な産業の労働者の生活に関係する問題として、さらには海洋新時代における日ソ両国の友好関係の問題として、交渉の経過に関心をはらってきましたが、残念ながら、漁業交渉の現状は、非常に憂慮すべき状態にあり、すでにこれに関連する労働者とその家族は、重大な生活不安に直面しています。この不安を取りのぞくとともに、日ソ両国及び両国労働者の友好と連帯をより強化するためにも、一日も早く漁業交渉が友好裡に解決するよう、一段の御配慮を心から要請します。

一九七七年四月二六日

申入れの結果、四団体代表の訪ソは実現し、五月一〇～一三日に総評富塚事務局長、同盟前川書記長、中立労連岡村事務局長、新産別富田書記長をふくむ六名の四団体代表団がモスクワを訪ね、全ソ労働組合中央評議会シバーエフ議長にたいし、①日ソ労組間では両国労働者、国民の相互理解と友好関係の発展強化をめざしてこの問題の解決に努力する、②相互の二〇〇カイリ内における生物資源への主権尊重、資源の保護と有効利用の立場から、両国間で早急に合意がなされるよう政府に働きかける、③急激な漁獲量の減少は大きな社会不安をもたらすので、漁業者の生活と雇用の不安にたいし両国政府が相互に配慮するようそれぞれ政府に働きかける、などのことを提案するとともに、イシコフ漁業相にたいしては、さらにサケ・マス漁業協定をおそくも五月一五日までに成立させるよう要請した。

総評・自由ドイツ労働総同盟の交流協定

総評は自由ドイツ労働総同盟ＦＤＧＢの招待により中川副議長を団長とする代表団を七六年一二月一四～二〇日にドイツ民主共和国に送った。代表団はＨ・ティッシュＦＤＧＢ議長と会談し、ま

たW・バイロイター副議長を団長とするFDGB代表団と話しあった結果、両組織間の七七年度交流協定を締結した。協定は、中央レベルならびに産別レベルの代表団の交換と、ドイツへの留学生派遣、旅行団派遣などについて取り決めている。

東欧諸国労組の大会ならびにメーデーへの代表派遣

総評は七七年三月の第一六回全ソ労働組合大会に代表を送ったほか、七七年五月一六～一九日にベルリンで開催されたFDGB第九回大会に蛯谷副事務局長ほか一名を、七七年五月二五～二八日プラハ開催のチェコスロバキア労働組合中央評議会第九回大会に三嶋常任幹事を送ったほか、ソ連、ハンガリーのメーデーにもそれぞれ代表を派遣した。

4　同盟の国際連帯・交流活動

同盟の国際連帯活動の方針

同盟は一九七六年一月二一～二三日の第一二回定期全国大会で採択された七六・七七年度運動方針のなかで、国際連帯方針をつぎのように決めた。

【国際連帯の強化、七六、七七年度運動方針第一部Ⅲ・(4)(全文)】

1　政治・経済ともに国際環境はいちじるしい変化を繰りひろげつつあるが、全体主義の進出による脅威から自由と平和・民主主義を守るために、またインフレと不況・失業問題をはじめ、多国籍企業問題、公害、環境問題、作業の人間化・労働者の働きがいの問題など、共通する課題について共同に対処するために、国際連帯の重要性は一層増大している。われわれは、パンと自由と平和のために闘うという国際自由労連結成当初の理念のもとに、自由にして民主的な労働組合の再結集をはかりつつ、民主主義諸国の労働組合の連携と協力を推進するために、一層の努力を傾けなければならない。

2　アジアの政治情勢は大きく変化したが、深刻化する中・ソの指導権争いは、アジアの労働運動の協力体制に微妙な影響を与えつつある。さらに、アジア各国は、世界的な不況のなかで、貧困と飢餓、深刻な人口・失業問題に苦しんでいる。これらを克服して、アジアの労働運動の前進をはかるためには、各国労働組合の自助努力が必要であるが、同盟に対する期待は多く、支援強化のために同盟の果すべき使命は大きい。重要な基本問題は、第一に、いずれの国においても労働組合の組織が脆弱であり、その組織化、その強化拡大のための組織・教育活動に物的人的援助が求められていること、第二に経済開発の基礎となる技能養成への協力が強く求められていること、第三にアジア各国への進出企業・進出資本をめぐる問題についてその対応を誤らざることなどである。われわれは、これらの課題に応えなければならない。

3　同盟の国際活動を強化し、その成果を大きくするうえで、ILOその他の国際機関の役割はいよいよ大きくなった。われわれは、これらの機関の活動に協力するとともに、その成果を一層活用しなければならない。

同盟が七六年後半～七七年前半の時期に展開した主な国際連帯、交流活動は、つぎのとおりである。

国際自由労連諸会議への代表派遣

同盟は①七六年八月一〇～一二日ニューデリー開催の国際自由労連アジア地域組織教育企画委員会、②七六年九月二一日ブリュッセル開催の国際自由労連南アフリカ問題会議、③七六年一一月二四～二六日ブリュッセル開催の国際自由労連第六七回執行委員会、④七七年二月一〇～一一日シンガポール開催のアジア地域組織第一七回執行小委員会、⑤七七年四月二七～二九日ジュネーブ開催の国際自由

労連開発憲章作成作業部会、⑥七七年五月三～四日シンガポール開催のアジア地域組織教育・財政・連帯基金委員会、⑦七七年五月五～七日シンガポール開催のアジア労働組合代表者会議、⑧七七年五月八～九日シンガポール開催のアジア地域組織執行委員会、⑨七七年五月八～一二日シンガポール開催のアジア地域組織教育再検討セミナー、⑩七七年五月一六～二〇日ローマ開催の国際自由労連第六八回執行委員会などにそれぞれ代表を派遣した（これらの会議については本編2・2「国際自由労連系の会議」参照）。

韓国労総FKTUとの交流

同盟の韓国労総との交流は交流協定にもとづいておこなわれ七六年一〇月のFKTU大会には同盟坂東副会長ほか一名を、七七年二月には三月一〇日の労働節を中心に一週間浜財政局長を韓国に派遣した。

台湾との交流

台湾の労働組合CFLとの交流協定にもとづいて同盟は七六年一〇月一〇日の台湾双十節に中条広報局長を、七七年には五月一日の労働節を中心に山口教育局長を一週間、台湾に派遣した。

日米人物交流計画など

米国務省による交流

七六年一〇月七日～一一月五日には同盟は米国務省の招待、AFL＝CIOの協力によるアメリカ大統領選挙視察に福井全郵政委員長を、七七年二月四日～三月七日には日米人物交流計画にもとづき全郵政森田副委員長を団長とする四名の同盟官公労基本権調査チームをアメリカに派遣した。

生産性本部、労働省による交流

同盟は、七六年九月一九～二五日に生産性本部主催で開催された労働関係国際交流担当者フィリピンセミナーに重堂総務局企画部長を、七六年一〇月二〇～二八日には労働省主催東南アジア労組交流チームに雑賀組織局次長を、七七年二月一五日～三月三日には生産性本部の共同の東南アジアチームとして同盟上西副書記長ほか三名をマレーシア、シンガポール、インドネシア、フィリピン、香港、台湾に派遣した。

第九回同盟・AFL＝CIO定期会談

一九七七年五月一六～一九日にワシントンで開催され、同盟より天池会長、村上副会長、坂東副会長、前川書記長、相原国際局長、藤原執評および大島全日航労組副委員長が出席、①政治・経済動向と自由な労働組合の果たすべき役割、②日米経済関係と両国労組の役割、③アジアその他地域における自由な労働運動との協力などについて討議がおこなわれた結果、共同声明が発表された。

討議の過程でアメリカのILO脱退問題が話しあわれたが、席上AFL＝CIO側は「ILO脱退は本旨ではない。イスラエル問題など政治問題をもちこまないことが運営手続き上明確になれば脱退しない」との考えが表明され、同盟としてもILO総会でアメリカの主張がとおるよう全面的に協力することになった。貿易問題については「自由貿易の推進」の原則で合意し、輸入規制などの問題が生ずる場合には「事前に話しあって」解決をはかることを確認した。さらにアメリカの二〇〇カイリ水域の設定にともなう日本の漁業問題については、AFL＝CIOは「漁業労働組合員の立場を考慮し、従来の既得権を尊重して適切な措置をとる」との考えを明らかにし、また同盟が推進する北方領土返還運動についても、これを支持する態度を示した。

【同盟・AFL＝CIO共同声明(要旨)】

会談は率直かつ友好的に行われ、両国の労働者に影響を与えている重要な国際・国内問題および世界、アジアの自由な労働者への独裁主義・全体主義の脅威について討議を行った。

一、会談はユネスコやＩＬＯ等の国際専門機関が、政治的意図によって憲章上の性格と目的をゆがめられていることを遺憾とした。われわれはこれらの機関が、世界平和と社会正義のためにその役割を果たすためには、三者構成のＩＬＯ機構にかんがみ、より強力な各国政府間の協力、労働組合間および経営者代表間の協力を得ることが、不可欠であることに意見が一致した。

二、会談は今日の世界が直面している重大な経済的諸問題と、すべての労働者にしわよせされている大きな苦難を認識した。同盟およびＡＦＬ・ＣＩＯは共に、より多くの雇用の拡大および生活水準の向上によって、失業の悲惨と国家的浪費をなくする対策を要求する。

三、会談は今日の世界経済がエネルギー、食糧、水産資源、工業製品、および運輸の面で相互の依存度が増大していることに注目した。われわれは世界経済の発展によって雇用、国内市場、生活水準の向上等が重点的に促進されることを再確認した。失業と貧困は、すべてなくされるべきであり、一国から他の国に転嫁させるべきではなく、貿易の拡大は互恵・平等および公正な精神にのっとり、とくに両国の労働者の相互の利益を考慮して行われるべきである。

四、われわれは国際貿易の深刻な不均衡を憂い、各国内の雇用および経済成長は、正当かつ調和した国際貿易および国際投資によって、その発展と具体化がはかられるべきである。市場混乱およびその結果として、労働者生活への悪影響をさけるため、相互理解と合意が必要である。われわれは各国で行われている失業および賃金の抑制を通してのインフレ対策は、何ら効果がないことを指摘した。一国がその国の失業問題の重荷を他の国に移しても、いかなる国の利益にもならない。われわれは、これらの問題に関する労働組合の国際的な協議を支持し、また各国政府がこのような問題が危機的段階に達する以前に、相互に協議することを主張する。

五、会談は米国漁業保全法が、米国沿岸二百カイリ水域内での日本漁業権に関する影響を討議した。現行のガイドラインによれば、日本漁業は従来より引き続き行われてきたものとして認められ、外国漁業者への最適持続的漁獲割り当てについては、優先性を与えられるべきものである。ＡＦＬ・ＣＩＯは、米国の魚類保存および管理政策に基づいて、日本側組合員の漁業権利を支持することを約束する。

六、多国籍企業は、国内経済政策および国際貿易政策に関して、特殊な問題を提起している。われわれは、このような企業の行動を規制する第一歩として、ＯＥＣＤの多国籍企業の行動指針（自主規制約款）の採択を喜ぶものである。しかしながら、このような多国間の合意は、貿易不均衡およびその他の多国籍企業が犯す弊害を是正するに必要な、国内の重要政策を補完するものに過ぎないものと考える。

七、会談は労働者の基本的自由を否定する全体主義勢力および独裁主義政府の抑圧等の、深刻な問題に直面しているアジアの労働運動に注目した。われわれは多くのアジアの労働組合が貧困、飢餓、人口増大、失業および世界的不況の中にあって運動強化に努力しており、そのための人的物的援助が必要であることを認した。

八、前回の会談でも同意した通り、ＡＦＬ・ＣＩＯと同盟は、アジア労働諸組織との協力について相互の理解と共同の支援を基調として、教育活動および福祉計画等を促進することを再確認する。

九、ＡＦＬ・ＣＩＯは第二次世界大戦後、ソ連が不法に占拠した北方領土を、日本に返還させるべく同盟が行っている運動に対し、今まで行ってきた強力なる支援を再確認した。われわれは、この不法占領の終結およびこれら諸島の日本への返還を要請する。

十、変化する国内および国際情勢に有効に対処するために、また、よりひんぱんに情報の交換と共通の問題を討議するために、同盟とＡＦＬ・ＣＩＯは小委員会を随時開催する。また、同盟とＡＦＬ・ＣＩＯは産別レベルの交流を促進する。

次回の定期会談は一九七八年、東京で行う。

2　国際労働組合の諸会議

1　世界労連系の諸会議

第七回世界炭鉱鉱山労働者大会

一九七六年九月八～一二日にブカレストで開催され、約四〇国、一五〇人の代議員、オブザーバーが参加し、わが国からは炭労から本間富悦（特別中執）、村上常雄（芦別保安部長）、宮本文雄（三池生活対策部長）の三名が出席した。大会は、「炭鉱鉱山労働者の統一行動と国際的団結、生活条件・労働条件の改善、多国籍企業の影響によりいっそう悪化した資本主義的搾取反対、反動とファシズムに反対する炭鉱鉱山労働者のたたかいの拡大、社会的・経済的進歩、民主主義、自由、平和および社会主義を要求する炭鉱鉱山労働組合インターナショナルの諸活動の発展」に関する第一議題、「科学ならびに現代の技術の発展ときりはなせない真の職業訓練のための世界炭鉱鉱山労働者の共同行動」に関する第二議題について討論したのち、「一般決議」、「炭鉱鉱山労働者の社会的・経済的諸要求と労働組合の行動の手段と形態、㈤商業インターナショナルの行動（世界労連日本出版協会『世界労働組合運動』七六年一二号）。

なお、役員の改選により、ヤン・レス（ポーランド）が炭鉱鉱山労働組合インターナショナルの議長に、スタニ・ワルザーク（フランス）が書記長に選出された。

第五回国際商業労働者会議

七六年一〇月六～九日にソフィアで開催された。商業インターナショナルの加盟組織は過去四年間に二四国二九組合から四四国五〇組合にふえたが、この会議にはさらに二つの未加盟組織からの代表が出席した。会議は「商業労働者の職業的・経済的・社会的利益をまもるための決議」、「多国籍商社に関する行動綱領」、「進歩、自由、平和の未来をめざす決議」などを採択し、また規約改正をおこなった。

採択された「行動綱領」にはつぎの諸項目がふくまれている。㈠多国籍商社、㈡多国籍商社設置による影響、㈢労働者と労働組合の行動の必要とその目的①経済的社会的要求②労働組合の権利と自由に関する要求③多国籍企業の活動に関する要求と行動、㈣商業労働組合の行動の手段と形態、㈤商業インターナショナルの行動（世界労連日本出版協会『世界労働組合運動』七六年一二号）。

第二回パレスチナ労働者人民支援国際労働組合会議

七六年一〇月二五～二七日にドイツ民主共和国のカール・マルクス市で開催され、国際的・全国的・地域的労働組合組織の代表七〇人と国際民主団体の代表が参加し、わが国からは総評全国オルグ早見正彦、原仲好全建労書記長などが出席した。会議が発表した「世界の労働者と労働組合へのアピール」は、イスラエルとアラブの反動派ならびにアメリカ帝国主義に支援されたレバノンのファッショ勢力がこれまでパレスチナ抵抗運動にきびしい打撃を与えてきたが、この情勢はシリアの介入によってさらに悪化したと述べ、シリア政府にたいして、レバノン領土から撤兵して、レバノン＝パレスチナ問題を話し合いによって解決するよう要求するとともに、全世界の労働者と労働組合にたいしつぎのようにアピールしている。①パレスチナ解放機構ＰＬＯをパレスチナ人民の唯一の代表として再確認すること、②パレスチナ人民の自国への復帰、自決、独立の権利の再確認、③シオニズムの人種差別政策を国連総会決議にそって一般に知らせ、この政策にたいするアラブとユダヤの労働者の反対を支持すること、④イスラエルでとらえられているパレスチナ人の釈放とその迫害の中止を要求すること、⑤パレスチナの労働者と人民への物質的支援、⑥パレスチナ労働者・人民のための組織、⑦アラブ領土の植民地主義的占領を承認するための帝国主義的策動に反対して行動をおこすこと（世界労連日本出版協会『世界労働組合運動』七六年一一号）。

アジア世界労連加盟組織会議

世界労連第一五回執行局会議が七六年一二月三～四日にインドのニューデリーで開催されたが、それに先立って一二月一～二日に同地で世界労連加盟のアジア諸国労働組合の会議が開かれた。参加したのは日本、オーストラリア、スリランカ、フィジー、インドネシア、ネパール、ベトナム、ラオス、朝鮮、モンゴル、ソ連、インドの一二か国の労働組合代表三七人と世界労連執行局で、わが国からは、荒川昌男全建労委員長、近藤一雄全日自労委員長、明石全自交中執が出席した。会議はつぎに示す執行局への勧告を採択した。

【世界労連第一五回執行局会議へのアジア加盟組織会議の勧告（全文）】

ニューデリーで一九七六年一二月一～二日に開かれたアジアの世界労連加盟組織会議は、この大陸の労働組合情勢を検討したあとで、次の事項を世界労連執行局に勧告する。

一、主として次の手段により、この地域の教育活動をさらに発展させるために必要な措置をとる。。地域的全国的なセミナーや学校を開く、。アジア労働者の当面する特殊問題についての教育宣伝の資料を準備する。

二、アジア労組間で意見や経験を交流するための、定期的情報紙発行の可能性を検討する。

三、最低年一回、定期的に加盟組織会議を開くとか、この地域全体や太平洋南部地域におけるその他の適切な形によって、アジア加盟組織の経験交流と活動の連携をつよめるため活動する。

四、アジアに世界労連常駐代表部を設置する可能性を検討する。

五、アジア労働組合の重要問題についての地域的会議、セミナー、討論会、集会の開催を続ける。

六、特殊問題についての各国の連帯活動と大陸内での闘争を発展させる。

七、特定の多国籍企業にかんする地域活動とイニシアチブを促進する。

八、アジアの全加盟組織とともに、統一アジア労組会議開催を促進するため努力を続ける。

九、婦人労働者、青年労働者、技師、技術者、管理職員の独自問題、法律問題、その他について世界労連が決めた行動案の実現を援助するよう、アジア加盟労組に要請する。

一〇、各インターおよびアジアの加盟労組とともに活動して、次のために、インターと加盟組織との連携をさらに改善する。

(1)インター会議の成功を保障する。(2)アジアにおける各インターの活動を発展させる。(3)アジアのインター加盟組織を増やす。

一一、アジアの加盟組織とともに実質的活動を発展させ、未加盟組織との関係を拡げ、第九回世界労組大会にできるだけ多くの代表を参加させること。

一二、社会的経済的要求、労働組合の権利と民主的権利をめざし、帝国主義的介入、抑圧、政情不安定に反対し、民族独立、アジアと世界の平和と安全、社会進歩をめざす統一行動と連帯をいっそう強化するよう、アジアの加盟組織に要請する。

世界労連第一五回執行局会議

七六年一二月三～四日にニューデリーで開催された。会議は、①第九回世界労働組合大会を七八年四月一六～二三日にプラハで開くよう第二七回総評議会に提案すること、②国際労働者デーであるメーデーを記念してプラハに新しい世界労連本部の記念碑を建てることを決定し、③前回の執行局会議いらいの労働組合情勢と世界労連の活動の発展についてのパストリノ議長の報告に関する決議、④アジアにおける労働組合情勢と世界労連の任務に関する決議、⑤七七年一月にモスクワで開催予定の平和勢力世界大会を支持する決議、⑥七七年一月一七～二二日と一月二〇日を南アフリカ労働者人民との連帯週間ならびに連帯デーとすることを訴えたアピール、⑦タイの労働者・人民との連帯アピール、⑧発展途上国、先進資本主義国、社会主義国のすべての労働組合が国際的統一会議に結集することにあらゆる援助を与える用意があることを明らかにした宣言、などを採択した。

これらのうち「アジアにおける労働組合情勢と世界労連の任務」に関する決議は、アジアの労働者と労働組合が現存する分裂を克服し、統一をうちたてるため、また共通問題を討議するためのアジア労働組合会議の実現に努力することを要請して、つぎのように述べている。

【アジアにおける労働組合情勢と世界労連の任務(全文)】

世界労連第一五回執行局会議（一九七六年一二月三～四日、ニューデリー）は、アジア大陸の加盟組合会議の報告にてらして、アジアの労働組合情勢を検討した。いくつかのアジア諸国において各級での労働組合の統一行動の分野で最近かちとった前進と、労働組合の地域的協力を前進させるためにとったイニシアチブの成功は、この分野でいっそう大きな成功をかちとるための新しい可能性を生みだした。アジアの資本主義国における情勢の特徴は、独占と多国籍企業が資本主義制度の全面的危機を解決するための手段としての労働者の仕事や賃金、生活水準への攻撃に対抗して、労働者や労働組合が統一と決意を固めていることである。資本主義的「経済奇跡」の国日本は、今では、一〇〇万以上の失業者をかかえる国になっている。「ゆたかな」オーストラリアでも、情勢はけっしてよくない。独占資本主義はこうして、未来のない制度であることを、かつてないほど明らかにしている。社会主義諸国の世界労連加盟組織の経験は労働者と労働組合が、各級での開発計画の作成と実施に積極的に参加することによって、危機のない新しい社会を建設し、速い速度での経済的社会的発展を保障することに、いかに大きな貢献をしているかを示している。

世界労連執行局は、ベトナム社会主義共和国として国を統一したことについて、ベトナムの労働者と人民に祝福の言葉をおくる。インドシナにおけるアメリカの帝国主義的干渉の敗北および統一ベトナム、ラオス人民民主主義共和国、民主カンボジアの出現によって、アジアにおける諸勢力の相互関係は、あきらかに反帝平和勢力にとって有利に変った。

世界労連執行局は、諸国の経済的独立の擁護、新しい国際的経済秩序の確立を要求し、南朝鮮からのアメリカ軍の撤退、外国軍事基地の撤廃を要求し、インド洋を平和地域と宣言し、幅広い経済協力を促進することを明

らかにしたコロンボの非同盟諸国首脳会議の決議を歓迎する。アジアの労働組合は、他の大陸の労働組合とともに、これらの要求をめぐる統一行動のいっそうの強化において重要な役割を果たしており、実際これは、地域レベルでの幅広い統一をうちたてるための綱領となりうるものである。

社会主義諸国と発展途上国のあいだ、これら二つのグループの諸国の内部において、平等と互恵のもとに経済関係が非常な速度で発展していること、これら諸国が新植民地主義反対闘争で連帯をつよめていることは、新しい国際的経済秩序のための確固とした基礎をうみだしている。さらに、社会制度を異にする諸国間の平和共存の諸原則を支持するアジア諸国のあいだで、幅広い諸関係、友好と協力がますます発展していることは、この大陸での平和、安定、安全を促進するうえで、重要な要素となっている。資本主義的危機の影響、多国籍企業による経済的支配に反対し、軍事基地の撤廃をめざし、帝国主義的干渉や混乱をおこす企みに反対し、労働者や人民のための多面的な経済的社会的発展をめざすアジアの労働組合の統一行動は、新しい国際経済秩序を樹立するための諸国民の集団的努力を成功させることに直接貢献している。

今日のアジア情勢のなかでは、アジアのすべての国、すなわち社会主義国、発展途上国、発達した資本主義国、まだ新植民地主義的支配のもとにある国の労働者と労働組合の連帯を促進することは、なおさら必要になっている。執行局は、この地域における世界労連加盟組織と未加盟組織のあいだの協力の大きな前進を評価するとともに、世界労連はこの地域における統一行動のいっそうの発展に大きく貢献しうると考える。とくに、加盟組織のなかにはあらゆる社会制度の組織が含まれ、この大陸の加盟組織が、社会主義諸国の社会的発展における重要問題においても、発展途上国や先進資本主義国の闘争においても経験を積んでいるという独自性からいって、とくにこのことがいえる。

ヨーロッパ、アフリカ、ラテンアメリカにおける地域的労働組合協力の前進を背景としたこの新しい国際的雰囲気の中で、世界労連執行局はアジアの労働者と労働組合が、現存する分裂を克服し、大陸的規模の統一をうちたて、労働組合の国際的統一に積極的に貢献する方法と手段を見出すよう希望する。

世界労連執行局は、アジアの加盟全国組織が、地域的労働組合協力を発展させるイニシアチブをいっそう強化し、アジア労働者の当面する共通問題を討議するための統一したアジア労働組合会議の開催を実現するためひきつづき努力するよう要請する。

執行局は、アジア加盟組織会議の勧告を承認するとともに、アジアにおける世界労連の活動のための具体的計画の立案を書記局に委任する。

一九七六年一二月四日、ニューデリー

社会と職場における青年労働者の地位と役割に関する世界労働組合会議

七七年三月八～一一日にキプロスのニコシアで開催され、七六国、八六の全国労働組合中央組織と一三の地域・国際労働組合組織から代表が参加、わが国からは全建労青年部長稲村操（団長）、斎藤武志（全日自労）、今村義弘（全自運）、大原将爾（総評青年対策部）が出席した。会議は、世界労連議長アンリ・シノの基調報告をもとに討論をおこなったすえ、「青年労働者の要求憲章」と「最終文章」を採択した。憲章はつぎの項目からなっている。㈠働く権利とまともな生活をする権利およびその実際的適用①働く権利②賃金の決定と支払③労働時間④有給休暇⑤保健・衛生・労働安全、㈡職業訓練・教育・文化、余暇の権利、㈢教育と職業訓練の権利、㈣文化の権利、㈤余暇とスポーツの権利、㈥労働組合の権利、㈦若い婦人と少女の権利、㈧青年移民労働者の権利、社会的政治的権利、㈨若い婦人また最終文書はつぎのように述べている。

【最終文書（一部抜粋）】

資本主義諸国に関するかぎり、すべての代議員は、それぞれの国の体制的危機を暴露したが、この危機は、青年労働者に重大な影響を与えている。失業は、インフレによる購買力の低下と併せて、青年の中で全般的特

徴となっている。多数の国で、かれらは賃金問題で年齢による差別を受けている。そのうえ、かれらの生活条件、及び労働・勉学条件は悪化しつつある。

また資本主義諸国の政府は、政治的自由や労働組合の自由への攻撃を強化して、民主主義を侵害している。これらの攻撃は、多数の国で、独占の利益を守るためにファシスト独裁政権の樹立にさえ及んでいる。

これらの条件の中で、資本主義諸国では、青年の生活条件改善への熱望とその実態との間には、ギャップが増大しつつある。同時に独占は、資本主義的危機の真の責任をかくすために極めて重要なイデオロギーキャンペーンを展開している。このような情況の中で、青年労働者は労組組織と共に重要な闘争を行ない、諸要求をかちとって資本主義制度の危機の影響を減じている。しかしながら、かれらの要求に対する独占や経営者の激烈な反対が、かれらの既得の獲得物に対する攻撃と合体しているということは、資本主義諸国の青年が、その労組活動への展望を広げ、かつその政治的かかわりをますます明らかにしていることを意味している。多数の国の青年は、民主的見解を持つあらゆる階層と共に、資本主義社会を根本的に変革して、あらゆる形態の搾取と抑圧から解放された社会を求めて努力している。……

全般的討論の後で、参加者たちは、それぞれの国の青年労働者の願望や必要性、また社会・経済・政治問題に積極的に参加する希望に沿って、青年の政治的・経済的・社会的・文化的権利・要求憲章を承認した。

代議員たちは、同憲章が青年労働者の要求を支持する全国的、地域的、大陸的、国際的水準での統一行動を拡大、推進する具体的基盤を規定していると見做している。

憲章に述べられている諸権利は、青年労働者の基本的諸要求を全面的に反映している。これらの権利が完全に恒久的な形で実施に移されるべきであるとすれば、有利な経済的・社会的・政治的条件が必須である。今日青年労働者は、平和的な明日の世界、つまり搾取や抑圧から解放された世界を建設している。参加者たちは、青年労働者が青年、労働者階級、国際労組運動の統一鍛練に助力する用意があることを強調することがその義務であると見做している。

世界労連第二七回総評議会

七七年四月一四～一六日にワルシャワで開催され、わが国からは金良全自交書記長が出席した。会議は七八年四月一六～二三日にプラハで第九回世界労働組合大会を開催するという第一五回執行局会議提案を承認し、この大会の準備に関する政治的実践的問題を主として討議し、世界の労働者と労働組合にむけてのアピールを採択した。

総評議会が採択した「第九回大会招集に関する決定」は、大会任務として、①現情勢と見通しの分析、それによって生じてくる世界労連の政策と任務を含めた運動方針の作成、②第八回大会で採択された経済・社会要求憲章に最近の情勢をおりこむこと、③労働組合権について万国共通の宣言を採択すること、④軍備競争の停止、軍縮と平和に関する問題についての厳粛な声明の作成の四点をあげている。

総評議会は、また、①ギニア（ビサウ）全国労働者同盟、②セント・ルチア全国労働組合連盟、③ベトナム労働者同盟、④セント・ビンセント全国進歩的労働者同盟、⑤ジャマイカ独立労働組合行動評議会、⑥アンゴラ全国労働者同盟、⑦モーリシャス労働者総同盟の世界労連加盟を承認した。

世界教員連盟第一一回大会

七七年六月二七日～七月一日にモスクワで開催された。大会には七一カ国にわたる教員組織と六つの教員・科学者の組合の国際組織その他から二〇一人の代表が参加し、わが国から日教組吉村国際部長と日高教藤野中執がオブザーバーとして出席した。大会の主要議題は、①第一〇回大会以後の国際教員運動と世界教員連盟の活動の発展。

平和、社会進歩と教育・科学・文化の発展をめざす教育労働者の国際的協力・統一・連帯の強化の見通し、②現代世界における学校と教員、③世界教員連盟の高等教育教員憲章草案であった。大会は新役員としてL・アリヤワンサー（スリランカ）を議長に、D・レトロー（フランス）を書記長に、P・ドラヌー（フランス）を名誉議長に再選した。

2　国際自由労連、国際産業別組織ITS系の諸会議

国際自由労連アジア地域組織ICFTU＝AROの教育・企画委員会

一九七六年八月一〇～一二日にニューデリーで開催され、わが国からは相原正雄(同盟)、初岡昌一郎、田総哲（以上全逓）が出席した。委員会は主としてアジアの労働組合教育の組織化および労働組合の社会・経済プロジェクトの強化について話しあい、また国際自由労連アジア労働大学の運営を監督するビューローを選出した。ビューローのメンバーは、ARO会長C・V・デバナイア、ICFTU会長P・P・ナラヤナン、ARO書記長V・S・マワール、アジア労働大学学長V・カブラ、ITS代表G・カンダサミイの五人である。

国際商業事務技術労連FIET第一八回世界大会

一九七六年八月二二～二七日にヘルシンキで開催された。大会の討議の中心は、完全雇用、所得の保障、労働の人間化などの問題で、基調演説はウィスコンシン大学のE・カッサロウ教授がおこなった。また大会は同労連の世界活動計画を討議し決定した。役員選挙ではギュンター・ステファンが新会長に選出され、ヘルベルト・マイアーが書記長に再選された。

国際化学エネルギー一般労連ICEF第一六回世界大会

一九七六年一〇～一一月二七～二九日にモントリオールで開催された。会議は各国情勢の報告を聴取したのち、多国籍企業対策、労働安全衛生、産業民主主義、財産形成などの問題を討議した。ICEFは従来国際化学一般労連と呼ばれたが、石油、ガス、原子力、その他のエネルギー部門労働組合を傘下に置いているため、今大会で国際化学エネルギー一般労組と改称することを決めたものであり、組織内にエネルギー部門が新設された。

国際金属労連IMF造船作業部会

一九七六年一一月二三～二四日にパリのOECD本部で開催された。会議には主要造船国一二カ国の造船産業労働組合代表が参加し、わが国からは造船重機労連の池崎副委員長と亀谷産業対策局長が出席した。会議は世界の造船産業が当面している諸問題について討議した国際における日のシェアはアメリカ、西ドイツにつぐものにすぎないこと、日本の造船の低価格は低賃金によるものではなく「労働者が勤勉で合理化がすすんでいるため」であることを強調するとともに、OECDに提起すべきIMFの立場に関する基本見解を提起した。IMF造船作業部会は日本側のこの問題提起にもとづいて造船産業政策をまとめることを決めるとともに、ベルナーOECD会長と懇談し、今後の船舶建造量の予測、雇用問題などを中心に話しあった結果、OECD造船作業部会

とＩＭＦ造船作業部会との合同部会を開くことを申し合わせた。

国際自由労連第六七回執行委員会

七六年一一月二四～二六日にブリュッセルで開催され、わが国からは貝原自動車労連国際局次長が出席した。会議は失業を現在の経済問題解決の手段にすることに反対であるとの態度を繰り返し強調する政策提案を採択した。そのなかで、公共支出削減に反対の態度が表明され、具体的対案としては、より高い成長目標の設定、企業の国有化ならびに政労使間の協定をつうじての産業政策ならびに地域政策にたいするより大幅な介入と規制などが述べられている。会議は南アフリカ労働組合にたいする組織的な抑圧キャンペインにたいして強力な活動を展開することを決定し、またアルゼンチン政府にたいして、投獄中の労働組合員の釈放、亡命中の労働組合員や市民の帰国許可、労働組合員から市民的・政治的権利と労働組合権を奪っている法律の撤廃などを要求することを決定した。レバノン問題については、会議は、その解決は「対話を通じ、独立を尊重しながら領土の保全、国の統一およびレバノン人国家の権威」を追求するものでなければならないとする決議を採択し、パレスチナ問題をふくむ中東地域のすべての解決策を見いだすためにできるだけ早く中東平和会議を開催することを要求した。アジアに関連しては、会議はアジア地域組織の計画を承認し、タイの民主的に選出された政府が転覆されたことに抗議の意を表明した。

国際食品労連第一八回総会

一九七〇年一月二四～二八日にジュネーヴで開催され代議員二一七人が参加したが、わが国からは窪田勇次（キリンビール）ほか一二人の代議員および一三人のオブザーバーの計二五人が出席した。会議はホテル労連（総評加盟、一万二〇〇〇人）と一般同盟ホテルレストラン協議会（同盟、七〇〇〇人）の加盟を承認し、全国ビールの加盟をキリン、サッポロ、アサヒの各労連ごとの加盟に変更することも承認したが、食品労連（中立労連加盟、一〇万四〇〇〇人）の加盟については、七六年一〇月のＩＵＦ東アジア・太平洋地域委員会が決定したとおり、①世界労連の活動に参加しない、②東アジア・太平洋地域で独自の活動をしない、③ＩＵＦ・ＪＣＣに加盟する、の三条件をみたしていることが実証されるまで加盟を棚上げし、その結果の判断はＪＣＣでおこなうことに決定をみた。新役員としては議長にＳ・ニーストロム（スウェーデン・ホテルレストラン労連委員長）が、事務局にＤ・ガリン（本部）が選出され、わが国からは正執行委員に久保田勇次（ＩＵＦ・ＪＣＣ議長、全国ビール委員長）、副執行委員に田中清彦（明乳委員長）が選出された。

国際自由労連アジア地域組織第一七回執行小委員会

七七年二月一〇～一一日にシンガポールで開催され、わが国からは同盟相原国際局長が出席した。会議はカブラＡＲＯ大学学長の辞任を認め、今後は企画局で大学の運営管理をおこなう、五月五～七日にアジア労組のトップ・リーダー会議を、五月八～九日にＡＲＯ執行委員会を開催するなどを決定した。

国際自由労連開発憲章会議

七七年四月二七～二九日にジュネーヴで開催され、四〇カ国の加盟組合から四四人の代表、ＩＴＳ五組織から一四人の代表、大学より六人の専門家などが参加したが、わが国からは同盟相原国際局長が出席した。会議の目的は国際自由労連メキシコ大会（一九七五年）で決定された「経済安定と社会正義」にもとづき国際自由労連の開発憲章を作

成することにあった。作成された憲章案の骨子はつぎのとおり。

(a)雇用政策と基本的戦略　①食料と人口②生産・サービス部門の政策③技術開発④労働市場政策⑤教育訓練・人的資源開発⑥男女の平等⑦移民労働者政策
(b)教育
(c)土地と労働　①農村開発②多国籍農産業企業と農村開発③農産業企業と国連機関④農村開発と国連機関
(d)新国際経済秩序　①商品・貿易・食料生産と天然資源②工業化・国際調整と自由貿易③外国資本投下と技術移転④援助計画・負債対策・金融市場の改善。

国際自由労連アジア労働組合代表者会議

七七年五月五～七日にシンガポールで開かれ、ＡＲＯ加盟一五カ国、二二組織から四七人の代表が参加、わが国からは同盟の宇佐美副会長、相原国際局長が代表として、山口教育局長がオブザーバーとして出席した。会議は、「アジアの労働者と変化のダイナミクス」をテーマに、①開発途上国労働組合と農業部門、②先進国労働組の役割――保護貿易主義の回避、③ＡＲＯのプロジェクト中心型計画――福祉共済活動の充実、④ＩＣＦＴＵ＝ＡＲＯの組織機構と機能の統合、⑤アジア労組教育の新目標、⑥ＩＣＦＴＵ＝ＡＲＯの社会・経済プロジェクトについての協力、などの項目について検討し、つぎの決議を採択した。

【国際自由労連アジア労働組合代表者会議決議（全文）】

初の労働組合指導者によるアジア労組代表者会議が、五月五日から七日シンガポールにおいて開催され、一五カ国より四七代表、友誼組織および国連専門機関より一八名の傍聴者を集めて、緊急の課題である「労働組合と社会・経済変化のダイナミックス(原動力)」を討議した。

会議は、経済のこれまでの高度成長、アジア地域の社会的・経済的変化および直面している課題、等を注意深く検討した。

会議は、ＩＣＦＴＵアジア地域組織が、日本とシンガポールの傘下組織からの寛大なる協力と寄付を得て、アジアの歴史上危機的段階において、この歴史的代表者会議を招集したことに対し、感謝の意を表明した。

会議は〝アジアン・レーバー〟の主題文書に明示されているような、基本的方策、提案、勧告およびＡＲＯ会長より提出された〝変化の原動力〟を支持した。

会議は、社会正義と国の安定をもたらす経済成長のため、各国の努力の団結と十分な支持を要請した。

会議は、西側先進諸国において広がりつつある保護貿易主義の風潮に、重大な関心を示した。これは、発展途上国において、すでに絶望的になっている雇用状態に、悪影響をおよぼすものである。かかる政策は、第三世界における荒廃した経済の緊急事態に対する配慮を損うものである。

会議は、非産油国が石油価格の上昇に対して、先進諸国への輸出を、少なくとも四倍増加させる必要があるという事実に注目し、先進諸国の保護貿易主義の傾向は、これら非産油国の膨大な失業者や潜在失業者の保障・安定および今後の雇用見通しに対して、致命的結果を与えるという事実に、とくに注意を喚起した。これら非産油国の政府は、あまりに貧しいため、失業手当およびその他どんな種類の手当でも、給付できないのである。

会議は、本会議に出席した日本の労働組合指導者が、日本政府に対して、アジアの途上国への技術移転の促進と、これら途上国の製品に日本の市場を開くよう働きかけることを、約束したことを称賛する。日本の労働組合指導者は、自由貿易の復活と促進が、秩序ある方法で行なわれるべきであることを明らかにした。また、彼らは、アジアの発展途上諸国における、公平な労働基準と労働慣行の実施が、自由な労働組合主義のために必要条件であることを強調した。

会議は、先進諸国の労働組合組織に対し、経済問題について世界的な視野をもつこと、そして、発展途上国の絶望的な雇用情勢に極めて有害であ

り、ひいては国際平和・発展・調和にとって重大な脅威である、先進諸国の保護貿易の傾向に、強く反対するよう呼びかけた。

会議は、現在アジア地域において経済・社会・政治分野で起っている変化の中で、有効且つ有意義な役割を果たす決意を表明した。

会議は、下記によりアジアの労働組合を強化し、方向づけることを決意した。

①労働組合の地位を、非力な少数運動から、労働人口全体を代表する影響力のある運動として行くために、労働組合の基盤を広げ、より多くの農業労働者を組織する。

②多局面にわたる労働者生活の、多様化する要望や要求に見合うようにするため、組合員に対しサービス活動を広げて行く。このため適切な経済的・社会的企画に着手する。このような活動は、組合員の実際的要求に見合うとともに、運動に対しての組合員の忠誠を強化して行く一方、労働組合運動の必要に応じて、物的・人的・財政的援助を増大させ、独立心と自尊心を生じさせるものである。

③以上を遂行するため、アジア地域における自由な労働グループを、もっとも代表するICFTUアジア地域組織は、その運営上の機構を強化しなければならない。それ故AROは、ICFTUおよびアジアのICFTU傘下組織の有能な手足となるべきであり、そこを通じて国際的な労働組合運動のすべての組織上、教育上、およびその他の企画が行なわれるべきである。この点で代表者会議は、すべての教育活動および社会的・経済的企画のイニシアチブをとって集約しようとする、企画・教育局をシンガポールに設立することを歓迎する。

よって代表者会議は、AROがこれまでなしとげてきた、広範囲で意義深い仕事に対し、より大きな人的・物的援助を与えるよう、AROの傘下組織に要請する。

会議は、最近提出されたARO加盟費率改訂案を歓迎し、アジア地域の傘下組織に対して、良心的に会費納入の義務を果たすよう要請し、また出来る範囲内で、アジア連帯基金に寄贈するよう要望する。

会議は、国際的な労働者の連帯という望ましい概念に、意義と目的を与えるため、国際労働運動の理解と協力と支持に対する、深い期待を言した。

国際自由労連アジア地域組織第四一回執行委員会

七七年五月八～九日にシンガポールで開催され、わが国からは同盟の相原国際局長が出席した。会議は各種委員会の報告を聴取し、ARO加盟費率改訂について検討した。

国際自由労連第六八回執行委員会

七七年五月一八～二〇日にローマで開催された。会議は当面の国際自由労連の活動方針を決めたが、とりわけ人権と労働組合の権利擁護に力点がおかれた。アジア、アフリカ、ラテン・アメリカ、アメリカ、ヨーロッパに関する諸問題が討議されたが、アジアについては、会議はシンガポールで開催された国際自由労連アジア労組代表者会議の諸決定について討議し、とくにインド、タイ、スリランカの情勢に注目した。

会議はまた最近作業部会で起草された国際自由労連の開発憲章について討議した。憲章は世界経済の諸問題を解決するための建設的提案を示しており、草案は採択前に各加盟組織の意見をもとめる回覧されることになった。

【参考資料】(1)世界労連東京事務所『世界労働組合運動』、(2)世界労連日本出版協会『世界労働組合運動』、(3)国際自由労連東京事務所『自由労連通信』、(4)ICFTU『International Trade Union News』、(5)世界教員組合連盟（FISE）第一一回定期大会資料、(6)炭鉱・鉱山労組連盟第七回大会資料、(7)炭労国際資料、(8)総評第五三回ならびに第五五回定期大会資料、(9)同盟第一二回ならびに第一三回定期全国大会資料、(10)同盟第三八回中央評議会資料、(11)『週刊労働ニュース』、(12)『総評新聞』、(13)『同盟新聞』

概要□農業情勢と農民運動の動向／農業情勢と農民運動の動向／農民運動の大勢／主要な農民運動＝米価闘争／食管制度をめぐる運動／福島潟米生産調整反対闘争／食管制度をめぐる訴訟闘争／乳価そ の他の価格運動：乳価闘争／ロングライフミルク反対運動／葉たばこその他の価格運動／農畜産物輸入反対運動／三里塚空港建設反対闘争／公害反対その他の運動／出稼農民・農村労働者の運動／農民団体その他＝全日本農民組合連合会／全国農民総連盟／全日本開拓者連盟／全国出稼組合連合会／農村労働組合連合会／中央労農会議

X 農民運動

概要

一、一九七七年の米価闘争は全日農・全農総連など農民五団体による農民団体共闘会議と全国農業会議所など農民団体の二系列によって展開された。米の過剰、両米価の売買逆ザヤ、食管赤字など米闘は不利な条件のもとでおこなわれた。米審は昨年にひきつづき無答申に終わったが、政府買い入れ基本米価は春闘相場を大幅に下回る四%アップにとどまった。

一、食管制度をめぐる運動はあまり米全量買上げ要求、米の売買逆ザヤ解消反対、米審の民主的改組要求と麦価米審要請、消費者米価値上げ反対など農民春闘・米闘と並行して展開されたが盛りあがりを欠いた。そのうち消費者団体の動きは今年もまったく低調でみるべきものがなかった。新潟県の福島潟干拓地農民の生産調整反対実力闘争は昨年につづき大きな成果をあげた。また、全日農を主体とする米価訴訟闘争もひきつづきおこなわれた。

一、飲用乳価引き上げ交渉は難航し、ついに実力行使に突入した。加工原料乳価格運動については農民団体が農民春闘の一環として従来以上に活発に運動したことが注目されるが、前年比二・八%アップという低い価格に抑制された。他の農産物政策価格も同じく低価格に抑えこまれた。

一、貿易の不均衡是正を名目にした諸外国の農畜産物輸入圧力がこれまでになく強まり、輸入反対運動が展開された。

一、一一年余の長期にわたる三里塚芝山連合反対同盟の国際空港反対闘争は反権力農民・住民闘争として今年も展開された。また開港は延期となった。

一、反公害闘争は、原子力船「むつ」の修理港撤去を受け入れ・反対という対照的な両面の運動として展開されている。受け入れ賛成派は、国家財政の援助によって不況を切り抜けられると宣伝し、反対派の切り崩しをはかっている。

一、農民の出稼ぎは不況の影響をうけて減少しており、出稼ぎ組合・農村労働組合にとって雇用問題と労働条件改善要求が主要課題となった。

1　農業情勢と農民運動の動向

1　農業情勢と農政の動向

景気停滞下の日本農業

政府は一九七六年度の日本経済を景気回復過程にあると規定しているが、倒産件数は史上最高を示し、国民総生産も求人倍率も伸びなやんでいる。七六年いらい、政府は金融財政政策により景気回復の手をうってはきたが、その効果は期待されたほど現われていない。以下、七六年後半から七七年前半にかけての景気停滞下の日本農業について概観する。

第一に農林省の七七年一月一日現在の「農業調査結果概要」によれば、総農家戸数は前年比一・一%減し四八三万五〇〇〇戸となった。この減少率は高度成長下の減少率とくらべても、あるいは昨年の三%を超える減少とくらべても、大幅に鈍化したことを示している。また、農家人口にしても前年比一・五%減の二二五六万人でこれまでの減少率にくらべ大きく下回った。なお、総人口に占める農家人口の割合は二〇%であった。専業農家は昨年一時微増したが、今年はふたたび減少（二・四%）して六四万戸となり、第二種兼業農家は三二七万戸で前年比一・一%増加した。専業農家の減、二兼農家の増という傾向はいぜん変わっていない。農家戸数と農家人口の減少率の鈍化は経済不況の、逆に専業農家の減少は農業経営の不安定の表現ともいえる。

第二に七六年度の農家経済の動向についてみると、全国一戸当たり平均農家所得は三五八万円で前年度にくらべ七・一%増、その増加率は前年度の一六%の二分の一にも達していない。このうち農業所得の伸び率はほとんどゼロに近く、農外所得のそれは一〇・六%でいずれも前年度の伸び率を下回った。とくに前者のゼロ成長は東日本の冷害や西日本の台風被害によるだけでなく、農産物価格の上昇率の鈍化による農業粗収益の伸び率（五・七%）にくらべ農業経営費のそれが一二・五%と大きく上回ったからであった。総合食糧

政策のもとに政府がもっとも力をいれたはずの麦類の現金収入の伸び率はわずか四・四%の増にすぎず、稲作にいたってはマイナスであった。

このため一時回復するかにみえた農家所得における農業依存度は、ふたたび低落し三一・八%に、農業所得による家計費充足率は三九・四%に落ちこみ、農業経営の不安定性を示している。農外収入の伸び率が前年のそれを下回ったのは、景気停滞による賃金上昇率の鈍化と雇用縮小によるものである。これを不況の影響をもっとも受けやすい出稼ぎ収入でみると、前年度対比五・二ポイントのマイナスであった、

最後に、固定資産売却のうち土地売却の動向についてみると、その対前年伸び率は七三年度の狂乱物価の年をピークに、七四年度の五三・五%という大幅低下についで七五年度一五・四%、七六年度一六・九%とひきつづき低落している。これもまた不況の一現象である。

総合食糧政策の効果

政府は七六年度を総合食糧政策の第一年度として施策を推進したが、その結果を価格対策を中心にみておこう。

第一に農産物の価格対策であるが、農業経営費の伸び率を下回る農産物政策価格の抑制が、さきにみたような農業所得のゼロ成長の大きな原因となった。七六年の政策価格伸び率のうち、農業経営費のそれを上回ったのは葉たばこ価格（一四・九%アップ）くらいのものである。これでは政府が「稲作から需要の増大する作物への作付転換を」といっても、かけ声だけに終わるおそれがある。たしかに米の買い入れ価格を他の農畜産物政策価格にくらべ相対的に低い水準に抑制したという点で政府の意図は貫かれたが、それは結果的に農業所得を切り下げ農家経済の農外依存の基調を強化したにすぎなかった。

第二に、政府は米の需給均衡の回復を意図した水田総合利用対策・生産調整政策を推進してきたが、結果的には昨年以上の米の過剰をつくりだしてしまった。しかも農家にとって七六年度の稲作粗収益は絶対的に減少しているのである。他作物への転作奨励措置が中途半端で、見るべき実効をあげていないことも問題である。

第三に、同じことを七六年産の農作物作付面積からみると、前年にくらべ増加したのは稲および飼肥料作物のみで豆類・果樹・桑・雑穀類のすべてが減少したという事実は麦畑作付面積計画の失敗というだけでなく、水田総合利用対策の有効性の問題である。また、農用地を確保してこそ国内生産体制の整備と自給力の向上が可能であるのに、今年度も三万六〇〇〇haに及ぶ耕地面積が減少した。このように生産基盤の縮小がつづくかぎり、高度成長期にくらべ耕地面積の減少率が鈍化したという弁解は問題にならない。

政府は総合食糧政策の第二年度として「昭和五二年度において講じようとする農業施策」を第八〇回国会に提出したが、その重点実施策を列挙しておく。すなわち第一は農業生産体制の整備と農業生産の中核的担い手の育成確保、第二は水田総合利用対策の強化と農畜産物生産対策の強化、第三は農産物価格安定対策の拡充強化、第四は輸入の安定化と備蓄促進、第五は農村生活環境条件整備の拡充強化、第六は流通加工の近代化と消費対策の充実の六施策である。

2　農民運動の大勢

農民団体共闘会議と食管制度防衛運動

一九七六年後半から七七年前半にかけての農民運動の特徴は、なによりも全日農・全農民団体による米審改組要求は、生産者・消費者・中立の三者均等構成の実現をめざしたものであったが、政府は生産者と消費者委員の各一名増でお茶をにごした。また麦価要求では、生産振興奨励金を基本価格に組み入れさせることに成功したが、米麦価に関する衆院会闘争、とくに五野党にたいする要請により、農水委の決議を実現させたことも今年の運動の一成果であった。しかし、農産物価格は政府の思惑どおりいずれも一〇%以内に抑えこまれた。それは昨年同様、消費者物価はおろか春闘賃上げ相場をも大幅に下回るものであった。

農産物価格運動は結局一種の茶番劇にすぎない、という批判の出る根拠もこのような結果によって示されるところ。これは毎回本年鑑で指摘していることであるが、陳情・要請運動の域をでない現代農政運動の限界を示している。また、農民団体共闘会議はたしかに五団体の統一組織には違いないが、なかには組織の実体が不明といわれるものもあり、有効な闘争をすすめるにしてはたんに形式的な協議体にすぎぬということを指摘できる。全日農系は独自の要求米価をもち、全農総連系はそれと異なる農協米価を支持しているという不統一についても疑問がある。要は農民春闘と農民団体共闘もまだようやく緒についたばかりであり、今後れだけ実際の統一行動が組まれ、質的な発展をみるかである。農民春闘も農民団体の推移を見守るほかないであろう。

地域における農民運動の現状

中央の運動と同じく地方においても、大会・デモ・要請という陳情運動のパターンが定着している。昨年までみられた出庫阻止等の実

力行使は影をひそめ、体制内的農協農政運動の枠にますます組み込まれている。運動は米闘、食管を守る運動、農畜産物価格要求、果実輸入反対要請、宅地並み課税反対、農地を守る運動、漁民による海を守る運動等多様な形態をとっておこなわれたが、体制内運動の域を出ることはなかった。しかし、三里塚農民の反権力・農地奪還闘争、新潟県福島潟周辺農民の減反反対・稲作推進闘争等は、戦闘的農民運動として注目される。

三里塚（成田）新国際空港建設反対闘争は一一年以上にわたりたたかわれている。最後の砦といわれた岩山大鉄塔は七七年五月六日、極秘裡のうちにすすめられた仮処分申請にもとづき空港公団と機動隊によって抜き打ち的に撤去されたが、三里塚芝山連合反対同盟に結集する約三〇〇人の農民とそれを支援する学生・労働者・住民の連帯の輪はひろがった。鉄塔抜き打ち撤去に抗議する農民と支援部隊は、四〇〇〇人をこえる警官隊と七一年の第二次代執行いらいの激突をくりかえし、双方に大量の死傷者を出した。反対同盟は一万人をこえる抗議集会を数回にわたり開き、国家権力（機動隊）に対決した。そして鉄塔撤去後もその跡地にヤグラをたてた反対同盟は、支援学生・労働者とともに不屈なたたかいをつづけている。燃料輸送問題その他の難問が残り、政府は年内開港はまたもや絶望的となったことを認めた。

福島潟干拓地農民の生産調整反対闘争は日農新潟県連・社会党・社青同・県労評の支援をえて大きく前進した。七六年九月の米の収穫、告訴合戦の後、農民側は七七年三月末、政府・県当局に大幅譲歩を強いる和解案に調印した。大衆の実力行使によってはじめて国家権力の譲歩をかちとったのである。七七年もふたたび干拓地に強行田植えを実施、政府の生産調整政策に真っ向から対決する姿勢を崩していない。

2 主要な農民運動

1 米価闘争

全日農の米闘方針と要求米価

全日農第二回中央常任委員会は一九七七年四月一三日、米闘の基本方向と農民共闘の行動計画を示す七七年米価闘争方針を決定した。これによると中心要求は、①バルクライン八〇%にもとづく「生産費・所得補償方式」による要求米価の実現、②二重米価のなし崩しと買い入れ制限の反対など食管制度破壊反対、③生産者・消費者・中立委員の三者均衡のとれた米審構成と農民団交による米価決定の実現、④外麦輸入の大幅削減と主要農畜産物価格補償制度の確立による食糧自給体制づくりへの農政転換、の四項目であり、他に六項目の重点要求が提起された。

全日農はこれらの要求項目実現のため四月二一日、食糧庁長官交渉、ついで翌二二日、食管連（食糧管理制度を守る全国連絡会議）、

中央労農会農とともに「東日本米闘推進会議」、五月一四日、同「西日本会議」を開いて米闘方針を確認、他方で農民団体とともに統一行動をすすめた。

この間全日農は農民団体共闘会議のもとで数回にわたり農協中央との統一行動、統一要求米価について折衝をつづけてきたが、不調に終わったため六月一日、七七年産要求米価を現行より五九・九%アップの六〇キロ当たり二万五九二〇円と決定、鈴木農相に要請した。

農民団体共闘会議の米闘

全日農・全農総連・全農同・開拓連・出稼連の農民五団体は七六年米闘で「農民団体米価共闘会議」を結成し統一行動を展開してきたが（本年鑑第四七集四一三ページ参照）、その後、あとでみる冷害対策要請運動を契機に七六年八月「農民団体共闘会議」（農民共闘会議）と改称して統一行動をつづけた。

農民共闘会議は四月二三日、「米麦闘争方針」を決定、米闘の統一問題で四月二六日と五月一三日の二回にわたり農協中央米対と話し合いをもったが、農協中央の消極的な対応により進展をみなかった。ただ、従来と同じ米審内での連携、中央大会でのメッセージ交換と、要求事項である米審改組要求、生産費・所得補償方式による麦価の算定、外麦削減要求などで合意をみただけであった。

また、農民共闘会議は五月一〇日、東京で全国代表者会議をかねて「米価要求第一次中央集結行動」（六〇人）を展開、ここで米価・食管・米価決定の民主化・備蓄と消費拡大・麦価などの総括要求事項をふくむ共闘会議の米闘方針を討議したあと、農林省・自民党・野党各党に要請行動をおこなった。なお、この日、同共闘会議は地方組織の意見を反映するために「地方代表協議会」の設置を確認した。農民共闘「地方代表協議会」は一五地方組織以内にかぎられ、さしあたり全日農から山形・福島・千葉・長野・新潟・鳥取の六地方組織、全農総連から北海道・宮城・福井・島根・福岡の五地方組織、全農同・栃木、開拓連・静岡、出稼連・秋田の各地方組織によって構成されることになった。

低米価諮問粉砕・米価要求貫徹全国農民総決起大会

一九七七年七月一八日、七七年産米の政府買い入れ米価を審議する米価審議会（米審）が東京・九段の農林省分庁舎で開かれた。当日、政府は米審にたいし、米の過剰化傾向を強調、物価の鎮静化と米需給の均衡を前提とし、前年比二・五%アップ、六〇キロ当たり一万六九八六円の米価諮問案を提出した。米審会場前には早朝から全国の米作農民が集結し低米価諮問撤回を訴え、米審委員に要請した。

農民共闘会議は同日米審会場前で、食管連と中央労農会議の参加協力による「低米価諮問粉砕・米価要求貫徹全国農民総決起大会」を開催した。大会には約六〇〇〇人の農民・労働者が結集し、①昭和五二年産生産者米価要求、②食管破壊反対・米価決定の民主化要求、③食糧自給確立への農政転換要求に関する決議案を決議し、ついで二重米価の堅持で農民に暮らせる米価を、米作を圧迫する外麦輸入をやめろ、米審構成を民主的に・農民に団体交渉権を、米の減反・買い入れ制限をただちにやめろ、農畜産物の価格保障で自給体制の確立を、等の大会スローガンを採択した。大会後、参加農民はひきつづき米審会場前で鈴木農相と大衆団交をするなど諮問案撤回、米価の大幅引き上げ要求行動をおこなった。なお、この日、同共闘会議は地

外麦輸入反対東京港大集会

展開したあと、東京・晴海港に集結、黎明橋公園で「外麦輸入反対東京港大集会」を開催した。集会には食管連・中央労農会議代表は参加しなかったが、四〇〇〇人の農民が参加し、「米の過剰は外麦輸入によりつくられた過剰である」ことを確認、食糧自給率の向上のためにも外麦輸入に反対すべきことを満場一致で採択した。集会後、参加農民全員が会場から日東製粉晴海工場前をとおり新橋までフランスデモをおこない、都民に外麦輸入反対、自民党農政粉砕を訴えた。いうまでもなくこの行動は米価闘争の一環として展開されたものであり、米闘史上はじめての行動であった。なお、これより一週間前、麦輸入港における外麦輸入抗議行動は北海道農民連盟により小樽港で展開されている。

全農総連の米闘

全農総連は農民共闘会議の主要農民団体として米闘に参加する一方、他方で独自に農協試算による六〇キロ当たり二万一一〇〇円の要求米価を支持し要請運動をおこなってきたが、米審開催当日、東京・清水谷公園に盟友約一五〇〇人を集め、「要求米価貫徹全農総連決起大会」を開催した。大会は「農民の総団結で暮らせる米価を」のスローガンのもとに、①七七年産生産者要求米価ならびに政策要求、②実力行使をふくむ全国一斉闘争による要求米価貫徹要求を決議、闘争宣言を採択し終了した。大会後、参加農民は米審会場へ向かい諮問米価撤回闘争に加わった。

昨年要求を下回る農協要求米価

全中（全国農協中央会）は、七六年米闘後の総括いらい米価算定のあり方について米対専門委員会を設置するなど組織討議をしてきたが、七七年六月一日、七七年要求米価を昨年（六〇キロ二万一二〇〇円）より低い六〇キロ当たり「最低限二万円以上」と決定した。すなわち「七七年産米価については、生産費及び所得補償方式による二万一一〇〇円を基礎とし、組織内外、諸般の事情をふまえ最低限一俵二万円以上を統一要求米価として決定し、その実現を期す」というものである。同日、全国農業会議所もこれと同一の要求を確認した。

この農協米価決定にたいし組織内外から批判や抗議がなされた。米作県における農協青年部の抗議と二万円米価取り消し要求の盛り上がりのなかで、農協青年組織全国・都道府県委員長会議は六月六日、要求米価を二万一一〇〇円にすることに意思統一した。県段階においては宮城・福島・青森・福井の各農協米対本部が二万円米価を否定し、二万一一〇〇円を要求米価とした。また、全日農青年対策部は六月七日、「全国農協中央会の要求米価引下げに強く抗議しその撤回を求めるよう全国の農業青年に訴える」という抗議声明を出した。

全中は六月七日「要求米麦価実現・米穀政策確立要求全国農協代表者大会」を東京・日比谷野外音楽堂に約六〇〇〇人を集めて開催した。大会で緊急動議として全農協青壮年部協議会委員長より「農協組織とともに統一するが、農協青年部としては二万一一〇〇円を目標として勝ちとるため、先頭にたって闘う」との表明がなされ採択された。また、七月一四日、東京・日本武道館で開かれた「要求米価実現全国農協代表者大会」（一万人参加）では宮城県農協青年連

盟から全中米価にたいするいもみられた。なお、このだ」という横断幕も出現し行動中、米審委員の藤田全中会長は農民から批判され、小ぜり合いのうちに胸部打撲を負うというハプニングも生じた。

その他農業団体の米価運動

全国農業会議所は全中と共同歩調をとって要請行動をとってきたが、七月一二〇〇人の代表を集め「全国農業委員会会長代表者大会」を開き、要求米価二万円以上の実現、食管制度の維持・外麦輸入の計画的削減などを決議したあと、関係各省・各政党に陳情した。また、東京・ニッショーホールで「要求米価実現関東甲信地区農協農政協議会は七月一八日、東京・ニッショーホールで「要求米価実現関東甲信地区農協代表者大会」（五〇〇人参加）を開いたあと、ブロック別の要請行動をおこなった。その他、全国農協青年組織協議会と同婦協は七月一五日、農協ビルで「農協青年婦人組織政党要請集会」を開いて、各政党にたいし要求米価実現の協力を要請した。

米審の無答申と低米価

米審は一日延長し二一日早朝まで続行されたが、昨年にひきつづき無答申に終わった。この間、農民団体の生産者側委員の大幅引き上げ要求の主張をバックアップした。

政府は自民党と折衝のうえ、七月二一日、基本米価を前年比四％アップの平均一万七二三二円と決定した。これは農業農民団体の要求米価を大幅に下回っただけでなく、春闘賃上げ率（八・八％）の半分にも満たない政府の思惑どおりの引き上げ幅であった。なお、自主流通米奨励金をAランク七〇〇円から一二〇〇円に、Bランクを三五〇円から六〇〇円に増額し、銘柄奨励金の指定銘柄四〇〇円、特別銘柄二五〇円は据え置いた。これらをふくめてもなお米価は四・六％アップにとどまった。

翌二二日、農民共闘会議は食管連・中央労農会議の連名で「農民を差別扱いした暴挙」であると、また全農青協は「農業に生きようとする青年の意欲を打ち砕くもの」と、それぞれ抗議声明を発表した。

地方における米価運動

昨年まで一部地域で実施された出庫阻止をはじめとする実力行使は影をひそめた。以下に比較的規模の大きいと思われる米価大会をあげておく。

六月一日、「農政危機突破熊本県農業代表者大会」熊本市体育館、一万人参加。

六月一七日、「要求米価実現・米穀政策確立要求・秋田県農業団体代表者集会」秋田市民広場、五〇〇〇人参加。

六月二六日、「鹿児島県農民総決起大会」鹿児島市与次郎ケ浜広場、一万二〇〇〇人参加。

七月四日、「要求米価実現宮城県大会」仙台市西公園、一万人参加。

2　食管制度をめぐる運動

(1)　食管制度を守る運動

二・二三農民春闘総決起大会

農民団体共闘会議は七六年いらい二年目をむかえ、農民春闘へのとりくみをはじめ、七七年一月一四日、その一環として農林予算一割確保を闘発展のために」と題するリーフレットを発行し農民春闘の教宣活動をしてきた。二月二三日、同会議は東京・久保講堂で約一〇〇〇人の農民代表を集め「二・二三農民春闘総決起大会」を開催し、中心テーマである「すべての農業生産に都市なみ労働報酬の実現と価格決定の民主化、生産政策の転換」をはじめ「日本農業をつぶす外国農畜産物輸入反対」「要求米価の実現、産米の全量買上げ・食管堅持」「都市農業をつぶす宅地なみ課税撤廃」「兼業農民の雇用保障と労働条件の改善ならびに農民の社会保障の確立」「冷災害対策の確立、農災補償制度の抜本改正」の七決議を採択した。大会後、関係各省庁、各政党および全中、全農にたいし要請行動を展開した。

麦価米審要請運動

農民共闘会議はこの中央大会を農民春闘第一次中央行動とし、つにはじめて麦価算定小委員会が七六年一一月いで三月一六日、農民春闘第二次中央行動をおこない、農林省と全に設置され、七七年六月までに六回の会合がもたれた。また、農民野党にたいし米審改組、逆ザヤ解消反対、外麦輸入削減、食糧自給団体の再三にわたる要請を受けて衆院農水委は六月八日、①現行の麦価算定方式を改正して麦価の引き上げを図れ、②麦の生産振興対策の強化、③外麦輸入の抑制を図れ、④生産者の意向が反映されよう米審構成を前向きに検討せよ、と七七年度麦価決定に関する決議をおこなった。

六月二三日、政府は生産者五、消費者四、中立一六の米審委員を決定、麦価を審議する米審を開催した。諮問された生産者麦価は昨年の基本麦価にパリティ指数の上昇率七%を乗じ、それに生産振興奨励金相当額（二三〇〇円）を加えたものであった。当日、農民団体共闘は米闘の前段闘争として麦主産道県の農民を動員、米審会場前で米審委員要請、鈴木農相交渉をおこなった。要求事項は、①麦政府買い入れ価格は正当な都市なみ所得を補償する八〇%バルクライン「生産費・所得補償方式」によること、また各種奨励金のうち価格相当分は基本価格に入れること、②食用・飼料用麦作を可能にするための稲作との調整に関する品種・技術改善、土地改良などの生産対策確立と大幅助成、③等外麦の買い入れの制度化、運賃助成、④外麦輸入大幅削減等であった。

他方、全中は五月二四日、平均前年比二四・二%アップの要求麦価を決め、「要求米麦価代表者大会」（六月七日）や、「麦価対策農協代表者集会」（六月一五日）を通じて要請行動をおこなった。なお、米審開催当日の要求内容の主旨は要求麦価の実現、各種奨励金の基本価格への織りこみ、品種改良、技術体系の確立、畑麦の振興、ナの確立、宅地並み課税の撤廃などを要請した。

タネの水田裏作奨励金要求等であった。

米審は二三日、生産者麦価を前年比実質七%引き上げ諮問価格を「妥当である」と答申した。翌二四日、政府は自民党と協議のうえ七七年産麦の生産者価格を諮問案どおり決定した。それによると小麦九四九五円（二類二等六〇キロ）、大麦七五四九円（三類二等五二・五キロ）、裸麦九七八三円（三類三等六〇キロ）であった。

消費者米価値上げ反対運動

米の売買逆ザヤの段階的解消をはかるという既定方針にのっとり、政府は早くから生産者米価の抑制と消費者米価の大幅値上げを言明してきた。農民団体は農民春闘と米闘の主要な要求項目として逆ザヤ解消反対を掲げ要請行動をとってきた。

消費者米価を審議する米審は一九七七年七月二五日、東京・農林省分庁舎で開かれ、鈴木農相は前年比九・八%アップ、六〇キロ一万四七七一円米価を諮問した。これにたいし食管連・中央労農会議・全日農・全農総連・日本婦人会議などの消費者・農民代表約一〇〇〇人は米審会場前で「逆ザヤ解消反対」「消費者米価値上げ反対」「食管制度破壊反対」を訴え、二五日、鈴木農相交渉、翌二六日、大河原食糧庁長官、武田米審会長交渉をおこなった。農民団体は食管制度を守る立場で例年、消費者米価値上げ反対運動に積極的に参加しているが、主体となるべき消費者団体の反対行動の盛り上がりは本年もみられなかった。

米審は二七日未明、諮問案を妥当とする答申を鈴木農相におこなった。政府は二九日、持ち回り物価問題関係閣僚会議で諮問案どおり九月一日から玄米一～四等平均九・八%アップの政府売り渡し米価を決定した。

(2)　福島潟米生産調整反対闘争

福島潟農民稲作推進闘争

一九七六年二月いらい、「生産調整反対・福島潟干拓地に稲作を推進する会」（石井正孝会長）は、福島潟稲作実現共闘会議（日農新潟県連・社会党・県労評で組織）の支援を受け、政府の中止命令を拒否し、福島潟干拓地の一部を集団耕起して稲を植え付けた。さらに工事完了不公告違法確認訴訟、立入禁止仮処分異議申し立て、干拓地配分取消訴訟等々の訴訟闘争を展開してきた。九月一日、「推進する会」に結集する農民は共闘会議の農民と労組員の支援をうけ作付け地一四haのうち土壌改良対象田となっている約七haの稲を早刈りした。この早刈りは農林省の八月二七日の稲立毛強制撤去通告に対応して自主的に強行したものであった。

推進派農民は九月五日、予定の刈り取り終了後、現地で総括集会を開き、福島潟で稲が収穫された意義を集約、ひきつづき米の生産調整反対、国の土地配分取り消し撤回闘争を展開していくことを確認した（一部本年鑑第四七集四二〇ページに既述）。

また、「推進する会」は九月二三日、地元の豊栄市小学校講堂で「福島潟闘争勝利の米の試食会」を開き、米の収穫は生産調整反対闘争の最大の勝利であること、収穫した米が農林省やマスコミの報道するような青刈り未熟米でないことを実物をもって証明した。また、この収穫米のうちには、三等米ではあったが政府米として検査に合格したものもあった。

新潟地裁による和解成立と勝利

一九七七年一月二七日、「推進する会」と「支援共闘会議」の代表は農林省分庁舎で鈴木農相・森構造改善局長と団交、農民自身による作物作付けの決定、工事完了公告即時実施、不当な土地配分取り消し解除を要求し「本年も福島潟に稲を植える、権力のいかなる弾圧があろうと収穫する」ことを宣言した。また、二月二一日、県当局に抗議行動をおこない、配分取り消し撤回を重ねて要求した。

三月三一日、新潟地裁の提案する和解案を稲作推進派および国・県当局ともに受諾した。この間、農民側は和解に応ずる基本的態度として、①取り消し全農地の取り戻し、②刑事事件提訴の取り下げ③稲作推進、の三点をあげ弁護団の窓口折衝、一六～七回におよぶ裁判所和解提案を乗りきった。和解条項の骨子は、①事業完了公告を一九七七年三月三一日付でおこなう、②配分取り消し地については新潟県農業公社を通じて二六名に譲渡して回復する、③告訴、告発の取り下げ、④土地の利用耕作については福島潟干拓地営農対策協議会で協議する、というもので、ほぼ農民の要求を貫徹した。

【新潟地裁和解案】

1　昭和五二年三月三一日に農林大臣は工事完了公告を行ない債務者及び利害関係人坂井久雄、同波多野秀雄はこれを確認した。

2　昭和五二年三月三〇日農林大臣が財団法人新潟県農業公社に対し、別紙目録記載の土地を配分したことを債務者等及び利害関係人坂井久雄、同波多野秀雄は承認する。

3　新潟県は、財団法人新潟県農業公社が配分を受けた土地のうち、従前債務者及び利害関係人坂井久雄、同波多野秀雄に対し、速かに譲渡させることを確約し、国はこれを了承する。

4　右公社の行う譲渡契約の内容は、同公社と債務者等及び利害関係人坂井久雄、同波多野秀雄との間の売買契約書に基づくものとする。

5　本件土地の利用耕作については福島潟干拓地営農対策協議会設置要綱案に基づく協議会において協議する。

6　国営福島潟土地改良事業につき、農林大臣は土地改良法第九四条の八の二第六項において準用する同法第九四条の八第六項、新潟県知事は同法第九四条の八第六項に定める竣工の期日を昭和五二年三月三一日と定め、債務者等及び利害関係人坂井久雄、同波多野秀雄はこれを確認した。

7　債務者等及び利害関係人坂井久雄、同波多野秀雄が原告として提起した新潟地方裁判所昭和五一年（行ウ）第一号及び同第三号事件の各訴を本日取り下げる。

8　債務者等及び利害関係人坂井久雄、同波多野秀雄が農林大臣に対して昭和五一年八月二七日付をもって新潟県知事のなした土地改良法第九四条の八に基づく配分通知書の交付取消し処分に対する審査請求（五一陸政第一、一二一号(地)）の申立を本日取下げる。

9　債務者等は、債権者が新潟法務局に供託した別紙目録記載の仮処分保証金についてなす担保取消決定に同意し、かつ同決定に対する即時抗告権を放棄する。

10　当時者及び利害関係人等は和解の趣旨に従い、慎重な行動をとるものとする。

11　訴訟費用は各自弁とする。

（「農民新聞」一九七七年四月二五日号）

営農対策協議会の相克

和解条項にもとづいて一九七七年四月一日、福島潟干拓地営農対策協議会が発足した。協議会は、①作目の選定に関すること、②営農技術の研究に関すること、③農業生産物の販路調査に関すること、④その他、の干拓地内農業経営の安定に資することを目的とし、その構成メンバーは、国（北陸農政局）二人、県四人、市町村四人、土地改良区一人、地域内農家代表者六人であった。農民代表のなかに「推進する会」から二名が推薦された。

営農対策協議会の会合は四月一九日、四月二八日、五月二〇日と開かれたがほとんど合意に達するにはいたらなかった。国・県側委員は畑作を主張し、四市町村をふくむ一〇人の委員は稲作を要求した。営農方針は遅々として決まらなかった。この間、六十数人であった「推進する会」の農民は増加していった。

再度の稲作実力行使と政府の方針転換

四月二六日、「推進する会」は総会を開き一斉春耕の方針を決定、四月三〇日、すでに農地の配分を受けた北蒲原郡豊浦村の農民など約六〇人を中心にトラクターでいっせいに春耕をはじめた。なお、これには昨年稲作を強行し配分を取り消された二六人の農民は加わっていない。県当局は係員を派遣し事情を調査するにとどまった。また、その後開かれた営農対策協議会は大荒れに荒れ、いぜん話し合いの進展はみられなかった。「推進する会」は支援共闘会議の協力のもとに六月八日の深夜、千拓地の周囲に大型ポンプを据え付け、パイプで水を引いて「しろかき」を開始、ついで九日早朝から一〇日にかけて約九haの配分済み農地に稲を植え付けた。

稲作農民のこの行動にたいし県当局は和解案にある「慎重に行動する」という条件に違反する行為であるという理由により特別徴収金を請求する方針を打ち出し、徴収金取り立てに必要な県条例を県議会に提出する意向を固めた。この内容は畑作方針に違反し稲をつくるなら造成実費（一〇アール当たり一二〇万円）を農民から取りたてるというものであった。これにたいし「推進する会」は和解案の拘束を受けるのは和解を結んだ二六人だけであり、しかも国の生産調整はたんなる行政指導にすぎず、すでに配分を受けた農地に稲を植えるのは所有者の自由であると反論した。

七月七日、政府は新しい解決案として「来年以降、千択地の一部の低湿地に稲作を認める」方針を県当局に示したことを明らかにした。これは畑作に固執してきた政府の大幅な譲歩を示すものであり方針転換であった。

(3)　食管制度をめぐる訴訟闘争

米買い入れ制限訴訟の動き

一九六七年七月いらい、青森県農協農政対策委員会は「米の買い入れ制限撤廃運動の一環として行政訴訟の意向を固めてきたが、一二月二一日の「県農協代表者集会」で満場一致で行政訴訟に踏みきることを決定した。ついで一九七七年一月八日の県下農協組合長会議で原案を承認した。それによると、①訴状提出二月二五日、②農協は原告を一月三一日まで農対委に報告する、③原告団の結成は二月一二日までとする、その他訴訟費用運動の拡大方法等具体的な方策を示していた。

青森県下農協のこの動きにたいし大分県および岡山県の農協中央は積極的に対応したが、全中をもふくめ全国的に低調で盛り上がりをみせなかった。

買い入れ限度数量不服従審査請求

全日農は「米の予約限度数量」の政令の出された七一年二月いらい「行政不服審査請求」運動にとりくんできたが、七六年度米闘後もひきつづき米作県の農民団体を中心に請求行動がみられた。

山形県庄内地方の農業農民団体などで組織している「米訴訟をすすめる会」の呼びかけにより地元の酒田・飽海地区、鶴岡・田川地

区の二市一一町村の農民一二三一人は七六年八月二七日、山形県知事にたいし「米穀の事前申込限度数量通知処分」の取り消しを求める行政不服審査請求を出した。その理由は「国の買い入れ制限は、政府に無制限買い入れの義務があることを前提している食管法第三条一項に違反するばかりでなく、作付後の限度数量提示は農民の耕作権を侵害するもので、私有財産を保証している憲法二九条に違反している」というものであった。なお、同会の農民はこの裁定のない場合本訴に持ち込む予定にしている。

日農県連は七六年九月、買い入れ限度数量の割り当ての不均衡にたいし「地方自治法第七五条による買い入れ限度数量」の監査請求運動をすることを決定、さしあたり買い入れ限度数量撤廃一〇万人署名運動に入った。

全日農の米価訴訟　一九七六年一〇月六日、全日農は東京・都市センターで「米価訴訟闘争推進全国弁護団会議」を開いた。これは米価訴訟が全国的に立証段階に入りつつあるため統一した立証闘争の意思統一が必要となり開かれたものである。また、米価行政訴訟はひきつづき鑑定証言がおこなわれ、七七年六月六日までに第三二回の公判が終わった。

3　乳価その他の価格運動

(1)　乳価運動

乳価共闘会議の乳価運動　一九七七年三月四日、「乳価闘争全国連絡会議」は東京で会議を開き、三月末予定の加工原料乳保証価格闘争の運動方針を決定するとともに、組織問題について討議し、名称を「全国乳価共闘会議」（乳価共闘）と変更した。乳価共闘は会議のあと全中にたいし乳価闘争強化に関する交渉をおこなう一方、農林省に乳価引き上げ交渉をおこなった。また三月一七日、中央酪農会議にたいし全国統一闘争を展開するための申し入れと交渉をおこなった。申し入れの趣旨は、①乳製品加工原料保証価格と飲用乳価の統一要求と統一闘争の必要性、②飲用乳価保障制度確立運動、③大衆闘争の重視、④飲用乳価闘争の早期取り組み、⑤インチキ牛乳にたいする態度の明確化、等であった。

乳価共闘は畜産振興審議会酪農部会の審議にむけ、三月二八日、東京・社会文化会館に一道一一府県の酪農民代表三〇〇人を結集し「要求乳価実現全国酪農民総決起集会」を開催した。集会は「加工

原料乳保証価格要求実現に関する決議と飲用乳価の即時大幅引き上げ実現と全生乳を対象とした価格保障制度確立等に関する決議」を採択し、そのあと農林省にたいし労賃評価を中心とした集団要請行動をおこなった。また、翌二九日は畜産審酪農部会への要請と雪印乳業にたいし飲用乳価の即時一幅引き上げ要求交渉を展開した。この乳価共闘の乳価運動の特徴は、加工原料乳と飲用原料乳の要求価格をともに統一乳価一二八円以上（キロ当たり現行飲用乳価標準価格一一二円五〇銭）とし、政府への要請にとどまらず、大手乳業メーカーへも要求行動をおこなったところにみられた。

乳価共闘は五月二四日、農林省交渉、翌二五日、米闘と結合した中央行動、実質手取り乳価の大幅引き上げをふくむ飲用原料乳価闘争の推進を確認のうえ、明治乳業にたいし一二八円乳価の要求、還元乳などインチキ牛乳の製造販売の廃止、などについて交渉した。

農民春闘第三次中央行動

農民団体共闘会議は、二月二三日の農民春闘第一次中央行動で畜産関係の要求をはかるために農民の団体交渉権を確立するための立法措置、②畜産政策を国内自給飼料中心に抜本的転換をはかるための立法措置、③インチキ牛乳（還元乳）廃止の即時実現、④畜産農家をはじめとした莫大な農家負債を整理するための立法措置等を要求事項として政府および野党各党に要請、ひきつづき三月一六日、第二次中央行動をおこない、要請行動をつづけた。また三月二三日、五野党の農林水産委員の代表と会い、①加工原料乳保証価格について飼育・自給飼料生産家族労働は製造業全国平均賃金で評価する、②加工原料生産者補給金は乳脂率三・二%基準の乳量にたいし交付する、③食肉の安定価格は所得補償による生産費をもとに中心価格を設定し適正な安定幅をもって決定すること、等の事項について国会の決議を要請するなど対国会活動を強化した。

畜産審食肉部会は三月二八日、同酪農部会は翌二九日に開催された。諮問価格は、豚肉基準価格前年比二・三%アップ（キロ当たり六一五円）、牛肉去勢和牛基準価格三・一%アップ（キロ当たり二七九円）、加工原料乳保証価格二・三%アップ（キロ当たり八八円三七銭）という要求無視の超低価格であった。農民共闘は二八日いらい、農民春闘第三次中央行動として全国の畜産関係農民約一〇〇〇人を動員し審議会闘争、ついで政府・各野党および国会要請行動を展開した。低諮問案撤回を要求して審議会での生産者委員の退場要求、衆院農水委小委員会傍聴と要請、農林省当局へ集団交渉をつづけた。

地方では、北海道農民連盟は低乳価諮問の場合、出荷延期に入ることを決定していたが、二九日の実質的据え置きに抗議し、三〇、三一日の両日、天北・十勝・網走・上川・道南地区で早朝から抗議集会を開いて出庫延期闘争を展開した。しかし、政府は自民党と折衝のうえ、三月三〇日夜、七七年度加工原料乳保証価格を前年比二・八%アップのキロ当たり八八円八七銭プラス乳質改善奨励金一円七五銭を決定、翌三一日告示した。他の農産物支持価格もいずれも五%以内に抑えられた。農民共闘会議は同日、「価格決定にあたって国会決議、審議会答申をも無視したことは全くの暴挙である」という抗議声明を発表した。

農業団体の加工原料乳保証価格運動

中央酪農会議（中酪会議）は一九七六年一二月二〇日、都道府県指定生乳生産者団体会長会議で、①飲用向け乳価引き上げ、②七七年

度加工原料乳保証価格の大幅引き上げ、③加工原料乳限度数量枠の拡大、④畜産振興事業団による乳製品の輸入・放出の即時中止、を決議し、政府に要請したが、本格的な要請運動に入ったのは二月以降である。

三月三日、全中は農協畜産・酪農対策中央本部委員会で、①畜産経営発展施策に関する政策要求、②七七年度畜産要求価格および価格算定に関する要求、を決定し農林省に要請した。要求価格の内容は生産費・所得補償方式により加工原料乳保証価格キロ当たり一〇六円一一銭（現行比二二・八％アップ）、豚肉安定基準価格キロ六七八円（同一二・八％）、去勢和牛肉安定基準価格一四一五円（同一四・一％）であった。農協の運動方針を受けて酪農政治連盟は翌四日、東京・砂防会館で総会を開き、七七年度運動方針を決定したあと「全国酪農民代表者会議」（一五〇人）に切りかえ「農協要求政策価格」を確認し、「飲用向け原料乳価即時引き上げ」「加工原料乳保証価格・基準価格の引き上げ、七七年度の限度枠一三七万トンへアップ」「畜産物輸入の厳重規制」「学校給食牛乳供給拡大」等を決議し要請行動をおこなった。その後、全中・酪政連は畜審開催前後にかけ連日約四〇〇人を中央に動員し、自民党国会議員中心の陳情をつづけたが、決定価格は農協要求価格をも大幅に下回るものであった。

飲用乳価交渉とゼロ回答

飲用向け乳価は七六年一月に九円四〇銭引き上げられていらい据え置かれていたが、七六年度の乳価運動は乳価共闘会議の大幅引き上げ要求行動がみられた程度で盛り上がりはみられなかった。飲用乳価引き上げ要求運動は加工原料乳保証価格決定後の一九七七年四月にようやく酪農主産県で開始された。

都道府県指定生乳生産者団体会長会議は四月五日、「適性引き上げの実現をはかるため全組織をあげて対処する」と確認はしたものの中央組織での乳価交渉はゼスチャーだけに終わり、主体は各県および各市乳圏ブロックごとの要求交渉が中心であった。要求価格はキロ一四～五円のアップ、現行（キロ当たり一一二円五〇銭）比一三～四％の引き上げ要求であった。メーカー側はいずれもスーパーによる牛乳安売り、小売価格の値崩れなど「環境悪化」を理由にゼロ回答をつづけた。六月になると酪農主産県でつぎつぎと「酪農民総決起大会」が開かれ、県・県議会への協力要請および各メーカーにたいし集団交渉が展開された。要求事項は、①七七年四月一日からキロ当たり一五円引き上げ、②酪農基本政策の確立、を基礎としたものだった。大会の開かれない県でも個別に乳業メーカーとの交渉がおこなわれた。しかし、交渉は難航し一部の県では実力行使やむなしの声もあがるようになった。

六月二日、中酪会議と全国指定団体会議は「あらゆる手段を講じて早期実現を図る」と決議、全乳対（全国指定団体乳価対策委員会）を通じて中央交渉をはじめた。ただし、要求はこれまで四月一日からの引き上げ要求であったのが九月一日からの要求に後退した。日本酪農政治連盟は七月一四日東京・日比谷野外音楽堂で「飲用乳価引上げ貫徹全国酪農民総決起大会」を開催し（約四〇〇〇名参加）、①飲用乳価一キロ当たり一五円以上の引き上げ、②酪農基本政策の確立、③政府操作飼料値上げ撤回などを決議した。大会後、参加者全員による森永・明治・雪印・協乳・グリコの大手乳業五社にたいする集団交渉をおこなった。その後、全乳対は三役による十数回に

及ぶ交渉を重ねたが、話し合いは進展をみなかった。そこで全乳対は八月一〇日以降、役員全員による集団交渉方式に切りかえ大手乳業三社のそれぞれに最低限生産費、労賃上昇に見合う引き上げ要求行動をつづけたが満足する回答は得られなかった。

メーカー側はあくまでも「牛乳の安売りによる小売り環境の整備が先決」であり、生乳の需給が緩和したなかでの乳価引き上げは困難であると主張した。

飲用乳出荷停止実力行使

県段階では中央での要請行動の限界を予想し、実力行使を確認するところもあった。群馬県酪政連ではすでに八月初旬、実力行使を決定、具体的な出荷停止態勢を固めた。すなわち、時差出荷↓三割乳量カット↓五割カット↓全面出荷停止の四段階の体制を組み、最後に酪農振興法にもとづく知事調停持ち込みを決議した。県下酪農民の支援による闘争資金の積立て準備も整った。

地方の乳価闘争の盛り上がりのなかで、全乳対は九月九日、ようやく大手乳業のうちもっとも非協力的な雪印乳業にたいする実力行使を決意、一四日、各指定団体にむけ雪印乳業工場を対象に一六日から無期限全面出荷停止に入ることを指示した。酪政連は九月一六日早朝から雪印工場前に酪農民を動員、タンクローリーによる生乳の工場間輸送阻止のためピケ態勢をとり、坐りこみに入った。農民のなかには生乳を川に流し闘争の決意を示した者もあった。なお、全面出荷停止対象工場は関東四（栃木、日野、東京、千葉工場）、近畿二（大阪、神戸工場）、九州二（福岡総括、都城）の八工場であった（詳報は次年度の年鑑にゆずる）。

(2)　ロングライフミルク反対運動

LL牛乳規制要請運動

神戸の灘生協（組合員四一万人）は一九七六年八月一三日、京阪神地区でLL牛乳（ロングライフミルク）の販売に踏みきった。これを契機に酪農団体、消費者団体の間にロングライフミルク論争が展開されることになった。*

＊　ロングライフミルクはイタリアのテトラ・パック社の技術で超高温瞬間殺菌でほぼ無菌の牛乳を密封したもので最低六週間から三カ月常温で保存でき、冷蔵の必要はない。ヨーロッパでは相当普及しているが、日本では雪印、森永、明治、ネッスル日本がプラントを設け、船舶・離島用に主に製造しており、市販は少量にすぎない。特殊な設備と特殊な容器を使用しているので一般の牛乳にくらべ一五～二〇%割高である。はじめロングライフミルクの反対運動は、日本消費者連盟などの消費者団体が、①一時的に九州・北海道の酪農民に有利になっても結果的には外国の低価格製品輸入により国内酪農は滅亡する、②土から離れた多頭飼育、化学合成飼料依存製品に加担することになる、③かん詰に等しい牛乳を牛乳といえるのかどうか、といった問題を提起し、反対運動を展開した。他方、営養改善普及会、消費科学連合会などは、①労働条件の改善、②冷蔵の必要のない牛乳は消費拡大にプラスである、として普通牛乳の一般販売しか認めない現行の「乳および乳製品の成分規格に関する省令」改正を厚生省に要請している。

LL牛乳反対運動は主に首都県酪農団体を中心に開始され、その盛り上がりが中央酪農団体を動かしていった。七六年九月二日、酪政連は東京・日本海運ビルで「全国酪農民代表者会議」（二五〇人）を開き、①ロングライフミルクの製造販売絶対反対、②休日をもふ

くむ学校給食用牛乳の通年完全供給実現、③還元乳の厳重規制、を決議し、大蔵、農林、文部の各省および国会に要請した。中央の酪農団体が本格的に反対行動をとったのはこれが最初であった。この会議で九州代表から、乳業メーカーが製造を中止しなければ出荷拒否をも考えざるをえない、との決意表明もなされた。東京市乳圏指定団体と酪政連関東地区協議会は九月一六日、東京・ニッショーホールで「かん詰牛乳（LL乳）絶対反対総決起大会」（六〇〇人）を開き、①LL牛乳製造販売即時中止、応じない場合は配乳削減を検討する、②LL牛乳輸入絶対反対などの決議をしたあと、農林、大蔵の各省要請と三大乳業メーカーにたいする交渉をおこなった。この交渉で、大手メーカーは即時製造販売中止については拒否したが当面現状規模で凍結することを約した。

九州ブロックLL乳阻止実力行使

九州地区酪農団体は八月いらい、明乳が九州以外の生乳を使用し千葉県市川工場で製造したLL牛乳を九州で販売していることにたいし、抗議行動を展開してきた。七六年九月一八日、福岡県酪連（酪農業協組連合会）は大手乳業メーカーのLL牛乳即時中止策を協議、撤回するまで生乳の出荷カットを実施することを確認、明乳工場にたいし集団交渉をおこなった。翌一九日、明乳福岡工場と傍系の八幡乳業にたいし生乳三割カットの実力行使に入った。なお、この福岡地区の行動に呼応し、鹿児島県酪連、熊本県酪連も明乳工場への出荷カット行動に入った。

この出荷カット行動は二一日まで続行され、その後中止された。これは、九州七県の酪農団体で組織している九州ブロックLL牛乳対策会議代表の明乳首脳との交渉の結果「早急に善後策をととのる」との回答をえたからであった。

LL乳規制要求と打開案受諾

酪農民団体はLL牛乳規制の最低要求として「特殊用途に限定し、現状凍結する」ことで一致した行動をとってきた。一九七七年、ふたたび凍結問題をめぐりLL乳問題が表面化、生産者側から中酪会議と農協プラント協議会、メーカー側から大手乳業五社の代表が出て収拾策を協議したが合意に達しなかった。酪農団体は、①フレッシュ牛乳を基本とする、②輸入はしない、③要冷蔵は付ける、との三条件を前提にLL乳の規制を要求した。

四月一九日、農林省の仲介のもとに第三回目の協議がおこなわれたが、この日も一致せず。しかし中酪会議は四月二七日、農林省の打開案を検討し、条件付きでそれを受け入れることを決定した。LL乳についての打開案の骨子は、①年間の流通・販売量は五万トンとする、②販売先の基本は離島や船舶など特殊用途にする、③メーカーごとに生産数量を決める、というものであった。

(3) 葉たばこその他の価格運動

葉たばこ価格運動

一九七六年八月三一日、七六年度の葉たばこ収納価格と耕作面積を審議する「たばこ耕作審議会」が東京・葵会館で開催された。専売公社の諮問価格は対前年比五・〇二%アップ、全種類平均キロ当たり一三八二円五三銭、耕作面積は前年計画より一ha低い六万三三五〇haであった。

全国葉たばこ対策共闘会議は審議会前日の八月三〇日、東京・社会文化会館に耕作農民約一〇〇〇人を集め「葉たばこ価格大幅引上

げ要求全国農民大会」を開催、①生産費・所得補償方式による一〇アール当たり五五万円以上を柱とした葉たばこ価格大幅引き上げ要求、②外葉依存をやめ国内原料重視の六万九〇〇〇haの耕作面積確保、③農業復興への農政転換要求策を決議した。大会後、この決議により泉日本専売公社総裁と大蔵・農林両省に要請交渉をおこなった。審議会当日、一〇〇〇人の耕作農民は再諮問を要求して専売公社地下で公社幹部と大衆団交、川野審議会長へ要請した。その後、残留部隊による審議会交渉、政府交渉、国会議員要請を続行した。

全国たばこ耕作組合中央会と同政治連盟は八月七日の「全国たばこ耕作組合長大会」で全家族労働の製造業賃金評価要求、その他の要求事項を決議、関係機関に要請してきたが、九月一日、日本専売公社前広場で「全国たばこ耕作者総決起大会」を開催した。大会は「全作業を都市労賃で評価せよ」「外葉に頼る専売行政の転換」「諮問案撤回」などを確認、大会後、永田町の自民党本部までデモ行進して要請した。また、翌二日の組合長大会では審議会の答申をもふくめその可否を組合長会議で決定することを決議し、自民党国会議員への要請をつづけた。

審議会は日程を三日間延長し続行されたが、九月五日、最終期限を一六日と決め、あらためて再開することになった。当日再開された審議会は収納価格を前年比八%アップ、全種類平均キロ一四二一円七八銭、耕作面積を六万四五五〇haと決め答申した。この答申の内容は九月四日の深夜公社側が再々提案したものと同じものであった。なお答申とともに「耕作者の経営安定と国内葉タバコ生産基盤確立のため輸入葉タバコの削減と国産葉の使用拡大による自給率の向上を図れ」「タバコ作近代化の推進を図り、生産対策予算の十分な確保を図れ」という生産者側の強い要望が付けられた。農業農民団体は七六年収納価格の算定方式にあらためて管理・芯止・結束・貯蔵労働が製造業賃金で評価され全家族労働の七五%が製造業賃金で評価されたことをたたかいの成果と評価した。

畑作物生産者要請運動

北海道農協中央会は七六年九月六日、東京・東条会館で「畑作物価格要求北海道農協代表者中央要請集会」を開き、生産費・所得補償方式によるビート（トン当たり二万一〇〇〇円）、バレイショ原料基準価格（同一万九一六七円）、バレイショ澱粉（同一五万二〇〇〇円）等の要求価格と畑作政策確立要求を確認し、政党および地元国会議員に要請した。

繭価引き上げ要求運動

鹿児島県農協甘藷・澱粉対策本部委は七六年八月一六日、七六年産甘藷基準価格（三七・五キロ当たり一四五三円）等の要求価格と甘藷・澱粉の販売促進、澱粉工場の育成強化、甘藷作農家の安定を運動目標と設定し、中央に要請行動を起こした。

一九七七年三月初旬、全養連（全国養蚕農協連）は基準繭価前年比一九・四%アップのキロ当たり二一〇〇円、基準糸価二〇・七%アップ、キロ一万四六〇〇円の要求を決め、三月末に開かれる蚕糸業振興審議会繭糸価格部会にむけて要請行動を起こした。全養連は三月一六日、他の養蚕生産者団体と共催で東京・九段会館で「基準繭価引上げ要求全国養蚕者大会」を開催した。大会には一五〇〇人の養蚕農民が参加、①要求価格の実現、②絹ねん糸、絹織物等の輸入規制強化、緊急動議の「当用漢字から繭を削除するな」との決議案を採択した。大会後、政府・国会・地元選出国会議員に要請行動を起こした。こ

のほか繭価については主産県の群馬、栃木で養蚕農民の大会が開かれた。

政府は、三月三〇日、東京・農林省分庁舎で蚕糸業審議会を開き基準糸価八・三%アップ、キロ当たり一万三一〇〇円、最低繭価一五・二%アップの一七二四円の安定帯価格諮問をおこなった。同日、審議会は諮問案どおり答申、価格は決定された。

4 農畜産物輸入反対運動

畜産物輸入政策反対運動

農畜産物輸入反対および輸入規制運動は農産物価格運動の一環として実施されたことは、米闘・乳価運動の項で記述した。ここでは、輸入反対を主要求とする運動を概観する。

全中と農協畜産対策中央本部は七六年一〇月八日、豚肉価格の低落傾向に対処するため豚肉の関税減免措置反対行動を展開、ついで一〇月二二日、東京・東条会館で「畜産物輸入抑制緊急全国農協代表者大会」（五〇〇人）を開催した。大会は牛肉の輸入下期割り当ての大幅圧縮、輸入豚肉の関税減免措置の即時中止と価格対策、乳製品・液卵の輸入抑制措置の実現要求を確認し要請行動をおこなった。大会宣言は「輸入豚肉の関税減免措置の長期継続によって、九月以降、豚肉価格は大幅に低落し、牛肉も下期の輸入割り当てによっては豚肉の二の舞となる恐れが強い」と輸入抑制運動の意義を明らかにしている。

また、七六年後半、ヨーロッパ諸国は日本政府にたいし対日貿易不均衡にたいする抗議を強めてきたが、政府は飼料用脱脂粉乳・バター・ハム・ソーセージ・ベーコン等の輸入による不均衡是正策をとる気構えをみせたので、これにたいし反対運動が起こった。すなわち全中は一一月二五日の理事会で「自動車・造船などの見返りに農畜産物の輸入を増やし、産業界のしわよせを農業面に押しつけるのは許せない」と農産物輸入政策反対を明確にし政府に要請した。また、全国畜産団地協議会は一二月九日、①農民を犠牲にするEC脱するため商社、食肉加工メーカーの食肉輸入規制措置等四項目の要請事項を決定、大石農相に要請するとともに、全中と全農にたいからの農産加工品輸入拡大計画の即時中止、②豚肉価格の低迷からし農畜産物輸入反対運動の強化を申し入れた。

このEC攻勢と七七年一月に予定されている日豪閣僚委員会に対処し農業農民団体の輸入反対要請運動は活発化した。一二月二〇日の中酪会議の牛肉輸入割り当て抑制要求とECからの乳製品輸入拡大計画の中止要求、翌七七年一月一二日の全農総連の牛肉輸入反対要請、一月一七日の酪政連主催の「全国酪農民代表者大会」（三〇〇人）による牛肉輸入・追加割り当て反対決議と要請行動等々。この反対運動のなかで、政府は日豪閣僚委の初日（一月一七日）、牛肉の追加輸入数量二万トン（一般ワク一万五〇〇〇トン、特別ワク五〇〇〇トン）を約束した。これにたいし、全農総連、全中、中酪会議はそれぞれ抗議声明を出した。

果実・果汁輸入反対運動

米国産サクランボはコドリンガやチェリーフルーツフライなどの害虫による汚染により一時輸入を禁止されていたが、アメリカ政府の対日輸出

圧力により七五年いらいふたたび解禁の動きがみられ、それにたいする反対運動が拡大した。七七年日米首脳会談（三月二一・二二日）直前の三月一五日、厚生省は食品衛生調査会に輸入かんきつ類のカビ防止剤（ＯＰＰオルト・フェニールフェノール）は「問題になっている遺伝毒性は認められない」との資料をそえて、ＯＰＰの安全性について諮問、また三月一九日、農林省当局は山形県農業農民団体連絡協の要請団に「米国ではサクランボの害虫、コドリンガにたいする殺中法の改善がすすみ、輸入解禁は認めざるをえない」と回答されたこともあり、果実輸入拡大の動きはにわかに高まった。

全中・全農・日園連主催の「柑橘・桜桃等輸入抑止主産県農協代表者会議」（二〇〇人）は三月一一日、東京・日本都市センターで開かれ、そこで、①オレンジ・果汁の自由化と輸入わく拡大絶対阻止、②カビ防止剤を使用した果実の輸入は食品衛生法により慎重厳重に対処すること、③アメリカ産サクランボ輸入解禁反対、④ＥＣから要求されているワイン関税の引き下げ反対、を確認し、政府、自民党に要請した。その後、五月二五日開かれた日園連第二九回総会でも「果実及び加工品輸入自由化、輸入わく拡大反対」が決議された要請行動がおこなわれた。

農民団体共闘会議は三月一六日、農林省に、①グレープフルーツ、レモン、オレンジなど防腐剤使用の柑橘類の輸入規制、②サクランボ輸入解禁反対、③ブドウ酒など農産加工品の関税引き下げ反対、④オレンジ、果汁などの輸入自由化・輸入わく拡大反対を申し入れた。同日、全青協も柑橘・サクランボ等の輸入阻止行動を展開した。

地方では山形県でサクランボ輸入解禁反対運動、山梨県でワイン・ブドウ・サクランボ輸入阻止運動、その他静岡・神奈川・長野・近畿・九州の各果実主産県で果実自由化と果汁の輸入わく拡大反対運動が展開された。

5　三里塚（成田）空港建設反対闘争

10・3開港阻止全国総決起集会

千葉県成田市の三里塚新国際空港は一九六六年七月の閣議決定いらい一一年間、国家権力の総力をあげて建設が強行されてきたが、四〇〇〇メートル滑走路など第一期工事を完成させただけで、いぜん開港するにいたっていない。

三里塚芝山連合空港反対同盟（戸村一作委員長）と学生・労働者など支援団体は四〇〇〇メートル滑走路先端のアプローチエリア予定区域に建てた二基の大鉄塔と天神峰現地闘争本部の物見やぐら、さらに三〇以上の団結小屋を砦として廃港を要求し農地奪還闘争をつづけている。一九七六年一〇月三日、反対同盟は成田市の三里塚第二公園で「10・3開港阻止全国総決起集会」を開催した。この集会は鉄塔撤去の仮処分申請を阻止し鉄塔を死守することで廃港へ導くために開催されたもので、三里塚・芝山の農民と支援の学生・労働者など八三〇〇人（県警調べ四三〇〇人）が参加した。集会は「開港実力阻止」を宣言したあと岩山大鉄塔近くの五十石までデモをおこなった。この際、警官隊と衝突し六二人が逮捕された。この日、千葉県警は警視庁などの応援をえて四〇〇〇人にのぼる機動隊を動

員してデモを規制した。

鉄塔破壊道路阻止闘争

七七年一月一三日、新国際空港公団は鉄塔を撤去するための道路工事の再開を発表し、一九日早朝、機動隊三五〇〇人、公団作業員二〇〇人、ダンプカー二〇台、ブルドーザー四台、その他チェンソー、ユンボを動員して作業を開始した。これにたいし反対同盟は支援学生など一四〇〇人を大鉄塔周辺に結集、「鉄塔破壊道路粉砕、岩山大鉄塔実力防衛集会」を開き、阻止闘争を展開した。反対同盟側は竹ザオと投石でたたかったが、圧倒的な物量をほこる機動隊に実力で排除された。二月六日、反対同盟芝山町の旧岩間グラウンドで「鉄塔決戦・現地総決起集会」を開き、破壊道路にたいする抗議と開港阻止闘争の強化をはかった。集会には予定した一八〇〇人を上回る四八〇〇人（県警調べ二七〇〇人）が参加、集会後、大鉄塔までデモ行進した。なお、この日の機動隊の動員は二五〇〇人であった。道路工事ははじめ四カ月の予定ではじめられたが、福田首相の年内開港の指示もあり急ピッチですすめられ、二月一九日にほぼ完成した。この間、反対同盟は連日、一〇〇人以上を動員して抗議行動を続行した。他方、千葉県警は連日一〇〇〇人以上の機動隊を配置して阻止闘争を抑圧した。

この間、怪事件も発生した。二月二四日、東京港区の空港公団のある共同通信ビル二階のトイレに段ボール製「疑似爆弾」が仕掛けられ燃えた。また、三月一一日、道路工事中のダンプカーが炎上するという事件もあった。反対同盟は三月二七日、鉄塔破壊道路工事への抗議と仮処分裁判粉砕現地集会への闘争を高める目的で三里塚第二公園で「大鉄塔決戦勝利、第三波現地総決起集会」を開いた。この集会には四二五六人（県警調べ二七〇〇人）が参加し、集会後デモに入った。この際、警官隊とこぜり合いがあり逮捕者も出た。ついで四月一七日、反対同盟は三里塚第一公園で「三里塚空港粉砕、鉄塔決戦、仮処分粉砕全国総決起集会」を開催した。集会には反対同盟所属農民のほか学生・各市民代表など二万三五〇〇人（県警調べ一万一七五〇人）が参加、「大鉄塔仮処分申請粉砕、ジェット燃料貨車輸送粉砕、開港阻止」が決議された。これは一〇〇万人現地常駐運動の総仕上げでもあり、三里塚空港反対闘争史上最大の規模のものであった。集会後、鉄塔までのデモに移ったが、終了直前警官隊と激突、七人が公務執行妨害で検挙された。この日、警官も二四人負傷したというが反対闘盟にも多くの負傷者が出た。

大鉄塔抜き打ち撤去抗議闘争

空港公団は七七年五月二日、千葉地裁に鉄塔所有者を戸村反対同盟委員長名儀として、二基の鉄塔を航空法四九条の違反物件なりとして民事訴訟法七六〇条にもとづく仮処分を申請、五月四日、同地裁から撤去許可の裁定が出された。この申請は極秘裡にすすめられ、戸村一作にも連絡なしにおこなわれた。

五月六日午前八時四〇分、空港公団は機動隊二五〇〇人、超大型クレーン車四台を動員して抜き打ち的に強制撤去作業を開始し、鉄塔を排除した。当日、反対同盟側は第二鉄塔の内部に七人いただけで、第一大鉄塔の空中団結小屋には一人も待機していなかった。反対同盟農民と学生が急を聞いて鉄塔周辺にかけつけたときにはすでに破壊作業は終盤に入り、しかも機動隊の厚い壁に阻まれ近づくこともできなかった。また、支援学生、労働者など支援グループの三里塚（鉄塔）集結にたいし、千葉県警は成田駅や京成国鉄成田駅そ

の他関連道路で厳重なチェック体制をしいて規制した。それにしても一〇〇〇人近い支援グループが結集、鉄塔抜き打ち撤去に抗議し、火炎ビンを投げたりして機動隊とたたかった。

反対同盟は同日、鉄塔仮処分裁定には特別に緊急性を裏づける要件が必要であるにもかかわらずそれがなく、しかも所有者とされた戸村一作に一言も連絡のない千葉地裁の仮処分は違法行為であるとして同地裁に異議を申し立て、仮処分の執行停止を求めた。翌七日、空港公団のフライト・チェック（飛行検査）にたいする反対闘争は抜き打ち抗議闘争と結合しておこなわれた。前夜から泊りこみの部隊をふくめた反対同盟農民は数カ所で古タイヤを燃やし、無線施設のある空港第二ゲート付近に火炎ビンを投げこむなどゲリラ活動を展開した。

抗議闘争が最高潮に達したのは五月八日であった。この日、成田空港鉄塔抜き打ち撤去抗議集会に参加した約三〇〇〇人の現地農民と支援学生・労組員は三里塚の各所で警官隊と激突した。空港第五ゲートから第七ゲートにかけ火炎ビン・投石闘争で機動隊の放水車が炎上、また二台の装甲車に仕立てた車が無人のまま機動隊の列に突入した。集会場の茂山町農協千代田事業所わき広場周辺と路上での衝突、また岩山大鉄塔跡地に丸太ヤグラが建設され新たな闘争拠点となった。千葉県警は警視庁など関東諸県の機動隊約四〇〇〇人を配置、新式ガス銃で水平撃ちによる殺傷行為をおこなった。のちにこの行為は過剰警備であると同盟側より批判された。当日の重軽傷者は県警側一二五人、反対同盟側は三二七人と発表された。二日後に死亡した東山薫氏はこのとき、野戦病院近くで機動隊の水平撃ちガス弾でやられたといわれる。この闘争は七一年九月の第二次代執行（警官三人死亡）以来の事件であった。

三里塚空港廃港阻止闘争は連日にわたりおこなわれたが、以下、主要なものを列記しておく。

五月九日未明、芝山町真行寺町長警備派出所と空港ゲート・ガードマン詰所焼打ち、前者の焼打ちで警官六名重軽傷、のち一名死亡（五月二一日）。

五月一一日、「東山薫虐殺糾弾集会」および「東峰十字路事件公判支援集会」（三〇〇人参加）、千葉市羽衣公園で開催。

五月一五日、反対同盟・沖縄反戦地主会共催の「基地確保法粉砕、鉄塔破壊糾弾中央大集会」（七五〇〇人参加）東京・代々木公園で開催、この日、沖縄、北海道など一一都道府県会場で「沖縄公用地暫定使用法延長反対集会」が開かれた。

五月一九日、反対同盟主催、成田廃港・東山薫殺害抗議「全国総決起集会」三里塚第一公園で開催。参加者一万八三〇〇人（県警調べ約八三〇〇人）。集会後デモ、第一鉄塔跡地で機動隊五〇〇〇人と衝突し、七一人が公務執行妨害と火炎ビン処罰法違反などで検挙された。

六月一日、七六年一〇月の「一〇・三成田事件第三回公判」、千葉地裁で「公判勝利」「空港粉砕」のシュプレヒコールと構内デモ、公判廷混乱。

七月二四日、反対同盟は三里塚第一公園で「ジャンボ試験飛行、ジェット燃料貨車輸送阻止現地総決起集会」を開く。一万九五〇〇人参加（県警調べ四二五〇人）。集会後のデモ、鉄塔跡地周辺で機動隊（五〇〇〇人）と衝突し五人が逮捕された。なおこの集会前、国際空港予定地の第五ゲート付近で火炎ビン闘争、機動隊との対決の

なかで千葉県警の乗用車一台全焼、一台半焼した。

支援闘争の拡大と開港延期

反対同盟の第二期工事阻止闘争、それを支援する「三里塚廃港要求宣言の会」、「三里塚闘争に連帯する会」、全国の学生・労働者の廃港要求の声は高まっている。国鉄動力車労組は五月一三日の臨時中央執行委で国際空港のジェット燃料輸送に反対の方針を決定した。動労千葉地本は廃港闘争に積極的に連帯してきた。また、五月五日、前記廃港要求宣言の会などは空港予定地の一坪共用地に三四番目の団結小屋として「三里塚闘争連帯労農合宿所」を建設し本格的な支援態勢に入った。さらに地元にある成田山新勝寺も六月一日、交通手段など地元対策不備の見切り開港に反対する意向を表明した。成田新幹線計画も沿線住民や自治体の反対で遅々として進行していない。

その他反対同盟員所有地の買収問題、騒音問題、アクセス（交通手段）、飛行コース、燃料輸送問題などが山積しており、成田空港は「幽霊空港」とも呼ばれている。福田首相の年内開港の指示もまし辻佐世保市長に抗議行動をおこなった。しかし、佐世保市議会はたもや実現しないことになった（八月以降の詳細は次年度の年鑑で記述する）。

6　公害反対その他の運動

原子力船「むつ」母港化反対運動

一九七五年六月、長崎県佐世保市長の原子力船「むつ」受け入れ表明、七六年二月一日、政府の長崎県および佐世保市への「むつ」の修理港受け入れ要請いらい、佐世保市のみならず長崎県全域に反対運動が盛り上がった。県議会と市議会は賛否両論の請願を受け、継続審議の形で態度を保留してきた。しかし、青森県の母港撤去期限の七七年四月一四日が近づくにつれ、長崎・青森両県の漁民や革新諸団体の動きが活発になった。

長崎県では長崎県漁連が受け入れ絶対反対を打ち出し、単位漁協三二のうち二八漁協が反対決議をおこなった。反対署名運動も一〇万をこえた。七七年三月三日、長崎県漁連は佐世保市の市営競輪場で「『むつ』受入れ絶対反対漁民総決起大会」を開催した。大会には山口県や沖縄県の各漁連代表や県下各地漁協の漁民約一万人が参加して「受け入れ絶対反対」を決議、大会終了後、市内をデモ行進した。しかし、佐世保市議会は三月三一日、反対請願を否決し、四月一日、辻市長の「核付きむつ修理受入提案」を賛成多数で可決した。これは賛否両論で議場が混乱、再三中止されるなかで強行された。他方、長崎県知事は諮問機関である安全性研究委員会の結論持ちこしと提案にもとづき二月二

六日、「核燃料本体抜き受け入れ」という条件付き賛成を表明、四月三〇日県議会の承認を得た。長崎県では県漁連のほか「むつ母港化阻止長崎県共闘会議」などの革新団体が反対行動をおこなっている。

青森県漁連は七七年一月二六日、政府にたいし、「むつ」母港撤去を四者協定（青森県、むつ市、県漁連、政府）にしたがい四月一四日までに実施するよう要請してきたが、青森県春闘共闘や下北原船・原発反対共闘などの革新団体も四者協定履行要求の集会を開くなど母港撤去要求行動をとった。しかし、政府は四月一二日、事実上撤去時期不明のまま四者協定当事者に撤去不能の回答をおこなった。四月一四日、むつ市の母港岸壁で原船・原発反対共闘主催の「四者協定不履行責任追及抗議集会」が開かれた。

伊達火力発電所建設反対運動

北海道電力は七七年六月一〇日、北海道伊達市の伊達火力発電所燃料用輸送パイプライン工事の着工を予定していたが、地元の農漁民・住民・学生の反対により延期、六月一三日、あらためて強行着工した。この日、反対派側は発電所第二ゲート前で「住民無視の伊達火力発電所粉砕」「北電追放」をスローガンに集会を開き、発電所建設所長に抗議した。この反対運動には漁民を中心とする「有珠住民と海を守る会」が参加し、地区労の労働者などと連帯してたたかった。なお、同市内清住地区に反対派の「農漁民団結の塔」と称するヤグラが建てられている。

富津埋め立て計画反対運動

一九六一年七月、東京湾閣僚会議は千葉県の構想である千葉県富津市の「富津埋立て計画」を了承、ついで六七年九月、国の港湾審議会は埋め立て面積（一四二二ha）計画を認可したが、公害を主とする反対運動にあい再三計画を変更し当初予定の二分の一以下の六六〇haにまで縮小した。この間、漁民・漁協のなかに脱落者もでたが、一九七七年現在、反対漁民は「谷津干潟を守る会」「東京湾漁民会議」に結集、東京湾汚染に反対、環境汚染反対、東京湾の安全交通をスローガンに反対行動をおこなっている。

大分・八号地埋め立て反対運動

大分県北海部郡佐賀関町神崎地区で一九七〇年来、大分県新産都市計画の「八号地埋め立て」反対運動が起こり、七二年から七三年にかけて賛否両論で漁協内部に流血事件も生じた。そこで県当局は七三年五月「八号地埋め立て計画」の中断を発表したが、七六年ふたたび造成計画を発表した。地元漁民・住民・労組は「公害環境破壊反対」「先祖伝来の土地と漁場を守れ」を合言葉に八号地計画削除要求行動を起こした。七六年一二月、大分地区新産都市建設協議会で基本計画が承認され、七七年一月一〇日、国土庁へ承認申請が出された。そこで地元農漁民・住民ら三三〇人は一日一二日、立木大分県知事を相手に公害防止を基本的理由に「八号地計画取り消しを求める」行政訴訟を大分地裁に提訴した。

冷害対策要請運動

七六年の東日本の冷害、西日本を襲った一七号台風による被害により各地で冷害対策要求が高まった。全日農は七六年九月七日の第八回中央常任委で冷害対策要請運動の展開を決定、その準備をすすめていたが一〇月六日、農民共闘会議の構成メンバーとして冷害・風水害・塩害対策中央行動をおこなった。要求内容は具体的な災害救済対策、現行災害対策関係諸制度の改革をふくむ抜本的救済措置の実施、余り米買い入れ

制限反対等であった。

日ソ漁業交渉の難航と北方漁業危機突破大会

一九七七年三月末から七月にかけてソ連政府の二〇〇カイリ水域設定と日ソ漁業交渉問題の不調のなかで北海道の漁民を中心とした全国的な漁業危機突破大会が開かれ、強力な対ソ交渉要求がなされた。七七年三月三〇日、大日本水産会や全漁連など漁業関係四団体は東京の芝公園で「北洋漁業危機突破国民総決起大会」を開催した。大会には全国の漁民や自治体代表三〇〇〇人が参加し「北洋漁業の歴史と実績を尊重し、安全操業を保障せよ」と決議、ソ連大使館へむけ抗議デモをおこなった。また、全日本海員組合は六月二七日、東京・海運ビルで「漁船員の生活と職場を守る全国代表者集会」（一〇〇〇人）を開き、職場の確保と減船補給金の支給、漁業従事者臨時措置法の早期制定を決議、集会後、水産庁、運輸省、労働省に要請した。

7　出稼農民・農村労働者の運動

全国出稼連の活動

全国出稼組合連合会（出稼連）は一九七六年九月二七日、東京都労働局と出稼者の雇用確保や就労から帰郷までの事故の防止と解決策について第一回協議会をもっていらい、不況に対応した出稼者の就労問題を扱ってきたが、七七年にはさらに北海道・東北などの豪雪や異常寒波などによる農業生産費の急騰対策の一環として所属組合を通じて生産費実態調査をすすめ、適正な評価と軽減を中心とした税金対策運動にとりくんだ。

七七年二月五日、出稼連は東京・社会文化会館で「第七回定期大会」を開催し、「出稼ぎをしないでもすむよう農林漁業政策をはじめとする諸政策の確立」を中心スローガンに農民団体との共闘強化、労働者との地域共闘、米闘への地域とりくみ、兼業農民の独自要求を全体の共通要求にひろげる等の運動の重点課題を確認したうえ、最低賃金を要求する「賃金宣言」を採択した。大会後、例年のように、労働・農林・建設・厚生の各省および東京都にたいし交渉をおこなった。

翌二月六日、出稼連は同じ東京の社会文化館に各県の出稼者など約一〇〇〇人を結集し「第十三回全国出稼者大会（東日本大会）」を開催した。大会は、①出稼者の諸要求に関する件、②出稼者の雇用の安定に関する件、③農林漁業政策の確立に関する件、④建設業における賃金不払い・労災事故一掃に関する件を決議、ついで前日確認された「賃金宣言の実行に関する決議」を満場一致で採択した。また、「第十三回全国出稼者大会西日本大会」は二月二七日、大阪市の立労働会館で開かれた。この大会には西日本各府県の出稼者約二〇〇人が参加、東日本大会と同じ決議案を確認、同時に特別決議として「ヤンマーディーゼル田中労災訴訟の勝利をかちとり、労働基準局に出稼者の赴任中の傷病死を基本的に業務認定する通達を出させる決議」を採択した。なお「田中労災訴訟」とは鹿児島県の出稼者田中氏が宿舎で脳卒中で死亡（七四年二月）したのにたいし、出稼連・大阪総評など労農共闘により「死因は会社に強制された労基法違反の重労働にある」と労災認定をかちとり、ついで七七年二

月、ヤンマーディーゼルを相手に一五〇〇万円の慰謝料請求訴訟を大阪地裁に起こしたものである。大会後、大会で選出された要請団は大阪府・市や大阪労基局交渉をおこなった。

農村労連の活動

七七年二月二〇日、「第十二回出稼ぎ者が力を合わせて要求を獲得する大集会」が同実行委員会主催、農村労働組合連合会（農村労連）協力のもとに東京・都立勤労福祉会館で開かれた。集会には出稼者など一四〇人が集まり、①出稼者援護法（仮称）の制定、②出稼者の年齢制限撤廃、③全出稼者に退職金制度を、④雇用契約期間四カ月以内でも雇用保険の被保険者に、⑤出稼者に有給休暇と二カ月に一回帰郷省償を、等の要求事項を決議した。翌二一日、集会代表は農林・建設・労働の各省大臣および神奈川県知事に要請した。

「農村労連第十三回定期大会」は三月一九、二〇日の両日、全国一八都道府県の代議員と評議員により開かれ、一九七七年度の運動方針を決定した。そのうち当面の重点方針は、①山村労働者の健康を守るたたかいの強化、②不安定な雇用と労働条件改善のたたかいを事業主とともに強める、③建設業退職金制度をすべての土建、建設労働者に適用させる、④四～五月に賃金要求など春闘にとりくみ、そのなかで組合員、機関紙を倍加すること等であった。

3　農民団体その他

(1)　全日本農民組合連合会（全日農）

【役員】　会長　足鹿覚、副会長　亀田得治、松沢俊昭、書記長　谷本たかし、財務委員長　栗原俊夫、統制委員長　鈴木吉次郎、中央常任委員　鈴木清、原田源次郎、石川重一郎、阿部昭吾、新関亨、桑折智夫、山田元、八百板正、渡部行雄、高橋勇、上原義信、加瀬包男、村上康也、鶴巻辰次郎、石塚光雄、末松隆、山中高吉、小池昭吾、梅原昭、野坂浩賢、湯山勇、高野啓吾　会計監査　新妻忠直、阿部助哉、萩原貞一　統制委員　山村慶次、中沢厳、佐藤末吉、米山繁男、矢後嘉蔵、早川定一、日下博、木村栄、宮尾重信、田中積　顧問　野溝勝、上林与市郎、清沢俊英、三宅正一、黒田寿男、日野吉夫、石田宥全（一九七七年一月二〇・二一日、第一六回定期全国大会で選任）

【機関紙誌】　『農民新聞』（月三回刊）『農民運動資料』（月刊）

(2)　全国農民総連盟（全農総連）

【役員】　中央委員長　小林慧文、副委員長　斎藤初四郎、小松世

至人、永松重教、中村吉次郎、書記長　梶原壮
監査委員　土田弘、遠藤傭一、福満寿雄（一九七六年六月三日、第一四回代議員総会にて選任）
【機関誌】『全農総連情報』（週刊）

(3)　全日本開拓者連盟（開拓連）

【役員】委員長　小野栄太郎、副委員長　望月新一、常任委員・事務局長　原七郎（一九七七年五月二〇日、第三二回通常総会にて選任）
【機関誌】『開拓情報』

(4)　全国出稼組合連合会（出稼連）

【役員】会長　栗林三郎、副会長　和田広弥、野坂浩賢、事務局長　坂口建夫（一九七七年二月五日、第七回定期大会で選任）
【機関紙】『出稼通信』

(5)　農村労働組合連合会（農村労連）

【役員】中央執行委員長　丸山富治、副中央執行委員長　森田幸彦、書記長　藤ノ木利一（一九七七年三月一九、二〇日、第一三回定期大会で選任）
【機関紙】『農村労働者』

(6)　中央労農会議

【役員】議長　鈴木和美、副議長　栗林三郎、佐藤惟恭、熱田早苗、福井尚、渡会俊誉、事務局長　高野啓吾

XI　人権擁護運動

概要□国民救援会═再審事件═「再審と人権」・人権大会／再審を考える集い／再審法改正案の提案／弘前大教授夫人殺し事件／加藤事件／米谷事件／財田川事件／**職場の自由と民主主義を守る運動**═職場の自由と民主主義を守る中央連絡会議の結成／全国交流集会

概要

一、日本国民救援会の活動はいちだんと広範なものとなった。選挙運動やビラはり、立看板などにたいする弾圧を、国民の政治活動の自由にたいする弾圧としてとらえ、主権者としての国民の政治活動の自由をまもる運動として展開していくことが強調されはじめている。一九七五年の公職選挙法改正にともなって、「改悪公選法、選挙弾圧とたたかう学習会」が全国六十余箇所で開かれた。そのほか、大須事件、芦別事件の裁判闘争の強化、職場における思想弾圧、人権じゅうりんと争議団のたたかいへの支援、主として部落解放運動との関係で集団暴力から人権と民主主義を守るたたかい、再審事件や冤罪事件の裁判支援、治安維持法と特高警察などを糾弾する運動、司法反動阻止、刑法、少年法改悪阻止など、その活動分野はひろい。

一、再審事件をめぐる人権擁護運動は、新しい展望をきりひらきつつある。白鳥事件再審のたたかいは、一九七五年五月の最高裁決定による敗訴を契機にして、ひとまず終結をみたが、この最高裁決定は、結論において村上国治氏の請求をしりぞけたけれども、その理由のなかで、疑わしいときは被告人の利益に、という原則の再審への適用をみとめるという画期的判断を示していた。これによっ

て、新たに弘前大教授夫人殺し事件、加藤事件などの再審開始と無罪判決、米谷事件の再審開始、財田川事件の再審開始への明るい見通しなどが生まれ、これらを背景にして日本弁護士連合会が再審法改正の立法運動に乗り出した。この分野における日弁連の努力と貢献は大きい。しかし、同時にこの間にあって、一九七七年三月一一日には島田事件について静岡地裁が第四次再審請求を棄却するなどの動きもある。

一、職場における自由と民主主義をまもる運動は全国的なひろがりをみせている。東京三多摩、愛知、京都、岐阜、大阪、兵庫、福岡などに職場の自由と民主主義をまもる連絡会議が結成され、東京その他関東地方では、東京電力を被告に大型の人権裁判が提起された。これらの運動を結集して、「職場の自由と民主主義を守る中央連絡会議」が結成され、この運動の支援、教育学習、宣伝調査などをおこなうことになった。この会議の呼びかけで職場の自由と民主主義をまもる全国交流集会がひらかれた。

1　国民救援会

日本国民救援会は一九七六年七月二三日から三日間にわたって、宮城県松島町で第三一回全国大会を開催した。大会には三六都道府県本部の代議員と大須事件・芦別事件などの事件関係者など二三三人が参加した。

大会は運動方針を採択したが、とくに救援基金制度を設けたことが注目される。この基金は当面三年間で三〇〇〇万円を目標に基金を集め、緊急の弾圧対策や裁判闘争、救援会の強化、専従活動家の傷病手当などにあてることが決められた。役員として会長藤森成吉、副会長青柳盛雄、岡本光雄、斎藤喜作、村上国治、渡辺信義、事務局長金川三郎の各氏を再選した。なお会長藤森成吉氏は一九七七年五月二六日、交通事故によって死去した。告別式は六月五日、東京の青山斎場でおこなわれた。

第三一回大会で決定された運動方針の大要はつぎのとおりであった。

【国民救援会の運動方針】

一、大会の任務（中略）

第一に、この一年間、全力をあげてとりくんできた「選挙弾圧・ビラは り弾圧・立看板弾圧」など、政治活動と日常的な表現の自由に対する権力の不当な攻撃との闘いを総括して教訓を引き出し、一切の権利侵害と政治活動への弾圧を許さず、とくにきたるべき総選挙において、革新勢力の前進に貢献できる闘いの方針を決定することです。

第二に、権力が仕組んだ騒乱罪の策謀を打破し、デモ行進の自由を守る大須事件、鉄道爆破をデッチあげた権力犯罪を追及する芦別事件の国賠訴訟、公務員労働者の政治活動の自由を争う熊谷事件などの上告審闘争や、全国各地の権利と民主主義を守る地元の諸事件、また再審を要求している人権裁判などに勝利するため、裁判と運動の現状と問題点、発展と勝利の方向を明らかにすることです。

第三に、大企業や職場において思想弾圧にもとづく人権じゅうりんや権利のはく奪が公然とおこなわれています。これは、憲法に違反していることはもちろん資本の専制支配を国民的に拡大する可能性をもつものとして重視し、その実態と闘いの現状・問題点を討論し、救援会としてとりくむ

方向を明確にすることです。

第四に、前大会で新しい方針として決定された「集団暴力から人権と民主主義を守る闘い」の成果と、裁判や運動上の問題点、当面の重点などについて意志統一をはかることが必要です。

第五に、緊迫している情勢と数多い課題に応えることのできる強大な救援会にするため、明後年の救援会創立五十周年をめざす組織拡大の計画とそれを達成する具体的方針を決定し、多面的な課題を総合的・全国的に推進する強力な指導機関としての中央役員を選出することです。

二、救援運動をめぐる情勢の特徴（略）

三、運動の総括と今後の方針

第三十回全国大会の主要な方針である各種弾圧事件やえん罪事件、争議団などの裁判闘争に救援会は中央本部、各都道府県本部ともに全力をあげてとりくんできました。

このなかでラジオ関東磯田事件、沖縄デモ溜池事件、全自交三光労組事件、北九州市職労清水事件、大阪学テ事件などの勝利、さらに大阪の屋外広告物条例改正闘争の結果としてビラ事件の無罪一件、免訴十七件をかちとりました。また、埼玉県三芳町長選事件、東大阪市議選事件をはじめ東京では十件のビラ、立看板への弾圧は全部不起訴をかちとるという大きな成果をおさめました。

とくにガソリン水増し〝さぎ〟をデッチあげ組合つぶしを狙った磯田事件の勝利は、救援会が戦前から一貫して強調してきた「モ（モップル＝支援団体・守る会）・ベ（弁護団）・ヒ（被告や原告）」の団結の模範であり、対策会議に結集した支援労組や団体、守る会、救援会が被告・弁護団とともに事件の内容を徹底的に分析・研究し、また法廷内外のたたかい方についても対策会議で検討し意志統一をはかりながらたたかった結果勝ちとられたものであり、すべての裁判闘争の教訓としなければなりません。

また主にビラはりや立看板に対する逮捕には、迅速な大衆的抗議闘争で身柄を釈放させて弾圧の拡大を防ぎ、さらに不起訴闘争を大衆的にねばりづよく続け、前記のように多くの不起訴をかちとったことは重要な成果です。

さらに三菱樹脂高野事件、群馬高教組松本事件は、いづれも最高裁で敗訴しながらも、ねばりづよい真に大衆的な抗議と復職要求をくり返し、ついに高野さんは六月から原職に復帰し、松本先生は四月から再び教壇に立つことができました。

これらの貴重な経験と教訓は、全国各地でたたかわれている数多くの思想弾圧や、労働組合の活動家に対する弾圧反対闘争に引きつがれなくてはなりません。

しかしこの一年間、救援会が力を注いだ宮操事件、新橋デモ事件、大阪毎日放送事件、東北大自治侵害事件、立川市長選事件、奥田事件、大阪・小倉・戸田などのビラはり弾圧事件などはいずれも敗訴しています。

このなかで、朝鮮戦争に反対して闘った労働者を、他の事件に例をみない非道な拷問による自白によってつくりあげた宮原操車場事件に対し、昨年九月、大阪高裁は全員に有罪判決をいい渡しましたが、実刑をとりけさせ執行猶予により被告の下獄をくいとめることができました。これは被告・弁護団や対策委員会が多くの困難をかかえながらもねばり強く支援を訴え、「ラムネ弾は爆発物でない」という判断をかちとったもので、一定の成果として評価されるべきです。

以上のような諸事件の闘いの教訓をもとに当面次の諸課題にとりくみます。

1、選挙弾圧、ビラはり、立看板弾圧などを許さぬ闘い

腐敗した自民党政治の打倒と統一戦線の成否をかけてこの秋にたたかわれる総選挙と来年六月の参議院選挙は、「史上最大の激戦」と予想されており、それは言論・表現の自由を大幅に規制した公選法と大衆カンパの圧殺を狙った政治資金規正法の改悪実施とあいまって、権力による弾圧と干渉が多発することは明らかで、それは今年になってから東京において十件十六名、またいままであまり弾圧がなかった神奈川、山梨、宮城、熊本などにおいてもビラはりや立看板弾圧がおきている事実が示しています。

救援会は、昨年十一月の第一回中央委員会で「改悪公選法・選挙弾圧と闘う学習会」を全国的に開いていくことを決め、自由法曹団と協力して未組織の県もふくめ、四十都道府県で六十カ所におよぶ学習会を開きまし

た。

このなかで①選挙・政治活動の自由を拡大し弾圧に対する闘いの確信を深め②救援会の存在とその活動への評価を高め、空白県での組織化を前進させることができました。

とくに、パンフ「改悪公選法と選挙活動」約八万冊を短期間に普及して大きな成果をあげました。

また一月には「改悪公選法講師養成特別講座」を十六都道府県・百十名の参加を得て開き、三月二十一～二日には、選挙弾圧が集中している福岡県で「第四回選挙弾圧全国交流会」を開いて、現在裁判をたたかっている被告や弁護団、関係団体など十七都道府県から百名余りが参加し、経験と教訓を交流しました。このなかで①選挙弾圧やビラはり、立看板など政治活動への日常的な弾圧こそ、権力が革新勢力の進出を阻む主要な戦術のひとつであり、それとの闘いの政治的重要性を確認し、②一つひとつの裁判を大衆的裁判闘争にしていくための問題提起と、進んだ経験の交流の中で確信を深め、③困難な裁判を長期にたたかっている人びとを大きく励まし、④その後、福岡県独自で交流会が開かれ、また各県でこの分野の闘いに対するとりくみが改善された、という成果を生んでいます。

この経験と教訓をいかし、今後の方針としては

イ、弾圧の多発が予想される総選挙へむけて「弾圧と闘う学習会」をさらにキメ細かく（例えば後援会ごとに）開催していくことです。

ロ、その際は単に改悪公選法の学習だけでなく、尾行、張りこみ、任意出頭、逮捕など干渉や弾圧に対して大衆的に闘う方法や、公務員の選挙活動への弾圧で不起訴をかちとった（東京・中野）、戸別訪問への弾圧に対し大衆的に反撃し送検もさせなかった（東京・八王子）など、事実による確信を深めるようにしていくことが必要です。

ハ、とくに逮捕された場合、自らを守り関係の団体や仲間を守り弾圧の拡大を防ぎ、権力に対する最大の攻撃の武器である「黙秘」の重要性を強調しなければなりません。前記の東京で十件十六名の逮捕者のうち、「黙秘」できたのは三名でした。また安易に身柄を引き受けて釈放させたり、任意出頭に応ずることなどが各地であり、弾圧の経験と歴史を蓄積している救援会の果すべき役割はますます重要になっています。

ニ、弾圧や干渉に対しては、事の大小にかかわらず機敏に対処して大衆的な行動を起せるよう、また金権候補の買収や違反の摘発、弾圧情報のキャッチなど総合的な「弾圧対策連絡センター」を、自由法曹団や関係団体と協力して設置するよう努力することです。

ホ、公務員の政治活動の自由を最高裁で争っている豊橋郵便局熊谷事件や同様の事件で高松高裁で審理されている大坪事件をはじめ、福岡県の十三件十八名など全国で四十件に及ぶ現に闘われている選挙弾圧事件の裁判を重視し、その勝利のためにたたかわなければなりません。

ヘ、ビラはり・つり看板・立看板設置などに対する弾圧をとくに重視し、徹底的に反撃して必ず不起訴に追いこむことが必要です。表現の自由を守るうえで一定の前進をかちとった大阪、埼玉、神奈川、東京などの屋外広告物条例改正運動の経験を生かし、電力会社を使って「撤去しないと損害賠償を請求する」という脅迫や、「立看板は貼り札なり」として軽犯罪法違反にデッチあげる警察に対し、即時大衆的に抗議することです。当面、東京・大田区の立看板弾圧事件を重視して闘うこと、その他ビラ関係の裁判も「刑が軽い」からといって絶対に軽視せず、自民党政府が民主勢力の「自由な言論」を極度に恐れ、しつように弾圧してきていることを認識してたたかっていくことが必要です。

2、弾圧諸事件の裁判闘争

イ、大須事件の上告審闘争は、名古屋高裁の不当判決一周年の三月二十七日までに三十万をめざした署名はそれを突破し、七月十日には三千名の「真実のための文化集会」、翌十一日には一千名規模の大現地調査がおこなわれます。また東京地評を中心に対策会議が結成され、全国に百をこえる「守る会」がつくられています。事件の真実と被告・家族の闘いを描いた記録映画「大須事件」は大きな感動をよんでいます。上告趣意書の提出前にこのように全国的に運動がひろがったことは、第一に大須事件が平和なデモ隊に対する権力の先制攻撃によるデッチあげの騒乱罪である、という真実が広く知られてきたこと、第二に事件当夜デモ隊が掲げた「日中国交回復」その他の要求は正しく、その行動はデモ行進の自由、大衆行動の権

利を守る闘いであるということが、何よりも多くの労働組合の理解を得て支持されてきたこと、第三に被告・家族の真剣なオルグ活動と事務局体制の強化によるものです。

しかし反動化を強めている最高裁で、大須事件の無罪をかちとることは容易ではありませんが、当面①弁護団を激励し、立派な上告趣意書を十月三十日までに完成し提出すること　②そのために必要な財政を保障するため七百万円の資金カンパ運動を成功させること　③上告趣意書提出後、「口頭弁論を開け」の要求を掲げ、最高裁に集中すること　④運動の全国的な発展のため「中央対策協議会」を早期に結成することなどが課題となっています。救援会は中央・地方ともに大須事件の闘いを重要な課題として掲げ、運動の発展に努力してきましたが、いよいよ最高裁で本格的にたたかわれるこの一年間、闘いをさらに発展させるため、署名、カンパに独自にとりくむとともに、被告・家族のオルグ受入れ、現地調査や要請行動への代表派遣はもとより、とくに「守る会」をつくりその活動を援助し、また各県で映画「大須事件」（カラー二十六分・十六ミリ十二万円、八ミリ五万円）を購入して活用しましょう。

ロ、芦別事件の権力犯罪を追及し国家賠償を求める裁判は、「国と担当検事は原告に賠償すべし」という、画期的な民事一審判決をくつがえした不当な札幌高裁の判決によって最高裁にもちこみ、上告趣意書以来すでに二年半も経過しています。したがっておそくも夏休み明けには調査官の報告書が裁判長に提出され、今年中に「口頭弁論を開くか、それとも原告の申立てを一方的に棄却するか」の決定が出されるものと思われる緊迫した段階を迎えています。井尻、地主両原告を中心に事務局体制を強化した「東京支援する会」は、北海道の「責任追及の会」と協力して全国的なオルグや連鎖集会を行ない、さる五月実施した第三回現地調査には十二都道府県から二百二十名が参加し成功をおさめるなど、運動は急速にひろがっています。当面、二十万署名と五百万円カンパを目標に、各地に支援する会の結成、総決起集会などが計画されていますが、二名の原告と三名の常任体制だけでは全国的な運動への急速な発展はむずかしく、救援会の各県本部・支部のとりくみを強めなければなりません。とくに故井尻氏と地主氏の無実を明らかにした「発破器」に象徴される権力犯罪を断罪した刑事二審判決と民事一審判決を無視し、司法反動の標本ともいうべき二審判決のひどさと、芦別事件のデッチあげと長い裁判のため受けた被告・家族の苦しみを訴えるならば、必ず多くの人びとや団体の支援を結集することができます。切迫した裁判情勢に即応して、急いで運動をつよめるためとりくまなければなりません。

ハ、その他の弾圧諸事件・地元事件の闘い

闘争に際して日教組・都教組、埼玉県教組への弾圧に対する裁判闘争や全金、全自運、全国一般、全港湾など闘う労働組合の支部・分会、活動家に対する不当な弾圧が各地で加えられています。また、国労神奈川の新鶴見機関区分会へのマル生弾圧事件、北海道教組の斜里指導主事事件、北大山下事件などの地元事件へのとりくみをつよめ勝利をかちとっていくことは、権利と民主主義を守り、また救援会の信頼を高ゆるうえで重要であり、いっそうとりくみを強めましょう。とくに自衛隊の違憲を争う北海道の長沼訴訟は、一審の違憲判決をくつがえそうとする札幌高裁の抜打ち結審により重大な段階を迎えており、百里基地裁判とともに、平和団体からの支援が求められています。また、警備公安警察によるスパイ強要で受けた暴行・傷害の国家賠償を求めている仙台のやぐら荘事件は、公安警察のスパイ活動と正面から対決した闘いであり、今秋には結審、来春判決という緊迫した情況にあり、またスパイ査問を監禁事件として、さる二月、有罪判決により福岡高裁に控訴している福岡県直方市の事件とともに、権力によるスパイを許さぬ闘いとしてとりくみを強めなければなりません。

3、職場における思想弾圧人権じゅうりんと争議団の闘いへの支援

「国に憲法はあっても職場に憲法は通用しない」と放言し、企業の意にそわない労働者や活動家に対し、仕事上の差別はもちろん給与や労働条件などで差別し、あるいは監禁・孤立化や不当解雇、直接暴力を加えるなどの人権じゅうりんが日立や三菱重工、三菱製紙、川崎重工、石川島重工、大日本印刷、資生堂、中部電力、関西電力などの大企業はもとより、ワシントン靴店、千葉旅行、芝信用金庫などにも及んでいます。

共通しているのは、「極端な賃金・昇格差別」「島流し的配転やミサイル

人事」「技術者を草とりや雑役・単純作業にまわす」「同僚に口をきかせない、催し物にさそわない。お茶も出さない。特定の室にとじこめる、など徹底した村八分と孤立化」、あるいは北辰電機や芝信用金庫、山水電気のように「直接的な暴力と陰険なデッチあげ」など手段を選ばぬ人権じゅうりんが平然とおこなわれ、まさに「職場監獄」という状態が現出しています。

しかもこれらは、すべて企業が警察や公安調査庁から入手し連絡を受けた活動家の思想調査にもとづいておこなわれており、まさに思想弾圧であり、憲法にも人道にも反するものです。

また戦闘的な労働組合つぶしの偽装倒産、第二組合育成、不当解雇、暴力的挑発による刑事弾圧の誘引なども広くおこなわれています。

これらに対する闘いも、三菱樹脂高野事件のように最高裁で敗れても広範な地域労働組合の共闘によって勝利した例をはじめ、全国各地で長期に不屈にたたかわれています。

京都、兵庫、愛知で「人権侵害と闘う交流会」が、札幌、北九州では「争議団の裁判闘争交流会」が、徳山、広島では「争議団連絡会議」がつくられ、徳島、千葉、静岡では争議団や争議組合に対する支援を救援会として以前からとりくんでいます。

この分野の闘いは、単位労組と上部機関の関係、争議団共闘や地域団共闘の関係などを慎重に配慮しながらも、国民の権利と自由を守る中心である思想の自由と基本的人権を守るため、「職場監獄」という新しいファシズムを許さない闘いとして、救援会として刑事弾圧の防衛や大衆的裁判闘争の経験を生かしてとりくみをつよめる必要があります。

4、集団暴力から人権と民主主義を守るたたかい（略）
5、再審諸事件と冤罪事件の裁判支援（略）
6、治安維持法と特高警察CIAの弾圧と謀略を糾弾する闘い（略）
7、司法反動阻止、刑法、少年法の改悪阻止の闘いと監獄法の改正問題（略）
8、救援運動の国際連帯（略）
9、第二十九回解放運動犠牲者合葬追悼会の総括と今後の方針（略）
10、一九七五年度末統一カンパの成果と今後の方針（略）
四、組織の拡大強化について（略）
五、財政確立のために（略）
六、創立五〇周年の記念事業（略）

2 再審事件

「再審と人権」・人権大会

日本弁護士連合会の第一九回人権擁護大会は、一九七六年一〇月八～九日に仙台で開催され、第一日目には「再審と人権」のシンポジウムがおこなわれた。大塚一男人権擁護委員長のあいさつのあと、竹沢哲夫弁護士が基調報告をおこない、弘前大教授夫人殺し事件、加藤事件などのほか白鳥、免田、島田、江津、松山事件などについて担当弁護士が報告と討論をおこなった。つづいて再審法改正問題について尾崎陞弁護士が報告をおこない、つぎの宣言を採択した。

【第一九回人権擁護大会・宣言】

冤罪を訴える声はあとをたたない。世界の裁判の歴史には重大な誤判の跡がしるされている。誤判が正されず、無実の国民が法の名において生命、自由を奪われることは、人権侵害の最たるものである。刑事再審制度は何よりもこのような冤罪者の救済を目的とする。従って確定判決に合理的な疑いが生じたならば、すみやかに再審を開くべきである。しかるに、わが国の再審は、確定判決を絶対視することにより、ほとんどしりぞけられている。われわれは、国民とともに、人権尊重の理念にのっとり刑事再

審制度の運用の改善と法改正の実現を期して全力をつくすものである。

昭和五一年十月九日

日本弁護士連合会

再審を考える集い

青地晨氏ら一〇人のよびかけによる「再審を考える集い」が一九七六年一一月二二日に、東京・全逓会館で開かれた。尾崎陞、大塚一男両弁護士ら、日弁連人権擁護委員会の幹部から、再審問題へのとりくみの経過とその成果の報告があったあと、加藤事件の加藤新一氏の録音テープによる訴えと、弘前大教授夫人殺し事件の那須隆氏の訴えがおこなわれた。つづいて竹沢哲夫弁護士が「再審と人権」について講演をおこない、白鳥事件再審についての最高裁決定の積極的意義を強調して、その趣旨を現におこなわれている再審事件におしひろげていくことが訴えられた。

再審法改正案の提案

日弁連はかねてから人権委員会の事業として、各種の困難な再審事件ととりくんできた。一九五九年来とりあげた徳島ラジオ商殺し事件については再審開始にいたらなかったが、吉田石松事件については、再審開始のの ち、一九六三年二月に名古屋高裁で無罪判決をかちとる成果をあげた。

これらの経験をもとに一九六二年七月には再審法改正要綱を発表して国会にも働きかけたが、実現にいたらなかった。その後、徳本事件、免田事件などで苦杯をなめ、帝銀偽証事件では弁護人宅の家宅捜索を受けるなどの経験をへて、一九七二年七月には人権委員会のなかに再審問題研究会を設けて、本格的に再審法改正にとりくむこととなった。

他方、長期にわたって、困難な裁判闘争をつづけてきた白鳥事件の再審請求について、最高裁は一九七五年五月二〇日に棄却決定をおこなったが、その理由のなかで、再審請求についても『疑わしいときには彼告人の利益に』という刑事裁判における鉄則が適用されるものと解すべきである」と判示して、再審についての新しい方向を打ち出した。この新しい方向にしたがって、弘前大学教授夫人殺し事件、加藤事件、財田川事件、米谷事件などについて、「開かずの門」であった再審の門はようやく開かれはじめたのであった。

このような情勢を背景にして、一九七七年一月二二日、日弁連理事会は「刑事再審に関する刑事訴訟法ならびに刑事訴訟規則中一部改正意見書」を採択した。この意見書は改正法律、規則案とともに詳細な改正理由書を付したもので、再審によりひろく無実の罪に泣く者を救済するみちをひらくことを訴えていた。

弘前大教授夫人殺し事件

弘前大教授夫人殺し事件の被告人として懲役一五年の刑を受けていた那須隆氏にたいして、仙台高裁は一九七六年七月一三日、再審開始の決定をおこなった。この決定は一九七五年五月二〇日の白鳥事件に関する最高裁の決定に示した刑訴法四三五条六号の「明白性」の判断にしたがって、「疑わしいときには被告人の利益に」という鉄則を適用した最初の再審開始決定として注目された。一九四九年八月六日、弘前市内の弘前大学教授宅でその夫人が殺害され、那須隆氏がその犯人として起訴されたが、一九五一年一月に青森地裁弘前支部は無罪を言い渡した。検察官控訴の結果、仙台高裁は一九五二年五月に懲役一五年の有罪判決を言い渡し、一九五三年二月に上告棄却の判決があって那須氏は一九六三年一月まで服役した。その後、別人が自分の犯行である旨を申し出て、那須氏はこれらを資料に再審

開始を請求したが、仙台高裁は一九七四年一二月にいったんはこの請求を棄却した。争点は真犯人の出現のほか、血液鑑定やアリバイなどにおよんだが、この間、最高裁の前記白鳥事件に関する決定が出たことも影響して、仙台高裁は前記再審開始決定をおこなった。この決定にもとづいて、再審の審理がおこなわれた結果、一九七七年二月一五日、仙台高裁は那須隆氏にたいして殺人罪に関する無罪判決を言い渡した。この判決によって那須氏は事件発生いらい、二七年ぶりに冤罪をはらした。

加藤事件

一九一五年（大正四年）七月一一日、山口県豊浦郡殿居村で発生した殺人事件について有罪判決を受けてながく服役したにもかかわらず、一貫して無実を主張してきた加藤新一氏の再審請求にたいし、一九七六年九月一八日、広島高裁は再審開始を決定した。その後、再審の審理がつづけられて、一九七七年五月九日に結審していたが、一九七七年七月七日、広島高裁は加藤新一氏にたいして無罪判決を言い渡した。六二年にわたる無実の主張がようやく実を結んだのであった。加藤氏は一八九一年（明治二四年）生まれで、この判決のときは八六歳の高齢であった。無罪判決は加藤氏をおとしいれた岡崎太四郎の「共犯者の自白」の真実性をしりぞけ、凶器とされたわら切りでは被害者の傷はできないとし、血痕については、事件当時の鑑定医師が血球観察法によって人血であることを鑑定した点について「その信用性に多大の疑念がある」とし、「もはや被告人が本件犯行を犯したと認むべき証拠はないと言わなければならない」と断定した。

この事件では判決文をのぞいては事件の記録のいっさいがすでに廃棄されていて存在しなかった。このことが再審請求をいっそう困難にしたが、凶器と血痕についての科学的研究が重い再審の扉をひらかせて無罪判決にいたった。加藤氏の長年にわたる不屈の努力と、支援する会、国民救援会、弁護団、日弁連などの協力によってこの成果をかちえた。

米谷事件

仙台高裁は、一九七六年一〇月三〇日、米谷四郎氏にたいする強姦致死、殺人事件について、再審開始の決定をおこなった。事件は、一九五二年二月五日、青森県東津軽郡高田村（現青森市）において一老女が殺害されたことにはじまる。米谷氏はこの事件の犯人として起訴され、青森地裁において懲役一〇年の有罪判決を受けて、一九五三年九月に確定のうえ、一九五八年まで服役した。米谷氏は公判廷で強く無実を訴えていた。

その後、別人が一九六六年四月に自分が真犯人である旨を告白したので、東京地検はこの別人を起訴したが、一審では無罪判決があり、さらに検事控訴によって審理中にこの別人は自殺してしまった。米谷氏は日弁連の助力をえて一九六七年に青森地裁に再審開始を請求したが、同地裁は一九七三年三月三〇日にこの請求を棄却した。これを不服としておこなわれた抗告にたいして、仙台高裁は前記のとおり再審開始をみとめたのであった。血液型の異同や、目撃者証言の信憑性、それに真犯人であることを告白した別人の供述の信憑性などが争点となった。

一九七七年二月一六日から再審の審理がおこなわれている。この再審開始決定にもその理由として、一九七五年五月二〇日の白鳥事件に関する最高裁の決定が引用されている。

財田川事件

一九五〇年二月二八日、香川県財田村でおこった強盗殺人事件について、その犯人として大阪拘置所に

在監中の谷口繁義氏は、一審の裁判いらい、強く無実を訴えつづけてきた。谷口氏は一九五二年二月二〇日、高松地裁丸亀支部で死刑判決を受け、高松高裁をへて、一九五七年一月二二日、最高裁の上告棄却によってその死刑判決は確定した。その後、再度にわたる再審請求も高松地裁丸亀支部、高松高裁によってしりぞけられたが、一九七六年一〇月一二日、最高裁第一小法廷は、高松高裁などの再審請求棄却決定を取り消し、あらためて高松地裁に差し戻しのうえ、再審請求を認めるか否かを審理しなおすことを命じた。この決定は一九七五年五月二〇日の白鳥事件に関する最高裁決定を引用しながら、「確定判決が挙示する証拠だけでは申立人を強盗殺人の犯人と断定することは早計に失する」とし、これに新証拠である筆跡鑑定などを加えるならば、「再審請求の事由の存在を認めることとなり、確定判決の事実認定を動揺させる蓋然性もありえたものと思われる」としたので、今後の審理によって再審開始にいたることは必至であろう。

この事件については、高松地裁丸亀支部の元判事・矢野伊吉弁護士が、判事在職中に再審請求を審理して、谷口氏の無実を確信したが、自分の意見が通らなかったために、判事を辞職して、一人で救援活動をおこない、最高裁の決定の直前、一九七六年九月には大阪地裁にたいして人身保護法による違法拘束救済の訴えを提起して話題を呼んでいた。

3　職場の自由と民主主義を守る運動

職場の自由と民主主義を守る中央連絡会議の結成

職場における思想差別と迫害に反対する運動を全国的に結集し、そのいっそうの発展を期するために、全自運、国公労連、金融共闘、医労協、自由法曹団、国民救援会などの団体が中心になって、中央における連絡会議の結成が準備されていたが、一九七六年一〇月五日、東京で「職場の自由と民主主義を守る中央連絡会議」が結成された。結成のための総会では、全自運の引間博愛委員長が準備委員会を代表して結成の経過と趣旨を報告し、活動の内容として、職場における自由と民主主義を守る運動をすすめていくうえで必要な宣伝・教育、学習や資料の収集、職場の実態の調査、運動の経験の交流、関係企業や官庁への抗議などをおこなうことが決定された。

結成総会のアピールは「労働者の市民的政治的自由が、独占資本の牙城である企業のなかで抑圧されているかぎり、国の民主主義の開花と発展はありえません。職場の自由と民主主義を守り、拡大する闘いはまさに日本型ファッシズムに反対して、国民の自由と民主主義を守る闘争の重大な焦点となっています。労働者と国民の生活擁護と改善にとって不可欠な経済民主主義の追求も、職場の自由と

民主主義の確立を前提にしてはじめて可能です」と述べている。

代表委員には小森秀三（日高教委員長）ほか三名を選出した。

全国交流集会

「職場の自由と民主主義を守る中央連絡会議」の呼びかけによって、一九七七年二月二〇、二一日に、静岡県伊東市で全国交流集会が開かれ、九九団体、二一〇人が参加した。

引間博愛全自運委員長が「職場の自由と民主主義を守る運動の前進のために」と題して基調報告をおこない、つづいて、職場に自由と民主主義を確立する石川島連絡会議、職場に自由と民主主義をひろげる三多摩連絡会議、中部電力人権訴訟原告団、職場の思想差別・人権侵害と闘う全大阪連絡会議、芝信用金庫従組、全造船三菱長船分会、三菱樹脂事件高野達男氏らが特別報告をおこない、活発な経験交流がおこなわれた。とくに、一九七三年四月いらい、六人の女性が「ガラスのおり」にいれられて職場から隔離されていた日立武蔵工場において、地域の共闘会議をつくって抗議行動をおこなった結果、一九七六年八月一一日、ついに「ガラスのおり」を廃止して、もとの職場に戻ることに成功した事例、一九六三年六月に本採用を拒否されてから一三年にわたって裁判闘争をたたかい、一九七三年一二月には最高裁の判決で敗れながら、ついに一九七六年六月に職場復帰した三菱樹脂の高野達男氏、一九六七年いらい、一〇年余にわたって不当解雇とたたかい一九七七年三月に職場復帰をかちとった松下電工の橋本邦久氏の報告などが注目された。

東電人権裁判

東京電力の社員で東電労組の組合員一四二人は、日本共産党員またはその支持者であることを理由として、賃金差別、社宅入居拒否、不当配転、企業内研修の拒否などの差別待遇を受けたことを理由に、東京、横浜、千葉、前橋、甲府、長野地裁佐久支部などの各地裁に訴訟を提起した。訴えは、合計六億三四〇〇万円余の損害賠償と、謝罪文の掲示などを求めるもので、思想、信条を理由とする差別は憲法一四条、一九条、二一条、九七条や労働基準法三条などに違反し、民法上の不法行為にあたるとしている。損害賠償としては、一人当たり四二二万円余から二九万円余におよぶ賃金差別のほかに、一人当たり三〇〇万円の慰藉料がふくまれている。この種の職場における人権の確立を要求する大型訴訟は、すでに中部電力、日本鋼管などでおこなわれている。

XII 政治的大衆行動と平和運動

概要□原水爆禁止運動――第二二回原水爆禁止世界大会／被爆三一周年原水爆禁止世界大会／被災二三周年七七年三・一ビキニデー／国際シンポジウム準備活動／原水爆禁止運動の統一問題／10・21全国統一行動――安保廃棄、基地撤去をめざす行動――基地確保新法案阻止行動／米・日・「韓」軍事一体化反対、核基地確保法・自衛隊反対、安保条約廃棄全国集会／基地確保新法粉砕、ファントム配備阻止、基地撤去、自衛隊反対、安保廃棄全国集会／ロッキード疑獄・日「韓」ゆ着糾弾闘争――ロッキード疑獄糾弾運動／日「韓」ゆ着糾弾運動／天皇在位記念式典・「国歌」明記をめぐる闘争――天皇在位記念式典をめぐるたたかい／「国歌」をめぐるたたかい／国際連帯活動――平和建設者世界大会／国際連帯活動／企業ぐるみ選挙告発運動――第四八回メーデー

概要

一、ロッキード疑獄事件、日「韓」ゆ着問題、鬼頭問題、「スパイ査問事件」、「小選挙区制」問題などは、日本の右翼、政、財、官界の深い結びつきの実態の一端を露呈したものであったが、これに反対して、国の政治を根本的にたてなおすことをめざした政治的な大衆運動は、系統的に、統一的にたたかわれることなく、停滞さえみられた。

一、いぜんとしてつづく経済の停滞のもとで、国民の生活・福祉をめぐる統一的なたたかいにくらべて、政治的な大衆行動は、一〇・二一統一行動をのぞいて、ほとんど統一的なたたかいはなかった。一〇・二一統一行動は、ロッキード事件幕引き策動と総選挙を目前にして開かれ、ロッキード事件の徹底糾明、自民党金権腐敗政治打倒など当面する緊急七項目の要求をかかげてたたかわれた。

一、原水爆禁止運動の統一は、大きな前進であった。NGO主催被爆問題国際シンポジウムの準備、七八年の国連軍縮特別総会へむけての核兵器完全禁止・使用禁止協定の締結の展望が、明らかになるなかで、七七年三月一七日に、共産党と総評との間に合意が成立し、さらに、五月一九日の原水協、原水禁両組織による「年内をめどに、国民的大統一組織を実現する」との合意が成立した。そして

六月一三日の統一実行委員会の成立は、運動の国民的な統一のための基礎をつくるものであった。

一、原水爆禁止運動をめぐる前進にもかかわらず、平和をめぐる闘争は、問題の多様さにもかかわらず、〝ベトナム後〟という情勢を反映して、運動の発展が全体として低調であった。しかし、七七年における沖縄県民の「基地確保新法案」阻止のたたかいは、七二年の施政権返還から五年の「公用地法」を期限切れ失効に追い込む成果をえた。このたたかいにみられるように、基地撤去のたたかいは、〝土地〟をめぐるたたかいとして、すすみはじめている。

一、「天皇在位五〇年記念式典」、「君が代」を「国歌」として明記すること、あるいは、少年法、刑法の改訂の企図など、個々の分野での問題にたいするたたかいは、さまざまな形で発展した。

1 原水爆禁止運動

第二二回原水爆禁止世界大会

日本原水協主催の第二二回原水爆禁止世界大会は、①核兵器全面禁止協定の締結、核兵器使用禁止の諸措置をめざす国際共同行動とその国際政治への反対について、②核軍核・核軍事同盟、核配備、外国軍事基地・新旧植民地主義に反対する運動、それらの運動の相互支援・連帯について、③広島・長崎の実相と後遺および核実験による被害の実状、核兵器使用の非人道性と犯罪性、原水爆被爆者への援護・連帯、の三つの課題をかかげて開かれた。

大会は、七六年八月一日から二日間、一九カ国、八国際団体、ゲスト・オブザーバー六七人と日本代表百余人の参加のもとに国際予備会議が開かれ、七月三一日の東京大会につづいて、八月四日から三日間、世界大会本会議、八日から二日間、長崎大会が開かれた。本会議では、五日に、二五会場に分かれた分散討論集会、岩国・呉行動分科会、核兵器完全禁止国際共同行動、各国人民のたたかいと相互支援など九会場に分かれた分科会で討議をかさね、六日には、六・九行動がおこなわれた。大会は、最後に、「世界大会決議」「国際連合への要請」「第五回非同盟諸国首脳会議への書簡」「日本代表団決議」を採択した。世界大会決議は、国連にたいして、核兵器全面禁止国際条約促進と国際条約締結を主要議題とする国連特別総会の開催を要請するとともに、広島・長崎の被爆の実相と後遺および世界の核実験による被害についての国際シンポジウムの開催を要請した。

日本原水協が大会に提案した報告は、原水爆禁止運動の統一的な発展について、つぎのように述べている。

アメリカを起動力とする核兵器開発競争、原子力技術の輸出入が急速なテンポで増大していること、自然環境の破壊がすすんでいること、日米軍事同盟が「新太平洋ドクトリン」によってアメリカのアジア戦略の主柱となっていることなど、アメリカを中心とする核兵器開発競争の急速な進展と、これに反対して、世界の諸国民の核兵

【日本原水協・報告（一部抜粋）】

核兵器完全禁止の原点にもとづく原水爆禁止運動の統一的発展はいまや世界の大道です。

日本原水協の旗のもとに進められてきた運動は、内外から大きな支持と期待がよせられ運動の本流としていっそう権威を高めています。

それは、日本原水協が、つねに「核戦争阻止、核兵器完全禁止、被爆者援護・連帯」という原水爆禁止運動の原点にたち、「一致点で団結し、日本の運動の自主性を守り、妨害者の参加を認めない」という統一の三つの原則を固く守り、いくたの困難の中で試され、鍛えられながら、運動を創造的に発展させ、たゆみない実践によって、原水爆禁止運動の本流としての道を示し、現に国民的統一の道を歩みつづけてきたからにほかなりません。（中略）

第一九回世界大会は「核兵器完全禁止国際協定の締結をめざす長崎アピール」を採択するとともに、三つの統一の原則にもとづいて、組織と運動を統一させ、国民的統一を実現しようと決議し、大きな反響をまきおこしました。

昨年の第二一回世界大会の直前に、統一のための〝七者懇談会〟がひらかれましたが、一部の人びとは、運動の統一と団結を破かいした「分裂の論理」にあくまで固執したため、二度と分裂をくりかえさないという、ゆるぎない統一を実現するにいたりませんでした。

核兵器完全禁止をもとめる声は、国の内外にひろがり、強まっています。そのことは、宗教者の声明、母親大会での決議はいうまでもなく、この一年間における国連非政府組織、非同盟諸国調整ビューロ、国際的平和・民主勢力の諸決議、諸声明にもはっきりあらわれています。

被爆国日本の原水爆禁止運動は、いよいよ大きく国際的な運動として巨大な歩みをはじめています。核兵器完全禁止をもとめる国民世論こそ、原水爆禁止運動の国民的統一を実現する力です。わたしたちは、原爆が広島に投下された九日の日を核兵器完全禁止の行動の日とした六・九行動など、さまざまな形態での運動を持続させ、発展させ、原水協組織を全国の市区町村にくまなく確立し、ふたたび分裂を許さない、たしかな統一のための基盤をかためましょう。（後略）

被爆三一周年原水爆禁止世界大会

原水爆禁止日本国民会議主催の被爆三一周年原水爆禁止世界大会は、①いかなる国の核兵器にも反対、原水爆全面禁止の実現、②「日本非核武装宣言」の実現とアジア・太平洋の非核地帯化、③原発設置反対、④被爆者援護法の制定、⑤原爆体験の風化を許すな、⑥国際連帯の強化と核全廃運動の強化、⑦共動行動の積み重ねによる運動の統一の前進、のスローガンをかかげて開かれた。

大会は、七六年八月一日から二日間、京都で九カ国、一国際団体の海外代表一六名、日本代表一五〇名の参加のもとに、国際会議を開き、〝核兵器の危険性〟〝原子力平和利用のもたらすもの〟〝核拡

散問題〃について討議をおこない、五日から二日間広島で広島大会が開かれ、被爆者、戦争告発、核・ミサイル、平和教育など一二の課題別分科会と階層別分科会で討議がかわされた。つづいて、七日から三日間、長崎大会、一六日から四日間、沖縄大会が開かれた。大会では、「原発再処理工場に反対する決議」「原爆被爆者援護法即時制定を要求する決議」「国際連帯行動強化に関する決議」「日本非核武装宣言実現を要求する決議」などが採択された。大会基調報告は、今後の国際的運動の目標として、①米ソをはじめとするすべての核保有国を先頭にした核軍拡競争反対、②アジア・太平洋における非核武装地帯の実現、③原発に反対する国際連帯の強化、④国際的な被爆者救援と補償を要求する運動の強化、⑤原発で働く労働者の被爆事故の防止、をかかげ、国内の課題として、〃日本非核武装宣言〃の実現、被爆者援護法の制定、原発・再処理工場反対をかかげるとともに、〃原水禁運動の統一の促進〃について つぎのように述べている。

【『原水禁止運動の統一の促進』(一部抜粋)】

運動の経過のなかで「いかなる国の核兵器にも反対する」という原則は、原水禁運動の核心であり、生命力であることがいよいよ明らかになってきています。私たちは、この原則の正しさを再び確認するとともに、これに依拠した運動をつよめ、原水禁運動の国民的統一をつよく求めてゆきましょう。

核の矛盾・危険性が鋭くなり、日常生活にも放射線の被害が生じてくる可能性がつよまっている今日、核に反対する国民は、広はんな諸階層に広がってゆくことになるにちがいありません。私たちは、こうした側面を正しく把えて、原水禁運動にこれらの人びとが進んで参加できるような条件をつくってゆかなくてはなりません。超党派的な国民運動の発展をめざして、分裂してきた運動の統一を一日たりともおろそかにせずに追求してゆきましょう。

核政策を進める動きに一つ一つ反対し、共同行動を着実に強めてゆきましょう。このような共同行動の積み重ねが追求されてゆくならば、そのなかから運動の分裂を克服し、統一を実現する道がきり開かれるに違いありません。(中略)

私たちは、ヒロシマ、ナガサキおよびビキニ水爆実験の被爆原点をしっかりとふまえて、初心を忘れることなく、広はんな国民運動を求めてゆくことにしましょう。この運動は、政党・思想・信条・イデオロギーの相違を越えて、核兵器禁止の一点に要求をしぼったものとならなくてはなりません。私たちは他の団体や運動の欠陥や不一致点にばかり注意をむけるのではなく、一致できる点、共に運動できる要素に注目して運動の統一を追求してゆきましょう。(後略)

被災二三周年七七年 三・一ビキニデー

日本原水協が主催した被災二三周年七七年三・一ビキニデー全国行動中央集会は、核兵器完全禁止・使用禁止の実現が諸国民にとってますます緊急の課題となり、その実現を求める世論がかつてなく盛り上がりをみせるなかで開かれた。集会は、二月二七～二八日の中央集会につづいて、三月一日の墓前祭、第五福竜丸記念のつどいの日程で開かれ、全国都道府県、中央団体の代表三〇〇〇人が参加した。集会が採択した決議は、ビキニ被災二三周年にあたり、国連NGO主催被爆問題国際シンポジウム、第二三回原水爆禁止世界大会、七八年五、六月の国連軍縮特別総会にいたる一年余を「核兵器廃絶のための行動の年」として、つぎのような、一二項目の行動課題をかかげて活動にたちあがることを明らかにした。

【三・一ビキニデーの決議(抜粋)】

一、ヒロシマ・アピール支持、核兵器全面禁止国際条約と核兵器使用禁止国際条約の締結を要求する署名運動を、新たな決意でいっそう広げ、推進する。

一、被爆国際シンポジウムの国際準備委員会と日本準備委員会の活動を、全面的に支持する。広範な日本国民と世界人民に核兵器の人道と国際法に反する実態を知らせ、核兵器完全禁止の実現を緊急課題として要求する内外の世論を飛躍的に高める。

一、国連軍縮特別総会が核兵器完全禁止、使用禁止を実現させるための会議となるよう、内外の世論を結集してはたらきかける。

一、第二十三回世界大会の議題を国民的一致点とし、国連軍縮特別総会への世界人民の共同提案をつくるため、世界大会の暫定議題を基礎に、内外の広範な人びとと意見を交換し、その団結をはかる。

一、「原水爆禁止、被爆者援護・連帯三千名活動者」を養成し、被爆国際シンポジウムへむけて被爆者実態調査の先頭に立つとともに、被爆者援護・連帯の日常活動を大きく前進させる。

一、カーター米大統領が、「核兵器廃絶」、「南朝鮮からの核兵器撤去」に関する言明を行動で示すことを要求する。

一、非核三原則の厳守と、その立法化を要求する。

一、米日「韓」軍事一体化、太平洋地域の核基地増強に反対する。

一、沖縄の米軍、自衛隊用地を永久に地主から奪いとる新基地確保法案に反対する。長沼裁判、百里裁判の不当判決に抗議する。

一、「むつ」問題に典型的にみられる原子力平和利用三原則じゅうりん、住民の安全無視の原子力開発、原発推進に反対する。

一、第二十三回世界大会までに、少なくともすべての市に原水協の組織を確立する。

一、厚水爆禁止運動の一日も早い、ゆるぎない国民的統一の実現をめざしつつ、第二十三回世界大会が、核兵器廃絶を願うかつてない、広範な勢力の結集の場となるよう、職場、地域、学園で全力をつくす。

国際シンポジウム準備活動

七五年一一月におこなわれた「核兵器完全禁止・国連要請国民代表団」は、国連事務総長に、国連主催の国際シンポジウムの開催を要請し、七六年二月の国連NGO軍縮特別委員会に、原水協とIPBは、国際シンポジウムの開催を提案して満場一致可決された。こうして、第二二回原水爆禁止世界大会は、「広島・長崎の原爆犠牲者およびその子孫にたいする放射能の長期的影響」に関する国際シンポジウムの開催を国連に正式に要請した。こうして、「被爆の実相とその後遺・被爆者の実情に関する国際シンポジウム」が、国連経済社会理事会の諮問的地位をあたえられているNGOの連合主催によって、七七年七～八月にかけておこなわれることとなり、このシンポジウムの準備にあたる国際準備委員会（在ジュネーヴ）が、七七年一月に発足した。また、開催地日本での準備と組織をすすめるために、七六年一二月に、各界七七氏の呼びかけによって、専門家と各分野を代表する個人を中心に、日本準備委員会が結成され、七七年四月には、「準備委員会と一致協力して推進団体の活動の連絡・調整を行い、NGO被爆問題シンポジウムを国民的規模において成功させること」を目的とする、「被爆問題シンポジウム推進団体連絡会議」が、天池清次、新村猛、関屋綾子、中林貞男、槇枝元文、壬生照順、柳本嘉昭、山高しげりの八氏を世話人代表として、結成された。このシンポジウムのために、日本側では、約三〇〇〇人の調査員による一万人以上の被爆者を対象とする一般調査、約一〇〇〇人の被爆者を対象とした医学調査、一〇〇人の被爆者を対象とした生活史調査がおこなわれたのである。

原水爆禁止運動の統一問題

被爆問題国際シンポジウムの準備がすすめられ、七八年の国連軍縮特別総会へむけて、核兵器完全禁止・使用禁止協定締結の展望が、明らかになるなかで、原水爆禁止運動の国民的な統一を求める新たな気運が盛り上がり、さまざまな努力がはじまった。

七七年二月に中野好夫、藤井日達、三宅泰雄、吉野源三郎の五氏が、「広島・長崎アピール」を発表して、核兵器廃絶のために大同団結すべきことを呼びかけ、三月には、宗教諸団体の大同団結のもとに「核兵器廃絶をめざす日本宗教者連絡委員会」が結成された。そして、七六年一〇月からすすめられてきた共産党と総評との間における運動の統一問題について、七七年三月一七日に、合意が成立した。共産党と総評の間の合意事項は、①核兵器全面禁止、被爆者援護など基本目標を中心に一致する課題で団結し運動を発展させる、②より高い見地にたってより広い階層の人びとを結集する新しい統一組織体をつくることをめざし、具体的方策をすみやかに検討することを中心に、七～八月におこなわれる国際シンポジウムを支持して協力する、来年の国連軍縮特別総会にむけての活動を強めることを内容としていた。

この合意は、各界から支持、歓迎され、五月一九日には、原水協、原水禁両組織の代表によって、つぎのような合意書がとりかわされたのである。

【合意書（全文）】

原水爆禁止国民会議・代表委員森滝市郎、原水爆禁止日本協議会・理事長草野信男の両者は統一問題について一九七七年五月十九日、東京において話しあい、次の合意に達した。

一、ことし八月の大会は統一世界大会として開催する。

二、国連軍縮特別総会にむけて、統一代表団をおくる。

三、年内をめどに、国民的大統一組織を実現する。

四、以上の目的を達成するために、ほうはいと起こっている、五氏アピール、日青協、地婦連、宗教・婦人等のNGO連絡委員会などの、広範な国民世論を結集し得るような統一実行委員会をつくる。

五、原爆犠牲者三十三回忌にあたって、原水爆禁止運動の原点に帰り、核兵器絶対否定の道をともに歩むことを決意する。

メモ

一、以上の合意の上に立って　禁・協が随時連絡協議を行う。

一、原発問題に関する討議の場が、この大会の中で必ず設けられること。

一、統一実行委員会結成にいたる世話人、相談役として当面次の人びとにお願いする。

世話人＝新村猛、森滝市郎、草野信男、高桑純夫、吉田嘉清

相談役＝上代たの、中野好夫、藤井日達、三宅泰雄、吉野源三郎

五・一九統一合意書にもとづいて、六月一三日、各界・各団体代表四十数人の参加のもとに「原水爆禁止実行委員会」の発足を確認し、「話人会」が開かれ、「原水爆禁止統一実行委員会」の発足を確認し、すぐさま、統一実行委員会が、つぎのような「申し合わせ」にもとづいて発足した。そして、二三日の統一実行委員会第二回幹事会は、①一九七七年八・六広島、八・九長崎から何をよびかけるか、②核兵器廃絶、被爆者援護のため、われらいま何をなすべきか、の二つのテーマで、「一九七七年原水爆禁止世界大会」を八月三日から四日間、広島で開くことを決定した。

【原水爆禁止統一実行委員会設置についての申し合わせ（一部省略）】

一、名称　この会を「原水爆禁止統一実行委員会」と呼ぶ。

二、目的　この実行委員会は、五・一九統一合意書にもとづき、①ことし八月の大会は統一世界大会として開催する、②国連軍縮特別総会にむけて統一代表団を送る、③年内をめどに国民的大統一の組織を実現する、ことを目的とする。

三、構成・性格　この実行委員会は、原水爆禁止運動の原点にたちかえり、核兵器絶対否定の道をともに歩む決意をもって――核兵器全面禁止、被爆者援護など、この運動の基本目標にむけて一致する課題を中心に、統一した国民的運動として発展させるために、広範な国民世論を結集しうるような構成する。実行委員会に参加するものの発議は、個人、団体、その大小

にかかわりなく平等に尊重される。

四、機構・運営　実行委員会のもとに幹事会を設ける。幹事会は、この実行委員会の目的を効果的に推進するため、必要な諸機構を設けることができる。実行委員会のすべての機構は、広範な国民世論にこたえるため、衆知をあつめることに努め、全員の共通点を見出すよう運営上とくに配慮し、一致点にもとづき運営する。

統一実行委員会の発足と統一世界大会の開催に、原水協は、六月一八日、第四四回全国理事会を開き、原水爆禁止統一実行委員会の結成を歓迎し、運動が真に国民的な規模で統一的に発展することを願って、第二三回原水爆禁止世界大会の開催をとりやめることを決議した。他方、原水禁は、六月二二日、役員会を開き、①既定方針どおり、独自の世界大会を行う、②「統一世界大会の開催」「年内をメドにした国民的統一」については話し合いをつめる、③広島、長崎、沖縄等の現地の意見の反映に努力する、ことを決定したのである。この③項については、六月一八日に原水禁広島、長崎、大阪府、沖縄県協議会が、統一実行委員会の結成に関する声明を発表して、「いかなる国」「核絶対否定」の原則にたって、統一実行委員会が原水禁運動の指導的センターの役割を持つことに反対、「国民的大統一の組織」とは連合的な組織とするべきである、独自の大会を開く、などの方針を明らかにしたものである。

七月二一日、統一実行委員会は、「一九七七年原水爆禁止世界大会成功のために」と題したつぎの「よびかけ」を発表した。

【よびかけ（一部省略）】

国民のみなさん

一九七七年原水爆禁止世界大会を来る八月三日から六日まで広島で開くことになりました。

いまこそ人類はその生存のために、一刻の猶予も許さず核兵器を全面的に禁止しなければなりません。そのために、十四年におよぶ不幸な事態をのりこえてひらかれる一九七七年原水爆禁止世界大会を被爆国国民の力で大きく成功させましょう。そして、「被爆問題国際シンポジウム」によって明らかにされる広島・長崎の被爆の実相と三十年余にわたる被爆者の苦しみを、全世界の人びとに知らせるとともに、来年の五—六月に国連史上初めてひらかれる国連軍縮特別総会に核兵器廃絶を求める世界の世論と運動を結集するためにたちあがりましょう。

国民のみなさん

思想、信条の違いをこえて、核兵器絶対否定の道をともに歩む決意をもって核兵器完全禁止、被爆者援護法即時制定など一致する課題で団結し、原水爆禁止運動の国民的な大統一と核兵器廃絶実現のために、被爆者とともに前進しましょう。

2　10・21全国統一行動

七六年の一〇・二一全国統一行動は、自民党によるロッキード事件幕引き策動にたいする国民世論のきびしい批判の高まり、公共料金・物価値上げ強行の動きによる国民生活への圧迫が強まるなど、総選挙を目前にした重大な情勢のなかで開かれた。ロッキード事件徹底糾明、アメリカの朝鮮における戦争挑発と在日米軍基地利用反対、アジア諸国人民との友好と連帯の強化、安保条約廃棄、国民生活擁護、国家補償の立場にたった被爆者援護法の制定、自民党金権腐敗政治打倒の七項目の課題をかかげた一〇・二一全国統一行動中

央集会は、社会党、共産党、総評、中立労連、平和委員会、科学者会議など中央一七団体による統一実行委員会主催によって、東京・明治公園で開かれ、六万五〇〇〇人（主催者発表）が参加した。また、この日、北海道、岩手、宮城、秋田、福島、長野、新潟、埼玉、山梨、静岡、富山、石川、島根、鳥取、香川、愛媛、高知、大分、熊本の二二都道府県（中央・東京をふくむ）で、社・共両党、労働組合などの一〇・二一共闘による県段階の統一集会・デモがおこなわれた。中央集会は、日米両国政府にたいする二つの抗議決議とつぎのような大会宣言を採択したのち、都内三コースでデモ行進をおこなった。

【大会宣言（一部省略）】

ロッキード事件は、自民党政治の三十余年にわたる金権腐敗の構造、日米軍事同盟のもとでの米国の政界、軍需大企業と日本の戦犯、右翼、政、財、官界の黒い結びつきの醜悪な実態を暴露した。

ロッキード事件徹底究明は、国民的要求であり、政治革新への前提である。

三木内閣は広範な国民世論に背をむけ、党内ロッキードかくし勢力に追随し、事件幕引きによって強引に保守支配の延命をはかろうとしている。

われわれは、ロッキード事件幕引き策動による金権腐敗政治の維持、継続を断じて許してはならない。

同時に自民党、三木内閣は、深刻な経済、生活の危機にあえぐ国民の声を無視して、大企業中心の財政、経済政策をすすめ、今臨時国会で大幅な赤字国債発行のための財特法の成立を強行し、また国鉄、電信電話料金の大幅値上げをはかっているのをはじめ、あいつぐ独占物価、公共料金のつり上げをすすめるなど、国民生活にいっそう重大な打撃をくわえている。ロッキード事件をうみ出した金権腐敗の政治は一体のものである。

日米安保条約を金科玉条とする自民党政府は、わが国の安全を危険にさらし、アメリカ帝国主義の朝鮮半島を焦点とした新たな露骨な核脅迫と侵略政策に積極的に協力し、日、米、「韓」軍事一体化、日米共同作戦態勢の具体化に公然とのりだしている。

本日、この集会に結集したわれわれは、このような重大な情勢のもとで、ロッキード事件にあますところなくしめされた金権腐敗、反動的、反国民的政治を徹底的に糾弾し、アメリカ帝国主義の新たな侵略政策とこれに加担している自民党、三木内閣の危険な外交路線に断固反対し、日米安保条約の廃棄、平和と民主主義、国民生活防衛のための全国的に発展させるために奮闘するものである。

われわれは、自民党、三木内閣の大資本本位の政治、経済危機の犠牲を国民に転嫁する政策に反対して、物価値上げ反対、重税反対、雇用の安定、地方財政危機打開の緊急措置など国民生活擁護の諸要求の実現のためたたかい、また労働者のスト権奪還、首切り合理化反対、秋季年末闘争の勝利のためたたかうものである。

同時に自民党、三木内閣の小選挙区制などファッショ的策動を粉砕し、憲法改悪、軍国主義の復活強化を阻止し、民主主義を擁護するために奮闘する。

われわれは、アメリカのインドシナ侵略にたいし、ベトナム、ラオス、カンボジア人民との支援連帯をかかげてきたインドシナ人民との連帯をいっそうつよめると同時に、全世界の平和、民主勢力と連帯し、アメリカ帝国主義の侵略政策をきびしく糾弾し、全アジアからの米軍の撤退をつよく要求しひきつづき奮闘するものである。

今日、とくに日、米、「韓」軍事一体化、アメリカの朝鮮にほこ先をむけた在日基地利用に反対し、南朝鮮からの米軍の撤退、朝鮮の自主的平和統一支持、朝鮮人民との連帯をかかげ、朝鮮民主主義人民共和国との国交樹立、政府の対朝鮮政策の抜本的転換のためたたかうものである。

われわれは緊急の共同課題のもとに、さらに統一と団結をかため、自民党金権腐敗政治を打倒し、国政革新の大事業を達成するために、いっそう力づよく前進するものである。

3　安保廃棄、基地撤去をめざす行動

基地確保新法案阻止行動

沖縄の米軍基地は、ポスト・インドシナに対応して、七五年から急速に再編強化され出した。七七年の福田・カーター日米首脳共同声明は、「アジア・太平洋地域の安定」をはかるために日米協力が不可欠であることを確認したうえで、日本が沖縄の米軍基地の機能を積極的に補完し、支援するだけでなく、自らも、対アジア戦略の「キイ・ストーン」として「朝鮮半島の安定」「アジア・太平洋地域の安定」に乗り出すことを明らかにした。政府は、七七年五月一四日で期限切れとなる「沖縄公用地暫定使用法」に代わる「沖縄・基地確保新法案」を第七九通常国会に提案した。この法案は、基地にかかる地籍不明土地の明確化、五月一五日以降も継続使用の必要のある用地について特例をもうけて使用することを目的に、地籍確定に名を借りた軍用地の強制使用をねらいとしていた。沖縄にある基地は、米軍基地五五施設、面積約二億六五〇〇万平方メートル、自衛隊基地一五施設、面積三五三平方メートルにのぼり、うち、未契約土地面積は約二一〇〇万平方メートルで、そのほとんどが、沖縄中部の軍事要所となっている米軍基地に集中していた。

政府の新法案にたいして、社会・公明・共産三党は、「沖縄地籍明確法案」を共同提案した。また、日本弁護士連合会など法律専門家は、この法案にたいして違憲の疑いがあると批判していた。法案が明確になるや、沖縄では、法案阻止のたたかいが盛り上がった。すでに、権利と財産を守る軍用地主会（反戦地主の会）がたたかいをすすめていたが、七六年二月に、地主会、革新四政党、民主団体によって、沖縄「公用地法」違憲訴訟支援県民共闘会議が結成され、統一したたたかいとなっていた。

七七年二月一八日、共闘会議は、那覇市・与儀公園で、「基地確保新法」阻止・「地籍確定法」要求、「公用地法」違憲訴訟勝利県民総決起大会を七〇〇〇人の参加のもとに開き、政府にたいして、つぎのような決議を採択した。この大会は宮古・八重山でも開かれ、中央大会は、復帰後、最大の規模の大会となった。また、県労協は、四月八日に七七国民春闘勝利第二次労働者総決起大会を開き、四月二六日から四日間、東京行動団を派遣することを決めた。

【「基地確新法」の制定をとりやめ「地籍確定法」の立法を要求する決議】

政府自民党が強行立法しようとしている「基地確保新法」は、米軍の違法不当な武力による土地強奪を合法化し、さらに自衛隊基地を強制確保した「公用地法」を無条件、かつ、無期限に引き継ぐことを内容とするものであり、絶対に容認できるものではない。

現行の「公用地法」は復帰にあたって沖縄県民の強い反対を押し切って強行制定し沖縄にだけ適用する軍事基地確保のための違憲・差別法であることは明らかである。

「恒久平和」「法の下の平等」「財産権の不可侵」「適正手続の保障」「住民投票」等々を保障した日本国憲法に違反する「公用地法」の実質延長を内容とする「基地確保新法」の立法化は沖縄県民に対する差別と、犠牲をいっそう拡大強化するものである。

沖縄の軍事基地は麻薬、売春等の犯罪の温床となり演習による生命の危

険・自然環境の破壊、爆音被害、毒物、油の流出等の基地被害をもたらし、県民の生命と財産を脅やかしている。また沖縄の軍事基地は日米安保体制のカナメ基地として、第一次朝鮮侵略戦争やベトナム侵略戦争では朝鮮人民とベトナム人民の皆殺し基地として使用され、そして今また朝鮮半島へ向けた挑発と戦争準備のための基地として強化されており、アジアの平和を愛する人民を戦争の不安に陥れている。このように、沖縄の軍事基地はまさに諸悪の根源であり直ちに撤去されなければならない。

政府は、第二次大戦と米軍占領下二七年の沖縄県民に対する差別と犠牲を一方的に押しつけた責任を果すために、早急に「地籍確定法」を立法化し総ての地籍の確定とその復元を行い地主に返還しなければならない。地籍混乱の責任を県民に押しつけ問題解決を遅らすのみか軍事基地を固定化するために「基地確保新法」を立法化することは不当であり断じて許すことはできない。

よって、私たちは、軍事基地の固定化をはかる「基地確保新法」（案）の提案に強く抗議し、その撤回を求めるとともに左記事項を強く要求する。

記

一、「公用地法」に代わる「基地確保新法」を撤回し、その立法を即時とりやめること。

二、県民の財産権と生活を守るため、「地籍確定法」を即時立法すること。

三、「公用地法」違憲訴訟原告団の主張を全面的に認め、その土地を即時返還すること。

四、開放軍用地等地籍不明地については、地籍が確定し復元と跡利用ができるまでの期間、国の責任で補償を完全に実施すること。

五、沖縄県収用委員会の軍用地損失補償に関する裁決をただちに実施し、政府による不当な訴訟をとりさげること。

六、すべての軍事基地を撤去し、軍用地を一括全面返還するとともにその跡地については地主の意見を尊重した県民生活優先の平和利用計画を早急に策定し、実施すること。

七、防衛施設局及び土地連一部幹部による反戦地主に対する村八分的契約強要をただちにやめさせること。

四月二五日、県民共闘会議は、那覇・与儀公園で「基地確保新法案」阻止県民総決起大会を、一万人の参加のもとに開き「基地確保新法案」阻止、「地籍確定法案」の早期制定など四つのスローガンと「地主の権利を不当に侵害し、さらに軍事基地の固定化、日米安保条約の強化、そして日本の軍国主義化につながる『基地確保法』を断固阻止する」と決議し、「県民ぐるみ闘争」を訴え、この大会につづいて、一五〇人の東京中央行動団を派遣した。

「沖縄基地確保新法阻止・地籍確定法案実現要求」をかかげた中央行動が、沖縄からの上京団をふくめて、社会党、共産党、総評、中立労連、新産別、東京地評などによって二五日から三日間にわたっておこなわれた。中央行動の第一日目の二六日には、「沖縄基地確保阻止・地籍確定法実現中央総決起集会」が、七〇〇〇人の参加のもとに開かれ、つぎのような決議を採択したのち、国会・首相官邸にデモをおこなった。

【決　議（一部省略）】

自民党政府は、「七二年沖縄の施政権返還」にあたって、国民の反戦平和の願いを無視し、沖縄だけに適用する「公用地法」を強行制定し、不当にも米軍基地を合法化し、自衛隊基地を強制確保しました。

しかし、自民党政府は、「公用地法」の暫定期限である一九七七年五月一四日が迫ると「基地確保新法」を今通常国会で強行立法をたくらみ、またしても沖縄県民に差別と犠牲を押しつけようとしております。この「基地確保新法」は県民の地籍確定と軍用地返還の要求をふみにじり、地籍問題解決のよそおいをこらしながら永久的に米軍と自衛隊の軍事基地を強制確保するためのものであります。

よって、私たちは本日ここに沖縄からの上京団一五〇名を迎え、沖縄「基地確保新法」をあくまでも立法阻止し、「地籍確定法」の立法実現を目ざし、沖縄現地の闘いと連帯し、最後まで闘うことを決議するものであり

ます。

二日目には、総理府前のすわり込み闘争を中心に、国会、各省庁への抗議や要請行動をおこない、最終日の二八日には、沖縄代表団は、総括会議を開いて、中央行動を終わった。基地確保新法案阻止をかかげた四次にわたる中央行動団を派遣した沖縄県民のたたかいを中心に、国会内外の法案反対の運動の前に、政府は、新法案を時限切れの五月一四日までに成立させることができず、かわりに「修正案」と称した「地籍明確化法案」を民社党、新自由クラブの賛成をえて、五月一八日に実質審議のないまま強行成立させた。公用地暫定使用法の時限がきれた五月一五日から一八日までの四日間、県民共闘会議に結集している地主、弁護士、労働組合などは、基地内に立ち入り、土地の明け渡しを要求し、一六日には、〃政府の土地不法占拠糾弾・軍用地明け渡し要求県民大会〃を開き、政府に土地の明け渡しと、県民の一致した要求である県要綱にそった「地籍確定法」の即時制定を要求した。

「地籍明確化法」の成立した翌一九日、県民共闘会議は、那覇・与儀公園で〃強行採決糾弾・公用地法無効宣言県民総決起大会〃を開き、つぎのように、「公用地法は無効である」と宣言した。

【宣　言】

〃権力は法なり〃この言語道断の政治劇が再び政府・自民党によって行われ、五月十五日午前零時をもって死滅した「公用地法」が再び五年間延長されるという、国民の常識を越える異常事態が十八日の参院における強行採決によってつくり出されている。われわれは、県民の生命と財産、権利を一方的に無視した政府・自民党のこの暴挙を断じて許すわけにはいかない。

七二年の施政権返還から五年、共闘会議に結集する広範な県民と総評、革新三党を中心とする本土国民との連帯した闘いは、遂に県民の土地を不法に強奪しつづけた「公用地法」を期限切れ失効に追い込んだ。

だが、「公用地法」が十五日をもって死滅し、もはや県民の土地を使用する一切の法的根拠を欠いたにもかかわらず、「土地の即時明け渡し」と自分の土地への「自由な立ち入り」を要求する地主の正当な権利に対し、政府・自民党は暴力的な警察権力の弾圧で圧殺し、安保条約をタテにして不法・無法な占拠を続けている。

われわれは、政府の「公用地法」延長の暴挙を糾弾し、ここに改めて「公用地法」が五月十五日をもってすでに死滅し失効したことを確認し、「公用地法」の五年延長という参議院における採決が、もはや県民に対して無効であることを明確に主張していくことを内外に宣言する。

そしてこの宣言が、県民を犠牲と差別を強要した復帰後の政府・自民党の〃安保政治〃に総対決していく、新たな闘いへの決意と行動への始点であることを明らかに表明し、日本の軍国主義化を阻止し、安保による差別と犠牲の政治を拒絶し、全ての軍事基地を撤去させ、平和で豊かな県民生活が実現されるまで、県民の総力を結集して闘い抜くことを決意する。

右宣言する。

米・日・「韓」軍事一体化反対、核基地撤去、新基地確保法・自衛隊反対、安保条約破棄全国集会

ロッキード汚職糾弾・日「韓」汚職追及など日米軍事同盟を背景とする政治腐敗への国民の批判のたかまり、安保条約のもとでの米日「韓」軍事一体化や自衛隊増強に反対するねばり強いたたかい、基地公害、なかでも軍用機による爆音被害に反対するたたかい、基地の跡地の利用をめぐる「三分割・有償処方」方式に反対するたたかい、沖縄県民の新基地確保法制定に反対するたたかい、基地闘争の原点である土地をめぐるたたかいがすすんでいること、基地闘争が基地の調査活動、国内法を利用しての規制、裁判闘争、国会や地方議会での追及など多面的にひろがってきていること、な

ど、基地と安保をめぐるたたかいの具体的な前進という情勢をうけて、安保破棄・諸要求貫徹中央実行委員会、原水爆禁止日本協議会、日本平和委員会、基地対策全国連絡会議、全国集会沖縄県実行委員会は、七七年三～四月にかけての全国での米軍・自衛基地にたいする調査・告発・撤去の大衆行動をうけて、四月二七日から四日間、二五都道府県から二六三名が参加して沖縄で全国集会を開いた。

集会では、安保・基地をめぐる新たな情勢のもとでの安保・基地闘争の特徴と問題を明らかにし、たたかいの課題と発展方向について討論を重ね、つぎのような「アピール」を発表した。集会に提案された基調報告では、安保・基地のたたかいで克服すべき問題点として、①政府の基地対策が巧妙にやられてきているのにたいして、民主勢力の側で安保や基地そのものに反対するたたかいと基地周辺でおこっている問題を結合してたたかう原則的で柔軟な対応と反撃が不十分であること、②〝ベトナム後〟という情勢も反映して、民主勢力や労働組合のなかで、安保廃棄や基地撤去をめざす宣伝やとりくみが意識的・系統的におこなわれることが弱く、運動の発展が全体で低調であること、③個々の自治体・住民ぐるみの切実な課題をかかげた基地闘争が、個別闘争の限界のなかにとじこめられる傾向などがでていること、という三つの問題を指摘している。

【アピール（一部省略）】

私たちはサンフランシスコ「平和」条約と日米「安全」保障条約が二十五年前に発効した四月二十八日から二日間、この軍事同盟体制の軛の最も重い部分を背負わされ、またいま新たにアメリカのアジア侵略の拠点として強化されつつあるここ「基地の島」沖縄で、核基地撤去・日米安保条約廃棄への新たな決意をこめて全国集会を開きました。

フォード政権にかわって登場したカーター政権は、アジア情勢の変化と資本主義体制の危機の深まりのなかで、日米安保条約をアジア支配のかなめとして強化しつつ、米日「韓」軍事一体化を推し進め、新しい装いのもとでアジア戦略を展開しつつあります。在「韓」米地上軍の撤退の進展にともない、在日米軍基地、とりわけ、沖縄の米軍基地のアジア侵略の拠点としての比重はいっそう高められようとしています。

日本政府はこの安保条約の堅持をうたいアメリカのたくらむアジア戦略に積極的に加担、協力するとともに、新たに沖縄軍用地確保のための土地強奪法の成立をいそいでいます。

このような新たな情勢のもとで私たちはこの全国集会で、全国各地で闘われている基地反対の闘いを報告しあうことを通じて、この軍事同盟がどんなに日本の主権と私たちの基本的諸権利をふみにじり、「平和に生きる権利」を侵害しているかをあらためて憤りをこめて見直し、基地闘争の新たな発展にむけての決意をあらたにしています。

私たちはこの軍事基地に反対する闘いが平和中立の日本をめざす日本の政治革新の重要な闘いであると同時に、また、全アジアから米軍の撤退を要求するアジア諸国人民との国際連帯の闘いであることを確認し、全力をあげて奮闘します。

基地確保新法粉砕、ファントム配備阻止、基地撤去、自衛隊反対、安保廃棄全国集会

ーガンに、全国から一四〇〇人の代表参加によって、福岡で開かれた。集会は、第一日目に各地の基地反対闘争の活動報告を受け、二日目に「基地と裁判」「自衛隊」「安保と日韓」の三分科会に分かれて討論をおこない、①反自衛隊、反基地の裁判闘争をたたかいぬく、②日・米・韓の軍事共同体制に反対し、真の日韓連帯のたたかいを強化する、③権力問題としての自衛隊の存在を認識し、自衛隊

社会党、総評、護憲反安保が主催した全国集会が、五月一四、一五の両日、〝福岡県築城基地へのファントムF4D配備反対〟をスロ

にたいする新たなたたかいを展開する、④革新連合政権に向かって動こうとする日本の政治状況に直面して保安支配体制の維持・暴力装置としての役割を担う自衛隊の解体への道を理論的に構築し、具体的なたたかいを積みあげていくこと、などの方針を確認した。

集会は、こうした方針を具体化するために、①築城基地へのファントム配備が予約されている八月に現地で一万人集会を開く、②長沼判決の九月七日、東京で自衛隊に関するシンポジウムを開く、③一〇・二一国際反戦デーには、北海道から沖縄まで基地を結ぶ連鎖集会を開く、④防災などに名を借りた自衛隊の治安出動の実態調査とあわせて隊員への働きかけを強化する、などの方針を決めた。

集会は、このあと、「沖縄基地確保新法を完全粉砕し、基地の即時撤去と県民への明け渡しを要求する決議」「日韓大陸ダナ協定批准に反対する決議」を採択し、最後に、「私たちは、日本と世界の平和、日本国民の生活と権利、民主主義を守るための運動を強く前進させます。参議院選挙で保革逆転をかちとり、社会党を中心とする国民連合政権を実現するために全力をあげて奮闘します」との宣言を採択した。

4　ロッキード疑獄・日「韓」ゆ着

ロッキード疑獄糾弾運動

田中前首相らの逮捕にまで発展したロッキード疑獄事件の徹底的な解明と糾弾のたたかいは、全国民的な課題となったが、たたかいは、全体として、統一的に系統的に発展しなかった。田中前首相らの逮捕とこれによる自民党の党内抗争をうけて、九月一六日に召集された第七八臨時国会では、野党四党共同による追及がなされたが、政府は、一〇月に中間報告をおこない、七七年一月には東京地検が事実上ロッキード事件の幕をとじたのである。ロッキード事件追及のなかでさらに問題は鬼頭問題、ＫＣＩＡ・金大中事件などをめぐる日「韓」ゆ着問題として、露呈されはじめた。しかし、こうした黒い実態にたいするたたかいは、統一的に系統的にすすめられなかった。

八月二四日、安保破棄・諸要求貫徹中央実行委員会は、「ロッキード事件幕引き策動粉砕・真相徹底糾明要求緊急各界代表者集会」を、一〇三団体代表一六〇人参加のもとに開催し、政府・自民党に、①事件の全ぼうを徹底的に明らかにせよ、②衆参両院の調査特別委員会の審議をすすめよ、灰色高官名を公表せよ、の三要求を決議し、ロッキード事件真相究明要求一〇〇〇万署名運動と行動の強化を決

めた。そして、九月五日に、「ロッキード事件〝幕引き〟策動粉砕・真相底徹糾明要求、政治の民主的転換をめざす九・五緊急中央集会」が、二万人（主催者発表）の参加のもとにひらかれ、つぎのような決議を採択した。この緊急中央集会にこたえて、全国各地で「ロッキード疑獄真相究明要求一千万署名」行動、宣伝行動がおこなわれた。

【決議（一部省略）】

ロッキード疑獄の全貌の真相究明は、いまや全国民的要求である。

国会での真相追及と田中前総理、橋本元運輸相、佐藤元運輸政務次官らの逮捕は、ロッキード事件の構造的腐敗の根深さと広がりをいっそう示しており、いまや、その全貌を国民の前に明らかにすることは、最も重要かつ緊急の課題である。

しかるに党内抗争をつづける自民党の三木・反三木両派は、それぞれ「政変」あるいは「国会解散」によるロッキード事件の全面的な幕引きをおこなう策動を公然とつよめている

われわれは、全貌解明を求める国民世論をふみにじるいっさいのロッキード幕引き策動を、断乎として糾弾するものである。

さらに、ロッキード事件がしめした構造的腐敗を徹底的に糾明するためには、刑事責任の追及だけでなく「灰色」政治家の公表をふくむ政治的、道義的責任を全面的に明らかにし、ＰＸＬ問題、第一次、第二次ＦＸ問題、ＣＩＡの介入問題、米日「韓」の黒い関係、ダグラス社・三井物産、ボーイング社・日商岩井の疑惑解明など全貌が解明されなければならない。

われわれは、いまこそ、ロッキード事件のもみ消しや幕引き策動をいっさい中止し、五党首会談にもとづく議長裁定を忠実に実行し、事件の全貌を徹底して解明するようつよく要求する。

対米従属、大資本奉仕の金権腐敗政治の構造こそ、電力、ガス、消費米価の値上げを強行し、さらに国鉄運賃、電報、電話料金など公共料金のあいつぐ値上げをたくらみ、重税、低賃金など、国民生活をいっそう危機におとしいれる根源である。

いまこそ、われわれは、広範な国民の先頭に立って、ロッキード事件の徹底糾明、金権、戦犯、売国の三悪政治打破、政治の民主的転換をかちとり、金権腐敗政治の完全一掃のために全力をあげて奮闘するものである。

九月一二日、総評・中立労連が主催した「ロッキード汚職徹底追及、金権腐敗の自民党政治打倒、国鉄など公共料金値上げ反対、国民のくらしを守る九・一二集会」が二万五〇〇〇人（主催者発表）の参加のもとに開かれ、「ロッキード汚職のもみ消しや幕引きをゆるさず、全国民の納得する徹底究明を要求する」との決議・宣言を採択した。また、一一月一四日には、七六秋年闘争のなかで、国民春闘共闘会議が、「国民生活擁護・秋季年末闘争勝利・ロッキード事件徹底糾明・総選挙闘争をかちぬく一一・一四全国統一行動」にとりくみ、東京では一万一〇〇〇人が参加した中央総決起集会が開かれた。集会は、「ロッキード糾明は、政治権力の手でおおいかくされ、灰色高官の出馬を黙認する暴挙とあわせ、国民生活不在の自民党政治には、何も期待できないことも明らかである」との大会宣言を採択し、デモをおこなった。

秋季から年末闘争、一二月の衆議院選挙と、ロッキード疑獄事件の追及は、各団体によってさまざまにとりくまれたが、国会内外にわたって統一的にたたかわれなかった。そして七七年一月に事実上のロッキード事件の幕引きがなされたのである。しかし、このなかで、日「韓」ゆ着問題が明らかとなり、糾弾のたたかいがはじまった。

日「韓」ゆ着糾弾運動

二月七日、安保破棄・諸要求貫徹中央実行委員会は、福田内閣のロッキード疑獄

の早期幕引きに抗議して、「ロッキード疑獄・日『韓』腐敗関係の徹底糾明を要求する」緊急各界代表者集会を六八団体の参加をえて開き、つぎのような決議を採択し、①ロッキード疑獄事件の究明のために証人喚問など必要な措置をとること、②日「韓」問題調査特別委員会の設置と訪米調査団の派遣、を政府に申し入れた。

【決議（一部省略）】

ロッキード疑獄は、田中角栄らの公判開始によって、丸紅・全日空関係のみで解明されたとする事実上打消しの動きが顕著になっている。

さらに、最近のドナルド・レイナード元米国務省「韓国」部長による金大中事件の真相やわが国の政財界にKCIA（「韓国」中央情報部）による黒い工作資金の導入などの証言が日「韓」の黒いゆ着の疑惑を明らかにしたことはきわめて重大である。

しかるに、福田内閣は清潔な政治を求める国民の期待を裏切り、ロッキード疑獄と密接に結びついている日「韓」腐敗関係の究明にはふれようとせず、ロッキード疑獄の早期幕引きの策動をすすめている。われわれは、かかる策動を断じて許すことはできない。

われわれは日「韓」腐敗関係究明のため超党派の訪米調査団の派遣や、日「韓」問題調査特別委員会の設置を要求する。

成田社会党委員長、宮本共産党委員長、槇枝総評議長、青地日韓連帯連絡会議代表、市川朝鮮の統一問題に関する世界大会準備委員五氏の呼びかけによる「日韓の黒いゆ着徹底糾明、米日韓の軍事的経済的一体化反対、南北朝鮮の自主的平和統一支持緊急各界代表者会議」が、七七団体一三四人が参加して開かれ、つぎのような国民への「アピール」が採択され、①日「韓」ゆ着の徹底的究明、②対「韓」政策の根本的転換、③日「韓」大陸だな協定の批准をとりやめること、④民主主義的要求を支持し、金大中氏ら政治犯の即時釈放を要求すること、⑤米国に日本・全アジアから自国軍隊撤退をせまること、の五項目にわたる「申し入れ」を福田首相に出した。

【アピール】

アメリカで大規模な買収工作をおこない、また韓国における自由と民主主義を抑圧して暗黒政治をつくりだし、国際世論のきびしい糾弾をあびているKCIA（韓国中央情報部）によるわが国政財界への黒い工作資金の導入など、日韓の黒いゆ着の疑惑が明るみに出されたことは重大である。

しかるに親韓派を大量に入閣させた福田内閣は、怒りをもってその真相の徹底糾明を要求している国民の期待を裏切り、日韓の黒いゆ着究明に責任ある態度をとろうとしていない。

そのうえ、朴政権とつよいつながりをもつ福田首相をはじめ政府自民党は、金鍾泌ら大量の議員を日本に招き、日韓議員連盟総会を開催し、つづけて朴東鎮外相との日韓外相会議を開くなど、日韓の新たなゆ着関係をつくりあげようとしている。

さらに、福田内閣と自民党は在韓米軍の段階的撤退問題と関連して、米日韓の軍事一体化を促進しており、この日韓のゆ着は政治、経済、軍事の全面にわたっている。

こうした政府、自民党の策動は、自由と民主主義、隣国民衆との真の友好を求める日本国民にたいする重大な挑戦である。

われわれは、政党、政派、思想、信条のちがいをこえて、米日韓軍事一体化に反対し、日韓腐敗関係の徹底糾明と対韓政策の根本的転換をつよく要求するものである。

われわれは、また、米国政府にたいし在韓米軍など、日本と全アジアから自国軍隊を撤退させることを要求する。

今日、朝鮮民族の自主的平和統一のねがいは強烈に表明されている。韓国民衆を代表する金大中氏ら知名人士によってなされた民主救国宣言は、民族の自立、民主主義の回復の要求、民族の自主的平和統一を要求している。またさきごろ、朝鮮民主主義人民共和国の諸政党、諸団体は、南北協商会議の開催をふくむ四項目の提案をおこなった。

われわれは、朴政権の弾圧に反対し、自由と民主主義を求める韓国民衆のたたかい、朝鮮の自主的平和統一実現をめざす朝鮮人民のたたかいと連

帯し、われわれの共通の要求の実現をめざし、運動をいっそう発展させることをひろく国民に訴えるものである。

また、三月一四日には、去る二月二一、二二日の両日、ベルギーのブリュッセルで開かれた「朝鮮統一のための世界会議」に出席した日本代表団の報告集会が開かれた。集会は、世界会議の決議を支持し、とりわけ第二回会議の東京での開催が強く望まれていることに留意し、その実現をめざし、日本の諸勢力が共同して、努力を強めることを確認するとともに、日朝両国人民の連帯強化のための諸課題の実現のために全力をあげる決意である、との「アピール」を採択した。

5　天皇在位記念式典・「国歌」明記をめぐる闘争

天皇在位記念式典をめぐるたたかい

七六年一一月一〇日、政府は、日本武道館で「天皇在位五〇年記念式典」を政府の公式行事としておこなった。一〇月一二日の閣議決定以後、社会党、共産党は、戦前の暗黒政治を肯定する危険な動きであると式典の中止を申し入れていた。公明党も一〇月に「党としては賛成しがたい」との態度を表明した。労働組合のなかでも、総評をはじめ日教組などは反対の意思を表明していた。こうしたなかで、一一月八日、家永三郎、江口朴郎、高橋幸八郎、和歌森太郎、大久保利謙、太田秀通、遠山茂樹氏ら三四人がよびかけ人となり、歴史学者・研究者ら三七六〇氏（八日現在）が賛同の署名をした、「元号制度の存続に反対する声明」を発表した。

【元号制度の存続に反対する声明（一部省略）】

新聞報道によれば、政府は今年秋、「昭和」以後の元号制度について内閣告示の形で存続させていく方針を正式決定するとのことである。

元号制度は、本来、日本国憲法に明記されている主権在民の原則にそぐわないものであり、戦後、皇室典範から削除されて、すでに法的根拠を失っているのである。

また、元号の使用は、国際的交流が日増しに活発化している今日の情況に逆行し、きわめて不便で不合理なものとなっている。

さらに、私たちは、元号存続の企図が、戦後民主主義を形骸化し、天皇の政治的利用をはかる動きの一環をなしていることを見過すことができない。

右の理由から、私たちは、「昭和」以後に元号制度を、あらたな公式制度あるいはその他の方法で、実質的に存続させることに対して、強く反対の意思を表明するものである。

一〇日の政府主催の「天皇在位五〇年」式典に抗議して、九日には、総評、国民文化会議、歴史学研究会、歴科協などは「祝うことができる五十年なのか」をテーマに「天皇在位五〇年」問題講演会が開かれ、一〇日には、全国各地で職場集会、シンポジウム、討論会、宣伝活動がおこなわれた。

「国歌」をめぐるたたかい

文部省は、七七年六月八日、小中学校の新学習指導要領案を発表した。しかし、この指導要領案は、授業時間の削減など一定の手直しをおこないながら、「核」の脅威、憲法三原則についてのあいまいな記述、「労働組合の意義」の削除をすすめ、「君が代」を「国歌」と明

記し、その斉唱を強制し、天皇制や神話を前面におし出すなど多くの危険な内容をふくんでいた。

この要領案が発表されるや、日教組をはじめ、労働組合、教育関係研究会、諸団体は、文部省に要領案の修正を要求していたが、六月二〇日に、国民文化会議、日教組、科学者会議、宗教者平和協議会、歴史教育者協議会、教科書検定訴訟を支援する全国連絡会、歴科協の七団体が、『学習指導要領から「国歌」の文字を削除する緊急申し入れ（案）』を各団体に送付して賛同を求め、九八団体の賛同をえて、君が代問題連絡会がつくられ、六月二七日、「新学習指導要領案」から君が代を「国歌」と規定することに反対する集会が開かれ、二八日、つぎのような「申し入れ」を文部省におこなった。

【学習指導要領から「国歌」の文字を削除する緊急申し入れ（一部省略）】

去る六月八日、文部省が発表した小学校、中学校の学習指導要領の「告示」にあっては、少くとも「国歌」を「国歌」とした。

私たちは、以下の趣旨から、学習指導要領案の「告示」にあっては、少くとも「国歌」の文字を削除するよう強く申し入れる。

第一に、「君が代」は戦前の天皇制の時代のもので、その歌詞は、どう解釈しようとも天皇主権をたたえる内容である。これを「国歌」とすることは、日本国憲法の国民主権の原則と根本的に矛盾する。

第二に、文部省が「君が代」を「国歌」と規定できる法的根拠はどこにもない。「国歌」をどのように制定するかさえ、国会で論議されていない。しかも、教育課程審議会の最終答申にもなかったものを、突如として学習指導要領案に書き込んだことは、文部省の専断であり権限を逸脱したものである。

今度の学習指導要領案では、歴史教育で「神話」をことさら強調する一方、憲法の三原則について記述をあいまいにし、「核」の脅威や「労働組合の意義」を削除するなど、全体として反憲法的色彩を強くしている。

6　国際連帯活動

平和建設者世界大会

七七年一月の「平和勢力の世界フォーラム」につづいて、五月六日から六日間、ポーランドのワルシャワで、世界平和評議会主催の「平和建設者世界大会」が一二五カ国、五〇国際団体（ILO、UNESCOなど国連諸機関をふくめると六四団体）一五〇〇人の参加のもとに開かれ、日本から代表団九人が参加した。

大会は、現在の国際情勢における平和、国際的安全保障、社会進歩を確保するために必要な諸措置について、八つの課題別分科会、階層別会議、四つの大陸別会議、運動別討論会などを通して討論をかさね、「軍備競争と軍縮」（第一分科会）決議、「核兵器の先制不使用について」決議、「外国軍事基地の撤去について」決議、「朝鮮についての決議」「非同盟諸国に関する決議」「アウシュヴィッツ・アピール」などが採択され、「平和建設者世界大会のよびかけ」は、つぎのように訴えている。

【よびかけ（一部抜粋）】

政治デタントは今日、国際生活における一つの支配的な特徴であり、世界に、とりわけヨーロッパにおいて、積極的な影響を与えている。デタントを強化し、それを世界的なもの、くつがえすことのできないものにすることは今日きわめて重要である。（中略）

われわれは、世界の諸民族、政治・社会諸勢力、諸国間の平和と友好的協力を求めるすべての人びと、国際情勢を客観的に評価するものすべてによびかける。

デタントの過程を強化し、それをくつがえせないものにするために行動を統一しよう。（中略）われわれはすべての民族と人民によびかける。

政治的デタントを軍事面に拡大する努力を強めよう。軍備増強を停止させ、地域的および世界的レベルにおいて実効ある軍縮措置を追求する決議を表明しよう。戦略兵器体系を制限する努力を強めよう。核兵器その他大量破壊兵器をなくそう。外国軍事基地の撤去を強く主張し、軍隊と軍事予算の削減を要求しよう。軍事諸条約を同時に解消させよう。われわれの目的は、全般的完全軍縮と国際関係における武力行使の放棄を実現することである。（後略）

国際連帯活動　七七年五月二一日から二日間、京都で開かれた日本平和委員会第二七回定期大会は、過去一年間の平和運動の分野における国際連帯活動について、つぎのような三つの面で一定の前進を示したと総括している。

【国際連帯活動（「一年間の活動総括」より一部抜粋）】

第一は、核兵器完全禁止をめざす国際活動の面での大きな前進です。第二二回原水爆禁止世界大会の成功と大会の決議実践としての国連要請代表団の派遣、米大陸横断平和行進、ヨーク軍縮フォーラムの成果をひきつぐヘルシンキ世界集会、平和勢力の世界フォーラムなどへの参加を通じ、核兵器完全禁止の重要性を世界の平和運動に訴え、その一致点に基づく国際統一行動の前進に寄与しました（中略）。

第二は、世界の反帝・平和、新・旧植民地主義反対のたたかいをすすめる各国人民、非同盟諸国人民との連帯を強める国際活動の面での努力です。（中略）パリで開かれた世界平和評議会のレバノン緊急会議やヘルシンキ世界集会に参加し、レバノンの進歩勢力、パレスチナ人民と連帯し、救援の行動にたちあがり、全国的に行動を強める努力をしました。

第三は、国内における連帯活動の多面的発表です。ベトナム復興のために奮闘しているベトナム人民を支援する行動、ベトナムの子供に学用品を贈る運動、朝鮮の自主的、平和的統一をめざす朝鮮人民のたたかいとの連帯を強化し支援する行動、チリ軍事政権を糾弾し、民主的自由の回復をめざすチリ人民との支援・連帯行動もその一つです。

7　企業ぐるみ選挙告発運動

七六年一〇月に結成された「職場の自由と民主主義を守る中央連絡会議」は、一一月一二日、衆議院選挙を目前につぎのように「アピール」を発表して、職場における労働者の思想・信条・政党支持の自由、投票の自由を守る運動を全国的に展開するよう訴え、「企業ぐるみ選挙反対一一〇番運動」にとりくんだ。

【アピール（要旨）】

歴史的な総選挙戦の火ぶたが切って落とされようとしています。

この重大な選挙戦をまえに、ロッキード事件による自民党の危機を救わんとして、企業献金や「企業ぐるみ選挙」を大だい的に展開しようとする動きが強まっていることを見逃すことはできません。

また労働組合による特定政党・特定候補支持の締めつけが依然としてつづけられ、職場によっては、労資一体となった特定候補支持の締めつけが強められています。

職場における自由と民主主義の確立なくして国の自由と民主主義は保障されません。いまこそ、職場における労働者の思想・信条・政党支持の自由、投票の自由を守る運動を全国的に展開しようではありませんか。そのために私たちはつぎのことをみなさんに訴えます。

一、業務命令による、よらないを問わず、雇用・下請関係を利用したあらゆる選挙活動のおしつけの事実を全国の仲間に明らかにし、抗議の運動を広めよう。

一、企業の施設や物件を本来の企業目的でない選挙活動に使ったり、有給のまま労働者を選挙のために配置、活動させることをきびしく監視し事実の摘発によって広範な世論の批判を呼び起こそう。

一、労働組合による特定政党支持・政治活動の自由を確保していこう。

一、あらゆる職場と地域で投票の自由を守る運動をつよめ、「企業ぐるみ選挙反対一一〇番運動」を起こし、全国の運動と連帯しよう。

また、七七年五月には、参院選公示を前にした一六日、職場の自由と民主主義を守る中央連絡会議は、「企業ぐるみ選挙を告発する中央集会」を開き、「参院選挙は、自民党のまきかえしを許し、金権・戦犯・売国の三悪政治をつづけさせ、国民生活の危機をますます深めるのか、それとも自民党政治の時代を終わらせ、国政革新の展望をひらくのかの選択が主権者の一人ひとりに迫られている」として、「あらゆる職場と地域で選挙権行使の自由を守る運動を強め、企業ぐるみ選挙反対一一〇番運動を起こし全国の運動と連帯しよう」とのアピールを採択した。

集会後、代表は、経団連、日経連、石川島播磨、日産自動車、東京電力、造船工業会、防衛庁、国鉄に抗議行動をおこない、中央・東京両選管に断固とした処置をとるよう要請した。また、二〇日には、〝企業ぐるみ告発一一〇番運動〟とあわせて、都内の主要駅頭五〇カ所で、〝金権政治の根をたち政治を国民の手に〟と〝企業ぐるみ選挙〟告発の世論喚起を呼びかけたビラ配布活動をおこなった。

8　第四八回メーデー

第四八回メーデーは、一一年ぶりの日曜メーデーとなり全国的な好天に恵まれ、東京・代々木公園の中央統一メーデーの五〇万人をはじめ、全国一一三二会場に約七〇〇万人が参加して開かれ、統一メーデーは、二〇都県でおこなわれた。「大幅賃上げ」「国鉄運賃・物価値上げ反対」など生活擁護のスローガンとともに、参院選を前にして政治革新へのスローガンをかかげた今年のメーデーは、経済危機のもとでの国民生活擁護のたたかいが新たに前進しはじめ、迫りつつある参議院選挙で自民党政治にたいして、真に革新政治への歴史的転換をはかるという情勢のもとで開かれた。

中央メーデーでは、竪山中立労連議長による開会のあいさつ、天池同盟会長による議長団あいさつのあと、主催者団体を代表して、槙枝総評議長が、七七年春闘で実現した三〇〇〇億円減税などの成果にたって、統一したたかいの重要性を強調し、来たる参院選で「政治を国民の手にとりもどす」ことを呼びかけた。つづいて、成田社会党委員長、宮本共産党委員長、春日民社党委員長、多田公明党副委員長のあいさつがおこなわれ、メーデー宣言を採択、六コースに分かれてデモ行進をおこなった。

【第四八回メーデー宣言（一部省略）】

第四八回メーデーは、景気停滞、インフレ昂進、生活条件悪化、雇用不安というきびしい情勢のなかで開かれた。

いま、われわれが特に指摘しなければならないのは、昨年末総選挙の結果、衆議院においても与野党伯仲という政治状況が生れ、長い保守政治体制に別れを告げ得る条件が生まれてきているにも拘らず、自民党福田内閣は、依然として大資本本位の政策を押し進め働く者の生活に背を向けつづけている。景気・物価対策など経済政策全般にわたるこうした対応は、急激な輸出増などによる諸外国の発展と国内需要の低下を招きつつある。

今日なお続く財政主導のインフレと高負担を中心とした政策は、史上最高といわれる中小企業の倒産にみられるように、中小・零細企業、農漁業を一層危機に追い込み、物価の値上り、社会保障の改悪、公害の蔓延などとともに国民生活に大きな脅威を与えている。一方、われわれには、賃金の抑圧、首切り労働化、雇用不安が容赦なくのしかかり、生活と労働、雇用などの不安感はいま全職場をおおっている。

われわれは、最賃制、雇用問題で労働四団体が協力して取り組んできた経験を生かしつつ、今次国会では全野党の結束によって政府予算を修正させ、三千億の追加減税と福祉予算の手直しなどをかちとった。このことは、われわれが小異を捨てて、国民が緊急に求めている課題について歩調を統一して対応することができれば、現実に成果を獲得し得る時代になっていることをよく示している。

われわれは、こうした情勢に対応するため「働くものの団結で、生活と権利、平和を守ろう」を合言葉として、生活を向上させる賃上げ獲得、雇用・失業保障制度の確立、物価値上げ反対、不公平税制の是正、政治の革新をかちとろうという五つの課題を中心スローガンとして掲げ、更に首切り合理化反対、全国一律最低賃金制の確立、健康保険法の改悪反対、年金・医療制度の抜本改善、労働基本権の回復など九項目をサブ・スローガンとして決定し、全団体が一致して努力していく方向を確認した。

われわれは、慢性化した腐敗政治と財界のみに基盤をおく自民党政権では、今日の政治・経済のひずみは到底解決し得ないと考える。すでに与野党伯仲の条件下でも国会は、労働者・国民のたたかいと結びついて、一歩一歩国民のものに近づきつつある。いつある。

われわれはこのメーデーを起点として、広範な国民諸階層との連帯を一層拡げ、国民生活擁護のたたかいとともに、核兵器禁止、憲法改悪反対、小選挙区制阻止、金権腐敗政治糾弾、教育・文化の反動化阻止など、平和と民主主義を守る闘いを強化しなければならない。そして、当面する参議院選挙で革新勢力の前進をかちとり、国民生活・福祉優先、平和と民主主義政治への突破口を切りひらくという決意をたしかめ合うことが必要である。

国民の圧倒的多数を有する労働者の意志を無視した政権に永続性はない。有利に展開しつつある政治情勢を、われわれが主体的にどう生かすかが問題であり、われわれの運動の動向もそこにかかっている。

第四十八回メーデーは、その新たな出発の日である。働くものの連帯の環を一層拡大し、困難を克服しつつ団結をかため新たな勝利にむかって自信をもって前進しよう。

【メーデー・スローガン】

○働くものの団結で、生活と権利、平和を守ろう。

【中心スローガン】

○生活を向上させる賃上げ獲得、雇用・失業保障制度の確立、物価値上げ反対、不公平税制の是正、政治の革新をかちとろう。

【サブ・スローガン】

○首切り合理化反対、最低賃金制の確立
○定年延長、労働時間短縮週休二日制の促進
○年金・医療制度の抜本改善、社会保障、社会福祉の拡充
○独禁法の改正、公害、労災の絶滅、公共住宅の大量建設
○労働基本権の確立、スト規制法撤廃
○働く婦人の地位向上、権利確立
○地方財政の確立、地域住民の健康と福祉向上
○核兵器の完全禁止、憲法改悪反対、金権腐敗政治糾弾
○参議院選挙の勝利で国民生活優先の政治確立

XIII 政 党

概要□七六年総選挙と七七年参院選═概況／第三四回総選挙／第一一回参院通常選挙／名古屋市長選、都議選ほか／**各党の国会活動**と政権構想═第七八臨時国会／第七九臨時国会と第八〇通常国会／総選挙、参院選と政権構想の具体化／**日本社会党**═概況／大会／中央委員会の開催／主な政策と方針／議会外の活動／組織・機関紙・財政、党改革問題／派閥の動向、社市連の動向など／**民社党**═概況／大会、中央委員会の開催／主な政策と運動方針／議会外の活動／組織、機関紙、財政／**日本共産党**═概況／大会、中央委員会の開催／主な政策と方針／議会外の活動／組織、機関紙、財政

概　要

一、ロッキード疑獄事件は、「五五年政治体制」の崩壊過程のなかで発生した事件であった。野党による ロッキード疑獄事件の追及は自民党を窮地に追いやり、総選挙と参院選を通じて保革逆転の事態が出現するかのごとき印象を一般に与えた。しかし、自民党は三木内閣を福田内閣に変え、保守支配体制の持続に成功した。

一、七六年総選挙では新自由クラブが出現し、七七年参院選では社会市民連合、革新自由連合、日本女性党が出現、多党化状況がますます濃厚となった。二つの国政選挙の結果は、国民の保守党支配体制継続を肯定する意向が示されたものとなっている。しかし、自民党の低落傾向に歯止めがかかったわけではない。他方、社会党と共産党の停滞、とくに共産党の後退現象は明確なものとなった。同時に、中道政治勢力にたいする一定の支持が、やや上向傾向をともなって確定された点が注目された。

一、「五五年政治体制」の崩壊は、なんらかの形における革新連立政権の成立を示唆するものとなっている。この状況で、野党各党は、たんなる反対党的あり方を改め、シャドウ・キャビネットを形成する「健全野党」のあり方をめざすものとならざるをえなかった。そのような野党各党にとって、議会活動は、これまで以上に議

会外活動より重視されるものとなった。また、議会外で不可能視された「全野党共闘」が、院内共闘としては、ブリッジ共闘の形においてではあれ、各国会で成立している事態が注目される。第八〇国会における政府予算案組替えの成功は、わが国の政党政治の歴史において特筆されるべき事態であった。

一、選挙のたびに野党各党によって政権構想が示されるのが通例となった。七六年衆院選と七七年参院選を通じて、各党の政権構想は、当面する状況に対応する、選挙管理内閣構想をもふくむ「大胆かつ柔軟な」暫定政権構想の性格を示すものとなった。しかし、いわゆる「構成基盤問題」として、社・共双軸の組み合わせを選ぶか、社・公・民提携の組み合わせを選ぶかの選択肢が設定されたままになっており、この二つの選択肢のうえに「全野党共闘」のたてまえがかぶさっているため、結果としては「三つ巴」の状態を提示するにとどまっている。

一、江田元副委員長の離党は、社会党にとって大きな衝撃であった。江田離党によって江田問題は解決せず、党改革問題として、かえって深刻な論争を党内に呼び起こす結果となった。「党を割る」というような発言が飛び出すような雰囲気が、社会党にとってめずらしいものではなくなった。

一、民社党は、徹底した反共路線と、保守党の一部を評価する「革保政権構想」の路線で、順調な伸びを見せているように見受けられる。しかし、中道政権を革新新党の方向で求めるべきだとする党内、党周辺の意向もあり、「春日路線」は安定したものとはなっていない。

一、共産党は、六〇年代以降の歴史のなかで、もっとも苦しい時期を迎えたといえよう。党勢の伸びは止まり、同時に議会進出にもストップがかかった。革新自治体の拡大も明らかな壁に打ち当たっている。労働運動への影響力は、いぜんとして強いものではない。共産党として、どこを突破口として後退現象を克服するか、党勢拡大がその突破口になりうるか、七七年秋に予定される第一四回大会をめざして共産党は模索中である。

1　七六年総選挙と七七年参院選

1　概況

ロッキード事件

「五五年政治体制」の崩壊といわれる状況のなかで発生したのが、ロッキード疑獄事件であった。七六年七月二七日、ついに前首相であり前自民党総裁である田中角栄が逮捕されるにいたった。さらに、疑獄の内容は、トライスター機導入問題にとどまることなく、PXL（次期対潜哨戒機）選定問題にまでひろがり、改めて七二年八月の日米ハワイ会談（田中・ニクソン会談）の内容が問いなおされるところまで深刻化した。問われているのは、五五年以降二〇余年にわたる自民党単独支配体制

の内実であり、さらには、日米関係をもふくむ戦後三三年間の保守党支配体制のあり方の問題であった。

ロッキード疑獄事件は、問題としては、ＰＸＬ問題から鬼頭事件、さらには日韓関係の問題にまでひろがり、深みを増した。しかし、議会と司法の分野における問題の追及は、主としてトライスター機導入問題、それも「丸紅、全日空ルート」に限定されており、七七年に入ってからようやく、議会において「児玉ルート」の証人喚問が実現した状態である。

七六年一二月の総選挙において、田中前首相は地元の選挙区から立候補、一七万票近くの得票で首位当選した。ロッキード疑獄事件に関与したとして氏名を挙げられた「黒・灰色高官」六人の立候補者のうち、当選したのは五人であり、各選挙区で首位当選したのは田中をふくめて三人であった。七七年七月の参院選においては、「ロッキード問題は、もはや争点にはならない」とされ、選挙結果も、自民党の退潮傾向に歯止めがかけられたものとなっている。ロッキード疑獄事件の発生で、ピリオドが打たれるかに見えた戦後の保守党支配体制であったが、疑獄事件の拡大阻止にいちおうの成功を見せ、同時に二回の国政選挙を通じていちおうの国民の支持を得ることに成功、「五五年政治体制」はなおしばらく持続されることになった。

自民党支配体制の継続

自民党一党支配体制が継続されることになった要因として、まず挙げることができるのは、危機に直面した自民党における挙党体制の確立である。七六年六月、河野洋平ら六人の議員が自民党を離党し、「新自由クラブ」を結成したとき、自民党は同クラブによって「党の衰退と老朽化は歯止めのきかない所に来た」と診断され、「その時代的役割を果たし終えた」と宣言されていた。それにもかかわらず、自民党の挙党体制は、まず「三木おろし」で確立された。ロッキード疑獄事件にたいし、問題の徹底的追及が自民党の再生につながるとする三木首相の判断は、自民党内にあってはよってなされた田中角栄、大平正芳、福田赳夫らを結びつける政治工作が「三木おろし」の第一弾であったとすれば、田中前首相の逮捕直後、七六年八月初旬、鬼頭史郎京都地裁判事補が検事総長の名で三木首相に電話し、指揮権発動を求めたとされている鬼頭事件は、明らかに「三木おろし」の第二弾であった。さらに、これも田中前首相逮捕への反動として七六年八月一九日、挙党体制確立協議会（挙党協）が結成された。自民党国会議員の七割にあたる二七人の署名を集めて組織されたと、三木退陣がなされ、福田内閣の出現となるが、自民党は福田内閣段階において、総裁公選、派閥解消をうたう党改革や、参院選における候補者調整を実施し、挙党体制を確立、党存立の危機に効果的に対処した。

自民党支配体制継続の要因として、第二にあげることができるのは、七〇年代に入って顕著となった支持政党なし層（あるいは脱政党層）の動向である。投票人口の約三割と推定される支持政党なし層は、かつての政治的無関心層ではないだけに明確な政治意識をもちながら既成政党にたいする批判意識が強く、選挙のたびに保守・革新の既定体制にたいし批判票として動く投票行動が、支持政党なし層の特徴である。七六年総選挙と七七年参院選において、中道政治を

第137表　社共両党の総選挙における得票率・議席率の推移

社会党＋共産党	第29回 (1960.11)	第30回 (1963.11)	第31回 (1967.1)	第32回 (1969.12)	第33回 (1972.12)	第34回 (1976.12)
得票率	30.5	33.0	32.7	28.3	32.4	31.1
議席率	31.6	31.9	29.8	21.4	31.7	27.4

志向した公明党と民社党に支持政党なし層の票が動いた。さらに、新自由クラブもふくめ、社会市民連合、革新自由連合など、多様な形態で出現した中間政党的政治集団に、支持政党なし層の票が吸収された。その結果、七六年総選挙と七七年参院選において、保革逆転は実現せず、保革伯仲の状態が持続されることになった。

社会党・共産党の停滞

自民党一党支配体制継続の要因として、第三にあげることができるのは、社会党、共産党の停滞現象である。七六年総選挙において、社会党は伸び悩み、共産党は大敗した。七七年参院選において、社会党は退潮傾向を示し、共産党はふたたび大敗した。総選挙における社会党と共産党の合計された得票率と議席率を見ると（第137表参照）、社会党と共産党の停滞現象が明白である。他方において、自民党の得票率、議席率も明らかに低落傾向を示しているのであり、社会党と共産党の停滞現象がなければ、七〇年代後半における保革逆転は、とうぜん起こるべき事態であった。では、社会党と共産党の停滞現象はなぜ発生したのか。その点について、自省的な総括をおこなうことが、当面する両党の課題となっている。

七七年参院選のあと、社会党は路線問題の検討をふくむ党改革にとりくむことになった。社会党の党改革の方向性は、七七年秋に予定される大会までに明らかにされることになっている。共産党は、常任幹部会の声明で、七七年参院選における敗北を認めた。敗北の原因については、やはり七七年秋に予定される大会で総括されることになっている。社会党と共産党が、停滞の現状からはたして脱出できるか否か、が、日本の政治の動向に大きくかかわってきていることは確かなようである。

【参考資料】　ロッキード疑獄事件との関係で、とくに注目された資料としては、ロッキード社の前副会長であり前社長であったA・カール・コーチャンの「コーチャン回想」（『朝日新聞』七六年八月二一日～二三日）、七七年一月二七日、田中角栄らいわゆる丸紅ルート五被告の初公判における検察側冒頭陳述（一月二八日付各紙）、七七年四月一三日、衆院ロッキード問題調査特別委員会における中曽根康弘元自民党幹事長の証言（四月一三日付夕刊および一四日付各紙）などがある。支持政党なし層に関する調査の一例として毎日新聞社による七六年一一月時点の調査がある。全国平均で三〇%。東京都下では七二年の総選挙時点で二九%であったのが七六年の総選挙時点で三七%に上昇。多摩地区では四一%であるが田中前首相などと報告されている（『毎日新聞』七六年一一月二四日、三〇日）。支持政党なし層の票の各党への分配率が各党の得票率と相関しているとの指摘がなされている例もある（『毎日新聞』七六年一一月一五日）。連合政権についての一般的な文献としては、朝日新聞政治部・国正武重編『革新連合政権』学陽書房、朝日新聞論説委員・和田教美『連合政権時代』経済往来社、毎日新聞社編『政局・連合時代』毎日新聞社などがある。

2　第三四回総選挙

選挙結果

七六年一二月五日、議員の任期切れによる第三四回総選挙がおこなわれた。議員の任期満了にともなう総選挙は、戦後、初めてのことであった。また、七五年七月、公職選挙法改正案と政治資金規正法改正案が国会を通過しており、衆議院の定数は従来より二〇人増えて五一一人となっていた。立て札、看板、政党機関紙号外などについて規制が強まった条件における最初の国政選挙であった。

ロッキード疑獄事件にたいする国民の批判は、第三四回総選挙に具体的に示されることになった。投票率は、六九年の第三二回いらい、三回つづいた師走選挙のなかで最高の七三・四五%であった。疑獄事件の主役であった自民党にたいする批判は明確に現われ、自民党は結党いらい、初めて議席の過半数を割った。得票率も最低で、四〇%の線に近くなった。田中角栄などの当選もあったが、疑獄関連を問われている中曽根康弘や「三木おろし」を画策した椎名悦三郎は、それぞれ最下位当選であった。選挙結果の特徴は、第一に「ロッキード事件への厳しい審判」にあったのであり、「〃自民党単独政権〃という神話は、まさにくずれようとしている」のであった（『毎日新聞』一二月七日、社説）。あるいは、選挙結果に現われた国民の批判は、「腐敗体質の原因となった保守一党支配に、とどめをさすような衝撃的な審判を下した」といえるのであった（『読売新聞』

第138表　第34回総選挙の党派別当選者数，得票数，得票率

党派	今回当選者	前回当選者	現有議席	議席率		今回(76年12月7日)		前回(72年12月10日)	
				今回	前回	得票数	得票率	得票数	得票率
				%	%		%		%
自由民主党	249	271	265	48.7	55.2	23,653,624	41.8	24,563,199	46.8
日本社会党	123	118	112	24.1	24.0	11;713,005	20.7	11,478,742	21.9
公明党	55	29	30	10.8	5.9	6,117,300	10.9	4,436,755	8.5
民社党	29	19	19	5.7	3.9	3,554,075	6.3	3,660,953	7.0
日本共産党	17	38	39	3.3	7.7	5,878,192	10.4	5,496,827	10.5
新自由クラブ	17	—	5	3.3	—	2,363,984	4 1	—	—
諸派	0	2	0	0	0.4	45,113	0.1	143,019	0.3
無所属	21	14	4	4.1	2.9	3,227,462	5.7	2,645,582	5.0
計	511	491	474	100.0	100.0	56,612,755	100.0	52,425,078	100.0

〔備考〕 1)　各新聞社調べの数字による。
2)　無所属21の内訳は，保守系17，革新系４。保守系17のなかには新自由クラブ推薦２がふくまれている。革新系４の内訳は，革新共同２，公明党推薦１，その他１。
3)　現有議席の欠員は17。前回の定員増は５。今回の定員増は20。

一二月七日、社説)。

各党の当選者数、得票数、得票率は第138表のとおりであった。自民党は地滑り的敗北を喫したのであり、安定多数とされた二七一議席はいうまでもなく単純過半数の二五六議席も大きく割った。保守系無所属当選者のうち八人を追加公認し、かろうじて二五七議席とし、一党支配体制の継続を可能にした。社会党は定員増にともなう区割りによってもっとも恩恵を受けた党となった。結果として前回当選者数にたいして五議席増となっているが、定数増の恩恵が七議席増と見做されるので(『日本経済新聞』一二月七日)、実際には二議席減であったと見ることができる。社会党は得票率からいっても横ばいないしは低落であった。共産党の場合、完敗であり、野党第二党の地位を公明党にゆずったばかりか第三党にとどまることもできず、新興政党の新自由クラブと同じ野党第四党の位置づけを受けることになった。

公明党は議席数・率、得票数・率をともに大幅に伸ばして、大躍進といえる。民社党も議席数・率を伸ばして、めざましい伸長といえよう。そして、選挙結果に関する公明党の声明は、「現実的、かつ柔軟な中道革新路線が支持されたと確信する」としており、民社党の声明は、国民が「中道革新をはっきり選んだということ」が今回の選挙の特徴であったとしている。公明党と民社党の進出は、明らかな中道勢力の台頭であった。一七人の当選者中、一〇人が一位当選、残る二人も二位当選という異常なまでの進出を見せた新自由クラブの場合、無党派が〝第一党〟である大都市圏で爆発的な集票能力を発揮している。新自由クラブの当選者は、支持政党なし層からの得票が二〇%以上と推定されている(『毎日新聞』一二月七日)。

新自由クラブの進出も中道勢力の台頭と見做すことができよう。日本の政治全体が一種の地滑り現象を起こしているとして、その第一の特徴が自民党一党支配体制にたいする国民の批判であったとすれば、第二の特徴は、「新自由クラブの進出も含めて、いわゆる中道勢力が新政界に大きな発言力を占めたこと」にあった(『朝日新聞』七六年一二月七日、社説)。

選挙協力とその結果

野党間の選挙協力は、これまでも、社会党と公明党のあいだで七一年、七四年の参院選においてなされ、公明党と民社党のあいだでは七二年の総選挙においても試みられた例があった。ただし、社会党と公明党のあいだでは、共産党はふくまれず、「全野党共闘」を唱えるのは社会党であっても、実際には公明党を中心とし、公明党と社会党、公明党と民社党のあいだで協力関係が成立したのが実態であった。

一一月二八日、社会党と公明党は、初めて衆院選における選挙協力で合意に達し、両党代表が合意書に調印した。しかし、社会・公明両党間の協力内容は、党本部が確認した選挙区の数でいえば四であり、そのなかの一選挙区(岐阜一区)は社公民協力区であった。それにたいし公明・民社両党間の協力内容は一〇選挙区(社公民協力区を入れると一一選挙区)であり、得票率でみるかぎり、協力内容も実際に「かなりの成果」(『毎日新聞』一二月七日)をあげている。とくに、第139表でみるとおり、公明党の場合、協力の成果を有効に活用しており、野党間の選挙協力は、結果として、中道政治勢力の進出につながるものとなった。

第139表　第34回選総挙における選挙協力の結果

〈社会・公明協力〉

		対象候補名者	今回得票数	同　率	前回比
				%	%
岐阜一区	○公　明	伏屋修治（新）	99,481	15.9	＋4.5
和歌山二区	○社　会	大島　弘（新）	52,727	23.7	－1.8
宮崎二区	○社　会	児玉末男（現）	54,865	22.6	－1.8
愛媛三区	社　会	田中恒利（前）	42,797	17.9	＋0.6

〈公明・民社協力〉

福島一区	民　社	本田栄一（新）	45,005	11.9	+11.9
静島三区	○民　社	竹本孫一（現）	106,162	23.2	＋5.5
神奈川五区	○民　社	河村　勝（現）	96,649	22.3	＋9.9
長野四区	民　社	小沢貞孝（現）	58,618	20.6	－1.4
兵庫五区	○民　社	佐々木良作（現）	48,646	23.4	－7.1
青森一区	○公　明	古寺　宏（前）	65,509	13.5	＋2.4
静岡一区	○公　明	藪中義彦（新）	94,160	13.1	＋1.6
神奈川三区	公　明	小浜新次（現）	108,182	18.7	＋4.0
長野一区	公　明	柳沢春吉（新）	17,054	5.3	＋5.3
岐阜一区	○公　明	伏屋修治（新）	99,481	15.9	＋4.5
和歌山一区	○公　明	坂井弘一（現）	76,197	21.5	＋4.4

〔備考〕 1）選挙協力区については，『読売新聞』1976年12月7日付による。
2）前回（72年12月，総選挙）と今回の得票率との比較は，分区についての計算方法もふくめ同じく『読売新聞』76年12月7日付による。
3）○印は当選者，「新」は新人，「現」は現職，「前」は前議員の略。

各党の選挙費用は、自民党が三三億円を予定していたのにたいし社会党は五億～六億円の予算と伝えられた。自民党の場合、各候補者にたいして公認料として五〇〇万円、貸付金としてもふくめて候補者一人当たり二〇〇万円、それだけで七〇〇万円が支給され、それだけで七二〇〇万円となる。社会党の場合、貸付金の支給であった。個人積立金二七〇万円と「調整費」（ゼロから数百万円）を加えて、やっと七〇〇万～八〇〇万円である。社会党の場合、選挙資金の主要部分は個人調達にゆだねられ「個人選挙」とならざるをえないし、労組出身候補が増えざるをえない。総評は三〇〇円カンパによって総計三億七〇〇〇万円を社会党に納めた。そのほかいわゆる「組織内候補」といわれる労組出身候補約八〇人にたいしては単産単組から流動資金や活動員を投入した。社会党の当選者中、労組出身者の占める比率は六三%であった。

民社党の選挙資金は三億円と伝えられ、その内訳は、同盟からの献金一億円、個人献金五〇〇万円、企業団体か

らの献金六〇〇〇万円、五万円パーティの純益八〇〇〇万円、党費収入一億五〇〇〇万円など計五億円から通常の活動費を差し引いたものとされている。各候補者には公認料二〇〇〇万円プラス・アルファが支給された。同盟は、組織内候補一二人をはじめ各候補にたいし、各単産・地方同盟組織がそれぞれ独自の資金カンパをおこなうよう指示した。民社党の当選者中、労組出身者の占める比率は三四%である。

共産党の場合、機関紙・誌収入などによる政治資金収入は七五年で一一九億円余であり、自民党を抜いてトップの位置にある。選挙資金として、党員が一人当たり一〇〇〇円のカンパをしても総額で三億八〇〇〇万円になるとされていた。公明党の場合、七五年から開始した総選挙のための広報宣伝費が一四億二〇〇〇万円、そのほかに党本部として四億円を準備し候補者一人当たり五〇〇万円を支給した。公明党の収入源も機関紙・誌収入と党費である。共産党と公明党に共通するのは、各候補者の選挙資金が党財政でまかなわれている点である。ただし、共産党と公明党の場合、当選議員の出身母体が、「自由業」（共産四七%、公明七%）が主となっているか、「政治団体」と「地方政界」（公明七八%、共産二四%）が主となっているかで、対照的なあり方の違いを示している。

【参考資料】第三四回総選挙に関する各党の資金活動については『読売新聞』七六年一一月一一日、『毎日新聞』七六年一一月一七日を参照。総選挙をめぐる総評や同盟の動き、とくに労組出身議員の内訳については労働省『昭和五一年労働運動の回顧』が詳しい。ただし、ここでは、各党当選者の出身母体について、『毎日新聞』七六年一二月七日付の調べを参照した。

3　第一一回参院通常選挙

多党化選挙とその結果

七七年七月一〇日、第一一回参議院通常選挙がおこなわれた。七四年の参院選で保革伯仲となり、七六年の総選挙で自民党が単独過半数を割ったので、七七年の参院選では保革逆転となることがとうぜんのように予想されていた。しかし、自民党は、七六年総選挙のあと無所属議員を加えて過半数を保持し、さらには新自由クラブや民社党との連携で保革伯仲国会を乗り切った。そして、七七年参院選でも、当初の予想を裏切って、改選議席六五にはおよばなかったが、それでも六三議席を獲得し、自民党系無所属・諸派を加えて一二七議席とすることに成功、単純過半数の一二六を一議席上回る結果となった。選挙の結果は第140表および第141表のとおりである。参議院議長を中立とすれば、形式上の与党勢力と野党勢力の差は、一二七と一二三との差四となった。与野党伯仲の緊張関係は持続されることになったが、与野党逆転の事態は生じなかった。これは一例であるが、「自民党は改選議席数六五の維持は難しい。選挙後に入党すると思われる保守系無所属の当選者を加えても六五議席には届かず、非改選議席（六二）と合わせても、過半数（一二七）は割り込みそうだ」（『毎日新聞』六月二日付、総合調査結果発表）と、とするような予測ははずれたことになる。

社会市民連合、革新自由連合、女性党などの新しい政治集団が加

第140表　第11回参院通常選挙党派別当選者数

党派	改選前	(非改選)			(改選)			当選者数				計
	計	全国	地方	計A	全国	地方	計B	計C	(B−C)	全国	地方	(A+C)
自由民主党	126	16	45	61	22	43	65	63	(− 2)	18	45	124
日本社会党	61	11	18	29	7	25	32	27	(− 5)	10	17	56
公明党	24	9	5	14	8	2	10	14	(+ 4)	9	5	28
日本共産党	20	6	5	11	7	2	9	5	(− 4)	3	2	16
民社党	10	4	1	5	3	2	5	6	(+ 1)	4	2	11
新自由クラブ	1	—	1	1	—	—	—	3	—	1	2	4
社会市民連合	0	—	—	—	—	—	—	1	—	1	0	1
革新自由連合	0	—	—	—	—	—	—	1	—	1	0	1
日本女性党	0	—	—	—	—	—	—	0	—	0	0	0
諸派	0	—	—	—	—	—	—	1	—	0	1	1
無所属	7	3	1	4	2	1	3	5	(+ 2)	3	2	9
計	249	49	76	125	49	75	124	126	(+ 2)	50	76	251

〔備考〕 1)　無所属は二院クラブ（4人，非改選）ほか。諸派1は大分の自民推薦候補。
2)　参議院の定数は252であるが，非改選議員の欠員1，改選議員の欠員2，がふくまれていた。

第141表　第11回参院通常選挙における党派別得票数と得票率

全国区			党派	地方区		
得票数	得票率	前回得票率		得票数	得票率	前回得票率
	%	%			%	%
18,160,060	35.8	44.3	自由民主党	20,440,155	39.5	39.5
8,805,617	17.4	15.2	日本社会党	13,403,215	25.9	26.0
7,174,458	14.2	12.1	公明党	3,206,719	6.2	12.6
4,260,049	8.4	9.4	日本共産党	5,159,141	10.0	12.0
3,387,540	6.7	5.9	民社党	2,318,386	4.5	4.4
1,957,902	3.9	—	新自由クラブ	2,951,975	5.7	—
1,418,855	2.8	—	社会市民連合	610,505	1.2	—
1,381,699	2.7	—	革新自由連合	475,560	0.9	—
161,692	0.3	—	日本女性党	45,328	0.1	—
207,055	0.4	0.1	諸派	702,900	1 4	0.6
3,767,661	7.4	13.0	無所属	2,485,292	4.8	4.9

〔備考〕 第11回（1977年7月）の参院選における有権者数は78,321,715で投票率は68.48%。前回（1974年7月）の参院選における有権者数は75,356,068で投票率は73.20%。

わり、八政党による選挙戦が展開されたのが、七七年参院選の一つの特徴であった。五五年政治体制の崩壊過程を意味する多党化状況は進展した。しかし、多党化状況を通じて、どのような多党制の確立にすすもうとするのか、それとも新しい二大政党制が確立されようとしているのか、その点についての選挙民の意向は明確にされないまま、保守勢力、中道勢力、革新勢力へと、票は一定の均衡を保ったまま三分されていった。保守が低落傾向のまま足踏みし、中道勢力が手堅く微増の成果をあげ、革新が七六年の総選挙につづけて停滞（共産党の場合は大きく後退）したというのが七七年参院選の結果であった。五五年政治体制の変革が漸次的になされている状況といえよう。政治の潮流は、「緩慢ながらも、連合の時代に向かって大きく流れつつ」あるのであり、国民は、「安定しつつも、緩やかな政治の改革を強く求めている」のであった（『毎日新聞』七月一三日、社説）。あるいは、「与野党の伯仲状況とは〝安定〟を求める世論と〝変化〟を求める世論との競り合いを映し出したもの」といえるのであった（『朝日新聞』七月一二日、社説）。

社共両党の敗退

共産党は、議席数、得票数、得票率のすべてを減少させており敗北は明らかであった。社会党の選挙結果の評価は微妙である。全国区は議席数、票数・率ともに増加させているが、地方区はすべての面で後退している。地方区後退の理由は一人区八選挙区における完敗にある。しかし、一人区における敗退は自民党の復元力に押された結果であり（石川真澄「有権者の選択の意味を探る」『朝日ジャーナル』七月二二日）、社会党にとって深刻な問題を提起していない。むしろ、東京、愛知、大阪で当選者を出せず、得票率が一〇・五%、一四・二%、八・二%と異常に低いものとなっている点が深刻である。社会党は、都市部で、社会党分党派としての社会市民連合の影響を受けざるをえなかった。

選挙結果に関して、一般紙に発表された各党の声明は、以下のようであった。まず、社会党の声明はつぎのようにいう。「わが党が改選議席を守ることができず、特に前回獲得した八つの一人区で自民党の奪回を許したことは極めて遺憾である。しかも、今回の参院選の意義が、わが党の前進によって与野党逆転を実現することにあったことから考えて、明らかに敗北といわざるをえない。野党第一党としての責任を痛感する。」すなわち、社会党は、保革逆転を実現できなかった事態を敗北ととらえ、そこに野党第一党としての責任を感じたのであった。選挙後、成田委員長と石橋書記長の辞意表明がなされたが、そのさいの趣旨も、与野党逆転を実現できなかったことに責任を感ずる、とするものであった。

共産党の選挙結果についての声明は、共産党として「得票数、得票率が後退した事実は重視」しなければならないとしつつ、「社共両党が前進できなかった原因は、革新統一戦線の未結成にある」ことを指摘している。

民社党の声明は、「当初の目標は達成できなかったが、改選議席を上回り一応の前進をみた。これでわが党が参議院において単独で法案提出権を獲得したことは貴重な成果だ」と勝利を確認したうえで、「建設的野党の伸長」を「大きな潮流」と指摘している。

七六年総選挙の結果にひきつづき、七七年参院選においても、中道政治勢力が伸張したのは事実である。民社党に公明党と新自由クラブ、社会市民連合の議席を加えると、改選前の三五議席は四四議席へと九議席が上積みされている。しかし、民社・公明両党の得票

第142表　第11回参院通常選挙における無党派層の票の行方　(%)

党派	全国区	地方区	全国区計	地方区計
自由民主党	28	38	28	38
日本社会党	19	20	25	29
日本共産党	6	9		
公明党	6	4	26	20
民社党	6	5		
新自由クラブ	7	9		
社会市民連合	7	2		
革新自由連合	5	2	21	13
日本女性党	0	0		
諸派	0	2		
無所属	16	9		
計	100	100	100	100

〔備考〕『毎日新聞』1977年7月15日付による。

率の伸びはそれほどでなく、支持政党なし層の分配率も、第142表にみられるように、中道政治勢力にたいし高められているわけではない。公明党の選挙結果についての声明が、「今回の選挙で社、共の退潮が目立ち、自民の維持を許したことは残念だが、これは国民が社会党に路線のあいまいさを捨て、社公民路線への決断を求めているのではないかと思われる」としていたのはきわめて政治的な発言であったとみることができる（以上、『読売新聞』七月一二日付による）。

参院改革の動向

第二院としての参議院のあり方、とくに参議院議員選出方法、なかでも全国区方式については、これまでも選挙のたびに論議されてきた問題点であったが、七七年参院選に当たっても参院全国区制のあり方が各党によって論じられた。選挙期間中に全選挙区を回ることは、一日二県を歩いても不可能だという不合理性、当選ラインが五〇万票から七〇万票になるため、大組織としての圧力団体や労働組合を背景にしないと当選が困難であるという問題点、さらにポスターの費用、遊説費などが最低で数億円かかるという選挙費用の巨額化という実態などから全国区制のあり方を改める必要性は、各党の共通の認識になっている。自民党、社会党、共産党などが拘束名簿式比例代表制の採用に前向きの発言をおこなった。

福田首相は、七七年三月二八日、記者会見の席上、「五五年（一九八〇年）の参院選挙には、全国区に拘束式比例代表制を取り入れることになろう」との考えを明らかにした（『朝日新聞』三月二八日夕刊）。共産党は、七七年七月一日、「参議院改革にたいする日本共産党の態度と提案」を発表、このなかで「拘束名簿式の全国一区比例代表制の検討に反対するものではない」との態度表明をおこなった（『赤旗』七月二日）。

企業ぐるみ選挙

七四年の参院選では企業ぐるみ選挙が特徴的であった。選挙の終盤戦で、中央選挙管理委員会の堀米正通委員長が企業選挙の実態について異例の警告と批判をおこない、投票日当日、『朝日新聞』第一面の中央で江幡清同紙論説主幹がこれも異例の特別論説を発表し、企業選挙は「自由社会を守れの合言葉とは逆に、自由社会を破壊する作用を持つ」との明確な自民党批判を展開したのが印象的であった。七七年の参院選においては「三年前の企業ぐるみ・金権選挙に狂奔した自民党の様変わりぶり」が指摘された。「企業ぐるみ選挙とロッキード事件での政財界ゆ着にたいする世論の厳しい批判から、自民党は、企業系列を利

用した全国区選挙ができなくなったし、大企業側にも、これを忌避する傾向が強まっている」（『読売新聞』七七年五月一五日）。だが、実際には、七七年参院選においても企業ぐるみ選挙は活発であった。

七七年四月二九日、東京12チャンネルは、石川島播磨重工の提供で一時間番組「日本人の海を考える――岐路に立つ造船と海運」の放送を予定したが、東京12チャンネル労組は局側にたいし「この番組の出演者には次期参院選全国区に民社から立候補を予定している造船重機労連委員長（同盟系）の柳沢錬造氏が含まれており、事前運動の疑いが強い」として放映中止を申し入れた。また全日本造船機械労組も「明らかに企業ぐるみ選挙に放送が利用されることになる」として局側に中止を申し入れた（『朝日新聞』四月二六日）。この番組の放送を予定していた地方局一二局がまず放送中止の態度を明らかにし、東京12チャンネル局も、放送前日になって放送を延期すると発表した。また、とくに七七年参院選においては、高級官僚出身三二人、知事・市長など地方首長出身七人、官公労出身二〇人以上と、「〝官庁ぐるみ〟選挙が懸念」されたので、五月一〇日、自治省は各都道府県知事あてに「地方公務員の選挙運動の禁止」の徹底について次官通達を出している（『読売新聞』五月一一日）。この「官庁ぐるみ選挙」は、懸念に終わらなかった。選挙終了後、公共企業体である国鉄の管理体制を利用した選挙違反の例が明らかにされている。

選挙協力とその結果

参議院選挙における野党協力は、野党再編（社公民新党）問題が提起された七一年参院選から多様な形態で試みられてきた。候補者の当選を協力の成功と評価すれば、七一年の三選挙区における野党協力はすべて成功した。七四年の六選挙区における野党協力は一選挙区（沖縄）のみで成功した。七七年参院選の場合、第143表にみるように、三重、福岡の二選挙区のみで成功している。しかし、選挙協力を協力のパターンで分類して集票効果を分析してみると、第143表に明らかなように、協力の効果があったのは、共産党と公明党が協力した場合だけである。

各党の選挙資金

七六年総選挙の費用は、自民党の場合、約三〇億円であった。参院選の費用は、とくに全国区で「五当三落」（五億円使えば当選、三億円では落選）、地方区で一億円から二億円とされていた。自民党が全国区二二人、地方区五五人の候補者の資金を総額まかなうとすれば、一五〇億円ないし二〇〇億円が必要とされたことになる。しかし、七七年参院選においては、自民党はせいぜい三、四〇億円しか集められないと予想されていた（以上の数字については、『読売新聞』七七年四月六日、『毎日新聞』七七年四月六日を参照）。

社会党は一二人、民社党は四人の全国区候補を立てたが、そのうち、総評の組織内候補は八人、民社党の組織内候補は全員の四人であった。そして、全国単産組織を母体に集票能力を発揮したとして、その費用は、一人当たり、最低五億円とされていた。総評は一人三〇〇円のカンパ、同盟は一口二〇〇円のカンパを実施したが、総評の場合二〇〇万人から六億円、同盟の場合一五〇万人から三億円を集めたと推定されるが、不足分は、七六年総選挙のさいにもみられたような組織内候補にたいする各単産の特別カンパ、または一般会計からの活動費として調達された模様である（『読売新聞』五月

第143表　第11回参院通常選挙における選挙協力の結果

選挙区	協力対象	得票数A	同率(%)	前回社会党得票数 B	前回共産党得票数 C	前回社共両党得票数D	同率(%)	上積み票E	同率(%)	協力度	評価と特徴
〈社会党，共産党協力〉											
宮城	社会党候補	447,368	46.6	268,113	128,843	396,956	43.2	179,255	67	1.39	共闘は一応の成果を収めた。
〈社会党，公明党協力〉					前回公明党得票数 C	前回社公両党得票数D					
秋田	社会党候補	285,978	43.0	235,342	(58,568)	293,910	52.5	50,636	22	0.86	公明側が積極的に支援した。
三重	◦社会党候補	284,483	34.7	207,703	99,019	306,722	40.5	76,780	37	0.78	同上
〈公明党，民社党協力〉				前回公明党得票数 B	前回民社党得票数 C	前回公民両党得票数D					
北海道	公明党候補	324,520	12.1	375,278	(96,921)	472,199	17.9	−50,758	−14	—	期待されたほどの効果はなかった。
福岡	◦公明党候補	466,055	22.4	425,997	(82,757)	508,754	24.3	40,058	9	0.48	共闘は意外と低調だった。
				前回民社党得票数	前回公明党得票数 B						
栃木	民社党候補	129,752	15.8	55,255	66,895	122,150	14.4	74,497	135	1.11	民主公従型の共闘は好調。
広島	民社党候補	311,395	24.8	88,199	134,540	222,739	17.3	223,196	253	1.66	同上。
〈公明党，民社党，社会市民連合協力〉				前回公明党得票数 B	前回民社党得票数						
静岡	公明系無所属候補	191,691	11.4	161,468	115,699	277,167	16.2	30,223	19	0.26	前回公民票より約8.5万減。
				前回民社党得票数	前回公明党得票数						
神奈川	民社系無所属候補	518,272	19.7	336,241	508,762	845,003	29.7	182,031	54	0.36	前回公民票より約33万減。
								前回公民票との差(A−D)			
埼玉	社市連候補	187,138	9.3	274,167	(118,358)	392,525	19.2	−205,387		—	前回公民票の5割しか出なかった。
〈社会党，公明党，共産党，沖縄社大党協力〉						前回得票数		前回との差			
沖縄	革新統一候補	230,163	48.0	—	—	261,396	58.9	−31,233	−10.9	—	同じパターンのブリッジ共闘。惜敗。

〔備考〕 1) 上積み票はA−B，同率はE/B，協力度はE/C。前回は1974年参院選。(　) 内は全国区得票数。◦ 印は当選。
2) 評価と特徴は，『読売新聞』1977年7月13日による。

一九日)。

公明党と共産党の場合、党営選挙であるが、公明党の議員候補者は議員歳費二カ月分相当の資金と供託金を負担することになっているので「準党営」である。公明党も共産党も、七七年参院選において、全国区候補一人当たり約一〇〇〇万円から四〇〇〇万円を党財政から支出したと推定された(『読売新聞』五月二三日)。両党とも、その組織力で選挙資金をカバーしている点が共通点になっている。

自民党京都地方区選出の小川半次代議士は、七七年参院選において自民党本部から全国区転出を要請された。しかし、小川代議士は一月二一日、公認証書と公認料一〇〇〇万円を渡されるその日に公認を返上した。理由は「現状では全国区には三億円か四億円の選挙資金が必要だがそのメドがつかない」ことにあった(『朝日新聞』一月二五日)。社会党大阪地方区選出佐々木静子代議士は、三月二六日、立候補辞退を表明した。理由は、「党大阪本部から納めるようにいわれた約一億円の選挙資金が調達できない」ことにあった(『朝日新聞』三月二七日)。佐々木代議士の立候補辞退は、江田新党問題ともからみ、「社会党の金権体質」を内部告発する形となり、社会党大阪府本部とのあいだの告訴問題にまで発展した(『毎日新聞』四月二八日)。

4　名古屋市長選、都議選ほか

知事選・市長選の結果

六〇年代後半から七〇年代初頭にかけての革新自治体の簇出は、注目される政治現象であった。その革新自治体も、七〇年代半ば頃から頭打ちの状態に突入した傾向をみせはじめている。第144表で概観できるように、革新自治体の進出は、いまや保守政治の厚い壁に直面しているといえる。

福島県知事選は、前知事が汚職で逮捕されたあとの選挙であったにもかかわらず、革新系無所属候補が勝利することができなかった。岐阜県知事選も、ミニ・ロッキード事件とまでいわれた県政汚職事件のなかでの選挙であったが、革新県政の実現は阻止された。なお、起訴された前岐阜県知事は保革連合によって支えられていた。岐阜県知事選におけるブリッジ型の全野党共闘が敗北したことは、社会党内における全野党路線批判の動きに連動すると受け取られた。しかし、名古屋市長選においては、社共統一候補が再選され、社会党内における社公民路線派が逆に打撃を受けた結果になっている。

都議選の結果

七七年参院選は、東京都議会議員選挙とあわせておこなわれた。全人口の一割を集中させる巨大都市としての東京における投票動向は、日本全体の投票動向を先取りする性格をもつものとして注目されている。その意味で、七七年都

第144表　知事選，10大市長選の結果

県市名	知事・市長別	保守系	革新系	革新系支持団体
埼玉 (76. 7. 4)	知事選		◦畑和 (無投票当選)	全野党共闘。
群馬 (76. 7.25)	知事選	◦清水一郎 484,459	山田譲 373,443	全野党共闘。
山口 (76. 8.22)	知事選	◦平井龍 358,445	松村章 253,523	社・共推薦，公明支持。
福岡 (76. 8.29)	市長選	◦進藤一馬 249,899	岩崎隆次郎 155,510	社・共推薦，公明支持。民社は保守系推薦。
福島 (76 .9.19)	知事選	◦松平勇雄 579,025	八百板正 495,278	社・共推薦，公明支持。
岡山 (76.10.24)	知事選		◦長野士郎 460,737	保革5党が現職を推す。無風選挙。
三重 (76.11.28)	知事選		◦田川亮三 506,894	自民，社会，民社推薦，公明支持。共産対立。
岐阜 (77. 2. 6)	知事選	◦上松陽助 495,069	中村波男 417,920	社・共推薦，公明支持，民社協力。
宮城 (77. 2.18)	知事選	◦山本壮一郎 627,145	西田周作 152,638	共産推薦。保守系は自民，民社推薦。
鹿児島 (77. 2.18)	知事選	◦鎌田要人 471,332	東政則 125,423	「新しい鹿児島をつくる会」推薦。
名古屋 (77. 4.24)	市長選	日比野暁美 389,612	◦本山政雄 460,847	社・共推薦。保守系は自民，公明，民社，新自ク推薦。

〔備考〕 ◦ 印，当選者。数字は得票数。「野党」は革新系を意味する。

第145表　1977年東京都議選党派別結果

党派	改選前議席	候補者数	当選者数	前回当選者数	今回 (1977.7) 得票数	今回 (1977.7) 同率	前回 (1973.7) 得票数	前回 (1973.7) 同率
						%		%
日本社会党	20	33	18	20	771,419	(15.2)	984,476	(20.5)
日本共産党	21	36	11	24	722,497	(14.2)	968,210	(20.2)
公明党	26	27	25	26	748,327	(14.7)	845,992	(17.7)
自由民主党	48	61	56	51	1,832,205	(36.1)	1,635,524	(34.1)
民社党	2	10	3	2	174,300	(3.4)	173,614	(3.6)
新自由クラブ	2	23	10	—	515,763	(10.2)	—	—
社会市民連合	0	9	0	—	67,976	(1.3)	—	—
革新自由連合	0	4	0	—	32,251	(0.6)	—	—
無所属	2	23	3	2	213,268	(4.2)	184,034	(3.8)
計	121	226	126	125	5,078,007	100.0	4,791,850	100.0

〔備考〕 改選前議席は欠員4，改選後議席は定員増1。

議選の結果はとくに検討に値するものとなっているといえよう。選挙結果は、第145表のとおりであるが、美濃部革新都政一〇年の時点で、革新都政の与党連合としての社会党、共産党、公明党の議席数合計が五四（改選前六七）議席と過半数の六四を割った点が注目される。野党としての自民党は、いぜんとして第一党であるばかりでなく議席数を八、得票率を二%伸ばした。新自由クラブの誕生によって実質上分裂した自民党都連組織であったにもかかわらず、新自由クラブの大量進出とともに、自民党が劣勢を盛り返した事実は、もう一つの注目される点となっている。要するに、革新都政与党連合の側は、各党ともに後退し、とくに共産党の大量の議席喪失が目立った。逆に、野党連合の側は、明らかな大量進出を遂げている。

なお、東京都議選においても、衆院選、参院選と同じく、各種の形態の選挙協力が試みられるようになった。社会党と共産党間で一〇、社会党と公明党と社会市民連合間で八の選挙共闘態勢が実現した。他方、自民党と民社党も、一部選挙区で新自由クラブと共闘、社共連合候補に対決した（『読売新聞』六月二八日参照）。

2 各党の国会活動と政権構想

1 第七八臨時国会

国会召集と三木新体制　ロッキード問題などで計四七日間、国会審議がストップし、空白国会の新記録をつくった第七七臨時国会が終了したのは、七六年五月二四日であった。七六年度予算は、第七七臨時国会で成立していたが、関連する赤字国債発行のための財政特例法案と国鉄運賃および電報電話料金の値上げ二法案は継続審議の扱いであった。政府・自民党は、早急に臨時国会を開く必要性に迫られていたが、党内における三木退陣工作が進展、七六年八月には挙党態勢確立協議会が結成される事態にまですすんだので、臨時国会開催の前に党内問題にいちおうの決着をつけることが求められ、臨時国会の開催は、国債発行と衆議院議員の任期の二点からするタイム・リミットのぎりぎりまで伸ばされることになった。

反三木連合としての挙党協は、自民党衆参両院議員総数の三分の二を超える二七七人の署名を集め、七六年八月二四日、両院議員総

会を開いた。この総会では、「臨時国会召集に先立ち速やかに党を刷新し、挙党体制を確立」せよ、とする三木退陣要求が「党議」として採択されていた。ここで党人としての三木武夫の「三枚腰」(『朝日新聞』七六年九月一三日)のねばり強さが発揮されることになる。反三木陣営の退陣要求にたいし三木陣営が対置したのは臨時国会の召集と冒頭解散の構えである。冒頭解散の構えには、自民党を二分する決意と野党提携の方向が暗示されていた。挙党協は「くるとこまできた」と緊張感を強め、大平蔵相は「もはやこれまで」とつぶやいたと伝えられている(『朝日新聞』七六年九月二七日)。しかし、九月一一日、反三木派による両院議員総会が開かれている最中に、三木派と反三木派とのトップ会談が開かれ、臨時国会における重要法案の成立、一〇月中の臨時党大会の開催などの条件で、総裁解任決議案と冒頭解散案は消えることになり、自民党の分裂は回避された。九月一五日、三木新体制として、党三役の新任と内閣改造人事をおこない臨時国会に臨むことになったのである。

野党の国会対策

第七八臨時国会は、七六年九月一六日、召集され、同年一一月四日、閉会した。政府・自民党の側からするこの臨時国会における重要法案とは財政特例法案であり、「国鉄」と「電報電話」の値上げ二法案であった。野党側の重要課題は、第七七国会にひきつづきロッキード疑獄事件を追及することであり、そのことを通じて自民党一党支配体制の転換をはかることにあった。社会党は、七六年八月二〇日、自民党の政権たらい回しを阻止するため、選挙管理内閣としての暫定政権構想を発表、三木内閣にたいし野党第一党としての社会党に政権をわたすことを要求した。成田委員長によるいわゆる「大分発言」であり「二段階政権構想」の発表である。この社会党の暫定政権構想を中心に、八月三一日、社会党、共産党、公明党、民社党の四党による野党書記(局)長会談が開かれた。会談の形式は「ブリッジ共闘」形式で、社・共、社・公、社・民会談としておこなわれた。野党書記(局)長会談の合意事項は以下のとおりであるが、各党ともに、ロッキード疑獄事件の徹底的追及を当面の最大課題とし、臨時国会にもその方針で臨むことを明らかにしている。

【書記(局)長会談合意事項】

〈社会・共産〉

(一)当面のわれわれの目標は、あくまでもロッキードの真相究明を第一とする。したがってロッキード隠しの党略的な意図をあらわにした臨時国会の召集には賛成できない。(二)臨時国会が国民の期待を裏切らないかたちでひらかれるためには、少くとも①国会議員を含む証人喚問②「灰色高官名」の公表—などの保障が明確にされなければならない。(三)自民党政府に五党首会談の合意、議長裁定の実行をせまり、これに反する言動については、断乎たる態度でのぞむ。(四)政府・自民党によるロッキード隠しのあらゆる策動に反対し、真相の全面究明のために国会内外で共同の行動を強化する。具体的な方策については、こんごともそれぞれの担当者の間で緊密に連絡協議を行なう。(五)四月八日の両党委員長会談の合意にもとづき、政権問題・統一戦線問題の協議を開始する。(六)選挙共闘の問題についても協議を開始する。

〈社会・公明〉

(一)自民党三木内閣の対立抗争は、国民不在の権力争奪の醜状をさらけだしたものであり、ロッキード隠しの一点においては、三木、反三木ともまったく変わりないことを明らかにしている。(二)われわれは、政局をここまで混迷させ国民生活にかかわる問題の解決を放置している政治責任を追及するとともに、ロッキード汚職の真相解明をさらに徹底的に行なう。ロッキード隠しの党略的意図をあらわにした臨時国会の召集には賛成できない。(三)三木内閣、自民党にロッキード汚職解明、金権腐敗政治一掃の意志も能

力もないことは明白である。しかしながら、われわれは、あくまで五党首会談の合意と議長裁定の実行、国会議員を含めた証人喚問、灰色高官の公表など、今日までの公約をすみやかに実行することを迫る。㈣臨時国会において、三木内閣がこの国民的要求にたいし誠意を示さず、具体的行動にでない場合は、推移をみて内閣不信任案提出の検討を含めて断固たる措置をとる。㈤政府・自民党によるロッキード隠しのあらゆる策動に反対し、真相究明のために、国会内外で共同の行動を強化する。具体的方策については、こんごともそれぞれ担当者の間で緊密に連絡協議する。㈥政権タライ回しを許さないためにも、四月八日の両党委員長会談の合意に基づいて、政権問題について協議を開始する。㈦選挙協力の問題についても引き続き協議する。

〈社会・民社〉

（第一点、第二点、第三点、第四点は社会・公明合意事項と同じ。ただし第二点の末尾の一節「ロッキード隠しの党略的意図をあらわにした臨時国会の召集には賛成できない」を削除。）

㈤以上の合意に基づく具体的方針については、担当者間において緊密に連絡協議をする。㈥政権問題については、自民党の政権タライ回しを許さず、事態の推移を見守りつつ随時協議する。

（『社会新報』七六年九月五日）

野党書記(局)長会談の合意事項にもとづき、臨時国会対策の具体化として、九月一三日、社会党の呼びかけによる社・公・民、社・共の国会対策委員長会談がブリッジ協議の形でおこなわれた。社・公・民国対委員長会談では、「ロッキード汚職の真相究明の保障を三木内閣に要求していく」「この国会で国会解散、総選挙においこむ」の二点について合意がなされた。社・共国対委員長会談では、臨時国会を「①ロッキード汚職の全容究明、②国民生活防衛」の国会とすることで合意が得られたが、国民生活防衛のための緊急課題への対処については「引き続き協議する」こととなった（『社会新報』九月一九日）。以上は社会党発表によるものであり、社・共国対委員長会談についての共産党発表によれば、合意事項は四項目（口頭）であり、その第四点は「国民生活防衛のための緊急措置と種々の懸案は、国対委員長会談やその他で随時協議する」であったとされている。なお、共産党は、この会談に当たって、五項目の「共産党の提案」を文書にまとめて社会党に提示し、詳細な国会対策を提唱していた（『赤旗』九月一四日）。

第七八臨時国会の会期については、五〇日とすることが、九月一六日の本会議で、自民党、新自由クラブ、共産党の賛成によって議決された。会期末の一一月一日、共産党は「三週間程度」の会期延長を衆院議院運営委員会に提唱したが、各党の賛同を得られなかった。第七八臨時国会開会時における衆参両院の勢力分野は第146表のとおりであり、参院においては保革伯仲の状態となっている。

第146表　衆参両院の勢力分野
（1976. 9.15. 現在）

衆議院	党派	参議院
265	自由民主党	126
112	日本社会党	62
39	日本共産党	20
30	公明党	24
19	民社党	10
5	新自由クラブ	1
—	二院クラブ	4
5	無所属	3
16	（欠員）	2
491	計	252

〔備考〕 共産党には革新共同もふくむ。9月26日，参院奈良における補欠選挙の結果，自民党は参院において127となり，過半数を回復。

ロッキード疑獄の幕引き

七六年九月二二日、自民党の野党への呼びかけによって、五党国会対策委員長会談が開かれた。この会談において第七八臨時国会におけるロッ

キード疑獄事件追及の基本姿勢が確認された。与野党の合意事項は、要約すれば①前国会の決議と「両院議長裁定」の越旨の尊重、②再発防止のための法的措置への努力、③政府にたいする中間報告の要求、の三点であった（『朝日新聞』九月二三日による。合意文書全文と口頭確認事項および口頭了解事項の全容については『赤旗』九月二三日付参照）。

一〇月一五日、衆院と参院のロッキード問題調査特別委員会において、稲葉法相は政府を代表し、ロッキード疑獄事件捜査についての中間報告をおこなった。野党四党は、この中間報告を不満とし、一〇月一六日、四野党国対委員長会談を開き、五項目の合意事項を確認した。

【四野党国対委員長会談における合意事項】

昨日のロッキード事件にかんする中間報告は、国民の期待を裏切り、さらに事件の全貌を中途半端にして、その政治的、道義的責任をあいまいにするものである。野党四党は、国会決議、五党首会談の合意、フォード大統領あての三木親書などの趣旨にかんがみ、あくまでもロッキード汚職の徹底的解明のため、つぎの措置を政府ならびに自民党にたいし要求する。

㈠すべての資料を国会にたいして公表するために、アメリカとの間に再交渉をすべきである。㈡とりあえず疑惑のある灰色高官は政府ならびに総理の責任において公表すべきである。㈢未解明のＰＸＬの疑惑と全日空関係のすべての疑惑は全面的に明らかにすべきである。国会議員を含む証人喚問を引き続き要求する。㈣小佐野氏の偽証については、予算委員会を再開し、ただちに告発の手続きをとるべきである。㈤今回のロッキード事件がわが国の腐敗政治構造に根ざした象徴的事件であることにかんがみ、その再発防止の対応策を検討するとともに、自民党政府の政治的道義的責任をあくまで追及する。

政府の中間報告を「国民の期待を完全に裏切った、まさにロッキード事件隠しの象徴的報告」（上田社会党ロッキード事件調査特別委員長談話）とする野党四党は、一月一八日、五党国対委員長会談を開催、政府・自民党にたいし、野党四党による五項目の合意事項の実現をせまった。

臨時国会最終日の一一月四日、衆院ロッキード問題調査特別委員会は、ロッキード事件に関し金銭を受け取ったが、検察当局が公訴を提起しなかった者のうち、政治的・道義的責任があるいわゆる灰色高官五人の氏名を公表した。その五人とは、田中角栄前首相、二階堂進元官房長官、佐々木秀世元運輸相、加藤六月元運輸政務次官、福永一臣自民党航空対策特別委員長であった。野党各党は、「丸紅ルート」の五人のみならず、中間報告で明らかにされた「全日空ルート」の国会議員一三人（起訴された者などの重複をのぞくと実数八人）の氏名についても灰色高官としての公表を求めたが、政府・自民党は応じなかった。社会党は、国会最終日の一一月四日夜、三木内閣不信任決議案を衆院に提出した（不信任案提出理由は『社会新報』一一月一〇日）。しかし、議院運営委員会で不信任案の扱いが決まらないまま第七八臨時国会は会期切れ散会となった。国会閉会にあたっての各党の声明は第七八臨時国会におけるロッキード疑獄事件追及についてつぎのように総括した（いずれも部分引用）。

【各野党のロッキード疑獄事件追及の総括】

〈社会党〉

三木総理は、政府高官名を含むいっさいの未公開資料の提供を求めた「国会決議」をうけて、ロッキード事件の解明に政治生命をかけると公約した。しかるに、最も重要な次期対潜しょう戒機をめぐる疑惑、児玉・小佐野ルートの解明を意識的に怠り、自ら公約した灰色高官名の公表さえ拒否してきた。これは、国会決議をふみにじるロッキード隠しであり断じて

（『社会新報』一一〇月二四日）

許すことができない。……わが党は、議会制民主主義のルールにしたがい、国会に三木内閣不信任案を提出した。しかるに、自民党三木内閣は、本会議上程を任意に引き延ばし、採択すら行なわず、任期満了にともなう総選挙にもちこんだ。かかる行為は新憲法制定いらいはじめてのものである（『社会新報』一一月一〇日）。

〈共産党〉

今国会最大の課題であるロッキード疑獄真相解明とその政治的道義的責任追及にたいして示された三木首相の態度は、自己の政治的延命のために反三木勢力と妥協し、ロッキード隠し、幕引きの新しい役割を自ら買ってでたものであり、国会決議と五党首合意で確認された両院議長裁定にたいする許しがたいじゅうりんである（『赤旗』一一月五日）。

〈民社党〉

ロッキード事件の解明なくして民主政治はあり得ないと言明した三木内閣は、灰色高官さえも明らかにせず、児玉ルートにいたってはなんら究明されないままに終らせてしまったことは国民の期待を裏切り、甚だ遺憾である。……戦後三十年にわたる自民党単独政権の構造汚職はわが国の議会政治、民主政治のあり方に大きな反省を求めているにもかかわらず、自民党は内紛に明け暮れ、政権政党としての責任をなんら感じていないことは嘆かわしい。社会党の内閣不信任案も面子だけにとらわれた会期切れ間際に提出という前代未聞の茶番である（『週刊民社』一一月一二日）。

財特法と値上げ二法の通過

財政特例法案は第七七国会で衆議院を通過し、継続審議となっていた。一〇月一五日、参院本会議は財特法案を可決、財特法の成立をみた。

一〇月一五日、参院本会議は財特法案を可決、これを可決、財特法の成立をみた。付、衆院本会議も一五日夕刻、これを可決、財特法の成立をみた。

賛成は、自民党と新自由クラブなどであり、反対は、社会党、共産党、公明党、民社党であった。野党各党はたてまえとして反対であったが、たとえば民社党は「同法に反対する。しかし、財特法成立の遅延が国家財政におよぼす悪影響と、これがわが国経済の景気浮揚に重大な影響をおよぼすことを勘案し、国会解散までに同法を処理することには同意する」との方針を明らかにしていた（『週刊民社』九月一〇日）。なお、衆院本会議で可決される直前、衆院大蔵委員会で、自民、社会、公明、民社の四党と新自由クラブの共同提案による五項目を政府に要請する付帯決議が採択されている。共産党は、この付帯決議に棄権の態度をとった。

「国鉄」「電電」の値上げ法案について、野党各党は、反対の態度を明らかにするだけでなく、電電公社や国鉄の再建計画を野党の立場から提示したのが特徴的であった。社会党政策審議会は、「両公社のかかえている基本的な矛盾と問題点に手をつけて抜本的な改革を行なうことを前提として具体的な施策や値上げ対策を講ずるべき」とする立場から、値上げ二法案の審議開始にあたって一〇月五日、政府案に対置する「国鉄再建対策要綱」と「電気通信事業のあり方並びに料金に関する当面の党の方針」を発表した。ともに、公共企業体としての原点にたちかえり経営民主化を具体化するための方向を明確化しようとしたものである（『社会新報』一〇月一〇日）。

共産党は、一〇月七日、「国鉄を民主的に再建する道――運賃のあいつぐ値上げの大もとをとりのぞき、国民本位の国鉄をつくるために」と「電話・電報料金の値上げをおさえ日本電信電話公社の財政、経営を民主的に改革する日本共産党の提案」を発表した。ともに、大企業本位のあり方を改め、国民本位の輸送力増強政策、国民本位の料金体系へ転換することを求めたものである（『赤旗』一〇月八日）。民社党は、一〇月六日、国鉄問題特別委員会による「国鉄再建対策要綱」を発表した。民社党の国鉄再建策は、国鉄自身の近代化・合理化、適正な運賃値上げ、健全な労使関係の樹立を求めたも

のである（『週刊民社』一〇月一五日、『政策と討論』七六年一〇月）。

一〇月八日、社会党と共産党は、国鉄再建策について共同の政府にたいする要求五項目を確認した。「一、過去債務は国の責任で処理することを基本とする。二、通路部分の建設、改良費は国の出費でまかなう。三、地方交通線の赤字にたいして必要な補償をおこなう。四、国の施策により生じた国鉄の公共負担は、国の財政で補償する。五、貨物運賃などの大企業優遇を是正する。」（『社会新報』一〇月一七日）。

「国鉄」「電電」値上げ二法案は、第七八国会の最終日、一一月四日、参院本会議で可決され、成立することになった。通過に当たって、「公衆電気通信法改正案の付帯決議」が一〇月七日の衆院逓信委員会で採択され（『社会新報』一〇月一三日）、「国鉄運賃法および日本国有鉄道法改正案の付帯決議」が一〇月一五日の衆院本会議で採択され（『社会新報』一〇月一七日）、政府答弁を中心とする七項目の「国鉄運賃値上げ法案の付帯決議」が一一月四日、参院運輸委員会で全会一致で採択されている（『社会新報』一一月一〇日）。社会党は、第七八臨時国会の閉会に当たり、値上げ二法案の通過について、つぎのように声明した。「国鉄運賃、電報電話料金値上げ法案については、政府の公共料金値上げ政策に反対し、対案を示しながら慎重審議の方針でのぞみ、国民生活を守る立場からわが党案の成立のためにたたかった。しかし、自民党多数の前にわが党案を成立させることはできなかったものの、主要な点についてわが党の主張を盛りこむことに成功した」（『社会新報』一一月一〇日）。

民社党は、値上げ二法案の通過について、「自社なれ合い」それも「社会党主導型のなれ合い」があった点を指摘している。「社会党は、国鉄、電電値上げを急ぎに急いだ。国鉄値上げでは、社会党の参議院議員が、衆議院にきて、他の野党議員に対し促進を要求し、さらに国鉄、電電両方で競争して上げようとした」（『週刊民社』一一月一二日）。

値上げ二法と仲裁裁定

政府・自民党は、「国鉄」「電電」値上げ二法と国鉄、電電の賃上げに関する仲裁裁定の実施を関連させ、仲裁裁定を「承認案件」としてではなく「議決案件」として国会に付議した。公労協は国鉄を中心とするスト態勢で政府と対決、社会党が仲に立つ形で政府に仲裁裁定の完全実施を約束させ、統一ストは回避された。その際、社会党が値上げ二法の成立について政府に言質を与えたか否かについては「玉虫色」（『朝日新聞』九月二八日）とされている。社会党のこの問題についての報告はつぎのとおりである（なお、本年鑑第二部Ⅳ「賃金闘争」を参照）。

政府は九月二十日、赤字・財源難を口実に、国鉄、電電料金の値上げが条件であるとして、不当にも国会に議決案件として付議する暴挙を行なった。事態を重視した社会党は二十四日、中央執行委員会に仲裁裁定問題の小委員会を設置し、「国鉄、電電の経営再建については、党独自の具体案を提示し、その実現を期す」ことを明らかにし、精力的に政府、労働側と完全実施の明確化―スト回避のために協議を行なってきた。しかし、政府はあくまでも「値上げ法案の成立が前提」の態度を崩さず、二十七日の国会代表質問まで引延ばされた。しかし、社会党は、ストが国民生活におよぼす影響を考慮しながら、政府の不誠実な態度をきびしく追及し、総評、公労協には完全実施の確約がとれればストを中止するよう要請、政労交渉の実現に奔走した。その結果、二十七日午前十時の第一回政労交渉の実現や、三木首相答弁にみる「完全実施に最大限の努力を払う」前向きの姿勢を出させた。

（『社会新報』一〇月三一日）

スパイ査問事件と鬼頭問題

た共産党の「スパイ査問」事件は、第七七国会冒頭の代表質問で民社党の春日委員長が提起することになった。七六年九月二八日、衆院本会議における代表質問のなかで民社党の春日委員長が、九月二九日、参院本会議における代表質問のなかで民社党の中村利次議員が、「リンチ共産党事件の真相究明をこのままあいまいにしておくことは許されない」と発言、問題を再燃させた（『週刊民社』一〇月八日）。第七八国会代表質問における「スパイ査問」事件の提起には、新しく公明党と自民党が加わっている。九月二八日の衆院本会議で、民社党の春日委員長に先立って代表質問に立った公明党の矢野書記長は「リンチ的な行為があったのか、なかったのか」と改めてこの問題を取り上げた。矢野書記長は、取り上げた理由について、公明党の前に代表質問に立った共産党金子書記局次長が「自らスパイ査問事件をとりあげ〝過剰防衛〟の構えをみせたため」としているが（『朝日新聞』九月二九日）、共産党は、九月二七日の衆院本会議における代表質問のなかで、自民党の田中竜夫議員が「共産党のリンチ事件のことで先の国会の論議においても、いろいろと問題とされたが、国会審議は、いかなる進展をみているか」と発言している事実と合わせ、「自公民の見えすいた共演」であり、「ロ疑獄究明そらし」であると反駁している（『赤旗』九月二九日）。なお、自民党の「共産党リンチ事件調査特別委員会」は、一一月五日、「日本共産党リンチ致死事件に関する調査報告」を発表、共産党の弁明を正面から否定した。共産党は、ただちに、一一月一二日付の『赤旗』紙上でこれに反駁をおこなっている。

野党第二党である共産党と第三党である公明党との関係は、七五年七月、「共創協定」の存在が発表されて以降、とくに対立激化の状態に陥っていたが（本年鑑第四七集五〇八～五〇九ページ参照）、第七八国会における「スパイ査問」事件に公明党が関与したことにより、両党の関係は険悪なものとなった。両党の機関紙・誌上ではげしい批判の応酬が繰り返されている。一〇月中旬、総評は両党の論争について「幅広い革新戦線の統一」をめざす立場から「真剣に憂慮」し、両党にたいし論争の中止を文書で申し入れた（『朝日新聞』一〇月一五日）。総評の提案は、さらに「党首攻撃の中止」へ具体化され、第七八国会終了後、一一月中旬にいたってようやく、両党によって条件付きで受け入れられることになった（『朝日新聞』一一月一五日）。

共産党の「スパイ査問」事件との関連で発生したのが鬼頭事件である。まず、共産党宮本委員長の網走刑務所時代の極秘記録「身分帳」が、七四年夏、ある裁判官によって写し取られた事実が一般に報道された（『朝日新聞』一〇月二一日）。つぎに、この裁判官が京都地裁の鬼頭史郎判事補であり、鬼頭判事補は、検事総長の名で三木首相に電話しロッキード疑獄事件に関し指揮権発動を求めている事実が明らかになった。いわゆる「ニセ電話」事件である（一〇月二二日、衆院法務委員会における社会党稲葉誠一議員の追及）。

共産党は、ただちに、鬼頭判事補が「身分帳」関係の資料を外部に流し、それらの資料を元に共産党の「スパイ査問」事件が『文藝春秋』誌や国会などで問題にされはじめたと推定される経過を指摘し、事態を徹底的に追及すべきであると主張した（一〇月二二日、衆院法務委員会における諫山博議員、参院ロッキード調査特別委員

会における橋本敦議員の発言)。

とくに、民社党春日委員長の国会での発言が、鬼頭判事補から入手した資料によると思われる点が問題になり、さらに春日委員長がその資料を提供、松本明重著『日共リンチ殺人事件』に利用されている疑惑も発生、一〇月二九日の衆院法務委員会では春日委員長からの事情聴取が議題にされた(『朝日新聞』一〇月三〇日)。春日委員長は、まず一〇月二二日の記者会見で、「鬼頭判事補とは面識がなく、資料提供を受けたこともない」と鬼頭判事補との関係を全面的に否定したが(『朝日新聞』一〇月二三日)、一〇月二九日には つぎのような談話を発表した。「一、わが党はその政治活動のため文献情報など、ありとあらゆるところから資料を入手しているが、それはわが党の政治活動のためであり、リンチ共産党事件の資料もそのようにして収集した。二、本日衆議院法務委員会で、私から松本明重氏に同資料が渡されたのではないかとの質問が行われたようだが、同氏に対しては、いかなる資料も渡したことはない。」(『政策と討論』七六年一一・一二月合併号)(なお、この問題についての大衆運動の動向は本年鑑第四七集四五六～四五七ページ、および第四八集第二部XII「政治的大衆行動と平和運動」参照)。

2　第七九臨時国会と第八〇通常国会

第七九国会と福田政権の誕生

総選挙後の指名国会が、七六年一二月二四日から二八日まで、五日間の会期で、第七九臨時国会として開かれた。首相指名選挙は一二月二四日になされ、衆参両院で、過半数を一票上回るきわどい状態で、自民党福田赳夫総裁が首相に指名された。首相指名選挙の内訳は第147表のとおりである。

福田政権が過半数を一票超すだけの支持票で成立した事態は、総選挙で「国民が自民党に手痛い批判を加えた事実」の反映であり、「与野党伯仲時代」の到来を実感させるものとして評価された(『朝日新聞』一二月二五日、社説)。それとともに、野党の側で、首相指名に当たってなんらかの政治工作がなされれば、少なくとも決選投票

第147表　首相指名選挙への結果
(76.12.24)

衆議院		参議院
256	福田赳夫	125
122	成田知巳	64
55	竹入義勝	24
28	春日一幸	10
19	野坂参三	20
18	河野洋平	2
—	大平正芳	1
8	無効票	—
2	白票	—
508	計	246

に持ち込まれることは確実であったが、それがなされなかったということは、野党側の結束の弱さを示していた。福田政権発足に当たって各党はつぎのような声明を発表している(いずれも部分引用)。

【福田政権発足に当たっての各党の談話】

〈社会党〉

歴代自民党政権の副総理、蔵相、経企庁長官を歴任し、金権・腐敗、外交・内政の失敗に共同責任をもった福田氏が内閣総理大臣の座についたことは、総選挙に示された金権・腐敗政治批判の世論に背をむけ、国民の期待を裏切るものである。福田氏の財界ゆ着の金権体質と、いわゆるタカ派的性格は周知のところであり、厳重な監視が必要である(一二月二五日付石橋書記長談話、『社会新報』一二月二九日)。

〈民社党〉

衆参両院ともぎりぎりの過半数で福田内閣が誕生した。このことは、従来の政府中心の政治から議会政治中心の話し合い政治に変らざるをえないことを意味している。福田新内閣は十分このことを認識し、ともすればタカ派的だと噂されてきた政治姿勢を払拭して、国会の意向を反映した政治の運営を配慮すべきである。(略)福田新内閣の当面の課題は、わが国の経済運営を軌道にのせることである。ロッキード事件に端を発した自民党の内紛は政治の停滞となり、この政治の停滞はそのまま経済の停滞を招き、不況はいまなお深刻である。福田新内閣ははっきりこの責任を自覚し、わが国経済の建て直しに全力を注ぐべきである(一二月二四日付、『政策と討論』一九七七年一月)。

〈共産党〉

新内閣の閣僚名簿は「清新さ」を装ったかにみえるが、実際には、派閥の圧力で懸案の民間人起用も見送りとなるなどあいかわらずの派閥人事の踏襲となり、また、総務会長人事とあわせて田中派から西村英一「七日会」会長が入閣したことに代表されるように、論功行賞的色彩も濃い構成となった。とくに、新内閣がカーター米新政権に呼応して日欧米同盟強化をはかる布陣をしいたこと、経済関係閣僚に財界直結の首相や党三役の意向の忠実な実行を保障する配置をおこなったこと、青嵐会の石原、渡辺両氏を入閣させたことなどは、総選挙の審判の結果にあらわれた国民の選択の方向と矛盾する新内閣の政治路線を示唆するものであり、今後の福田内閣の政治姿勢を問われるものである(一二月二四日付不破書記局長談話、『赤旗』一二月二五日)。

伯仲国会の原型としての第八〇国会

第八〇通常国会は七六年一二月三〇日に召集された。当初、会期は七七年五月二八日までの一五〇日とされた。国会活動が開始されたのは年末年始の自然休会を経て一月三一日からである。終盤国会において政府・自民党による会期延長が強行され、第八〇通常国会が閉会したのは七七年六月九日であり、会期は一六二日となった。第八〇通常国会は「本格的な与野党伯仲下での〝実験場〟となった」と評価されている。「百六十二日間の〝伯仲国会〟の軌跡は、自民党単独支配の終幕に対応する国会の転機と、多党化時代の到来を告げるものだった」「今国会でのさまざまの模索は、多党化時代の議会制民主主義のあり方についての一つの原型を提供した」(『毎日新聞』六月九日、奈良信行記者)。

第八〇国会では、政府提出法案七六(成立六五)、同条約一八(成立一二)、委員長提出法案一一(成立一一)、社会党単独提出法案二一、社・公・共三党提出法案四、社・公・民・共・二院クラ提出法案四で、政府案の修正は二一であった(『社会新報』六月一四日)。とくに注目されるのは、減税のための予算修正がなされたことであり、国会の予算修正権をあらためて確認したことである。だが、他方で、与野党対決案件として沖縄地籍確認法を成立させ(反対闘争については、本年鑑第二部XII「政治的大衆行動と平和運動」参照)、日韓大陸だなの協定を会期延長によって自然承認させる経過には「参院選への思惑

第148表　衆参両院の勢力分野
(76.12，76.1 現在)

衆議院	党　派	参議院
260	自由民主党	127
124	日本社会党	61
56	公明党	24
29	民社党	10
19	日本共産党	20
18	新自由クラブ	1
—	二院クラブ	4
5	無所属	3
0	(欠員)	2
511	計	252

〔備考〕 1) 衆議院は76年12月22日現在。公明党に国民議会，共産党に革新共同がふくまれている。
2) 参議院は76年1月12日現在。

第149表　第80国会における衆院常任委・特別委の構成

構成区分	常任委員会	特別委員会
逆転委員会 (自民党委員長 野党多数)	地方行政 法務 文教 農林水産 商工 運輸 予算 。 。	ロッキード問題
同数委員会 (自民党委員長 与野党同数)	議院運営	公選法改正
多数委員会 (野党委員長 自民党多数)	通信 建設 決算 懲罰	策術策境題全方 対技対環問安北 害学炭害価通縄 災科石公物交沖
絶対多数委員会 (自民党委員会 自民党多数)	内閣 外務 大蔵 社会労働	

〔備考〕『毎日新聞』77年2月5日付による。
。印は野党の中に保守系無所属をふくむ。

がからんでの旧態依然の駆引き」が見られた。とくに、「今国会の大きなテーマになると見られたロッキード事件をめぐる政治責任の追及、日韓の疑惑解明はしりすぼみに終わった」のであった（『毎日新聞』六月九日、同上）。

第八〇国会における各党の議席数と委員会構成は第148表と第149表のとおりである。

政府予算案の野党修正

社会党の第八〇国会にたいする方針は、「革新の連合政府をめざす地ならしの国会」とするとともに「すべての革新勢力と野党の結束をはかること」を「社会党の重要な役割の一つ」とするものであった（国会対策委員会「第八十通常国会闘争方針（部分）」『社会新報』二月二日および『社会新報』二月九日付社説）。民社党は、与野党伯仲国会において「責任野党の立場に徹する」ことを強調した（「第八十通常国会活動方針」『政策と討論』七七年二月）。共産党は、「参議院選挙をひかえ、国政革新をめざすたたかいの重要な舞台」と位置づけるとともに、重点課題の第一点として国民生活を防衛して「財政経済政策の根本的転換をはかる」ことをあげた（国会議員団「第八十通常国会の再開にあたって」『赤旗』二月一日）。これらの各党の国会対策が集約的に展開されたのが、第八〇国会前半の主要議題となった七七年度予算政府案にたいする野党共同の修正の試みであった。

まず、予算案政府原案にたいする国会における修正の可能性が法解釈上の問題として、政府・自民党の側と野党とのあいだで論議された（予算修正権に関する各種の見解については、二月九日付の『朝日新聞』と『読売新聞』の解説記事などを参照）。二月八日、衆院予算委員会で示された政府見解は、国会の予算修正は「内閣の予算提案権を侵

害しない範囲において可能」とするものであった。二月九日、同委員会で示された社会、民社、共産各党の見解は、政府の「修正権限界説」を批判するものであった。社会党は「憲法の財政民主主義の原則からすれば国会の予算修正権については法律上、理論上、限界はないと解すべきである」とする（『社会新報』二月二三日）。共産党は「予算修正は国会自身が決めることで、政府見解になんら拘束されるものでない」とする（二月九日の衆院予算委員会における寺前巌議員の発言。『赤旗』二月一〇日）。民社党は、はじめ、修正は可能としつつも、内閣の予算提案権との関連で「国会の修正権についても内在的な制約があると考える」との見解を明らかにしていた（二月九日の衆院予算委員会における竹本孫一議員の発言。『週刊民社』二月一八日）。しかし、その後、民社党は「国権の最高機関たる立法府に完全な修正権があるという解釈」に立つことを声明している（二月一八日付春日委員長談話。『政策と討論』七七年二月および三月）。

予算案政府原案修正の動きは、総選挙における野党の一兆円減税の公約を集約する形で、五野党（社会、公明、民社、共産、新自クラ）政審会長・政策責任者会談となって具体化した。同会談は、五野党が同一テーブルにつくという形で、二月二一日、二四日、二五日と三回開かれたうえで「基本的な合意」に到達、要求案をつぎのようにまとめ、政府にたいし一兆円減税の実施を申し入れた。

「一、一兆円減税の方式は税額控除方式プラス社会保障臨時給付金等の給付による。一、財源については、社・公・民・共四党は、不公正税制の是正による税収の確保、予備費の一部、経費の節減による ことととし、新自由クラブは、財源の一部として税制改革を裏付けとする短期国債の発行によるべきこととした」（『社会新報』三月二日、『赤旗』二月二六日）。二月二八日、第四回目の五野党政審会長・政策担当者会談で、事務レベルにおける検討を経て作成された「税額控除による減税 および特別給付金による一兆円減税案（五野党共同案）」がまとめられ発表された（『社会新報』三月六日）。

二月二五日、五野党政審会長・政策委員長会談のあとで開かれた五野党国会対策委員長会談は、「一兆円減税については政策責任者会談の合意にもとづき、その実現のため努力する」ことを申し合わせたほか、独禁法改正について「修正案の実現をはかる」こと、参院地方区の定数是正について「担当者の協議をすすめる」ことが申し合わされた（『社会新報』三月二日）。ただし、参院の定数是正については新自由クラブが留保し、共産党が提起した日韓ゆ着問題の徹底解明については「引きつづき協議する」ことが口頭で約束されるにとどまった（『赤旗』二月二六日）。五野党共同の「一兆円減税」要求は、三月九日の与野党幹事長・書記（局）長会談で、与野党が歩み寄り「三〇〇〇億円減税」案として合意に到達した。社会党石橋書記長は「与野党合意の内容は十分なものではないが、予算修正の道を開き、社会の谷間にある人々への給付など制度改革への足がかりを築き、不公平税制是正への展望を開いた。この成果は五野党の共闘、統一行動、院外の運動、三千万署名運動の高まりによってかちとられたもので、この意義は大きい」との談話を発表、自民党の大平幹事長は「予算案の修正はもとより不本意だが、修正せざるをえなくなった。国会における勢力関係の変化をしみじみかみしめているところだ」と記者会見で語った（『朝日新聞』三月一〇日）。

七七年度予算案は、三月一八日、衆院本会議を通過、四月一六日、参院本会議で可決された。自民、民社、新自由クラブの各党が

賛成、社会、公明、共産の三党は反対投票をおこなった。本予算案にたいし野党の一部が賛成に回ったのは、「自民党政権が始まった昭和三十一年度予算審議以降、初めての事態である」ことが指摘された（『朝日新聞』三月一九日）。民社党は、賛成投票に回ったことについて、野党修正をふくむ政府予算に反対することは「明らかに自己矛盾」であり「責任野党のとるべき態度ではないと思う」との春日委員長談話を発表した（三月一七日付。『政策と討論』七七年四月）（予算修正についての労働組合のとりくみは本年鑑第二部Ⅳ「賃金闘争」参照）。

五野党共闘態勢の破綻

第八〇国会後半における重要諸法案の本格的審議の開始に当たって、三月二八日、五野党国対委員長会談が開かれ、つぎの九項目について合意がなされた。

【五野党国会対策委員長会談の申し合わせ事項】

(一)独禁法については、第七十五国会における五党修正案の実現を期する。政府の四月上旬までの対応をみて、野党案を提出する。(二)中小企業分野法については、政策担当者間で検討し、早急にその実現をはかる。(三)参院地方区定数是正については、四党案を今月中に提案して、その成立につとめる。(四)国鉄運賃法ならびに健康保険法については、政府原案に反対し、国鉄再建、健保の抜本的対策に取り組む。(五)地方交付税法については、地方財政の確立をはかるため、地方交付税率の引上げを含めて具体案を政策担当者間で協議する。(六)雇用・失業問題については、定年の延長を含め、雇用安定対策の確立をはかるため、各党が協力して取り組む。(七)基地跡地の利用については、大蔵省の三分割案に反対し、地方自治体の実情をふまえ各党間で協議する。(八)ロッキード問題の解明については、引きつづき努力する。(九)委員会の決議と請願の取り扱いについては、各党は積極的に取り組む。

（『社会新報』四月一日）

参院定数是正問題について、新自由クラブは態度を検討中であったが、四野党を参院に議員立法として提案することについては反対でなかった。日韓大陸だな協定、沖縄地籍（基地用地）確認法、日韓ゆ着、一二カイリ領海、議員証言法改正、財政特例法、原爆被爆者援護法などの問題については各党の姿勢の違いがあって申し合わせ事項のなかに盛り込むことができなかった（『週刊民社』四月八日、『赤旗』三月二九日、『朝日新聞』三月二九日）。

日ソ漁業交渉の進展とともに、北方領土問題、二〇〇カイリ漁業水域法・一二カイリ領海法の問題が政治の焦点となったが、これらの問題については、四月一八日の六党首会談に示されるような「超党派態勢」の確立が見られた。「重大な外交交渉をめぐって与野党首が一堂に会し、全党一致の方向づけが行われたことは、戦後政治の中でも、まず例がない」（『朝日新聞』四月一九日）といわれる状況が展開された。四月一九日には与野党国対委員長会談が開かれ、一二カイリ領海法案、二〇〇カイリ漁業水域法案についての審議促進が申し合わされている。四月二〇日には与野党政策担当者会談が開かれ、両法案の内容について協議がなされ、日ソ漁業交渉への国内態勢がためがすすめられた。

領海、水域問題で「超党派態勢」が確立される一方で、与野党間の対立が激化していったのが、日韓大陸だな協定問題であり、沖縄地籍確認法問題である。四月二七日、政府・自民党は、衆院外務委員会で日韓大陸だな協定を強行採決した。社会、公明、共産、新自由クラブの四党は欠席、民社党は出席した。民社党は、日韓大陸だな協定に「原則的にその主旨に賛成」であった（『週刊民社』五月六日）。日韓大陸だな協定は、五月一〇日、衆院本会議を通過、六月九

日、参院での議決がないまま自然承認されることになり、田中内閣段階で調印されてから三年半たってようやく批准された。民社党は五月一〇日の可決、五月二八日の会期延長にそれぞれ賛成した。沖縄地籍確認法は、自民、民社、新自由クラブ三党共同提案となり、五月九日、衆院内閣委員会で社会、共産両党欠席のまま（公明党は退席）可決された。五月一〇日、衆院本会議では、徹夜の動議の応酬、一二回の記名採決が繰り返されたあと、自民、民社、新自由クラブ各党の賛成と社会、公明、共産各党の反対で可決された。参院本会議における可決は五月一八日であった。全野党共闘論の立場に立つ社会党であったが、第八〇国会における民社党の政府予算案、日韓大陸だな協定、沖縄地籍確認法への対応については、「わが党や公明党と民社党との間には政策上の大きな相違がある」（『社会新報』五月三一日、主張）ことを認めざるをえなかった。

七七年度政府予算、財政特例法、沖縄地籍確認法、国鉄運賃改正案（継続審議）については、自民、民社、新自由クラブ三党に社会、公明、共産の三党が対立する形をとった。日韓大陸だな協定、日韓大陸だな特別措置法（継続審議）については、自民、民社両党と社会、公明、共産、新自由クラブの四党が対立する形をとった。健康保険法改正案（継続審議）については、自民、新自由クラブ両党と社会、公明、民社、共産の四党が対立する形をとった（『赤旗』六月一四日）。海洋二法、被爆者援護法、独禁法改正等については与野党が一致して賛成する形で通過している。第八〇通常国会閉幕に当たって各党はつぎのように声明した（いずれも部分引用）。

【第八〇通常国会に当たっての各党の談話声明】

〈社会党〉

今国会において日本社会党は、革新の中核としての役割を自覚して現実的に対応し、保革接近、与野党伯仲の政局を背景にして、国民の期待に応えた。その典型的な例は一兆円減税の闘いであった。社会保障の改善を含め、政治・経済的な実績として政府の予算案を修正させたこと、財政民主化の第一歩として不公平の是正を約束させたことなどは、自民党支配の政治に挑戦し、政治改革がはじまった情勢を象徴するものであった。また、国鉄運賃値上げ、健康保険改悪を阻止し、独禁法の改正、中小企業分野法と小売商業調整法を成立させたことは、保革逆転の政局によって国民の期待はさらに前進することを裏づけた成果といえよう。（平林国会対策委員長談話。『社会新報』六月一四日）

〈民社党〉

民社党は、与野党伯仲の今国会開催に当り「責任野党」を内外に表明、この態度を堅持して対処した。この民社党の主張によって、他の野党も、これまでのような反対のための反対、党利党略のみを前面に押し出す態度を改め、予算修正など実質的な修正に取り組む姿勢を打ち出さざるをえなかった。……責任野党としての態度は、まず予算修正と一兆円減税の実現によって、結党以来はじめて政府予算に賛成した。（略）予算に続いて松くい虫防除法の民社党主張による修正、沖縄地籍明確化法の修正成立、民社党が結党来主張してきた中小企業分野確保法の民社党案での成立、三年問懸案となっていた日韓大陸だな協定についても国益を踏まえて、これに賛成し、成立させた。また、日ソ漁業暫定協定承認のために必要として、十二日間の国会延長に賛成するなど責任野党としての姿勢を貫いた。（『週刊民社』六月一七日）

〈共産党〉

衆参両院にわたる与野党伯仲という総選挙後の新たな政治状況のもとで、国民の広範な運動と世論を背景に、野党の共同によって三千億円減税上積み等とそのための予算修正を実現し、また中小企業二法、独禁法改正など国民の利益にそう若干の法律を成立させたことは、今通常国会の重要な成果である。（略）民社党、新自由クラブが、大企業本位の政府予算や国鉄運賃値上げ法の継続審査に賛成し、沖縄土地強奪法延長強行に手を貸

し、さらに民社党が日韓大陸だな協定成立に狂ほんしてきたことは、国民の根本的利益、国の進路にかかわる問題で果たした両党の反国民的、反動的役割を「伯仲国会」五カ月余の実際の行動で明確に示したものである。同時に、公明党が、民社党と国会対策等で常設機構まで設けて〝緊密な連携〟をはかり、また、日「韓」ゆ着問題について消極的姿勢に終始し、同党議員がロッキード灰色高官公表を「名誉棄損」などと攻撃したことは、この党の基本姿勢と反革新・親自民の本質を示すものとしてきわめて特徴的である。（国会議員団声明。『赤旗』六月一〇日）

3　総選挙、参院選と政権構想の具体化

二段階政権構想をめぐる論議

七〇年代に入って明らかにされた野党各党の政権構想は、自民党単独支配体制の崩壊が進行するにつれ具体化されることになった。社会党は、革新連合政権樹立の段階として、選挙管理内閣を構想した（七六年二月）。さらに、全野党共闘論の立場にたちながらも反自民の目標と行動において一致しない野党にたいしては切り捨ての態度をとるのはとうぜんであるとする姿勢をも明確にした（七六年四月。本年鑑一九七七年版四七三ページ）。七六年一二月の総選挙、七七年七月の参院選を通じて、野党各党の政権構想は、社会党を中心にさらに具体化された。

七六年八月二〇日、国民連合政権樹立を展望する方針のもとに大分県で開催された社会党の「国民議会」に出席した成田委員長は、「選挙管理内閣」構想を「暫定政権」構想としてより明確にした形で発表した。いわゆる「二段階政権構想」の発表である。

【成田社会党委員長の二段階政権構想】

暫定政権――三つの任務

もはや三木内閣の手でも、またいかなる自民党のたらい回し政権の手によっても、ロッキード事件の徹底究明は期待しえないことが明らかである。三木内閣は議院内閣制の原則に基づき、野党に政権をわたすべきである。一、わが党は以上の情勢に対処して、わが党を中心とする暫定政権担当の決意を固めている。この構想はすでに本年二月、いわゆる「選挙管理内閣構想」として表明されたものであって、それは、①ロッキード事件の徹底究明②民主的な選挙の施行③当面の緊急措置の実行――というきわめて限定された性格の内閣である。（略）

革新連合政府――七つの基本政策

二、わが党は、総選挙後の保・革伯仲、来年の参議院選挙での保・革逆転をめざし、それをふまえ、この暫定政権に引きつづく革新の連合政府の準備をすすめる。この政権は、「国民統一の基本綱領」に定めた国民連合政府をめざし、自民党政治による十大悪政の一掃と当面の国民的諸課題を解決し、憲法に定める平和と民主主義を実施する政権である。①それは第一に、ロッキードなどの疑獄究明はもちろん、金権腐敗の構造にメスを入れ、金力支配から政治を国民の手に取戻すことである。（略）②自民党政治の大企業・大金持ち優遇の政策の結果、激化している社会的格差と不平等の是正、富と所得の再分配を行なうものとする。（略）③政・財・官ゆ着のもとに進められてきた経済計画と政策形成のプロセスを改め、独禁法強化など独占支配の制限、金融の民主的規制、企業の社会的責任を明らかにし、中小企業の事業分野確保など、経済の民主的改革をすすめる。④食糧とエネルギーの自給、自立化をすすめる。（略）⑤（略）新政権は民主教育の確立、施設の整備、テスト教育・受験地獄の克服、科学技術の自主開発、国民文化の発展、健康なスポーツの振興などに努力する。⑥（略）行政の民主化、税財政の抜本的改革をはかる。⑦国際関係、外交方針については、憲法の精神に基づき、あらゆる軍事同盟に反対し、平和五原則の基本にたって関係各国との友好の増進をめざし、アジアと世界の平和に寄与する。防衛問題については国際情勢と世論の動向を勘案して防衛費の削

減、自衛隊縮小をめざす。

（『社会新報』七七年八月二五日）

社会党は「二段階政権構想」にもとづく野党各党との折衝を開始した。八月三一日の個別書記(局)長会談、九月八日の社・共、社・公・民別政策実務者会談は、いずれも国会対策を検討する場であるとともに、政権構想を検討する場であった。しかし、公明党、民社党は社公民路線の選択を社会党に迫った。公明党の矢野書記長は、記者会見で「中道革新連合か、人民戦線かを選択し、実現可能な構想を提示すべきだ」と語り（『毎日新聞』九月四日）、正木政審会長は「政策で一致しても路線、構成基盤問題が解決しない限り、共闘はできない」と九月八日に述べている（『毎日新聞』九月九日）。民社党の塚本書記長は、記者会見で「社会党が社共か社公民路線のうち、社公民路線でいくことをはっきりさせない限り、一切協議から手を切ることになるだろう」と語った（『朝日新聞』九月一一日）。九月一三日に開かれた社公民、社共の国会対策委員長会談では政権構想については論議されていない。なお、社会党の「二段階政権構想」についての各党への説明文書のなかで、革新連合政府の基本政策として公明、民社両党にたいしては「あらゆる軍事同盟に反対」とだけ述べているが、共産党にたいしては「外交交渉で安保条約をなくして日米友好条約を結ぶ」と述べていたという問題が発生し、社会党は成田委員長による大分発表の文書（前掲「二段階政権構想」）を正文とする訂正をおこなった（『朝日新聞』九月一〇日、『社会新報』九月一九日）。

共産党は、社会党の「二段階政権構想」に関連して宮本委員長が八月三一日、とくに談話を発表、「四野党政権共闘か、さもなくば社会党単独内閣か、という二者択一は、今日の政治情勢のもとで、いずれも非現実的であることを免れない。現実的であると同時に理論的な原則性ももちうるものは、〝排除の論理〟に固執しない勢力の共同を、可能なところから実現していくことである」（『赤旗』八月三一日）と、社会・共産両党が中軸となる革新統一戦線の方向を示唆した。この宮本談話にたいしては、「公・民両党が〝共産党排除〟の主張に固執している段階で、宮本氏の主張どおりすすめるとすれば結果的に公民両党を排除することにはならないであろうか。（略）まして社、共両党だけで自民党という政治勢力に対抗することとの限界や保革伯仲といった国会闘争の展開も不可能であることは自明であろう」（『社会新報』九月一九日、解説記事）とする反駁がなされている。

暫定政権構想の具体的展開

総選挙戦に入った一一月一六日、社会党の成田委員長は、遊説先の徳島で、野党間の抗争中止を求める声明文を発表した。成田委員長は、この声明文のなかで、総選挙後の政局展望として、暫定政権構想についてつぎのように述べた。「ともあれ、自民党の一党独裁に終止符をうつ大事業は、もはやその射程距離にはいったといってもけっしていいすぎではない。こうして、総選挙後の政局は、当然、激しい流動化の状況が予想されるが、私は、いま多くの国民が一致して願っている要求を実現するため、党の原則は堅持しながらも、きわめて柔軟かつ大胆に対応し、可能な道を追求する決意である」（『社会新報』一一月二一日）。成田委員長のいう「柔軟かつ大胆」な対応とは、野党四党の枠にこだわらない連立政権構想であり、いわゆる「保革連合」ではないが自民党の「三木」「反三木」への分裂状態に対応し、「政策・目標で一致するならば、今日までの戸籍は問わな

い」とする内容のものであることが明らかにされた（『朝日新聞』一一月一七日。『社会新報』一一月二一日、解説）。

成田委員長の徳島発言にたいし、共産党の不破書記局長は一一月一七日、「三悪政治に絶縁するような潮流は自民党におきていない。われわれは、分裂期待論者ではない」と否定的な発言をしたが（『赤旗』一一月一八日）、宮本委員長は、一一月一八日、「成田提案は、おそまきながらも暫定的な政府構想を示し、同党も議会での多数の問題に目を向けざるを得なかったのは一定の進歩だ。成田提案は〝新しい日本を考える会〟のビジョンに示されたような、いわゆる保革連合をめざしたものではない」と、肯定的な発言をおこなった（『赤旗』一一月一九日）。公明党は、矢野書記長が一一月一九日、「革保連合政権」は「憲法を守り、自由と民主主義を擁護する立場のものでなければならない。その意味では、社会党は社公民路線をとるか、社共路線をとるかの選択を迫られることになろう」とする見解を述べ、社公民路線の選択が第一義的であるとした（『朝日新聞』一一月二〇日）。民社党は、向井選対委員長が、一一月一七日、「政権構想については共産党と手を切ることが先決だ」と一蹴し（『朝日新聞』一一月一八日）、春日委員長は、一一月三〇日、「社会党の成田委員長が先日提案した革保連合構想は、社会党が国民に柔軟姿勢を示そうとするジェスチャーとみられ、その内容は極めて不明確である。しかし、社会党すら革保連合を口にせざるをえなくなっていることは、わが政局の流れが歴史的な転機に立っているものとして注目すべきことである」との批判的見解を述べた。なお、春日委員長は「革保連合の政治原則」について民社党の見解を披瀝し、経済政策は「市場機構を活用しつつ、経済に計画性を導入すること」であるとし、外交政策については「日米安保には残された問題点があるが、しかしこれを維持することが革保連合の最低条件とみるべきである」と述べた（『政策と討論』七六年一一・一二月合併号）。

一二月一日、共産党の宮本委員長は、福岡で、「暫定政府の樹立」を呼びかける談話を発表した。そこで注目されたのは、暫定政府の目標として「㈠小選挙区制阻止、㈡ロッキード徹底糾明、㈢不況とインフレからの国民生活の防衛」の三点があげられた点である（『赤旗』一二月二日）。これまで、共産党の主張としては、革新統一戦線の基本三目標として「①日米軍事同盟と手を切り、日本の中立をはかる、②大資本中心の政治を打破し、国民のいのちとくらしをまもる政治を実行する、③軍国主義の全面復活・強化に反対し、議会の民主的運営と民主主義の確立をめざす」の三点がつねに掲げられてきた。しかし、共産党も、統一戦線政府と暫定政府の二段階政権構想をいままで以上に具体的な形態で提起するにいたったのであり、暫定政府の内容として思い切った幅広い多数派の結集を構想することになったのである。もっとも、共産党は、「われわれの今回の提案は、いわゆる二段階政権構想というものではない。いわば二本建て政権構想といえるものである」（宮本談話の補足説明。『赤旗』一二月二日）と、社会党の政権構想との違いを強調している。共産党の暫定政権構想は、「よりましな政府」段階では「安保廃棄」をうたわないことを明らかにした点で注目された。同じ一二月一日、社会党の成田委員長も、「安保条約は外交交渉で解消」と述べており、両党委員長の発言は「社共の安保廃棄たな上げ発言」と受け取られた（『朝日新聞』一二月二日）。民社党は、一二月三日、春日委員長談話を発表し、「総選挙の投票日を目前に控えた今日、社会・共産両党が、

これまで一貫して主張してきた安保廃棄論を、急遽タナ上げする委員長談話を発表した。このことは、これまで安保を現実的に評価してきたわが党の主張がいかに正しいかを立証するものに外ならない」と指摘した（『政策と討論』七六年一一・一二月合併号）。

協議形態についての各党案

総選挙後、政権構想についての論議は、選挙結果との関連もあって、一時、停滞した。各党は大会などで連合政権を構成する主体の問題として党勢づくりの課題にとりくんだ。第八〇国会において重要法案の審議がすすむとともに、国会活動における野党間の共同行動の展開が試みられた。参院選が事実上開始されると、選挙協力の多様な形態が模索された。そして、参院選の本格的開始とともに、ふたたび野党各党によって活発な政権構想が提示されることになった。七七年参院選は、保革逆転の国政選挙となることが想定されていたからである。

社会党の成田委員長は、参院選における遊説の第一声として、七七年五月九日、広島の福山市で「前向きの政府」構想を提唱した。「私たちは、参議院選挙で自民党に過半数を割らせ、福田内閣に退陣を要求する。そうして、反自民のワク内での政策の一致のもとに、すべての野党をきゅう合して、わが党中心の革新連合政府の樹立にふみきる決意である。このため、原則は守りながらも柔軟にして多様な対応により、国民の期待に応えて、自民党政権に代わる国民のための政権の樹立に全力をあげる。その際、私たちは、今回の国会での実情にてらして、議会制民主主義の原則に従って、議席数の多い党から順次に話し合いを進め、全野党による連合政権をめざす」（『社会新報』五月一三日）。

成田委員長の広島談話には、後日、つぎのような背景説明が加えられた。「成田委員長が提唱した政府構想は〝よりましな政府〟というよりも〝一歩前進、前むきの政府〟ともいうべきもので、昨年末の総選挙に際して発表した一連の政府構想の延長線上のものである。連合政府の構成について政策、目標で一致する限り戸籍を問わないという〝徳島談話〟、一兆円減税をはじめ、インフレと不況から国民生活を防衛するなど経済政策を中心とする〝静岡談話〟、安保、自衛隊をはじめ外交防衛政策を具体化した〝秋田談話〟など、いずれも〝大胆柔軟路線〟にもとづいて現実的な政策提起を行なってきた。今回の〝広島談話〟は、これらの集大成という意義をもつ」（『社会新報』五月一三日）。

成田委員長の広島談話は一般には、つぎの二点でとくに注目された。第一点は、「前向きの政府」の内容が新自由クラブから社会市民連合をもふくめたすべての野党勢力の結集と受け取れた点、第二点は、「政権作りの話し合いを進めるにあたって、イデオロギーよりも民意の反映である〝議席数〟を優先させ、議席数の少ない共産党よりも、事実上、公明、民社両党に比重を置いて、その発言をより重視するとも受け取れる考え方を明らかにした」点であった（『読売新聞』五月一〇日）。

参院選の過程で展開された野党各党政権構想の特徴は、連立政権ないし連合政権について各党が協議する場について、各党の考えを明らかにしたことにある。五月九日、公明党の竹入委員長は、やはり参院選遊説の第一声として、「具体的な政権構想をもとに共同行動をとることが必要」であると主張し、「社会党、公明、民社三党、新自由クラブ、社会市民連合が協力し合い、学者、文化人、各種研究団

体、労組、住民運動、国民個人が参加して、新しい連合政権の具体的構想を協議する〝場〟をつくるべきだ」と訴えた。公明党の場合、「政策の一致などで成果を期待するよりも、とにかくその〝場〟を作ることの持つ意義が大きい」と考えるのであった（『朝日新聞』五月一〇日、『毎日新聞』五月一〇日）。

五月二二日、民社党の春日委員長は、広島でつぎのような談話を発表した。「社会党成田委員長が広島で提案した革新連合政府の構想は、議席数順の協議という形で、公明党や民社党との協議を重視する姿勢をとっているが、しかしその骨格は依然として共産党をふくめた全野党連合構想であり、このような構想にわれわれが同調することはありえない。（略）公明党の竹入委員長も札幌で、新自由クラブや社会市民連合をもふくめた新政権の協議機関の設置を提唱するとともに、その後の同党中央委員会で、院内交渉団体の一元化、一本化を探求したい旨の方針を明らかにしたが、これはわが党もかねて提唱しているところであり、これの実現のために協力したいと考えている。（略）わが党は、前述の点を留意しつつ、参議院選挙において、与野党勢力の逆転が実現したならば、社会、公明、民社、新自由ク、社会市民連合の五者の間で〝政権構想検討委員会〟を発足させるとともに、院内においても交渉団体を一本化することを推進するよう真剣に呼びかけたいと考えている」（『週刊民社』六月三日）。

公明党と民社党による連合政権の協議の場づくりの提案にたいし、共産党と社会党は、受けて立つ形で逆提案をおこなった。

【公明党、民社党の連合政権に関する協議の場の提案に対する共産党、社会党の態度】

〈共産党〉

こういう意味で社会党が革新三目標の方向を革新政権の中心的な目標として提起していることは、積極的意義をもっている。しかしながら問題は、国政革新の統一戦線結成に具体的に着手するのを、これらの目標にすべての野党が賛成し、同時に政権共闘の意思を表明する日まで待つのか、それとも今日これらの目標ですぐ合意でき、かつ共闘の意思のある勢力の範囲でもただちに革新統一戦線結集にふみ出すかという選択にある。（略）日本共産党は、わが国の国民が切実に求めている、自民党政治からの根本的転換をすみやかに実現し、日本の自主的、民主的な再生をかちとるために、革新政治実現への端緒として、「革新統一戦線―政権共闘問題の懇談会」（仮称）を、革新三目標を拒否せず、政権共闘を拒否しない政党、政治勢力、団体、各界の有識者、個人によびかける。すなわち、政党間だけでなく、民主団体内でも多様に幅ひろく、この課題に積極的関心をもつすべての団体と個人の意見交換の場としてつくられることがのぞましい。（五月二六日、宮本委員長、神戸における談話。『赤旗』五月二七日）

〈社会党〉

私たちは、参議院選挙後、大資本と自民党の体制的危機が深まり、右翼、反動が台頭する危険性があるなかで、次の総選挙における保革逆転、革新の連合政府樹立へむけて、社・公、社・共委員長会談での合意を誠実に履行します。そのうえにたって、（略）反自民諸政党と諸勢力の間に一歩前進まえむきの革新連合政府樹立へのプログラムと、その政府の政策、路線、構成などについての合意をつくりあげるための共同政府綱領を作成する協議の場をつくります。（略）その際、はじめは共同綱領の作成に参加をためらう政治勢力があることも当然考えられますが、私たちは、それらの勢力のための席を確保し、いつでも参加できるよう門戸を開いておくつもりです。（六月二〇日、成田委員長、鹿児島における談話。『社会新報』六月二四日）

協議の場づくりの提案が出そろった段階で、あらためて連合政権の政策内容について「四本柱」という形で問題を提起したのは、民社党であった。参院選で与野党が逆転すればつぎの総選挙で連合政権は現実の政治問題になる、と情勢分析したうえで、その連合政権

は「単なる政党の算数的組合せ論ではなく、あくまで政策中心の政治連合でなければならない」と主張する民社党は、参院選後の「協議機関」発足の必要性を認めたうえで、つぎのような基本政策を柱として提示した。

四政策は次の通りである。第一は、わが国の平和と安全の確保に責任を負うことで、国民に対して一切不安を与えないことを保障する必要がある。この見地から、自衛隊の存在、最小限の自衛力の保持を認めることが最低必要である。（略）第二は、エネルギー政策、中でも核エネルギーの確保に真剣に取り組む姿勢を確立すること。（略）第三は、福祉の計画化という課題に真正面から取り組み、社会保障と社会資本について、国民に対しナショナル・ミニマムを約束しなければならない。（略）第四は、教育改革の実行である（略）。（六月二三日、春日委員長、神戸における談話。『週刊民社』七月八日）

春日委員長の発言は、連合政権段階で安保維持を基本政策とすると明言した点がとくに注目され、「〝革新連合〟より〝保革連合〟にウエートを置いた」と受け止められた（『毎日新聞』六月二四日）。野党各党の連合政権構想は、七七年参院選段階で出そろったのであるが、「組合せで三すくみ」（『毎日新聞』六月二五日）の状態を示し、「簡単には解けぬ〝三つドモエ〟」（『読売新聞』六月三〇日）として提示されたのであった。

3　日本社会党

1　概　況

社会党は、その歴史において初めて、政権党となる一歩手前の状況に直面した。七六年総選挙において、自民党は、開票直後の瞬間、単独過半数政党の地位を失った。第二党は社会党であった。ここから、七七年参院選で保革逆転の事態が発生し、次回総選挙の時期が早まり、革新連合政権の樹立が現実的課題になったというのが社会党の読みであり、一般の予想でもあった。革新連合政権において、野党第一党としての社会党は、とうぜんのことながら「かなめ党」（篠原一「政治転換期の神話と現実――連合の政治学――」『世界』七六年一〇月）の役割を果たすことになる。「五五年政治体制」において、一貫して野党第一党であった社会党は、「五五年政治体制」の崩壊とともに政権党の地位につくことが予想されたのである。占領体制下の四七年、四八年に社会党が首班を出し副総理を出す革保・保革連立政権（片山・芦田内閣）が出現したことがあるが、この段階の社会党は、右派が主導するのちの右派社会党であり民社党と見

做すべき内実の党であった。かつての社会党左派と中間派が主体となった今日の社会党が、政権党への転化を現実課題にしたのは、党史上初めての機会であったといえる。

しかし、七六年総選挙の結果と七七年参院選の結果は、全体の状況として保革伯仲の緊張度を高めるものとなったが、社会党を「かなめ党」とする連合政権の課題は、近づくよりむしろ遠のいた感じを与えるものとなった。保守政党の支配体制は、分党派「新自由クラブ」を衝撃吸収装置として利用したり、挙党態勢で集票能力を発揮することによって、やや、足場を固めたのである。国民の投票動向は、革新連合政権よりも中道政権の樹立を志向する方向性を明示した。社会党は、またまた、万年野党の地位に甘んじなければならなくなった。

「〃出番です〃のたびに内部分裂があった」(『毎日新聞』七七年七月一四日)といわれるように、七六年総選挙から七七年参院選のあいだに、社会党は、六〇年安保のときの民社党の分立に比較される大きな分裂を経験しなければならなかった。すなわち、七七年三月、江田三郎元副委員長の離党と社会市民連合の発足がそれである。民社党のときと違って、国会議員集団の分裂や党組織の分裂は避けられたが、社会市民連合が社会党分党派として位置づけられ、社会党の分裂を意味したことは明らかであった。「かなめの党」としての社会党は、政権党化の課題に現実に直面したとき、深刻な内部矛盾を露呈せざるをえなかったのである。江田三郎は病に倒れ、社会市民連合は参院選において「新しい政治集団」としての評価を十分に受けることができなかった。しかし、社会党の内部では、江田離党後発生した党改革問題が、参院選後再燃し、党のあり方が社会主義協会派と反協会派を二分する形で論議されることになった。成田委員長、石橋書記長の辞意表明もあり、社会党は新執行部体制の確立を迫られることになった。

【参考資料】総合雑誌等で、社会党論が特集のテーマとして扱われた場合がある。「日本社会党の再生は可能か」(『現代の理論』七六年一一月)。「日本社会党強化の方向と課題」(『社会主義』〔大内・向坂編〕七七年二月)。「日本社会党の亀裂」(『世界』七七年五月)。

2　大会、中央委員会の開催

社会党執行部の活動状況は、第四〇回全国大会における党務報告によれば第150表のごとくである。七七年に入って、三月に全国大会、四月に中央委員会が開かれた。そのほか、七六年九月一六日、第七八臨時国会召集日に、両院議員総会が開かれた。総選挙終了後、七六年一二月二二日、代議士会、一二月二四日、両院議員総会が開かれた。二段階政権構想に関する疑問点、首班指名選挙についての批判、派閥解消についての提言などが披瀝され、活発な討議の場となっている。

(1)　第四〇回定期大会

大会の経過　七七年二月八日、社会党の第四〇回定期全国大会は、一般党務報告、七七年度運動方針などを満場一致で採択、承

第150表 日本社会党の会議開催状況

開催日	会議名	主要議題	開催日	会議名	主要議題
1976年6月3日	第15回中央執行委	生活闘争，各県討論集会	1976年10月7日	第29回中央執行委	文化人懇談会，護憲大会
6月10日	第16回中央執行委	6.23反安保中央集会	10月14日	第30回中央執行委	10.21統一行動
6月17日	第17回中央執行委	党員討論集会	10月21日	第31回中央執行委	前議員総会
6月20日	第18回中央執行委	海外出張	10月28日	第32回中央執行委	漁業政策，参院選候補者
7月1日	第19回中央執行委	各県討論集会，国民議会	11月4日	第33回中央執行委	総選挙綱領，社公共闘
7月16日	在京幹部会	国民議会，自治体政策研	11月11日	在京幹部会	総選挙闘争指令
7月29日	第20回中央執行委	国会対策，ロ汚職国民運動	11月21日	在京幹部会	中盤戦の指示，遊説計画
8月12日	第21回中央執行委	減税署名運動	11月28日	在京幹部会	情勢分析
8月19日	第22回中央執行委	8.25行動，国会対策	12月7日	在京幹部会	総選挙後の情勢について
8月21日	大分現地中央執行委	金瀬問題	12月9日	第34回中央執行委	国会対策，日米議員懇
8月22日	在京幹部会	金瀬問題	12月16日	第35回中央執行委	書記長会談，全国大会
8月26日	第23回中央執行委	党員討論集会の総括	12月23日	第36回中央執行委	全国機関紙部長会議
9月2日	第24回中央執行委	地方議員団全国総会	12月30日	第37回中央執行委	——
9月9日	第25回中央執行委	冷害調査	1977年1月6日	第38回中央執行委	総選挙総括
9月16日	第26回中央執行委	朝鮮問題中央集会	1月13日	第39回中央執行委	予算要求行動，春闘方針
9月24日	第27回中央執行委	国会対策	1月20日	第40回中央執行委	日刊化，護憲，春闘
9月30日	第28回中央執行委	仲裁裁定，国会対策			

〔備考〕 「第40回定期全国大会，党務報告書」中，総務局まとめの部分による。

認したうえで、新役員を選出、二月一〇日に閉会した。大会の経過は以下のようであった（『社会新報』二月一三、一六日）。

第一日。午後から夜にかけて一般党務報告をめぐる質疑討論がなされた。主な内容は総選挙総括、政権構想と共闘問題、江田副委員長の「新しい日本を考える会」への参加問題、党運営と執行部の指導のあり方、青年問題などであり、質疑討論の結果、一般党務報告は満場一致で採択された。

第二日。運動方針小委員会（小森竜邦小委員長）、組織・機関紙・財政小委員会（藤田十四三小委員長）、政策小委員会（田中功孔小委員長）の三小委員会でそれぞれ論議がおこなわれた。運動方針小委員会では、当面する国民的な緊急課題を解決するための「社会党主導の革新連合政府」構想を決定した。全野党共闘論をめぐって論議は展開されたが、七七年度方針、社会主義理論委員会報告、参院選闘争方針が満場一致で採択された。組織・機関紙・財政小委員会では、党の組織建設、党と労働組合の関係、青年問題、機関紙日刊化などの問題が論議された。党の青年組織を社青同に限定している問題に関して出された大阪府本部からの修正意見を否決したうえで、本部方針は原案どおり可決された。政策小委員会では、政策要求と財源対策の関係、農業・中小企業・医療・雇用・自治体改革・エネルギー・緊急諸策などの個別政策、参院選政策等について本部原案どおり可決した。なお本部政策審議会事務局員の増強についての要請が満場一致で採択された。

第三日。全体会議で、小委員会報告を満場一致で確認したあと、一兆円減税実現署名運動推進決議など本部提出の四決議案、地方提出の一三決議案を採択。任期二年間の中央役員を選出、大会宣言を採択して終わった。

新執行部の構成

成田委員長が再選されたが六八年一〇月いらい五期目、石橋書記長が再選されたが七〇年一二月いらい四期目である。新役員の顔ぶれは以下のとおりであるが、副委員長の三人が入れ替わるなど、派閥の指導者が多く落選した総選挙の結果を反映し、新旧交替が目立った（『社会新報』七七年二月一六日。所属派閥は『朝日新聞』七七年二月一一日付による）。

▽中央執行委員長　成田知巳（現、無派閥）、▽中央執行副委員長　安井吉典（新、流れの会）、山本幸一（元、江田派）、高沢寅男（新、三月会）、▽書記長　石橋政嗣（現、勝間田派）、▽中央統制委員長　島上善五郎（元、無派閥）、▽総務局長　館林千里（新、勝間田派）、▽組織局長　森永栄悦（現、江田派）、▽労働局長　笠原昭男（現、佐々木派）、▽農漁民局長　山口太郎（現、佐々木派）、▽中小企業局長　野々山一三（新、江田派）、▽地方政治局長　小山一平（新、流れの会）、▽青少年局長　盛山健治（現、三月会）、▽婦人局長　渡辺道子（現、佐々木派）、▽国民運動局長　横路孝弘（新、流れの会）、▽教宣局長　上田哲（新、流れの会）、▽国際局長　田英夫（新、流れの会）、▽機関紙局長　山本政弘（現、三月会）、▽国民生活局長　横山泰治（現、無派閥）、▽企画室担当中執　曽我祐次（新、佐々木派）、岩垂寿喜男（新、三月会）、▽政策審議会会長　多賀谷真稔（元、無派閥）、▽財務委員長　村山喜一（新、勝間田派）、▽選挙対策委員長　角屋堅次郎（新、勝間田派）、▽国会対策委員長　平林剛（現、佐々木派）

参院選前ということで、運動方針、役員人事の両面で、社会主義協会派と反協会派の決定的対立が意識的に避けられた大会であった

と評されているが、人事面で端的に表明されたように「協会勢力を中心とする左派勢力が主導権を強めた」（『朝日新聞』二月一一日）ことは否めなかった。佐々木、江田、流れの会の反協会三派連合は、統一候補として書記長に下平正一（佐々木派）、総務局長に森下昭司（同）、青少年局長に深田肇（同）、財務委員長に小林進（同）、中央統制委員長に松本七郎（江田派）、選挙対策委員長に現職の大柴滋夫（江田派）の六名を推したが、投票の結果、全員落選している。当選した六ポストの六名は、三月会と勝間田派に属するか支援された者である。票数は、書記長選で二七二対二一八、青少年局長選で二五〇対二三七、選対委員長選で二六三対二〇一であり、最高で六二、最低で一三の票差となっている。党四役と中執二五人の派閥構成は、佐々木派五（九）、流れの会五（〇）、勝間田派四（五）、三月会四（二）、無派閥四（三）、江田派三（六）になった（カッコ内は大会前の構成人員。『朝日新聞』二月一一日付による）。

江田意見書問題

大会における論議の焦点は江田問題にあった。

七六年三月の第三九回大会、七六年六月の全国書記長会議ですでに江田問題は党を二分する大問題として論議されていた（本年鑑七七年版四八六、四八八ページ参照）。第四〇回大会においても、江田問題が社会主義協会系の三月会から提起され、「新しい日本を考える会」に江田副委員長が参加していることが妥当か否か、という形で論議された。しかし、江田問題の基本が、社会党の政治路線の根底的な問題としての全野党共闘路線にかかわるものであったことは、第四〇回大会に向けて発表された「江田意見書」の内容から明らかであった。江田副委員長は、七七年一月一二日付で成田委員長宛、以下の意見書を、「第四〇回定期全国大会に提出されるべき運動方針決定を前にし、別紙意見書を提出いたします。討議のうえ採択されるよう願うものであります」との前文をつけて提出した（部分引用）。

【「革新・中道連合政権」についての意見書】

今次総選挙では、中道派が支持されたといわれているが、より正確には政治の急激な変化による混乱をさけ、漸次的改革を望む人々が、国民の側で多数派を形成しつつあるということであろう。年々ふえつづける支持政党なし層が、四年前には自民党に痛棒を加えるため共産党に投票したが、今回は新自由クラブに移ったこと。最近の世論調査によると、自らを中産階級だと考えるものが、中の上、中の下を加えたら、国民の九割に達していること等もこれを裏づけている。この国民の側で形成されつつある多数派を、政治の場で実現するのがわれわれ政党の役目である。そのため、第一に、先進国型の自由と民主主義に基礎をおき、漸次的改革をめざす社会主義勢力（党と労働組合）が核となり、中間層等を含む進歩的連合を形成することである。われわれはそれを革新中道連合と呼ぶ。より正確には、社会党が中心的な勢力として加わるという意味で革新・中道連合である。（略）連合論についてつけ加えるならば、これまで、安易に使われてきた「統一戦線」という用語も刷新する必要があるように思う。統一戦線という語は、前衛政党（共産党）を中心としてその周りに諸勢力を結集するという、同心円型の戦線として歴史的に定型化された概念である。われわれが目ざす連合はそうではなく、実際上何れかの党が要（カナメ）党としての役割を担うにしても、少くとも論理的には、同格の複数の政党がいて、互いに協力しあう関係でなければならない。したがって「統一戦線」という用語よりも「連合」がその呼び名にふさわしいと思う。（略）社会党は全野党による共闘を主張してきたが、数年を経過したにかかわらず、四野党の足並みは一致ではなく、分離の方向に進んできたことを冷静にうけとめなければならない。ネックは共産党にある。この党がいかに柔軟な路線を表明しようと、民主集中制をとるイデオロギー政党であり、党内にさえ民主主義

が生かされない独善の党である限り、この党を加えての連合は不可能だということを認識しなければならない。これはすでに、世界的に実証されてきたことであり、共産党とは閣外協力が限界だということである。わたくしは、日本における現実的な革新的連合政権の構想に、共産党とはともに天を戴かずという態度をとれというのではなく、遠い将来は別として、現段階においては、前述のように対処することが壁につき当っている社会党の政権構想に窓をあけることができると確信する。（略）革新の革新は、構造改革提唱以来のわたくしの初心にほかならず、重大な選択が迫られるいま、あえてこの提案を行なうものである。

（現代社会主義研究会『社会主義レポート』七七年一月）

大会第一日、第二日における江田批判の意見は熾烈をきわめた模様である（討議内容の要点は一二月九日、一〇日付参照）。大会は、「江田意見書」を無視し、趣旨説明も求めない態度をとった。

【運動方針小委員会報告】

最初に、本委員会に大会運営委員会から回付された運動方針についての意見書の取り扱いについて審議いたしました。代議員の論点は、規約第八条に定められた意見書を提出する党員の権利と執行部の一体性、機関の組織的運営との関係についてでありました。この結果、江田意見書については改めて意見書の趣旨説明を求めないとの取り扱いにたいし、付託された案件の審議にはいりました。本委員会で、もっとも論議が集中した問題は、総選挙の総括について、有利な条件の下で、党が伸びなやんだ問題と、「新しい日本を考える会」江田副委員長参加の問題でありました。（略）政権構想に関連して、江田副委員長が「新しい日本を考える会」に参加していることにたいして同会が政治集団ではないかなどの理由でもっとも多くの批判が集中的に出されたのであります。これにたいして石橋書記長から、昨年六月の全国書記長会議でのまとめ七項目に、『『新しい日本を考える会』はまだ政策集団であると考えるが、それが政治集団になれば、江田副委員長は同会から脱退するものと確信している」との成田委員長答弁をつけ加えて執行部見解とするとの答弁がありました。つづいて江田副委員長は、「成田委員長のいわれるとおりである」旨確認しました。これを受けて、大会運営委員長より本小委員会に付託された、『新しい日本を考える会』については、昨年六月『全国書記長会議のまとめ』（党の方針にもとづいて行動すること）および党規約第十三条の趣旨にもとづき、党員は参加をとりやめ、党の統一と団結をはかるべきである」との付帯決議案の取り扱いについて、本小委員長は、「ただいま、石橋書記長より執行部見解表明があり、さらに、江田副委員長からも、これを確認する発言がありました。本委員会はこれを認め、本決議案の趣旨にもとづき新執行部が今後の運営にあたることを要請します。これをもって決議案については解決したと確認されたい」と提案し、全会一致で了承されました。

（報告者、小森竜邦小委員長。『社会新報』一二月一六日）

大会のあと、江田三郎は離党を表明することになる。離党表明は、三月二六日であった。江田の離党は、六〇年代初頭の構造改革論の提起が受け入れられなかったことにきっかけになったのは、二月の大会」であったとされている。江田派からすれば、第四〇回大会は「社会主義協会が党を制圧した歴史的な大会」であり「統一社会党の実質的な終焉」であった（貴島正道談。『世界』七七年五月）。

(2)　第五四回中央委員会

江田離党と成田談話

江田離党問題への対応として、社会党は、七七年四月一一日、第五四回中央委員会を緊急に開き、参院選に向かって「全党が統一と団結を固める」態勢づくりをおこなった。中央委員会開催前に、成田委員長は談話を発表、組織局は通達第三号を発している。組織局の通達は、「離党者の発生を絶対に防止」するよう訴え、離党の意志表明のあった者に

たいしては「同志的な説得を強力におこない……感情的・打撃的非難は厳につつしんでください」と党内各機関に要請している。「きわめて遺憾」であるが「去る者は追わず」とする成田談話の全文は以下のとおりである（成田談話と組織局通達第三号は三月二六日付で発表・発令された。『社会新報』七七年四月一日、『月刊社会党』七七年五月、に掲載）。

【きわめて遺憾　成田知巳】

一、かつて、わが党の書記長、委員長代行、副委員長という要職を歴任し、日本社会党の歴史に大きな責任をもってきた江田三郎氏が離党するという事態は、党の統一と団結に重大な影響をもたらすものといわざるを得ない。われわれは、わずか一カ月前の党大会で、江田氏自身をふくめ、満場一致で運動方針が決定された経過からみて、このようなことはあり得ないと考えて佐々木・勝間田両委員長経験者や三宅衆議院副議長と中央執行委員会が、あげて慰留につとめたにもかかわらず、江田氏が新党結成、参議院選立候補という道を選んだことを、きわめて遺憾に思う。

二、日本社会党は、かつて、一九五一年サンフランシスコ条約の批准という重要なときに分裂し、さらに一九五九年安保条約の改定に反対する大衆運動の高まりのなかで、西尾氏らが脱党したという歴史を背負っている。われわれは、これらの分裂が日本の平和と民主主義を支え、生活と権利を守る大衆運動の前進にすくなからぬ困難をもたらしたことを、今なお忘れることができない。保革伯仲の政局のもとで、春闘がし烈に闘われている最中に、歴史的参議院選を目前にしての江田氏の今回の行動が、誰に利益をもたらし、誰を不利益におとしいれるかということをあえて指摘せざるを得ない。

三、日本社会党は、これまで党内の論議を国民の前に公然と明らかにし、党内民主主義を尊重する党風と伝統をひきつぎ、少数意見を尊重しつつも、党の団結の基準はあくまで民主主義の原則にもとづいて決定するよう努力してきた。このような討議を経て、われわれは「日本における社会主義への道」「新中期路線」、これをもとに「国民統一綱領」を全党一致で決定し、その方針の実現のために全党をあげて努力してきた。われわれの政権の構想は、ここに存在し、わが党の政策は、ここに依拠する。いまこれらの方針決定に重要な役割を果たした江田氏が、自らそれを一片の反古にすることは容易としても、それを国民に公約してきた政治家の態度としては無責任の批判はまぬがれないのではなかろうか。

四、もちろん、われわれは、日本社会党が、すべてに完全であると考えるほどせん越ではない。その欠点を補うために、われわれは、党の長老の一人としての江田氏が、自らの主張を党内によびかけ党の前進のために貢献するよう願ってきたのである。二月の党大会の党改革案作成の決定をうけて、中央執行委員会もこれを再確認し、さらに私が江田氏との会談のなかで、党内外の世論を結集したシンポジウムや、江田氏をふくめた委員長経験者の会議を開催するなどの具体案を提唱したのは、まさにそのためである。道は、むしろ開かれているのである。

五、われわれは戦前・戦後を通じて江田氏が日本の社会主義運動の前進のために大きな足跡を残された事実を決して否定しない。それゆえにこそ、江田氏がともに苦しみ、ともに悩んできた日本社会党に対する愛着を痛切に自覚していることを信じたい。だからこそ、われわれは江田氏に問いたい。「革新連合の時代」とあなた自身が強調される政局のなかで、戦後三十年、苦難な歴史を共有してきた日本社会党の同志とさえ連帯し得ずして、他党とどんな連帯が可能なのだろうか、と。

六、江田氏はすでに日本社会党を去った。もはや、誠に残念だが、「去る者は追わず」といわざるを得ない。われわれは今こそ、初心にかえって党員一人一人の連帯のきずなをたしかめ合い、先輩が築きあげた党史と闘いの伝統を学び、派閥を超えて日本社会党の団結を守り抜くことを決意する。そして、この際こそ国民の声に謙虚に耳を傾け、確信をもって日本の政治革新のために献身することを誓う。ここに改めて国民の皆さんにご理解とご協力を訴えるものである。

江田離党と党改革委

第五四回中央委員会では、石橋書記長の報告が満場一致で確認された。報告は、江田離党問題の経過報告とともに、党改革の方向をも明らかにするもの

となっている。そして、党改革論は、協会派による「党内民主主義の確立と少数意見尊重の方法」の要請にも応えるものとなっている（『社会新報』七七年四月一五日または『月刊社会党』七七年六月）。

【第五四回中央委員会、書記長報告】

1　まず最初に江田離党問題について報告いたします。ご承知のように三月にはいって、江田前副委員長の離党問題が、表面化してきたのであります。私たちは、与野党伯仲の政局のもと、春闘が熾烈（しれつ）に闘われているさ中に発生した、歴史的な参議院選挙を目前にしてのこの動きが、党と革新運動に重大な影響をもたらすと考え、江田氏の慰留に全力をあげてまいりました。三月十日の中執会議は、中執全員が決意をこめて慰留に全力をあげること、とくに、党三役を中心に、佐々木、勝間田両委員長経験者と、三宅衆院副議長の協力をも求めて慰留にあたることを申しあわせたのであります。これに基づき、三月十六日には、成田委員長、佐々木元委員長、三宅衆院副議長が、また三月二十二日には、成田委員長、佐々木元委員長、三宅衆院副議長に勝間田前委員長が加わり、さらに三月二十三日には党三役が江田氏と会うなど、さまざまなかたちで誠実かつ真剣な慰留が続けられてきたのでありますす。執行部側は、この慰留にあたって、江田氏が党の前進のため貢献されるよう願って、党改革の推進、党内外の世論を結集したシンポジウムの実現、さらに江田氏をふくめた委員長経験者による会議の定例的な開催など、いくつかの提案も行なったのであります。私たちは、江田氏のいわれる党改革は、当然、党内において努力すべきものであり、党の外から党を改革するなどということは不可能なことであるとの考え方にたって、こうした提案を行なってきたのであります。

2　党を離党した江田氏は、ただちに江田新党（社会・市民連合）づくりに着手するとともに、自ら参議院選挙で全国区に出馬することを明らかにしております。残念なことに、この江田氏の動向に同調して、一部党員の間に離党の動きがみられます。私たちは、こうした党内の一部にみられる組織的な混乱を極力おさえ、離党者の発生を防止しなければなりません。党内総点検運動を進め、不幸にして離党の意思表明のあった者には、感情的・打撃的非難を厳につつしみ、同志的な説得をねばり強く行ない、離党を思いとどまらせるなど、委員長談話と組織局通達第三号に基づく対応によって、党の統一と団結を維持しなければなりません。私は、この際、江田問題の組織的処理にあたっては、党内統制問題として対処するのではなく、党の組織対策の観点から、慎重に処理していただくよう、同志諸君の協力をとくに訴えたいのであります。むろん江田新党は、明らかに一つの党派であり、党籍をもちながら江田新党を応援するような行為は、絶対に許されません。党員として、この組織上のケジメを厳正に守らなければならないことは、いうまでもないと思います。

3　今日、私たちに求められているのは、江田新党の性格規定をいそぎ、全党員が、日本の平和と民主主義および国民生活向上をめざす、勤労国民の代表としてのわが党の輝かしい歴史と、党の路線の正しさに自信と誇りをもち、党のイメージを勤労国民の前に鮮明に打ち出していくことであります。とくに、全党の一人ひとりが、党結党の初心にたちかえり、本中央委員会を契機に、徹底した大衆路線のもと、七七国民春闘をはじめ国民生活防衛の闘いの先頭にたち、真に勤労国民の党として、大衆の信頼を回復していくことが重要であります。さらに、懸案の党改革についても、長年の討議と方針をふまえ、江田問題を契機に改めて提起された諸課題をふくめて、成田委員長を中心に、全中執が不退転の決意をもって取り組んでいきます。そのため、党改革を進める具体策として、「党改革委員会」を設置しました。当委員会は、三役を中心に全中執をもって構成し、委員

長に成田委員長が、事務局長に私があたり、合同事務局を設けることを決定いたしております。また、党内外の意見を広く汲みあげ、反映させるために必要な方途をこうじます。党改革作成の目途は、当面参議院選挙までとし、中央委員会後早急に、十分時間をとって、論議できるようにいたしたいと考えております。党改革委員会の主要な課題は、次のとおりといたします。①党の危機の認識についての統一、②党風の刷新、③党内各グループの検討、④「綱領」と「道」の調整ならびに「道」の検討、⑤党内民主主義の確立と少数意見尊重の方法、⑥革新政策の研究体制確立、⑦政治プログラムの明確化、⑧青年対策の強化、⑨その他。さらに、党改革委員会のもとに必要に応じて小委員会をおきます。すでに、党運営・機構改革については、私を長とし、森永組織局長を事務局長とする小委員会を設置して、討議を開始しているところであります。私たちは、いま、こうした党生活と党運営を含めた党の基本的改革に取り組み、革新のカナメとして日本社会党の停滞を一気にばん回しようとしているのであります。以上の基本的な方向をふまえ、このあと提案されます選挙対策委員長の報告に基づき、諸計画を着実に実行し、参議院選挙についての江田離党問題のもたらすマイナス面をひとつひとつ克服していきたいと考えております。

3　主な政策と方針

国政選挙と政策提起

革新連合政権の「かなめ党」としての位置を確認した社会党にとって政策面での主導性の発揮は重要な課題となった。七六年総選挙にさいして発表された各種の政策の多様性をみれば、以下のとおりである（「第三四回総選挙期間における党声明・重要政策――委員長・書記長談話」『月刊社会党』一〇月、一二月参照）。

◦年度内緊急物価調整減税と来年度大型所得減税の実施（七六・一一・一七）
◦朝鮮政策の転換をめざして―米大統領選など新たな国際情勢の中で、自民党政府に要求する―（七六・一一・一七）
◦性差別禁止のための「雇用平等委員会法」等の提唱（七六・一一・一八）
◦救急医療の緊急対策と運動の提唱（七六・一一・一八）
◦住民の生活を守り、地方財政危機を打開するための緊急提言（七六・一一・一九）
◦中小繊維産業安定対策確立のために（七六・一一・一九）
◦交通事故の防止と交通遺児、母子家庭対策の確立のために（七六・一一・二〇）
◦腐敗防止に関する制度改革（七六年六月発表）に対する追加事項（七六・一一・二〇）
◦自民党農政の抜本的転換を提唱する（七六・一一・二二）
◦出稼者の仕事と生活を保障する緊急の政策（七六・一一・二二）
◦国民生活優先の水資源・水道政策確立のために―水利用基本法制定の提案―（七六・一一・二三）
◦鬼頭裁判官問題と司法の改革について（七六・一一・二四）
◦経済水域二百海里体制とこれにともなう日本漁業の当面の対策について（七六・一一・二四）
◦福祉型経済への転換を促進する当面の措置（七六・一一・二五）
◦風水害から国民の生活と暮しを守る（七六・一一・二五）
◦インフレ・不況の打開をめざす当面の経済政策（七六・一一・二六）
◦中小企業者の経営と生活を守るための緊急措置について（七六・一一・二六）
◦大地震にたいする防災体制の確立について（七六・一一・二七）
◦失業者の生活保障・雇用安定のための緊急の政策（七六・一一・二八）
◦国政調査権の強化、国民の知る権利の拡大について（七六・一一・二九）
◦地力回復・飼料自給の畜産政策（七六・一一・三〇）

。受験地獄をなくすために（七六・一二・一）

七七年参院選に当たって社会党は、四月一一日付で「真の民主政治発展のために――参議院選挙綱領――」と「参議院議員通常選挙政策」を発表した。「参議院選挙綱領」では、「革新の〝カナメ〟の役割」「政治展開の〝カナメ〟」において社会党をとらえ、中道政治路線については「保守か革新かの政治路線のなかで、本来主体の不明確な中道そのものは安定した政治の中心的な担い手たり得ないことは明らか」であると位置づけた点が注目された（『社会新報』四月一九日、『月刊社会党』七七年六月。『朝日新聞』四月一一日、参照）。参院選の「選挙政策」では、三大目標、七項目重点政策が掲げられた（『月刊社会党』七七年六月。ただし後半部分が省略されている）。

第四〇回大会で、党本部政策審議会事務局員の増強が要請されたことはすでにみたとおりであるが、ある論評によれば、社会党の政策審議会のスタッフはわずかに一八人であるという。予算は年間二五〇万円で印刷費程度。農業、労働、社会福祉の担当者は一分野一人であるが、中小企業、貿易、産業、エネルギーは四分野を一人で担当しているという（「〝政策の時代〟と社会党」『世界』七七年四月、「日本の潮2」参照）。連合政権の時代における「かなめ党」としての社会党には、たんなる作文能力ではない「短期、中期、長期にわたる多面的な政策体系の形成を可能にする体制」をきずくことが求められた（同上）。

七七年度運動方針

社会党には、結党時に発表した綱領がある。しかし、今日、この綱領は死文化し、六四年に確認された「日本における社会主義への道」が現在の社会党の綱領的文書とされている。だが、「道」についても再検討の必要性が認められ、江田離党以降の党改革論のなかには「道」についての論議もふくまれるようになった。社会主義理論委員会における政治路線の検討状況は、「道」の具体化として「中期路線」（七四年）を明らかにし、「中期路線」（七一年）、「国民統一の基本綱領」（七四年）を明らかにするものとなっている（社会主義理論委員会の活動については、同委員会委員長勝間田清一の「日本における社会主義への道」『月刊社会党』七六年一月より七七年五月まで連載、を参照。なお同論文は『社会主義への道と現代』社会新報刊、として一書にまとめられた）。社会党の当面の政治路線は、第四〇回大会で採択された運動方針に示されている（以下、部分引用）。

【一九七七年度運動方針――党主導の革新連合政府樹立への道――】

総選挙闘争の基本的総括

われわれは、自民党政治が批判されつつも、それがわが党の前進に結びつかず、党ののびなやみに終わったということの選挙結果をきびしくうけとめ、選挙総括を通じて党の主体の強化をめざし、新たな党建設にとりくみます。第一に、自民党の党内対立、抗争や分裂選挙を批判した国民は、わが党内にも残存する不統一の要因にも、きびしい批判の目をむけたことを率直に反省しなければなりません。全党は徹底的な討論をつみあげ、中央と地方、議員団と活動家、労組党員と地域党員などにいささかのわだかまりもないよう十分な意思疎通をはかり、機関の指導と規律を強化し機関中心の党運営の実質的な確立をめざします。とくに派閥の弊害をなくし、党の路線を基本に全党の統一と団結を強化していきます。第二に、選挙時だけの一時的な運動では大衆の信頼をかちとれないとの反省のもとに党は労働者、農民のたたかいをはじめ住民運動などさまざまな運動の先頭にたち、党の運動量を増加し、反インフレ・反不況、公害、年金、米価、融資など大衆の死活の要求を政策化し、これら大衆の要求に党の路線を鮮明化する内容をあたえ、保・革伯仲下のきびしい政治闘争へ大衆を導いていく党態勢を確立することが必要であり、このため先進的な地域の経験を全国

的にひろげていきます。第三に、北海道、秋田、鳥取、島根などの完勝や新人候補の善戦など、この選挙結果のもつ積極面を全党的につかみとりまです。とくに全野党の政治勢力の結集という政治目標と、選挙戦で自民党だけでなく、他の野党ともせり合い、この競合にせり勝たないかぎりわが党の勝利がかちとれないという選挙戦の目標とを正しく統合し、野党各党とも政策論争を積極的におしすすめ、わが党の路線と政策の優位性を国民の中にひろげていかなければなりません。また、今回の社・公選挙共闘の実態をふまえ、選挙は、まず自らの力量で勝つという態勢を築きあげることが不可欠であり、この基本にたって、党の主体の強化にむけ、目的意識的な活動を集中的にすすめていきます。

国際情勢の特徴

このような世界の動きのなかで、日本をとりまく当面の情勢で最も重要な問題は、いうまでもなくインドシナ半島解放後の朝鮮半島の情勢です。昨年八月の板門店事件は、在「韓」米軍の存在と朴政権の戦争挑発政策が朝鮮半島のみならずアジアの緊張と戦争の根源であることを明らかにしました。またKCIAの日米両国にまたがる策動と朴政権の愛国民主勢力にたいする弾圧政策は、日米「韓」三国の危険な同盟関係を暴露しています。さらにミグ25機事件は、日米軍事同盟関係が日ソ善隣関係の発展を妨げていることを示しました。カーター新政権は、すでにフォード前政権の外交政策を踏襲する旨、明らかにしているものの、ベトナム以後のアジア支配を維持する意図は捨てていません。このアメリカのアジア戦略のなかで自民党政府は、今後とも自衛隊を増強し、積極的にアジアの防衛分担を拡大しようとしています。このような危険な方向のカナメであり根拠となっているのが日米安保条約の存在であります。平和をめぐる問題とならんで重要な課題は、今日の世界のなかで国民生活を守り、繁栄をめざす外交であります。世界の大勢である経済水域二百カイリの設定と日本漁業と国民生活への影響、農産物輸入と食糧問題、そして石油をはじめエネルギー資源の安定供給など、資源をもたないわが国にとって国民生活を守る外交はきわめて重要であります。そのためには、日本が特定の軍事ブロックにはいらず、他国への経済侵略を排し、すべての国々との間に、平等互恵にもとづく平和共存と相互協力の国際関係を確立することが不可欠の要件となっています。

国内情勢の特徴

政府・自民党は保・革伯仲状況の中で革新側に妥協するポーズを示しながら、政治・外交においては野党を分断しながら反動への動きを示してくると見なければなりません。ロッキード汚職事件は、政・財・官のゆ着を暴露しただけでなく、自民党政治が右翼戦犯やCIAとも「黒い手」で結びついており、事件の派生物としておきた鬼頭裁判官問題によって、厳正・公正であるべき司法までもが黒い疑惑につつまれていることを明らかにしました。ところが自民党は、総選挙で事件関係者が国民の審判を受けたとして、事件の徹底究明をはかろうとせず、「ロッキード隠し」が首相の座についたことで、事件そのものを幕引きにしようとしています。このことは、保守政治のもとでは政治腐敗の一掃が期待できないこと、保守支配を維持していくためには日本の民主主義の破壊をも辞さない危険な本質を示しているのであります。ことに、自民党は、参院選挙においてはあらゆる方法を使って保・革逆転を阻止する動きに出てくるだけでなく、刑法改悪の推進、小選挙区制、スト権はくだつの固定化など、反動化の姿勢を強めてくると見なければなりません。

たたかいの目標

昨年二月わが党はロッキード汚職究明の発展によって、三木内閣の引責退陣が当然であるとの立場から、「選挙管理内閣」構想を発表し、さらに八月、大分における成田委員長談話によっていわゆる二段階政権構想を提唱し、その政権の基本政策目標として七項目政策を各野党と大衆団体に示し、個別に協議を続けることにいたしております。それは第一にロッキード汚職の金権腐敗の実態が暴露され、与党内の混乱と、不統一をさらけ出し、また深刻な経済の行詰まりと社会の荒廃など山積する国政の諸課題を自民党が正常に処理運営する能力を次第にそう失しつつあること、第二には戦後三十年、長期の保守党政治の下で平和と民主主義の憲法が骨抜きになり、これが今日の政治・経済・社会の腐敗と停滞を激化する原因となり、改めて、新憲法の平和と民主主義の精神と原則に基づく制度改革と政

策転換が緊急の国民的課題となっていることであります。政・財・官のゆ着による金権政治の下で国民主権が圧殺されようとし、教育・警察・地方自治などの民主化も空洞化されております。戦争直後解体された財閥は衣をかえて一層強力な独占資本支配となって復活し、独禁法も骨抜きとなっております。大企業と資産階級優先の経済成長政策の結果は、貧富の格差、所得の不平等を激化し、経済上の不平等の上に、強調される「自由」は結局は強者の自由となり、大企業管理社会のなかで、大衆は実質上の自由を失っております。金力万能とはげしい生存競争によって弱者はおしのけられ、憲法の規定する健康で文化的な最低生活はまだ保障されておりません。このような正義と平等を欠落した「自由社会」は正しい民主主義の社会ということはできないのであります。しかも長い間の自民党の農業軽視、エネルギーの海外依存政策の結果、食糧・エネルギーの自給率が低下し、食糧の実質六〇％、木材の三分の二、エネルギーの大部分は外国に依存する状態のなかで、漁業の経済水域からのしめ出し、石油値上げの脅威にさらされています。このような食糧、資源エネルギーの安全保障のない状況では、国の安全も国民の生命財産も守ることはできません。わが国の外交が右顧左べん、自主性を完全に失っている根底には、このような経済の自主性を欠くところに在ることはいうまでもないのであります。このような保守党政治の積悪を打破して、新憲法の原則に立ちかえり、憲法を現実化することが革新連合政府の任務であり、七項目の基本政策目標こそは、緊急の国民的課題を解決する政策でもあります。

わが党が、その主導する革新連合政府樹立に当たっては、「目標と政策の一致」するすべての勢力と個人に門戸を開くという、いわゆる「門戸を問わない」という態度を表明したことは速やかにこの国民的課題を達成することが緊要であるとの考えに立つものであります。この政府はそのまま「国民統一の基本綱領」に掲げる国民連合政府ではないが、これにつながるものであることはいうまでもありません。すでに自民党一党支配の時代が終わり、いわゆる連合の時代が始まっています。自民党は新自由クラブを抱き込み、革新勢力を分断し、「自由国民連合戦線」をもってわれわれの反独占・反自民国民戦線に対抗しようとしています。われわれは参議院選挙に勝利してわが党主導の革新連合政府のめざす歴史的課題の目標を大衆のなかにひろめ、かつ深めて逆うことのできない革新の潮流をつくり出さなければなりません。

党建設

たしかに、これまでの党勢拡大運動を通じて、新党費制度は定着し、青年党員の増加、『新報』の拡大、専従活動家の漸増、各種大衆運動へのとりくみなどの点では、以前にくらべ前進しています。しかし、党の不団結は国民の不信をかい、党組織の停滞が大衆への影響力や革新統合の力を発揮できず、政策的対応力の弱さは、わが党主導の変革のコースに多くの国民を共感させえない主な理由になっていることは争えません。われわれは、こうした党組織の欠陥の指摘を選挙のたびごとにくりかえし、そのつど、再建への決意をたしかめ合ってきましたが、しかし今なお、これが結実するまでに至っていません。ここ数年の経験でも明らかなように、現状の党勢のままでは、なん回、衆・参選挙をくりかえしてみても、わが党の飛躍的前進をかちとることは困難です。しかも、われわれのめざす連合政府は、客観的にはすでに射程距離にはいっており、ここ数年のうちに、この国民的要請に応えることができなければ再び保守勢力の立直りによる逆流をむかえる危険さえあります。（略）このため、一九七七年の党建設の目標をつぎの三つにしぼり、全党あげて完遂します。第一は、全党が結束し、機関中心の運営によって指導体制をつよめること、第二に党の主体をつよめ、共闘、統一戦線を主導できる党にすること、第三に地域大衆活動の党に脱皮することです。

（『社会新報』七七年二月八日、号外）

4　議会外の活動

大衆運動

社会党にとって、「議会闘争と院外大衆運動とを有機的に結合」させることは、党の政治姿勢の基本である。社会党の議会外における大衆運動の展開について、石橋書記長は、第四〇回大会で以下のように報告した（中央執行委員会『第四〇回定期全国大会党務報告書』四～一一ページ。『社会新報』二月一三日に掲載。小見出しは引用者）。

ロッキード事件真相究明運動

このような国会闘争とともに、党は「ロッキード」真相究明を要求する院外大衆運動に取り組み、七六国民春闘との結合をはかり、運動の盛り上げに努力してまいりました。すなわち、党は、三十三氏の呼びかけによる院外大衆闘争をすすめると同時に、社会党・総評を中心とする「ロッキード闘争本部」を軸に、数次の全国統一行動やさまざまなデモや集会を組織してきたのであります。

国民生活防衛闘争

党は、この方針にもとづき、春闘討論集会を全国的に組織し、また労対機構を充実させて春闘への取り組みを強化し、同時に、一昨年以来の「暮らせる年金、よい医療」の運動をさらに発展させて減税・税の不公平是正や救急医療問題を中心に、多岐にわたる国民生活要求闘争をすすめ、対自治体交渉や対政府交渉をつみあげてまいりました。とくに生活要求闘争を通年化するという方針のもとに、七―八月段階から予算要求闘争を組織し、広範な予算・制度要求を吸い上げ、政策転換要求として高めていく努力を重ねてきました。

農民運動

農民運動では、中央段階ではじめて農民五団体が中心となって「農民春闘」が組織され「農民団体米価共闘会議」のもとに米価闘争が推進されるなど、農民の農産物価格闘争が大きく前進しました。また、新潟県福島潟の「造反稲作」など、減反政策に反対する農民の実力闘争も組織され、このたたかいが、各地の減反反対闘争を勇気づけてきました。北海道、東北をおそった冷害の被害はいちじるしく、また西日本の風水害も大きな被害をもたらしました。党は、これら冷災害にあたって、現地に調査団を派遣し、緊急救農、災害対策を講じるとともに、このような冷災害から農民を守るための特別立法の制定を要求して強力なたたかいをすすめました。

全中連の組織化

深刻な不況のなかで、倒産記録をつぎつぎと更新している中小企業の危機を打開するため、党は、積極的な取り組みをすすめてまいりました。結成三年目をむかえた全中連の組織化は、急速にすすみ、全国で三十七府県・八十三商工会が組織されるにいたりました。党は、大企業が中小企業の活動分野へ進出し、中小企業を圧迫してきている現状を重視し、全中連と連携して、大企業の進出を規制するための中小企業事業分野確保法の制定を要求して、運動をすすめてまいりました。

地方財政確立の運動

また、この間、党は「地方財政危機突破国民共闘会議」を軸に、地方財政確立の運動に取り組み、住民の行政訴訟に対する支援運動や、中央集権化に反対するたたかいを、すすめてまいりました。

青年・婦人の運動

青年運動では、青年党員が党活動を積極的に担うとともに、反独占青年戦線の発展をめざして、社青同に対する育成・指導をはかり、広範な青年層の結集に努めました。とくに「社会党を支持する青年共闘会議」は、わが党の周囲に多くの青年をひきつけていますが、今後は党と労働組合の緊密な協力をもとに、指導を充実させなければなりません。婦人対策の取り組みは、男女平等の実現をめざす諸政策の充実を中心に、とくに政府の「婦人の十年国内行動計画」作成にたいする申し入れ、民法改正による性差別の撤廃、保育政策の抜本改革を迫る「保育問題対策委員会」の設置な

どに重点をおき、中央・地方における活動を推進してきました。

部落解放運動

部落解放運動の分野では「同対審」答申完全実施、「同和対策事業特別措置法」具体化の対政府、自治体闘争、差別行政から解放行政に転換させるたたかい、狭山差別裁判闘争など広範な運動を院内外で展開し、一定の成果をかちとりました。しかし、部落問題に対する党員の認識には格差があり、解放運動に対する全党的な取り組みを強化しなければなりません。

その他の運動

このほか、原発反対、原子力船「むつ」の佐世保修理母港化反対の運動、基地闘争や反自衛隊のたたかい、さらに国際連帯活動などをすすめてきました。

以上のほか、一般大衆運動をふくむ、社会党がとりくんだ議会外活動として、社会党政権を仮定しシャドウ・キャビネットを形成した大分における「国民議会」（七六年八月二一日）、平和経済計画会議シンポジウム（七六年六月二八、二九日）、自治体政策研究第一回全国集会（七六年七月二三～二五日）、原水禁大会（七六年八月一～一九日）、全国革新市長会（七六年八月二四、二五日）、憲法擁護国民連合第一三回大会（七七年一月二九～三一日）などがある。なお、生活要求闘争本部（本部長・赤松副委員長）は、各省庁の予算概算要求の期日である八月二五日を目標に、七六年八月、「八・二五総行動」を展開した（『社会新報』八月二三日、九月一九日）。また、国民春闘会議の七七年春闘と結合して、一兆円減税の実現のため「三千万国会請願署名」運動が展開された。第八〇国会における参議院での請願件数は五月三一日現在で、社会党四二一〇件、共産党一一六三件、自民党六一七件、公明党二一〇件、民社党一〇五件、第二ク七六件、無所属一五件、と報告されている（『社会新報』七七年六月二八日）。

国際活動

米国におけるカーター新政権の発足と極東戦略の新展開という国際情勢のなかで、社会党の国際活動は多面的に展開された。中国にたいしては、七六年六月二三日から七月二日にかけて江田三郎、山本幸一ら国会議員六人が、ついで、七六年一二月一二日から二四日にかけて大亀幸雄岡山県本部書記長ら「活動家」一二人が、訪れている（現代社会主義研究会『社会主義レポート』七六年八月、七七年二月）。七七年五月一〇日から一六日にかけては、第七次訪中代表団（団長山本幸一副委員長）が派遣された（『月刊社会党』七七年七月）。朝鮮民主主義人民共和国にたいしては、七六年六月一一日から二二日にかけて、日本社会党青年活動家訪朝代表団（一三人）が、ついで、七六年六月二四日から七月四日にかけて、日朝友好親善漁業代表団（団長米田東吾社会党教宣局長）が、訪れている（『社会新報』七六年七月七日、一一日、一八日）。七七年四月一日から三日間、ニューヨークで開かれた「米韓問題国際会議」（米国の対韓政策の新しい方向を要求する国際会議）には、山本幸一副委員長ほか一名が出席した（『社会新報』七七年四月一二日、一九日）。七七年五月末に予定されていた朝鮮民主主義人民共和国への代表団派遣は、五月一九日の中央執行委員会で延期が決定された。ソ連にたいしては、七六年七月二九日から八月九日にかけて、青年活動家代表団が派遣され、七六年八月一四日から二二日にかけて国会議員団（団長和田静夫参院議員）が派遣された（『社会新報』七六年八月四日、二二日。『月刊社会党』七六年一〇月、一一月）。七六年九月二二日、ソ連共産党理論活動家代表団と勝間田清一社会主義理論委員会委員長ほかとの会談がおこなわれた（『月刊社会党』七六年一二月）。社会主義インター首脳会議の日本開催については、七六年一二月三

日付、石橋書記長の談話発表があり、七七年七月四日には、石橋書記長によって、七七年一二月一七日から三日間、横浜で開催する計画であると発表された（『月刊社会党』七七年二月、『社会新報』七七年七月八日）。なお、七七年三月三日の中央執行委員会で「党員の海外旅行」「国際運帯活動」について、中央執行委員、国会議員、本部書記などの場合は中央執行委員会の決定を必要とする、などの「党員旅行基準」が指示された（『社会新報』七七年三月一六日）。

5　組織・機関紙・財政、党改革問題

党勢拡大運動の不調

社会党の党員数は七四年六月現在で四万二〇〇〇人前後と推定された（本年鑑七七年版四八三ページ）。七七年の前半期、第四〇回大会後の時点においても、党員数は四万とおさえるのが妥当のようである（『世界』七七年五月における貴島正道発言、深田肇発言など参照）。社会党において、党勢拡大運動は停滞しつづけている。第四〇回大会における石橋書記長の「党務報告」はつぎのように述べている（『党務報告書』または『社会新報』七七年二月一三日）。

私たちは、党勢拡大運動の基本目標に総選挙闘争と結合した組織建設におき、次の四点をかかげて、この一年、全党的な努力をつみかさねてまいりました。すなわち、その第一は組織的団結を回復すること、その二つは「生活要求闘争」を基礎に党勢拡大をはかること、その三つは組織、機関紙、財政の一体化した総行動の党に脱皮すること、その四つは広大な「支持者組織」の結集に着手することであります。

まずこの目標を具体化するため、全国組織、労働、機関紙部長会議を開催し、意志統一を深め、統一的な党勢拡大運動の推進をはかってまいりました。また七月には「全県党員討論集会」を開催し、とくに生活要求闘争と党勢拡大運動との結合という課題を中心に、中央・地方との交流、意志統一を深めてきました。一昨年、昨年と続けて開催してきましたこの「全県党員討論集会」は、中央本部と党員とが直接交流できる唯一の場であり、不十分とはいえ中央・地方の意志統一に欠かせない事業であると思います。私は、中央・地方一体となって、この討論集会のもち方を検討、改善し、成果をあげていきたいと考えております。さらに「都市の党」会議にひきつづき、「近畿ブロック会議」と「関東ブロック会議」を開き、これらブロックに共通な課題に協力してとりくみ、党建設に役立てていく態勢づくりをめざしてきました。こうしたとりくみのもとに、総選挙のための政策学習や、選挙法学習、選挙宣伝資材を活用した教宣活動など、総選挙闘争と党勢拡大運動を目的意識的に結びつけて、党の組織拡大に努力してきました。

しかし、その成果を十分あげることができず、また、一昨年来とりくんできた「生活要求闘争」と党勢拡大運動との結合という課題についても、依然としてたちおくれているのが現状であります。

社青同問題

党勢拡大の内実となるのは青年党員の増大であろう。しかし、社会党の青年組織は、社青同問題に直面している。社会党は青年組織として社青同のみを公認しているが「いま社青同には向坂派でなければ入れてもらえない」実情がある。そして「社青同に入った者は党費を半額減免され、さらに、その社青同には青年運動育成強化費として一千万ぐらいの金を石橋執行部が出している」という問題がある（深田肇元社青同委員長の発言『世界』七七年五月）。したがって、七六年一二月、一八県五五人の代表が集まって青年問題懇談会が結成され、第四〇回大会における青少年局長選出のさいには、協会派と反協会派の票差が一三に縮まったのであった。なお、現在、社会党において、三〇歳未満の青年党員

として登録されている者は七〇〇〇人であり、向坂派の青年党員は二三〇〇人であるとされている（同上）。

青年党員の不足は、党活動家の不足を意味する。東京の党組織の場合、全都で専従者は約一〇〇人いるが、活動家が専従として定着できる体制ができていないと報告されている（「専従者は党の宝」『社会新報』一月九、一二日）。

機関紙と財政

社会党は七六年中の上半期と下半期に二回の機関紙拡大運動月間を設定した。上半期の六月には「一昨々年のめざましい拡大状況を再現」し、年間を通じ「拡大目標の半分弱を達成」したと報告されている（社会新報日刊化準備委員会「『社会新報』拡大運動月間について」『社会新報』七七年三月二日）。減紙の率が不明なので機関紙発行部数の推定は困難であるが、七三年二月・一三万五〇〇〇、七四年一二月・一九万二五〇〇、七五年一月・二四万五四〇〇、七五年九月・二七万と発行部数の伸びが維持され、七七年二月の第四〇回大会時には三〇万台に乗ったと推定される（本年鑑七七年版四八三ページおよび『月刊社会党』七六年八月所収の山本政弘機関紙局長の報告を参照）。なお、『月刊社会党』は七七年六月号を創刊二〇周年記念号とし、別に「国民連合政権と社会党の任務」なるシンポジウムを企画、七月号に発表した。

財政については、塚田庄平総務局長が五〇年度の政治資金についてつぎのような談話を発表している。「わが党の五十年度収支は約十七億円であるが、とくに下半期は上半期に比べ、約五億円の増となっている。これは党費の引き上げおよび改善、機関紙、出版活動の拡大などによるものである。団体からの寄付は、総評からの約三億二千万円のみで、他の団体、企業からの献金は一切受けておらず、党の財政は健全かつ着実な前進を示している」（『社会新報』七六年八月一八日）。なお、新政治資金規正法による七六年度の収入は、三八億円とされ、前年度比プラス二一億円と自治省に報告されている。

党改革委員会の動向

江田離党問題に対応する第五四回中央委員会が七七年四月一一日に開かれたさい、党改革委の設置が承認された。同中央委員会において、石橋書記長はつぎのように発言し、総評の槇枝議長はあいさつのなかで以下の二点を強調した（『社会新報』七七年四月一五日。石橋報告は2の(2)）。

【第五四回中央委での党改革問題に関する石橋書記長の発言】

党改革については、論議する課題にワクはない。党改革の決意をあらわすために、委員会を設置すべきだということになった。すべての課題で選挙前に結論が出るとは思わないが、選挙前に一定の結論を出すことが、選挙にも影響するものと考えている。〝道〟の検討については、〝綱領〟は死文化、死滅しているといっても現実にはある。しかし死滅している。〝道〟と〝綱領〟の調整が必要ということになった。

【同中央委での槇枝総評議長のあいさつ】

（第四〇回党大会について）党運営は、いうまでもなく機関中心主義をとるべきでありますが、機関運営のあり方そのものを民主化し、少数意見をも尊重しつつ、これを論議のなかに完全に消化し、また、労働者・勤労国民の意見の反映にも特段の留意を払ってもらいたいということであります。また、論議にあたっては、不規則発言をも含めて、冷静にして真摯であって、理論には理論、いやしくも感情に走り、ヤジ・雑言、しかも野卑、低次元に堕した言動、知性的政党のイメージを失墜するがごとき言動は、厳に慎み、排除していただくよう強く要望するものであります。

（党改革と政策プログラムについて）この作業を通じて江田氏が提起した客観的な諸問題に、党として真正面から応えていくべきだと思うのであります。すなわち、国民の意識が多様化し、要求も多角的に錯綜し、それ

を反映して政党も多党化現象を呈している現在、連合時代の政治には、従来にない政策的対応が求められているのであります。〝社会主義への道〟は、綱領を発展させる意味において基本的には誤りのないものであると思います。しかし、これをさらに発展させ今日の情勢に適切に対応し、連合のリーダーシップをとるべき社会党としての現実的政策プランは、一定の幅と柔軟性をもって立案され、展開されなければ、無党派層を大きく糾合しうる党への躍進は期待できません。

発足した改革委員会は、第一回を四月一八日、第二回を四月二四日、二五日、第三回を五月六日に開催している。党改革委員会の論議は、社会主義協会の存在そのものが党の危機につながっており、党改革は社会主義協会のあり方を問題にするところからはじめなければならない、とする反協会派の論点をめぐって展開された（論点については『社会新報』七七年五月一日付を参照）。党改革論議は、参院選後、さらに活発に論議されるが、参院選直前の五月二八日、社会党と総評の合同会議が開かれ、そこでは、社会党が、総評から提起された「社会党強化のための七項目の提案」と総評党員協委員長会議の「四項目申し入れ」にたいし、党の側からする六点にわたる党改革の要点を「回答」し、その六点の回答を社会党と総評の両者が「確認」しあう文書を発表した（以下、部分引用。『社会新報』七七年六月三日）。

【〝社会党と総評の確認〟　一九七七年五月二八日。日本社会党中央執行委員長成田知巳、日本労働組合総評議会議長槇枝元文】

日本社会党は、勤労国民のうえに立脚し、マルクス・レーニン主義者から人道的社会主義者にいたる多様なイデオロギーを包含した一定の幅をもつ共同戦線党的な性格をもった党です。党の機関で根本的なイデオロギーのちがいを論議し、多数、少数で統制しようとするなら、それは党の分裂を招く結果となります。社会主義協会は研究集団として、マルクス・レーニン主義について議論し、研究し、提言するという本来の性格、任務の限界をわきまえて活動するなら、社会党にとって価値ある存在といえましょう。私たちは、党内において党中党をつくることを厳に慎み、派閥解消にむけて一層の努力をおこない、党の組織運営上の欠陥を克服し、機関中心の民主的運営をおしすすめていきます。党改革委員会はまた、党綱領と日本における社会主義への道の調整、および〝道〟の検討についても討議をすすめていきます。〝道〟については、新中期路線と国民統一の基本綱領をもふくめて党の長期路線を情勢の変化に対応させるため、今後それらを創造的に発展させていくことで、意見の一致をみています。

6　派閥の動向、社市連の動向、など

三月会と反協会三派

社会党には政策研究集団の形で実質上の派閥が存在している。派閥の名称と所属議員数は以下のとおりであるが、全体として社会主義協会系の三月会と反協会派に両極分解していく傾向にある。

社会主義協会（向坂派）	衆院　四人	参院　三人	計　四人
政策研究会（勝間田派）	衆院二四人	参院　三人	計二七人
社会主義研究会（佐々木派）	衆院二五人	参院一五人	計四〇人
新しい流れの会（横断派閥）	衆院二四人	参院二一人	計四五人
現代革新研究会（江田派）	衆院二〇人	参院一二人	計三二人

（議員数は七六年一二月現在、朝日新聞社調べによる。各派閥の特徴については本年鑑七七年版四九六ページ以下参照。）

七七年一月二三日、社会主義協会を主体とする党内左派の結集

体、三月会が正式に発足した。会長に楯兼次郎（元佐々木派）、幹事長に志苫裕（参院議員）を選出、「全野党路線を堅持し、社公民路線や中道路線に反対する」との方針を打ち出した（『朝日新聞』七七年一月二四日）。第四〇回大会は「〝三月会〟を中心とした左派の主導権が確立した」（『朝日新聞』七七年二月一一日）大会であったととらえられている。反協会三派と称される江田派、佐々木派、新しい流れの会は、江田離党以後、結束を固め、党改革問題へのとりくみを強めた。七七年四月一九日には、福島で協会派に反対する党内組織の結成が試みられた。四月二八日には旧江田派が全国代表者会議を開き、今後、佐々木派、新しい流れの会に呼びかけて反協会派三派としての共同行動を展開することを申し合わせている（『朝日新聞』四月二九日）。また、社会主義協会系の行動にたいする批判としては、具体的な問題として、千葉県連問題（本年鑑七七年版四九八～四九九ページ）につづいて、東京都新宿総支部大会における役員選出の完全連記制問題、全電通全国大会妨害問題などが提起された（『社会主義レポート』七六年九月、一一月）。

金瀬議員の除名

大分で「国民議会」が開催された七六年八月二一日、千葉県選出社会党衆議院議員金瀬俊雄が警視庁へ建設会社にたいする恐かつ容疑で逮捕され、東京六区選出の社会党佐野進議員も同事件との関連で事情聴取された。金瀬は県教職組出身、県議七選、七二年千葉三区で初当選、江田派に属していた。社会党は同日、ただちに除名処分を決定した。第四〇回全国大会における「党務報告」によれば、七六年中における除名処分者は二五名、このうち、各級議員は一七名であった。

江田副委員長の離党と社会市民連合の発足

江田副委員長の参加で注目された「新しい日本を考える会」は、七六年七月一〇日、正式に発足した。会長に松前重義、副会長に松田道雄、事務局長に伊達秋雄、事務局次長に北沢方邦と藤牧新平が選ばれ、江田社会党副委員長、矢野公明党書記長、佐々木民社党副委員長の三人は顧問となった（本年鑑七七年版、四七五ページ参照）。「考える会」は、七六年一〇月四日、「明日の日本のために――市民社会主義への道」を発表、同会のビジョンを明確にした。参院選を前に「考える会」は政治集団化の傾向を強くし、七七年三月二日の運営委員会では、矢野公明党書記長と佐々木民社党副委員長が、総選挙後、同会の会長代行となっている江田にたいし「無党派のリーダーとして立候補すべきだ」と決断を迫ったことが伝えられた（『朝日新聞』七七年三月三日）。

七七年三月二六日、昼、石橋書記長に離党届を出した江田三郎は、同日午前、「考える会」の会長代行を辞任している。社会党を離党した江田は参院選全国区への出馬の意志を明らかにするとともに「社会市民連合」を発足させることを発表した。「考える会」の松前会長の長男・松前達郎が同じく参院全国区から社会党公認で出馬する動きを示したことや、「考える会」と社会党江田派の「さやあて」の問題もあったが（『朝日新聞』七七年三月一八日）、なにより も、「無党派市民層に焦点を合わせ、学者、文化人グループと協力して新しい社会主義を訴えていく」ために、「考える会」や公明、民社両党とは「切り離して政治行動をとる」必要があったのであったとされている（『朝日新聞』七七年三月一九日）。

社会市民連合結成の準備としては、七七年四月二四日、「社会市

民連合は政治に何を求めるか」としてビジョンの発表があり、五月七日、「規約案」として組織構想の発表があった。そこで、突然、五月二二日、江田三郎の病死があり、社会市民連合の動きは大きな打撃を受けた。五月二五日、社会市民連合は全国準備会の結成総会を開き、新党としての歩みを開始した。江田三郎の後継者として長男の江田五月が選ばれ、三二都道府県における準備組織の発足が確認された。参院選では全国区二人、地方区八人の候補者を立てたが、当選者は全国区の江田五月一人であり、地方区の得票数は六一〇万票（一・二%）であった。

4 民社党

1 概況

七六年総選挙と七七年参院選で民社党は進出し、衆議院で二八人（共産党一九人）、衆参両院で三九人（共産党三五人）の議員を擁する野党第三党の地位を獲得した（七七年七月一二日現在）。総選挙で結党時の四〇人を目標に掲げた点からいえば目標達成とはいえないが、衆院で野党第二党、衆参両院議員数でも野党第二党であった共産党をとびこして、野党第三党となったことは、野党第四党の地位から脱却しただけではなく、「共産党勢力を痛烈に撃破」したという意味で同党にとって高く評価できる事態であった（第二一回大会における春日委員長あいさつ）。

野党第三党となった民社党は、その政治路線の明確化を求められることになる。「わが国政に占める民社党の役割」は「いよいよ重大なもの」となったのであり、民社党は「健全なる革新政権」の「舵取り」となる自覚を深めた（同上、春日委員長あいさつ）。

民社党の政治路線は、すでに七六年三月の第二〇回大会で、自民党離脱者について「天下同憂の士」と認め、「わが党の政権構想への参加を希望すれば門戸開放する」と宣言し、保革連合政権の方向を指し示すものとなっていた（本年鑑七七年版、五一五ページ）。同党にはすでに、革新政権の可能性よりも保革連合政権の可能性を重視する姿勢があったといえよう。しかし、七六年六月、新自由クラブが出現するとともに、安易な保革連合政権論は成り立たなくなり、中道革新政権構想がふたたび重視されることになった。ある論評は、この間の事情をつぎのように説明している。「これまでの保革対決型の政治状況の中で『どっちつかずの党』とのレッテルもはられてきた同党が一応〝中道志向〟と出た選挙結果に飛びつくのも無理のない話。しかし逆の見方をすると、新自由クラブの出現で、保守との間に〝防波堤〟ができた今は、なによりも躍進した公明党との連携を固めて『中道革新』路線を確立することに、当面党の生きる道を賭けざるをえない、ともいえよう」（無署名〝中道路線ひた走り〟『朝日新聞』七六年一二月一九日）。

民社党の政治路線の基本が中道革新政権論にあったとすれば、民

社党にとって「新しい日本を考える会」の動向は重要な意味をもつもののはずであった。事実、「考える会」について、佐々木良作民社党副委員長は、「考える会」の発足当初から、第一幕はビジョンの作成であるが第二幕は「政治集団づくり」である企図を明らかにしていた（『週刊民社』七六年七月一六日）。もっとも、民社党の内部に微妙な見解の相違があり、いぜんとして革新連合政権よりも保革連合政権のほうが強く志向されている傾向がある。むしろ、革新連合政権論は、社会市民連合の出現に示される「考える会」の破綻や江田三郎の死亡によって立場を弱くし、保革連合政権論のほうが民社党内において主流派的見解になっているといえよう。七七年三月の第二一回大会で示された運動方針案について、『『中道』への積極的なアプローチが見られなくと『考える会』には概して冷ややかな党内事情を反映しているのかもしれない」などという指摘がなされている例があり、この間の事情を説明するものとなっている（無署名〝『中道』への展望欠く〟『朝日新聞』七七年三月一四日）。もっとも、佐々木副委員長自身、第二一回大会で「革新連合政権の前に保革、革保連合の政権を経なければならないかもしれない」と情勢分析をしており、事態は複雑である。

【参考資料】民社党の政治路線、とくに政権構想に関する党内の微妙な違いの背景については、民主社会主義研究会議『改革者』七七年二月、特集「新しい多数派の条件」が参考になる。そこでは、革新中道政権時期尚早論（堀江湛）、保革連立政権否定論（矢島鈞次、音田正巳）などが展開されている。

2　大会、中央委員会の開催

第一四回拡大中央委員会

ロッキード事件の進展から総選挙間近しと判断した民社党は、七六年八月三〇日、第一四回拡大中央委員会を開催、〝総選挙アピール〟を発表した。同アピールの要点は、第一に「自社両党との訣別」を訴え、第二に「エゴイズムに挑戦」する点にあった（塚本三郎書記長の指摘による。『革新』七六年一一月）。

【総選挙アピール「日本の政治を正すために！」】

自民党政権崩壊後の政治体制が、革新的政治勢力結集の方向をとるか、それとも左翼連合の方向につき進むかを決定する重要なカナメは、われわれ民社党が総選挙で敗退すれば、左翼連合の可能性は高まり、批判政党、反対政党というこれまでの革新政党の体質は改善されず、対決政治はさらにエスカレートしてゆく。そしてそれは自民党の反動化と、労働運動の尖鋭化、さらには左翼全体主義の危険を生み出してゆく。（略）民社党に課せられた使命は、混乱の政治への突入と、そこから生れる左翼全体主義台頭の危険を未然に防止し、自由と民主主義の政治体制を堅持する主軸となることにある。

わが国社会の現状は、個人の自由とエゴイズムの混同によって、その社会的機能の崩壊が急速に進んでいる「自分さえよければ、他人はどうなってもかまわない」という思想と行動が社会のいたるところに横行している。これらの個人の公的社会や他人に対する責任の欠如、エゴイズムのまんえんは、個人の諸権利を守る基礎である社会連帯の破壊へつながってゆく。またエゴイズムはそうした個人のみならず集団の中にも浸透し、日照権問題、鉄道や道路、空港、原子力発電所、ゴミ焼却場の建設反対など、

地域共同社会が成立してゆく条件さえも否定する、ゆきすぎた運動が拡大している。さらに年中行事化している国鉄等官公労働組合の違法ストや、児童を人質とした一部の教職員組合運動などは、集団エゴイズムそのものである。そこには全国民的規模の迷惑に対する顧慮は少しも存在しない。（略）さらに最近のエゴイズムの最も顕著な例として、社会的責任を忘れた一部の大企業の、あくなき利潤追求の姿勢も極めて重大である。それは文字通りの弱肉強食の姿であり、中小企業、零細企業に対する圧迫、国民生活の破壊をもたらしている。いま大きな問題になっているロッキード事件はまさに企業エゴの象徴である。（略）われわれは、いまこそ民主主義社会と、それを運営する民主政治の原点をきびしく見つめ直し、個人の自由と社会の連帯を維持し、発展させるために、あらゆる面でのエゴイズムの克服に挑戦しなければならない。

（『週刊民社』七六年九月一〇日。または『革新』七六年一〇月）

第二一回全国大会

七七年三月二二日から二四日までの三日間、民社党第二一回定期全国大会が、東京・九段会館で開かれた。大会のスローガンは「総選挙の勝利をふまえ参院選で躍進を」「新しい時代をひらく革新政権の樹立へ」「国民の期待にこたえる党組織の建設を」の三本であった。第一日。委員長あいさつほか各界あいさつ、党務報告・国会報告・各部門別報告、議案提案がなされた。第二日。運動方針、組織・予算・財政・規約、政策大綱の三分科会に分かれて議案を審議。第三日。分科会報告のあと、各議案について本部原案どおり可決・決定した。党員表彰、特別決議、参院選候補者の紹介があり、役員選出は「定数いっぱいの立候補」で満場一致で決定された。そのあと、大会宣言を採択して終わった（『週刊民社』七七年四月一日）。運動方針を討議した第一分科会のなかにはつぎのような質疑がふくまれていた。

田沢代議員（兵庫県連）　最近韓国の朴政権の人権抑圧、金大中事件などがある時、民社党はさきの日韓議連総会に議員が多数参加した。左右の全体主義を排するという民社党の方針から疑義はないか。今後も日韓議連に取組んでいくつもりか。

塚本書記長　内に左右の全体主義を排し、外には政治、経済、社会体制の違いを乗り越えていくのが基本方針だ。国会議員は、日韓議連だけでなく日中議連、日ソ議連、日朝議連といろいろ参加している。他国のことではあるが、日本に比べて韓国は非民主的なところが随分ある。しかし中国、ソ連、北朝鮮にくらべるとはるかに民主化されている。日本のマスコミはソ連や中国や北朝鮮の批判はしないが韓国のことになると批判する。だからといって韓国がすべていいとはいわない。汚職や腐敗に目をつぶってはいけない。金大中事件でも春日委員長が訪韓の際、はっきり主張したし、ソウルの地下鉄問題でも河村議員が金額の不明な点を指摘した。韓国の野党新民党は民社党の友党であり、それを通じて主張すべきは主張し、友好を深めていく。

木梨代議員（東京都連）　自民党政権が倒れた時、連立政権でいくのか、解党して新党でいくのか。

大内教宣局長　民社党が存在し他の党も存在し、連立して政権をとる。これが連合政権だ。

佐々木副委員長　民社党を解体したり新党をつくることではない。革新連合国民政権構想も当面の目標である。その次には純粋の民主社会主義政権をつくりたいという願望がある。

中田代議員（北海道連）　公明党に対する考えが、現場と本部のムードとは非常にズレがある。農村では公明党・創価学会は排他的、自己中心だ。近代的政党に脱皮していくであろうか。

塚本書記長　公明党と創価学会の区別がどこまでできているか、人様のことだからいえる立場にない。しかし、議会活動で最近民社党の提案に賛成、同調するのは公明党だ。総選挙後、キチッと手を打ったことで予算修正でも公明党の同調を得、民社の考えが公明の考えとなり社、共、新自由クラブを動かし、民社が過半数をにぎっているのと違わない働きをした。七月の参議院選挙後、自民党が政権をなげ出す場合、直ちに政権構想に着

手しなければならない。その時、民社党がどう対処するか。まずは社、公との協力ではないか。民社党が中核となり、社会党に対してはマルクス・レーニン主義と決別するよう迫り、公明党には政教分離をより徹底するよう期待する。天下を担う隣組としてそれくらいいうのが党の立場だ。

大内教宣局長　公明党には創価学会の支えがあり、党員は大部分は創価学会で、創価学会は共産党と十年協定を結んでいる。公明党の日米安保に対する考え方は民社党と相違があり、共産党との共闘でも差がある。経済は市場経済をとるのかどうか、政治思想は民主社会主義かどうかに不満がある。無原則に手をつないでいくのではなく、公明党が民主社会主義政党として成長していくことを希望している。

（『週刊民社』七七年四月一日）

規約改正と役員選出

第二一回大会では規約の改正がおこなわれた。第七条の「党員の義務」に関し「機関紙を購読すること」の一号が付け加えられた。第四八条の「局および委員会の設置」に関し文言の修正がなされた（大会資料『議案書』二五ページ）。役員選出結果は「春日執行部が全代議員の信任を得て全面的な支持をえた」（『週刊民社』七七年四月一日）。大会で選出され、大会後の第一回中執委員で選任された新役員はつぎのとおりである（同上、参照）。

▽中央執行委員長　春日一幸、▽副中央執行委員長　小平忠、佐々木良作、中村正雄、▽書記長　塚本三郎、▽統制委員長　安里積千代、▽中央執行委員　佐々木良作（国会対策委員長）、永末英一（副書記長・国際局長）、和田春生（副書記長・組織局長）、柄谷道一（総務局長）、河村勝（政策審議会長）、竹本孫一（政権ビジョン委員長）、向井長年（選対委員長）、大内啓伍（教宣局長）、西田八郎（機関紙局長）、渡辺武三（市民団体対策委員長）、田淵哲也（青年婦人対策委員長）、赤木省三、稲富稜人、小川泰、小沢貞孝、木島則夫、西村章三、玉置一徳、吉田之久、本田広市、栗林卓司、小宮武喜、下田喜造、中沢いと子、藤井恒男、宮田早苗、和田耕作、▽常任中央執行委員　三役・局委員長・小川泰

▽統制委員　加藤正蔵、三治重信、中村利次、守本又雄、山田勝、和田一仁、戸部卯吉、米沢隆、村上源一、橋詰又一郎

▽会計監査　岡田助雄、神田厚、小林利、中井治、林重幸

▽顧問　西尾末広、曽祢益、永江一夫、竹谷源太郎、松下正寿、村尾重雄、門司亮、山下栄二、吉田賢一、内海清、受田新吉、高山恒雄、滝田実、中地熊造、宮部一郎

3　主な政策と運動方針

主な政策

民社党の政策立案活動の成果として、第二一回大会で報告されたものは以下の一四点である（大会資料『議案書』一四ページによる。掲載誌の付記は引用者）。

○中小企業者の産業分野の確保に関する法律案（七六・三・二五）……『政策と討論』七六年四月

○難病等に関する特別措置法案要綱（七六・三・　）……『政策と討論』七六年四月

○金融機関による中小企業者等に対する歩積み両建てを求める行為の禁止に関する特別措置法案(要綱)（七六・五・一六）……『政策と討論』七六年五月

○造船産業対策について（七六・八・一〇）……『政策と討論』七六年八月

○いわゆる「灰色高官」の公表基準に関するわが党の見解（七六・八・二

五）……『政策と討論』七六年九月
○国鉄再建対策要綱（七六・一〇・六）……『政策と討論』七六年一〇月
○社会保障五カ年計画の提唱（七六・一〇・九）……『政策と討論』七六年一一・一二月合併号
○金権腐敗政治の打破をめざす総合対策（七六・一〇・二〇）……同右
○大規模震災から人命・財産を守るための政策（七六・一一・一八）……同右
○災害・減税・景気浮揚を主とする補正予算編成方針（七六・一一・二〇）……同右
○農産物価格保障政策の拡充と農家負債整理法の制定（七六・一二・一）……同右
○心と体を育て均整のとれた人間教育をめざす教育改革の提案（七六・一二・二）……同右
○中小企業の安定・振興を図る緊急三大政策（七六・一二・三）……同右
○昭和五十二年度予算編成に対するわが党の態度（七七・一・五）……『政策と討論』七七年一月

以上のほか、七六年一一月一二日、二八日に、自民党にたいする第一次、第二次の「公開質問状」を発し、ロッキード疑獄事件、所得税減税などについて自民党からの回答を得た（『政策と討論』七六年一二・一二月、七七年一月）。また、「領海幅員と国際海峡問題にたいするわが党の態度（七七・一・一七）」（『政策と討論』七七年二月）、「日ソ漁業交渉に関する党声明（七七・三・三一）」（『政策と討論』七七年四月）が発表された。第二一回大会前には、「一九七七年度政策大綱（案）」が発表され、経済、社会、教育、政治、外交の五部面における改革案が示された（『政策と討論』七七年三月）。

連合政権構想

民社党の政治路線の基本が革新連合政権構想にあるとともに保革連合政権構想にあることを、第二一回に提起された「一九七七年度運動方針のタイトルは「新しい時代をひらく革新政権への道」となっており、その項目は、㈠国民の新しい選択、㈡建設的な革新政権の政治路線、㈢新政権が実現すべき重点政策、㈣建設的な革新政権の構築、である（大会資料『議案書』第一号議案、を参照）。春日委員長のいう「天下同憂の士」との結合を示す連合政権構想は以下のとおりであり、これは「㈣、建設的な革新政権の構築」の全文である。

(1) 民主主義政治勢力の結集

1 自民党の単独政権崩壊後に、われわれが実現すべき政権は、これまでの古い保守主義並びに左右の全体主義を排し、前述の諸原則をふまえた建設的な革新政権である。この政権は、国民生活の各面にわたる不公正を是正し、いまや広範な勤労大衆を基盤として拡大しつつある中間層の諸要求を重点的に実現する政権である。同時にそれは、全国民の中産階級化をめざし、また恵まれない人々に対して暖かい政治の手をさしのべる政権である。

2 それは必然的に連合政権の形をとるが、それを構成する政治勢力は、前述の政治路線並びに当面の重点的政治課題の実現に賛同するすべての政治勢力を結集する。

3 その中核として、建設的な革新勢力の結集をまず推進する。この見地から社公民三党の協力と結集をおしすすめるが、その過程において社会党に対しては、全体主義につながるマルクス・レーニン主義の清算を求める。

4 新自由クラブの台頭は、基本的には、保守新党をめざしたものであり、その政治性格、政策の基本路線にはなお多くのあいまいさをのこしているが、これまでの自民党政治の転換と保守党の脱皮を求めた象徴的な動向としてこれに注目する。

5 自民党内部は、複雑な要素を内包しつつも、①福田政権に代表される保守単独安定政権の回復をめざすものと、②今後の不可避的な連合政権を想定し、これまでの自民党政治の転換をはかるために健全な革新政党との間に政策の一致点を見出し、それらの政策実現のために政権を共にすること

とを考慮しようとする、流れが生じている。われわれは後者の方向をめざす保守勢力については、これをかねてわが党が提唱している革新連合国民政権の中に期待している天下同憂の士として理解し、政治路線並びに政策路線について合意が得られるならば、連合政権の担い手の一つとして考慮する。

6　われわれは、前述の、①建設的な革新勢力の結集、②保守勢力から脱皮した勢力との協力、③自民党政権の延命阻止という三つの方針に立って建設的な革新政権樹立のために全力をつくす。そのためには、新政権の中心的担い手として民社党の成長が重要である。この自覚に立って、主体的力量を強化し、国民とともに躍動する党づくりのため一層の努力を傾注する。

7　そうした連合政権樹立の時期は、次の総選挙後には必至の情勢になることを予測し、来るべき参議院選挙での勝利並びに、それに続く衆議院選挙での大幅な議席の伸張を達成し、わが党をはじめとする建設的な革新勢力の飛躍を実現しなければならない。

(2)　新政権への国民参加

新政権が実施すべき基本政策について国民諸階層の意思を反映させるため、「重要政策樹立に関する国民会議」（仮称）を設置し、労働組合、中小企業団体、農・漁民団体、宗教団体、市民団体等の諸代表ならびに学者、文化人、医師、経営者など、広汎な国民の代表をそこに参加せしめ、新政権の政策実現について国民の参加を実現する。

なお、右の連合政権構想においては、保革連合政権構想と革新連合政権構想の関連の問題がふくまれているほか、七〇年代の初頭における「社・公・民路線」の場合、「社公民新党」あるいは「革新再編成」という新党構想であったはずであり、それがいつのまにか、連合政権論に変わったのはなぜか、という問題もふくまれている（宮崎吉政論文、『革新』七七年五月所収を参照）。

共産党撃破の姿勢

民社党の政治路線で注目されるのは、強烈な共産党批判の姿勢である。七六年一月の衆院本会議（第七七通常国会）における春日質問につづいて、七六年九月二八日の衆院本会議（第七八臨時国会）においても春日質問がなされ、共産党の宮本委員長に関するいわゆる「リンチ事件」が追及された。首班指名の第七九臨時国会、「与野党伯仲国会」として冒頭から野党五党の院内共闘が展開された第八〇通常国会においては、代表質問で共産党の「スパイ査問事件」が取り上げられるというような事態はみられなかった。春日質問の姿勢は「本件の真相究明をこのままあいまいにしておくことは許されない」とするものであるが（『週刊民社』七六年一〇月八日）、他方で、「リンチ共産党事件」の真相究明を国会に提起したのは共産党を「痛めるだけでなく、共産党を撃破するために、これで攻め立てた」と春日委員長が述べ「今度こそ撃滅」するとの姿勢を明らかにしている例がある（『週刊民社』七七年一月一日）。

七六年七月、民社党教宣局は『歴史を偽造する日本共産党――リンチ事件をめぐる九つの嘘』を発行、約半年間に六版、五万三〇〇〇部を「完売」し、「政党出版物としては特筆すべき成果」を収めたことが報告されている（第二一回大会『党務報告(一)』五ページ）。『週刊民社』の七六年七月から九月にかけての各号には、共産党の「自由と民主主義の宣言」についての批判、前記『歴史を偽造する日本共産党』のダイジェスト、が掲載された。『革新』も、七六年九月号で「変容する共産党の実態と問題点」を特集で組んだ。なお、中国共産党毛沢東主席の死去にあたっては、その当日の七六年九月九日、春日委員長が「アジアにおける平和の前進のため毛主席がはた

された業績を高く評価」する旨の談話を発表した(『週刊民社』七六年九月二四日)。

4 議会外の活動

政経刷新強化パーティほか

民社法曹協会、同盟法曹団は労働判例研究会を組織し、七六年六月二五日、第一回の会合を開いた。総選挙カンパニアとして、七六年七月一二日、民社党政経刷新強化パーティ(東京会場)がホテル・ニューオータニで開かれ、永野重雄日商会頭、中山素平興銀相談役、柳沢造船重機労連委員長、宮田鉄鋼労連委員長など、産業界、労働界、官界、政界などから一〇〇〇人を超える観客を動員するという成果を得た(第二一回大会『党務報告(一)』三ページ)。核禁会議は、七六年度に三〇〇〇万円を上回る被爆者救援カンパ金を集めたが、七七年度も七月から八月までカンパ活動をおこなう方針を決め、民社党がこれを支持している。

毎日新聞不買運動

七六年八月八日付の『毎日新聞』が、ロッキード資金受領者の一人として、民社党の河村勝代議士を暗に指示した記事を発表したとして、一〇月一二日の民社党中央執行委員会は、「毎日新聞の不買運動を全国的に展開する方針」を決定した(『週刊民社』七六年一〇月二二日)。同盟も、民社党の協力要請に応え、一〇月二六日付で「不買運動の協力実施」について示達を発した。一〇月二八日、河村議員は毎日新聞社を名誉毀損で東京地検に告訴。河村議員は、さらに一二月二八日、謝罪広告の掲載および損害賠償金の支払いを求めて東京地裁に請求訴訟を起こした。その後、『毎日新聞』が、七七年四月二九日付で、「民社党議員に現金が贈られた事実がないことが明確になった」とする「おわびと訂正」の記事を発表、民社党は七七年五月六日付で不買解除の通達を発した(『週刊民社』七七年五月二〇日)。

が、民社党は党三役が出席、「憲法に定められた象徴天皇制を守って行きたい」との塚本書記長談話を発表した(『週刊民社』七六年一一月一九日)。七七年二月二四日、「中小企業団体と民社党の政策懇談会」が開かれた。七七年四月一八日、一九日、釧路に「民社党日ソ漁業問題現地調査団」が派遣された。難病支援の運動として「太陽は泣かない」の上映運動がとりくまれ、青年隊の活動として全国で

七六年七月から七七年六月にかけて、民社党による外交使節団の派遣は、七六年七月一七日に出発し二五日に帰国した「民社党訪ソ婦人親善使節団」（団長中沢いと子参院議員）だけである（報告文は『革新』七六年九月、に掲載）。民社党としては、七七年一二月に日本で開催予定の「社会主義インター首脳会議」を重視しているが、開催地について東京説をとっており、社会党の横浜説と未調整である。

5　組織、機関紙、財政

第二一回大会で、組織拡大について「この一年間党員数はほぼ横ばいをつづけ、また、総支部の新たな結成など組織整備についてもみるべき前進はなかった」と報告されている。機関紙の拡大については「週刊民社十万突破を目標としたが僅かに達せられなかった。しかし革新は、この一年で約三〇％増の実績をあげた」と報告されている（『党務報告㈠』一～二ページ）。機関紙発行部数は一五万と公称されたこともあるが（本年鑑七七年版五一二ページ）、やはり約一〇万であった。党員数はいぜんとして公称四万であり（一例として第二一回大会、第一分科会での佐々木副委員長発言。『週刊民社』七七年四月一日）、「四万党員のうちの約六割は同盟組合員」であり（柄谷一道民社党組織局長の発言。『週刊民社』七六年七月九日）、青年隊は約一八〇、隊員は七二〇〇人と報告されている（第二一回大会『党務報告㈠』三ページ）。

民社党の組織拡大で注目すべき点は、同盟系の労働組合の政治活動強化に依拠し、党員についての新しいイメージをつくりあげ、新しい組織方針で「労働組合党員の拡大」を実現しようとしている点である。代表的な例が全化政連（全化同盟政治連盟）で、七四年、個人加入の組織として一七一七人を組織、民社党に「団体加入」した。全化政連は、現在では四〇〇〇人を突破、党都道府県連へ「総支部・支部ごとに団体加入していく」動きをみせている（『週刊民社』七六年九月一七日）。そのさい、「団体党員」と「個人党員」、機関紙読者党員と活動家党員の区分が組織論として検討されている（『週刊民社』七六年七月九日）。政党と労働組合の関係について「党友」の組織化を結節点の一つとする構想が総評の内部にも生まれているが、その点では民社党と同盟の関係において実践的先行の例が示されているといえよう。

党財政の確立については、第二一回大会で「新政治資金規正法の施行（七六・一・一）により、これまで以上に大衆の協賛をえて、その浄財を如何に広く集めるか」が重要であると訴えられている。党費は、一人一カ月一〇〇〇円の「個人党費の定着」となっていると報告され、「民社友の会の拡大」については、「国会議員分担分の完全消化」をのぞくと「今日まで見るべき成果が上がらなかった」とされている（『議案書』第五号）。新政治資金規正法による七六年度の収入は、一三億五〇〇〇万円とされ、前年度比プラス五億七〇〇〇万円と自治省に報告されている（第二一回大会『党務報告㈠』三

5　日本共産党

1　概　況

七二年暮の総選挙と七四年参院選が共産党の議会進出における頂点であった。七六年暮の総選挙では、得票数は増大（約四〇万票）しているが得票率は横ばいとなり、議席数は大幅に減少（マイナス二二）している（第138表参照）。七七年参院選における後退は歴然たるものとなっている。ところで、共産党の後退現象は七三年七月の都議選で先取りされ、七五年四月の統一地方選挙で明白になった傾向であった（本年鑑七七年版四九九～五〇〇ページ参照）。問題は、この後退現象をどうみるかにある。第3図に明らかなように、共産党の躍進は六〇年代の一貫した傾向であった。しかし、共産党の躍進は、七〇年代前半を頂点とし、七〇年代後半に入ると、今度は明白な退潮傾向に変わっているのである。

共産党は、七六年暮の総選挙における敗北の原因として、第一に「反共シフト」をあげ、第二に「組織のたるみ」をあげた。そのうえで、政治路線の正しさを再確認した。しかし、世論調査によれば、共産党支持率はつねに四%前後であり、「きらいな政党」の一位にあって三〇%以上の数値を得るのが共産党という結果も一般的である（一例として『読売新聞』七七年六月二五日付）。そのような世論を代表する形で、共産党にたいして、強く体質転換を求める声があがっている。具体的には共産党の内部における中央集権制の運用を問題にし、党内民主主義の確立を求める意見である。共産党の第一三回大会が開かれたとき、つぎのような論評が加えられた。「戦後の三十年間をみても試行錯誤をくりかえしていた共産党が、いまようやく独自の議会主義路線への模索を一歩進めた、とみることもできよう。（略）南欧の共産諸党の動きとも呼応して、やっと自分の足で議会制民主主義の戦列に加わろうとしている点に注目しておきたい。しかし残る疑問は民主集中制のありようである。宮本委員長は

第3図　国政選挙における日本共産党の得票数

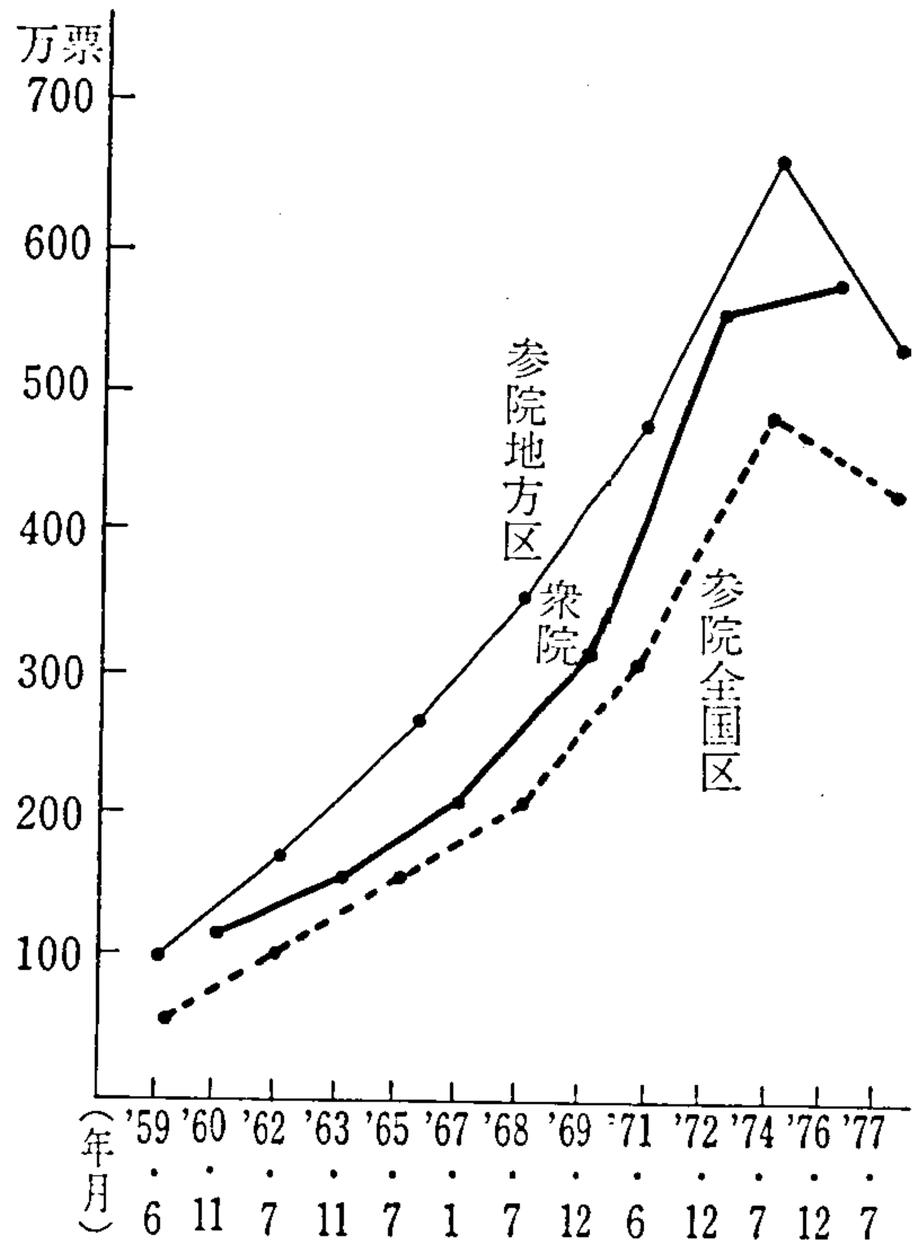

冒頭のあいさつで『重要な価値観において党員が共通の原則に立っている以上（略）一致が生まれるのは当然』との趣旨を述べた。そして『党内民主主義』と『集中』の二つが統一的に強調されるべきだ、ともいった。理論上はそうであろう。だが現実は『集中』の側面が強調され過ぎているのではないか」（『朝日新聞』七六年八月一日、社説）。

政治路線の状況適応は、組織路線の状況適応と相関関係にあるはずである。しかし、日本共産党の場合、政治路線が「柔軟」性を帯びれば帯びるほど、組織路線の「原則」性が確認されなければならないと考えているようである。政治路線の正しさの強調と、党員の革命的気概の高揚によって、第3図に示されているような七〇年代後半における日本共産党の退潮傾向が克服されるかどうか、そこが注目される点となっているようである。

【参考文献】 週刊誌類で日本共産党が扱われる例は多い。『文藝春秋』誌や『週刊文春』誌における共産党分析シリーズなどがそれである。しかし、確実な分析を試みた例は少ないようである。ここでは、以下の三点をあげるにとどめたい。久野収、山崎功、海原峻、上田耕一郎「共産党に問う」『朝日新聞』七六年七月二六日、二七日。田原総一朗「党内から出た宮本日本共産党委員長への異議申立」『中央公論』七七年四月。小山弘健、海原峻編著『現代共産党論——高度資本主義国共産党の変容と展開』（柘植書房）第一部「日本共産党」。

2　大会、中央委員会の開催

共産党の党大会は三年に一回開催されることになっている。第一二回大会が七三年一一月に開かれているので、第一三回大会は七六年一一月に開かれる予定であった。しかし、ロッキード疑獄事件の発生、総選挙を前提とする政局の動向のなかで、共産党は定期大会を一年延期し、臨時党大会を開催、「全党の総決起体制を確立」（金子常任幹部会委員）することをはかった。すでに七六年六月、第九回中央委員会総会が開かれ、第一三回臨時大会に提起される総決起方針案、綱領・規約の改定案、「自由と民主主義の宣言」案が検討されていた。綱領・規約の改定案の内容になるのは「プロレタリア執権」「マルクス・レーニン主義」の用語問題であり、「自由と民主主義の宣言」では、科学的社会主義における自由の位置づけと自由の今日的具体的把握の問題が提起されていた（本年鑑七七年版五〇三、五〇六ページ）。

一〇中総　七六年七月二五日、第一〇回中央委員会総会が開催された。第一三回大会でなされる中央委員会報告（三議案）について討議し、承認した。

第一三回臨時党大会　七六年七月二八日から三〇日にかけて三日間、東京・立川市民会館で開催された。代議員数は一一一六名と報告された。「金権・戦犯・売国政治の根絶、国政の革新を日本共産党の躍進と統一戦線の結成で」と題する大会決議を採択、総選挙に

向けて「全党員一人のこらず総決起」することが訴えられた。「綱領・規約の一部改定」案も採択され、「プロレタリアートの執権」は「労働者階級の権力」に、「マルクス・レーニン主義」は「科学的社会主義」にあらためられることになった。しかし、この改定については、「執権問題にかんする理論問題のすべてに決着をつけることではない」「党綱領から『執権』の用語を削除するというきわめて限定された措置」、「綱領・規約など党の基本的文献のうえでマルクス・レーニン主義の呼称をやめること」にすぎないなどの限定がなされている（不破書記局長報告）。さらに、「自由と民主主義の宣言」が採択されたが、この文書は、たんに「選挙目あての戦術的文書」ではなく、「綱領的見地」の「政策的定式化」にとどまるものでもなく、自由に関する綱領的見地を「理論的体系的に充実、発展」させた綱領的文書であるとの説明がなされている（榊利夫幹部会委員会報告）。大会は、ロッキード疑獄事件の徹底追及に関する特別決議などを採択して終わった（『前衛』七六年九月臨時増刊「日本共産党第一三回臨時大会特集」参照）。

一一中総　臨時党大会であった第一三回大会では中央委員会人事がなされなかった。大会終了後、七六年七月三一日、第一一回中央委員会総会が開催され、幹部会の補充人事がなされた。幹部会委員長代理に不破哲三、幹部会副委員長に上田耕一郎、西沢富夫、村上弘、幹部会委員に小林栄三、中島武敏、韮沢忠雄、星野力が決定された。なお、幹部会は、常任幹部会委員として、岡本博之、諏訪茂、高原晋一を補充した（『赤旗』七六年八月一日）。この人事については、総選挙を前にした共産党の「浮沈をかけた陣容」であるとともに、「若返り」「国会重視」の人事であると評された（『朝日新聞』七六年八月二日）。さらに八月二八日、幹部会議は、書記局次長に諏訪茂、理論委員会責任者代理に小林栄三の起用を決めた。一〇月一四日の幹部会議は、人事局の新設、大衆運動局と統一戦線局の統合（統一戦線・大衆運動局）を決定した。

一二中総　総選挙を間近に、七六年一〇月二三日、第一二回中央委員会総会が開催され、これまで発表してきた総選挙政策を「六大政綱」にまとめ、承認した（『赤旗』一〇月二四日）。

一三中総　総選挙の結果を総括し、参院選への態勢を固める趣旨で、七六年一二月二八日、二九日の両日、第一三回中央委員会総会が開催された。総会決議は、総選挙戦の「敗北の経験」を分析するとともに、参院選における「革命的気概」の発揮を全党員に訴えている（『赤旗』一二月三〇日）。また、日常活動局が新設された。

一四中総　参院選を前にして、七七年四月四日から六日まで三日間にわたって第一四回中央委員会総会が開催され、決議『参院選の前進と機関紙など党勢拡大の大運動期間』の意義と任務」、参院選に当たっての国民への訴え「主権者の手で革新政治への転換を」、参院選政策「日本共産党の重点政策」を採択して終わった（『赤旗』四月七日、九日）。

3　主な政策と方針

第一三回大会開催の時点は、現行綱領の採択一五周年の時点であった。共産党は「綱領のもつ輝かしい生命力を誇る」とともに「今

後の日本の情勢の発展にも十分先駆的な役割を果たすものである」との確信を示した（第一三回大会における宮本委員長のあいさつ）。綱領を具体化する政治路線としては、第一二回大会（七三年一一月）で採択された「民主連合政府綱領についての日本共産党の提案」がある。ここでは、七七年六月、東京都議選と参院選の過程で発表された二つの政策提言に注目しておきたい。革新都政の与党として一〇年間の経験を積んだ共産党の政策立案能力を示し、その地方自治体における政策担当勢力としての経験の蓄積のうえに「政権担当能力ある野党」としての共産党のあり方を示す文書が、以下の二つの政策提言である。本文の引用は省略し目次のみ紹介しておく。

○日本共産党「明日の東京構想」推進委員会『明日の東京構想』（七七年六月、日本共産党東京都委員会発行）
第一章 革新都政の十年と都民の前進　第二章 東京の現状と展望　第三章 住みよい東京のために　第四章 都民のいのちとくらし、福祉水準の向上　第五章 東京の産業の活気ある発展のために　第六章 東京の自治と民主主義

○日本共産党経済政策委員会『日本経済への提言——危機に挑戦する再建計画——』（七七年六月、日本共産党中央委員会出版局発行）
[1]総評
日本経済の現状　経済危機の性格と原因　経済再建のコース　再建コースを保障する経済体制　自主的経済外交　長期的展望
[2]物価安定、不況の克服を統一的にすすめる
物価安定の戦略　社会保障拡充計画　公共投資と国土利用の再編　不況の打開と経済の新しい拡大方式——その計量的検討——
[3]自主的経済基盤を確立する
農家経営の安定と食糧自給をめざす農業再建計画　漁業再建計画　自主的総合的なエネルギー政策の推進でエネルギー危機の克服を
[4]財政、金融を民主的に転換する
国の財政の民主的改革　金融の民主化　地方自治の複権と拡充、地方財政の確立
[5]「経済計画」とその統計的基礎の批判
日本の「経済計画」の批判　政府「経済計画」の基礎的統計の問題点

4　議会外の活動

大衆運動へのとりくみ

第一三回大会の決議として、ロッキード疑獄事件の「全貌解明」を要求する一〇〇万人署名運動をおこなうことを決定、「全民主勢力に共同をよびかけ」て運動を展開した。また、第一三回大会で採択された「自由と民主主義の宣言」は、その案文が七六年六月二日の九中総で採択、発表されたものであるが、その後、七月一二日、同宣言の具体化として「職場に自由と民主主義を」（職場の日田十カ条）が発表され、「企業に憲法なし」といわれる大企業の職場における自由抑圧と人権侵害を告発する闘争が展開された。七六年一〇月五日、「職場の自由と民主主義を守る中央連絡会議」（同会議については本年鑑第二部XI「人権擁護運動」参照）の結成をみている。社会党、公明党、総評などとともに構成している「司法の独立と民主主義を守る国民連絡会議」において、最高裁判事にたいする国民審査の運動などにとりくんだ。総選挙、参院選においては「企業ぐるみ」選挙運動への批判と告発を展開した（企業ぐるみ選挙については本編1—3「第一一回参院通常選挙」参照）。その他、原水爆禁止運動、被爆者救援活動、部落解放運動、基地反対運動、憲法改悪阻止運動へのとりくみ

がなされた。

国際活動　七一年、宮本委員長の訪ソのあと、日本共産党の代表とソ連共産党とのあいだで公式会議が開かれることはなかったが、七六年二月、東京で開かれた第一回予備会談について、七七年一月、モスクワで第二回予備会談が開催された。第二回会談の結果について西沢富夫副委員長は、日ソ両党の関係正常化のための問題解決が「軌道に乗ったと思う」と述べている（『赤旗』七七年一月二三日）。しかし、日ソ漁業交渉問題の進展とともに、日本共産党の漁業交渉代表団の派遣をソ連共産党が「話し合う可能性がない」と拒否、また、日本共産党もソ連共産党にたいし、千島列島をめぐる領土問題についての公開書簡を発するなど（七七年五月）、両党間の関係はふたたびきびしいものとなった。日本共産党と各国共産党との交渉は年一年と活発になっているが、その主なものは以下のとおりである。七六年一〇月の第一八回赤旗まつりにフランス、スペイン、イタリア三国の共産党機関紙代表が参加した。七六年一二月、ベトナム労働党第四回大会に不破書記局長らが出席した。七七年一月、イタリア共産党中央委員会の招待で不破書記局長らがイタリアを訪問、ベルリンゲル書記長らと会談した。同じく七七年一月、イギリス共産党のゴードン・マクレナン書記長、ジャック・ウォディス政治委員会委員らが来日、「日本共産党とイギリス共産党の共同声明」を発表した（『赤旗』七七年一月二九日）。七七年四月、プラハで『平和と社会主義の諸問題』誌の活動に関する共産党・労働者党代表者会議が開かれ米原昶幹部会員らが出席した。七七年五月、西沢副委員長がルーマニア、ハンガリー、ユーゴ三国を訪問した。

5　組織、機関紙、財政

党勢拡大の現状　七三年一一月の第一二回大会以降、党勢拡大運動のための特別月間は、七四年一〇月～一二月、七五年八月～九月、七六年一月～四月、七六年六月～七月、と設定されてきた。その結果、七六年七月の第一三回大会では、党員数、機関紙発行部数についてつぎのような確認がなされている。「わが党はこの十数年間に党員は数万から三十八万余に、『赤旗』読者は数万から三百万をこえる党に成長してきた。この党勢の躍進を土台に、すべての選挙で前進をかちとり、今日、五十九名の国会議員と三千二百名余の地方議員をもつにいたっている」（第一三回大会決議）。

七七年に入ってからは、二月一七日と一八日の両日にわたって開かれた全国都道府県委員長会議で、三月の機関紙読者拡大月間の設定が決定され、七七年四月五日の一四中総では、さらにひきつづいて、七七年四月～五月の党勢拡大大運動期間の設定が決議された。また、七七年四月一三日から一五日の三日間、「参院選での前進と機関紙など党勢拡大のための大運動期間推進全国会議」が開催された（『前衛』七七年六月臨時増刊「日本共産党全国会議」参照）。

財政活動　七五年度の自治省にたいする報告によれば、政治資金収入は約一二〇億円であり、自民党を抜いて共産党がトップである。共産党の政治資金については、文藝春秋社発行

の『諸君』誌や『週刊文春』誌で「共産党の金脈」を明らかにする調査レポートが発行されたことがあるが、これらは内閣調査室の資料「政治資金からみた共産党」と密接な関係（部分的に同文）にあることが、後日、明らかにされ、問題となった。なお、新政治資金規正法による七六年度の収入は一五九億円であり、前年度比プラス三九億円余と自治省に報告されている。

【参考文献】　日本共産党第一三回大会前後に展開された理論問題についての主要な論文をまとめておく。不破哲三「科学的社会主義と執権問題――マルクス、エンゲルス研究――」（『前衛』七六年七月）、増本一彦「ロッキード問題と国政調査権」（同上）、上田耕一郎「科学的社会主義か反共的社会民主主義か」（『前衛』七六年八月）、同「『不思議な政党』の特質とは何か、勝間田反論への再反論」（『前衛』七六年一一月）、同「プロ執権論と統一戦線論との連関――勝間田氏との論争の交通整理（上）」（『前衛』七七年五月）、特集「自由・民主主義と共産党」（『前衛』七六年九月）、小林栄三「三権分立の発展的継承の問題について」（『前衛』七六年一〇月）。なお、第一三回大会を前にして党内論争を公開する趣旨の「党報」が三号発行された。また『赤旗・評論特集版』（週刊）が七七年三月二八日付を第一号として発行されることになった。